

我が国で行われた陪審裁判

— 実証的研究のための資料探究 — 名古屋控訴院管内編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

林真貴子・三阪佳弘・緑 大輔

矢野達雄 (アイウエオ順)

目次

一 はじめに

- 1 本稿編集に至る経緯
- 2 本稿に収録した資料

二 陪審公判一覧表

- 1 名古屋 名古屋地方裁判所における陪審公判一覧表
- 2 安濃津 安濃津地方裁判所における陪審公判一覧表
- 3 岐阜 岐阜地方裁判所における陪審公判一覧表
- 4 福井 福井地方裁判所における陪審公判一覧表
- 5 金沢 金沢地方裁判所における陪審公判一覧表

三 刑事統計年報から見た陪審裁判

- 6 富山 富山地方裁判所における陪審公判一覧表
- 1 名古屋 名古屋地方裁判所における陪審事件処理状況
- 2 安濃津 安濃津地方裁判所における陪審事件処理状況
- 3 岐阜 岐阜地方裁判所における陪審事件処理状況
- 4 福井 福井地方裁判所における陪審事件処理状況
- 5 金沢 金沢地方裁判所における陪審事件処理状況
- 6 富山 富山地方裁判所における陪審事件処理状況

四 予審終結決定・論告・弁論

- 1 名古屋
- ① H S G 丈 (名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月1日判決)
- ② K M 儀三郎 (名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月12日判決)
- ③ N W 辰次郎・S T 武雄 (名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月22日判決)
- ④ I B 芳 (名古屋地方裁判所強盗殺人未遂被告事件昭和4年3月6日判決)
- ⑤ B N 仙助 (名古屋地方裁判所強盗強姦未遂被告事件昭和4年3月8日判決)
- ⑥ O T 増治 (名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月4日判決)
- ⑦ H D 小喜久 (名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月9日判決)

2 岐阜

- ① T Y 安次郎 (岐阜地方裁判所放火被告事件昭和4年1月19日)
- ② M N 清 (岐阜地方裁判所強盗及殺人未遂被告事件昭和4年2月28日)

3 金 沢

① I M直人・N G員直（金沢地方裁判所放火被告人事件昭和3年12月10日判決）

五 諭告・説示・問書・答申

1 名古屋

① H S G丈（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月1日判決）

② K M儀三郎（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月12日判決）

③ N W辰次郎・S T武雄（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月22日判決）

④ I B芳（名古屋地方裁判所強盗殺人未遂被告人事件昭和4年3月6日判決）

⑤ B N仙助（名古屋地方裁判所強盗強姦未遂被告人事件昭和4年3月8日判決）

⑥ O T増治（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和4年7月4日判決）

⑦ H D小喜久（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和4年7月9日判決）

2 岐 阜

① T Y安次郎（岐阜地方裁判所放火被告人事件昭和4年1月19日）

② M N清（岐阜地方裁判所強盗強姦殺人未遂被告人事件昭和4年2月28日）

3 金 沢

① I M直人・N G員直（金沢地方裁判所放火被告人事件昭和3年12月10日判決）

六 刑事判決書

1 名古屋

① H S G丈（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月1日判決）

② K M儀三郎（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月12日判決）

③ N W辰次郎・S T武雄（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和3年11月22日判決）

④ I B芳（名古屋地方裁判所強盗強姦殺人未遂被告人事件昭和4年3月6日判決）

④ I B芳（大審院強盗殺人未遂上告事件昭和4年6月24日判決）

④ I B芳（大審院強盗殺人未遂上告事件昭和4年3月6日判決）「大審院刑事判例集」第8巻第8号）

④ I B芳（大審院強盗強姦殺人未遂上告事件昭和4年3月6日判決）「法律新聞」昭和4年12月10日）

⑤ B N仙助（名古屋地方裁判所強盗強姦未遂被告人事件昭和4年3月8日判決）

⑥ O T増治（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和4年7月4日判決）

⑦ H D小喜久（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和4年7月9日判決）

⑧ G T弘（名古屋地方裁判所放火被告人事件昭和4年10月10日判決）

⑨ J N鶴吉（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和5年1月28日判決）

⑩ Y G清之助（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和5年3月4日判決）

⑪ I I國光（大審院放火上告事件昭和6年11月2日判決）「大審院刑事判例集」第10巻第10号）

⑪ I I國光（大審院放火上告事件昭和6年11月2日判決）「法律新聞」昭和6年12月10日）

⑭ K T平四郎（名古屋地方裁判所放火被告人事件昭和7年2月24日判決）

⑭ K T平四郎（大審院放火上告事件昭和7年7月9日）

⑭ K T平四郎（大審院放火上告事件昭和7年7月9日）「大審院刑事判例集」第11巻第16号）

⑭ K T平四郎（大審院放火上告事件昭和7年7月9日）「法律新聞」昭和8年2月13日）

⑰ K T佐太郎・I I富次郎・S T武雄（名古屋地方裁判所殺人未遂被告人事件昭和9年12月14日判決）

⑱ Y Wちよの（名古屋地方裁判所殺人被告人事件昭和14年11月10日判決）

⑱ Y Wちよの（大審院殺人被告人事件昭和15年3月30日判決）

2 安濃津

- ① K松雄（大審院殺人未遂上告事件昭和5年1月24日判決「大審院刑事判例集」第9巻第1号）
- ① K松雄（大審院殺人未遂上告事件昭和5年1月24日判決「法律新聞」昭和5年4月13日）

3 岐阜

- ① TY安次郎（岐阜地方裁判放火被告事件昭和4年1月19日）
- ② MN清（岐阜地方裁判強盗殺人未遂被告事件昭和4年2月28日）
- ② MN清（大審院強盗殺人未遂上告事件昭和4年6月6日「法律新聞」昭和4年11月5日）

4 福井

- ① SGP平一（大審院強盗傷害上告事件昭和5年3月10日判決「大審院刑事判例集」第9巻第3号）
- ① SGP平一（大審院強盗傷害上告事件昭和5年3月10日判決「法律新聞」昭和5年6月10日）

5 金沢

- ① IM直人・NG員直（金沢地方裁判所放火被告事件昭和3年12月10日判決）
- ① IM員直（大審院放火上告事件昭和4年4月6日判決「大審院刑事判例集」第8巻第3号）
- ① IM員直（大審院放火上告事件昭和4年4月6日判決「法律新聞」昭和4年6月5日）
- ② M勝見（金沢地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年9月27日判決）

七 新聞報道に見る陪審公判

1 司法省陪審宣伝並各地法況

2 陪審公判に関する新聞報道

- (一) 名古屋 陪審公判に関する新聞報道
- (二) 安濃津 陪審公判に関する新聞報道

(三) 岐阜 陪審公判に関する新聞報道

(四) 福井 陪審公判に関する新聞報道

(五) 金沢 陪審公判に関する新聞報道

(六) 富山 陪審公判に関する新聞報道

八 陪審公判に対する判検事・弁護士の感想

1 名古屋 (一) 判検事の感想、(二) 弁護士の感想

2 岐阜 (一) 弁護士の感想

3 金沢 (一) 弁護士の感想

4 富山 (一) 弁護士の感想

九 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

1 名古屋 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

2 安濃津 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

3 岐阜 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

4 福井 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

5 金沢 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

6 富山 (一) 判事の閱歴、(二) 検事の閱歴、(三) 弁護士の閱歴

一〇 おわりに

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山)、「大阪控訴院管内における陪審裁判」(大阪・京都・奈良・大津・和歌山・神戸・徳島・高松・高知)、および「東京控訴院管内における陪審裁判」(東京・横浜・浦和・千葉・水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟)に関する資料集に続くものであつて、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」(名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山)に関する資料を収録した。

(注1)「我が国で行われた陪審裁判」の調査・研究は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、元第二東京弁護士会所属)が中心となつて、同会を構成する次のメンバーと共同して調査・研究を行なつている。

加藤高(広島修道大学名誉教授(初代会長)、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔(一橋大学法学研究科准教授(元広島修道大学法学部助教、刑事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(現会長)、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史))。

また、「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究から、緑大輔と入れ替りに三阪佳弘(大阪大学大学院高等司法研究科教授(日本法制史))が参加し、「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、緑大輔が再度参加することになった。更に、今回の「名古屋控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、林真貴子(近畿大学法学部教授(日本法制史))が参加することになった。

(注2)これまでに発表した広島控訴院管内・大阪控訴院管内・東京控訴院管内における陪審裁判に関する資料集・論文は、次の通りである。その内、『修道法学』に掲載されたものは、修道大学のウェブサイト「学術リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

①緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」(『修道法学』第29巻第2号・二〇〇七年二月)

②緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」(『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月)

③加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)―予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月)

④加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)―防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心にみる陪審裁判―」(『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月)

⑤加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判―陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月)

⑥居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判―陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)

⑦増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)

⑧増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『法制史研究』60・法制史学会年報、二〇一一年三月)

⑨矢野達雄「愛媛における陪審裁判」(『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月)

⑩増田修・編「広島における陪審裁判(3) 補遺―問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪

審裁判——『修道法学』第34巻第1号、二〇一一年九月)

⑭増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『JLF NEWS』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月)

⑮加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」(『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月)

⑯居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判——刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞(愛媛版)を中心にみる陪審裁判——」(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)

⑰緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判、資料解題」(『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)

⑱増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」(『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)

⑲増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(大阪編・上)(『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月)

⑳増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(大阪編・下)(『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年三月)

㉑増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(京都・奈良・大津・和歌山編・上)(『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月)

㉒増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(京都・奈良・大津・和歌山編・下)(『修道法学』第38巻第2号・二〇一六年二月)

㉓増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(神戸・徳島・高松・高知編)(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

㉔増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)東京編(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

㉕増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)横浜・浦和・千葉編(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

㉖増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

なお、『修道法学』第39巻第2号付録CDには、⑳㉑㉒も再録した。

(注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審訊問調書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『JLF NEWS』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る)では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死の認定)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30~40%程度であり、また求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」(『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年九月)において、陪審公判の実態を実証的に分析をした。

(注6) 「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「大阪控訴院管内における陪審裁判

—実証的研究のための資料探究—(1)大阪編、(2)大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(2)京都・奈良・大津・和歌山編、および(3)「大阪控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(3)神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、①は平成25年11月11日公益財団法人日弁連法務財団(以下、日弁連法務研究財団という)・研究部会、②・③は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。(注7)「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—」の調査資料は、①「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(1)東京編」、②「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(2)横浜・浦和・千葉編」、および③「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、平成28年11月14日開催された、日弁連法務研究財団研究部会において、同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまでの間に行われた。その間、名古屋控訴院管内においては、四〇件(二一陪審公判一覽表)の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがあ

る。そこで、名古屋控訴院管内の各地方裁判所に閲覧謄写申請をしたが、陪審公判始末簿・

刑事第一審公判始末簿は、残っていないなどということであった。名古屋控訴院管内の各地方検察庁においては、陪審事件の判決書は、名古屋地方検察庁に一八件中一件(①事件・③事件・⑤事件、⑦事件・⑩事件・⑭⑮事件)および金沢地方検察庁に三件中二件(②事件・⑥事件)は保存されていたが、安濃津・岐阜・福井・富山の各地方検察庁には、保存されていないという。しかし、刑事判決は、『名古屋控訴院管内説示集』に名古屋地方裁判所は七件(①事件・⑦事件)、岐阜地方裁判所は一二件(①②事件)、金沢地方裁判所は一件(①事件)が収録されている。

その外、本稿には、『大審院刑事判例集』、『法律新聞』、『陪審説示集』、『陪審問書集』、『名古屋控訴院管内陪審説示集』などを検索し、予審終結決定、検事論告、弁護士弁論、裁判長論告、説示、問書・答申、刑事判決を収録した。

新聞報道は、名古屋は大阪朝日新聞名古屋版、名古屋新聞、新愛知、安濃津は大阪朝日新聞三部版、伊勢新聞、岐阜は大阪朝日新聞岐阜版、岐阜日日新聞、福井は大阪朝日新聞福井版、福井新聞、金沢は大阪朝日新聞金沢版、北國新聞、富山は大阪朝日新聞富山版、富山日報、富山新報(北陸日日新聞)、高岡新聞、北陸タイムス、越中新聞などを検索・収集した。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の閲歴、ならびに名古屋控訴院長、名古屋控訴院検事長、名古屋地方裁判所部長の陪審裁判についての感想を収録した。

(注1)名古屋弁護士会会史編纂特別委員会編『名古屋弁護士会史』戦前編(名古屋弁護士会・一九九三年二月)には、第三章「法律改正と当会の活動」・「陪審法と弁護士」の項目がある。そこでは、「はじめに」、「陪審法の成立について」、「陪審裁判の施行」、「陪審裁判の実情」、「陪審法の停止について」が論じられている。名古屋で行われた陪審裁判については、名古屋で最初の陪審裁判(①

事件)の紹介と、陪審公判一八件中、九件(①～⑧事件、岐阜①事件)の一覧表が紹介されている。

(注2) 岐阜弁護士会には、会史編集委員会編『弁護士制度百年記念 岐阜県弁護士会の歩み』(岐阜県弁護士会・一九八一年四月)、および創立百周年記念事業実行委員会編『岐阜県弁護士会の歩み 創立百周年記念』(岐阜県弁護士会・一九九四年三月)があるが、岐阜で行われた陪審公判に関する記述はない。

(注3) 金沢弁護士会百年史出版部会編『金沢弁護士会百年史』(金沢弁護士会・一九九六年三月)、および会史編集委員会編『富山県弁護士会の歩み』(富山県弁護士会・一九七七年三月)には、金沢・富山で行われた陪審公判に関する記述はない。

二 陪審公判一覧表

本資料集に収録した陪審公判は、名古屋地方裁判所一八件、安濃津地方裁判所四件、岐阜地方裁判所六件、福井地方裁判所六件、金沢地方裁判所三件、富山地方裁判所三件、合計四〇件で、次の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。

4			3			昭和
更新	請求	法定	更新	請求	法定	種別
		5			3	名古屋
		1				安濃津
		2				岐阜
	1					福井
		1			1	金沢
						富山
		10			4	合計
4			3			昭和

11			10			9			8			7			6			5			
請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定		
							2			1			1			3				2	
													1			1				1	
				1				1		1						1					1
							1														
													1			1					
							2	1	3				3			5					4
11			10			9			8			7			6			5			

裁判所	計 合				14			13			12			更新
	合計	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	
名古屋	18			18			1							
安濃津	4			4						1				
岐阜	6	1		5										
福井	6	1		5						1	1			
金沢	3			3										
富山	3			3									1	
合計	40	2		38			1			2	1		1	
昭和	計 合				14			13			12			

(注) 「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。「更新」は、裁判所が陪審の答申を採択せず、更に他の陪審の評議に付した再陪審事件(陪審法第95条)である。

その概要は、「陪審公判一覧表」の通りである。陪審公判一覧表は、名古屋控訴院管内陪審説示集、刑事判決書、新聞記事などにより作成した。その内、安濃津③事件は、主問「然

り」が採択されて有期懲役刑が求刑されたが、判決は不明である。

無罪は、名古屋③(殺人未遂、2分の1)・⑥(殺人)・⑫(放火)・⑬(放火、2分の1)・⑮(放火)・⑯(放火)・⑰(放火)・福井③(放火)事件、金沢③(放火・放火教唆)事件、富山①(殺人)事件である。無罪は、名古屋一八件中五件、安濃津四件中〇件、岐阜六件中〇件、福井六件中一件、金沢三件中一件、富山三件中一件、合計四〇件中七件で、無罪率は一七・五%である。

縮小認定は、名古屋②(殺人未遂→傷害)・⑤(強盗・強姦未遂→強姦未遂)・⑦(殺人→傷害致死)・⑨(殺人→傷害致死)・⑩(殺人未遂→傷害)事件、金沢②(放火未遂→器物損壊)事件である。縮小認定は、名古屋一八件中五件、安濃津四件中〇件、福井六件中〇件、岐阜六件中〇件、金沢三件中一件、合計四〇件中六件で、縮小認定率は一五・〇%である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は、三二・五%である。

- ・ ④(強盗殺人未遂、15年→12年)・⑧(放火、10年→6年)・⑪(放火・放火未遂、7年→5年)・⑬(放火、7年→5年)・⑭(放火、6年→5年)・⑰(殺人未遂、8年→6年、8年→5年、4年→3年6月)事件、安濃津②(殺人、12年→8年)・④(放火、8年→7年)事件、岐阜①(放火未遂、6年→5年)・②(強盗・殺人未遂、無期→15年)・③(放火未遂、3年→2年6月)事件、福井①(強盗傷害、5年→3年6月)・②(放火、8年→6年)・④(放火、7年→6年)事件、金沢①(放火、11年→10年、10年→9年)事件、富山②(放火、10年→8年)事件、合計一七・五件である。
- ・ 求刑と同じ判決量刑の事件は、名古屋⑱(殺人、8年)事件、安濃津①(殺人未遂、5年)事件、安濃津①(殺人未遂、5年)事件、富山①(殺人未遂、5年)事件、岐阜⑤(放火、8年)・⑥(強盗殺人、死刑。強盗殺人幫助、5年)事件、富山③(放火未遂、8年)事件、合計六件である。

執行猶予は、福井⑥(放火未遂、2年6月→2年・執行猶予3年)事件の一件、死刑は、岐阜④(強盗傷人、

死刑)事件の一件である。

更新は、岐阜④(放火・無罪↓再陪審⑤有罪)事件、福井⑤(放火未遂・無罪↓再陪審⑥有罪)事件の二件である。

未決勾留日数を本刑に算入した事件は、名古屋②(殺人未遂↓傷害)・⑦(殺人↓傷害致死)・⑨(殺人↓傷害致死)・⑩(殺人未遂↓傷害)・⑪(放火・放火未遂、2名共)・⑬(放火、2名共)・⑭(放火)・⑰(殺人未遂、3名共)・⑱(殺人)事件、安濃津①(殺人未遂)事件、岐阜⑤(放火)事件、福井④(放火)事件、金沢①(放火、2名共)・②(放火未遂↓器物損壊)事件の一四件である。

1 名古屋地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・3件(無罪1件)

判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
① 3・11・1	殺人未遂 (恋人斬り)	懲役6年 (懲役7年)	H S G 文 株式会社店員(27)	稲田競 中村主税 熊澤恪郎	増田疇彦 餅原惟光	松岡光雄
② 3・11・12	殺人未遂 (肥後の守による 殺人未遂)	傷害 懲役10月・未決拘留60日 算入(懲役1年6月)	K M 儀三郎 沖壳商(44)	渡邊久 梶村謙吾 井上俊雄	増田疇彦	高田保一
③ 3・12・22	殺人未遂 (蛙と罵られて興 行師斬り)	懲役5年(懲役7年) 無罪	N W 辰次郎、 養蛙業雇人(22) S T 武雄	渡邊久 梶村謙吾 井上俊雄	増田疇彦	川淵千藏 馬場小八

無職(17)						
--------	--	--	--	--	--	--

昭和4年・5件(無罪1件)

判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
④ 4・3・6	強盗殺人未遂 (老婆殺し未遂)	強盗殺人未遂 懲役12年 (懲役15年)	I B 芳 無職(21)	稲田競 熊澤恪郎 松村篤郎	永岡外次	小幡良平 馬場小八・官選
⑤ 4・3・8	強盗強姦未遂	強姦未遂 懲役2年 (懲役3年)	B N 仙助 建具職(36)	渡邊久 梶村謙吾 古川鍵三郎	永岡外次	渡邊萬作
⑥ 4・7・4	殺人 (無頼の実兄殺 し)	無罪 (傷害致死・正当防衛)	O T 増治 農(23)	稲田競 中川衛 松村篤郎	永岡外次	岡本實太郎 岡本照吉
⑦ 4・7・9	殺人 (女同志の賭博 から殺人)	傷害致死 懲役2年・未決勾留100日 算入(懲役3年)	H D 小喜久 無職(28)	稲田競 堀内齋 加藤英恭	永岡外次	平山文治
⑧ 4・10・10	放火 (保険金詐欺)	懲役6年 (懲役10年)	G T 弘 製糸業(27)	稲田競 中村主税 熊澤恪郎	徳江治之助	鈴木五六

(注)④事件は、上告(弁護士小幡良平・八木力三・湯島敏勝)したが、大審院は昭和4年6月24日、上告を棄却した。

昭和5年・2件

⑩	5・3・4	殺人未遂 (娼妓殺し)	傷害 懲役1年6月・未決勾留 90日算入(懲役3年)	YG清之助 すし屋雇人(25)	稲田競 中村主税 荻本亮逸	徳江治之助	星野國次郎
⑨	5・1・28	殺人 (酒の上の口論 で友を殺す)	傷害致死 懲役5年・未決勾留150日 算入(懲役6年)	JN鶴吉 (28)	稲田競 中村主税 荻本亮逸	徳江治之助	浦野光義
		公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士

昭和6年・3件(無罪1件)

⑪	6・4・24	放火並放火未遂 (恨みの放火)	懲役5年・未決勾留100日 算入(懲役7年)	II國光 農(22)	日下一郎	徳江治之助	馬場小八
⑫	6・5・12	放火 (主人に対する 復讐)	無罪	TH庄六 雇人(22)	日下一郎	徳江治之助	堤孝一
		放火並放火未遂 (破毀差戻後の 通常公判)	懲役5年・未決勾留400日 算入	II國光 農(23)	梶村謙吾		坂野憲治
		放火	無罪				
		公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士

⑬	6・6・4	放火 (恨みの放火)	懲役5年・未決勾留200日 算入(懲役7年) 4件中2件無罪	IM金次郎 農(51)	日下一郎	徳江治之助	長尾信・官選
		放火 (通常公判)	懲役2年・未決勾留200日 算入(懲役3年)	AI和夫 (共犯)(28)	日下一郎	磯谷文次	高山平次郎 堀部先之助

(注) ⑪事件は、上告(弁護士山田嘉人・岡田庄作)したところ、昭和6年11月2日、大審院は原判決を破毀差戻(陪審法第76条第3項・第104条第5号)した。破毀差戻後は、名古屋地方裁判所において通常公判で、昭和7年6月1日、原審通りの判決があった。

昭和7年・1件

⑭	7・2・24	放火 (保険金詐取)	懲役5年・未決勾留80日 算入 (懲役6年)	KTP平四郎 畳製造業(35)	日下一郎 佐々木義朗 石谷三郎	徳江治之助	齋藤最 宮崎巖雄
---	--------	---------------	------------------------------	--------------------	-----------------------	-------	-------------

(注) ⑭事件は、上告(弁護士長井伸之介・相澤隼人・伊勢勝藏・齋藤最)したが、昭和7年7月9日、大審院は上告を棄却した。

昭和8年・1件(無罪1件)

⑮	8・9・27	放火 (別れ話から放 火)	無罪	SYじょう 青物商(29)	北本常三郎	松藤正憲	和田本寄太郎 重長直次
		公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士

昭和9年・2件（無罪1件）

⑬	判決日(昭和)	9・5・18	放火 (憂いの母心から放火)	無罪	判決(求刑)	被告人(年齢)	Y N ぎん 農(52)	判事	北本常三郎 大西和夫 松村篤郎	検事	松藤正憲	弁護士	和田本寄太郎
⑭	判決日(昭和)	9・12・14	殺人未遂 (親分の跡目相続に絡む殺人未遂)	懲役6年(懲役8年) 未決勾留250日算入	懲役5年(懲役8年) 未決勾留250日算入	被告人(年齢)	K T 佐太郎 興行師(40) I I 富次郎 香具師(41) S T 武雄 日雇(23)	判事	北本常三郎 大西和夫 松村篤郎	検事	松藤正憲	弁護士	相澤隼人 齋藤最 坂野憲治 支松千代一

昭和14年・1件

⑮	判決日(昭和)	14・11・10	殺人 (情夫殺し)	懲役8年・未決勾留150日 算入 (懲役8年)	被告人(年齢)	判事	川井寛次郎	検事	野々山藤重 野々山藤重 拂善市 長谷川正明	弁護士	野々山藤重	弁護士	野々山藤重
---	---------	----------	--------------	-------------------------------	---------	----	-------	----	--------------------------------	-----	-------	-----	-------

(注) ⑮事件は上告(弁護士赤井幸夫、野々山藤重)し、昭和15年3月30日、大審院は破毀差戻の判決(説示証拠として採用されていない被告の警察官検事に対する供述を用いた、陪審法第76条第3項違反)をした。被告人は、破毀差戻後、陪審裁判を辞退して通常公

判で、名古屋地方裁判所において、昭和15年7月11日、懲役6年・未決勾留1年2月算入の判決を受けた。

2 安濃津地方裁判所における陪審公判

昭和4年・1件

①	判決日(昭和)	4・10・11	殺人未遂 (実兄一家毒殺未遂)	懲役5年・未決勾留60日 算入 (懲役5年)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士	K 松雄 農(27)	松田孫治郎 薄井大介 戸塚濱造	高橋久衛	小林秀樹
---	---------	---------	--------------------	------------------------------	---------	----	----	-----	---------------	-----------------------	------	------

(注) ①事件は、上告(弁護士小林秀樹・吉田勇之助)したが、昭和5年1月24日、大審院は上告を棄却した。

昭和5年・1件

②	判決日(昭和)	5・4・4	殺人 (工事現場の口論から)	懲役8年 (懲役12年)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士	S M 松榮 鉄筋工(22)	多田常太郎 戸塚濱造 牛山要	水田正之	西村美樹
---	---------	-------	-------------------	-----------------	---------	----	----	-----	-------------------	----------------------	------	------

昭和6年・1件

③	判決日(昭和)	6・7・6 (注、求刑日)	放火	懲役6年 (懲役4年)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士	K T 久之丞(29) K T 宇三郎(23)	多田常太郎	高橋久衛	弁護士
---	---------	------------------	----	----------------	---------	----	----	-----	----------------------------	-------	------	-----

(注) ③事件は、昭和6年7月6日に論告・求刑されたが、判決日・判決量刑は不明である。

昭和13年・1件

④	判決日(昭和)	13・4・11	公訴罪名	放火 (怒みの放火)	判決(求刑)	懲役7年 (懲役8年)	被告人(年齢)	A源兵衛 小学校小使(46)	判事	松嶋政一 橘川喜三次	検事	立川俊夫	弁護士	秋山・永井 (長井源)
---	---------	---------	------	---------------	--------	----------------	---------	-------------------	----	---------------	----	------	-----	----------------

3 岐阜地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件

①	判決日(昭和)	4・1・19	公訴罪名	放火未遂 (田地返還を逃れるため)	判決(求刑)	懲役5年 (懲役6年)	被告人(年齢)	TY安次郎 農業(28)	判事	白井清左衛門 梅山實明	検事	千葉譲祐	弁護士	野村溪一
②	判決日(昭和)	4・2・28	公訴罪名	強盗及殺人未遂 (金品強奪のため棍棒で殴る)	判決(求刑)	懲役15年 (無期懲役)	被告人(年齢)	MN清 農業(32)	判事	梅山實明 下山伊三郎 吉村國作	検事	下秀雄	弁護士	小森公敏

(注) ②事件は、上告(弁護士小林公敏)したが、昭和4年6月6日、大審院は上告を棄却した。

昭和6年・1件

	判決日(昭和)		公訴罪名		判決(求刑)		被告人(年齢)		判事		検事		弁護士	
--	---------	--	------	--	--------	--	---------	--	----	--	----	--	-----	--

③	判決日(昭和)	6・7・16	公訴罪名	放火未遂 (情婦の変心を憤り放火)	判決(求刑)	懲役2年6月 (懲役3年)	被告人(年齢)	KKB重太郎 (66)	判事	戸田常次郎	検事	北岡淳	弁護士	平岩忠次郎
---	---------	--------	------	----------------------	--------	------------------	---------	----------------	----	-------	----	-----	-----	-------

昭和8年・2件(更新1)

④	判決日(昭和)	8・4・14	公訴罪名	放火 (保険金詐取)	判決(求刑)	更新(無罪答申)	被告人(年齢)	KUひで (56)	判事	白井茂	検事	佐藤適	弁護士	田中草也 中山武雄
⑤	判決日(昭和)	8・6・26	公訴罪名	放火 (保険金詐取)	判決(求刑)	懲役8年・未決勾留200日 算入 (懲役8年)	被告人(年齢)	KUひで (56)	判事	余郷現貞 松浦彌太郎 小久保峯雄	検事	佐藤適	弁護士	田中草也 中山武雄 中山武雄

(注) ⑤事件は、④事件の再陪審である。

昭和10年・1件

⑥	判決日(昭和)	10・7・16	公訴罪名	強盗殺人 強盗殺人幫助	判決(求刑)	死刑(死刑) 懲役5年 (懲役5年)	被告人(年齢)	OU源作 荷馬車引兼農 OUてる 無職(53)	判事	余郷現貞	検事	田部顯穂	弁護士	大道寺慶男
---	---------	---------	------	----------------	--------	--------------------------	---------	----------------------------------	----	------	----	------	-----	-------

(注) ⑥事件は、上告審（弁護士大道寺慶男）において、昭和10年11月19日破毀移送（名古屋地裁）の判決があった。破毀移送後は、被告人等らは陪審公判を辞退し通常公判で審理され、昭和11年12月28日、第一審の名古屋地裁において、被告人源作は強盗殺人・無期懲役、被告人等らは強盗幫助・懲役2年執行猶予3年の判決を受けた。被告人等は名古屋控訴院に控訴したが、昭和13年8月1日、被告人源作は死刑、被告人等らは懲役2年執行猶予3年の判決を受けた。被告人等は無罪を主張して上告したが、被告人源作は、昭和13年10月20日、名古屋拘留所において病死し、公訴棄却となった。被告人等については、昭和13年11月25日、上告審で、原審通りの判決があった。

4 福井地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件

①	判決日(昭和)	4・11・29	公訴罪名	強盗傷害 (芦原街道の追剥 ぎ)	判決(求刑)	懲役3年6月 (懲役5年)	被告人(年齢)	SG平一 運送業(25)	判事	内藤諒太郎 志水貞元	検事	松野嘉七	弁護士	辻岡尚 辻岡質
										別所大				

(注) ①事件は、上告(弁護士辻岡尚・米田爲治)したが、昭和5年3月10日、大審院は上告を棄却した。

昭和5年・1件

②	判決日(昭和)	5・10・11	公訴罪名	放火 (妻の前情夫の家 に嫉妬から放火)	判決(求刑)	懲役6年 (懲役8年)	被告人(年齢)	WN作右衛門 農(28)	判事	内藤諒太郎	検事	原康治郎	弁護士	辻岡尚 辻岡質 堤重恭
---	---------	---------	------	----------------------------	--------	----------------	---------	-----------------	----	-------	----	------	-----	-------------------

(注) ②事件は上告したが、結果不明。

														金井博
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

昭和7年・1件(無罪1件)

③	判決日(昭和)	7・3・24	公訴罪名	放火 (放火か失火か)	判決(求刑)	無罪	被告人(年齢)	NH仁太郎 指物職(32)	判事	別所大 長井運平 星野武雄	検事	原康治郎	弁護士	下牧長次郎
---	---------	--------	------	----------------	--------	----	---------	------------------	----	---------------------	----	------	-----	-------

昭和11年・1件

④	判決日(昭和)	11・11・21	公訴罪名	放火	判決(求刑)	懲役6年・未決勾留160日 算入(懲役7年)	被告人(年齢)	SI利右衛門 農(59)	判事	松浦欣	検事	兼松正勝	弁護士	大橋如
---	---------	----------	------	----	--------	---------------------------	---------	-----------------	----	-----	----	------	-----	-----

(注) ④事件は上告したが結果不明。

昭和12年・1件(更新1)

⑤	判決日(昭和)	12・12・12	公訴罪名	放火未遂 (娘夫婦との折 り合い悪く放火)	判決(求刑)	更新(無罪答申)	被告人(年齢)	HYさと 青物商(49)	判事	山崎菊太郎 戸塚濱造 渡邊一男	検事	兼松正勝	弁護士	藤井剛士
---	---------	----------	------	-----------------------------	--------	----------	---------	-----------------	----	-----------------------	----	------	-----	------

昭和13年・1件

⑥	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	13・2・8	放火未遂 (娘夫婦との折 り合い悪く放火)	懲役2年・執行猶予3年 (懲役2年6月)	HYさと 青物商(50)	伊佐早信 大森戒三 森文治	小澤八十	藤井剛士

(注) ⑥事件は、⑤事件の再陪審である。

5 金沢地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和3年・1件

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	3・12・10	放火 (保険金詐取)	懲役9年・未決拘留60日 算入(懲役10年)	IM直人 元養鶏業(25)	谷眞心 松浦彌太郎	岩淵彰郎	(今村弁護)
	3・12・24	詐欺 (通常公判)	懲役6月 算入(懲役11年)	IM直人 元養鶏業(25)	土屋爲雄		堀勝介 (中川弁護)
			詐欺未遂 懲役6月	NG員直 元養鶏業(28)			豊島武夫 重山徳好 北山八郎

(注) ①放火事件被告人NG員直は、上告(弁護士小野塚久太郎)したが、昭和4年4月6日、大審院は上告を棄却した。

昭和4年・1件

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	4・9・27	放火未遂 (惚れた去妓に 振られて放火)	器物損壊 懲役8月・未決拘留100日 算入(懲役8月)	M勝見 農兼牛馬商(33)	阪口清 松浦彌太郎 田中一郎	猪原敬勝	廣瀬嘉一

昭和10年・1件(無罪1件)

③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	10・9・5	放火教唆 (保険金詐取)	無罪	KB龍 機業(40)	六鹿貢 柴原八一	佐藤貞藏	重山徳好 今島康藏
		放火 (保険金詐取)	無罪	KB新一 職工(22)	鈴木文五郎		

6 富山地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和7年・1件(無罪1件)

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	7・9・29	殺人 (嬰兒殺し)	無罪	EJたか 無職(27)	細谷朝次 島宗一永 小久保峯雄	森勇	深井龍太郎 小林宗信

昭和8年・1件

②	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	8・6・23	放火 (借財支払い遁れ)	懲役8年 (懲役10年)	OY爲治 薪炭商(44)	島宗一永 高橋嘉平 瀧川重郎	池永博	小林宗信

昭和12年・1件

③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	12・1・27	放火未遂 (保険金詐取)	懲役8年 未決勾留360日算入 (懲役8年)	H T善一郎 洋服仕立職(55)	小室薫 高野誠三 中林利一	平野丹治	小林宗信

三 刑事統計年報から見た陪審裁判

名古屋控訴院管内の名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山地方裁判所には、いづれも陪審公判始末簿が残存していないので、刑事統計年報に基づいて、陪審事件の処理状況を作成した。

(注1)『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覽表」が掲載されている。その「一覽表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未結局事件などの件数・人数が記載されている。しかし、『刑事統計年報』の昭和一六年以降分には、この「一覽表」は掲載されていない。

なお、刑事統計年報は、現在は国立国会図書館デジタルコレクションに収録されている。

(注2)『刑事統計年報』の前記「一覽表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

(注3)「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次に繰越された事件数である。

(注4)受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑法第365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。()内数字のない箇所は、件数と人数が同一の場合である。

(注5)司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからのである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 名古屋

名古屋地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、先ず、法定陪審事件の殆どが、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。この陪審事件の過少は全国的な現象でもある。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退
10	4	35 (39)	33 (34)	1 (2)
11	4 (6)	14	13 (14)	1 (2)
12	4	22 (25)	18	7 (10)
13	1	15	11	3
14	1	11	5	7
15		15		14
16	1			

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		4	2			
4	2	21	16	2	1	
5	4	24 (25)	18	4 (5)	1	
6	5	26 (28)	25	3	1 (2)	
7	2 (3)	26 (28)	15	10 (13)		
8	3	41 (50)	26	6		
9	12 (21)	26	26 (35)	8		

殆どが通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ない。自白による事件処理した年が、辞退による事件処理をした年よりも多いが、昭和14年は辞退による事件処理が自白より多くなり、昭和15年は一五件中一四件が辞退で事件処理がなされている。

2 安濃津

公訴棄却
1
1
1

昭和(年)	旧受理	旧受理	自白	辞退	陪審公判
10	7 (8)	83 (89)	41	42 (48)	
11	6 (7)	82 (90)	56	26 (35)	
12	5	82 (83)	43	33 (34)	
13	10	69 (70)	43	26 (27)	
14	10	58 (59)	35	28 (29)	1
15	4	53	28	24	
16	5				

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		20 (21)	13	1	3 (4)	
4	3	75 (81)	34	27 (33)	5	
5	9	90 (92)	36	55 (57)	2	
6	6	97 (105)	28	60 (64)	3	
7	12 (16)	107 (119)	35	75 (91)	1	
8	8	88	43	48	1	
9	4	93 (107)	39	49 (60)	2 (4)	

法定陪審事件においても、殆どの事件は自白事件であるというのであるから、公判または公判準備手続における取調において公訴事実を認めるとき(自白)は、陪審の評議に付すことを得ない(陪審法第7条)と定められているので、事件処理としては自白が圧倒的に多いはずである。しかし、自白より辞退による事件処理をした年も多く、自白していても、自白で事件処理をする前に、被告人の辞退で事件処理がなされていることを示している。

陪審公判	公訴棄却
1	

3 岐阜

殆どが通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ない。辞退による事件処理よりも、自白による事件処理をした年が多い。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		10	7			
4	3	28(29)	20	7(8)	2	
5	2	30(31)	26	4(5)		
6	2	18(19)	13	4	1	
7	2(3)	27	18	4(5)		1
8	6	24(27)	13	9(12)	2	
9	6	34(36)	30	5(6)		1

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
10	4(5)	17(18)	18	1(2)	1(2)	
11	1	18	15	2		
12	2	33	16	8		
13	11	16	18	9		
14	12		7	4		
15	1	11(13)	11(13)			
16	1					

4 福井

殆どが通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ない。昭和5年から、自白による事件処理が零で、辞退による事件処理ばかりとなっている。この現象は、自白していても、自白で事件処理をする前に、意識的に辞退で事件処理をしていた(例えば、辞退を勧める)ことを示している。

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3						
4		6	4	1	1	
5		20		13	1	
6	6	13		18		
7	1	15(16)		13(14)	1	
8	2	15		15		
9	2	11		12		
10						
11						18
12						17(20)
13						13(14)
14						10
15						7(10)
16						

旧受理	昭和(年)
1	10
	11
2	12
	13
	14
2	15
	16

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
						3
		5	2	7		4
		3 (5)	4	8 (10)		5
		6 (7)	4	11 (12)	1	6
	1	12 (14)	4	15 (17)	2	7
	1	8 (10)	7	17 (19)		8
		10	6	16	1	9

殆どが通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ない。自白による事件処理よりも、辞退による事件処理の方が多し。

6 富山

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理
	1 (2)	15 (17)		15 (18)
		16 (19)		16 (19)
		14		14
		17		17
		22 (26)		22 (26)
		6		6

旧受理	昭和(年)
1	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
	1 (2)	3 (5)		4 (7)		3
	1	3	1	5		4
		12		12		5
		7	1	8		6
		11 (13)	1	13 (15)		7
		17 (18)		17 (18)	1	8
		13		13	1	9

殆どが通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ない。自白による事件処理が零件で、あっても昭和4年・6年・7年が一件だけで、辞退による事件処理ばかりとなっている。

5 金沢

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白
		12	
	1	17	
	1	13 (16)	
	1	15 (16)	
		10	
		7 (10)	

新受理	12 (13)	7 (8)	8	7	13	4
自白	4		6	1		
辞退	9 (10)	5 (6)	3	6	17	6
陪審公判			1			
公訴棄却						

四 予審終結決定・論告・弁論

『名古屋控訴院管内説示集』（名古屋控訴院・一九三〇年二月）には、名古屋地方裁判所（①事件）（⑦事件）、岐阜地方裁判所（①②事件）、金沢地方裁判所（①事件）における陪審公判の予審終結決定（予審判事）、論告（判事）、論告（検事、名古屋④⑤事件のみ）、弁論（弁護人、名古屋④⑤事件のみ）、説示（裁判長）、問書（裁判長）・答申（陪審長）が収録されている。

本項には、予審終結決定（名古屋①～⑦事件、岐阜①②事件、金沢①事件。ただし金沢①事件は公訴事実）、論告（名古屋④⑤事件）、弁論（名古屋④⑤事件）を収録した。

1 名古屋

① HSG 丈（名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月1日判決）

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 岐阜県恵那郡□□村□□間□□百□□□番地ノ□

住居 名古屋市中区□□町□□丁目□番地 Y E 清次郎方

株式会社員

H S G 丈

当二十七年

右殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告ハ昭和三年三月以来名古屋市中区□□町□□丁目□番地 Y E 清次郎方ニ同居セシモノナル処、隣家ナル N J 重治ノ妹政子（当十六年）ノ容色ニ懸想シ、全年五月頃艶書ヲ交付シ遂ニ相思ノ仲トナリシカ政子カ適外出先ヨリ夜陰帰宅スルコトアリタル為嫉妬心ヨリ其貞操ヲ怪ミ、貴女ハ完全ナル不良少女ナリ並復讐スヘシ等ノ恨詞ヲ送リタルヲ以テ政子ハ慚カラサル不快ヲ感シ且復讐ヲ恐レ爾來被告ヲ衷心思ハサルニ至リシ折柄政子ニ対シ結婚ヲ申込ミ時期尙早ノ故ヲ以テ回避サレ又全月十六日夜政子ニ対シ明十七日岐阜県益田郡□□町ニ転居スルコトトナリタルニ付写真一枚与ヘラレ度旨懇請シタリト雖モ之亦拒絕サレタルニ依リ愈他ニ情夫アリ其為メ自分ヲ疎外スルモノナリト思惟シ、嫉妬憤激ノ余、寧ろ政子ヲ殺害センコトヲ決意シ Y E 清次郎宅ニ立戻リ全人所有ノ七首並実弾ヲ装填セル五連発短銃ヲ携帯シ再ヒ重治方ニ到リ全日午後十時頃全家玄関ニ於テ該七首ヲ以テ政子ノ腹部其他数個所ヲ突刺シタレトモ政子カ座敷内ニ逃避シタル為全治迄三週間以上ヲ要スル創傷ヲ被ムラシメタルニ止マリ未タ全人ヲ殺害スルニ至ラザリシモノナリ。

右被告人ノ所為ハ刑法第二百三条第九十九条ニ該当シ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノト思料ス。仍刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス。

昭和三年九月十八日

名古屋地方裁判所

予審判事 相澤 隼人

右臆本也

昭和三年九月十八日

名古屋地方裁判所

裁判所書記

②KM儀三郎(名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月12日判決)

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 神戸市□□町□丁目□番地ノ□

住所 名古屋市南区□□町□丁目□番地

沖売商

KM儀三郎

当四十六年

右殺人未遂被告事件ニ付キ予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ沖売業者ニシテ昭和三年四月頃ヨリ同業者ナル名古屋市南区□□町□□番地AD末吉方同居人TJ喜市及ヒ其内縁ノ妻ST登クト親密ナル交際ヲ為スニ至リタルカ、登クハ被告人ニ対シ種々好意ヲ示シタルニ依リ被告人モ亦登クニ対シ時々飲食物等ヲ買与ヘ之カ為メ費シタル金額モ数十円ノ多キニ達シタルトコロ同年八月上旬ニ至ルヤ登クノ態度ハ急変シテ冷淡トナリタルニ依リ被告人ハ右ハ登クカ喜市ト共謀ノ上被告人ヲ愚弄シテ金員ヲ卷上ケタルモノニシテ登クカ被告人ヲ好遇シタルハ単ニ其手段タルニ過キサリシモノト思惟シ憤恨ノ極、遂ニ右喜市及ヒ登クヲ殺害センコトヲ決意シ犯意継続ノ上同年八月十二日午前七時過頃右AD末吉方ニ於テ所携ノ小刀肥後守ヲ以テ登クノ頸部ヲ突刺シ更ニ其際同家表戸口ニ居リタル喜市ノ顔面ヲ突刺シタルモ喜市及ヒ登クニ於テ難ヲ附近ニ避ケタル為メ登クニ対シテハ治療約三週間喜市ニ対シテハ治療約五日ヲ要スル各創傷ヲ与ヘタルノミニシテ右殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ。

③NW辰次郎・ST武雄(名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年12月22日判決)

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 三重県桑名郡□□村大字□江□□番地

住居 名古屋市西区日□□町□□百□番地

養蛙業雇人

丹羽 辰次郎
明治三十九年生

本籍 東京市芝区□□町□丁目□番地
住居 不定

無職

佐藤 武雄

明治四十五年生

右殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人辰次郎ハ名古屋市西区NM遊廓附近ニ居住シ常ニ同遊廓内ヲ徘徊シ居リタルモノナルトコロ同市西区□□町□廻□千□百□□番地興業師KY庄作(当三十三年)カ同遊廓内ニ於テ他人間ノ紛争ニ関シ顔利トシテ相当勢力ヲ有シ且無頼漢ヲ膺懲スルコトアリテ自己モ亦同人ヨリ殴打セラレタルコトアリタルヨリ予テ内心快カラス思ヒ居リタル折柄昭和三年六月二十日過頃亦モヤ同遊廓内徘徊中同人ヨリ侮辱ヲ与ヘラレタルヨリ之ヲ奮激シ同年同月二十七日夜飲酒ノ末同人ヲ殺害シテ日頃ノ鬱憤ヲ霄サンコトヲ決意シ密カニ自宅ヨリ日本刀(証第三号)ヲ持チ出シ途中偶出会ヒタル友人ナル被告人武雄ニ対シ同遊廓内IH食堂ニ於テ情ヲ明カシテ其助勢ヲ依頼シ予テKYニ対シ好感ヲ持タサリシ被告人武雄ハ無暴ニモ之ヲ承諾シ茲ニ兩名相前後シテ同夜十一時半頃前記KY方表ニ到リ被告人辰次郎

カ先ツ顔ヲ貸シテ呉レトテKYヲ誘ヒ出シ同人カ將ニ足一步ヲ戶外ニ踏ミ出スヤ被告人辰次郎ハ前記日本刀ヲ振翳シテ矢庭ニ同人ノ頭部其他ニ數回斬リ付ケ被告人武雄ハ其傍ニ木製ステツキヲ手ニシテ立チ被告人辰次郎ニ声援ヲ与ヘテ同被告人ノ兇行ヲ幫助シタルモKYカ身ヲ以ツテ難ヲ二階ニ避ケ同人ノ妾千代子カ表硝子戸ヲ締メタル為メKYノ左前頭部ヨリ顛頂部ニ互リ三ヶ所左右両手其他腰部等ニ治療約百日ヲ要スル重傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ。

④IB芳(名古屋地方裁判所強盜殺人未遂被告事件昭和4年3月6日判決)

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 山梨県中巨摩郡□□村字□□
住居 名古屋市中区□□町字□田□□番地

無職

IB 芳

明治四年拾貳月□日生

右ノ者ニ対スル強盜殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ昭和三年八月一日以降名古屋市中区□□町字□田□□番地ニ居住シH慶煊ノ

輩下トシテ支那蕎麦行商ノ売子ヲ為シ居タルモ被告人ハ曾テ甲府中等等ニ在学シ相当ノ学識ヲ有スルトコロヨリ支那蕎麦ノ行商ヲ為スコトヲ快シトセス徒ラニ名古屋市内ヲ徘徊シテ其日ヲ送り来リタルカ偶々同年九月下旬頃同市中区大池巡查派出所ニ於テ同所勤務愛知県巡查丹羽嘉吉ニ対シ巡查志願ノ手續ヲ尋ネタルコトヨリ同巡查ト知り合ヒトナリ爾來同巡查ノ同居先ナル同市南区□□町□□番地YG順二方ニ立越シ数回同巡查ヲ訪問シタルカ右順二方ハ煙草雜貨小売商ニシテ母かつ当七十六年、妻美佐尾当三十一年及ヒ子政美ノ四人暮シナルトコロ順二ハ其旁ヲ保險会社外交員トシテ各所ニ出張シ不在勝チナリシニ依リ此事情ヲ知悉シタル被告人ハ順二等ノ不在ニ乗シ金品ヲ強奪センコトヲ企テ昭和三年十月十日午前中二回ニ亙リ名ヲ丹羽嘉吉ノ來訪ニ藉リテ順二方ニ立越シ其機會ヲ窺ヒタルカ偶々美佐尾カ髮結ヒニ行ク旨ヲ被告人ニ告ケタルニ依リ被告人ハ美佐尾外出後ハ只かつノミ留守居ヲ為シ金品ヲ強奪スルニ付キテハ好機會ナリト思惟シ同日午後一時過頃三度順二方ニ立越シ階下奥六畳ノ間ニ針仕事ヲ為シテ留守居中ナル前記かつニ対シ糸ヲ呉レト云ヒ乍ラ同人ニ近寄り其隙ヲ窺ヒテ突然予テ携帯シ居タル劇薬「クロロホルム」ヲかつニ吸嗅セシメ且両手ニテかつノ頸部ヲ絞メ同人ヲ昏倒セシメタル上店ノ間ニ到リ金品搜索中かつニ於テ意識ヲ回復シ「オイオイ」ト声ヲ掛ケタルニヨリ被告人ハ茲ニ右かつヲ絞殺シテ金品ヲ奪取センコトヲ決意シ再ヒ奥六畳ノ間ニ立越シ其場ニ有合ハセタル白布ノ腰巻ヲ引割キテかつノ首ニ巻キ絞メ後頭部ニ於テ其布切ヲ結ヒ以テかつヲ瀕死ノ状態ニ陥レタル上店ノ間ニ於テ順二所有ノ現金約四五十錢及ヒMS銀行大池支店ノ小切手用紙一枚並ニYJト刻シタル水晶印一個ヲ強奪逃走シタルカ程ナク美佐尾カ髮結ヒヨリ帰宅シかつノ絞首セラレ居タル前記布切ヲ切断シ且直チニ医師ノ治療ヲ受ケシメタル為メかつヲ殺害スルニ至ラ

サリシモノナリ

右ノ事実ハ刑法第二百四十条後段第二百四十三条ニ該当シ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルヲ以ツテ刑事訴訟法第三百十二条ヲ適用シ主文ノ如ク決定ス

昭和四年一月二十一日

名古屋地方裁判所

予審判事 大野 幸雄

●永岡検事論告

先づYGかつの首を絞めたものは何人であるか、従つて其当時失くなつた物件は何人が取つたものであるかといふ事に就て其証拠を考へて見ますに、YG美佐尾なり並に被害者のかつお婆さん、此人が昨日此法廷に於て証言し居る所に依りますと、此被告を見て、再三よく見て、かつの云ふには、此人が自分が奥の間で針仕事をしてゐる時に其処へ来合はして「糸を呉れ」と云つて入つて来た、其時だしぬけに手で口や鼻を押へて何か薬のやうなものを齎せた。それから段々自分は気が遠くなつてよく覚へぬ様になつたが、暫くして気が付いて見ると店の間で此の男が何か物を捜して居る様子であつた、それから又今度はいきなり布切で自分の首を絞められたので呼吸が詰つたため其後の事は自分は何んにも覚へがないが其人は此被告であつたと明かに供述して居ります。被告を指して証言をして居ります。又其日の午前に二回被告がYGの所へ行つて居ります。之は被告の争はないことで即ち此法廷に於ても申立て居る通りで、二回目には其家を出る時に嫁さんの美佐尾が髮結ひに行くと云ふので立去ることを求められて、相前後して其処を出て了つた。それか

ら家へ立戻つて行つたことはないと申立て居りますけれども、此の婆さんが其当時の、自分が首を絞められたときの状況を被告を指して申立て居るのであります。人間を見て此人であつたといふ位確かなことはありません。既に被告は其以前にも再三YG方へ行つて居りまして、よくお婆さんも顔を知つて居るのであります。それから美佐尾の証言によれば、髪結ひから立戻つて見た処が奥の間でお婆さんが首を絞められて倒れてゐる、驚いて兎に角其絞めてある紐を切らねばならぬといふので急いで其紐を切つてそれから医者の方へ急病人があるからといつて迎へをやる、医者が来て手当を加へると漸く氣息をふき返した、尚いろ／＼手当の結果意識も恢復したといふ、此点に就ては昨日の証人の医者も同様の申立をして居ります。急病人だといふので急いでYG方へ駆け付けて見ると、かつは唇が紫色になつて殆ど氣息も絶え／＼の状態であつたので注射をしたり其他いろ／＼の手当をして漸く、漸次意識を恢復して来たと云ふて居るのであります。其時に誰に斯ふいふ目にはされたかと婆さんに尋ねたら婆さんは「丹羽のつれのSTである」と答へたと云つて居ります。STといへば此被告のことです。既に被告はSTと名前を変へて居つたこととは之は被告の争はざるところ、YGの方では被告をIB芳なるを知らずSTであると思つてゐる。斯の如く被害者本人は被告を見て此人であつたと明かに申立て居りますが、それと同時に美佐尾が此年寄が首を絞められて漸く氣息をふき返した其際に何か自分の処に紛失したものでなからうかと思つて店の方を調べて見たところが、なければならぬはずの小銭が四五十銭と、亭主の順二が使ふてゐるYJと彫つてある水晶の印形、之が無くなつてゐる、又小切手用紙も紛失してゐる。そうして見ると其水晶の印形なり其他の物の紛失したのは丁度婆さんを絞め殺さうとした其人間がお婆さんの倒れた後それを盗み出して

逃走したものであると見るのが之はあたりまへのことです。そのみならず之は犯罪後のことではありますけれども、最も此犯罪に就て離すべからざる大切な事情としては其失くなつた印形なり或は小切手用紙なりを持つてMS銀行へ金を取りに行つて居るものがあるそれは何人であるか、之に就ては昨日MS銀行大池支店の受附係GTといふ人の証言に依り矢張り此被告であつた、単衣を着た此被告がYG順二の七百三十六円の小切手を持つて支払を求めに来た、而し其当時銀行の預金は甚だ少かつたために、又此被告の風態に聊か怪しいところがあつたために其支払を拒んで「貴郎は本人ですか」と聞いたら本人であると云つたからそれでは印形を持つて居るかといふと持つてゐると云つてサツク入りの水晶のYJと印刻した判を出した。それは銀行の印鑑に押ししてあると同一のものであつてそれを持つて来たものは此被告であつたといふ。もう一人の銀行の係員の証言に依りましても矢張り受附係の云ふことと同じであります。此被告を指さして、此の人に間違ひないと断言供述をして居ります。そうして見ますれば十月十日の午後にYG順二の名前で大池支店へ金を取りに行つたものは此被告であつたといふことは之亦明かなことであります。而もYG順二の証言に依ると斯様な小切手を自分自ら振り出したことはないと断言して居ります。又残りの小切手帳を見ましても、其小切手を切つた残りの控への方には割印もなければ金額も書いてない、自分としては斯様なものを出したことは全然ないと証言して居ります。そうして見れば此十月十日午後大池支店へ行つて金を取り出さうとして右の小切手を差出したことは順二の全く同人のしたことではないと認められると同時に此被告であるといふことは行員の証言に依つて明瞭になつて居ります。之等を合して見ますと被告はYG順二の所で一人留守番をして居つたお婆さんを此布切で絞め付けて一時絶息状態

になつたのを利用して其隙に水晶の印形と小切手を盗み出したものであることは殆ど疑ひのない事と信じます。お婆さんの証言に依ると、始め被告が入つて来て（之は三度目のことです）自分は奥六畳の間で針仕事をして居ると突然糸を借して呉れと云つて入り込んで来ていきなり手で口を押へた、そうして何か瓶に入つた薬を醸せた、お婆さんは薬の臭ひで氣持が悪くなると同時に口を押へられて氣息が詰つた為に一時氣を遠くした、そして後になつて氣が付くと丁度被告が物を捜して居るのを見たので声をかけると突然首を細紐で絞めた、と斯う云つて居ります。此点から見ると被告はお婆さんに先に手で口や鼻を押へたり丁度持合せて居つた薬を醸せたりしたけれども、自分が物を盗んでゐる際に目を醒まされたものだから之では平素顔を知られて居る關係上後で分つてはいかんといふことから一層之を殺して逃げ出さうといふ決心の下に此紐で強く婆さんの首を絞め付けたものと思はれます。左様に認むるのが当然であると思ひます。現に此紐を見ましても、それだけきつく絞め付けてある、斯ふすれば昨日の医者と言を待たずして何人でも此俵にして置けば氣息が詰つて死ぬることは当然のことである、医者と言を俟つまでもなく斯の如ききつく絞め付けた所為から見ましても明かにかつを殺して了ふ決心の下に力をこめて絞め付けたことは此品物其他を見て容易に判断出来やうと思ひます。MS銀行大池支店のGT行員の云ふことに依ると当時小切手を持つて来た際に一二質問して断つたところ被告は汗を出したそうしてひどく慌てゝ逃げるやうにして歸つて行つたと云つて居ります。之はさもあつたらうと思ひます。今先にお婆さんにそういふやうな大きな暴行を加へて絞め殺すやうなことをして急いで金を取りに来たところが色々怪しまれ、之を拒まれて「印形を持つて居るか、今一応宅へ歸つて預金額を調べてみたらどうか」等とそんなことをいろ／＼行員か

ら云はれるので被告としては非常に心が平かでない、非常に苦しい、真青になる、汗が出る、それはあたりまへです。其当時の情況は昨日の証言によつてあり／＼と見る事が出来ます。銀行にて支払を拒まれた時如何に被告が苦んだか、十月十日はもう涼しくなつてゐる、単衣を着て居ればそう單純に汗の出る時期ではない、被告は単衣を着て居つたのである。銀行で怪しまれ如何に被告は心を痛めたか苦しかつたかといふことはあり／＼とその情況が見へます。銀行でYG順二の知らない小切手で金を取り出さうとしたものは被告であつたといふことに就いては此本件の犯罪事実を見る上に於て、被告であるや否やを判断する上に於て誠に好個の証拠である。銀行へ金を取りに行つたものは被告であることは証人の言に依つて明かなる以上其時の直前にかつを絞め殺した犯人を、小切手用紙、印形を盗んだ犯人は被告であるといふことに認むるのに最もよい証拠をなすものであると信じます。

被告がクロロホルムを持つて居つたことは争へません。而し被告は其犯罪のあつた時には持つてゐなかつた、又其時分にはなくなつてゐた、従つてお婆さんにそういふものを醸す筈がない、と云ふことを弁明して居りますが之は検事の見るところでは矢張り若干残つて居つた、クロロホルムを其当時持合はして居つてそうしてお婆さんに醸したものであると認めて居ります。此点に就て余程注意をせねばならぬのは本件の問題で、お婆さんを此の布切で絞め付けてそして殺害しやうとした、此布切で絞めたといふことが一番根本になつて居るのであつて、クロロホルムといふ薬を臭はせた、鼻の下へ持つて行つたといふことは之は極く末節の事柄であります。本件の基本となるものは、茲に証拠として現はれて居る此紐でお婆さんを絞め殺したといふ事柄であつてそれが最も重要な根本であります。

クロロホルムといふ問題は之は殆ど末節の問題であります。此点は本件の事実を判断する上に於て深く注意をせねばならぬことであると思ひます。此末節のクロロホルムのところへ囚はれては、本件の真相を穿つことは出来ないことになると思ひます。要点は此紐で老婆さんを絞めたといふことが之が肝要な事であります。先程申しました如く、私は、婆さんに、被告が所持してゐた薬を其鼻のところへ持つて行つて一時あてがつたのは本当だと信じます。而しそれに依つて老婆さんが全く麻酔状態になるかならんかといふ問題は之は別問題であります。而しクロロホルムといふ薬は長く嗅いで居れば麻酔状態になることは之は医者の方に依つて明かでありますが、被告が此薬の瓶を婆さんの鼻にあてがつた時一面には手で口なり何なりを押へて居る此方の方が大切で、お婆さんのいふには何か変な臭ひがしたといふ、どんな臭ひかそれは言葉では説明し難いが、又これをお婆さんに求めるのは無理な話でありますが、兎に角鼻を突く臭ひであつた、それが丁度此瓶の第七号となつて居ります茶色の瓶であつたと云つております。一面には美佐尾の証言にも、被告が二度目に来た時茶色の瓶を、HKで買つて来たところの日本薬局方のクロロホルムを持つてゐたと云つて居ります。故に私の見るところでは丁度持ち合して居つた其の薬を婆さんの処へ持つて云つたものと確信して居ります。而し之は先程も申した如く本件の、被告が此犯罪をした根本たるべき殺人に就ての基本ではない、此殺人の基本となるべきものは此紐で首を絞めたといふこと、之が大切なことでありますから此点に就ては充分御注意を払はれんことを望みます。被告は此クロロホルムは、自分の持つて居つたクロロホルムは粗製であつて精製したものでないから人に嗅がしても効能のあるものではないといふ意味の弁解をして居りますが、而し日本薬局方の指定のものに粗製はない、一つしかないことは

昨日の薬剤師のHKの証言に依つて明かであります。粗製であるからして左様なものを嗅したとしてもそう容易に昏睡すべき筈はないといふ意味合に引き付けやうとするのであるといふ被告の心は分りますが、而し今回の根本の問題は先にも申した通り此紐で絞め殺す所為をしたかどうかといふことにあるのであります。又被告は、婆さんに此薬を嗅した時は何か切れに付けて嗅じたものか、口からすぐに嗅じたものかといふことに就ての反問的の申立が昨日被告から出て居りますが、自分が全然無関係のことであり全然知らんことであれば口からすぐに臭はせやうとハンケチで臭はせやうと他人の知つたことで自分の知つたことではない。それにも拘らずそんなこと細かく区分して被告がいろ／＼弁解的反問をすることから見ますれば確かに被告の覚へがあるからではあるまいか。自分が全然知らぬことならば口から臭はしたとか、物につけて臭はしたとかそんなことをかれこれと心配して被告が聞く筈はない。通常私等もよくそういうことがあります。自分の全然知らぬことに就ては、全く無関係なことに就てはそれを区分していろ／＼そこに問題を起すだけのこちらに能力がありません、こちらに無関係だからそういう智識がないという智識の出て来るといふのはとりもなをさず自分の方に覚へがあるからこそであります。そうしてす何かその相手方の供述に依つて其時の場合と違ふことでもあればそこに突込み揚足を取らうといふ被告の心から出たものだと検事は、斯様な質問、反問をする点から被告の心の中を見抜いて居ります。全然自分の知らぬことなればそんな思ひもつかんことを区分して自分から質問することはない。確かめる筈はない。尚又本日の証人の富川小一郎、此人は本件に就て被告を嫌疑者として逮捕した其当初に取調べた司法警察官であります。其取調べた時に被告の申立たところだといふ其要領を先刻証言して居ります。其証言に依りま

すと、矢張り被告が三度目にYGのところへ出かけて行つてそして婆さんに本件事実のやうな暴行を加へて其処を立去つたといふことを申立て居つた、と証言して居ります。此司法警察官の証言から見ましても、又先程各証人の云ふたことを綜合して見ましても、而も昨日来の証人は何れも被告を見て此人であつたといふことを断言して居ります。此人であつたといふことに就て何れも一致して居ります。之等の証言即ち此被告であつたといふ此証言及び司法警察官の申立に依りましても、本件の公訴事実として現はれて居りまする強盗殺人の首位者は此被告であるといふ事を認むるのに恐らく誰一人として疑ひを起すものはないと私は堅く信じます。尤も先程の司法主任の言に依りますれば被告は六畳の間に、お婆さんの居るのを見かけない、誰も居らないものと思つてそこにあつた筆筒の中を捜して見たところが金が二円ばかりあつたからそれを取つたところがお婆さんが声をかけたので、それで之は知れては困るといふ考へから此布紐でお婆さんをいきなり絞め付けて了つた、斯ふいふ風に申立て証言をしてゐるのであります。又YG美佐尾の証言に依りますと物の失くなつてゐるのは表の店の戸棚の引出しにあつた小銭と水晶の印形などであつて六畳の間には異常がなかつたと申して居ります。此点が一寸喰違つて居ります。而し乍ら之は余程注意せねばならぬ問題で、警察官に当初申立をした際に、自分のしたことを全部残らず間違なく申立をして居つたかどうかといふことに就ては必ずしもそうだとはいはれない、之はよくあることです、検事が人を調べて居る時に、其人の申立が大体に於て認めて居つても、極く細かいことなどになるとちよい／＼間違つた申立をするやうなことがある、斯ふいふことはよくあることです。故に此位の喰違ひがあるからといつてYG美佐尾の証言なり、或は司法主任の富川の証言なりが全然間違つて居るといつて根底からひっくり返

すことの出来ないことは申すまでもない。元來被告は警察官の取調べの時にも多少の間違つたこと、之等の多少の違ひの点を其俣として申立て居つたかも知れません。此喰違ひを以つて斯様に明かな証拠のある此事実を、被告の所為にあらずといふやうな弁解の資料にすることは到底出来得べき事柄ではありません。けれども、僅かな点に違ふところが出て居りましても検事の見るところを一言附言して置きました次第であります。始めに調べられた時に極く微細な点を一から十まで全部間違ひなく申立出来るものとはそう思はれません。故にこゝに多少の喰違ひの出来たのは之はもう實際の事情としてはあり得ることであります。故に此点は矢張りYG美佐尾の証言することを基本として本件の事実を判断するのが当然であります。司法主任の申立に依つても首を絞めたことなり物を取らうとしたこととは之はもう明かに被告も其当時認めて居つたのであります。被告が司法警察官に対して六畳の間にお婆さんが居らなないのでそれで金を取らふとしたが偶々お婆さんに見付つたもんだから絞め殺したと云ふが、之は自分の責任を若干軽からしめやうと思つて斯る申立をしたものだと思ひます。本人は元來お婆さん一人であると思つて乗込んで行つた筈であります、始めから覚悟して乗込んだ強盗の行為であると思ひます。警察官に申立たやうだとすれば、誰も居らんと思つてゐたのに急に見付けられたものだから俄に思ひ付いて、平たくいへば居直り強盗となつて早速そういふことの暴行が行はれた、斯ふいふことになるから幾分自分の責任が軽く思はれる。之がため被告は警察官に対して、婆さんを絞めたといふことは争はないが其原因に就て少しく責任の軽いやうな体裁を飾つて申立をしたものと思ひます。斯様な事は、私等が多数犯罪人を調べてゐる上に往々あることであります。被告が、二度目にYG方から出た後は再びYGのところへは行かない、而して昨日、

突然ITきくといふ自分の情婦と其帰り道で、高辻商業学校の前で逢つたと申して居りますが之は先程裁判長よりお示しになつた予審に於けるITの証言なり並に被告の予審に於ける供述なりによつてきくと顔を合はしたのは九月の始め二晩あるきりで其後逢つたこともない与被告もいいITきく本人もそういつて居ります。又昨日まで左様なことがあつたといふ事はおくびにも出さなかつた、ところが昨日になつてから十日午後YG方から帰りに学校の前で逢つたといふことを申して居りますが之は到底信用は出来ません。信用出来ないのではない全然嘘である、それは予審に於て九月初めに二晩逢つて話しをした外には全然顔を合はして居らんと両方とも云つて居ります。若しも十月の十日午後にきくと逢つたものであるならば最も被告としては真先に主張せねばならん。事ごとに理屈をつけて弁解をしようとする此利口な頭の被告をして、予審の長い間の調べに對してさういふことを云はない筈はない、然るに九月初めに逢つたきり他に逢つたことはないと云ひ、相手の女も亦其通り云つて居る、十日二度目にYG方から立去る際途中できくと逢つたといふことは真赤な嘘であると検事は確信致します。尚又被告と同商売であつたところの其証人H慶煊並にTG信太郎の証言に依りますと、十月十日の日は被告が何をして居つたかそれは知らんといふ、被告が十月十日の午後二度目に帰つて来てから――帰つた後には自分の宅で近所の子供と一緒に遊んでゐて少しも外出したことはないといふ云つて居るが、此点に就ては、此犯行のあつたのは二時のことでありますからそれから間もなく銀行へ行つて、金を取りそこなうてすぐに宅へ帰つて居るからまだ極く明るい真昼間であります、それから後は自分のところに居つたかも知れません。故に之等の支那そば屋の証言に依りまして少しも被告の利益を認めてやるべき根拠が一つも出て来ません。

それから着物の綻びの件でありますが、銀行員の云ふことに依りますと被告が立去る時の後姿を見たときに着物の後に少々綻びがあつたやうだと云つて居りますが、只今の着物には綻びはない、而し此の着物である、それからもう一つの着物、之は貸した本人の先刻の証人の人すらはつきりわからん、もう一つの方の着物に綻びがあつたかどうか自分は知らんと云ふ。之は誠に末節のことでほんの些細なもう極く小さなことではあります、斯様な末節のことを囚へて被告を見て、此人であると確然たる証言を覆すことは到底出来得べきことでないことは今更私も信じます。故に綻びの衣類といふことは決して重きをおくべき必要のないことであると検事は信じて居ります。お婆さんかつは首を絞められて一時絶息状態になりましたが、而し幸ひに嫁さんの美佐尾が外出先から帰るのが早かつた、そうして急いで此首を絞められて居る紐を断ち切つて了つた、一面には医者を迎へて、医者が駆付けてお婆さんに手当をすることが早かつたために幸にも一命は取り止めることが出来ましたが、美佐尾の帰りがもう一步遅れたならば既に死に致らしめたものであつて到底氣息をふき返へすものではない、之は被害者に取つては誠に仕合はせであつたことといはなければならんが、被告が斯の如くきつく首を絞め付けたのであるからあたりまへなら当然死んでゐなければならんことです、被告としても既に死んだことと思つて居ります。呼吸をふき返したといふことは誠に被告としても寧ろ意外の感がしたことと思ひますが、被告が斯の如くきつく絞め付けておけばも早お婆さんは死んで居ると思つて居りますから、「死人に口なし」で自分の顔を見たものはお婆さんより外には居らん、それが既に死んで居ると信じきつて居るもんだから慌てるやうなこともなく、遠方へ高飛もせず其俣ぐずく日を送つてゐたところが警察官が被告の居所を捜して様子を見てゐたところがそれが

被告の気付くところとなつて自分の郷里へでも立去らうと決心し十七日停車場へ出かけて行つたところ、偶々挙動が怪しいといふので警察官に捕へられて遂に本件の被告として此法廷に立たなければならんことになつて了ひました。

以上の如く積極的に此被告の犯罪所為に就ての証拠は只今申述べたところでありませんが尚一、二点付け加へておきたいと思ひます。之は反面から云ふことですけれども、銀行員の証言に被告が銀行から帰る時に、慌てゝ青い顔をして汗をかいて居つた、此点は銀行員兩人共確かに認めて居ります。此点は先程申述べた通りでありまして一人の人は帰る時の様子は普通の歩方であつたと云ふが、G T受附係は慌てた情況であつたと云ふ。僅かなことではありますが一寸違つたところがあります。いろんなことに理屈をつけて来る被告の事ですから或は之等のことに就ても、一人の銀行員が慌てた意味のことをいひ、もう一人はそうでなかつたといひ同じかるべき銀行員が違ふことを云ふから二人とも此証言はあてにならないといふ屁理屈を云ふかも知れませんが、而し乍ら他人の歩き方などに就ては一寸見たところが人の目に依つては左程にも感じないこともありませう、而して又急いだやうに見ることもありませう、そうでないやうに見ることもあるでせう。こんな僅かなことの爲めに此銀行員二人の証言に就いてかれこれ云ふことは、少し智識のある人であつたならば勿論口にはしますまい。けれども昨日来の被告の様子を見て居りますと、なんでもかんでも被告が屁理屈をつけてゐるやうに検事は見受けまます。此銀行員兩人の被告の歩き方に就ての一寸その場で見た感想の申立に就て其言葉尻をとらへて議論をされる虞れがないかと思ひまして一言其点を弁じた次第であります而し一番此兩人の中で被告に接近して居つて一番注意をして居つたのはG Tであります、此人が怪しいと思ひ不思議と思つたからこ

そ注意したんです。其人は怪しいといふ眼を持つて居るからよく被告を知つてゐる、被告が顔色を青くして、何か汗を出して非常に落付かん態度で歸つて行つたと云ふが、又其当時の状況としては被告が心苦しい思ひをしたのも尤もです。金は拒まれるしいろ／＼疑ひを懐かれるもんだから、今先大變な罪を犯して来た被告としては非常に心が落付かず、そわ／＼するのは之あたりまへです。此G T行員の証言に依つて被告の当時落付きのなかつた態度は充分窺ひ知ることが出来るであらうと思ひます。

以上の如く、本件の被害者本人お婆さんのかつ、此人は「自分を絞めたものは此被告であつた」と再三被告を見て断言して居ります。並に嫁さんの美佐尾なり、当時駆付けた医者が、お婆さんが意識を充分恢復した時に「誰にやられたか」と云ふと「二階に居る丹羽のつれのS Tだ」と云ふことを物語つて居つたと云ふのであります。一面には店の間にあつた水晶の印形なり其他の物が紛失して居る、主人Y G順二の証言に依れば、大池支店へ金を取りに行つたのは全然自分の知らんことであると云ひ、而も先程申したやうに銀行へ金を取りに行つた其者は此被告であつたと云ふことを銀行員が断言して居る此証言と云ひ、一面には又被告の弁解するところ何一つとして之を採用すべき何等の証拠も根拠もないのであります。只いろんな理屈をこねて居るだけであります。斯の如く各種の明瞭なる証拠の揃ふて居る此事実に対しまして検事は此本件の犯罪事実に就ての眞の犯人は此被告I B芳であるといふことを断言するに憚らないのであります。

恐らく此事実に対しまして、特に被告の利益のために議論をなす立場の人は別にどのやうにでも理由はつきませう。而し乍ら公平に此事実を見て各種の昨日来現はれた証言なり証拠物なりを対照して、然る後冷静に考へて見ましたならば何人でも此被告が犯人である

といふことを見るに聊かの疑ひをも起すものはないと私は信じて居ります。特に被告の立場に利益に主張せねばならん、被告側のためにいろ／＼利益に頑張る人は之は別です。而し乍ら之も只或は根本問題でない所の（根本は布切で絞めたといふことが基本である）ほんの枝葉になつて現はれてゐる薬品の問題、或は二三僅かの点に、証人の云ふこと、警察官が当時被告を調べた時申立をしたこと、少し違ふ点など左様な末節をとらへて理窟をいろ／＼云へば云はれんことはないけれども、此ために昨日来からの明確な証言を根底から覆すことは到底出来得べきことではありません。若しも左様なことがあればそれこそ事實の真相を穿つに就て全く誤りを来すものであると検事は堅く／＼信じて居ります。

以上の如く本件の証拠は、被告の犯罪所為なりとして認むる上に於て充分に、又明確に揃ふて居ると信じます。陪審員各位は深く之等の点に就て注意を払はれ、よく後刻評議あらんことを切に希望しておきます。

之を以つて私の意見の要領の終りと致します。

●小幡弁護士弁論

只今立会検事から詳細を御論告ありました、私は極く簡単に説明を致します。検察官が冒頭に於きまして此被告は嘘つきである、云ふ様なお話でありましたが、之は別に被告が嘘をつく、つかないが犯罪の構成に関係した事ではありませんから深く弁明の要はありませんが、而し被告の嘘をつきましたのは、之は犯行前即ち本件発生前でありまして前に嘘をついたからといつて其後必ずしも嘘をつく懼れはない、いふことだけを云つておきます。それから弁護人の考へますところでは、本件の犯行が被告の故であるか、ないかといふこ

とを判定しまするに就て有力なる証拠関係となつて居りますのは、第一にYGかつの供述、即ち首を絞めたものは被告であると云ふ供述、第二はクロロホルムとの関係、犯行当時果してクロロホルムを持つて居たか、居らなかつたか、此点に就て検察官からはクロロホルムのこととは末節の問題であると云つて居られました、私の見るところでは末節の問題ではない、其理由は後で申します。第三に銀行員の供述、此三点が当法廷に於ての確証になつてゐるやうです。成程、只今検察官の申されたことは一応は尤もである、表面は如何にも証拠関係の揃つて居るやうにも見られ、被告ならでは此犯行を敢行したものは他にないやうに考へられます。又此証言に該当するものは確かに犯人に違ひありません。而し今回の場合は其反対で、私は之を否定すること勿論であります。一面から見ますれば、必ずしも此被告であらねばならぬといふ様な確証を認め得られぬ点が多々あるのであります、之は即ち人違ひであると判定するのが至当であると思ひます。そこで弁護人は此被害者かつの供述第一、第二のクロロホルムの関係、第三の銀行員の供述、此三つの点、即ち其中の第三から自分の意見を述べます。

此点は極く簡単に御座いますが、銀行の受付に行きました時に銀行員が二人見て居た、受付の人と帳簿係の人と二人見て居つた、ところが其兩名ともが、予審に於ても当法廷に於ても、窓口の小切手を持つて金を取りに来たのは此被告に相違ないと立派に供述して居りますが、扱て一歩進めまして此被告であるといふことに就て何か特徴があつたかどうかといふとぼやッとして居る、特徴としてはない窓口へ来た時幽かに見覚えがあるが特徴といつて別に覚えはない。之が一日に二人や三人の客を相手にしてゐる銀行員ならいざ知らず昨日の銀行員のGT嘉七の供述するところによりますと確かに四五十名来て居るとのこと、

斯様に、いや之以上に毎日多数の人を扱つて居るものです、それも一日や二日の後なら兎に角、十数日を経た後に至つて窓口に来た人は此被告であるか、はいそうでありますといふやうな言葉はどうしても信用することは出来ない、之は余程慎重に考慮を払はなければならぬことと思ひます。特徴があつて、髪を長くして居つたとか、或は頬のこけた、眼鏡をかけて居つた、又鬚を伸ばして居つたとか何とか特徴があれば宜しいが更に特徴はない。最後にG T嘉七の供述に、最も有力な確からしい供述として、出て行くところの姿を見てゐた時に五寸程の着物に綻びがあつたと云ふ、之は如何にも特徴であります。依つて弁護人は其証拠の着物を確むべく手続をして直ちに本日提出になつた通り申請したわけです。ところが本日調査した結果に依つて見ますと少しも破れて居らぬ、此着物を検察官は此着物かどの着物かわからぬといふことでありましたが、どうもはつきりしません。此着物らしい、又もう一枚の着物に対しても綻びがあつたかなかしらぬが、着物を貸したのもそれを認めて居らぬ。斯ういふ調子であります。当弁護人も、之に依り若し背筋の外に綻びでもあれば更に弁護の余地なきものとして検察官の弁論に服しますが、此銀行員の件に就ては、予審及び当法廷に於ける此被告に相違ないといふ証言は此一点に於ても全然証拠のないこと、私は確信して疑はんのであります。平常沢山の人を扱ふ人が十日も二十日も経つてから此人に相違ない等とは絶対に云へるべきものではない。衣類の綻びの点は之で宜しいと思ひます。要するに銀行員の、「被告なり」との証言は容易く承認することは出来ない。先刻検察官の御意見の中に、「銀行員兩名の証言が双方の点に於て齟齬して居るから或は被告は屁理窟をつけるかも知れない」と論ぜられました。之は屁理窟でも何でも無い。慌てふためいて出て行つたといふのはG T嘉七、其次の証人は平常通りに

出て行つたと云ふ、決して屁理窟ではない、確かりした証言であることは此点でも明かです。尚小切手を受附へ持つて行つた者は当時非常に顔を青ざめて汗をかいてゐた、即ち被告が恐れ戦いてゐたことがわかつたといふことであります。それは弁護人も同感です。但しそれは此被告であるかどうかそれは分らん、偽りの小切手を持つてゐるのであるから青くなつたり熱くなつたりするのはあたりまへであるがそれは直ちに被告なりとの断定ではない、犯人には違ひないが此被告なりとの断定は出来ない、唯一の証拠たる着物に綻びのないといふことは被告に最も有利な点であつて、それは被告にあらざると認むる上に於て最もよい証拠であると断言致します。之に依つて銀行の窓口へ小切手を持つて金を取りに行つたものは被告でないといふことが明白になつたことと思ひます。

第二にクロロホルムの点で御座いますが、之は先刻、「クロロホルム問題などは極く末節の問題であつて、問題は細紐で以て婆さんを絞めたといふ点が主眼である、其点に充分御注意を払はれない」といふやうな検察官の御意見でありました、ところが弁護人としては更に考へは違ふ。成程此事案に就きましては婆さんを絞めたことが主ではありませんが而し婆さんを細紐で絞めてそれから財物を奪ひ取つたか、取らぬか、それは別問題としませんが兎に角小切手が紛失した、印鑑の紛失したのは事実で（此事實は決して動かぬ）ところはその事実を敢行したものは此被告であるかどうか、之を解決するにはどうしてもクロロホルムの関係から判断しなければ本件の真相は判明しない、即ちお婆さんを絞めたか絞めぬかといふことは此クロロホルムと密接な関係があるのであります。お婆さんの証言に依りますれば何だかクロロホルムのやうな臭ひを嗅がされたといふ供述であります。ところが偶々被告と同業者のH慶煊の所にも之と同一のクロロホルムがあつた、それで始

めて婆さんを紐で絞めたものは被告である、被告に違ひない、斯ふいふ結論になつて居るのでありまして、此処がクロロホルムの一番根本になるところであります。ところで此クロロホルムの関係も本日のTG等の証言に依つてそんなものは全然なかつたといふことの実証を挙げやうと思つたが兎に角長い間のことであるからどうも覚へがないといふことに相成りましたが、被告の供述に依りますと、被告は元甲府の歯科医に居つた関係からクロロホルムの効能などはよく知つて居る、どれ位の程度の効能のあるものであるかといふことは被告がよく知つて居る、で調書に依りますと此犯行の場所に持つて行つた際には二十五瓦入りの瓶、その約三分の一位であつたといふやうな供述になつて居りますが、ところがそれ位の分量のものではとても人を昏睡状態に陥れることの出来るものでないといふことは之は被告はよく承知して居る、被告の供述で明かであると同時に、昨日のお医者さんの証言に依りましてあの瓶の三分の一ではない全部をぶつかけても昏睡状態になるものではない、斯ふいふ供述をして居ります。それを此被告が、此薬の効能に就てよく知つて居る。僅かクロロホルムの二十五瓦入りの三分の一位持つて行つてそれを婆さんに襲せて婆さんが昏睡状態に陥つた暇に財物を強奪して逃走しやうといふ考へで入込んだものであるといふやうなどうもそんな軽卒なことは此被告では恐らくはあるまいと思はれる。此被告は御案内の通り利口であります。あの瓶の三分の一位のクロロホルムを以て犯行の用に供し得るかどうか位のことは充分承知して居る筈です此点は寧ろ、本日証人に現はれました富川門前署司法主任の供述に依りますと「自分は其場には立合はないけれども県の技手とお医者さんがお婆さんの所へ行つて試験的にクロロホルムを襲せて見た」斯ふ云つて居ります。其時のクロロホルムは即ち今回問題になつておりますところのクロロホルムと

同一ではないかと私は思ひます。其瓶に見覚へがある関係から婆さんが当法廷並に予審廷に於きましたも「左様な瓶でありました」と申立をしたものだと思ひます。どうも彼のお婆さんとしてあゝいふやうな場合、口を押へ鼻を押へられてゐるやうな場合にクロロホルムの瓶が完全に分るといふことはどうも不思議であります。果せる哉今日の供述には疑ひがある、被告が「此薬を襲せる時にどういふ風にして襲せたか」といつてお婆さんに聞くとお婆さんは「栓を抜いてから襲せた」といつてゐる。人を昏睡状態に陥らせて強盗を働かふといふ先生が、瓶の口を抜いて悠々閑々として居るとは到底あり得べからざることです。お婆さんの証言は、本日の司法主任の供述の——詳細に互つて理由を述べた時のことを其俣くつ付けてある。故に其日に被告はクロロホルムを現場に持つて行つたかどうか甚だ怪しい、此状態から見ると持つて行つて居らんことになり、仮りに持つて行つたものとしませれば通常の、先づ犯行の用に供し得るために持つて行つたクロロホルムであつたならば其全部を使ひ切つて了つても効能のあるべき筈はない、又其空瓶を自分の宅へ持つて帰つて押入の中等へ入れておく筈はない、多分抛棄すべきものである、之は重大な証拠物件の一つであるから、利口な被告として抛棄して了ふが当然であります。ところが其点に就ては被告は何とも思つて居らぬ、犯行の用に供した毒薬、劇薬の瓶を家の押入の中に入れておいて知らぬといつてゐる様なことは先づ普通の人間のやることではないと思ひます。斯様な間拔けたことをしておきながら平然としてゐる人間とは思はれませぬ。之等の情況から考へまして、お婆さんがクロロホルムを被告に襲された時に栓を抜いて、口を押へ鼻へ持つて行つたと云ふ供述は常識上到底容れることは出来ないことである、美味しいものゝ匂ひを襲されるなら兎も角、苟も兇行を働くために選んだ手段として、

瓶の口を抜いて悠々と飲んでおいたのであるといふやうな、そんな供述は常識上到底採用することは出来ないし確信致します。従つて第二の被告がクロロホルムを持つて行つて第一にお婆さんに襲せて昏睡状態に陥らしめ、それから仕事にかゝつたといふ点も採用するに足らない。

それから次は最も有力なお婆さんの供述であります。「自分を絞めたものは被告に違ひない」どうでせうか之は一たい……被告が被害者の宅へ数回出入して居つた事実、之は明かである、のみならず犯行の当日午前中二回行つてゐることも之も事実、左様な所へも白昼何等変装もせず、其俣入り込んでお婆さんの供述するが如く、針仕事をしてゐる所へ入つて行つて最初から糸を呉れ等と平然と装つて行くといふことが出来るかどうか、それから突然後から口を押へて薬を襲せておいた、ところがお婆さんは薬のかざで一時間倒れたので被告は仕事に取りかゝつた、ところが間もなく（其時間は分らんが極く瞬間であらうと思ひます）お婆さんが目を醒して「誰か」といふ声をかけた、その間は極く瞬間である其位の瞬間の間に目醒める位の圧制を加へておいて、そうして平然と白昼此知合の家で、而も午前中二回も行つたことのある家で斯様な仕事が出来てありませうか。それも絞め殺して了つてから（之は勿論意味が違ひますが）例へば殴り殺すとか、ピストルで射ち殺すとか、絞め殺しておいてから出来ないこともないが今の場合はそれとは違ふ。それから被告には家内が髪結ひに行つて居ても居らんことが分つて居るのだから、大体其時間を計つて、八十に近い婆さんであるからたゞき殺してそれから仕事をするなら兎も角、只単なる麻酔剤、それも効力の疑はしい様なもので、左様な圧制を加へておいたゞけで仕事をしたものとは常識上判断出来ない。そんな事をすれば直ちに判ることであるから出来得

ない。成程後からは首を絞めて居りますが之は最初から細紐で以て婆さんを絞めたのではない、窒息したものと信じて仕事をしたところが、豈凶らんや紐が緩んだといふのは之は一応のことではあるが、之は而し仮りにクロロホルムを持つて行つたとしましても、斯様に少量の薬品、而も効能の疑はしいそんなものを襲しておいて、それから物取強盗にならうといふことはどうも余程の馬鹿者かさもなくば非常に大胆者でないと出来ない。直ぐ其場から縄付きになつて刑務所へほり込まれて了ふといふことは分つてゐる。左様な間拔けなことをするものとは弁護人は考へられない。我々が若し悪いことをするにしても自分の平素知合の家で、而も白昼公々然と仕事の出来るものではない。而しそれを尚お婆さんの供述に依りますと「此男に違ひない」と確言して居りますが而し之は予審に於ける検事の取調べはどうか分らぬが、昨日の当法廷に於ける裁判長の訊問に対して、陪審員諸君も充分御覧になつて居られたやうですからお分りのことと思ひますが、ろく／＼此方を見るか見ないか位にして「此人であります」といつて居る。あまりどうも頼りない言葉であるから裁判長にお願ひして尚確かめて見ましたら其際もどうも落付きがない、そは／＼しながら「そうであります」と云つてゐる。弁護人の所からは証人婆さんの挙動ははつきりが見へましたが、尚よく見て居りますと弁護人の顔を見てゐるのか誰の顔を見てゐるのかはつきりしないやうな見方であります。殊に御覧の通りの老衰状態でもあり搦加へて——之は証人の供述でありますが丹羽巡査の供述それからYG順二の妻美佐尾、之等のものゝ証言に依りますと、どうも被告はYG家で疑はれて居つたことは事実です。そうして常に嫌らしいやつであるといつてきはれてゐた、丹羽巡査の証言に依りますと、階下のものは被告の人と成りを疑つて居つたやうであります、どうも平素嫌はれものになつてゐて曲者で

はないかといふやうな感情を始終懷かれて居つた。婆さんや嫁さんなりに兎に角嫌がられ始終悪感情を持たれて居つた。ところで人間といふものは妙なもので、誰か或者が自分に一遍危害を加へた、悪いことをした、肩を殴られたといふやうなことがあつたとします、加害者はそれは調べた結果誰々といふことが分つた、ところが又其後同一場所で行つて了つて誰かにはよくあることと誰だと思つてふと見たところがもう加害者は逃げて行つて了つて誰かはつきり分らなかつたが、其逃げて行く後姿をふと見た時は矢張り前に殴つたやつとよく似てゐる、而し後になつてよく調べて見ると前に殴つた人とは全然別人であつた、といふやうなことは、之は往々にしてあることであります。蓋し人間の直覺とはそういうものであります。前に斯ふしたことがあつたから今度殴つたのも此人ではないかと感覺の働くのは之はよくあることで誰しもそういう疑ひを起すものです。檢察官も先程被告は平素嘘つきであるからどうも当法廷に於ける供述も或は嘘であらうとお考へになつたのではありませんかといふやうな考へが始終人間の頭に浮び易い、そこで本件などもお婆さんなり美佐尾なりが始終被告を疑つて居た只今は斯様に坊主頭をして居りますが犯行当時は被告は長い、長髪で後へときかぶせてあつた、一寸見たら社会主義者のやうなあゝいふ恰好をしてゐた、風態が甚だ宜しくない、そういう人相といひ風態といひ先生の行動といひ、之等の点から見ても怪しい者ではないかといふ頭が始終此老婆並に嫁さんにあつた、其機会に乗じて偶々誰か入つて今回のやうなことをやつたものがある、だもんだから今度の事件の犯人は彼奴じやないか知らといふことが頭に浮んで来たのじやないかと思ひます。それならばそうないことではない、ありがちのことである。自分の知合の家へ白昼公々然と変装もせず強盜に

入るといふやうな事実関係が多いか、そうでなくて本件の犯人は始終出入してゐるあの怪しい男ではないかと思つて間違へられた点とどちらが多いかと申しますと私は寧ろ後の事実の方が多し、お婆さんにそういう間違ひを受けることの方が寧ろ多いであらうと思ひます。嫌だゝと思つてゐるものが而も午前中に二回も来てゐる、そしてその際二階で争ひがあつた、之は被告の供述でありますが又嫁さんの供述にもなつてゐる、被告に対し美佐尾が今後二階に来ることはならんといひ、又何か持つて行つたんじゃないかと口を迂らしたものだから、被告との間に多少の押問答があつたといふやうな事実もあります。左様な矢先でありますから今回の犯人も彼奴だらうといふ刹那の間違つた感覺がとうとう真の事実の如くになりまして本件の被告となつて当法廷に現はれるやうな不幸な立場に陥つたのではないかと私は思ひます。之が即ち事実の真相であると私は思ひます。

要するにお婆さんがあの老衰されたお婆さんが、此事件当時のことを極く詳細なことで判然と頭の中に残つてゐるといふことは之は到底人間としてあり得ないことであります。従つてお婆さんのいふことが真の事実と符合してゐるといふことはたやすく之を信用するといふことは出来ない、寧ろ反対にあまりに周章狼狽した結果平素嫌ひとほしてゐた此被告を、頭を揃へてあの被告であつたと云つたのであります。此お婆さんの考へを無理とは申しませんが、私はお婆さんの考へは確實なものとは絶対に申されなかつたと思ひます。斯様な状態でありまして、検事御論旨のやうに御觀察されるならば無論被告に違ひはないのであります、而し当弁護人のやうな觀察から見ますと被告でないとも強ち断定の出来ないこともない。我田引水のやうではあります、私は之は人違ひではあるまいかといふ方に多くの確信を持つて居るのであります。仮りにです、弁護人の確信が間違つたとしまし

ても、先刻檢察官御所論の如く誰が見ても一点の疑ひもなく本件の犯人は被告なりとの断定は到底正しいものとは思はれない、被告なりとの判定は出来ない、又被告にあらずとの判定も出来ぬ。被告に対して有罪の判決があつても無理ではなく、無罪でも無理ではない。と斯様に私は考へます。されば兎に角左様な疑はしい事件、而も事件其ものがあまり軽々しいものではなく、(幸ひに被害者は生きては居りますが)強盜殺人犯罪といふものは重大なものであります。斯の如く重大な犯罪を判定するにあたりまして証拠上充分に疑ひの余地あり、且つ被告とも見られ又被告とも見られないといふやうな事件でありますから、左様に充分疑ひのある事案でありますから、昔からの格言の通り「先づ先づ罰するな」若し過日誤りが起ると大変である、過ちが起るといふことは罪のあるやつを罰しないでも宜しくないが罪のないものを罰するのは尚更よくない斯様な疑ひある事件は、疑はしい事件は先づ罰する事を差控へよといふ格言があるのであります。仮りに弁護人が陪審員の一員ならば勿論、之は人違ひである、被告は本件の犯人ではないと認めます。

陪審員各位は斯様な重大事件、而も充分に疑ひを存するに余地ある事件でありますから、結局法律上証拠が充分でないといふ御答申あるが然るべきと考へます。慎重御評議の上御答申あらんことを希望致します。

⑤BN仙助(名古屋地方裁判所強盜強姦未遂被告事件昭和4年3月8日判決)

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 愛知県海部郡□□村大字□□字□□田□□番地

住所 同上

建具職

坂野仙助

明治二十六年十一月□□日生

右強盜強姦未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ昭和三年十二月十日午後七時頃海部郡□□村大字□□字□□田□番地田圃内及ソノ東ニ接スル路上ニ於テ折柄通行中ノITつね当四十七年ニ対シ暴行ヲ加ヘテ姦淫シ且ツ金品ヲ強奪センコトヲ企テ突然両手ニテ同人ヲ右路上及前記田圃内ニ押し倒シソノ上ニ乗リ掛リタル上「オソソヲ遣ラセヨ遣ラセネハ殺スソ」ト脅迫シタル上陰莖ヲ同人ノ陰部ニ押し付ケムトシタルモつねニ於テ被告ノ拳ヲ握リ締メ又ソノ際「銭ヲ出セ」ト迫リ金員ヲ奪取セントシタルモつねカ金錢ヲ持合セサリシ為メ何レモ其目的ヲ遂ケサリシモノナリ。

●永岡検事論告

私は之より本件の公訴事実就ての証拠上の意見を述べたいと思ひます。本件の犯罪事実は先刻来調べなされた通り被告がITつねといふものを強姦しやうとして、それが出来損なつて其折に尚金を出せと迫つたけれども、つねが偶々金を所持して居らなうたため之に又金を取る目的が遂げられなかつたといふ事実、簡単に申せば其通りであります。

それに就て被告は先程来略々ITつねに對して無理に姦淫しやうとした事柄を認めて居ります。只金を出せと迫つたことに就て、いひかへれば金を取らふとしたことに就ては、自分は酒に酔つて居つたために覚えがないと弁解して居りました。此被告の強盜強姦といふ事実に就て最も根拠とせねばならぬのは、被害者ITつねの先刻の証言、之が唯一の根拠となるべきものであります。元来婦人の節操に関する犯罪に就て其被害者の立場になつた人は何となく、それが幸ひ未遂に終りましても、事柄が事柄でどうも婦人としては其時の情況を云ひ洩り勝になるのは人情です。何だか恥しい気がします。然るに本件のITつねはです、被告に押へられて尚之を拒むために被告の急所を押へたことになり、或は手に噛みついたことなどを正確に申立て居りますに就き、余程此つねといふ人は心の確りした人だと思ひます。斯様に兎角いひ洩り勝ちに陥る懼れある事柄に就て、確り此法廷に於て証言するだけ、それだけ其証言といふものは確かりした証言であつて充分之を信用してやらねばならぬと思ひます。此処が事実を判断する方々の深く御注意を煩はしたいところであります。

つねの申立するところによりますれば、先程来御聞きになつた通り十二月十日午後六時過ぎ頃に人通り稀な□□村の戸田の村道を通つた時に、偶々其道端に自転車を横たへて或一人の男があるもので、一寸自分の知合ひかと思つて声をかけて見たところが間違つて居つたので通り過ぎやうとして二丁ばかり行くと、後から此被告が呼びかけるので何だといつて返事したところが直ぐに両手で肩に掴みかかつたといふのです。それから被告は□□の方へ行く道はどちらかと聞き自分の行くところと反対の方へつねをつれて行かんといふので自分の云ふことを聞け、極く平たい言葉でいへば、証人の云つた言葉で申せばおそゝをさ

せると云つた、勿論見ず知らずの人であるから左様なことに応ずる筈もなく直ぐにそんなことは出来ないといつて匆返した。ところが被告は此つねの肩を押へつけて往來に仰向けに倒してそれから上に乗り掛つて悪戯をしようとしたので仕方がないから自分は男の急所を掴んでそうして之を防いだと云ふんです。それから起上つたのを又倒して前同様に無理にも悪戯をしやうとして足の方へ割り込んで来たので今度は鞆丸を掴みしめて之を掴んだ一方では相手の男の左手であつたと思ふが、之に噛みついた、其時に此被告が「鞆丸を掴んだりしてこつちを殺すなら俺もお前を殺してやる」いふ言葉を漏したといふ、「俺もお前を殺してやる」といつたことは被告も認めて居る。真に殺す心でなくつても其言葉は相手を脅かす言葉である。殺す位い恐しいことはない。況んや其前から無理に悪戯をしやうとして押へ付けられ、其際に男から殺してやると云はれるならば一層怯へることは之はあたりまでである。証人つねも、殺すといふもんだから尚更恐ろしくなつたと証言して居ります。而し一方の急所を掴んで之を掴んだために、又相手の手に噛み付いたために、相手はその激痛のために心が緩み手が緩んだ。其時に被告が「金を出せ」と云ふ、ところがつねは丁度一文も所持してゐなかつたために出せなかつた。そうして加害者の隙を窺つて手を振り切つて幸逃げ帰る事が出来たといふ事を証言して居ります。此点に就いて、被告の供述も略々似かよつて居りますが只つねを倒したといふことに就て、自分はずねの肩に手をかけて居る時にどうかしたはずみで倒れたので自分も一緒に転つたといふ弁解をして居ります。而し之は全く間違つた弁解であり、偽りの弁解であると思ひます。それは、証人は何かに躓きでもして他のことで転んだのではないかといふ改めての問に對して「決してさうではない、此男から肩を掴まれて無理に押し倒されたために倒れた」とはつきり答へて

いる。そうして見れば、被告が自分は肩に手をかけて居る時に何等かの機みで女が倒れたといふことは之は偽りの弁明と見なければなりません。只一人單純に手をかけて居るからといって何かの機みで転るなどといふ事は絶対にありません。此つねの証言に依りまして、つねの倒れたのは力づくで押し倒したものであるといふことは殆んど明瞭なことであらうと思ひます。斯の如くつねの証言に依りまして、又被告の供述するところを照し合はして見ましても、被告がつねと偶々其処で出会つたのを幸ひにふと色心を起して、之を慰むでやらうと思つて挑みかかつたところが相手が一言の下に勿付けたために、幾分酒の勢もあつたらうが、所謂意地づくでどうしてもやらんなんといふ考へで力づくで女を慰まふとしたものであるといふこと、之は殆んど疑いのないことであると私は信じます。

被告は先刻も申しましたやうに五ヶ月ばかり女に接して居らぬといふ被告の申立に依つて見ましても、如何に其当時被告が女に渴れて居つたかといふいことが見へますし、又色情を挑発せしむべき幾分の酒気もあつたことが認められますから、之等の事情並に証人の言、被告の申立を併はせて見ますと、公訴事實にあります被告がつねを腕力づくで自分の力づくで押し倒して姦淫しやうとした時、相手がきつく拒んで其急所を捕へられたり或は手に噛み付いたりしてとう／＼其姦淫しやうとした希望が遂げられなかつたといふ点は一、二点疑ひのないことゝ信じます。

尚被告は其際に金を相手の女から取らふとしたかどうかといふ点、此点に就ては先程も申します如く、被告は酒に酔つて居つて其点に就ては充分の記憶がない、自分はそんなことを云つた覚えはないと弁解して居りますが此点に就てもです、つねの証言するところに依れば、姦淫しようとしてどうしても出来なだために其際「金を出せ」といふ、最初は

「出せ」と云つたので何のことかと聞いたところが金のことである、「金を出せ」と云つた。

之もはつきりした証言です。被告は此点に就ては覚えがないと云つて、之を酒の酔ひに籍りて云ひ訳の根拠を作つて居りますが、ほんとうに其点に就いて酒に酔つてゐてわからんのならば、つねを姦淫しようとして押し倒したりいろ／＼揉み合つた事柄に就ても記憶がない筈であります。最初直ちに挑みかゝるのが一寸氣後れがして氣恥しかつたから□□の方へ行く道を尋ねたといふこと、斯様な問答なども記憶がない筈であります。然るにそれらの点に就ては順序を追ふて物語つて居るに拘らず、金の点に就てのみ知らぬといふことは、之を二つに分けて知らぬといふ弁解を探ることが出来ませうか、一つの場合の出来上つたことに就て三分の二だけの事柄を順序よく記憶して居りながら、後三分の一のことに就ては酒に酔つてゐて知らぬといふことは、そんな都合のいゝ弁解は、三分の一だけは全然知らなんだものとして採用することが出来ませうか。知らぬのなら、最初から何事も知らぬのならば之は別問題、然るに被告の弁解は後の三分の一のことに就てだけ知らぬといつてゐる。何が故に被告が左様なことを云ふかと申しますと、私の見るところでは、金を取らうとしたことは泥棒になる、相手の怯へてゐる隙に乗じて金を取らうと思へば強盜になります。強盜であるといふものは、強盜は甚だ責任の重いことである。又人聞きからしても誠に重大なことであるといふことは何人も分つて居る、又金といふことは如何にも穢なく聞えます、故に之等に就ての責任を避けるために、又一面には自分の体裁を飾るために、金を取らうとし、金を出せと云つたことに就てだけ自分は知らぬ覚えぬと云ふて此責任を避けやうとする心から出た弁解であると思はれません。此点も深く事實判断の上にて御諒意を願ひたい。一面には被告は平素金に困つてゐる。又其当時は先程証人SK

任三郎が証言した如く、以前から被告に対して材木の代金の残りが二十六円何某ある、之を再三催促してゐる、度々催促しても払はない、十一月の末に催促した時には十二月の晦日までには是非とも返すからと云つて猶予がしてあつたといふ。之は、被告に取つてはS Kに対する借金が返せないものだから、従つて商売の建具代金に就て借金があれば仕事をすることも支障を来す。之は被告の非常に苦痛とするところである。斯様な事情がありますから、つねを慰まふとして腕力で以つて目的を遂げやうとしたが抵抗が激しかったために出来なかつた、それならば金でも取らふ、丁度先刻お聞きの通りS Kに対する借金のこと、尤も女が何程の金を持つて居るかそれは分らぬが兎に角持つて居るだけの金を貰ひ、其うちS Kに対する手入金にしても後の材木を取引する上に於て都合がいゝと思つて今度は金に変つたことはありゝと認められることゝ信じます。予審に於て被告は女から、金を持つて居るならそれでS Kの方へ入れゝば材木の取引をするにも都合がいゝと、ふと思つたので金を出せと迫つたと予審の場合に於て申立て居ります之は当時の被告のほんとうの心であつたといふ事は今申した事情の下に充分認めることが出来やうと思ひます。此金を取らうとした点、之は申すまでもなく被告が先に相手方を、被害者を慰まふとしていろゝの腕力を加へ或は振じ倒し無理に悪戯をしやうとしたので相手は甚だしく怯へている。或は殺してやるといふ言葉まで発した。此女としては寂しい田舎道で斯様な男に暴行を受けたくに甚だしく心が怯へている。其際に金を出せ等と云はれゝばより以上怯へるは申すまでもないことであります。証人の言葉にも、金まで取らうとしたことによつて一層恐ろしくなつたといふ。強盗と申しますと何か覆面でもしたり或は刃物でも持つたりして乗り込んで行き、人を脅やかして金でも取つて行くやうに一寸思はれますが、申すまでもなく

必ずしも斯様な恐ろしい行いをする者のみに限りません、兎に角人を脅やかしてそうして金を取れば強盗の事実としては立派に成立つて居るのであります。只今申す如く被害者のI Tつねは、自分が強姦されやうとしてさんゝひどい目に遭つて心が怯へてゐる。其時金を出せと云はれたので一層恐ろしくなつたと云ひますが、全く其当時の模様を考へて見ますと、如何に被害者つねが其当時恐ろしい思ひをしたかといふことを充分に推察してやらねばならぬと思ひます。強盗なり或は窃盗なりといひましても、どうもそれが未遂に終つて一文も金を取ることが出来なかつたといふと、又何か事が軽くなるやうに一寸思はれますが、而し金があつた、なかつたといふことはそれは相手方が金を持つて居つたか居らなかつたかの違ひであつて、こちらを脅やかして金を出せと云つたことに就ては変りはないのであります。例へばお寺の賽銭箱から金を取らうと思つて壊して見たところが偶々お賽銭箱に金がなかつたゝめに一文も取れなかつたといつて、泥棒として之を見るに軽く見る訳には行きません、矢張り窃盗は窃盗です。本件もそれと同じ場合でありまして、つねが金を持つて居なかつたのは仕合はせ、若しも其時に若干の金でも持つて居りましたならば勿論出すのでありますでせう。又被告の方から云へば之を奪ひ取ることが出来たであります。此事に就ては特に此被害者I Tつねが人通りのない、又人家に四町も離れて居る此田舎道で然も時間は六時過ぎ七時前、十二月十日と云へばもう暗くなつてゐる、そんな寂しい所で見ず知らずの男に突然の暴行を受けて、自分の身体を潰されやうとし漸く拒んだ時に金を出せと云はれ、即ち被告が金を取らうとした、所謂強盗としての事実を認むる上に於て一点の疑ひが御座いませうか。金がなかつた為に取りなかつたのは被告に取つては其当時の心持ちからいへば手違いであり、被害者の立場からいへば金を持つて居ら

なかつたために取られずに済んだ利益はありますが、兎に角相手方の婦人の怯へてゐる時に乗じて金まで取らうとした此事実といふものは、決して之を打消すことは出来ないといふ事は堅く信じて居ります。

尚直接の所業ではありませんが被告が此犯罪をする少し前に途中でYDといふ居酒屋へ寄つて酒を飲んで居ります、被告は其居酒屋に於て三合余りの酒を飲んだと云ひますが、先刻の証人YDからの申立に依りますと二合の酒しか飲んでゐなかつたと云つて居ります。被告は沢山飲んで覚へがないやうに云はふとして居りますが、YD証人の云ふことに依れば沢山飲んでゐない、二合の酒である、そうして其YDの店を立去る時は何も酔つたやうな情況、足の運びも酔うたやうに見えなんだと云つて居ります。被告は酒が好きである酒には強い、勿論それ位の酒で物を忘れるやうな左様に泥酔するべき筈はないことは被告の酒に対する体力から云つても充分推察が出来ませう。此点から見ましても、今の金の問題に就て自分は酒に酔つてゐて知らぬといふ弁解はどうしても之を受取ることは出来ません。

以上の如く私は此被害者の証言並に被告が強姦の件に付て略々被害者同様の筋の申立をして居る点に於て強姦未遂の事実は勿論申すまでもないことではありますが、尚一面被害者つねの金を迫られた其証言並被告が其当時金に困つて居る、自分の商売上に入用の材木を取引すべき先のSKのところへ、再三責められて居つても入れることの出来なかつた金の工面に就て少しでも金を工面して入れたら又次の取引に都合がいゝといふ予審に於ける申立、之等を相照し合はして見ましても被告が強姦しやうとした際に尚相手に対して金を出せと迫つた、そうして向ふの持つてゐる金を取らふとした此事實は、相手が金を持つてゐなかつたために遂に未遂に終りましたが此金を取らうとした事実、又金を出せと迫られた

時に被害者つねがさんか脅やかされて居る、自分の身を潰されやうとして甚しく怯へて居る。或は被告が「殺してやらふ」といふやうな威かしの言葉を浴びせた。此事情から見ましても、此被告は相手の怯へに乗じて金を取らうとした事実も亦先の強姦しやうとした事実と同様に一点証拠上疑ひのないことと堅く信じて居ります。其場所は、村道であつて時間は暗くなつてゐる。人通りはない。人家には遠く隔つてゐるといふ所ですから、之は現場調査に於ても明瞭になつて居ります通り、女を慰さんだり、或は金を取つたりするには誠に都合のいゝ場所であります。之等を綜合して見ましても本件の公訴事実就て、即ち被告に対する強姦未遂並に強盗の未遂に終つた犯罪事実の証拠は何人も疑ひのないことであらうと堅く信じて居ります。此点に就て陪審員各位は深く御注意の上御評議あらんことを望みます。本件に就ては例へば私が今其場所に於て問題になつて居る村落に於て見ず知らずの人に出会つて何等かのことで押し倒される、逃げやうとした時、其時の心持を考へて見まして何程怯へませうか、例へ男でも、例へ私でも吃驚して非常に驚きます。況んや婦人ならば尚更である。当時の被害者つねの此難に遭ふた立場に対して其時の意思に對してよく推測して事情を御判断を願ひたひのであります。本件は主として此被害者の証言が基本となつて居りますから、以上ITつねの申立、被告の申立の一部を照し合し綜合して、私は先程申した如く、本件の犯罪事實は証拠明確なるものと確信しこゝに其意見を述べた次第であります。

● 渡邊弁護士弁論

本件被告は長い間婦人に接しない。且つ独身生活であつた。而も其日に酒を飲んだ。其

酒に就ては、始めは清酒一合五勺、其上にどぶろくを飲んだ、そして又清酒を飲んだ。外の清酒でも色々混合して飲むと、ビールと酒を飲む、或は同じ酒でも種類の変わった酒を混ぜて飲むと、同じ酒ばかりを飲むのと比べて酔ひ方が我々の経験によつて激しいものである。どぶろくといふものは他の酒と違つて、どぶろくを飲むと後から酔ひが廻るといつて非常に酔つて来る。即ち約五合も酒を飲んで居つたから被告も相当酔つていたものと考へるのみならず自転車に乗つて転んだ。酔はなければ別に転ぶやうなことはない、而も被害者の通つた時は被告は自転車に乗つて転んで居つたといふ事実がある、被告が酔つてゐたことは証明するに充分あまりあると思ふのであります。そこで被害者 I T つねの点で御座いますが、I T つねは最早四十七歳、随分老年であります。而も長年自分の住み馴れたところの村であるから地理が明るい。僅か人家に二町や三町隔つた処でそんなに我々の想像する程怯へて居つたものと思へない。暗くなつてから而も道端に怪しい男が転んでゐるさういふ所へ行つて若し普通の婦人ならば好んで口を利くものではない。恐ろしいから見向きもせず、音も立てないやうにして静かに通り去るか或は廻り道をして避けて通る、之が婦人の通性であります。決して其叢に人の寝とる所へ行つて色々声をかけるやうなことは普通一般の婦人にはないのであります。其点からいつても I T つねは随分気丈な女であつた。而して被告は、転んで居つた時に婦人から声をかけられたり色々したもんだからそこで色情を挑発されたものと思はなければならぬのであります。自分は長い間女に接しないので大変女に渴れて居つた。そんなところへうまく婦人が通り合はせていろ／＼声をかけて行つたりするものだから被告はたまらなくなつて後を迫つたといふ次第であります。男からかうと云はれても直ぐに其時に普通の女なら逃げるものです。けれども I T つねは

振返つて「何んだ」といつた。いふ様な態度を見ますと決して普通尋常一般の女の様にそんなに恐ろしいと思つたものでもないと思はれるのであります。殊に被告は「何んだ」といはれたんで耻しくなつて直ぐには「おそ／＼をさせ」といへなかつた、道を聞いたといふのであります。何んだといふ声さへかけなければ、普通のものなら問題を出すものではない。逃げもするといふのであります。直ぐに振り返つて何んだといふから被告も一寸いひ出し難い、又耻しい、そこで□□へ行く道はどこかと聞いた。そこで色々な問答をしてゐるうちに、実は自分は女に接しないから——いふ問題を出した。之は和姦の誘引だと思ふ。何も直ぐに強姦しやうとも思やしない、和姦の誘引——うまく和姦が出来るかどうか、誘引を申込み合つた、そこで『嫌だ』『させろ』『いや』といふことで揉み合つた。ところがどの程度が強姦になつたか、之は非常に考ふべき問題であります。和姦としても普通直ぐに承諾するものでないことは被告も知つて居る。幾分の手をかけてどうこうする位のことは知つて居つたと思ふ。実際和姦の成立する場合を考へて見る——先ずさういふ所が和姦も物騒である——けれども兎に角考へて見れば考へられる状態であります。そこであつちこつち揉み合つた、「やらせろ」——私は実は此問題は極く機微に触れた問題でありますから詳しく調べて見たが、記録を見ても被告の供述と被害者の供述と此二つきりしかない。而もどうも記録には本人が告訴したやうな様子もなく、本人の意思もどうも分らん。従つて本人の供述もどうかしつかり分らん。尚いろ／＼の疑問を持つてゐる。わざ／＼私は被害者の家へ訪ねて行つたさうして自宅で被害者に聞いて見た。其当時の模様や又被告と揉み合つたといふことに就て其順序はどういう風だといつて聞くと其時の答は、先程検事の云はれたことゝは非常に違ふ。自分の知らぬ男が来て突然やらせると云つたから、

こちらはやらせない、そう云つて自分は座つたといふ、座つてしまつた。成程婦人としては斯ふいふ場合は座るのが一番よい。そうしたら被告も座つた。そうしてから「やらせ」「やらせない」と云つて揉み合つた、之は事実と思ふ。實際婦人はやらせまいと思つたら座るもので立つてゐると不利益、そうして「やらせろ」「やらせない」と揉み合つた。そうしていろ／＼問答をして居つた、斯ふ云ふんです。尚つねは、自分は股をこうやつて居つた。成るべく出さないやうにしてゐると、被告が之をのけやうとして手で上の方を掴んで足を割り込んだ。と斯ふ云つてゐる。只程度はそれだけである。足を両股の方へ入れた一寸それだけのものです。けれども自分はやらせては損だから鞆丸を掴んだといふ。之も被告は出して居つたかどうか其点はどうもはつきりしない。實際被告が出て居つたかどうか、着物の中にあつた物を掴んだものかどうかそれははつきりせぬ。被害者に聞いて見てもはつきりせぬ。まだ／＼私は此状態では被告は尤物を出しては居らなんだと思ふ。即ちまだ予備の時代であつた。まだ着手に入らない。其の内に鞆丸を掴まれた痛かつた被告を信じていゝか信じて悪いか分らぬが、被告は痛かつたから離れたと斯ふ云ふ。被害者から云ふとどうも其時に離れたんではないらしい。被害者の云ふことが本当であれば、被告は自分の意思でやめた、中止したんであります。自分の意思で強姦しやうと思つたけども中途でやめた。中止は矢張り刑の減刑に該当すると思ふ。此刑を、此ところを酌量してやらねばならぬと思ふ。真に被告が放した。被害者が其手を無理に振りきつて逃げたんでない。被害者の話を聞いて見ると被告が放したから之幸ひと逃げる事が出来たと云つてゐる。どうも此強姦未遂はまだ予備の時代であつて着手の方へは先ず触れては居らない。而も又被害者の力が強くつてとてもやり遂げられさうにも思へない。被害者と被告と比べて

見ると体格に於ても非常に違ふ。被告は酒を飲んでぐでんぐでんに酔つてゐたから身体自由が利かない、酒に酔つてゐて色情を挑発しただけである。ぐでんぐでんになつてゐたから被害者に手を出しても実行出来なかつた、どうしても之は被告の意思でやめた。中止したんであります。やめたんだと斯ふ見るのが実際の事件に適合した見方であると私は思ふのであります。

次に強盗の未遂、被告は強姦しやうといふ意思があつてやつたとしても其強姦さへ出来ないものがです。仮りに金を持つて居るものとしてそれを取らうと思つたところで、其金の取れる筈はない。又強姦はしたかつたらふ。酒やいろ／＼で色情を挑発されてさぞやりたかつたらふ。強姦といへば語弊があるがやりたかつたらふ。けれども金は其時に欲しいとは思つてやしない。金を取らふとしたことは、どうも此事件の全体を見ても被告は其金を取らうと思つたと想像することは出来ない。借金があつたから金を取らう。単にさういふものではない。又被告が「出せ」「何んだ」「金だ」「出せ」といふ言葉、出せと云つても意味深長、直ぐに金だと合点するのはちと早過ぎる。或は被害者は金だと想像したんでせうけれども、被告にはさういふ意思はなかつたものと思ふんです。出せといふのは即ち自分は今やりたくて困つてゐるんだから其目的物を出せと云ふんです。どうしても自分でやらうと思つてもやらせないし、いけないから出せと云ふ。それで若し証人の言のやうに金だと云つたとしても今被告は女に飢へてゐる時であるからそんな目的の違つたものは、そんな要求は自分の本心から出たものとは考へられない。被告に意思がない。そういう意思は全然ない。「出せ」「何を出せ？」「売言葉に買言葉、或は金だと云つたかも知れんけれども、それが直ぐに未遂に、強盗の未遂罪になるものではない。意思がない。被告に金を取

らうといふ意志がない。丁度「殺すぞ！」と云つても之が殺人未遂罪にならぬと同じである。殺す意思がないから殺人未遂ではない。今回の事件も被告に金を取る意思はない、単にそういふ言葉が出たとしても被告に意思ありと認むべき点はないのであります。女に触れない、酒を飲んで挑発された、其処へ女が通つた、只其女を自由にしたひ意思だけである。そして私が丁度被害者の家を訪ねた時は張物をして居た。被害者は其時「丁度此着物です」と云つてそれを見せた。其着物は実にみずばらしい風で、あんな風の人が金を持つて居るなどとはどうしても想像出来ないし、私も疑問を起す、苟くも駅へ人を迎へに、蟹江の駅に人を迎へに行く時に金を持つて居つたかどうか私も疑問を持つ、普通ならば幾分の小使を持つて居るが、苟しくも人を停車場へ迎へに行く、行かうと思つて家を出た、此点私も疑問を持ちますが今一つは意思のないといふこと、先程も裁判長から再三御質問がありました、被告は少しも被害者の懐中を搜索しない、実際に取る気であれば「無い」無いと答へられた位で「あ、さよか」と云つて引込んで居るものではない。身体ぐらひは探つて見さうなものです。只其の一言で後の問答はなんにもない、強盗未遂の所業は少しもない、只出せと云つた時に被害者が金だと早合点したままだと思ふ。被告の方で金を取らうと思ふ心を意思の発露と云ふ、それがなんにもない、被害者の身体を探つて見るとかもう少し金のことに就てこみ入つた問答等そういう事情でもあれば、或は被告の意思がそうであつたんではないかと想像も出来るが、本件は想像も出来ないやうな事案であります。而も被害者に云はせると金は持つてゐなかつた、持つとれば出すが、と、どう考へて見ましても自分は強姦即ち姦淫さへ出来ない、姦淫さへ出来ないものが金を取らう等と思つたところでそれは取れるものではない。実際意思があつても取れるものではない、意思がど

うしてもあつたとはいはれない。被告の供述から見ましても、警察で調べられた時や、予審に於てなり、検事廷の供述などは、それは自分の知らぬことを聞かれるものだから、嘘を云ひ、ないことを云ふんだから、何とかして、辻褄を合はして云はんならんから調書にはいろ／＼の供述をしてある。一様の供述ではない。此点も私は、被告は金を取る意思がなかつたといふことを判断するに充分であると私は思ふんであります。

それで之はほんの一寸したことでありまして、一寸女が通りかかつたもんだから其女に戯むれ合つて見たくなくなつたんであります。之は誰しもよくあることであります、強盗といひ、金を取るといふことはもう少し深刻であつてそんな一町や二町人家と離れた所で、而も何等の兇器も持つてゐないものが金を出せと云つたところで取れるものではない。それも夜十一時十二時といふ遅い時刻なら兎も角まだ六時や七時頃ならば而も村落から蟹江へ行く道路であるから誰が通らぬとも限らぬ、人通りがないといつても道路であるから、山林の中とか或は何かいふのではありません、道路であります。いつ何時人が通つて来るかも分らぬ。殊に被告の心理状態はどうかわからぬが、例へそれが和姦になるんでも、あゝいふ所では出来ない。山の中とか、どこかへ引張つて行つてやるならどうか知らんが、人の通る道で、而も六時七時といへば人の通る時である。どうもそこで強姦するとは一寸と見られない。どこかよそへ引張つて行つて、一寸と誰にも分らん所へでもつれて行つてそこでもやるんならば或は着手にでもなりはせんかと私は思ふ。此点から申しましても本弁護人は強盗の点は全然事実なし、強姦の点は之は極めて非常に六ヶ敷い問題で、私は之は単に被害者に暴行を加へたといふ罪で渡してやつたらよいではないかと思ひます。之を以つて終ります。

⑥O T増治（名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月4日判決）

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 愛知県額田郡□□町大字□岡□百□番地
住居 同上

農

O T 増治

明治四十年三月□日生

右殺人被告事件ニ付予審を遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハO T兼三郎ノ二男ナルカ兄磯五郎ハ十七歳ノ頃ヨリ家出シ料理人トシテ各所ヲ流浪中時ニ帰郷ノ上父兼三郎ニ対シ金銭ヲ強制スルヲ常トシ昭和三年十一月頃帰郷ノ後ハ兼三郎ト同居セルモ毫モ家業ニ従事セス屢々兼三郎ニ対シ暴行ヲ加ヘ殺害スヘキ旨放言シ同人ヲ脅迫シ居リタルカ昭和四年四月三日昼母あきカ屋外に於テ養鶏等ニ従事中ナリシニ拘ラス内部ヨリ表入口及雨戸ヲ閉チ掛金ヲ施シ同人ヲ困ラセタルヨリ同日午后八時頃右事実ヲ聞知セル兼三郎ハ磯五郎ニ対シ其不都合ヲ詰責シタルニ同人ハ却テ之ヲ怒リ兼三郎ノ頭部ヲ手ニテ殴打シ同人ノ逃クルヲ追跡シテ座敷内ニ到リ出刃包丁（証第二号）ヲ以テ其前

額部ニ斬リ付ケ全治迄約一週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルヨリ之ヲ知リタル被告人ハ直ニ父兼三郎ヲ救助セント欲シ長約一尺六寸ノ火吹竹ヲ携ヘ其場ニ駆セ付ケ之ヲ以ツテ磯五郎ノ手首ヲ殴打シ其手ヨリ右出刃包丁ヲ落サシメ因テ兼三郎ニ対スル危害既ニ去リタルカ磯五郎ニ於テハ尚被告人ニ対シ同人ヲモ殺害スヘキ旨申聞ケタルヨリ被告人モ磯五郎ノ右言動ニ憤激シ前記火吹竹ヲ以テ同人ノ頭部及面部ヲ乱打シタル後同人ヲ倒シタルモ若シ磯五郎ニ於テ再ヒ起上リ来ランニハ兼三郎及自己カ如何ナル危害ヲ被ルニ至ルヤモ知ルヘカラス寧ロ同人ヲ殺害スルニ如カスト決意シ両手ニテ同人ノ着衣（証第三号）ノ襟ヲ取り之ヲ以テ其頸部ヲ絞扼シ即時窒息死ニ致シタルモノナリ
叙上被告人ノ所為ハ刑法第百九十九条ニ該当シ公判ニ付スルニ足ル犯罪ノ嫌疑アルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和四年五月十三日

名古屋地方裁判所岡崎支部

予審判事 柴田 嘉作

⑦HD小喜久（名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月9日判決）

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 堺市□□町東□丁目□□番屋敷
住所 不 定

無 職

H D 小喜久

明治三十三年八月□□日生

右之者ニ対スル殺人被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ名古屋地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ昭和四年一月十六日午後四時頃一宮市大字□□畑□□番地被告人旧居宅ナリシ空家内奥四畳半ノ間ニ於テ予テ知合ナル名古屋市東区□□町字□□百□□番地KM事KTらい(当六十四歳)ト賭博金支払ノ事ヨリ争論シらいカ被告人ヲ殴打シタルヨリ激怒ノ極俄ニ殺意ヲ決シ所携ノ手拭(証第六号)ヲらいノ頸部ニ捲キ付ケ之ヲ緊縛シテらいヲ窒息死ニ致シタルモノナリ

被告人ノ所為ハ刑法第百九十九条ニ該当シ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノト思料ス

仍テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和四年五月二十日

名古屋地方裁判所

予審判事 世古伴逸郎

2 岐阜

①TY安次郎(岐阜地方裁判放火被告事件昭和4年1月19日)

●予審終結決定

予審終結決定

本籍竝住居 岐阜県吉城郡□□村大字□□千□□番地

農

TY安次郎

当二十八年

右ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ岐阜地方裁判所ノ公判付ス

理 由

被告人ハ吉城郡□□町居住ノTY久太郎所有ニ係ル同郡□□村大字□□地内田一反二畝歩及畑三筆ノ土地ヲ期限ノ定メナクシテ同人ヨリ賃借シ居タルコロ久太郎力昭和三年十二月本籍地タル右□□村□□ニ帰郷シテ農事ニ従事セント欲シ同三年一月頃被告人ヨリ畑二筆ノ引渡ヲ受ケシ為メ被告人ハ久太郎力予定ノ如ク帰郷スルトキハ同人ヨリ賃借シ居ル残余ノ田畑ヲ明渡ササルヘカラサルニ至リ被告家ノ收穫ヲ減シ生計ニ不安ヲ来サントコロヲ憂慮シ該借地ヲ継続シテ耕作センコトヲ企テ寧ロ久太郎力帰郷後其住宅ト為スヘキ同□□千百□□番地所在ノ久太郎所有家屋ニシテTG石之助ニ貸与シアル家屋ヲ焼燬シテ以テ久太郎ノ帰郷ノ意嚮ヲ翻ヘサシムルニ如カスト為シ同三年七月二十日頃右石之助住宅ヲ焼燬センコトヲ決意シ犯意継続ノ上

第一、昭和三年八月二日午前二時頃該住宅ヲ焼燬スル目的ヲ以テ同住宅ヨリ約六間ノ距離

ニアリタル同居宅附属二階建納屋内ニ入り其場ニアリタル藁ニ燐寸ヲ以テ放火シ同納屋一棟ヲ全焼セシメ因テ該住宅ノ延焼ヲ惹起シ得ヘキ状態ニ置キタルモ消火ノ為メ駆ケ付ケタル多衆ノ努力ニ依リ同住宅ニ延焼スルニ至ラス

第二、同年同月二十五日午前一時頃該住宅裏軒下ニ積ミアリシ目竿、目棚ト桑ノ根株トノ隙間ニ藁、蓑、縄ヲ挿入シ同シク燐寸ヲ以テ之ニ放火シ同藁蓑縄ノ大部分及目竿目棚ノ一部ヲ焼燬セシメ該火力カ独立シテ燃焼ヲ継続シ得ヘキ状態ニ至リタルモ石之助等ノ発見スルトコロトナリ之ヲ消シ止メタル為メ所期ノ目的ヲ遂クルコト能ハサリシモノナリ

右事実ハ犯罪ノ嫌疑十分ニシテ刑法百八条同第一百二十二条ニ該当シ同法第五十五条ヲ適用処断スヘキ犯罪ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ加ク決定ス

昭和三年十月十四日

岐阜地方裁判所高山支部

予審判事 藤森 林藏

②MN清（岐阜地方裁判強盜殺人未遂被告事件昭和4年2月28日）

●予審終結決定

予審終結決定

本籍 岐阜県恵那郡□□町□□川□□千□□番地□□

農

MN 清

当三十一年

右強盜殺人未遂被告事件ニ付キ予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ岐阜地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告ハ予テ岐阜県恵那郡□□町字□□YG孝之助力常ニ多額ノ現金ヲ所持セルヲ聞知シ居タルカ昭和三年五月三十一日午後二時二十分頃同人カ同字通称□山□根前ノ田圃ニ労働シツ、アリタルヨリ茲ニ右孝之助ヲ撲殺シテ其所持金ヲ強奪セント決意シ長サ約二尺五六寸ノ棒ヲ携ヘテ同人ノ傍ニ立越シ魚ヲ釣リタイカ蚯蚓ハ居ラヌカト話懸ケ其隙ヲ窺ヒ突然其棒ヲ以テ同人ノ頭部其他ヲ数回殴打シテ昏倒セシメ同人カ携帯セシ現金百余円及預金合計二千九百余円ノ郵便貯金通帳二冊等在中ノ木綿袋一箇ヲ奪取シ因テ同人ノ顔面部、顛頂部後頭部等ニ数ヶ所ノ創傷ヲ負ハシメタルモ殺害スルニ至ラサリシモノニシテ被告ノ所為ハ刑法第二百四十条前段第九十九条第二百三条ニ該当シ公判ニ付スヘキ犯罪ノ嫌疑アルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ從ヒ主文ノ如ク決定シタリ

昭和三年十月三十日

岐阜地方裁判所御嵩支部

予審判事 玉井 喜久市

3 金 沢

①IM直人・NG員直（金沢地方裁判所放火被告事件昭和3年12月10日判決）

●公訴事実

被告I M直人ハ昭和二年四月金沢市□□町□□町□番地所在YZ義雄所有ノ住宅並鶏舎二棟調理場附属家屋ヲ一ヶ月三十円ノ家賃ニテ借受ケ養鶏業ヲ始メ被告員直ハ昭和三年一月同市□□町□□町□番地所在HU二三郎所有家屋ヲ一ヶ月十二円五十銭ノ家賃ニテ借受ケ養鶏業ヲ営ミ被告直人ハ昭和二年五月NH動産火災保険株式会社トノ間ニ世帯道具ニ付金千五百円、被告員直ハ昭和三年五月五日TK動産火災保険株式会社トノ間ニ世帯道具ニ付金千円ノ各保険契約ヲ締結シタル処

第一、昭和三年六月五日被告員直方ニTK動産火災保険株式会社ノ集金人KN理作力保険料ノ集金ニ来リタル際被告員直、直人等ハ「今晚テモ何処カラカ火ヲ出シテ呉レタラ儲カルガナア」ト互ニ冗談話ヲ為シタルカ其翌六日頃被告員直方ニテ員直、直人及員直ノ雇人NG外次郎等会合ノ際被告等ハ互ニ余裕ナキ生活ヲ為シ居ルニ依リ保険ヲ附シアルヲ幸ヒ放火センコトヲ提言シタルニ外次郎ハ報酬ヲ呉レナハ自ラ放火ヲ決行スルコトヲ引受クル旨答ヘタルヨリ被告員直ハ被告直人方ヲ火元トセハ同人ハ小心者ニシテ直ニ自白スル虞アルヲ以テ自分ニ於テ火元ヲ引受クルコト但後日嫌疑ヲ受クルコトヲ避クル為メ放火當時自身ハ外出シ家ニ居ラス、警察ヘ行クモ決シテ自白セス但自己ハ独身故何人カ後ニ残り後日其者ヲ証人ニ立タス必要アルニヨリ決行ノ際ハ親戚若クハ友人ヲ連レ来リ置クコト。自宅ノ孵卵器ヨリ失火シタル如ク仕做セハ事發覺ノ虞ナク、容易ニ目的ヲ貫徹シ得ヘシト提議シ且被告兩名ハ外次郎ニ対シ報酬三百円宛ヲ与フヘシト告ケタルニ、同人ハ尚多額ノ報酬ヲ要求シタル為メ更ニ被告兩名ハ五百円宛ヲ同人ニ与フルコトトシ、外次郎ニ於テ之ヲ引受ケタル為メ被告員直ハ然ラハ更ニ互ニ保険ヲ附増スルノ要アリトシ、其手續完了後同年八月頃放火ヲ決行スルコト。並通ノ風アラハ被告員直方ニ放火セハ之ニ接近セル被告直人方鶏舎住宅ニモ延焼スルナ

ルヘク若シ延焼セサル模様アル時ハ更ニ被告直人方鶏舎ニモ放火シ以テ被告兩名ノ鶏舎住宅ヲ焼燬シ各自保険金詐取ノ目的ヲ達センコトヲ協議面策シ同年六月二十三日NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ(イ)被告員直ハ世帯道具及營業用諸道具(価格約八百円)ニ付金三千元(ロ)被告直人ハ營業用諸道具(価格約五百円、世帯道具ノ価格ハ約二三百円)ニ付金千五百円各保険契約ヲ締結シ着々其ノ準備ヲ為シタルニ同年七月四日頃ニ至リ被告員直ハ近々其従兄NG篤太郎カ大阪市ヨリ北海道ニ赴ク途中自宅ニ立寄ル事トナリ居ルニヨリ同人カ来リタル際放火ヲ決行センコトヲ被告直人及外次郎等ニ告ケ先ツ同月五日自己ノ箆箆中ノ衣類等ヲ支那靴、柳行李、靴等ニ詰替ヘ支那靴ハ之ヲ外次郎ニ託シ、其住宅ナル金沢市□□町ニ隠匿セシメ、其他ハ出火ノ際容易ニ搬出シ得ヘキ様準備シ置キタルニ、同月六日篤太郎ノ外被告員直ノ知人ナルTM茂三郎ノ兩名被告員直方ニ来リタルヨリ被告等三名ハ当初ノ約ノ如ク強テ篤太郎等ヲ宿泊セシメ、同夜外次郎ヲシテ放火ヲ決行セシムルコトヲ打合せ、同日ハ被告員直方ニ芸妓等ヲ聘シ篤太郎等ト共ニ一同飲酒シタル上被告員直ハ当初ヨリノ言ノ如ク外出シ居ルヲ得策トシ、篤太郎等ニ宿泊シ呉レタシト告ケ、同夜九時頃商用ノ為メ富山県□□町ニ赴クモ明朝帰宅スヘシト称シ保険証券等ヲ携ヘ外出シ、同夜ハ河北郡□□村字□□ノ姉婿I Y圓藏方ニ一泊シ、翌朝焼野原トナリ居ルモノトノミ信シ帰宅シタルモ、前夜外次郎カ泥酔シ夜明頃始メテ眼ヲ醒マシタルモ既ニ放火ノ時期ヲ失シ之ヲ決行セサリシヲ知り大ニ同人ヲ責メ、自分ニ夜中無駄足ヲ運ハセ不都合ナリ爾後頼リニセサル故再ヒ自宅ニ立寄ルナト怒号シ、同人ヲ放逐シタル後飽ク迄其非望ヲ達セントシ同日自宅ニ於テ被告直人ニ対シ同人ニ於テ同夜十二時頃之カ実行ヲ為サン事ヲ勸メ、同人ニ於テ之ヲ承諾シタルヨリ被告兩名ハ先ツ被告員直方住宅ニ接続セル孵卵室ニ積ミ重ネアル三個ノ孵卵器ノ内最下端ノ中ニ石油ヲ注ケ

ル縊縊ヲ入レ置キ更ニ被告員直ハ同夜被告直人ノ助力ヲ得テ、自己飼養ノ鶏數十羽ヲ焼失セシメサル様籠三個ニ入レテ安全地帯ニ搬出シ置キ、前日同様保険証券ヲ携ヘテ自宅ヨリ三四丁隔リタル金沢市□□町YDすゞ方ニ立越シ被告直人ノ放火シ燃上ルヲ待チ居タリ。一方被告直人ハ翌八日午前一時少シ前少シ被告員直方ニ赴キ予テ用意セル石油ヲ注ケル縊縊ニ携ヘ居タル燐寸ニテ放火シ、帰宅シタルモ同夜ハ無風状態ニシテ自宅ニ延焼スル模様ナカリシヨリ、更ニ自宅附属鶏舎ノ天井ニ下ケアル菰ニ同様燐寸ニテ放火シ以テ被告員直単独ノ住宅ニシテ同人以外ノ者ノ現在セサル右家屋一棟被告直人方ノ鶏舎調理場各一棟ヲ全焼セシメタル上、被告直人及其家人ノ住宅ニシテ其家人同居者等現在セル家屋ヲ半焼シタル外更ニ附近ニ延焼セシメ遂ニSY政七方住宅ヲ全焼セシメタルノミナラスND弘、ID初次方住宅ヲ半焼セシメタリ。

五 諭告・説示・問書・答申

『名古屋控訴院管内説示集』(名古屋控訴院・一九三〇年二月)には、名古屋地方裁判所(①事件⑦事件)、岐阜地方裁判所(①②事件)、金沢地方裁判所(①事件)における陪審公判の予審終結決定(予審判事)、諭告(判事)、諭告(検事、名古屋④⑤事件のみ)、弁論(弁護士、名古屋④⑤事件のみ)、説示(裁判長)、問書(裁判長)・答申(陪審長)が収録されている。

本項には、それらの諭告(ただし、名古屋⑦事件の諭告は原本でも省略)、説示、問書・答申を収録した。

(注)『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年一〇月)にも、名古屋地方裁判所(①・③④⑤事件)、岐阜地方裁判所(②事件)、金

沢地方裁判所(①事件)における陪審公判の説示が収録されている。また、『陪審問書集』(司法省刑事局・一九二九年三月)にも、名古屋地方裁判所(①②③事件)、岐阜地方裁判所(①事件)、金沢地方裁判所(①事件)における陪審公判の問書・答申が収録されている。

なお、『陪審説示集』および『陪審問書集』に収録された説示・問書には、収録された事件の「公訴事実の梗概」も紹介されている。これらの「公訴事実の梗概」は、「七 新聞報道に見る陪審裁判」における、「事件の概要」の編集に用いた。

1 名古屋

①HSG丈(名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月1日判決)

●諭告案

陪審員諸君

公判ノ取調ヲ始ムルニ当リマシテ諸君ニ陪審員トシテノ心得ヲ諭告シマス。諸君ハ我国法ノ定ムル所ニヨリ選ハレテ陪審員トナリ今日此法廷ニ列席スルノ榮譽ヲ荷ハレタ次第デアリマス。諸君ノ任務ハ被告人カ罪ヲ犯シタ事実カ有ルカ無イカト云フコトヲ評議ノ上裁判所ニ申シ出テラル、ノテアリマス。裁判所カ其評議ノ結果ヲ正当ト認メタ場合ニハ之ニ基キ被告人ニ有罪無罪ノ裁判ヲ言渡スノテアリマシテ、実ニ其評議ノ結果ハ裁判ノ基礎ヲ為スノテアリマスカラ其任務ハ頗ル重大デアリマス。

而シテ其評議ハ此法廷テ取調ヘマシタ被告人ヤ証人、鑑定人等ノ供述並此法廷ニ現レマシタ証拠物トカ証拠書類ノミニ基イテ為サネハナラヌノテアリマスカラ是レカラ行ヒマス取調ヘニ付キマシテハ一モ聴キ漏サナイ様ニ充分熱心ニ注意セラレナケレハナラヌノテアリマス。

取調へノ順序ヲ大体申上ケマス。先ツ初メニ検事カラ被告事件ノ陳述カアリマス。之レハ検事カ被告人カコレコレノ罪ヲ犯シタト思フカラ審理ヲ求メル旨ノ公訴事実ヲ述ヘラレルノデアリマス。次ニ其公訴事実ニ付キ私カラ被告人ヲ訊問シマス。被告人ノ弁解ヲヨクオ聴キニナルト如何ナル点力争トナルカ、判リマス。次ニ証拠取調ヘヲ致シマス、本日呼出シテ置キマシタ証人ヤ鑑定人ヲ諸君ノ面前テ順次取調ヘ、更ニ証拠物件トカ証拠書類ヲ被告人ニ示シテ弁解ヲ聴キマス。若シ諸君カ被告人ヤ証人等ノ云フコトカ判ラヌトカ又ハ不十分ナ所カアツテソレヲ聴カネハ事実ノ判断ニ差支カアルト思ヘハ私ノ許可ヲ得テ、自分テ証人被告人、等に訊ネルコトモ出来マス。証拠取調ヘカ終リマス。其事件ニ付検事力意見ヲ述ヘラレ、弁護人ノ弁論カアリマス。其後テ私カラ諸君ニ説示ト云ヒマシテ事実上争トナツテ居ル点ハ此レ此レ、又証拠ハ斯様斯様、法律上ノ問題ハ此レ此レト云フコトヲ説明致シマス。而シテ最後ニ諸君ニ犯罪事実ノ有無ニ付キ問ヲ出シ問書ト云フ書面ヲ渡シマス。諸君ハ之ヲ受取ラレテ評議室ニ退キ評議ヲシテ其結果ヲ答申トシテ書キ裁判長ニ提出スルノデアリマス。裁判長ハ公判廷テ書記ヲシテ之ヲ朗読セシメマス。之テ陪審員諸君ノ役目ハオ済ミニナルノデアリマス。

諸君ハ公平無私ノ立場ニアツテ一切ノ情実トカ利害カラ離レ、好キ嫌ヒノ感情ヲ去リ、何等ノ恐れヲ抱ク様ナコトナク良心ニ従ヒ正シイ心ヲ以テ事実ノ真相ヲ掴ムコトヲ忘レテハナリマセヌ。新聞ノ記事ニ何ト書イテアロート、世間ノ評判カドーデアロート、左様ナコトテ事実ノ有リ無シヲ決メテハナリマセヌ。

又諸君ニ道徳上ノ善悪ノ判断ヲ求メルノテハアリマセヌカラ、實際証拠ニヨリマシテ被告人カ罪ヲ犯シタ事実カ認メラレナイノニ被告人ノ人相カ悪イトカ、其遣リ方カ不徳義デアルトカ、又ハ世間ノ評判、平素ノ行状カ悪イト云フノテ故意ニ有罪ノ様ニ答申シテハナリマセヌ。又之ト同時ニ証拠ニヨルト被告人カ罪ヲ犯シタ事ヲ認メラレルカ、被告人ノ平素ノ行状モヨシ、世間ノ評判モヨイ。罪ヲ犯スニ至ツタ事情モ亦可愛想テアルカラト云フテ故意ニ無罪ニシテハナリマセヌ。殺人罪デモ罪ヲ犯スニ至ツタ事情、其他憫ム可キ点カアリマスレハ、執行猶予ニナツテ刑務所ニ行カスニ済ムコトカアリマス。此量刑即チ如何ナル罪ヲモルカト云フコトハ我々裁判官ノ方テ十分考ヘテ言渡スノデアリマシテ、陪審員諸君ハ左様ナコトヲ考ヘテ眞実ニ反スル評決ヲシテハナリマセヌ。

諸君ハ評議ヲ為ス際ニハ自分ノ信スルトコロヲ十分述ヘラレテ他人ニ頼マレタトカ脅サレタトカテ眞意即チ本当ノ心ニ反スル意見ヲ述ヘテハナリマセヌ。又諸君ハ裁判長タル私ノ許可ナク、勝手ニ其席ヲ離レルトカ、評議ノ終ラヌ内ニ評議室ヲ出ルトカ又ハ答申前ニ同僚ノ陪審員以外ノ他人ト往来シタリ、話シタリシテハナリマセヌ。休憩ノ際モ同様デアリマス。又評議ノ顛末即チ評議ノイチブシジユ一ツ一切他人ニ漏ラシテハナリマセヌ、漏ラスト罰セラレマス。

補充陪審員ノ方ハ十二名ノ本陪審員ノ方ノ内テ誰カ、審理中病氣ニナラレルトカ又ハ已ムヲ得ナイ理由テ陪審員トシテ其職務ヲ執ルコトカ出来ナイ場合ニ之ニ代ツテ戴クノデアリマシテ、十二名ノ本陪審員ノ居ラルル間ハ評議室ニ這入ツテ評議ニ参加スルコトハ出来マセヌカ、其他ハ総テ本陪審員ノ方ト同様デアリマスカラ左様ニ心得テ戴キタイノデアリマス。

諸君ハ陪審員制度施行ノ初期ニ当リ陪審員トシテ、榮譽アル地位ニ就カレタノデアリマス。此制度ハ我国テハ今度初メテ行ハレタノデアリマスガ、外国テハズツト以前カラ行フテ居

ル国モアリマスシ、又近頃廢メタ国モアリマス。外国ニ於ケル此制度ニ対スル批難ノ重ナルモノハ、陪審員カ事件ノ真相ヲ看破シテ即チ事件ノ本當ノトコロヲ見抜イテ適切ナ正シイ評決ヲスルコトカ出来ナイト云フニ在リマス。一人ノ罪ナキモノヲ罰シテ其冤罪ニ泣カシムルコトカアツテハナリマセヌカ、又實際惡コトヲシタ罪人ヲ免レシメテ無罪ニスル様ナコトカアツテモナリマセヌ。孰レニナリマシテモ共ニ裁判ノ信用ヲ失ヒマス。裁判ノ信用ヲ失ヘハ正義衰ヘ社会乱レ、遂ニ国家衰亡スルニ至ルノテアリマス。諸君ノ職務ハ只今申上ケタ様ニ大切テアリマスカラ、何卒真面目ニ熱心ニ審理ノ模様ヲ聴カレ公平ニ、冷靜ニ間違ヒノナイ様ニ評決セラレンコトヲ希望致シマス。法律ハ本陪審員並ニ補充陪審員ノ諸君全部ニ対シ公平誠実ニ其職務ヲ行フト云フ宣誓ヲ為サネハナラヌコトヲ命シテ居リマス。仍テ私ハ茲ニ宣誓書ヲ朗読致シマスカラ諸君ハ之レニ署名捺印即チ名前ヲ書イテ其下ニ印ヲ押シテ戴カネハナリマセヌ。

●説示案

陪審員諸君

只今才聴キニナツタ通り検事、弁護人双方ノ弁論カ済ミマシタ。愈裁判所ハ諸君ニ此事件ニ付御評議ヲ煩シタイノテアリマス。

諸君ニ御評議ヲ煩スニ先チマシテ、本件ニ付キ問題トナツテ居リマス事実上ノ關係、之レニ対スル証拠ノ要領並ニ法律上ノ論点等ニ付キマシテ大体説明シテ諸君ノ御評議ノ参考ニ供シ、最後ニ諸君ニ問題ヲ提供致シタイト思ヒマス。諸君モ大体才判リニナツタト思ヒマスカ、本件ノ公訴事實ハ先程検事ノ述ヘラレタ様ニ、要スルニ被告人カ本年八月十六日午

後十時頃名古屋市中区□□町□丁目□番地N J重治方テ同人ノ妹政子(当十六年)ヲ殺ソ一ト思ツテ同家ノ玄関先テ小刀ヲ以テ政子ノ腹部其他数ヶ所ヲ突キ刺シタカ、政子カ座敷内ニ逃ケ込シタ為メ治ル迄三週間計リヲ要スル傷ヲ負ハセタノミテ遂ニ政子ヲ殺スコトカ出来ナカツタト云フノテアリマス。

之レニ対スル被告人ノ弁解ハ要スルニ自分ハ其晩小刀テ政子ノ腹部其他数ヶ所ヲ突キ刺シタコトハ相違ナイカ、夫レハ決シテ政子ヲ殺ス考テ傷ヲ負ハセタノテハナイ、腹立チ紛レニ突キ刺シタト云フノテアリマス。被告人カ最初警察署ニ自首シマシタ時政子カ殺シテ呉レト云フタカラソレテ同人ヲ殺シ、自分モ死又積リテ小刀ヲ以テ政子ヲ突キ刺シタノテアルト云ツテ居リマシタ。夫レハ先程カラ調ヘマシタ証人渡邊元一(巡查部長)ノ云フ通りテアリマス。然シ之レハ間違ヒテアツタコトハ先程カラ被告人カ繰リ返シ当法廷テ述ヘル通りテアリマシテ、其点ハ本件ニ於テハ問題ニナツテ居ラヌノテアリマス。

夫レテ本件ノ事実上ノ争点ハ検事カ述ヘル様ニ、被告人カ殺ス考ヘヲ以テ政子ヲ突キ刺シタカ、或ハ又被告人ノ弁解スル様ニ殺ス考ナシニ単ニ腹立チ紛レニ政子ヲ突キ刺シタカ、其何レテアルカト云フコトニナリマス。即チ本件ハ被告人ニ殺意カ有ツタカ無カツタカト云フコトカ問題ニナルノテアリマス。

而シテ被告人ハ政子ヲ突キ刺スニ至ツタ動機トシテ、被告人ハ本年五月以来N J政子ト相思ノ仲テアツタカ同年八月十六日ノ晩、同人ニ写真ヲ呉レト云ツタカ断ツタノテ腹カ立チ、政子ヲ脅ス積リテ自宅ニ帰り小刀ト、ピストルヲ持ち出し殺シテ遣ルト脅シタ処。政子ハ脅ス許リテヨ一殺シモセヌ癖ニト云フタノテ益腹カ立チ庭ニ在ツタ草履ヲ小刀テ斬リ、尚玄関ニアツタ政子ノ手携鞆ヲ表ヘ持ち出シタ処、政子ハ又何カ腹ノ立ツコトヲ云フタノテ、

自分ハ腹立チ紛レニ政子ノ腹ヤ其他ヲ突キ刺シタノテアルト云フテ居ルノテアリマス。法律ノ上カラ見マスト検事ノ主張テハ殺人未遂、即チ人ヲ殺シカケテ其目的ヲ遂ケナカッタト云フコトニナリ、被告人ノ弁解テハ傷害罪、即チ単ニ人ニ傷ヲ付ケタト云フコトニナルノテアリマシテ、我法律テ殺人未遂ニナルト三年以上ノ懲役、無期又ハ死刑ト云フコトニナツテ居リマスシ、傷害罪ニナレハ十年以下ノ懲役ト云フコトニナツテ居リマシテ、大分重イ輕イカアリマス。之レハ殺意即チ殺ス氣力有ツタカ無カツタカニヨリテ違フノテアリマス。

ソコテ殺意即チ殺ス氣力アツタトハ如何ナル場合テアルカヲ法律上カラ少シ説明シテ置ク必要カアルノテアリマス。前カラ殺ス積リテ計画テ置イテ毒ヲ盛ルトカ、刀テ斬ルトカシタ場合テモ亦刀テ斬リ、鉄砲テ撃ツ其刹那ニ殺ス考ヲ起シテモ共ニ殺セハ殺人、殺シ損ツタ場合ニハ殺人未遂トナリマス。昔カラ云フ謀殺テモ故殺テモ同シク殺人テアリマス。又先程検事モ一寸云ハレタ通り殺ス目的カナクトモ、斯様ナコトヲスレハ死ヌカモ知ラヌト思ヒ乍ラ斬ルトカ撃ツトカシテ人ヲ殺セハ矢張り殺意カアツタモノトシテ殺人ニナルノテアリマス。例ヘハ人ヲ断崖ノ上カラ谷中ニ突キ落シテ殺シタ場合ニ殺ス考ハナカツタニシテモ、突キ落セハ死ヌカモ知ラヌト思ヒ乍ラ遣レハ矢張り殺人テアリマス。例ヘハ強盜カ家宅ニ入り込シタトキ家人カ大声テ叫シタカラ帶テ家人ノ首ヲ絞メ付ケタトコロ其為メ遂ニ死シタトスル、此場合ニ強盜ノ首ヲ絞メル目的ハ声ヲ出サセナイノニアツテ殺ス目的カナカツタニシテモ、首ヲ絞ムレハ死ヌカモ知ラヌコトヲ知リ乍ラ首ヲ絞メテ死ネハ矢張り殺人罪トナリ、法律上カラ殺意カアツタト見ルノテアリマス。此ノ点ハ本件ニ付キ後ニ説明致シマスコトニ關係カアリマスカラ良ク記憶シテ置テ戴キタイノテアリマス。

次ニ本件ノ証拠關係ヲ説明致シマスガ、

本件ニ於テ被告人カN J 政子ヲ小刀テ以テ突キ刺シ、其腹部其他ニ傷ヲ負ハセマシタコトハ先程申上ケタ様ニ被告人ノ認メテ争ハントコロテアリマスカラ、此点ニ關スル証拠説明ハ其必要ナカロート思ヒマス。仍テ本件ノ争トナツテ居リマス被告人カ殺意即チ殺ス考ヘヲ以テ本件ノ犯行ヲ為シタカ、ドーカト云フ点ニ付キ証拠ヲ見マスルニ

第一ニ、被告人カ当法廷テ諸君モ才聴キノ様ニ殺ス考ヘハナカツタト云フテ居リマス。故ニ若シ被告人ノ当公廷ニ於テ云フコトカ真実トスレハ殺ス考ヘカ無カツタコトニナリマス。次ニ被告人ハ検事ニ対シ先ニ被告人ニ誑ミ聞ケマシタ様ニ其第二回目ノ訊問ノ時ニ「政子カ写真ヲ呉レナカツタノテ癩ニ障リ、政子カ自分ノ思ツテ居ル程自分ヲ思ツテ呉レナイ様テアツタカラ、一ソノ事政子ヲ殺シテ自分モ死ヌ氣ニナリ、小刀ヲ以テ同人ノ腹ヤ臀ヲ突キ刺シタノテアル」ト云フテ居リマス。此検事ニ対シテ云フタコトヲ真実トスレハ殺ス考ヘカアツタコトニナリマス。

次ニ被告人カ予審判事ニ対シ之モ先ニ被告人ニ誑聞ケマシタ様ニ其第一回ノ訊問ノ時ニ「自分ノ突イタ小刀テ政子ノ体ヲ刺セハ或ハ死ヌカモ知ラヌカ、一時ノ腹立チ紛レニソノ思ヒ乍ラ斬リ付ケタノテアル」ト云フテ居リマス。此ノ予審判事ニ云フタコトヲ真実トスレハ是レモ先程説明シマシタ様ニ矢張法律上ハ殺ス考ヘ即チ殺意カアツタコトニナルノテアリマス。

諸君此被告人ノ当公廷テ云フタコトヲ信用スルカ、検事又ハ予審判事ニ対シテ云フタコトヲ信用スルカハ一ニ諸君ノ判断ニ待タネハナラヌノテアリマシテ、諸君ハ後ニ説明シマス總テノ証拠ト対照シ諸君ノ豊富ナル常識ニ訴ヘ決定セラレネハナリマセヌ。

第二ニ、殺意ノ有無ヲ定メルニハ、其使用シタ兇器ニ付キマシテモ考ヘテ戴キタイノテアリマス。

本件ニ於テ被告人ノ使用シマシタ兇器ハ御覽ノ通り小刀、紙切庖丁テアリマス。而シテピストルモ持ツテ居リマシタ。被告人ハ夫レハ脅ス為メニ持ツテ来タノテアルト云フテ居リマス。其言ヲ信用スルナラハ仮令ピストルヲ持テ来テモ殺ス考ヘカアツタトハ速断カ出来マセヌ。

次ニ傷ケタ場所モ殺ス考ヘカ有ツタカ無カツタカヲ決定シマス上ニ良ク考ヘテ戴キタイノテアリマス。例ヘハ咽喉ヲ突キ刺シタ場合ト足ノ先ヲ傷ケタ場合トハ殺意ノ有無ヲ決定スル上ニ非常ノ相違カアロト思ヒマス。

本件ハ主ニ腹ヲ突キ刺シタノテアリマス。先程モ取調ヘマシタ医師所實吉ノ証言ヲ信用スレハ腹部ハ大切ナトコロテ其刺傷ハ生命ニ關係スル場合カ多イト云フコトテアリマス。

次ニ傷ノ程度テアリマス、是モ亦殺意カ有ツタカ無カツタカヲ決定スル上ニ考料ヲ煩ハシタイノテアリマス負傷セシメタコトハ被告モ大体認メルノテアリマシテ、証人所實吉ハ先程取調ヘマシタトキオ聴キノ通り腹部ニ二箇所、臀部ニ一箇所、肩ニ一箇所、腕ニ一箇所ノ傷カアツテ何レモ深サ二寸五分乃至三寸、長サカ五分乃至二寸、腹部ノ一ツノ傷ハ腹壁腹膜ヲ貫イテ腹ノ中ニ通り、腕ノ傷ハ其部ノ静脈全部ヲ切断シテ大出血ヲ起シ、少シ手当力遅レタナラハ死亡シタカモ知レナカツタト云ツテ居リマス。若シ之ノ証人ノ言ヲ信用スレハ相当大負傷ノ様テアリマス。

第三ニ、被害者ノN J政子ハ当公廷テ被告人ハ初メ殺シテ遣ルカラ降りテ来イト云ヒ、次ニ殺シテ遣ルカラト云フテ上ツテ来タ。初メノ間ハ戯談ト思ツテ居ツタカ、後ニハ本當ニ殺ス氣テアルト思フタト云フテ居リマス。被告人ハ夫レハ脅ス積リテ云フタト弁解シテ居リマス、其何レノ供述ヲ信用スルカハ諸君ノ判断ニ任サネハナラヌノテアリマシテ、又仮リニN J政子ノ供述ヲ信用シマシテモ同人ハ左様ニ考ヘタト云フノテアリマシテ夫ノミニヨリテハ直ニ殺意アリト断定出来ヌカモ知レマセヌ。

第四ニ、被告人ハ本件ノ原因ニ付キ先ニ申上ケマシタ様ニ八月十六日犯行ノ晩迄ハ政子ト想思ノ間柄テアツタカ、其晩写真ヲ呉レト云フテモ呉レナカツタノテ腹カ立チ突キ刺シタノテアルト云ヒ、其供述ヲ信用セハ其原因ハ甚些細ナコトテ殺意ヲ起ス様ナ原因ノ様ニモ思ハレマセヌ。此点ハ弁護人カ極力主張スルトコロテアリマス。N J政子ハ当公廷テ八月十一日ニ被告人ヨリ貴女ハ完全ナル不良少女ナリ、復讐スルト云フ手紙カ来テ以来被告人カ嫌ニナツテ當時被告人カ活動写真ヲ見物ニ行カヌカト云フタコトアリ、又結婚ヲ申込ンタコトモアツタカ、共ニ之ヲ拒絶シタコトカアツテ被告人ハ自分カ外ニ情夫テモアル様ニ思ツテ居ル模様テアツタト云フテ居リマス。此政子ノ供述ヲ信用スレハ既ニ兇行以前ニ被告人ト政子ノ間ハ面白クナカツタ様ニモ見エマス。

此被告人被害者、何レノ供述ヲ信スルカハ諸君ノ判断ニ任スノテアリマスカ、此原因ノ点ニ付キマシテモ十分御考量ヲ煩シタイノテアリマス。

以上ノ説明ニヨリマシテ諸君ハ本件ニ於テ決シナケレハナラヌ争点ト、証拠關係カ才判リニナツタコトト思ヒマス。

仍テ法律ニ從ヒマシテ主問ト補問トニ分ケテ諸君ノ評議ヲ煩スコトニ致シマス。

主問ハ『被告人H S G丈ハ昭和三年八月十六日名古屋市中区□□町□□丁目□番地N J重

治方ニ於テN J政子ヲ殺害スル意思ヲ以テ小刀ヲ以テ同人ノ腹部其他ヲ突刺シタルカ
殺害スルニ至ラサリシ事実アリヤ』ト云フノテ平タク云ヒマス、被告人カ其日其場
所テN J政子ヲ殺ス考テ腹部其他ヲ突キ刺シタカ殺スコトカ出来ナカツタト云フ事実
カアルカト云フコトニナリ、

補問ハ『若シ然ラストセハ被告人ハ殺害ノ意思ナク単ニN J政子ヲ小刀ヲ以テ同人ノ腹
部其他ヲ突キ刺シテ負傷セシメタル事実アリヤ』ト云フノテ、平タク云ヘハ被告人ハ
殺ス考ヘナシニ小刀ニテN J政子ヲ小刀ニテ刺シ其腹部其他ニ傷ヲ負ハセタル事実カ
アルカト云フコトニナリマス。

若シ諸君ハ被告人カ殺ス考ヘカ有ツタト評決セラレタナラハ主問ニ対シ其答申ノ処ニ「然
リ」ト書クノテアリマス。而シテ主問ニ対シテ「然リ」ト云フ答カアルナラハ夫レテ評議
ハ済ムノテアリマシテ補問ニ就テハ評議スル必要ナク、從テ補問ニ対シテハ何トモ答ヘナ
イテヨロシイノテアリマス。若シ又被告人カ殺ス考ナク単ニ傷ヲ負ハセタモノテアルト評
決セラレタナラハ主問ニ対シテハ「然ラス」ト答ヘ、補問ニ対シ「然リ」ト答ヘラレネハ
ナラヌノテアリマス。

而シテ答申ハ「然リ」又ハ「然ラス」ト書ク丈テヨロシイノテ、他ノ事ヲ書テハナリマセ
又理由ヲ附記シテモナリマセヌ

諸君ハ之レカラ評議室ニ退キ慎重ニ評議セラレ答申セラレンコトヲ希望致シマス。其評議
ヲ為スニ付テハ先ツ陪審長ヲ互選セネハナリマセヌ。陪審長ニ選ハレタ方ハ議事整理ノ任
ニ当ラレルノテアリマス。而シテ評議ノ際諸君ハ問ニ対シテ必ス意見ヲ述ヘネハナリマセ
ヌ。前ニ申上ケタ様ニ評議ノ顛末ヤ各自ノ意見ハ絶対ニ他ニ漏スコトカ出来ナイコトニナ

ツテ居リマシテ、之ヲ漏セハ罪ニナリマスカラ、決シテ他ニ漏レル氣遣ヒハアリマセン。
故ニ其辺ハ御懸念ナク自由ニ各自ノ意見ヲ述ヘラレ充分ニ評議セラレンコトヲ願ヒマス。
評議ノ結果カ一致シタ場合ニハ勿論其通り答申スルノテアリマスカ、意見カ一致シナイ場
合ニハ過半数テ決スルノテアリマス。而シテ「然リ」ト云フ意見ト「然ラス」ト云フ意見
トカ同数ノ時即チ諸君ノ内六人カ「然リ」テ六人カ「然ラス」ト云フ場合ニハ「然ラス」
ト云フコトニナルノテアリマス。

評議カ決定シ答申カ出来マシタラ陪審長ハ問書ノ答申欄ノ終リノトコロ陪審長ト書イテア
ル下ニ名前ヲ書イテ印ヲ押シ、裁判長ニ提出シテ戴キタイノテアリマス。
補充陪審員ノ方ハ前ニモ申上ケタ様ニ本陪審員ノ方カ揃ツテ居ラレマスカラ評議室ニ這入
ツテハナリマセヌ。

陪審員諸君ノ任務ノ重大ナルコト並ニ諸君カ其任務ヲ行フニ当リ心得ネハナラヌコトハ、
公判ノ初メニ論告シタ通りテアリマス。諸君ハ其責任ノ重大ナルコトヲ深く思ハレ誠実公
平ニ其任務ヲ尽サレンコトヲ望ム次第テアリマス。

●問書・答申

主問 被告人H S G丈ハ昭和三年八月十六日名古屋市中区□□

町□丁目□番地N J重治方ニ於テN J政子ヲ殺害スル意

思ヲ以テ小刀ヲ以テ同人ノ腹部及其他ヲ突キ刺シタルカ

殺害スルニ至ラサリシ事実アリヤ

答申 然リ

補問 若シ然ラストセハ被告人H S G丈ハ殺害ノ意思ナク単ニ

NJ政子ヲ小刀ヲ以テ同人ノ腹部其他ヲ突刺シテ負傷セ
シメタル事實アリヤ

昭和三年十一月十一日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事 稲田 競

昭和三年十一月十一日

陪審長 丹羽聰五郎

●KM儀三郎(名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月12日判決)

●諭告

陪審員諸君

公判ノ取調ヲ始メルニ当リマシテ諸君ニ陪審員ノ心得ヲ諭告致シマス。

諸君ハ我カ国法ノ定ムルトコロニ依リ選ハレテ陪審員トナリ今日此ノ法廷ニ列席スルノ榮
譽ヲ荷ハレタ次第デアリマシテ諸君ノ任務ハ被告人カ罪ヲ犯シタ事實カアルカナイカト云
フ点ニ付テ評議ヲ遂ケ其結果ヲ裁判所ニ申出ツルノデアリマス。而シテ裁判所ハ諸君ノ評
議ノ結果ヲ正当ト認メレハ之ニ基イテ被告人ノ有罪カ無罪カヲ判断シテ宣告シマス。ツマ
リハ皆サンカ此所ニ引カレタル被告ヲ裁クコトニナルノデアリマスカラ諸君ノ責任ハ極メ
テ重大デアリマス。此ノコトハ從來ノ裁判制度ニ対スル大ナル變革デアリマシテ、今此ニ
多クヲ述フル時間ハアリマセヌカ非常ニ意義ノ深イコトデアリマス。諸君ハ此ノコトヲ深
ク頭ニ入レテ置カネハナリマセン。若シモ此ノ点ニ深く思ヲ致サス其任務ヲ誤ルカ如キコ
トアラハ、有罪ナルモノカ無罪トナリ無罪ノモノカ有罪トナル結果カ生スルノテ、我々ノ
生活ハ甚タシク脅カサレマス。私共ハ一日モ安穩ナル生活ヲ為スコトカ出来ナイ。ツマリ

社会ノ秩序カ維持セラレナクナルノデス。即チ諸君ハ今ヤ社会ノ秩序ヲ維持スヘキ鍵ヲ握
ツテ本日此処ニ立ツテ居ラレルノデアリマス。殊ニ本日ノ陪審裁判ハ愛知県下ニ於ケル第
二回ノ裁判デアリマシテ。前回当法廷ニ於テ為サレタル陪審裁判ハ日本全国ニ於テ殆ント
最初ノモノテアツタトイフ点ニ於テ亦其成績ノ点ニ於テ模範的ノモノデアリマシタ。前回
私共ノ傍聴シタルトコロ其答申モ誠ニ正当ノモノデアリマシテ、前回ノ陪審員ハ愛知県下
ノ陪審員候補者ノ為メニ万丈ノ氣ヲ吐イタモノト考ヘマス。諸君ハ其ノ前例ヲ汚スコトノ
ナイ様ニ深く御注意ヲ願ハナケレハナリマセン。

ソレニハ諸君ハ公平無私ノ立場ニ於テ一切ノ情実ヤ利害ヲ超越シ、又好キ嫌イノ感情ヤ恐
レヲ抱クヤウナ考ヲ去リテ曇リノナイ正シイ心ヲ以テ事實ノ真相ヲ誤ラヌヤウニ判断ヲセ
ネハナラヌノデアリマス。而シテ此ノ判断ハ此ノ法廷テ取調ヘラル、被告人ヤ証人等ノ陳
述其ノ外此ノ法廷ニ現ハレル証拠ノミニ基イテ為サネハナラヌノデアリマスカラ、諸君ハ
此ノ法廷ニ於テ之レカラ行ハル、所ノ取調ニ付イテ一ト言モ聴キ漏サヌヤウニ最モ熱心ニ
注意セラレネハナリマセン。其机上ニ各自鉛筆ト紙トカ用意シテアリマスカラ、要点ヲ書
キ留メテ置カレルコトカ便宜デアロト思ハレマス。而シテ若シ諸君カ被告人ヤ証人等ノ
陳述ニ付テ不明瞭ノ所カアリ、又ハ不十分ノ所カアツテ事實ノ判断ニ差支ヘルト思フタナ
ラハ私ノ許可ヲ受ケ此等ノ者ニ訊ネルコトモ出来ルノデアリマスカラ左様ナ場合ニハ其事
ヲ本職ニ申立テラレタイノデアリマス。陪審員ノ職務ハ只今申シタヤウニ大切ナモノデア
リマスカラ、法律ハ陪審員諸君ニ対シ公平誠実ニ其職務ヲ行フト云フ宣誓ヲ命シテ居リマ
ス。仍テ私ハ茲ニ式ニ從ヒ宣誓書ヲ読聞カス。

●説示

陪審員諸君

漸次審理力進行致シマシテ愈陪審員各位ノ評議ヲ願ハナケレハナラナイ段取ニナツタノテアリマス。仍テ私ヨリ説示トシテ事件ノ説明ヲスルコトニ致シマス。先ツ申シテ置クヘキコトハ裁判所ハ何レノ証拠ヲ信用スヘキカ、何レノ証拠ハ信用スヘカラサルモノテアルカ等証拠ノ信用力ニ付イテハ一言モ意見ヲ述フルコトカ出来マセン。又被告人ニ対スル罪ノ有無ニ付キテモ意見ヲ述フルコトハ禁止セラレテ居リマスカラ、ソレ等ノ点ハ絶対ニ触レナイヤウニ説明ヲスルノテアリマス。以下私ノ云フトコロノ要点ヲ心覚エニ書キ止メテ置カレルナラハ便宜カト考ヘマス。

扱此ノ事件ノ公訴事實即チ検事ヨリ訴ニナツテ居ル事柄トイフノハ、最早説明スル迄モナク被告人KM儀三郎カ昭和三年八月十二日市内南区□□町□□番地AD末吉方ニ於テ所携ノ小刀肥後守ヲ以テST登く及ヒTJ喜市ヲ殺害セントシテ之レニ斬リ付ケタルモ未遂ニ了ツタトイフ事實テアリマシテ、之レニ対スル被告人ノ弁解ハ先程訊問ノ際才聴キノ通り、ST登くニ傷ヲ負ハセタ事ハ相違ナイカ、夫レハ登くニ向牖ヲ蹴ラレタ為メカツトナツテ夢中テ所持シテ居ツタナイフヲ振り廻シタラ夫レカ登くニ当ツタト見ヘテ登くニ傷カ出来タガ、自分ハ決シテ登くヤ喜市ヲ殺ロソウト云フヤウナ考ハナカツタ。併シ喜市ニ対シテハ傷ハ絶対ニ負ハセタ覺カナイ。喜市ノ傷ハ多分硝子戸ヲ押し合ツテ居ルトキ硝子カ毀レテ其破片テ切ツタモノト思フ。勿論同人ヲ殺サウト云フヤウナ考ハナカツタトイフノテアリマス。

其処ニ問題ニナルノハ第一ニ被告人カ登く及喜市ヲ傷害シタル事實カアルカドウカト云フコト、第二ニ被告人ニ於テ登く及喜市ヲ殺害スル意思カアツタカドウカト云フ此ノ二点テアリマス。

夫レテ此ノ二点ニ付イテ証拠關係ヲ説明シテ陪審員諸君ノ判断ノ資料ニ供スルコトニ致シマス。先ツ第一ノ登く及喜市ヲ傷害スル意思カアリ、之レヲ傷ケタカドウカト云フ点カラ申シ上ケマスト被告人ハ当廷ニ於テモ予審廷ニ於テモ登くヲ傷害シタル事實ハ認めテ居リマスカラ、其点ハ問題カアリマセヌカ喜市ヲ傷害シタル点ハ当廷ニ於テ否認シテ居リマスカラ其点カ問題ニナルノテアリマス。然ルニ被害者喜市ハ先程直接ニ才聴キノ通り被告ニ斬ラレタモノニ相違ナイト申シテ居リマス。何レノ証拠ヲ信用スヘキカハ申シ上ケマセンカ、之等ノ証拠ニヨリ然ルヘク御判断ヲ願フテ置キマス。

次ニ第二ノ被告人ニ殺意カアツタカ、ナカツタカトイフ点テアリマスカ、之レハ刑ノ量定ニ非常ニ影響アルコトテアリマシテ、若シ被告人ニ殺意カアツタトナルト殺人罪トイフコトニナツテ死刑又ハ無期、若シクハ三年以上ノ懲役トイフヤウナ重イ刑ヲ科セラル、ノテアリマシテ、若シ殺意カナカツタトナルト傷害罪トイフコトニナツテ十年以下ノ懲役カラ罰金ナド迄アルトイフ塩梅テアリマスカラ、此点ハ陪審員諸君ニ於テ慎重ニ才考ヲ願イタインテアリマス。尚殺意ニ付イテ一言申シマスカ、法律上ノ殺意トイフノハ適確ニ相手ヲ殺ストイフ迄ノ考カナクテモ、斯様ニシタラハ死ヌカモ知レヌト思フテヤレハ殺意カアツタトイフコトニナリマス。例ヘハ此崖カラ突キ落セハ落サレタモノハ死ナヌカモ判ラナイカ、死ヌカモ知レナイト考ヘナカラ人ヲ突キ落セハヤハリ殺害スル意思テアツテヤツタトイフコトニナツテ殺人罪ニ問ハル、ノテアリマス。

夫レテ本件ノ殺意ノ有無ヲ決スルニハ、之レカラ才話ヲスル諸点ニ付キ十分御注意カ願イ

タイノテアリマス第一ニ本件ノ兇行ノ原因テアリマスカ、被告ノイフトコロニ依リマスト、登クカ金ヲ貯メテ一緒ニ逃ケヤウト云フタカラ夫レヲ本当ニシタトイフ訳テモナイガ、三ヶ月許ノ間ニ登ク二百三十円許モ注キ込シテ情交関係迄出来タカ、最近登クカ兎角冷淡ニスルカラ不満ニ思フテ居ツタ矢先登クカ船大工ト良イ仲ニナツテ居ル処ヲ見セツケラレ、其上兇行ノ直前登クニ向牖ヲ蹴ラレタカラカツトナリ思ハス持ツテ居ツタ商売用ノナイフヲ振り廻シ傷ヲ負ハセタノタト云フテ居ルカ、被害者ノ登クハ一緒ニ逃ケルト云フタコトヤ情交関係ノアルコト等ヲ否認シ、何故斬ラレタノカ其原因ハ判ラヌトイフヤウニ述ヘテ居リ、喜市ハ矢張り原因ハ能ク判ラヌカ自分カ時々商売ニ精ヲ出スヤウ注意シタコトカアルノテ左様ナコトニ腹ヲ立テタノテハナカローカト申シテ居リマス。何レヲ信用スヘキカ私ヨリ意見ヲ述ヘル訳ニハ参リマセンガ、被告ノ云フカ如キ事実ナリトセハ御覽ノ通りノ被告カ先程証人トシテ願ハレタルアノ二十幾歳ノ嘗テ芸者ヲシタコトノアル婦人ニ欺サレタト云フコトガ原因ニナルノデアリマス。被告ガドノ位腹ヲ立テタカ問題デアリマスカ、此点ハ見方ニヨリテハ被告ニ殺意カアツタカドーカトイフトコトヲ判断スル資料ニナルニ相違アリマスマイ。ソレカラ被告ガ当日ノ朝兇器ヲ研イダカドーカトイフ点デアリマスカ、被告ハ当法廷ニ於テハ商売ニ出掛ケルツモリデ研イタノデアツテ、此ノナイフハ梨ヤ桃ノ皮ヲ剥クニ使フノタト云フテ居リマスカ、予審デハ被告ハ登クヲ斬ル為メニ研イダノダト云フ供述ヲシテ居リマス。此ノ点モ十分ニ注意ヲシテ頂キタイノデアリマス。只今御覽ノ此ノ兇器ハ大分ニサビテ居リマスカ、証人AD登クハ先程モツト光カツテ居ツタモノ、ヤウニ供述シマシタ。何レニ致シマシテモ兇器ノ大小鋭利ノ程度等モ殺意ノ有無ヲ判断スヘキ参考トナルモノデアリマス。

夫レカラ兇行当時ノ模様デアリマスカ、被告人ハ斬ルツモリハナクテ登ク方ヘ行ツタガ、登クニ向牖ヲ蹴ラレテカツトナツテヤツタト云フヤウナコトヲ申シ述ヘテ居リマスカ、被害者ノST登クハ被告ハ私ニ向ツテTJ居ルカト申シマスコデ、私ハTJナドト呼捨ニサレル義理ハナイト答ヘマスト、被告ハTJガ帰ツタラ横腹ヲ一刺ニ刺シテ殺シテヤルト申シマスコデ私ハTJガ殺サレル訳ガナイ、嚇カサナクテ出テ行ケ朝バラカラ人ノ家ヘドナリ込ミヤガツテ馬鹿奴ガ、氣狂奴カト申シテヤルト被告ハ女ノ癖ニ生意氣ナ姐サンモ遣ツテヤローカト申シタノデ、私ハ何モオ前ナドニヤラレル訳ガナイ、オ前ナドニヤラレルヤウナ安ポイ命デナイ早く出テ行ケトイフト、腹巻ノ中ヨリピカ／＼光ルモノデ斬ツテカ、ツタト申シテ居リマス。又TJ喜市ハKMガ殺シテヤルト云フテ私ニ向ツテ斬リツケテ来タト申シテ居リマス。

次ニ傷ヲ付ケタ場所及其方法ガ問題デアリマスカ、被害者ST登クノ曰ク被告ハ咽喉ヲ目掛ケテ突刺サウトシタノデ右手デソレヲ払ノケ、咽ヲヤラレテハ大變ダト思ツテ土間へ咽ヲ押ヘテ打伏ニナルト被告ハ自分ノ左ノ首ノトコロヲ突キ刺シ、血ガ迸走り出タノデ夢中ニナツテ転ケ上リ、被告カ追掛ケテ来テ左耳ノアタリヲ突キ刺シタリト云フテ居リマス。ソウシテ殺サレルト思ツタトイフノデ其ノ受ケタル傷ノ程度ハ被害者兩人ノ供述ト証人トシテ出頭シタル医師ノ供述ニヨリテ判断ヲ願フノデアリマスカ、之等ノ状況ハ此ノ事件カ殺人未遂事件ナリヤ或ハ又殺意ノナイ単純ノ傷害トイフ事件ナリヤ否ヤヲ決スルニ付キテ重要ナル証拠資料ニナルノデアリマシテ。殊ニ人ノ急所ヲ斬ルトイフト自体ハ殺意ノ有無ヲ判断スルニ忘ルヘカラサル点デアリマス。

此処デ尚説明ヲ致サナケレハナラナイツノ点ガアリマス。ソレハ被告ノ予審ニ於ケル供

述デアリマシテ被告ハ散々T Jヤ登クノ為メ馬鹿ニセラレマシタノデ、腹ガ立チ刃物等テ人ヲ突ケハ之レカ為メ人ヲ殺シテ仕舞フト云フヤウナコトガアリ得ルコトハ克ク判ツテ居リ、アブナイ事デアアツタガ後先考ヘズ夢中ニナツテクタバナルナラハクタバレット云フ考ヘデ燒糞ニナリ、遂イヤツテ仕舞イ後デ後悔シマシタト斯様ニ述ヘテ居リマス。此ノ点ハ被告ハ当法廷ニ於テ反対ノ供述ヲシテ居リマシテ、全ク斯様ノ考ハナイ真ニ殺ス考ナリセバモツト方法ガアツタト申シテ居リマス。何レヲ信用スヘキカハ陪審員諸君ノ判断ニ才委セスルノデスガ、予審ニ於ケル供述カ果シテ事実ノ真相ヲ語ルモノトセハ、ヤハリ被害者ノ死トイフコトヲ予期シ知ツテ居ツテ敢テ兇行ニ出タト云フノデアリマスカラ、法律上ハソレデモヤハリ殺意ガアツタトイフコトニナルノデス。而シテ此ノヤケニナツテ斬リツケタトイフ供述ハ被害者S T登クニ対スル部分デアリマスガ、女房ノ方ヲ殺ス考デ斬リ付ケタトスレハ、其夫ニ対シテモ同様ノ考デアツタト解スルカ正当ニアラズヤ、否、或ハ又檢事諭告ノ如ク夫タル喜市ニ対シテハ殺意ナカリシモノト見ルカ正当ナリヤ否ヤノ議論ガ生スルノデアリマス。

又被告カ兇行後自殺ヲ計リタリトイフ証拠モアリマスガ、果シテ自殺ヲ計リタルモノナリヤ否、自殺ヲ計リタリトスルモ其理由カ殺人トイフ大ナル犯行ヲ犯サウトシタガ為メデアツタカ又ハ其処迄ハ考ヘナイガ、兎モ角モスマヌコトヲシタカラ自殺シヤウトシタノカ之レモ考ヘ方ニヨリテハ大イニ問題トナルノデアリマス。

以上諸般ノ証拠即チ法廷ニ頭ハレタル証拠ヲ健全ナル常識ニヨリ道理ニ訴ヘテ取捨シタル上、之レカラオ渡ヲスル問書ニ対シ答申ヲシテ頂カナケレハナリマセン。問書ハ……………：……………トイフコトニナツテ居リマスカラ、殺意アリタリトスレハ、主問ニ対シテハ然リ

ト答ヘル訳ニナリマス、而シテ右主問ノ一、二ニ対シテ然リト答ヘルコトニナツタナラ、ソレテ評議ヲ終ツテ宜シイノデアリマス。反之殺ス考カナクテ単ニ傷ヲツケル丈ノ考デアツタトスレハ主問ニ対シテハ然ラス、補問ニ対シテ然リト答ヘネハナリマセン。但シS T登クト被害者ノT J喜市トニ対シテ答申ガ同様デナケレハナリナイトイフ訳デアリマセヌガ、補問ニ対シテモ全部然ラストイフ答ハ本件ニ於テハ出来ナイ訳デアリマス。

只今私カ署名ノ上問書ヲ差上ケマスカラ、陪審員諸君ハ評議室ニ退キ慎重ニ評議セラレ答申セラレンコトヲ望ミマス。評議ヲスルニハ先ツ陪審長ヲ互選致サナケレハナリマセン。互選ノ方法ハ如何様デモ差支ハナイ、多数決デモ投票デモ、指名デモ構ヒナシデアリマス。陪審長ニ選ハレタ方ハ議事整理ノ任ニ当リ、最後ニ自己ノ意見ヲ述ブルコトニスルノデス。ソウシテ陪審員諸君ハ問ニ対シテ必ス各自ノ意見ヲ述ヘネハナリマセン。私ニハ判ラナイカラ然ルヘクオ頼ミヲ致シマスナドイフテ意見ヲ述ヘナイヤウナ、無責任ナコトガアツテハナリマセン。評議ノ顛末ヤ各自ノ意見ナドハ他ニ漏ラスコトハ法律上禁セラレテ居リマスカラ。各自家ニ帰ラレテ斯ウ云フ風デアツタ、自分ハコンナ意見ヲ述ヘタノニ他ノ人ガア、云フタナド世間話ヲスルコトモ許サレマセン。若シ之レニ違反スレハ刑罰ニ処セラレルコトニナリマス。従テ評議ノ顛末ハ決シテ外部ニ漏レル筈ハアリマセン。諸君ハ其辺ノコトヲ懸念スルコトナク自由ニ各自ノ意見ヲ述ヘ、十分ニ評議ヲ尽サレンコトヲ望ミマス。決シテ急ク必要ハアリマセン。一時間デモ二時間デモ評議ノ熟スル迄御相談ヲ才願シマス。ソウシテ答申ハ多数決デアリマスカラ七名以上ノ同意ガアレハ然リト答ヘルノデアリマス。六名宛ナラハ同意ガナイト云フコトニナツテ然ラスト答ヘル外ハアリマセン。又私ノ説示カ腹ニ入ラヌヤウナ点ガアレハ陪審長ヲ通シテ再度ノ説明ヲ求メラル、ナラハ此ノ法廷ニ

於テ更ニ説明ヲ致シマス。
補充陪審員ノ方ハ評議室ニ入ラスニ他ノ室ニ控ヘテ居ツテ下サイ只今案内ヲサセマス。
最後ニ申シテ置キマスガ陪審員諸君ノ任務ノ重大ナルコト、並ニ諸君カ其任務ヲ行フニ當
ツテ心得ネハナラヌ事柄ハ、公判開廷ノ劈頭ニ於テ諸君ニ諭告シタ通りデアリマスカラ、
公平無私ニ諸君ハ責任ノ重キコトニ深く思フ致サレテ、誠実ニ、熱心ニ、公正ニ其任務ヲ
尽サレンコトヲ望ム次第デアリマス。

●問書・答申

主問一、被告人KM儀三郎ハ昭和三年八月十二日名古屋市南区

□□町□番地AD末吉方ニ於テ所携ノ小刀「肥後守」ヲ

以テST登クヲ殺害セントシ同人ニ斬付ケタルモ其目

的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

答申 然ラズ

主問二、被害者TJ喜市ニ付キテモ前同様ノ事実アリヤ

補問一、被告人カST登クヲ殺害スルノ意思ナカリシトセハ単

ニ同人ヲ傷害シタルモノナリヤ

答申 然リ

補問二、被告人カTJ喜市ヲ殺害スルノ意思ナカリシトセハ単

ニ同人ヲ傷害シタルモノナリヤ

答申 然リ

●論告
③NW辰次郎（名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年12月22日判決）

陪審員諸君

公判の取調を始めるに当りまして諸君に陪審員の心得を諭告致します。

諸君は我が国法の定むるところに依り選ばれて陪審員となり、今日此の法廷に列席すること
になられた次第であります。諸君の任務は被告人が罪を犯した事実が有るかないか
と云ふ点に付て評議を遂げ、其結果を裁判所に申出るのであります。次で裁判所は諸君の
評議の結果を正当と認めれば之れに基いて被告人の有罪か無罪かを判断して裁判を言渡す
ことになるのであります。諸君の責任は極めて重大な次第でありますから諸君は此のこ
とを深く頭に入れて置かねばなりません。即ち諸君の評議すべき犯罪事実は刑事裁判の基
礎となるのでありますから、諸君は公平無私の立場に於て一切の情実や利害を超越し又好
き嫌ひの感情や恐れを抱くやうな考を去つて、曇りのない正しい心を以つて事実の真相を
誤らぬやうに判断をせねばならぬのでございます。若しも諸君が其任務を誤り其の結果有
罪なるものを無罪として之れを放つやうなことがあつては、我々の生活は甚しく脅かされ
ねばならない。又之れと同時に罪なき無辜を有罪なるが如く答申することがあれば我々は
一日も安穩なる生活を営むことが出来ない、即ち社会の秩序を維持することが出来ません、
諸君はとりも直さず社会の秩序を維持すべき鍵を握る方々であります。

抑陪審制度は御承知の如く刑事裁判上に我々国民の自治を認めたる制度でありまして、自
分共国民が自分共国民を自ら裁くことに関与するのであります。之れを従来の裁判制度に
比すれば大変革でありまして、今此に多くを述ふる時間はありませんが、非常に意義の深
いことでもあります。

陪審法の実施以來日尚浅く陪審事件の数も多くはないために全国的には未だ批評を下す域

に達して居りませんが、愛知県下に於ける成績としては今日迄に済ました陪審事件二件共に一点の非難すべき個所がないと云ふ成績でありまして、愛知県下の陪審員候補者の為めに大いに気焔を挙げたやうに考へて、之れに関はつた私共も密かに誇りと考へて居るのでございます。本日此に出頭せられた諸君も亦愛知県下に於ける先例を汚すことなきやう、又愛知県下陪審員候補者一般の為に大に努力せられんことを希望致します。

面して諸君が事実の判断を為さるるには此の法廷に於て取調へらるゝ被告人や証人等の陳述其の外此の法廷に現はれたる証拠のみに基いてなさねばならぬのでありますから、諸君は此の法廷に於て是から行はれる所の取調に付いて一言も聴き漏らさぬやうに最も熱心に注意せられねばなりません。その机上に紙鉛筆が備へてありますから、要点を書き置かれるならば記憶に便利であらうと考へます。又若し諸君が被告人や証人等の供述に付いて不明瞭の所があり、又は不十分の所があつて事実の判断に差支へると思はるゝならば私の許可を受けて此等の者に訊ねることも出来るのでありますから、左様な場合には私に其事を申立てられたいのであります。

陪審員の職務は只今申したやうに大切なものでありますから、法律は陪審員諸君に対し公平誠実に其職務を行ふと云ふ宣誓を命じて居ります。仍て本職は此の式に従ひ宣誓書を朗読し諸君に対し署名捺印を命じます。

● 説 示

陪審員諸君

漸次審理が進行して参りまして愈陪審員各位の評議を願はなければならぬ段取になつて

参つたのであります。

仍つて私より説示として事件の説明をすることに致しますが、先づ申して置くべきことは被告の否認せる点——認めて居る点は別であります——に關しては私より何れの証拠を信用すべきか、何れの証拠は信用すべからざるものであるか等、証拠の信用力に付き又被告人に対する罪の有無に付きても意見を述べることは法律上禁止せられて居りますから、それ等のことは説明を致す考はないので御座います。若し私の説明するところにして意見を述べたるが如く聞ゆる点があつたとすれば、それは私の詞の足らぬ結果なりと御承知を願つて置きます。以下私の云ふところの要点を心覚へに書き止めて置かれることも或は便宜かと考へます。扱此の事件の公訴事実即ち検事より訴になつておる事柄といふのは最早説明する迄もなく、

被告人NW辰次郎は昭和三年六月二十七日名古屋市西区□□町□廻□千□百□□番地KY庄作方表口に於て同人を殺害せんとし所携の日本刀を以つて同人に斬り付けたるも、其目的を遂げなかつたと云ふ事になつて居り、又被告人ST武雄は右犯行の現場附近に於て被告人辰次郎に助勢し右犯行を幫助した——助けた——と云ふ事なつて居りまして、夫れに對して被告人辰次郎は其日自分は所有の刀を売る積りで持ち出して行つたが、予てKYに侮辱を与へられたことがあつて、腹が立つて居つたから不図其の事を思ひ出して其日本刀で同人を脅して遣らうと云ふ氣になり、KY方へ行つたが途中で遊廓内のIH食堂前で予て懇意にして居た武雄に行會つて同人にKYを脅かしに行かうと思ふと云ふ話をしたら、同人は御前の様なものが行つてもKYは恐れはせぬから左様な事は止めよと云ふたので、止める氣になつて同人と一緒にIH食堂に這入つて一杯飲んで同人と別れたが、夫れ

から自宅に帰る途中又思ひ出してK Yを脅かしに行つたところ、向ふは柔道三段で夫れに向はれたから止むを得ずK Y方の表で鞆の俣同人の腰の辺を二つ三つ殴つた積りであつたが三つ目K Yを殴らうとすると、K Yの頭から血が流れて居る事に気が付き之れは大変な事をしたと思ふて其場を逃げ出したのだと云ふやうに供述して居りまして、尚被告人S T武雄はK Y庄作方の附近に自分の父が借家して居るから其時自分は父の家へ行く積りでK Y方の少し手前の橋の処迄行くと、K Y方の方で刀のしぶきらしい音がして何んだか騒々しかったので、急いで其の方へ行かうとすると辰次郎がK Y方から刀を掲げて出て来たから、どうしたかと聞いたところ同人はなんとも云はずに行つて仕舞つたから、自分は同人と親しくして居る関係上心配して同人の跡を追ひ遊里ヶ池の側で漸く追付き、どうしたかと聞いたらK Yを斬つたと云ふたから、同人の身を案して同人に跡いて□□のI Eの処へ夜道を二三時間も掛つて行つたのであると云ふやうに供述して居ります。

其処で諸君に御評議を願ふ便宜の爲め先ず問書をお見せすることに致します。——此の時木板に記載し置きたる問書と同様の記載を示し——が第一に問題になつて来る点は、被告人兩名は共謀の上即ち相談の上K Y庄作を殺害せんとし傷はつけたが、殺害の目的を遂げざりしものなりや否といふことであります。

被告人兩名が相共に相談の上庄作を殺す考で出向いたものとすれば、一人が手を下した丈で他の一人は手を下さなくとも、又声援をしなくとも共謀といふことになつて、同じ責任を負はなければならぬ。本件の被告人兩名は之れに当るかどうかを陪審員諸君が第一に評議を為すべき点であります。左様に認むるが正しい。即ち共謀であるといふならば、問書の補問第一に付き然りと答へて頂けば他の点は最早評議を願はなくとも総て然らずと答ふ

ればそれで宜しい。併しながら本件が当裁判所の公判に附せられたのは先程も云ふ通り辰次郎が庄作を殺すつもりで斬り付け、武雄は之れを幾分手助けするつもりで声援した丈である。即ち幫助したとして公判に附せられたのでありますから、問書の形式としては主問として第一に………主問として第二に………と為し、補問第一………と致してあります。しかし之は今も申す通りの次第でありますから陪審員諸君の頭では補問一の方を先ず考へて、それから主問一、主問二に移る順序にすれば判り易いのであります。

でありますからもう一度申すと、補問一を然りと答ふれば他は総て然らずと答へて宜しいのでございます。補問一が然らずとなつたときに於て主問一が然りであるから然らずであるかを答へて頂くやうな頭でやつて貰いたい。主問一が然りと云ふことになれば辰次郎の分に付いては後は全部然らずと答へてよいのであります次にS T武雄の分に付きては主問二を考へて之れが然りとなるならば同人の分は亦他は皆然らずとなります以上三つが何れも然らずといふことであるとすると、次は補問第二に移り之れが然りといふ答へとなつたときは最早後の分は考へるに及ばずに総て然らずといふことになる。若し又補問第二が然らずといふことであるとすると即ち以上全部が然らずといふことであるとすると、補問第三を考へて然りか、或は又然らずかといふことを評議して貰ふ。夫れと同時に補問第四を考へるといふ順序になるのであります。複雑して居りますから克く諒解をしておかれるやうに願ひます。

而してN W辰次郎には殺意があるといふ評議が成立しても、S T武雄に付きては殺意はなかつた傷を負はしめる丈の考へであつたと評議になつても悪いといふ訳ではありません。それは兩人別々の心持で犯罪を實行することもないことではありませんから。

扱如何なる証拠関係になつて居るかと思しきと、第一被告人二人が相談したりや否、即ち共謀したりや否の点であります。武雄は最初から否認して居ります。KYには世話にもなつて居つた従来の間柄であると申して居ります。しかし同人は事件の起つた後見舞にも行かず一週間も一宮のSK某方に居つたのは何故かと聞くと、諸君が昨日聞かれた様にとり止めたことも申して居りません。辰次郎も予審及び当法廷に来ては共謀相談の点を否認して居ります。然るに辰次郎に対する第二回検事訊問調書に依れば、辰次郎は曰く同人がNM遊廓でKY方へ暴れ込まうと思ふてやつて来たると武雄に話すと武雄も、糞つ腹が悪いから俺もKYをやつつけてやらうと申し素手では適はぬから辰次郎はどすを、武雄は桜の木刀を持つて来て武雄の云ふには一度やつてやらねばならぬと思ふて居つた、今夜お前やるなら俺も一緒に行かうと賛成し、二人にてKY方へ向ひ自分がKYを斬つたとき武雄は手拭で頬冠をして（此の点はTD千代子の供述と符合します）木刀を持って居つて関東弁でどーしたそんな処で駄目だから広場に出て来いと（此の点もTD千代子の供述と符合して居ります）云ふたから、私が斬つて仕舞つた早く来いと云ひ武雄をつれてIE政五郎方へ二人にて行きたり云々とあります。

被害者KY庄作の当法廷に於ける証言によると、自分を斬つたものは一人でないやうに思つたといふこと、尚又証人YD菊次郎は表には三人許り居つたと申して居ります。

証人IE政五郎は当法廷に於て被告人兩名が自分方を訪ねて来たときには辰次郎はKYを斬つて来たと思し武雄は辰次郎に伴いて行つたが、表迄かけつけたときに喧嘩が済んで居つたと云ふて居つたが、武雄も多少腕貸しに行つたものならんと考へられた。又武雄自身も自分も警察へ行かうかと申して居つたと証言して居ります。

証人TD千代子は五寸位の硝子戸の間から頬冠をした男を見た感じがするし、武雄が居つたやうな感じがするし、KY出て来いといふ声があったといふことを昨日当法廷に於て証言致しましたことは諸君の直接に聴かれたところでもあります。感じがしたと云ふことは如何にも漠然たることのやうであります。突差の間それが真相を捉へて居ることもありません。以上の証拠を信用するならば武雄は被告辰次郎と共謀したものだと思はれても、ずつとさがつて之れを幫助したものにこそ評議せられても何れも差支はありません。

昨日も陪審員諸君の聞かれた通り武雄の云ふところに依れば、自分が辰次郎をIH食堂に連れ込み支払は自分がしたといふて居ります。同食堂で武雄は辰次郎に対しKY方へ暴れ込むなどはよせよといふたと申して居ります。年は十七の武雄であります。身長といひ、態度といひ辰次郎以上のやうに見える。それが□□迄辰次郎に伴いて行つたと申して居るのです。之等の状況も亦大に考慮の内に入るゝ必要はありません。ST武雄は従来被害者たるKY庄作に世話になつた間柄だと申して居ります。此の一事を以て武雄の犯行を否定することの材料になるかならぬかは陪審員諸君の判断にお任せするより外ありません。それから辰次郎が庄作を殺す考へであつたかどーかと云ふ点であります。辰次郎本人は殺す考へなかつた鞘の俣なぐつた覚えであると申して居ります。さすがに鞘を拵つたといへば殺意がなかつたと申されないので、左様に当法廷に於て申すのかも判らないが従来検事の取調に対しては、鞘を拵つて斬り付けたと申して居ります。

此の点に付き被害者庄作のいふところを聞くに同人は昨日当法廷に於て殺しに来たものではなからうと大いに威張つたやうな態度を見せましたが、侠客のやうな社会の人にはあゝ云つたやうな虚栄心のあることがあるかも知れない。証人TD千代子は殺しに来たものゝ

やうに考へられたと申しました。

何れが真実に適中して居るか判りませんが、昨日被害者庄作の証言するところに依れば、表の鬨を出やうとするところをかーんときられたと申して居ります。かーんと音がしたといふのは鞆の俣のやうでもありますが、しかし堅い頭を堅いものでやればやられたものはかーんといふやうな音がするとも考へられないことはない。庄作は其時直ちに眼鏡が見えなくなつたと申しました。血に曇つたものではなからうか、又此の兇器の鞆自体に痕跡があるかどーか諸君が一度御覽になれば直ちに分かります。又庄作の顔の傷であります。何れも鋭利な刃物で相当力を入れて斬つたものと考へられると医者が昨日供述致しました。鞆の俣なぐつたものかどーか考へて頂きたい。それから更に進んで斬り付けたものとして其時の状況即ちいくつの傷があるか、又どれ程の傷があるか何処に傷があるか、兇器の小鋭利の程度、傷の重さ病院に幾日を過したか、病状はどんな塩梅であつたかどーか。以上の点に関する証拠を何れに信用するかそれは諸君の随意であります。之等の証拠を以て殺意の有無を判断する資料に供せられたい。

尙殺す程の原因がないではないかと云ふことは弁護人より弁論せられましたが、博徒仲間では普通に考へられないやうな事情があつて簡單なる原因から往々殺人行為のやうな大罪の犯さるる事もある又犯罪は総じて簡單なる原因から犯さるゝ場合が多いやうに見受けらるゝのでございます。尚申して置きますが人を殺す考といふのは、最初から十分の殺意がなくても現に傷をつける際に被害者が或は死ぬことあるべし死んでも構はないと考へてそれでも傷を負はしたる場合ならば矢張り亦法律上は殺意があつたといふことになるのであります。夫れでありますから傷を負はしむる中途でえい死んでも構はんと考へてやつたと

すれば必ず殺して仕舞はねばならぬと迄考へて居らなくとも殺人といふことになるのであります。

更に進んでそれでは武雄は庄作を殺すつもりであつたのかどーかといふに、武雄は元來全部を否認して居るのでありますから、殺意の点も勿論否認して居ります。然るに反対の証拠としては前程申したやうに第二回検事の訊問調書に辰次郎がNM遊廓でKY方へ暴れ込まうと思つてやつて来たかと武雄に話すと武雄もくそつ腹が悪いから俺もKYをやつゝけてやらうと申し、素手では適はぬから辰次郎はどすを、武雄は桜の木刀を持つて行き現場それも辰次郎の直ぐ側に居つたといふことになつて居ります。

以上のやうな方針の下に順次評議の結果被告辰次郎は庄作を殺す考へでなかつたと致しましても、同人が庄作に傷を負はしたと、其傷が頭にも手にも残つて居つたことは辰次郎に於て否認するのでありませんから殺意はない共謀でもないといふ工合に然らず然らずと答が続出して来ても、傷害の点迄然らずと答へて頂いてはいけません。本件が辰次郎の傷害行為に終るものといふことは弁護人の弁論せられたところでありまして、夫れに終るものなりや否が大問題であります。それではない殺人行為なりと検事は熱心に極論せられました。

而して辰次郎の行為が傷害といふことになつた場合を考へて見ると、其時には最後に武雄が之れに共謀したか相談したか相談共謀の点迄は認められないとなると、次で夫れ以下の手助け幫助をしたかどーかといふことを考ふることになつて参るのであります。そのことは既に前申述べた通りであります。

(評議に関する最後の注意は第一回の時と同様)

●問書・答申

主問一、被告人NW辰次郎ハ昭和三年六月二十七日名古屋市西区□□町□廻□千□百□番地KY庄作方表口ニ於テ同人ヲ殺害セントシ所携ノ日本刀ヲ以テ同人ニ斬付ケタルモ其目的ヲ遂ケサリシ事実アリヤ

答申 然リ

主問二、被告人ST武雄ハ右犯行ノ現場附近ニ於テ被告人辰次郎ニ助勢シ以テ右犯行ヲ幫助シタルモノナリヤ

答申 然ラス

補問一、被告人兩名ハ共謀ノ上右庄作ヲ殺害セントシタルモ其目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

答申 然ラス

補問二、被告人兩名ハ共謀ノ上右庄作ヲ傷害シタルモノナリヤ

答申 然ラス

補問三、被告人辰次郎ハ共謀セスシテ右庄作ヲ傷害シタルモノ

ナリヤ

答申 然ラス

補問四、被告人武雄ハ被告人辰次郎ノ傷害行為ヲ幫助シタルモ

ノナリヤ

答申 然ラス

④IB芳（名古屋地方裁判所強盜殺人未遂被告事件昭和4年3月6日判決）

●諭告案

陪審員諸君

公判の取調を為すに当り諸君に陪審員としての心得を諭告致します。諸君は本日陪審員と

して此法廷に列席し、被告人IB芳に対する強盜殺人未遂被告事件の裁判に關与せらるゝことになつたのであります。諸君は被告人が罪を犯した事実が有るか無いかと云ふことを評議の上裁判所に申出でらるゝのであります。裁判所が其申出を正当と認めた場合には之に基き被告人に有罪無罪の判決を言渡すのであります。實に其の評議の結果は裁判の基礎を為すものでありますから、諸君の任務は頗る重大であります。而して其評議は此れから此法廷に於て取調べました被告人や証人の供述、並に証言及び後に私が示します証拠物とか、証拠書類に基いてのみ為さねばならぬのであります。是れから行ひます取調べに付きましては、諸君は十分熱心に一つも聴き漏さない様に注意せられんことを御願致します。取調べの順序を大体申上げますと先づ最初に検事から被告人がこれこれの罪を犯したと思ふから審理を求めめる旨の被告事件の陳述があります。次に私からその公訴事実につき被告人を訊問します。被告人の弁解をよく於聴になると如何なる点が争となるかが判ります。其次に証拠調を致します、本日呼出して置きました証人を順次取調べ更に証拠物件とか証拠書類を被告人に示して弁解を求めます。若し諸君が被告人や証人の云ふ事が判らぬとか不十分な点があつて、夫れを聴かねば事実の判断を為すに差支があると思へば私の許を得て証人や被告人に其不明の点、不十分な点を訊問することが出来ます。証拠調が済みますと其事件につき検事が意見を述べられ、弁護人が弁論せられます。其の後で私から諸君に事実上の争となつてゐる点、法律上の問題、証拠関係等に付き詳細説明しましたら最後に諸君に犯罪事実の有無に付き問を出し、問書と云ふ書面を渡します。諸君は之を受取り評議室に退き評議の結果を問書に答申し裁判長に提出するのであります。裁判長は書記をして之を法廷で朗読せしめます。之で陪審員諸君の役目は済むのであります、諸君は公

平無私の立場にあつて一切の情実利害から離れ、好き嫌ひの感情を去り何等の恐れを抱かず、良心に従ひ正しい心を以つて事実の本当の所を掴むことを忘れてはなりません。新聞の記事や世間の評判に左右せられ事実の有り無しを決めてはなりません。

又諸君に道徳上の善悪の判断を求めるものではありません。証拠により被告人が罪を犯した事実が認められないに世間の評判が悪いとか、其遣り方が不徳義であるとか云ふので故意に有罪の様な答申をしてはならぬと同時に、証拠により被告人が罪を犯した事を認め得らるゝのに被告人が可愛想であるからと云つて、故意に無罪の様に答申してもなりません。法律に定まつた刑が死刑とか、無期懲役とか云ふ様な重い刑になつて居りましても、本件の様に未遂罪であるとか又は罪を犯すに至つた事情が憫むべき点がありますれば、軽くすることが出来ることになつて居ります。此量刑即ち如何なる刑をもるか云ふことは、我々裁判官の方で十分考へて言渡すのであります。陪審員諸君は左様な事を考へて眞実に反する評決をしてはなりません。又諸君は裁判長たる私の許可なく勝手に其席を離れるとか、評議の終らぬ内に評議室を出るとか、又は答申前に同僚の陪審員以外の人と往来したり話したりしてはなりません。又評議の顛末を一切他人に漏してはなりません。漏すと罰せられます。補充陪審員の方は本陪審員の方の内誰かゞ病氣、其他已むを得ない理由で陪審員として其職務を執ることが出来ない場合に之に代つて戴くのであります。本陪審員が皆居らるゝ間は評議に参加することが出来ませぬ、然し其他は総て本陪審員と同様でありますから左様に心得て戴きたいのであります。

陪審制度は昨年十月一日に始めて我国に実施せられたのであります。今日迄の成績は必ずしも悪くなかつた様であります。然し僅か半歳足らずの経験でありますから未だ何とも批評することが出来ないであります。外国に於ける此制度に対する批難の重大なるものは陪審員が事件の真相を看破して適切な評決をすることが出来ないと云ふにあります。一人の罪なきものを罰して其冤罪に泣かしむることがあつてはなりません。又實際罪を犯したものを免れしめて無罪にする様なことが有つてもなりません。孰れになりましても共に裁判の信用を失ひます。裁判の信用を失へば正義衰へ社会の秩序が乱れることになりま。諸君の職務は只今申上げた様に大切でありますから、何卒真面目に熱心に審理の模様を聴かれ、公平に冷静に評決せられんことを希望致します。法律は陪審員諸君全部に対し公平誠実に其職務を行ふと云ふ宣誓を為さねばならぬことを命じて居ります。仍て私は茲に宣誓書を朗読致しますから諸君は之れに署名捺印せねばなりません。

● 説示案

陪審員諸君

只今於聴になつた通り検事、弁護人双方の弁論が済みしました。愈裁判所は本件に関し犯罪事実の有無に付き諸君の御評議を煩すことに致すのであります。其前本職から本件に付き問題となつて居ります事実関係、之に対する証拠の要領並に法律上の論点を大体説明致します。御評議の参考に供したいと思います。

本件の公訴事実は先に検事の述べられた通り、被告人は昭和三年八月初頃より市内中区□□町日慶煊の輩下となつて支那蕎麦行商の売子を為し居る内、同年九月下旬頃から中区大池巡查派出所勤務の巡查丹羽嘉吉と知合となり、其後時々S T薫と偽名して同巡查の同

居先なる南区□□町Y G 順二方に立越し、同巡查を訪問して居たが、右順二方は煙草兼雜貨商を営み母かつ（当時七十五歳）妻美佐尾（当時三十歳）及び子供政美の四人暮で、順二は旁ら保険会社の外交員を為し各地に出張不在勝であつたから、金品を強奪せんと思ひ昭和三年十月十日午前中二回右順二方に行きしところ、偶々順二は不在であるし美佐尾が午後髪結ひに外出すると云つたので、被告人は好機会と思ひ同日午後一時過頃三度右順二方に立越し奥六畳の間で一人針仕事をして居たかつの隙を見て「クロロホルム」を嗅せ頸を絞めて人事不省に陥れ、店の間で金品を捜索中かつが気が付いて「オイ／＼」と云つたから更にかつを殺して金品を奪取せんと思へ、再六畳の間に行き其場にあつた布切でかつの頸を絞めて全く人事不省に陥らしめ、順二所有の現金約四五十錢、M S 銀行大池支店の小切手用紙並にY J と刻んだ水晶の印一個を奪取逃走したが、程なく美佐尾が帰つて来てかつの頸に巻いてあつた布を切り且直に医者の治療を受けたためかつは蘇生し死亡するにいたらなかつたと云ふのであります。

先づ法律上の解釈から申上げますと、右の公訴事實は強盜殺人未遂と云ふことになり、即ち刑法第二百四十条後段に強盜人ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処スと云ふに該当し、其未遂罪になるのであります。強盜殺人と云ふのは本件公訴事實の様に金や物品を奪取せんと思ひ、先づ人を殺した場合でも金品を奪取してから犯罪の発覚を防ぐ等の為めに其場で人を殺した場合でも同じく強盜殺人罪になるのであります。而して本件の様に殺さんとした人が死亡せなかつた時には未遂罪となり、未遂罪は法律に定まつた刑よりも軽くすることが出来ることになつて居ります。又殺意即ち殺す考も初めから殺す積りで頸を絞めた場合には殺意があつたことは勿論でありますが、殺す目的が無かつても頸を絞

めれば或は死ぬかも知らぬと云ふことを知つて頸を絞めた場合でも法律上は矢張り殺意があつたことになるのであります。

次に事實關係に付き申上げますが、先程申上げた事實の中で、被告人が昭和三年八月初頃から市内中区□□町H 慶煖の輩下となつて支那蕎麦行商の売子を為し居りしこと、同年九月下旬頃から中区大池巡查派出所の巡查丹羽嘉吉と知り合となり、其後屢々同人の同居先なるY G 順二方に立越し常にS T 薫と偽名し居りたること、順二方は其母かつ（当時七十五歳）妻美佐尾（当時三十歳）子供政美の四人暮であつて、被告人の本件犯行のあつた昭和三年十月十日午前中二度右順二方に行きしが当時順二が不在で、二度目に行つたとき美佐尾が被告人に午後髪結に外出せねばならぬと云ひしこと、並に被告人が昭和三年九月十六日「クロロホルム」を買求めたること等は諸君も於聴の通り、被告人が認めて争はない事實であります。然も被告人が其日の午後二度目に順二方に行きしこと、並にかつに「クロロホルム」を嗅せしこと、同人の頸を布切で絞めて金品を強奪したこと等は被告人の全然認めない処でありまして、結局本件の犯罪事實を否認して居るのであります。被告人は其日二度目に順二方に行き帰途午後一時過頃高辻商業学校前で情婦のI T キクに出会ひ金五十錢を貰ひ、直に自宅に帰り約一時間位近所の子供と遊び其後風呂に行つたと云つて居ります。其午後一時過頃順二方よりの帰途高辻商業学校の前でI T キクに出会ふたと云ふことは重要なことであります。被告人は当公廷で初めて云ふのでありまして、此点は被告人が公判外の訊問に対して為したる供述の重要な部分を変更して居るのであります。即ち曩に証拠調の際読聞けました様に被告人は予審の第三回訊問では、昭和三年九月一日の晩と其翌々晩と二回I T キクに出会ひしのみで、其後は一回も同女に会ふたことが無い

と供述し、又被告人に対する予審の第二回訊問の際及び本件の公判準備取調の際も順二方よりの帰途ITキクに出会ふたことは全然供述して居らないのであります。其被告人の当公廷に於ける供述を信用するか公判外の供述を信用するか皆様の自由に決定せらるべき事柄であります。

次に証拠関係に付き其要領を説明致します。本件の証拠となるべきものは昨日より本日に互りて取調べました被告人の供述、各証人の証言並に先に証拠調の際被告人に示し又は読聴けました書類と証拠品であります。予め申上げて置きますが、此等の証拠の内此れが信用すべきものであつて、彼れは信用すべきものでないと云ふ様なことに付き私の意見を申し上げることは法律の絶対に禁ずる処でありますから、私は左様なことを申し上げるのではありません。只事実と証拠関係の要領を説明するに止まるのでありまして、各証拠の信否如何は一々皆様の豊富なる常識に訴へて判断せられねばならぬのであります。

一、証人の警部補富川小一郎は昭和三年十月下旬三回に互り被告人を本件に関し警察署で取調べた際、被告人は犯罪事実を自白し自分がかつの頸を絞めて印形や小切手用紙等を奪取したことは相違ないと云ふたと証言して居ります。尤も其自白の内容が被害者や美佐尾の言ふ処と多少相違して居たことは先程検事の述べられた通りであります。然し大体警察署では被告人が本件の犯罪事実を自白したと云ふのであります。被告人は警察署では殴られたから恐しさの余り偽りの自白をしたのであると云ひ、富川証人は警察署では決して殴つたり、威圧を加へて無理に自白させたのではなく被告人は自ら進んで犯罪事実を自白したのであると云ひ、殊に「クロロホルム」を買求めた所などは被告人の供述により初めて判つたので、取調べて見たところ果して被告人の云ふ通りであつたと云ふて居ります。

此富川証人の証言を信用するならば、被告人が本件の犯罪事実を警察署で大体自白したことになるのであります。一面被告人の右自白に対する弁解を真実なりとすれば右自白は本当の自白でなくして偽りの申立をしたことになるのであります。

一、証人の被害者YGかつは既に老体で其言語も明瞭ではありませんでしたが、然し本件犯行のあつた十月十日午後自分が一人留守居をして居ると被告人が来て突然自分の口を押へて黄色の壘を嗅せ、変な臭がして気が付かぬ様になり、暫くして気が付くと店の間でガタ／＼音がするから「オイ／＼」と呼ぶと被告人が来て布切か何かで自分の頸を絞め覚へが無くなつたと云ひ、而して被告人を熟視した上其自分の頸を絞めた男は此被告人に相違なかつたと証言した事は皆様の於聴になつた通りであります。証人YG美佐尾は被告人が十月十日日本件犯行のあつた日の午前中二度来たが、当時順二が不在で二度目に来たとき被告人に自分は午後髪結に行かねばならぬから早く帰り呉れと云ひし処、被告人は帰り自分は老母かつ一人を残し髪結に行き午後二時頃帰つて見たところ、かつが頸を絞められて奥六畳の間に倒れて居たから直に鉢で頸を絞めた布を切り、山田医師を迎へた処生き返つた。其時隣家のMOあさがかつに誰に頸を絞められたかと聞くと「今朝来た奴に遣られた」と云ふたと云ひ、又店の戸棚が少し開きかけてゐたから調べて見ると現金四五十銭とYJと刻んだ水晶の印形一個と小切手用紙が紛失して居たと云ふて居ります。証人YG順二は犯行の日は自分は不在であつたが帰つて取調べて見ると、其前日迄あつた筈の自分のYJと刻んだ水晶の印形とMS銀行大池支店の小切手用紙三枚許紛失して居た。当時同銀行には預金が五円位しか無つたから、其当時自分が同銀行宛小切手を振出したこともなく、又人に頼んで小切手を銀行に持参せしめたことも無いと云ふて居ります。又証人GT嘉七は自

分はMS銀行大池支店の受付掛を為し居る者であるが、昭和三年十月十日午後二時頃YG順二振出しの金七百三十六円の小切手とYJと刻んだ水晶の印とを持って被告人が銀行へ金を受取りに来た。然るに当時順二の預金が五円余に過ぎなかつたので其支払を拒絶した処、被告人は落着かぬ風で出て行つたが其時被告人の後ろを見ると着物が五寸余り綻びてゐた、其男が被告人であることは別に顔の特徴により覚へた訳ではないが相違ないと云つて居ります。又同銀行支店の帳簿掛である証人AI重憲も亦其日午後二時頃YG順二振出しの金七百三十六円の小切手を持つて銀行に支払を求めた男があつたが、其の男が此被告人に相違なかつたと証言して居ります。此等の各証言を信用するならば孰れも被告人に不利益な証拠となるのであります。又当時被害者かつを治療した医師の証人山田努はかつを診察したときかつの頸部に条痕があり又之を取去らんとした爪跡があつて、他人より絞められたことを確認したが、其絞めた布切の長さで被害者の頸の周囲とを比較して見て非常に強く絞めたものと思ふた。若し五分間も美佐尾の帰りが遅なつたならば到底かつは生き返らなかつたのである。自分が最初診察したとき誰に斯様なことをせられたかと聞くとSTに遣られたと云ふたと証言して居ります。而して被告人が右YG方へ行くときは常にSTと偽名して居たことは被告人の当公廷で認めるところでありますから、此の山田医師の証言も之を信用するならば被告人に不利益になるのであります。

一、被告人が十月十日午後一時過二時頃即ち本件犯行のあつたと認めらるゝ時刻に自宅に居つたのであつて其ことはH慶煊、TG信太郎、MW Dすゑ等が知つて居ると思ふと云ひますので此等の人々を証人として取調べましたところ諸君も於聴の通り、三人共其時刻に被告人が自宅に居りしや否や記憶せないと云ふて居ります。従て此等の証言によりては其

時刻に被告人がYG順二方以外の処に居つたことを確認することが出来ないのであります。一、証人GT嘉七は被告人がMS銀行大池支店に来た時後ろの五寸程綻びてゐる着物を着て居たと云ひ、被告人は自分が十月十日にYG順二方へ行つた時にはTG信太郎から借りた後ろの綻びない単衣を着て行つたので、自分は其日MS銀行大池支店には行かないが、仮りに行つたとすれば時間の関係上其単衣を着て行くべきである、然るに其単衣は後ろが綻びて居らぬからGT嘉七は人違ひをして居るのであると弁解し、弁護人も亦此点を力説するのであります。証人TG信太郎は其頃自分が被告人に単衣を貸したことがある、然し果して被告人が十月十日其単衣を着て居つたかどうか判らぬが、其着物を返して貰ふてから自分は綻を縫ふたことがないと供述し、其被告人に貸したと云ふ着物を持参せしめられた処諸君も御覧になつた通り其着物には綻びがなかつたのであります。而して被告人は十月十日順二方へ着て行つた着物は其TG証人の持参した単衣に相違なかつたと云ふのであります。此点に関するTG証人の証言並に被告人の供述を信用するならば、GT証人の其点に関する証言は間違ひであるかも知れませぬ然し証言の一部が間違つて居るから全部信ぜべきものでないと云ふ採証法上の規則がある訳ではありませんから、仮令GT証人の証言の一部信用すべからずとするも、其他の部分信用する可否とは諸君の自由であります。又GT証人の其日銀行へ来た男が被告人であつたことは相違ないが、然し別に特徴によりて其顔を記憶して居つたのではないと云ふ証言に対し、弁護人は人の誰であつたかを記憶するには其人の顔等に於ける何等かの特徴により記憶すべきものであるのに、GT証人は特徴を知らずして只漠然被告人であつたと云ふのは信用することが出来ぬと云ひます。人の誰であつたかを記憶するのに総て其顔等の特徴を覚えて居らねば記憶出来ないか、又特

微を一々覚えて居らないでも其人を記憶し得らるゝかは諸君の常識により考へて戴きたいのであります。

以上本件の事実上の争点法律関係並に証拠説明を大体申上げましたが、諸君は於判りになつたことと思ひます。仍て裁判所は法律に従ひ事実の判断に付き諸君の評議を煩すことに致します。於尋ねすること即ち主問は後に差上げます問書に書いてある通り、「被告人は昭和三年十月十日午後名古屋市〇区〇町〇〇番地Y G 順二方に於て同人の母かつ（当時七十五歳）を殺害して金品を奪取せんと企て、布切を以てかつの頸を絞め人事不省に陥らしめ順二所有の現金約四五十銭、M S 銀行大池支店の小切手用紙並に印形等を強取したるがかつを殺害するに至らざりし事実ありや」と云ふことになりす。若し諸君は被告人が斯様なことを為したと評議の結果決められたならば主問に対し其答申の処に「然り」と書くのであります。又被告人が左様なことを為したものでないと決すれば「然らず」と書くのであります。而して答申には「然り」又は「然らず」と書けば宜ろしいので他の事を書いてはなりません。例へば何故然りとか然らずとか答申したと理由等を附記してはなりません。諸君は之れから評議室に於退きになつて慎重に評議せられ、答申せられん事を希望致します。其評議を為すに当り先づ陪審長一人を互選せねばなりません。其互選の方法は皆様の自由でありまして皆様の多数が皆様の内誰か一人を推薦して其人を陪審長にしてもよろしい。又投票して多数の得票者が陪審長になられても宜ろしい。而して陪審長に選ばれた方は議事整理の任に当るのであります。評議の際諸君は問に対し必ず意見を述べられねばなりません。前に申上げた様に評議の顛末や皆様各自の意見を絶対他に漏すことが出来ない事になつて居りまして、之を漏せば罪になりますから決して他に漏れる氣遣ひはない

と思ひます。夫れで其辺には懸念なく自由に各自が意見を述べられ、充分に御評議せられん事を願ひます。而して陪審長は他の陪審員諸君の意見を聴た後、最後に意見を述べるのであります。陪審長が最初から自分が斯様に思ふが皆様賛成を願ひたいなぞと云つてはなりません。評議の結果意見が一致したならば其通り答申するのであります。意見が一致しない場合には過半数即ち七人又は七人以上の方が犯罪事実あり即ち「然り」と云ふ場合には「然り」と答申するので、六人又は其以下の人が然りで其他の人が皆然らずの場合には「然らず」と答申するのであります。故に意見同数の場合即ち然りが六人然らずが六人の場合は「然らず」と云ふことになるのです。評議が決定し答申が出来ましたら陪審長は調書の答申欄の終りの処の陪審長と書いてある下に名前を書いて印を押し裁判長に提出するのであります。補充陪審員の方は前にも申上げた通り本陪審員の方が揃つて居られますから評議室に這入つて評議に加はつてはなりません。別室に評議の済む迄於待ちを願ひます。陪審員の任務の重大なること並に諸君が其任務を行はるゝに当り、心得ねばならぬ事は昨日公判の冒頭に諭告した通りでありますから茲に再び繰り返しませぬが、諸君は其責任の重大なることを深く思はれ誠実公平に其任務を尽されんことを希望致します。尚最後に申上げて置きますが、諸君が評議を為さるゝに当り事実上、法律上の関係並に証拠等に付き於判りにならぬ点又は説明不十分のところ等があつて評議を為すに差支がある様な場合には、皆様から此公判廷で其旨申出らるれば私から更に其点に付き説明致します。

● 稲田裁判長説示

それでは之から私は陪審員諸君に説示を致します。只今お聞きになつた通り、検事並に

弁護士双方の弁論は済みました。それで愈裁判所は此事件に就て犯罪事実のありなしといふことに就て皆さんの御評議を煩はしたいのであります。皆さんの御評議を煩はすに先だちまして、本件に就て問題となつております事実上の関係並に之に対する法律上の論点に就て大体説明して皆さんの御評議の参考に供しうして最後に皆さんに問題を提出して、そうしてそれに対する問題を解決したひと思ひます。予めお断りしておきますが、本件の犯罪事実のあるなしを、或は昨日から今日まで取調べられた被告人の供述なり証人の証言なり其他前に示しました証拠、之等のどの証拠を信用すべきか、又此証拠は信用することが出来ないといふ様なことに就ては私からしてどうのかうの意見と述べることは法律上の絶対禁止して居る所であります。私は、此証言は信用すべきでないとかそういうやうな意見は申上げないのであります。此証拠を信用し、此証言は信用出来ないとか、信用するとかせんとかいふやうなことに就ては諸君の豊富なる常識に訴へてそうして判断されなければならぬ。私は只法律上の問題及び皆さんが此証言を信用するなら斯ふいふ結果になる、いふ様なことを申上げておくのであります。本件の公訴事実は昨日検事が述べました通りであります。極く大体もう一遍、お忘れになつてはいかぬからお話致しますが、被告は昭和三年八月始め頃中区□□町のH慶煊と支那そばの行商をして居つたところが同年九月下旬頃から大池巡査派出所の勤務の巡査の丹羽嘉吉といふ者と知合になり、其後其巡査が泊つて居つた南区□□町YG順二の家へ遊びに行つた、そうして其巡査の家へ遊びに行く時は名前をSTと云つてゐた。ところで順二の家は煙草の雜貨商をして居る母のかつ（其當時は七十五歳）それから妻の美佐尾（当時三十歳）並に此巡査と四人暮しである。ところが昭和三年十月十日午前二回此被告人が順二の家へ行つてそうして此美佐尾が午

後に髪結ひに行くといふことを二度目に行つた時間だったので、午後一時過ぎ頃三度目に行つて六畳の間で一人留守番をして針仕事をして居つたかつを殺し金を取らうといふ考へで奥の六畳の間で、かつを布切で首を絞めそうして同人を人事不省に陥らしめて順二の現金約四五十銭、MS銀行大池支店の小切手用紙並にYJと刻んだ水晶の印形之を取つて逃走したものである。ところが美佐尾が帰つて来てかつの首を絞めてあつた布切を缺で切つて直ぐに医者を迎へて手当をしたのでかつは死ななかつた。此事實は昨日検事が述べた被告人に対する公訴事実になるのであります。そこで先づ法律上の問題を少し申し上げますが、此公訴事実は結局強盗殺人未遂罪、斯ふいふことになるのであります。刑法の第二百四十条の後段に「強盗人ヲ死ニ致ラシメタル時ハ——」といふ其条文に該当するので、死ななかつたからして結局未遂罪、斯ふいふことになるのであります。そこで此強盗といふものは本件の公訴事実、検事の述べられました公訴事実の様に品物を取らふと思つて、品物は金でも宜しい或は本件のやうな小切手でも宜しい、斯ふいふものを取らふと思つて先づ人を絞め殺して金を取るやうな場合でも、又物を取つてから後で此人が居つては自分の犯罪が分つては困るから殺してしまふといふ考へで、物を取つてから後で其家の人を殺しても其場で殺しても、矢張り強盗といふことに就て人を殺せば強盗殺人、それから人が本件の場合のやうに死ななかつた場合には強盗殺人未遂、斯ふいふことになつて居るのであります。ところで未遂罪になりますと法律上其刑を軽くすることが出来るやうになつて居ります。そこで強盗といふのと之も始めからして絞め殺してやらうといふ考へで首を絞めて殺した場合でも、又絞め殺して了ふといふ目的がなくつても、首を絞めれば其人は死ぬかも知らん、斯う思つて絞めた場合でも矢張り殺すつもりであつたと、斯ふいふこと

に法律上なるのであります。

其次に此事実關係に就て申上げますが、先程申上げた公訴事実の中に検事が述べられた公訴事実の中に、被告人は昭和三年八月始め頃から中区□□町のH慶煊の配下となつてH慶煊の隣に住んで居つたといふこと、九月下旬頃からYG順二の二階に同居して居つた中区大池派出所の巡查丹羽嘉吉と知合となつて、屢々巡查を訪問する為めにYG順二の家へ行つたといふこと、そして此丹羽巡查には自分はSTであるといつて居たこと、それから昭和三年九月十六日にクロロホルムを買つたといふこと、それから本件の犯罪のあつた十月十日午前中に被告人は二度順二の家へ行つたこと、二度目には順二の家内の美佐尾が髪結ひに行かねばならんといふことを聞いた、斯ういふ点は被告人も当法廷で認めてゐる。ところで十月十日に順二の家へ行く時小さい瓶を持つて行つたこと、被告人は此瓶は石炭酸の瓶であるとかいつて居ります。そして其時の点は認めるのであります、其他の点は即ち本件の最も重要な犯罪事実、即ち三度目に順二の家へ行つて針仕事をして居るかつの首を絞めてそうして品物を取つた。いふ点は皆さんも御承知の通り否認して居るのであります。そこで証拠の關係を説明しなければならぬことになつて来たのであります、昨日から皆さんの面前で取調べました証人の証言を大体申上げますと、先づ熱田警察署の警部補の宮川小一郎、之は皆さんもお聞きの通り昨年十月二十五日、二十九日、三十日の三回被告を調べた其際被告人は本件の犯罪事実を大体に置いて、首を絞めて絞め殺しそうして小切手なり印形を取つた。斯ういふことを被告人は自分の前で云つたと斯う云つて居るのであります。そうして其道行に關して多少の相違がある、被害者の云ふことゝは多少の相違がある。此点に就ては先程検事の云はれた通りであります、そこで此被告人は其点

に對し「自分は鍋屋警察署で殴られた、それで熱田署へ行つてからも自分の心にないことまでを自白した」と云つて居るのであります、其点に就て警部補は「自分はさういふ事を強いたことはない」斯う云つて居るのであります。そうして「自分は勿論殴つたこともなし又奴を無理に自白させた事もない」斯う云つて居るのであります。そうして「此クロロホルムを買つた所などは被告の云ふことに依つて始めて其売つた家が分つたのである」斯うも云つて居るのであります。そうして「其自白した時に被告人は、自分はかつが自分の顔を知つて居るから殺さうと思つて首を絞めたのである」斯う被告人が云ふたと先程調べられた當時に云つたのであります。被害者のYGかつ、之は昨日調べたのであります、被告人は老人でありまして其云ふ事はあまりはつきりしてゐなかつた、然し乍ら被告人に絞められたと云ふことに就ては間違ひない、斯ういふことを云つて居るのであります。そうして其絞められた事はいゝとして猶「糸を呉れと云つて近寄つて来て突然口を押へ此瓶を以て来て襲せたので自分は気がつかん様になつて了つた。後で気がつくると表の方でがたゝするから呼んで見たところがいきなり布の切で自分の首を絞め付けた」斯うかつが此処で云つて居ります。其の云ふことはお聞きの通り非常に老体でありまして甚だ不明瞭である。只此の被告であつたか絞められたのは此被告人であつたかといふことを弁護人も請求されたので屢々繰り返して聞いたのであります、相違ないと云ふことを云つて居たのであります。順二の家内の美佐尾、之は被告人が訪ねて来たことは十月十日に午前中二度来た。そうして髪結ひに行かんならんといふことは云つたそれから午後一時髪結ひに行つて二時に帰つて見ると奥の六畳の間でお婆さんが紐で首を絞められ倒れ居る驚いて鉄みを持つて来てそれを切つてそうして山田勉といふ医者を迎へて治療を施したところ氣息をふき返した。其

の時に隣のMOあさが来て、どうしたか斯う聞いた時に「今朝来た奴にやられた」と云つた斯う美佐尾が云ふたのであります。そうして店の戸棚の引出しが少し開いてゐたから其処を調べて見ると出る時に四十銭か五十銭、五六十銭置いて行つたのが四五十銭失くなつてゐた、其他に其処にY Jと書いた水晶の印形と小切手と一緒にに入れてあつたのが失くなつてゐた小切手用紙も其後失くなつたことが分つた、斯ういふ風に美佐尾が云ふたのであります。そうして其日に被告人が持つて来た小さい瓶はクロホルムの瓶であつたやうにも云ふのであります。それからY G 順二は其当時不在で何も知らなかつた。津の方へ出張して居つたところが、母が病気で直ぐ帰れの電報が着いたものだから帰つて見ると母が首を絞められたといふのである。翌々日母に聞くとS Tにやられた。斯う云つて居つたとY G 順二も云つて居ります。そうして此小切手のことに就てY G 順二は戸棚の、店の戸棚の引出しに小切手を入れてあつた。其小切手は其処にある小切手の内の三枚、それは自分が使つたものではない、いふことを云ふてそうして其三枚は自分が九日の日に家を出る時にはあつたのに帰つて見たら失くなつてゐた。そして之と一緒にY Jと書いた水晶の印形も失くなつてゐた。そして此小切手は自分が其当時五円余しか預金がなかつたから小切手を其当時振り出さなかつた。又此小切手は家内に振り出さした事もなし又外へ頼んで振り出して貰つたこともない。斯ういふ風に順二が云つてゐるのであります。其時此G T 嘉七が（大池MS銀行支店の受附係）之を調べた時の証言によると十月十日午後二時頃にY G 順二の小切手を、七百三十六円の金額の小切手を持つて来て支払ひを求めたものがあつた、自分は其の小切手を受取つてそうして預金係のものに預金は幾らあるか聞いて見ると五円しかないといふので不思議に思つて判をお出しなさいといふとY Jといふ水晶の印形を出

した。そこで家から来たのですかと聞くとそうですと云ふから尚家へ帰つて預金額をよく調べて御覧なさいといふと額から汗を出してそうして帰つて行つた、そこで之は、其そこへ来た男は小切手用紙とY Jと書いた印形を持つて来た男は此被告人であると思ふそして熱田の警察署で此被告人に逢つた時には此被告人は小切手を持つて来た男であると直感した。斯う云つて居るのであります。そこで嘉七は又被告人が来た時には着物を着て単衣を着て居つた。そうして単衣の尻の方が少し五寸許り破れて居つたやうに思ふ、斯う云つて居るのであります。此点に就て弁護人は、証人のT G 信太郎は其当時先程持つて来た着物を被告人に貸したことがある、即ち被告人は十日の日には其着物を着てゐたものである。けれども其着物は後ろが少し破れておつたかどうかからん、又今日此処へ持つて来た着物は尻が破れて居らん。そうすると被告人は当時此着物を着て居つたが銀行へは行つて居らん。斯う云ふのであります。若しも被告人の云ふことを信用するならば、其着物を着て、そうして十日の日にY G 順二の家へ行つた事になるのであります。そうして一度も家へ帰らず着物も着かへずに被告人が大池支店へ行つたとするならば其着物を着てゐるのであるから身入りの綻びがなかつた様にも考へられます。されば若し被告人が十日の日は今も此処に出した着物を着てゐたといふことを信用するならば此G T 嘉七の云ふこと、矛盾する様にも思はれる、而しそこで考へなければならぬのは、其点に矛盾があるから全部が信用されないとか或は又出来るとかいふ事はそこが皆さんの信用すると否とは御自由でありまして、そういふものに矛盾があるから信用することは出来ぬとも云へぬし、之は凡ての情況其他と御対照になつて証言の真否を考へて戴かなければなりません、それから先程も弁護人が云はれましたが、G T 嘉七は此被告人に対し此人に相違なかつたと云つてゐるが

而し特徴に覚へはなかつた。斯ふいふ風に答へてゐる。それで人を見て其人の顔を覚へるのに特徴を考へる、斯ふいふ特徴があつたからそれに違ひない。といふことが可なりや否やといふことは皆さんの常識によつて御判断をせられなければなりません。それからもう一人の証人、此人はM S銀行支店の帳簿係、此人は十月十日午後二時頃被告人が来てそうして此小切手と同じやうな小切手を、小切手用紙にY G順二と書いた七百三十六円の小切手を持つて来た。之は自分の見たことである。そうして持つて来た男は此被告人に相違なかつた、斯ふ云ふて居るのであります。それから巡査の丹羽嘉吉は被告人と交際した關係を云つて、そして順二の家庭は円満であつて、かつや美佐尾なり順二なりそういふものはそう大して仲が悪くなかつたといふことを証言して居るのであります。斯ふいふ点もいろく考へて御参考に供されたいのであります。それから其次に医者の方山田努、此人は当時かつを診断した人でありまして此人は首を調べて見ると首に布切で絞めたすじがありそして爪跡がある。それで其時に首の周囲をはかつたら一尺五分、布の長さは九寸五分、それで非常にきつく絞めたものであつたと思ふ。そうしてそれは自分が絞めたものではなくて外の人に絞められたに相違ない。斯ふいふことを医者が申立て居る。そうして爪跡は自分が腕いてそれを取らふと思つて付けたのである。斯ふ認めるといふ証言をするのであります。そうして若し今五分位も捨ておいたら、美佐尾の帰りがおそかつたら其お婆さんは、かつは死んで居るのであると云つて事実を証言し、なほどうして斯ふいふ事になつたか、斯ふ云ふて聞いて見たところがS Tにやられたと云つた。斯ふいふ風に医者が云つて居るのであります。それで今申し上げたやうな此証人の証言を信用するならば之等は凡て被告人の不利といふ証拠になるのであります。薬剤師のH K幹、之は九月十六日にクロロホ

ルムを被告人に売つたことがある、斯ふいふて居るのであります。此点にはつきりとして居るのであります。そうして被告人は十月十日午後一時頃に自分の家へ歸つて行つたかどうかさういふ点に就て被告人は当公廷では十月十日二度目に順二方へ行つた時其婦りに情婦と高辻の商業学校の前で逢つた。そうして話して歸つたといふのであります。I Tきくに逢つたといふ点は之は先程來検事の述べた通り此法廷で述べたのであつて、前には、二度目に順二の家を出てそうして順二の家の前の道路の東側の川を渡へてゐるのを見てゐてそうして一時少し過ぎ頃に自分の家へ戻つて行つて近所の子供と少し遊んだ。それから近所の風呂に行つた。斯ふ云つて居るのであります。又先程も示した通り第三回目の審理では其点に就てはI Tきく子とは九月一日の晩に活動写真の朝日館で知合となつて二回自動車工場の東の方の空家で關係したことがあるが其後は其女とは逢つたことはなかつたと云つて居ります。其点は当法廷で云つたことと違つてゐるのであります。それから被告人は一時頃歸つて家に居つたかどうか、此点に就て一時から二時過ぎまでの間に被告人が若しも其事件の起つた二時過ぎまでの間に外に居つたことが適確に分れば理由はないことになるのであります。即ち身体が二つないから両方に居るわけに行かんから一時過ぎから二時までの間に他の所に居つたことが確実に分ればそれは人違ひであると見られるかも知れませんが此点に就てH慶煊、T D信太郎も此二人を調べて、被告がH慶煊の家へ歸つて居つたかどうか此点に就て調べて見たのでありますけれども皆さんもお聞きの通り、同十月十日のことは、十月十日に被告人が歸つて居つたか或は出て居つたかまるで記憶せぬ。結局斯ふいふことを証人のH慶煊がいふのであります。其他に今まで調べられた証人の中には、被告人が一時から二時までの間に自分の家へ歸つて居つたか居なかつたか。斯ふい

ふことを知つて居るといふものはないのであります。被告人の云ふことは先程も述べた通りであります。それで被告人の供述を信用するか、今云ふた証人の証言を信用するか、それは皆さんの御自由であります。

以上で法律上の論点及び事実の關係とそれから証拠の説明を申し上げたのであります。其証拠を如何に信じ事実を如何に見るかといふ点に就ては皆さんは充分に研究して、そして事実のほんとうのこと、ほんとうのところを判断願ふといふことを忘れられてはならないのであります。そこで裁判所は法律に従ひまして事実の判断に就て皆さんに御評議を煩はすことになるのであります。犯罪事実のあるなしといふことに就ておたづねすることは——こゝに問書といふものがありましてそれに書いてあるのであります。之を一応読みます。

被告人ハ昭和三年十月十日午後名古屋市南区□□町□□番地YG順二方ニ於テ同人ノ母かつ（当時七十五歳）ヲ殺害シテ金品を強奪セント企テ布切ヲ以テかつノ首ヲ絞メ人事不省ニ陥ラシメ順二所有現金四五十錢MS銀行大池支店ノ小切手用紙並ニ印形等を奪取シタルカかつヲ殺害スルニ至ラサリシ事実アリヤ

斯ふいふ問を裁判所が出すのであります。若し諸君が被告人は斯ふいふ事実、即ち強盜をしたことがあると評議の結果決めましたならば此問に対して答申の所へ「然り」それから被告人が左様なことをしたのではないと評議の結果お決めになれば答申書の所へ「然らず」と認めて戴きたいのであります。

もう一遍云ひますと被告人が昭和三年十月十日午後同家でかつを殺して金を取らうと考へ布の切を以てかつの首を絞めそうして人事不省に陥らしめて順二所有の金約四五十錢、

MS銀行大池支店の小切手用紙並に印形等を奪ひ取つたがかつを殺害するに至らなかつた事実ありや、事実があるかどうか。斯ふいふ、裁判所の問であります。これに対して皆さんが被告人はさう云ふ今云つたやうな悪いことをしたものである、さういふ事実があると御評議になるならば、さういふ評議に決つたならば此の問に対する答申と書いた所へ「然り」と、そうして若しも被告人が左様なことをしたものでない、斯ふ御評議になるならば「然らず」そうして其答申には然りとかならずとかのうちどちらか一つを書くのであつて外のことを書いてはなりません。例へば何が故に然りとしたか。何が故に然らずとしたか。そんな理由を書いてはならぬのであります。

それから皆さんは之から評議室へお退りになつてそうして極く慎重に此事件に就ての事実の有無を御評議なさつてそうして答申して貰はなければならぬのであります。其評議をします際に際して先づ陪審員長といふものを皆さんの中から一人お選びにならなければなりません。其お選びになる方法は皆さんの自由でありまして、或は誰かに陪審員長になつて下さいと云つて其人を推薦して陪審員長になられても宜しいし又投票をして多数の投票を得た人が陪審員長になられてもそれは差支へないのであります。選挙の方法は御自由であります。が兎に角一人の陪審員長を選ばなければなりません。そうして陪審員長に選ばれた人は評議する際に議事を整理しなければなりません。評議の際には皆さんは此問に対して必ず自分の意見を述べなければならぬのであります。前にも申したやうに評議した一伍一什之は絶対の外へ漏すことは出来ないやうになつて居りまして若し之を漏せば罪になります。それから外に漏れる氣遣ひはありません。でありますから其辺は御懸念なく自由に自分の意見を述べられてそうして十分に御評議されたいのであります。そうして陪審員長に

選ばれた方は始めから、自分は斯う思ふがどうかと云つてそうして外の人に賛成を求めるやうなことは絶対にならないのであつて、各自の意見を聞いて一番終りに自分の意見を述べるのであります。

評議した結果意見が一致しますれば其通り答を書くのであります。若しも意見が一致しない場合には過半数過半数以上、即ち七人又は七人以上の方が犯罪事実があると認めれば「然り」であります。七人又は七人以上犯罪事実があり、然りであるといふ御意見の場合には「然り」と答申されたい。若し然りとする人が六人又はそれ以下の、然らずとする人が七人であるといふ時には「然らず」でありまして、結局六人が然りで六人が然らずの場合即ち同数の時は被告に有利な「然らず」と答申されたい。そこで評議が了つて答申が出来ましたら陪審員長はこゝに問書がありますから此問書の答申欄の下の方に、答申と書いてあります。其処へ評議の結果を書かれ、そうして一番しまひに「陪審員長」と書いてあるところへ陪審員長に選ばれた方が自分の名前を書いて判を捺す、そうして此公判廷で私の方へ出して戴くのであります。

補充陪審員の方は前に申上げましたやうに本陪審員の方が十二名揃つて居りますからしてそれで補充陪審員の方は評議室へ入つて戴くことは出来ない。評議に係属して戴くことは出来ません。本陪審員の方が十二名の方が評議室へ入つて評議してゐる間別室で待つてゐて戴きたひ。

陪審員の方の任務の重大なことは、並に其任務を行ふに當つて心得なければならぬことは昨日公判の冒頭で詳しく申上げたのでありますから、此処に再び繰り返して申しませんが、あなた方の責任は非常に重大であります。極く誠実公平に職務を遂げられんことを希望するのであります。

尚終りに申上げておきますが若しも評議をなさる際に法律上の論点或は事実関係に就てお分かりならぬ点があつて、説明を求めたいといふことであつたらもう一度皆さんに此公判廷で説明することに致します。尚又証拠物件が評議の際に必要なならば持つて行つても差支へありません。

●問書・答申

主問 被告人ハ昭和三年十月十日午後名古屋市南区□□町□□

□番地Y G 順二方ニ於テ同人ノ母かつ(当時七十五歳)ヲ

殺害シテ金品ヲ強奪セント企テ布切ヲ以テかつノ首ヲ絞

メ人事不省ニ陥ラシメ順二所有ノ現金約四五十錢MS 銀

行大池支店ノ小切手用紙並印形等ヲ奪取シタルガかつヲ

殺害スルニ至ラザリシ事実アリヤ

答申 然り

昭和四年三月六日

名古屋地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 稲 田 競

昭和四年三月六日

陪審長 森 清一

⑤BN仙助(名古屋地方裁判所強盗強姦未遂被告事件昭和4年3月8日判決)

●諭告案

陪審員諸君

本日は春も尚浅く寒さ厳しい折柄殊に県下の遠方よりお出を願った方もありまして誠に御苦勞に存するのでございます。しかし罪を犯した事実があるかないかの点に付き諸君の御判断を願ふ為めに此処に被告B N仙助といふのが諸君を待つて居るといふ訳であります。云はば諸君はお代官、お奉行になり済した訳でありますから、その任務の重大にして其責任の重き多く説明を加へる必要もなかるゝと考へます。若し諸君にして故らに或は又誤つて判断を間違ふ様なことがあれば被告一人に非常に大きな影響を及ぼす許りでなく、吾々社会生活の基礎迄もゆるぐ事になるのでございます。而して其判断は之れから此法廷で取調ぶる被告人や証人等の陳述、其の外此法廷に表はるゝ証拠のみに基いて為さねばならぬのでありますから、諸君は此法廷に於て是れから行はるゝ所の取調に付いて一と言も聴き漏さぬやうに、最も熱心に注意せられねばなりません。其処には各自鉛筆と紙とが用意してありますから要点を書留めて置かれることが便宜であるゝと思はれます。若し諸君が被告人や証人等の陳述に付き不明瞭なりと考へ、又は不十分なりと考へらるゝ点があつて事實の判断に差支へると思はるゝならば私の許可を受け之等の者に訊ねることも出来るのでありますから、左様な場合には其事を本職に申立てられたい。陪審員の職務は只今申した様に大切なものでありますから、法律は陪審員諸君に対し公平誠実に其職務を行ふといふ宣誓を為すべきことを命じて居ります。仍て私は此の式に従ひ宣誓書を朗読致しますから署名捺印をなさるやうに。

●説示案 陪審員諸君

漸次審理が進行して参りまして愈々陪審員各位の評議を願はなければならぬ段取になつて参りました。

其処で如何なる事実につき評議を願はなければならぬか、其点に付き私より説明即ち法律上に説示といふものを致しますが、

本件の公訴事実即ち検事より訴になつて居る事柄といふのは、被告人は昭和三年十二月十日午後七時頃海部郡□□村の田圃内及其附近の路上に於て折柄通行中のITつね当四十七年に対し暴行を加へて姦淫し且つ金員を強奪せむことを企て、突然両手にて同人を右路上及前記田圃内に押し倒しその上に乗りかゝりたる上、云ふことをきかなければ殺すぞといふ趣旨のことを申して脅迫したる上、陰茎を同人の陰部に押し付けむとしたるもつねに於て被告の睾丸を握り締め又その際銭を出せと迫り、金員を奪取せむとしたるもつねか金銭を持合せさりし為め何れも其目的を遂げさりしものなりと云ふことになつて居ります。然るに被告は右の事実を全部は認めない、被告の否認する部分は銭を出せと迫り金員を奪取せんとしたといふ点であります。

金を取るゝとしたことはないと申すのであります。其他の事実について争がないのでありますから諸君に力こぶを入れて評議を願ふ点といへば強盜の事実があつたかどーかといふ点であります。

而して其証拠關係如何に付きては検事の論告、弁護人の弁論をお聴きになつてお判りになつたことゝ考へますが、尚午前中より諸君が直接にお聴きになつた証人の証言を照し合せて考へられるならば自ら明瞭するのでありますから、私よりは更に申す必要もない位でありますが簡単に説明をするならば、

被告人は当法廷に於ては強姦をするつもりで相手の婦人と随分もみ合ったが辜丸を握り占められて遂げられなかつた当時自分は酒に酔つて居つたため金を出せと婦人に云ふたかどーだか覚へがない、金を本当に取るーという考はなかつた。とかう弁解をして居るのであります。女の懐中や帯の間に手を入れて金を探したこともないと斯う申して居ります。然るに同人は予審では暴行して強姦をしやうとしたが、夫れが遂げられなかつたので金を出せと云つたと云ふ様に供述して居りまして、尚其当時被告は酒を飲んで居つたと申して居り其程度は前後不覚といふ程ではなかつたと申して居ります。

夫れで右被告の云ふことを信用するならば強姦する積りで暴行をしたといふことになり、勿論強姦未遂といふことになりません。又其際金を出せと云ふたと云ふ予審に於ける被告の供述を信用するならば、亦強盗未遂といふことになります。相手の女が氣丈であつて、のみならず金を持合して居らなかつたといふことは何等強姦や強盗の罪の成立に影響はありません。乍併、被告は予審の第一回の取調の際には女郎買に行く金が欲しくて相手の女から金を取るーとした様に申し、第二回の取調の際にはSK任三郎といふ人に材木の借金があつて夫れを返済したいと思ふて金を取るーとしたと述べて居りまして、被告の予審に於ける供述が斯様に二様になつて居る点を疑へば疑へぬ事もありませぬ。

被告は其点に付き余り警察でいぢめられて頭がぼーとして居つたから、左様な供述をして仕舞つたのだと申述べて居ります。何れの供述が実際の事實に合して居るかは諸君の御判断に委ねます。

次に被害者ITつねは先程御聴きの通り二人が起き上つてから、被告が出せと云ふたから何んだと云ふと錢だわと云ふたと云ふ様に供述しましたが、同人の供述を信用するか、被告の供述を信用するやは重要な問題でありまして、詰り強盗になるかならぬかの岐れ目でありますから能く／＼お考へを願います。先程弁護士から強盗をするのに兇器を持たずに遣つたのはあるべからざることだ。怪しいと云ふやうな議論がありますが、左様なものかどうかは諸君の常識に訴ふることに致して置きますが、

被告が金を出せと云ふたとしましても、眞実被告に金を取る気があつたかどーかと云ふことは勿論問題になるのでありまして、殺す気がないのでに殺すぞと云ふても殺人罪に問はれないのと同じことでもあります。

夫れから被告は被害者の懐中や帯の間に手を差入れて金を探したやうな事實はありませぬから、左様な点及被告が被害者と互に俺れは何処の者だ、彼処の者だと云ひ合つたやうなことがある点は考へ方に依つては被告に強盗をする気が無かつたと云ふ判断の材料になり得るのであります。

以上申しました通り、本件の問題は一に被告が強盗をしやうと云ふ積りで、金を出せと云ふたかどーかと云ふ点に帰着しますから、諸君は之れから評議室に退かれて十分其点に付き御評議あらんことを希望致します。

此処に問書がありますから之れをお渡し致します。此処に書いてある主問、即ち被告人は昭和三年十二月十日愛知県海部郡□□村大字□□字□□田□番地田圃附近に於て、ITつねに対し暴行を加へて姦淫せんとし且金員を強奪せんとし右つねの上に乗掛り、且同人に対して錢を出せと申告したるも同人に於て孰れも之れを拒みたるのみならず金員を所持せざりし為め其の目的を遂げざりしものなりや否の点に付き評議せられ、評議の結果若し其事實ありと云ふことになつたならば答申欄に然りと記入し、若し之れを否定する評決に

なつたならば然らずと記載せられ、更に補問に付き評議せられ、其の評決の結果を然り、然らずを以て答申欄に記載して戴くのであります。

「以下評議の注意は第一回と同様省略」

これで諸君の任務は終了致しました。

実は答申の結果如何を心配して居つたのでありますが、裁判所の考ふるところと同一の評議答申を得ることを得たのは非常に満足に考ふるところでございませう。各自多忙なる職務仕事を持つて居らるゝのでありませうと云ふところを、又遠方より出頭せられたる方もございませうに、何れも熱心に誠実に慣れない仕事を長時間に涉りて根良く為し遂げられたことは、敬服に堪へず、感謝に堪へないところであります。旅費日当の請求手続は係のものが居りますから、別室にて御請求を願います。尚判決言渡は程なくすることになつて居りますから。御希望の方は傍聴席より傍聴を為さるも御随意であります。

紙、鉛筆、徽章は全部机の上に置いてお帰り下さつてよろしい御苦勞でございました。

● 渡邊裁判長説示

陪審員諸君に私から説示を申します。漸次審理が進行して参りまして、愈々陪審員各位の評議を願はなければならぬ段取りになつて来ました。そこで如何なる事実に就て評議を願はなければならぬか其点に就て私より説明を致します。

此事件の公訴事実といふものは既に御承知であります。要するに被告人は昭和三年十二月十日に□□村の田圃内で、田圃附近でITつねに対して暴行を加へて姦淫しやうとし且つ金員を強奪しやうとし被害者のつねの上に乗るかゝつて同人に対し金を出せと申し付

けたが、同人に於て之を拒んだのみならず抵抗をして金を持つてゐなかつたゝめに其目的を遂げ得なかつたものだ、と斯ういふ其事実になつて居る。之が公訴事実であります。被告の否認して居るのは、当法廷で否認して居るところに依りますと、金を出せと云ふたことは覺へがない斯う云ふので、強盜の事実には否認ということになる。被告の意思では強姦の事実を否認するつもりでないと当法廷で述べて居るから強盜の事実だけを被告の考へでは否認するつもり、従つて諸君に力瘤を入れて考へて貰ひ、評議をして貰ふといふ点は強盜の点になるんであります。証拠如何といふことを考へて見ますと、それは先程来取調べたところが証拠になるのであります。被告とか証人とか或は読み上げたところの調書、之だけの証拠があつて、詳細な検事の論告があり、詳細な弁護人の弁論があつたのでそれを照し合はせて考へられると、もう事案は明瞭である、別段に私より説明する程のことでもない位であらうと実は考へて居るんであります。一応最後であるからその事件の筋だけを纏めてそうして此事案の考へ方如何を簡単にお話をします、之だけに云ひ縮めておきます。勿論私は意見を述べたものではありません、之は斯う考へなければならぬといふやうなことは法律上禁止されて居るのですから、只考へ方如何、筋道如何だけをお話しする。で被告人の当法廷に於ていふところはどうかといふと被害者の上に乗るかゝつてそうして挑んだところがそれが遂げられなかつた、けれども金を出せと云ふたことは覺へがない、斯ふ被告は当法廷で云つて居る。ところが予審廷に於ては此は先程述べた通り暴行をして、姦淫をせんとしてそれが遂げられなかつたから「金を出せ」斯ふ云つたと予審では供述して居る。それで酒に酔つて居つたやうな様子があるのであります。前後不覚であつたかどうかといふことは被告人が当法廷で供述した点、予審の供述の有様等に照らして陪

審員諸君は御判断出来やうと思ひます。そうして被告の云ふことを信用するならば乱暴をしてそうしてそれが姦淫するつもりであつた、斯う云つて居るのでありますから乱暴をして無理矢理に姦淫するつもりであつた、斯う云つて乱暴に着手してゐる、乱暴を現にやつたものと被告は云つて居ります。之は勿論強姦の未遂、そうして此乱暴の際に金を出せと云ふたといふことは予審に述べてゐる、それを信用するならば強盜の点も明かに未遂になる、でいはゞ金のなかつたこと、相手が器容な女で金を出せと云はれても出さなかつたことそんなことは却つて被告の仕合はせて既遂になれば罪は重くなり未遂であれば事は問題でない、それを信用するならば、予審の事実を信用するならば強姦の未遂にもなるし強盜の未遂にもなる。ところが聞いて居られた通り予審の供述は二様になつて居つて、一回の時には金を取つて女郎買ひをするつもりであつたと云つてゐる、今一回はSK任三郎のところ借りがあつた其金を返したさに金を取らうとしたと云つて居ります。すると同じ事実にあつて二様の陳述がある。陳述が、斯様に符合しない陳述があることはおかしいと考へれば考へられないこともありません。で其理由等は勿論裁判長には分らないのでありまして、証言の供述が二様になつてゐる。それで被告人に聞くと被告の云ふのには警察で虐められてやむを得ず左様な供述をしたんだと斯う云つてゐる、予審でも其通り述べて、それが罪が軽くなるものだと思つて左様に云つたものであるか其信用力と云ふものは自分の判断に委せられたひ。私からどうの斯うのと云ふのではないがさういふ供述をして居りません。

被害者の供述如何といふと、被害者は勿論出せといはれたから何だといふと金だと斯ふ被告が述べた、それは当法廷で被害者が述べるところを直々に諸君が聞かれたと思ひます。

結局被告の云ふことを信用すべきか被害者の云ふことを信用すべきか、いふことに問題はかゝつて居るのであります。其主なる点はどうかといふと強盜の点に就て何れを信用すべきかといふことに問題がかゝつて居る。で諸君に判断を願はねばならぬのは主として其点であります。之にはいろいろの疑問も起るのでありまして、兇器を持たなければ強盜は出来ない、兇器も持たずに強盜しやうとした心を起したのはおかしいといふやうな議論もありました。それは諸君の豊富なる常識に依つて判断して貰ふより仕様がな。強盜はいつても兇器を持つて居るかどうか諸君の常識に訴へれば直ぐに分るから。それから被告が果して金を出せといつたに致しましても、此証拠如何が又問題にならうと思ひます。被告は「それでは殺してやるぞ」といつたけれども、之は殺すつもりがなくて左様なことをいつたかどうか脅かすつもりでそれと同じく強盜の点も、金を出せと云つたのも脅かすつもりでいつたと斯ふ考へられるかも知らん。それから諸君も聞いて居られたであります、被告が手を出して懐中を探つたり帯の間を探つた様なことはないといふ、それは被害者もそこまでは探られはしないと斯ふいつて居りますそれから又それまでに「お前はどこの人か」「わしはどこのものだ」いふやうなことを二人が話合つてゐたやうな事情もあります。斯ういふ事情を照し合はして、而して被告は果して金を出せ、斯ういつたのは真に強盜をするつもりであつたかどうか、いふことを判断する材料に或ひはならうかとも考へられないこともない、斯ういふやうな事情を凡て参酌して、主として強盜のつもりで金を出せといつたのか或は果して金を出せといふたかどうかといふ点を御評議を願ふのであります。そうすると此事案の解決は自然つかふと思ひます。私の申上げることとはそれだけであります。此処に問書がありますから之に答を書いて貰ひます。問書を申上げて見ますと、主問の方は、

被告人ハ昭和三年十二月十日海部郡郡□□村大字□□字□□田□番地田圃附近ニ於テつねニ対シ暴行ヲ加ヘ姦淫セムトシ且ツ金員ヲ強奪セムトシ右つねノ上に乗り且ツ同人ニ対シ金ヲ出セト申立タケレトモ同人ニ於テ何レモ之ヲ拒ムテ金ヲ持ツテ居ナカツタ為メ其目的ヲ遂ケサルモノナリヤ

斯ういふことであります。此主問が然りといふことになれば後の補問はよいのでありますが——補問は何と書いてあるか

被告人ハ単ニつねニ対シテ暴行ヲ加ヘ之ヲ姦淫セムトシタルモ其目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

だから補問の方は強盗のことだけ抜けて居ります。若し主問が然りとなれば補問の方も然りになるが、主問が然らずになるかどうか斯ういふことを判断して戴かねばならぬ。もう一度いひますと、主問が然りとなればそれつきりでよろしい、然らずとなれば補問の方を考へて戴く。補問の方は被告は当法廷に於ても争ふてゐない、斯ういふ事情になるんであります。私の説明することは之だけであります。で此問書を差上げますから陪審員諸君は評議室に退き、そうして慎重に評議されんことを希望するのであります。評議をなさるには先づ陪審員長を一人選んで貰はなければならん、其方法は如何様にでもよろしい。多数決でもよろしいし多数寄つて「あなた一つお願ひする」といつて、誰になつても構はん、どちらでもよろしい。而し陪審員長に選ばれた人は議事の整理をしなければならぬ、そうして自分は最後に意見を述べる。若し始めに意見を出すとどうしても他の方々までが其後に従はねばならぬといふやうな考へを起す憂ひがあるから陪審員長は最後に自分の意見を述べる。又陪審員の方は評議に際して必ず意見を述べなければならぬ。「私は分らぬからど

うか然るべくよろしく——」といふてはいけない。それでは評議になりませんから。それから此評議室でお述べになつた事柄は外間に漏れる懼れはない。諸君は家へ帰つて「実は自分は斯ういふ意見を述べたんだがどこの誰が斯ういふことをいつたから——」と云つて家へ帰つて話すといけない。絶対秘密で自分の肚だけです。外へ行つて左様なことをいはれるといけない。制裁がある。斯ういふやうなことになりましたから絶対に意見は外に漏れる氣遣ひはない。急ぐことはありませんからゆつくり評議されんことを希望します。そうして此答申は多数決、多数決でありますから十二人のうち七人以上の賛成者があれば其通り書くのであります。結局六人、六人である場合には「然らず」と被告に利益になりますから「然らず」には七人以上の賛成者が必要である。斯ういふ風になるのであります。

若し私の説明したことに就て尚分らぬことがありますれば陪審員長を通じて申出が出来ますれば再び此法廷で説明を致しますが、要するに陪審員諸君の任務の重大なことは事件の始まる最初にあつてお話しした通り奉行になつて来られたのでありますから、そのつもりで、事件は妙な事件でありましたが而し評議は慎重に間違ひのないやうに熱心にやつて戴きたひのであります。

●問書・答申

主問 被告人ハ昭和三年十二月十日愛知県海部郡□□村大字□

□字□□田□番地田圃附近ニ於テITつねニ対シ暴行ヲ

加ヘテ姦淫セントシ且金員ヲ強奪セントシ右つねノ上ニ

乗リ且同人ニ対シテ錢ヲ出セト申告ケタルモ同人ニ於テ

答申 然ラス

孰レモ之ヲ拒ミタルノミナラズ金員ヲ所持セサリシタメ
其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人ハ単ニ右ツねニ対シテ暴行ヲ加ヘ之ヲ姦淫セント

シタルモ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

答申 然リ

昭和四年三月八日

古屋地方裁判所刑事部

昭和四年三月八日

裁判長判事 渡邊 久

陪審長

⑥OT増治（名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月4日判決）

●諭告案

陪審員諸君

諸君は本日選ばれて陪審員となり此法廷に列席して、裁判に関与せらるるの光栄を荷はれたのであります。就きましては私から一言陪審員としての心得を御話し致したいと思ひます。抑も陪審員の職務は被告人が罪を犯した事実が在るかどと云ふことを評議の上裁判所に申出でらるのであります。裁判所は其の申出が不当に非ざる限り之に基き被告人に有罪無罪の裁判を言渡すのであります。実に其の評議の結果は裁判の基礎を為すのでありますから、其任務は頗る重大であります。而して諸君は此法廷に現はれました証拠のみに基いて評議せられねばならぬのでありますから、是れから此法廷で取調べます事は一も聴き漏さない様に、熱心に、然も平静に何事も描かれて居ない白紙の如き心を以つて聴て戴きたいのであります。右の方に赤色の胸飾の法服を着て居らるゝのは検事で、彼所に

白色の胸飾の法服を着て居らるるのは弁護人であります。取調べの初めに検事から被告人がこれゝの罪を犯した物と思ふから取調べを求むる旨の公訴事実の陳述があります。次に私が其事実につき被告人を訊問し、本日呼出して置きました証人を順次諸君の面前で取調べます。若し諸君が被告人や証人の云ふことが判らなかつたとか、不充分であつた場合には私の許可を得て自ら聞くことも出来ます。

諸君は厳正公平一点私心を挟まず。一切の情実利害から離脱し、好き嫌ひの感情を懐かず良心に従ひ、諸君の有せらるゝ経験智識に依り仔細に証拠を観察して其信否を識別し、事実の真相を見出すことに努力せられなければなりません。新聞の記事や世間の評判等に左右せられてはなりません。又被告人の素行、犯情の善悪と、犯罪事実の有無とを混同せない様に注意せねばなりません。被告人の素行が悪いとか其遣方が不徳義であつても証拠がなければ無罪の様に評決せねばなりません。と、同時に被告人の素行も善良罪を犯すに至つた事情も亦可愛想であつたにしても、犯罪の証拠があるならば故意に無罪の様に評決してもなりません。有罪になりましたも犯情の憫諒すべきものあれば罪が軽くなるとか、執行猶予になつて刑務所に行かず済むこともあります。此量刑即ち如何なる刑に処するかは我々裁判官の方で十分考へて言渡すのでありますから左様なことを考へらるる必要はないのであります。

補充陪審員の方は本陪審員の内誰かが病氣其他已むを得ぬ理由で職務を執らるゝことが出来ない場合に之に代つて戴くのであります。本陪審員の方が皆揃つて居らるる間は評議に加ることが出来ないであります。

陪審制度は御承知の通り昨年十月一日より初めて我国に実施せられ、当愛知県下でも既に

数件陪審事件の裁判を致しましたが、今日迄の成績は全国を通じて概ね良好で、殊に陪審員が熱心に陪審法の運用に努力せらるゝことは我々其局に当る者が常に敬服し、感謝して居るところであります。

諸君の任務は只今申上げた様に極めて大切でありますから、何卒真面目に熱心に審理を聴かれ公平に冷静に評議せられ適正なる答申せられん事を希望致します。

法律は陪審員諸君に対し公平誠実に其職務を行ふべきことの宣誓を為さねばならぬことを命じております。

仍て私は茲に宣誓書を朗読しますから諸君は之に署名捺印せられねばなりません。

●説示案

陪審員諸君

愈裁判所は諸君に対し犯罪事実の有無に付き御評議を煩すべき時機に到着しました。午前中よりの取調べ並に当事者の弁論により、諸君は大体有罪無罪孰れかの心証を得られたことと思ひます。然し法に従ひ私から本件に付き問題となつて居る事実関係、之に対する証拠の要領並に法律上の問題に付き御評議の参考迄に説明致すことにします。

本件の公訴事實は先に検事の述べられた通りでありまして、諸君は既に十分於判りのことと思ひますから、私は茲に再び之を繰返すことを省きます。本件事実関係の内で犯罪の原因と認むべき、一、被害者なる被告人の兄〇T磯五郎が十七歳の頃から家出して料理人となり、所々を徘徊中時々家に帰りて父に金銭を強要し、其間準禁治産の宣告を受け、又家督相続人たることを廃除せられたこと、一、昭和三年十一月頃磯五郎が帰郷し一向仕事も

せず、時々父兼三郎に暴行を加へ殺害すると云ひ、本年三月十六日にも父を殺すと云ふて出刃包丁を振り廻したので、兼三郎が家出して外泊したこと、一、本件犯行の日即ち本年四月三日昼兼三郎並に被告人夫婦が留守中被告人の母あきが屋外で養鶏等に従事して居たところ磯五郎が、家の内から戸を閉ぢ掛金を掛けあきを困らせたこと、一、同日午後八時頃兼三郎が帰宅してあきからその話を聞き磯五郎に其不都合を責めたところ、磯五郎が却て怒り兼三郎の頭部を手で殴り兼三郎が座敷に逃げ込んだところ、磯五郎は出刃包丁を持ち行き兼三郎の前額部に斬り付け治療一週間程を要する傷を負はせたこと等は被告人の認めて争はないところでありますが、夫れから先の被告人の当公廷に於ける供述は公訴事実と大分違つて居るのであります。被告人は諸君も於聴きの通り、其晩兄磯五郎が出刃包丁を以て父兼三郎を追ひ座敷に行つたと母より聞き、証第一号（此時証第一号の火吹竹を陪審員に示す）の火吹竹を以て座敷に行つたところ、父兼三郎が額を斬られて血を流し居り、兄磯五郎は左手（磯五郎が左利であつたことは被告人も認めるのであります）で出刃包丁を振り上げて尚父を斬らんとして居つたから、自分は持つて行つた火吹竹で左手を殴つたところ、其時磯五郎が出刃包丁を落したかどうか覚えんが、自分に向ひ於前も殺して遣ると云ふたので、兄と組合を初めたが夫れから先は夢中で如何なることをしたか覚えんが、不図気が付くと自分が兄の着物の襟を掴んで居り傍に倒れて居る兄を見ると死んで居たので、自分が殺したものと思ひ直に巡査駐在所へ自首したのであると供述するのであります。そこで本件に付き事実上争点となるのは

第一に被告人が火吹竹を以て磯五郎を殴打したとき同人は出刃包丁を取落したかど一か
第二に被告人が火吹竹を以て磯五郎の頭部面部を乱打した後同人を引倒し両手で磯五郎の

着物の襟を掴み夫れで同人の頸を絞め其結果磯五郎が死んだかどーか
第三に若し左様ならば其際被告人は殺意を以て為したのかどーか

第四に之れは一面法律問題ともなるのであります。被告人が磯五郎を死に致したのは磯五郎の急迫不正の侵害に対し自分や父兼三郎の身体生命を防衛する為め已むことを得ずして為したものであるかどーか、即ち被告人の本件行為は正当防衛となるかどーか等でありまして、此等の点は仔細に考察せねばならぬところと思ひます。

前に申述べました本件犯行の原因たる事実關係に付きましては被告人も認めて居りますし、証人O T兼三郎、O Tあき、T H清一等の証言を信用すれば明瞭でありますから此点に關する説明を省きます。

被告人が火吹竹を以て座敷に這入つてから後の行動に付きましては、当時其所に居りました唯一の証人たる可き父O T兼三郎は諸君も於聴きの通り自分が額を磯五郎に斬られてから吃驚して正気を失ひ、其後の事は全く知らなかつたと云ひ、母親のあきは当公廷で被告人が火吹竹を持つて兄の後から座敷に這入つたから大變と思ひ、近隣のT H助三郎等を呼びに行き、帰宅して見ると既に磯五郎が死んで居つたと云つて居りまして、当時外に現場に居たものがありませぬから、結局被告人の供述と四圍の状況、結果等各般の証拠を綜合して判断せられねばならぬのであります。

第一、被告が磯五郎の持つて居た出刃包丁を打ち落したかどーか、此点は後に説明致します。本件が正当防衛になるかどーかと云ふことにも重要な關係がありますからよく於聴きを願ひます。被告人は当公廷では其時磯五郎が出刃包丁を落したかどーか覺へて居らぬと云ひますが、被告人に対する検事の訊問調書には自分が磯五郎の左手を二回殴つた

ところ同人は出刃包丁を落した。との記載があり又被告人の第二回予審調書にも、被告人の供述として自分が磯五郎の手から出刃包丁を殴き落したとの記載があります。又渡邊一忠作成の鑑定書に磯五郎の左手関節部に数個の裂傷があつて左手首を十数回打たれたものと思ふ旨の記載があります。此等の証拠を信用するならば被告人が磯五郎の持つて居た出刃包丁を殴き落したことが認められます。

第二、被告人が火吹竹を以て磯五郎の頭や顔を乱打し、次で同人を引倒し両手で磯五郎の着物の襟を掴み頸を絞め其結果磯五郎が死んだかどーか、此点に關する証拠としては被告人は当公廷で磯五郎の死んだのは自分が同人の頸を絞めた為めであると思ふと云ひ、又被告人に対する検事並に予審第二回訊問調書に自分が火吹竹を以て磯五郎の面部を五六回殴打してから、同人を引倒し襟を掴んで強く頸を絞めたところ磯五郎は動かぬ様になつて絶命したので、直に駐在所に自首したとの記載があります。而して証人渡邊一忠、此人は磯五郎の死体を解剖して死因を鑑定した人でありまして、此の人は当法廷で磯五郎の頭に一個の打撲傷、顔面に七個の創傷あり、頸には着物の襟で絞めた様な条痕があつて、同人の死んだのは全く他人から殺されたので、死因は絞扼による窒息死、即ち頸を絞められて呼吸が出来なくなつて死んだのであると云つて居ります。又証人岩瀬正、此人は最初に磯五郎を診察した医者であります。此人は自分が其晩現場に行つたときは既に磯五郎が絶命して居て、頸部に絞められたと思はれる条痕があつたと証言して居ります。此等の証拠は総て被告人に不利益で此等を信用すれば被告人が磯五郎の頸を絞め同人は夫れが為めに死んだことを認むることが出来ます。此の点に關する被告人の利益な証拠としては被告が当公廷で当時夢中であつて覚えがなかつたと云ふ外何ものもな

いのであります。

第三、被告人が磯五郎を殺したとすれば当時殺意ありしや否や、茲で一才殺意に関する法律上の説明を致しますが、殺意の有無は被告人の罪責に重大な関係がありまして、同じく人を殺しても殺意があれば殺人罪となり、殺意がなければ傷害致死罪となり、刑に大分重い軽いがあります。又法律上殺意があつたと云ひますには殺す目的即ち殺すつもりで頸を絞めた場合は勿論でありますが、殺す目的、殺すつもりがなくとも首を絞めれば死ぬかも知らぬと思ひ乍ら頸を絞めても死ぬれば矢張り殺人罪となり殺意があつたことになりません。そこで本件に付き被告人が殺意ありしや否やの証拠を見まするに、利益の証拠としては被告人の当公廷に於ては全然殺意がなかつた旨の供述と証人後藤高治此人は被告人が最初自首したとき取調を為した警察官でありますが、此人は被告人が自首して来たとき殺す気はなかつたが大変なことになつたと云つたと証言します。此等の証拠を信用すれば被告人に殺意がなかつたことを認められます。被告人に不利益な証拠としては被告人に対する検事の訊問調書に自分が火吹竹で磯五郎が持つて居る出刃包丁を打ち落したが、其時自分は磯五郎の仕打が余り不都合と思ひ、同人を殺さんと考へ面部を打ち、引倒し両手で襟を掴み頸を絞めたのである。との供述記載があり、又被告人の第二回予審調書に自分は元々殺す考はなかつたが、倒れて居る磯五郎が起きて来たら自分や親の身が危ないと思ひ殺す気になつて絞めたのである。との供述記載がありまして、此等の被告人の公判外の供述を信用するならば被告人に殺意があつたことになりません。尚殺意の有無を評議せらるゝ際には殺害の方法、被害の部位、即ち被害の場所が身体の急所であつたかど一か、又傷の程度等に付き十分考察せられねばなりません。前に申上げ

た通り、磯五郎の死は頸を絞められて窒息して死んだことになつてゐます。其部位は頸である。而して証人岩瀬正、渡邊一忠の証言によれば頸部に絞扼の傷跡があつて、随分強く頸を絞めたものと思ふと云ふことになつて居ります。弁護人は殺意があつて磯五郎を殺したのなら其目的を達したのであるから犯行後満足の状態が現はれなければならぬのに、被告人が自首したとき非常に後悔し、恐縮して居たところから見ても殺意がなかつたことが明かであると論じます。成程左様であるかも知れませぬが然し殺す時は殺意があつても、殺害後に悪いことをしたと後悔して恐縮する人もありますから、此辺は諸君の常識に訴へ本件の場合に付き考へねばならぬのであります。

第四、被告人の本件行為は正当防衛であるかど一かの点であります。刑法第三十六条に「急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得ズシテ為シタル行為ハ之ヲ罰セス」とあります。本件は之の条文に該当するかど一かであります。

一、相手方、本件では磯五郎に当りますが、相手方の侵害行為が不正でなければ之に対し正当防衛は成立しませぬ。不正とは正当の理由がない場合でありまして、本件磯五郎の父兼三郎を出刃包丁で斬り付けた行為が正当なりや、不正なりやは前説明の証拠により諸君は十分御判りのことと思ひますから此点は深く説明の必要はなかると思ひます。二、磯五郎の侵害行為が急迫でなければ、仮令それが不正でも正当防衛にはなりません。急迫とは不意であつて侵害が現在迫つて居ると云ふことであります。故に例へば敵に出会して相手は未だ兇器も出さず何も侵害行為がないが、うっかりして居ると殺されるかも知らんと機先を制して直に相手を斬り殺した場合、又は相手が刀を以て自宅に斬り込む様子であつたので、相手の来ぬ内にこちらから進んで先方に斬り込んだ場合、斯る場

合は将来侵害の危険がある場合で現在ではないから正当防衛にはなりません。又強盗が帰った翌朝刀を携へて強盗の家に到り之を斬った様な場合、侵害が済んで最早危険がなくなつた後であれば之れは復讐であつて、正当防衛ではありません。先に説明して置きました被告人が火吹竹で磯五郎の持つて居た出刃包丁を打ち落したかどーかは此侵害が現在迫つて居つたかどーか、即ち急迫であつたかどーかと云ふことに重大な関係がある様に考へられます。検事は出刃包丁を打ち落したときに切迫した現在の危険が去つたと云ひ、弁護人は仮りに被告人が磯五郎の手から出刃包丁を打ち落したとしても、其出刃包丁は其附近にあるのであるから何時之を拾ひ取り斬り付けるかも知れぬから現在の危険は尚切迫して居ると論じます。此の点は皆様の常識に訴へ十分御考を願ひたいのでありまして、余り深く立入つて説明しますと私の意見を申上げることになりますから此位に止めて置きます。

三、次に磯五郎の侵害行為が不正であつて然も、現在切迫して居りまして自分や他人（此の他人とは自分以外の人で、本件の父兼三郎の如き者が含まれて居ることは勿論であります）の権利を防ぐ為め已むことを得ずして為した行為でなければ正当防衛とはなりません。已むことを得ずして為した行為とは斯様な場合に何人が考へても左様にしなければ自分や父の生命身体を防ぐことが如何しても出来ないと思はるゝ場合であります。例へば強盗が刀を以て斬らんとした場合に逃ぐれば容易に逃げる事が出来た、隣りが駐在所で一寸叫べば直に警官が来て強盗を捕へて呉れたに拘らず、左様のことを為さずして、直に強盗を刺し殺したと云ふ様な場合には正当防衛にはなりません。尤も其場合一旦は必ず逃げて見よ警官を呼んで見よと云ふのではありませんが、何人も其場合

には強盗を殺さずして逃ぐるとか、警官を呼ぶと思はれる場合であるのに、左様のことを為さずして相手を斬り殺すのは已むを得ずして為した行為と云ふことが出来ないであります。

四、正当防衛の程度を超へた場合には、其刑が軽くなり又は免除せらるゝことがあります。所謂正当防衛として無罪と云ふ訳には行かないのであります。正当防衛の条件が備へて居ても即ち急迫不正の侵害を取除く為め已むを得ずして為した行為でも必要以上の行為を為したときは正当防衛とはなりません。正当防衛の程度を超へたことになりません。例へば相手方が刀を振り廻して来た、而して前申上げた正当防衛に関する三つの条件を具備して居たとしても相手を殴るとか、縛るとか、少し傷付けるとかすれば容易に其の侵害を防ぎ得るに拘らず、直に之を射殺したと云ふ様な場合であります。平たく申しますと、何人が考へても其場合には殺さなかつてもよかつたと思はれるに拘はず必要以上に不相当な防衛手段を取つて相手を殺したと云ふ様な場合であります。斯る場合は前申上げた様に正当防衛の程度を超へたことになつて正当防衛として無責任と云ふ訳には行かないのであります。

正当防衛は中々六つヶ敷のでありますから、種々例を挙げて説明したいのであります。前申上げた様に余り説明致しますと本件の場合が正当防衛になるかどーかと云ふことに付き私の意見を申上ぐる様になる虞がありますから、此位に致して置きます。

以上は主として正当防衛に関する法律上の説明を試みたのであります。其証拠としては先程既に説明しました本件の証拠全体に付き十分考察して戴きたいのであります。特に先きに読み聞けました被告人の検事並に予審判事に対する訊問調書、先に説明しました

被告人が磯五郎の手より出刃包丁を叩き落したりや否やの点に関する証拠、磯五郎致死の原因、同人の頭部顔面頸部に於ける創傷の程度、現状の模様等に関する証拠、先に示した証第一号の火吹竹、証第二号の磯五郎の所持せし出刃包丁等に付き仔細に考慮せられ尚被告人が認むるところでありますが、被告人が柔道の心得ある点、磯五郎は身長五尺一寸位体重十三貫位の男であつた点等をも評議の資料として十分研究せられんことを願ひます。最後に証人O T兼三郎、O Tあき、I H従一郎、T H清一等の証言によりますと被告人は性質温順、素行善良なる模範青年で且親孝行の者であつて、被害者磯五郎は性質粗暴過激、素行不良且親不孝者であることが認められます。然し公判の劈頭に申上げた通り犯罪の情状と犯罪事実の有無とは厳に區別して考へられねばならぬことを茲に繰り返して申上げて置きます。

以上事実上の争点並に法律関係、証拠説明の大体を申上げました。仍て裁判所は法律に従ひ事実の判断に付き諸君の御評議を煩はすことに致します。

主問は被告人O T増治は昭和四年四月三日愛知県額田郡□□町大字□岡□百□□番戸の自宅に於て兄O T磯五郎を殺すつもりで、又は仮りに殺す積りが無いにしても頸を絞むれば死ぬかも知らぬと思ひ乍ら磯五郎の頸を絞めて同人を死に致したる事実があるか。

補問は仮りにそーでないとするならば被告人は兄磯五郎を殺すつもりもなく、又首を絞むれば死ぬかも知らぬと云ふ様なことも考へず只頸を絞めたところが磯五郎は遂に死亡した事実があるか。

別問は右執れにしても被告人の行為は磯五郎の急迫なる不正の侵害に対して自分又は父兼三郎の生命身体を防ぐ為め已むことを得ずして為した行為であるかどーか。

と云ふことになりまして此三問に付き答申して戴きたいのであります。

諸君は評議せらるゝに当りては先づ主問、次に補問、最後に別問の順序に御考へを願ひたいのであります。主問を肯定せらるゝならば主問の終りの答申と書いてある下に「然り」と書くのであります。主問が「然り」ならば補問に付き考へて戴く必要なく、補問の答申はせぬでもよいのであります。若し又諸君が殺意を認めず主問を否定せられ、補問を認めらるゝならば主問の答申を「然らず」補問の答申を「然り」と書くのであります。又補問をも認めないならば補問の答申も「然らず」と書くのであります。而して主問も補問も答申が「然らず」ならば別問に付き考へる必要はないのであります。其内孰れかゞ「然り」となる場合には、次に別問に付き考へて戴かねばなりません。諸君が被告人の行為を前に説明しました正当防衛と認めらるゝならば別問の答申に「然り」と書くのであります。又諸君は被告人の行為は正当防衛でないかと考へらるか、正当防衛の条件は備つて居るが其程度を超へて居る行為と認めらるゝならば、別問の答申に「然らず」と書くのであります。一寸注意して置きますが主問と補問とは「然り」と答申すれば犯罪事実があることになり、別問は正当防衛なりや否やの間でありますから「然り」と答申すれば罪とならぬことになります。而して答申には「然り」とか「然らず」と書けばよろしいので、他のことを書いてはなりません、例へば何故「然り」とか「然らず」であるとか、其理由等を附記してはなりません。

諸君が評議室に退き評議せらるゝに当り、先づ陪審長を一人互選せねばなりません。其互選の方法は皆様の自由であります、皆様の多数が皆様の内誰か一人を推薦して其人を陪審長にしてもよろしいし、又投票して多数の得票者が陪審長になられてもよろしい。而し

て陪審長に選ばれた方は議事整理の任に当るのであります。評議の際は諸君は問に対して必ず意見を述べられねばなりません。評議の顛末や皆様の意見は他に漏すことが出来ません。漏せば罪になります。それで決して他に漏れる気遣ひはありませんから其辺は懸念なく、自由に各自が意見を述べられ十分に御評議せられんことを願ひます。而して陪審長は他の陪審員の方の意見を聴た後意見を述べられねばなりません。評議の結果意見が一致したならば、其通り答申するのでありますが、意見が一致しない場合には過半数即ち七人又は七人以上の者が犯罪事実あり、然して正当防衛に非ずといふ場合には主問又は補問に対しては「然り」と答申し別問に対しては「然らず」と答申するのであります。又六人又は其以上の者が犯罪事実なしとするならば主問又は補問は「然らず」となります。又別問に付き六人又は其以上の人が正当防衛なりとする場合には答申を「然り」と書くのであります。即ち意見同数の場合、即ち犯罪事実ありとする者が六人、無いとする者が六人の場合は主問又は補問に就きては「然らず」と書き、又正当防衛なりとする者が六人、正当防衛に非ずとする者が六人の場合は別問に付きては「然り」となるのであります。結局意見同数の場合は被告に利益の答申をすることになるのであります。評議が決定し答申が出来ましたら陪審長は問書の答申欄の終りのところの陪審長と書いてある下に名を書き印を押し此法廷で裁判長に提出するのであります。

補充陪審員の方は前にも申上げた通り、本陪審員の方が揃つて居られますから評議室に入つて評議に加はつてはなりません。別室に評議の済む迄待ちを願ひます。陪審員の任務の重大なこと、其任務を行はるゝに当り心得ねばならぬことは午前中公判の初めに諭告した通りでありますから、茲に再び繰り返して申上げません、何卒公平誠実に其任務を尽されんことを希望致します。最後に附加して置きますが、諸君が評議せらるゝに当り事実上法律上の問題、証拠關係に付き私の説示に不十分の点がありまして、夫れを聞かねば評議を為すに差支がある様なことがありましたら此公判で御申出になれば再び説明することに致します。

●問書・答申

問書

主問 被告人○T増治ハ昭和四年四月三日愛知県額田郡□□町
大字□岡□百□□番戸ノ自宅ニ於テ兄○T磯五郎ヲ殺害
スル意思ヲ以テ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ致シタル事実
アリヤ

補問 若シ然ラストセハ被告人○T増治ハ兄○T磯五郎ヲ殺害
スルノ意思ナク単ニ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ至ラシメ
タル事実アリヤ

別問 被告人カ右○T磯五郎ヲ死ニ致シタル行為ハ同人ノ急迫
不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ父○T兼三郎ノ生命身体ヲ防
衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタルモノナリヤ

答申 然ラス

答申 然リ

答申 然リ

昭和四年七月四日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事 稲田 競

昭和四年七月四日

陪審長 河野省一郎

⑦H D小喜久(名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月9日判決)

●諭告案

(殆ボ〇T増吉ノト同様テアリマシタカラ作成ヲ省略致シマス)

(注) 前出⑦〇T増吉(名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月4日判決)の諭告案を参照されたい。

●説示案

陪審員諸君

既に検事、弁護人の弁論が済み裁判所は愈々本件に付き犯罪事実の有無に付き諸君に御評議を煩すことに致します。それで私は是れから本件の事実上の争点、法律上の問題並に証拠関係等に付き説明します。若し説明が判らぬとか不十分な点がありましたら後に於申出でなれば再び説明することに致します。

本件の公判事実は先に検事の述べました通り、

被告人が本年一月十六日午後四時頃一宮市大字□□字□□畑被告人の旧住宅で予て知合なるKTらいと賭金の事から論争し、らいが被告人を殴打したので被告人は激怒し殺す考へを起し、持つて居た手拭(証第六号)をらいの頸に捲き付けて之を絞め窒息死に致したと云ふのであります。

先づ本件犯罪の原因たる事実関係に付き被告人と被害者KTらいとが本年一月十四、五日一宮市大字□□字□□畑の被告人の旧宅で金を賭け花合せ賭博を為したることは被告人も認めるところでありまして、被告人は其賭博で結局四十八円勝つた。而してらいは十六日の午後にも亦賭博を遣らうと云ふたが之を承諾せなかつたところ、らいは勝逃げはならぬと云つて茲に争論が初まつたのである、と云つて居ります。然るに証人KMはるゑは母のらいが一月十五日の夜帰宅したとき自分に十四日から十五日の朝迄被告人と賭博をして三十円斗り勝つたと云ふて、自分に金二十円渡したと証言します。其孰れの供述を信用するか陪審員各位の自由でありますが、若し此KMはるゑの証言を信用するならば、被告人が勝つたのではなくらいが勝つた事になります。従つて勝逃げしたのは被告人でなくらいになることとなります。

次に被告人がらいと喧嘩し、同人の頸を手拭で絞めそれが為めらいが死んだかど一かの点であります。被告人は当公廷で自分は手拭を以つてらいの胸を押へ付けたこと迄は記憶するがそれから先は夢中で何事も覚へず、気が付いて見ると自分の手がらいの胸の辺にあつてらいが死んで居たと云つて居りまして、結局右事実を否認するのであります。此点は被告人の利益の証拠であります。然るに被告人に対する検事の訊問調書に自分は手拭を一廻りらいの頸に捲き付けて両端を力一杯に絞め、顔をらいの胸の辺に当てて居たら、らいは一度足をどたと云はせたが自分は力一杯頸を絞めた儘で居ると動かぬ様になつたので、見るとらいが死んで居たので驚いて自首したとの供述記載があります。証人HN庫造は当公廷で十六日の午後四時頃被告人が帰宅し、自分は今大変なことをして来た、らいの頸を手拭で絞めたところがらいが遂に死んで仕舞つた。如何すればよからうかと云つたと証言します。証人医学博士野村久中此人はらいの死体を解剖し死因を取調べた医者であります。此証人はらいは他人から頸を絞められて窒息して死んだのであつて、頸には手拭で絞められた様な条痕があり、他に死ぬ様な原因はなかつたと供述します。此等の証拠は総て

被告人に不利益で之を信用すれば被告人がらいの頸を手拭で絞め殺した事実を認めることが出来ます。然し乍ら仮りに被告人が絞め殺したにしても其当時被告人が全く無意識であつて、所謂法律上の心神喪失の状態にあつたとすれば犯罪が構成されないことになります。刑法第三十九条に心神喪失者の行為は之を罰せずと云ふことになつて居ます。心神喪失とは犯行当時全く本心を失ひ、無意識の状態にあつたことであります。従て犯行当時は意識があつたが其後全く忘れて仕舞ふたと云ふ場合と区別せなければなりません。彼の飲酒酩酊の上犯罪を為し翌日、前日の行動を全く忘れたといふ場合でも犯行当時の状態より意識があつたと見らるれば後に忘れても有罪たることは免れませぬ。又犯行の初めに意識があつたが、途中から夢中になつて遣つたと云ふ場合とも區別して考へねばなりません。此場合も全く無意識と云ふことが出来ませぬ。

本件に於て被告人が犯行当時全く本心を失ひ、無意識であつたかど一か此点に関する証拠を見るに証人岩田芳夫は被告人はヒステリー性の女で犯行当時は非の弁別力が不完全で心神耗弱の状態であつた。と証言し証人HN庫造、ST千代、TD勇三郎は孰れも当公廷で被告人はヒステリー性の女で時々興奮して怒ることがあると証言します。此等の証拠は被告人に利益で、之を信用すれば被告人はヒステリー性の短気な女で時々感情が興奮し犯行当時は非の弁別力不完全であつたことを認めることが出来ます。然し此等の証拠によりまして本件犯行当時被告人が全く無意識であつたことは認められない様であります。然るに先に読み聞けました被告人の検事に対する訊問調査の記載並に証人医学博士岩田芳夫、此の人は三十日間に互つて本件犯行当時に於ける被告人の精神状態を鑑定した医者でありますが、同証人は本件犯行当時被告人はヒステリーでは非の弁別力不完全であつたが、然

し全く本心を失ひ無意識の状態ではなかつたと証言します。証人村山鎌一此人は被告人が自首したとき取調べをした警察官でありますが、此証人は被告人が自首した当時其精神状態には毫も異状がなかつたと証言し、証人HN庫造は一月十六日午後被告人がらいに誘はれて出て行つたときも、又帰つて来たときも（犯行後）別に精神状態に変わったところは少しもなかつたと供述します。此等の証拠は孰れも被告人の不利益でありまして、之を信用すれば被告人は犯行当時全く無意識ではなかつた。即ち法律上犯罪を構成しない心神喪失の状態ではなかつたことを認めることが出来ます。

次に被告人がらいの頸を絞めたとすれば殺意ありしや否やの点であります。一寸法律上殺意の説明を致しますが、殺すつもりで即ち殺す目的で頸を絞めて殺した場合は勿論殺人でありますが、殺すつもりがなくとも頸を絞めたならば相手が死ぬるかも知らぬと思ひ乍ら頸を絞めて人を殺せば矢張り法律上殺人といふことになります。而して此殺意の有無は罪責に重大な関係がありまして、殺意があれば殺人罪、殺意がなければ傷害致死罪となり刑に軽重の差があります。

殺意の有無に関する証拠を見るに

被告人は当公廷では全然殺意を認めませぬから此供述によれば殺意がなかつたことになりました。然るに被告人は検事の訊問に対し自分が力一杯手拭でらいの頸を絞むれば相手が死ぬかも知らぬと云ふことは判つて居たが、然し余り腹が立つたのでどうでもなれと殆んど夢中になつて頸を絞めた、と供述したことは其訊問調査の記載により明かでありまして。

此の供述によれば先程説明した様に法律上殺意があつた事になります。証拠の信否は陪審員各位の常識に訴へ自由に判断せらるべきことであります。殺意の有無を評議せらるゝ

際には尚先に説明しました各証拠をも仔細に考察して評決せられんことを希望致します。以上の説明により大体事実上の争点事実と証拠との関係、法律問題等が御判りになったことと思ひます。仍て法律に従ひ事実の判断に付き於尋ねすることに致します（此時間書を朗読す）

主問は「被告人ハ昭和四年一月十六日一宮市大字□□字□□畑□□番地被告人旧宅ニ於テKTらい（当六十四歳）ヲ殺害スル意思ヲ以テ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ致シタル事実アリヤ」

補問は「若シ然ラストセハ被告人ハ右KTらいヲ殺害スルノ意思ナク単ニ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ致シタル事実アリヤ」

諸君が評議せらるゝ際には先づ主問に付き考へて戴きたいのであります。而して諸君が今申上げた主問を認め之を肯定せらるゝならば、主問の終りの答申の下に「然り」と書くのであります。而して主問が「然り」となれば補問に付き考へる必要はないのであります。又若し諸君が被告人がKTらいを殺したことを認めて殺意を認めないならば、主問を「然らず」とし補問の答申の下に「然り」と書くのであります。被告人が犯行当時全く本心なく無意識の状態であつたと認むるならば、主問も補問も「然らず」となるのであります。而して答申は「然り」又は「然らず」と書くのみで他のことを書いてはなりません。評議を為すに当りましては先づ如何なる方法でもよろしいから陪審長を一人互選せねばなりません、而して陪審長に選ばれた者は議事整理の任に当るのであります、相前に評議が熟したと思ふ頃陪審員各自から其意見を聞き、陪審長は最後に自己の意見を述べねばなりません。

せぬ。又評議の結果意見が一致したならばその通り答申するのであります、意見が一致しない場合には過半数即ち七人又は七人以上の者が犯罪事実ありと云ふ時には「然り」と答申し、六人又は其以下の者が「然り」で其他の者全部が「然らず」のときは「然らず」と答申するのであります。故に意見同数の場合即ち六人が「然り」で六人が「然らず」の場合は「然らず」と答申するのであります。評議が決定し答申が出来ましたならば陪審長は答申欄の終りのところに署名捺印した後裁判長に問書を提出するのであります。補充陪審員は評議室に入らず別室にて評議の済む迄御待ちを願ひます。諸君は是れから評議室に退き誠実公平に評議を尽され適正なる答申をせられんことを希望致します。

●問書・答申

主問 被告人HD小喜久ハ昭和四年一月十六日一宮市大字□□字□□畑□□番地ノ旧居宅ニ於テKM事KTらい

答申 然ラズ

(当六十四歳)ヲ殺害スル意思ヲ以テ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ致シタル事実アリヤ

補問 若シ然ラストセバ被告人HD小喜久ハ右KTらいヲ殺害スルノ意思ナク単ニ同人ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ致シタル事実アリヤ

答申 然リ

昭和四年七月九日

名古屋地方裁判所刑事部

昭和四年七月九日

2 岐阜

① T Y 安次郎（岐阜地方裁判放火被告人昭和4年1月19日）

● 諭告案

之から公判の取調べに移るに先立ちまして、陪審員諸君に対し一通り陪審員の心得置くべき点に付御注意申して置き度いと思ひます。

諸君は陪審法の定むる所により而も同法実施後当岐阜地方裁判所として一番最初に開く陪審事件の公判に際し選ばれて陪審員となり、本日此の陪審法廷に列席されることとなつたのは諸君の爲めに頗る榮譽のことと存じます。陪審員として心掛くべき事項に付ては先きに其印刷物を呼出状に添付して諸君の御手許へ送付して置いたので、それに依り既に大体御承知になつて居る通り、陪審員の任務は被告人が罪を犯した事実があるか無いかと云ふ点に付て評議を遂げ、其結果を裁判所に答申するのであります。而して裁判所は諸君の評議の結果を正当と認むれば其答申を採択し、之に基いて被告人に有罪無罪の裁判を言渡すのであります。即ち諸君の評議の結果は刑事裁判の基礎となるのでありますから、諸君の責任は極めて重大であると云ふことを深く念頭に入れて置かねばなりません。

此の重大なる任務を果すに付ては諸君は最も公平無私の心掛を以て一切の情実や、利害を超越し又好き嫌いの感情や恐れを懐くやうな考を悉く取去つて一点の曇りの無い正しい心に従つて事実の真相を誤らぬ様に判断せねばなりません。又而して此の判断をするのには之から此法廷で取調べられる被告人や証人等の陳述、其の外此の法廷に現はれたる証拠の

みに基いてなさねばならぬのであります。序に公判の取調べがどんな順序で運ばれるかと云ふことを茲に一言御話して置きます。公判に移ると先づ最初に検事から公訴事実の陳述があります。之れは審理を求むる被告事件はどんな事実であるかと云ふ事を陳述するので、公判取調べの基礎となるのであります。此の陳述が済めば其公訴事実に付て本職から被告人を訊問し、被告人が如何なる点を認め如何なる点を争ふかを確めます。次に証人や証拠物に付て取調べを為し、証拠調が終ると検事や弁護人の弁論があり最後に本職から事件の全体に付き公判取調べの結果を綜合し説明を致します。之を説示と申します。それから諸君に対し犯罪事実があるか、ないかに付き問を發し諸君の評議を求むる順序であります。諸君は罪の有無を判断するに付て、曾て新聞記事で見たことや当法廷へ出頭する前に人から聞いた事などあつても、それを念頭に置いてはなりません。又先きにも述べた通り必ず此法廷に現はれたる事柄を基礎として判断せねばならぬのですから、今申した順序で進行する公判の取調べに付ては一言も聞洩らさぬ様に、熱心に御注意せられねばなりません。又若し諸君が被告人や証人の述べる事に不明瞭又は不充分的点があると思つたら本職の許可を受けて御尋ねすることも出来るのですから、左様の場合には本職に其旨を申立てられたのであります。

陪審員の職務は以上申上しました通り頗る大切なものでありますから、陪審法には諸君が其職務に就く前に公平誠実に其職務を行ふ旨の宣誓を命じて居ります、之から其宣誓式を行います。

● 説 示

本件公訴の犯罪構成事実は之を要約すれば、第一昨年八月二日午前二時頃被告人が隣家であるTY久太郎の所有でTG石之助が当時住居して居った家を焼く積りで、附属納屋内の藁に持つて居った燐寸で放火し納屋を焼いたが、住家は燃へなんだと云ふことになり、第二は同月二十五日午前一時頃前と同じ目的で右住家裏軒下に積んであつた養蚕用の目竿、目棚の下に蓑、縄等を置き燐寸を持つて其れに放火したが家人の発見する処となり、目竿、日棚の一部を焼燬したのみで住家焼燬の目的を達しなかつたと云ふことになるのであります。而して此の事案に対し昨日以来被告人や多数の証人を訊問し証拠となるべき証拠書類や、各証拠物件に付き取調べたので其顛末は逐一諸君の前に展開せられたのであります。処で本件に対する検事及弁護人の見解は諸君の御聞きの通り全く正反对で、検事は此の放火は被告人の所為に一点疑ひなしと云ひ、弁護人は反対に被告人の所為に非ず、無罪たること明白であると云ふのであります。本職が陪審に対して評議答申を請はんとする点も結局此処に存するのです。諸君は諸君の良心に従ひ当法廷に於ける取調の結果に基き諸君の見る処により厳正公平なる判断をせねばならぬのであります。

次に法律上の点を少しく説明して置きます。本件は今述べた通りで住宅放火未遂と云ふ犯罪の事案であります。本件が有罪と認定になれば第一第二共刑法第百八条の未遂罪となるのであります。刑法第百八条には火を放ちて現に人の住居に使用し又は人の現住する建造物（中畧）を焼燬したるもの云々となつて居り本件は二回共其住宅が焼燬して居ないのでありますから、右百八条の未遂罪となるのであります。其処で御注意申上げ置き度いのは、第一の放火の際には納屋内に入り納屋内にあつた藁に放火し、納屋は焼いたが住家は焼けなんだと云ふのであります。刑法百九条には火を放ちて現に人の住居に使用せず又は

人の現住せざる建造物（中畧）を焼きたるものは云々となつて居りますから、最初より納屋丈け焼く目的で放火したものとせば、是れは刑法第百九条の既遂罪に該当する訳であります。然るに本件の第一は右石之助の住家へ燃へ移ることを予想して、また其目的を以て納屋の方へ放火したと云ふのだから果してそうだとせば是れは前申す如く刑法第百八条の未遂罪となるので、同法第百九条の罪の有無は問題になつて居らぬのであります。

第二の方は同じ目的で住家の裏軒下に積んであつた目竿、目棚の下に或る仕掛けを為して放火したが家は焼けぬと云ふのでありますから、そうだとせば住宅放火の未遂と云ふことに当然なるので、蓑や縄等の焼けたことは別に法律上の問題として考へるに及ばぬのであります。

更に進んで事件の内容に這入り少しく申上げることになります。本件を判断するに当り犯人は何人であるかと云ふことは別にして、一体あの火は何う云ふ原因の火であるかと云ふことを先づ其当時の状況により考へる必要がある。其点に付ては第一と第二とは見方か余程違ふのであります。先づ第一から申上げると第一は果して放火なりや、失火なりしやと云ふ点に付ては石之助の証言によれば、此の火事を見付けた当時は大半焼けて居り、家族すら内部から出た火か外部から出た火か判らなかつた。家族を調べて其辺に火気は持参せぬと云ひ、放火に付き心当りもないので当時偶々納屋内に生石灰か四、五貫置いてあつたが夫れも湿気を引かぬ様に台を設けて其上に置いたのだが、或は外部からでも湿気を受けて発火したのではないかと云ふ風に警察官に申上げたと云ふのであります。そんな事から警察では当時一応失火罪として書類を検事局へ送つたものとも見らるゝ訳ですが、斯様な事は其当時の処置として別段不思議のないことの様にも思はれます。夫れから第二の出火は其

の手段方法から見て被告人初め現場を見た者の総てが放火であると云ふことに一点の争ひがないのであります。斯の如く第二の出火に付き放火の証跡明白であつたため、其処で愈々犯人が何人であるかと云ふことになり、同時に第一に付ても遡つて放火ではないかと云ふ疑ひを以て併せて捜査を始める事になつたのであります。由来放火の罪は殺人未遂罪や傷害罪と違ひ人の見て居らぬ処で行はれ、相手もないことであるから犯人を極めることは非常に困難を感ぜられるのであります。本日訊問した藤井、池戸両巡査の証言を信ずるとせば、成程其当時種々の方面に犯人を物色したと云ふ事実もありますが、之は別に不思議とするに足らぬと思ふのであります。只一つ犯人はT G石之助でないかと云ふ疑問が起るかも知れぬから其点に付き一寸説明して置くが、石之助は二度共一番先きに火事を発見して居り、そうして此者は六年以前から右住家に住んで居り、昨年十二月には立退くことになつて居り、普通から考へれば村民とも交際か出来六ヶ年と云ふ久しい間住み馴れた家を明渡すに忍びないと云ふ様な考へから遣つたのではないかと疑へば疑ひ得らるゝのであるが、一面斯様な方面から考へて見ると其の疑ひも晴れるのではないか、即ち其れは石之助は其の家に住んで居つたが、久太郎としては同人を正直者として信用して居り少しも疑ひを掛けて居らず、又石之助は元山稼ぎをして居た者で、其の家へ這入ることになつたのは末子が学齢に達したので小学校を了へさすまで里で暮したいと云ふので借り事になつたのであり、既に六ヶ年を経過し末子も小学校を卒業したので明渡すことに何等の心残りなく、も一ツは石之助は里へ出て暮したため借金が出来た、百姓は割が悪い、早く炭焼専門になり度いと云ふことを村人に口外して居つたと云ふことも本日証人として述べて居り、其事は久太郎も以前から聞いて居つたと証言して居たが、是れを信ずるとせば石之助

は明渡すことに何等未練がなかつた人だとも見得るのである。尚も一ツは石之助は納屋の焼けたときに自分の品としては大切な衣類を焼いて仕舞つたと云つて居り、又第二回の放火の際住家には家財道具が置いてあり、夫れに馬も飼つて居つたと云ふのであるから是れも焼ける虞れがある。現に其時倅藤造は馬が火に驚きあばれたので其方に付き切りにして居つたと本日証言した様な訳であるが、之等の証言を信ずるとせば同人の所為でないとも見得らるゝのであるが、之を仕う見るかは一に諸君の自由なる判断に御委せする訳であります。次に石之助以外のものとしては不良青年の点もあるが、开は藤井巡査は疑ひが晴れたと云ふのである。然らば犯人が何人であるかと云ふことになり、検事は被告人だと云ひ、弁護人は被告人に非ずと云ふのである。被告人は当法廷では自分の所為でない弁解して居る、夫れを其僥信すれば無罪と云ふことになるが此弁解と反対に自己の所為たることを自日して居る、予審第一、二回調書及検証調書が証拠になると云ふことは陪審法に規定して居るので、其の自白の内容は先刻読聞けた通りであります。あの自白を信ずれば被告の所為と云ふことは疑ひないことになる。結局此の予審の自白を信憑すべきや否やと云ふことは本件を判断する上に於て余程重要な点であります。而して自白の内容に数多の事項が含まるゝ場合に其一、二の事項が事実と相違して居てもそれが可分的の事項であれば其部分を取除けても尚自白を自白として信用することは採証上違法でないこと云ふことを御承知ありたい。弁護人は本件の自白は根底から信ずべきものではないと云ひ、其理由として初め警察に於ける自白が警察官の不正の強要に因るのだと極言され、それに対して検事の弁駁もあつたが此点に付ては昨日の被告自身の供述により被告が警察で不実の自白をせねはならぬ程の事情かあつたと見るのか相当であるか否やを良く御判断されたい。尚弁護

人は自白か覆されて無罪になつた事例数件を挙げて自白信ぜべからずと論ぜられたが自白真実であり、信せられて有罪になつた例は一曾多いのである。其辺は冷静に慎重に考へる必要があります。

次に証拠上の争点に付き一、二説明して置きます。即ち第一は藁の点であります。本件の（証第二号）は放火の現場にあつた燃へ残りの藁であつて、被告の自白によるとそれは茄子を縛つた藁の残りを自宅より持参したのだと云ふことであつたため予審判事か検証の折現に茄子を縛つてあつた藁を証第十一号として押収したのであります。然るに被告人は予審に於て犯行を否認した後右証第二号の藁は茄子を縛つた藁は別でしびざらひと云ひ自分方では数年来作らぬ類の藁であると云ふたので、予審に於て証第二号と証第十一号を鑑定さした処其結果は同様の藁であると云ふことに鑑定され、被告の自白と符合することになつたのであります。処で被告人は本件公判準備の取調の際にも右証第二号と証第十一号は同種類の藁でないといひ弁護人からは更に鑑定の申請があつたので公判の受命判事は一昨年度に於て被告人方で作つたと云ふ藁の各種類を少しづつ被告人の母から提出せしめ、夫れと共に鑑定の遣り直しをした処其結果は先刻読聞けた如く証第二号は陸羽一三六号と云ひ証第十一号は縞坊主と云ふ稲の種類の藁で全然相違する藁であると云ふことになり、此鑑定を信ずれば被告人の自白は此の部分に付き事実と違つて居つたと云ふ事になるのであります。弁護人は此一事を以つて被告人の自白は根底から覆されたのであると弁論されたのであるが、被告の自白の内には色々なことを述べて居るのだから、藁の点が違つて居つても他の部分の自白は間違いないものと思へば之を信じて差支なく、証拠の取捨は自由であると云ふことは前にも一言申上げて置いた通りであります。夫れから受命判事が被告人の

母から押収した藁の内証第十七号と証第二号とは同種類のものであると云ふ鑑定になつたことは先刻読聞けた通りであります。すると証第二号と同じ種類のものが一昨年被告方で作られた藁の内にあつたと云ふことも判り得るから、証第二号の藁が被告の家にあつて被告は夫れを放火の材料に持参したと云ふことも見得られないこともない様に思はるゝが、此の点についての意見は申上られない、一に陪審員諸君の判断に委することにします。

次に燐寸の点に付ても中谷巡査は先刻読聞けた如く公判の検証に立会つて、それは自分が拾つたと云ひ藤井巡査は証人として先刻色々なものを押収した際、灰をかき廻はしたら出たので自身押収したと云ふて居り、何れが真実であるかは陪審員諸君の判断に御委せするのであるが、燐寸其ものゝ差押手続などに囚はれて判断することが正当であるか仕うか、被告の自白にも確かに此の燐寸で放けたとも言ふて居らぬのである。或は消防に集つた人が喫煙に用ひたものかも知れぬ、斯様なものに拘泥して全体の判断を誤らぬ様注意されたのであります。

其処で本件の犯行の動機としては被告安次郎は多年他へ出稼きして居つたTY久太郎から田約一反二畝歩畑三筆を借受け耕作して居つた処、昨年暮れから久太郎が旅から帰つて右住家へ這入ることになり、昨年一月頃に被告人に畑の返還を求め被告人は其の内一筆を残して他は全部返還したのであるか、愈々久太郎が帰村するとなると右田地をも取上げらるゝかも知れぬと思ひ、夫れでは一家の收穫が減じ困ると云ふので火を付けたと云ふことになつて居り、其の趣旨は予審決定に書いてあることで検事から昨日公判の冒頭に於て述べられた通りであるが、其の点に付てはTY久太郎、TG石之助、TY甚兵衛を訊問した訳だが、其内斯様な証言があつた。即ち突然畑を返して呉れと云はれたので困つたと被告安

次郎が云つて居つた云々。此の証言を仮りに安次郎が其通り云ふたものと信じて仕う云ふ風に解釈するか、又其点に付き藤井巡査の云ふ処では安次郎は畑を肥すために材料を入れて居つたのに是れを取上げらるゝとなると困ると云つて居つたと云ふやうに本日証言して居り、又田の点に付ては久太郎は返せとは云はぬと云ふて居り、被告安次郎も田に付ては話しはなかつたと云ふて居り此の点は一致して居るが、久太郎は返さなくともよいとまでは云はぬと云ふのであるから、被告の腹が仕うであつたかと云ふことは諸君の自由に判断さるべき処である。更にも一ツ女の關係も判断を要することゝ思ふから説明して置く、即ちTN榮吉の娘あやと被告は数年前心易くなり妻にせんとして女に無断家出さして被告の家へ囲まい置き、TY喜太郎其他を介して榮吉にあやとの結婚を申込んだ処、手厳しく反對され加ふるに侮辱的の言葉を掛けられ、あやを取戻されたこと云ふことである。此事は被告も云ふて居るのであるが、夫れが信用出来ることと仕うなるだろうTN榮吉は本日其の点に付き自分としては何とも思はなんだ、被告と別に交際を絶つた様なことはないこと云ふが、同人の二女ゆかが彌一郎と夫婦養子となつて被告方隣家の久太郎方へ這入るとなると、普通の人間として仕う云ふ感を抱くであろうか、是れも陪審員諸君に於て判断を要すべき事項の一ツであると思ふ。尚附加して云ふて置きますが、昨日調べたTY久太郎の供述の内にTG石之助が家を出るとなると同人に貸してあつた田地も返して貰ふことになるが、其一部はTY喜太郎に作らすことに約定か出来て居つたが、自分の屋敷の附近にも石之助に作らして居つた田地があるので夫れを自分が帰村せねば被告安次郎に於て作らして貰へると云ふ様な気があつたかも知れぬと述べて居つたが、之は單純の想像ではなく事實を基礎とする推測であるから、証拠とすることが出来る。若し之れが信用出来るとなると

被告には右様な欲望があつたと考へ得らるゝかも知れぬが、然も夫れを仕う考へてよいかと云ふことに付ては本職としては申上げられないのであります。其他の点に付ては昨日來取調の顛末を諸君が親しく御聴きの通りです。其処で本職の發する問は斯様になるのであります。(此時裁判長は別紙問書を案に基き読上げたり)之に対し諸君は真想に合した正当の判断をされんことを希望します。

●問書・答申

主問 被告人ハ岐阜県吉城郡□□村大字□□所在TG石之助ノ住家ヲ焼燬スル目的ヲ以テ

一、昭和三年八月二日午前二時頃右住家ノ傍ニ建設セル附属納屋内ノ積藁ニ燐寸ヲ以テ放火シ、該納屋ヲ全焼セシメタルモ住家焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシヤ

答申 然リ

二、同月二十五日午前一時頃更ニ右住家ノ裏軒下ニ積ミアリタル養蚕用目竿、目棚等ノ下ニ藁繩等ヲ置キ燐寸ヲ以テ放火シタルモ目竿、目棚ノ一部ヲ焼燬シタルニ止リ住家焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシヤ

答申 然リ

昭和四年一月十八日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長判事 白井清左衛門

昭和四年一月十八日

陪審長 杉浦憲三

②MN清(岐阜地方裁判強盗殺人未遂被告人昭昭和4年2月28日)

●諭告

陪審員諸君

本職は公判の取調を始むるに該り諸君に対し陪審員として尤も大切なる心得を論告したいと思います。

諸君は我国法の定むる所に依り茲に選ばれて陪審員となり、本職等が畏くも上天皇の御名に於て行ふ裁判に国民の総意を反映せしむる為め今日此法廷に列席さるゝ大なる榮譽を担はれたのであつて、寔に慶賀に堪へない次第であります。

然らば諸君の尽さるゝ任務は如何なる事をするのであるかを云へば、之れから取調べをする本件の被告人が果して起訴されて居る様な罪を犯した事実があるかないかと云ふ点に付き、後に本職から尋ねる間に対し諸君は慎重に評議し、即ち相談しその結果を裁判所に申出るのであります。而して裁判所は諸君の評議の結果を正当と認めれば之に基き被告人が有罪であるか無罪であるかを判断し、裁判を言渡す事になります。如斯諸君の任務は將に裁判の生命とも、又礎とも云ふべき事実問題、即ち被告人が犯罪をしたかせぬかと云ふことを判断さるゝのであるから、其責任は極めて重大な次第であります。故に諸君は此事を深く、念頭に置かれ、苟も事の真相を誤らない様評議して答申せねばならないのであります。而して此評議の材料となるべきものは此公判廷において取調べらるゝ被告人や証人の陳述、其他此公判廷に現はす証拠のみであるから諸君は此公判の劈頭において為す検事の起訴事実の陳述は固より、次に為すべき被告人、証人等の訊問、応答並に検事、弁護人の弁論及最後に本職が為す説示、即ち事件に対する法律上問題となるべき点や、争ひとなつて居る事実関係、

証拠説明等を一言半句も聴漏らさぬ様注意して能く之を玩味すると同時に、此公判廷以外に於て見聞せる事柄や、若くは世間の風評等を判断の材料としてはならないのであります。又評議さるゝに際しても諸君は公平無私の立場に於て一点の私心を狭まず、情実や利害を超越し好き嫌ひの感情を去り、所謂神様になつた様な心持で各自の曇りなき心の鏡に照し事案の真相が果たして那辺にあるかと云ふことに付き深く、考慮し慎重なる審議を遂げられむことを望む次第であります。

尚一言したき点は若し諸君が被告人や証人の陳述に付き不明瞭の点、若くは不十分の点ありと思はるゝ時は本職の許を受け被告人又は証人に訊ねることが出来るのでありますから、右様な場合は臆せず其事を申出られたいのであります。

以上申上げた如く陪審員の職務は極めて大切なる為め、我国法は陪審員諸君に対し公平誠実に其職務を行ふと云ふ宣誓を為さねばならぬことを命じて居ります。仍て本職は茲に式に従ひ宣誓書を朗読しますから諸君は之れに署名捺印せなければなりません。

●説示

陪審員諸君 本件に関し諸君の評議を煩はすに先ち、本職は問題となるべき事実上の関係、之れに対する証拠の要領並に法律上の論点に付き大体の説明を為し然る後諸君が評議さるゝ問題を提示する事と致します。諸君は一昨日以来当公判廷に於て訊問したる被告人及証人の供述並に検事、弁護人の力説した弁論を極めて熱心に聴かれて居られたから、本件被告人は如何なる訳で此裁きの庭に立つて居るのか、又本件公訴事実中如何なる点を争ふて居るのかと云ふことは最早本職が茲に詳細に説明する迄もなく、御了解のことと思ふから

本職は事実関係及争点に付きては勤めて其概要を述べることと致します。

本件公訴事實は之を要するに、被告人は一昨日証人として当公廷に出頭し取調を受けたる被害者岐阜県恵那郡□□町字□□に住んで居る当時六十三歳のY G 孝之助と云ふ老爺が、日頃から沢山の現金を持つて居ることを聞いて居つた為め、同人を撲り殺し其所持金を強奪しようとして決心し昨年五月三十一日午後二時二十分頃同字の通称□□の田圃にて百姓をして居つた同人の傍に行き、魚を釣りたいが餌にする蚯蚓は此辺に居らぬかなどと話掛け、同人が油断して居るに乗じて突然携えて居つた長さ約二尺五六寸の棒で右孝之助の頭部其他を殴りて昏倒せしめ、即ち正気を失はしめ其持つて居つた現金百円余りと郵便貯金通帳二冊（合計二千九百円預け入れあるもの）等入れてあつた木綿袋一個を奪ひ取り、困つて同人の顔面其他顛頂部、後頭部等に数箇所を傷を負はしめたが幸いにも被害者は蘇り死ななかつたと云ふのであります。

仍て本職はまずこの事実関係に対する争点や、証拠の要領を説くに先ち一体本件は法律上如何なる罪を構成するのであるかと云ふこと、言ひ換へれば仮りに本件の被告人が右述べる公訴事實の様な悪事をして居るものとしたならば果たしてどんな罪に問はるゝかと云ふことを説明しておきたいと思ふ。若し被告人が本件の犯人だとせば既に本件の罪名に示してある如く、被告人は將に強盜殺人未遂罪として処分さるゝことゝなるのであります。然らば強盜殺人未遂罪とはどんな罪かと云ふと、之を説明するには勢ひ強盜罪とは如何なる罪か又強盜傷人罪とは如何なる罪か強盜殺人罪とは如何なる罪かと云ふこと迄も比較して、簡単に説明する必要があるのであります。普通一般に云ふ強盜罪は人を斬るとか殺すとか云ふ様な脅し文句を列べ、又は殴るとか蹴るとか、兎に角傷を付けない程度の暴行を加へ

て金品等を取つた時に成立つ罪であつて、此場合は刑法第二百三十六條に暴行又ハ脅迫ヲ加へ他人ノ財物ヲ強取シタルモノハ云々とある規定により、單純なる強盜罪として五年以上の懲役に処せらるゝことゝなるのであります。若し又強盜が強盜する際暴行を加へ、即ち殴るとか蹴るとか或は斬るとかして人に傷を負はしめた時は、罪は更に重くなり此場合は右に述べた單純なる強盜罪ではなく強盜傷人罪となるのであつて、刑法第二百四十條前段の強盜人ヲ傷ケタル時ハ云々とある規定に照し、無期の懲役又は七年以上の懲役に処せらるゝことゝなるのであります。而して若し又強盜が右の様な暴行を加へた結果、人が死んだ様な場合は強盜に於て其人を殺す考があつて暴行したる場合たると將又其考がなくして暴行したる場合とを區別せず、苟も被害者を死亡せしめたと云ふ結果が生じたる以上は其責任に軽重なきものとして右刑法第二百四十條後段の強盜人ヲ死ニ致シタル時ハ云々とある規定に依り強盜殺人罪として死刑又は無期の懲役に処せられるゝことゝなるのであります。然らば本件の様に被害者Y G 孝之助が唯單に傷を受けたに止り、結局死ななかつた様な場合は右に説明した刑法第二百四十條前段の強盜人ヲ傷ケタル時ハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処スとある規定に照し強盜傷人罪として罰するのではないかと云ふ疑問が当然起るのであります。けれども強盜傷人罪は強盜が被害者を殺す意思がなくして殴るとか、蹴るとか、斬るとかと云ふ暴行を加へ怪我をさせた場合にのみ限り成立つ罪であつて、若し強盜が本件公訴事實の如く最初から被害者を叩き殺して亡きものにし金品を取らうと云ふ考で之を叩き傷をさせたが幸ひにも被害者は死ななかつたと云ふ様な場合には強盜傷人罪とはならず、強盜殺人未遂罪となるのであります。其理由はと云へば之は法律上の理論に亘り一寸六ツケ敷のであるが、要するに刑法第二百四十三條に於て同法第二百四十條の未

遂即ち強盗人を死に致さむとしたるも遂げなかつた場合は之を処罰する旨規定されているからであります。故に本件の場合は強盗が被害者Y G 孝之助を殺す考で即ち同人を死に致す積りで其頭部、額面等を殴つたが同人は幸運にも死ななかつたと云ふのであるから強盗傷人罪とは見ず、強盗殺人未遂罪として問ふべきものであります。

之を要するに前者即ち強盗傷人罪は犯人が被害者を殺害する意思なくして単に傷を負はしたと云ふ場合に成立し、之れに反し強盗殺人未遂罪、犯人が本件の如く被害者を殺す考で暴行したが予期した如く殺すことが出来ず、傷を負はしめたに過ぎない場合に成立するのであつて、先刻も述べた如く強盗傷人罪は強盗殺人未遂罪に比し我刑法は軽く処罰することゝなつて居るのであります。故に本職は諸君が此兩者を混同しない様に特に茲に説明を為す次第であります。

以上の如く本件公訴事實は強盗殺人未遂の事實であつて、若し被告人が斯様な犯罪を犯したものとせば被告人は強盗殺人未遂罪として処罰さるゝ事となるのであります。被告人は当公判廷に於て右公判事實に対しY G 孝之助強盗に襲はれ傷を受け持つて居つた現金及郵便貯金通帳二冊等を強奪されと云ふことは事件發生後聞いたが、其犯人は決して自分ではないと云ひ極力之を否認して居るのであります。故に本件の事実上の争点は右述べた強盗殺人未遂罪の犯人は果たして被告であるか、或は又被告以外の者であるかと云ふ一点であつて、此点が結局後刻諸君が評議し答申される問題となるのであります。

而して此問題を判断する材料は既に本件の審理を始むる前本職が諸君に諭告した時並に昨日の証拠調をなしたる際一言述べて置きました通り、原則として此公判廷に於て取調べた被告人並に証人の陳述のみであつて警察、検事、予審に於ける被告人及証人の陳述を書取つてある訊問調書の如きは証拠とすることが出来ないものであります。之れは我陪審法の精神と致しまして、被告人及証人の肉声を具さに陪審に聞かしめ其善悪正邪を判断せしめんが為であります。併しながら此原則を絶対のものとし例外を認めず、警察や検事、予審に於ける訊問調書を反古同様に見て判断の材料に出ないものだとすると却つて事の真相が判らず、陪審員が事案に対する適正の判断を誤る虞がありますから、我陪審法では例外として被告人や証人が公判外の訊問即ち警察官や検事、予審判事から訊問されたる際述べて居る重要な部分を公判に於て変更した様な場合は警察官や検事、予審判事が作つてある訊問調書や又之を補ふ書類図画は証拠として諸君が判断の材料にしてもよいと云ふことにしてあるのであります。今一度平たく申し上げれば例へば被告人が警察官や検事、予審判事から訊問された際、起訴されて居る強盗の事実を自白し、其訊問調書には其供述が立派に記載して居るのに其後公判廷に來り自白を翻し、知らぬ存ぜぬと云ひ之を否認する様な場合は、所謂先に警察官や検事、予審判事に対し申立てある極めて重要な点を変更するのであるから、此時は警察官や検事、予審判事が拵へてある訊問調書を諸君が判断の材料にする事が出来るのであります。故に本件に於ては既に昨日証拠調の際特に諸君の耳朶に残る様、読聞け解示して置いた如く被告人は警察官の第三回訊問調書、検事の訊問調書、予審の第一回乃至第三回訊問調書に於て自白をして居りながら、当公判に來り之を否認するのでありますから、被告人の司法警察官、検事、予審判事に対する訊問調書中其自白の部分は採つて以て事件を判断する材料とすることが出来るのであります。又右以外に昨日証拠調の際読聞けたる司法警察官の検証調書、被害者の創傷の部位の鑑定書、血痕附着の有無の鑑定書、検事の検証調書、当裁判所が準備手続に於て為したる検証調書、証人調書、鑑定書

及当公判に於て訊問したる証人Y G幸之助が予審に於て述べてある犯人の服装の点に干する陳述、同人が殴打されたる際昏倒したるや否やの点に干する陳述、同上MNはりの予審に於て述べてある一家の生活状態等に干する供述を変更してある部分は、結局同人等の予審に於ける供述を判断の材料にしてよいのでありますから、此点もお忘れな様御留意を望みます。

本職は以上にて本件被告が罪ありとして起訴されて居る事実の概要と、法律上問題となるべき点並に本件に於て陪審員諸君が判断すべき問題は果して如何なる事項かと言ふこと、並に判断の材料に為し得る証拠の範囲等に付き説明したのであります。之れから本件の証拠干係に這入り述べることゝ致します。

けれども陪審員諸君は前にも一言申し上げたる如く、連日に亘り被告人及証人の当公廷に於ける陳述や本職が詳細に為したる証拠の取調及検事並に弁護人の所論を極めて緊張して聴かれて居つたから、最早本件事案の真相が果して那辺にあるかと云ふことは、大体に於て御判りになつたことかと思ひますから本職は可成簡単に説示したいと思ふのであります。

其処で本件に於て検事は如何なる主張をして居るか云ふと、其要旨は被告人は当公判廷に於て本件の起訴された強盗殺人未遂の事実を否認して居るけれども、警察官や検事の訊問調書並に予審第一、二、三回迄の予審調書に於て詳細自白し、且検事の検証の際及予審判事の検証（最初）の際の如きは実地に付き詳細兇行直前に於ける被害者と談話したこと、並に談話した時の自己及被害者の位置、犯行当時の模様等物語り居り、而も此自白及現場に於ける被告人の申立は被害者の陳述と大体に於て一致し居るのみならず、又被告人が強奪したと云ふ品物は何んな物で、而も如何なる風にしてあつたかと云ふことは被害者の陳述と大体符合

するから、被告人の警察官や検事、予審判事に対する第一、二、三回迄の自白は信用が出来る。況んや本件の兇行は白昼に行はれた犯罪で、被害者は予てから被告人と面識のある間柄のことでもあり、而も本件被害の直前被害者は親しく被告人と談話迄して居るのであるから、被害者が人違などする筈はない。而して被害者は警察以来当公判に至る迄始終犯人は被告人だと明白に述べ、其供述は一点の疑を挟む余地がないから本件の犯人が被告人たることは間違ひがないと云ふのであります。

前処で本職は先づ被告人が如何なる訳で本件の犯人として疑を受け、警察へ勾引さるるに至つたかと云ふ点及又如何なる経過から警察官や検事、予審判事に対し自白するに至つたのか又何故に自白を翻すに至つたか此干係を当公判準備の為め為したる検証調書添付図面、及諸君が既に詳細聴取された被告人及被害者の当公廷に於ける陳述、被告の警察に於ける訊問調書等に基き手短かに申上ぐることと致します。

本件の被害者Y G孝之助も又被告人も何れも□□町に住んで居るのであります。同町には字□□区と云ふのがありますが、同区は□□町の市街から稍や西北へ約一里余り隔つた処に土地を持つて居り、希望する人に安い年貢で貸して開墾耕作せしめて居るのであります。被害者のY G孝之助は今より十数年も前から之を借受けて耕作して居り、被告人は一昨年暮から借受け昨年春頃から開墾に従事して居つたのであります。彼の掲げてある図面中（当公判準備の為め為したる検証調書添付図面（注）省略）黄色の部分は被告の耕作地、藍色の部分は被害者Y G孝之助の耕地であります。此被告の借受けて居る耕地及之に接続してY G孝之助が借受けて居る附近は其通称を□山□根前と云ふて居り、少し離れてY Gが借受けて居る田のある所即ち同図面の下方の藍色に彩りある処は本件の兇行のあつた場所で、通称□□□

と云ふて居るのであります。而して本件の被害者Y G 孝之助が当公廷に於て述べる所によると、同人は本件被害を蒙つた当日朝早くから通称□山□根前の畑へ行き昼前に畑一枚へ豆を植へ、中食後更に一枚へ豆を植へ更に午後一時前後頃其処から小山を越して約二町内外南へ行つた通称□□と称する所にある田へ行き、二枚の田へ畦豆を植え午後の食事をし更に七枚の田へ畦豆を植え、□山□根前の方へ帰ろうとする際本件被害を蒙つたのであると云ふて居るのであります。一面被告は同日朝隣家のK Y 和助なる者と共に午前七時半頃に自宅を出て午前八時過頃に□山□根前の耕地に來たのであるが、途中凶面のラ点の処へ來た時既に被害者のY G 孝之助が□山□根前の畑に於て仕事をして居るのを見たが、和助と共に夫々各自の耕地へ着き仕事をして居ると問もなくK Y 和助は妻が呼びに來て帰つて行き、後には自分一人残つて仕事して居つたと云ふのであります。斯様な關係で被害者Y G 孝之助と被告人とは余り隔つてない所で仕事をして居つたと云ふこと、被害者Y G は本件被害を蒙つた後幸に蘇生し□□町へ立歸りて強盜に逢つた顛末を話し、犯人は錢湯龜の後を作つて居る八幡町から行つて居る者だと云ひ、一面被告人は錢湯龜が借りて居つた土地を借受け耕作して居つた為め、被告人は同日午後六時前後頃自己が借受け開墾して居つた彼の凶面の夕点附近から其俣中津警察署へ勾引されたのであります。そうして警察では其翌六月一日現場の検証をし、其後六月四日に亘り被害者や關係人を訊問し、六月五日に至り被告人に対し被疑者として第一回訊問をなし、更に同日第二回訊問を為し、六月八日に至り第三回訊問をしたのであります。而して此第三回諮問の際に至り初めて被告人は警察官に対し犯行の動機から兇行顛末に至る迄詳細を述べたのであつて、其自白の内容は既に昨日証拠調の際特に詳細に申上げてありますから茲には申述べないことと致します。如斯警察に於て被告人は詳細に自白しました

から警察では検事に報告し、同月十日御嵩区裁判所の検事が出張し、中津警察署に於て更に被告人を訊問したのであります。然るに被告人は此時も右検事に対して自白したのであります。其自白の内容も前同様昨日読聞けた通り犯行の動機から兇行の顛末に至る迄極めて詳細に陳述して居るのであります。其処で検事は被告の自白が果して現場の状況と一致するか否や之を取調ぶる為め、被告同道現場を検証し検証調査を作つてありますが、被告は此時も實地に付き犯行当時の模様を昨日証拠調の時読聞けた如く仔細に述べて居るのであります。如斯被告人は被疑者として取調べを受けた際警察官や検事に対し自白をして居るし、一面被害者も犯人は被告人だと明言する為め検事は間違ひなきものとして同年六月十六日御嵩の予審へ起訴し、其処で予審判事は六月十八日御嵩支部の予審廷に於て被告に対し第一回訊問をした処被告は又自白したのであります。今其第一回訊問調査の要旨をかい摘んで申上ぐると、此様になつて居ります。

即ち自分が予審請求書に記載されてある公訴事実をしたことは相違なく、又警察官や検事に対し中津警察署で申立てゝあることは間違ひなしと述べて居るのであります。而して予審判事は被告が強奪したものを木曾川に架してあるあの凶面の□□橋上から捨てたと検事に述べて居る陳述を不自然と認めたものが、再び此点を訊問した処、被告人は木曾川へ贓物を捨てて居るに至つた理由として兇行に使つた棒を小屋の竈で焼きつゝY G から強奪したメリケン袋の中の現金や通帳を改めた後、若しやY G が蘇りはすまいかと心配になり、小屋を出て見た処、Y G がヒヨロ／＼しながら□□町の方へ歸つて行くのを見たので、吃驚し是れは大変だ金や通帳を持つて居ては直ちに自分のしたことが發覺して証拠になるから捨てゝ仕舞はねばならぬと思ひ、木曾川へ持つて行き□□橋上から捨てたと陳述して居つた

のであります。其処で予審判事は被告人の自白する所が果して現場の状況と合ふか付うかと云ふことを知る為め、即日現場へ赴き検証したのでありますが、被告人は矢張り其時も自白して現場に於て一々犯行の状況を昨日読聞けた如く申立て、且其実地迄指示して居つたのであります。

其後同年六月三十日予審判事が犯行の動機を尋ねたる処、被告人は第二回に至り肥料を買ふ金もなく、T S 屋へ前借りに行つたが断はられたので、非常に残念に思ひ肥料を買ふ金が欲しかつた為め遂大罪を犯すに至つたと述べて居るのであります。其処で予審判事は更に念の為同年七月八日被告人を訊問した処被告人は矢張り本件犯行は昨日諸君に読聞け解示したる如く極めて詳細に自白して居つたのであります。

如斯被告人は警察の第三回訊問調書、検事の訊問調書、検証調書、予審判事の第一回訊問調書、検証調書、第二回第三回訊問調書に於ても自白をして居り、且実地や又凶面に基き詳細兇行当時の模様を述べて居つたのでありますが、唯贓物即ち取つたものを如何にしたかと問はれ、彼の凶面にある木曾川に架してある□□橋上から捨てたといふて居り、折角命懸けで取つたものを川へ捨てるといふことは何うも不自然であると思はれた為めか、予審判事は頻りに此点に付き被告を訊問したのであつたが、被告は相変らず捨てたといひ張つて居つたのであります。

然るに其後同年七月六日に至り昨日証拠調の際読聞けた当公判準備の為め検証を為したる際、現場に於て訊問したる Y Y 福三郎なる者が、其凶面のム点に被害者 Y G 孝之助名義の郵便貯金通帳や、現金等が捨てゝあつたのを発見して中津警察署へ届出で、警察では直ちに現場を見に行き、実況を見聞し現場の写真を取つて来たのであります。其写真は昨日諸

君に見せた写真であります。而して当時右 Y G 孝之助名義の郵便貯金通帳等を見つけた Y Y 福三郎は昨日証拠調の際読聞けた通りの証言をして居るのであります。如斯贓物を Y Y 福三郎が発見したのは七月七日であり、又予審判事が被告に対し先に読聞けた第三回訊問を為し被告が詳細自白して居るのは七月八日であります。記録によると警察から予審判事に対し Y G の被害品発見の報告したのは七月九日附でありますから、恐らく予審判事は第三回訊問をなす當時には其事を知らなかつたことと思はれるのであります。

然らば被告人は警察や検事に対し又予審判事に対して自白して居つた事実（贓物を川へ捨てゝあつたといふ点は格別として）を何故予審判事第四回の調の時から否認する様になつたかといふと、被告人は当公判廷に於て諸君が聞いて居られた如く岐阜から手腕家の刑事と司法主任が来られたといふので自分は予審廷へ呼ばれたが、其時予審廷には山川予審判事と赤塚書記と後で名前は判つたのであるが、窪田刑事と赤尾司法主任が居られ、刑事のいはるゝには贓品のあつた場所が知れたが此の兇行はお前がしたのかと親切に尋ねられたので自分は此の人にならば事実を打明けてもよいと思つたから、其時初めて實際自分の仕業ではなく、全く知らぬことだといふたのであると述べて居るのであります。

以上に於て本職は被告が嫌疑を蒙り自白し、其後自白を取消す迄の経過等を述べたのであります。而して以上被告人の警察官に対する訊問調書、検事に対する訊問調書、予審判事に対する訊問調書に掲げられある供述は被告人の当公判廷に於て為す供述とは明かに矛盾し、前にも一言したる如く被告人は警察、検事、予審判事に対しなしたる供述の重要な部分を変更したることゝなるのでありますから、此警察、検事、予審判事の第一、二、三回の訊問調書は本件の証拠として法律上判断の材料とすることが出来るのであります。故に

以上述べた警察官や検事並に予審判事の第一回第二回第三回迄の調書に記載したる被告の陳述が真実を述べたほんとの自白だといふ解釈が付けば、言換へれば警察官や検事、予審判事に対する被告の申立が信用出来れば本件の犯行は被告がしたといふことになるのであります。けれども若し之れと反対に右自白が嘘で出鱈目のものだとすると、其自白は本件の有罪無罪を断ずる証拠としては何等の価値のないものとなりますのであります。併し此警察官や検事、予審判事に述べてある申立が果して信用が出来るか否やといふ本職の意見は法律上禁止されて居りますから、茲に諸君に対し絶対に申上ぐることは出来ないのであります。

故に諸君は宜敷各自の自由なる心証即ち心の鏡に照し判断しなければならぬのであります。而して此判断即ち本件の様に警察及検事、予審判事に対し一旦自白して置きながら其後之を否認した様な場合に於て果して前の自白がほんとの自白であつたか、或は嘘の自白であつたかといふことを見分けるのは頗る六ツケ敷い問題であつて、此問題を解決するには諸多の方面から考察して其自白の真偽を判断せねばならないのであります。而して斯かる場合に置きまして陪審員諸君が当然御考慮を払はなければならぬかと思はるゝ点を一、二申上げて見ると、

先づ其第一点は、自白した本人の智能教育や社会常識の程度及弁舌の程度であります。若し自白したものが白痴であるとか又は読書の出来ない無学文盲のものであるとか、或は自分の意思を十分発表することの出来ないもの、言ひ換へれば他から事実を誣ひられ無実の濡衣を着せられても自分の思ふ様弁解出来ない様な人の自白であります。此様なもの等は仮令取調べする官憲の威圧を加へなくとも、又誘導しなくとも普通人の殆ど想像が出来な

い様な詰らぬ考から嘘の自白をする場合があります。其事例は刑事裁判上敢て乏しくないのであります。今其一、二の例を挙げて見ますと、曾て当裁判所公判に或放火事件が予審から廻つて来たことがあつたが、其被告人は警察官に対しても検事に対しても将又予審判事に対しても犯罪の動機から原因犯行の顛末等に付極めて詳細なる自白をして居り、殆んど一点の疑ひの余地なき位に記録はよく整つて居つたのであります。所が其被告人は文化の恵少き郡上郡の山奥育ちで学校へも僅かに尋常二、三年位しか行かず、村人からは馬鹿の長人と綽名されて居るといふ事が記録にあり、又一面多少自白に不自然の点がある様に本職は感じたので、特に公判準備の手續をなし袴を脱いで座談的に尋ねて見た処、被告人はほんとのことをいふならば俺が火を放けたのではないけれども、警察では家も幸ひ焼けなかつたのだからいへば帰して遣るし又裁判所へ行つてからでも帰して貰へるからといはれるし、又駐在の旦那や消防の人達も自分に見込みを付けあげたくくと言はれるので、自分としては皆か其様に思はれて居るならば仕方がないし、又いへば帰して呉れると思つたから身には全然覚へなかつたが警察で自白したのである。而して警察で自白して置いたから矢張り検事さんや、予審判事さんにも同様のことをいはねば済まぬと思ひ警察でいつたことを繰返して居つたといふので、公判に於て詳細に調べて見た処、其被告人は事実同夜放火のあつた附近へは立寄つていなかったことが証明され、又被告人が犯行動機として警察以来述べて居つた事実の一端も崩れて来まして不実であつたことが判り、結局当裁判所では此被告人の自白は信じ難きものと見て無罪の判決をし、検事も此判決を相当と認め第一審で判決は確定し被告人は晴天白日の身となつたのであります。

又次に保険金詐取の目的で放火したものととして起訴された事件がありました。而して此被

告人は義務教育も了へ独立して下駄屋をして居つたものであるが、此男も警察及検事や予審判事に対しては自白して居り、公判に來り否認したのであります。其処で公判では色々取調べて見ましたが、元來此男は非常なる吃であつて激した場合は殆んど発音が出来ない位の者であるといふことや、一面放火の動機原因として認められて居つた点も頗る疑はしくなつて來たので、当裁判所では無罪の判決をし之は検事から不当の判決だといひ控訴されたが結局控訴審でも当裁判所と同一の判決を下されたのであります。

故に自白がほんとの自白であるか否かといふことを決するには、只今申上げた自白した本人の教育や智能の点及他人と応対して談話する弁舌の持主であるか、否やの点をも考慮せねばならぬことと思ふ。若し夫れ嫌疑を受けたものが相当の教育もあり低能でもなく、又他人から事実を誣ひられ無実の濡衣を着せられ様としても之を弁明し跳ね返す丈の弁舌の持主であつたなれば、世間普通の常識から致しまして罪の中でも尤も重く見られて居る恐ろしき放火や殺人の大罪を身に覺へなくして申立つる筈がないかとも一応考へれば考へ得られぬこともないからであります。

又其次に自白がほんとの自白であるや否やを見別けるに付き、考慮さるゝ第二点と致しまして自白が他の証拠と果して符合し一致する点ありや否やであります。

例へば卑近の例を挙げますが、被告人が昭和四年二月二十八日夜岐阜市公園内に於て五十歳前後の某女を手拭で絞殺し携へて居つた金百円を強奪したといふ起訴の事実があり、被告人は之を自白して居つても取調べの結果殺されたものも又金を取られたものもない場合だとか、或は右様な被害事実はあつても取調べて見ると当時被告人は旅行して居つて岐阜市には居なかつたといふ事実があれば、被告人の自白は外の証拠と一致しないのであるか

ら其自白は嘘の自白に間違ひない。之れに反し被告人が警察や検事、予審判事に対して前例の起訴事実を自白し、其後自白を取消しても他の客觀的事実即ち其晚被告人のいふ様な人相の老女が公園内に於て手拭にて絞殺されて居り、而も其被害者の娘の証言に依れば其夜老女が百円携帯して家出したといふことや、又其夜被告が公園内から慌しく立去る姿を見たといふ様な事実が証明された場合は、被告人の自白は仮令公判に於て翻されても、他の証拠と符合するのであるから、或はほんとの自白と認め間違ひないかも知れないのであります。

併し茲に尤も注意しなければならぬ点がある、夫れは被告人の自白が他の証拠と全然一致しなければ其自白は信用出来ないかといふ点であります。若し被告人が正直に包み隠さず自白をすれば通常の場合他の証拠と一致するのが原則であるが、若し其被告人が裁判所や警察へ屢々來た様な者で、悪智恵に秀でて居る様なものであれば後日警察や検事、予審判事に述べて置いたことを覆へし、事件を迂讎無欺にしてやろうといふ様な考へで計画的に一部の事実につき故ら嘘をいひ、虚実取交ぜた自白をする場合がないとは限らなかも知れない。仮令へば窃盜又は強盜したといふことはほんとの事であるが、取つた品物は什うしたかと問はれ共犯者だとか或は贓物故売者を出さない為めとか、又は他の目的の為め山へ捨てたとか川へ捨てたとか又は曾て在監中知合であつた氏名不詳の者に遣つたとか、色々様々のことをいひ置き、後日に至り此点から先の自白のほんとの部分迄も覆へそうと企つるものもあるかも知れない。又窃盜常習者の如きでも多数ある窃盜の犯罪事実の内

で其中の一、二は全然自分には干係ないが其干係なき事実をも恰も自分が取つたものゝ如く自白して置き、後日公判に來り先の自白のほんとの部分迄も取消し、全部の事実を否

認し然る後最初から全然自分には無干係であつたが、警察や検事、予審判事に対し計画的に嘘の自白をして置いた一二の事実につき自分は此当時重病で某病院へ入院して居つたとか、又は犯罪地である岐阜には居なかつた。此当時は東京へ行き何処其処の宿屋に宿泊滞在して居つたから、其病院なり東京の旅館を調べて貰ひたいと云ひ出し、病院なり東京の旅館を調べると被告が入院したり、又旅館に滞在して居つたことは真実であるから立派に証明できる。すると被告人は是迄警察や検事、予審判事に対して述べて居つたこと即ち自白は出鱈目であつたと云ふことが此の一事でも推断して貰へると云ふ様なことを申立て、ほんとの自白した部分迄も迂敷無欺に葬らんとするものもないとは限らないのであるから、之等のことも自白の価値を断するには考慮に置かなければならないかとも思はれます。尚一点附言して置きますが一部はほんとの自白をし、一部は嘘の自白をして居る場合に其の自白は全部信ずべからざるものとして排斥すべきものか或は全部信ずべきものとして採用するかと云ふ問題であります。自白は決して不可分に見なければならぬと云ふ採証上の法則はない。言ひ換へれば自白の一分を信用し一分を信じない見方をしても構はないのである。若し被告人の自白の中で之れはほんとの自白だと認め得らるるものがあれば、之を採つて以つて判断の材料にしなければならぬかと思ふ。何となれば自白の一部に嘘があれば他のほんとの自白した部分迄も判断の材料に出来ないとすると、常に前に申述べた肝智に丈けた被告人の爲したる計画的の虚実取交せた自白は結局証拠にならないと云ふ結果に陥るからであります。

以上に置きまして本職は通常の場合に於て自白が信ずべき自白か、信ずべからざる自白かを如何にして見分けるかと云ふ点につき唯諸君の参考迄に第一点として自白したものの智能教育の程度、社会常識の程度及他人から事実を誣ひられ濡衣を着せられても之を云ひ開きし、自分の思ふ所を十分発表出来る弁舌の持主であるや否や、又第二点として自白がほかの証拠と一致する点あるや否や、並に肝智に秀てた悪智恵のある被告人などは時に依り後日自白を覆す為め予め計画的に虚実取交せた自白をして置き、此一角から後日に至り先のほんとの自白した部分迄も反古にしようとするものがなきにしもあらざること。又虚実取交せて自白したる場合に於て自白は不可分のもと思ふ、信ずべき部分の自白は採つて判断の材料にしても差支えないと云ふことを述べたのであつて、此事件の被告人の警察官や検事、予審判事に対しての自白は果して信じ得べきものか或は又信じ得べからざるものか、此の点につき本職は前にも申上げた如く本職の意見の発表は絶対に禁ぜられて居りますから、諸君は連日に亘る被告人の総ての陳述、弁解其他証人の陳述並に其他の証拠に基づき諸他の点から考察して宜敷判断されたいのであります。

然らば第二点として右申上げた被告人の警察官や検事、又は予審判事に対する自白は果して他の証拠と符合する点ありや否や、茲に至り之を見る必要があります。其処で被害者Y G 孝之助は本件につき当公判に於て果して如何なる陳述をして居るかと申しますと、□□□の田圃の上から二枚目の畦豆を植えて居ると、被告が来り二の池で魚を取ろうと思ふが此辺に蚯蚓は居らぬかと云ふたので、自分は此辺に蚯蚓は居らぬ、□□町の芥捨場へでも行けば扱山居ると云ふと、MNはそんな遠い処ではどもならぬと云つて居つたが、自分が飯を喰ひ植え残りの七枚の畦豆を植へて仕舞ひ午後二時頃□根前の耕地へ行かんとして田圃を上りつゝあるとMNは何処から来たものかひよつこり表はれ、再び前同様此の辺に蚯蚓は居らぬかと云ふたので自分は前同様此の辺には居らぬと云ひつゝ、同人の立つて居る処

へ行き、同人と摺れ違はんとすると突然、MNは長さ二三尺廻り三寸位の木の棒で自分の額の辺を二つ殴つたので後ろ向きになると、同人は続いて後頭部を五六回も乱打したので、自分は正気を失つたが其時自分は藁で作つたせごを背負つて居つたが、其中に木綿の南京袋を入れ其袋の中に貯金通帳や鉞力罐やを入れ其の罐中には二十円金貨一個、五十錢銀貨四十個、其外十円五円一円札等取交せて百余円入れてあつたが、正氣づいてみると右金品の入れてあつた木綿袋を取られて居つたと陳述して居ります、故に被告人の検事及予審三回迄の自白は右被害者YG幸之助の陳述と、第一犯罪の日時、場所及犯行直前に於ける蚯蚓の間答、兇行の模様、殊に傷害の部位(鑑定証人何医師の証言及鑑定者) 贓物の種品、点数、形体等が殆んど一致するし、又被害者YG幸之助が犯人は被告人に相違なき旨証言し、被告人の警察や検事、予審判事の第一、二、三回訊問調書に於て被告人は自分が本件の犯人だと述べて居るのであるから、被害者YG幸之助の陳述と被告人の陳述とは枝葉末節の点に於て相違はあるが、其主要なる部分が一致する点もあります。

然らば之と反対に被告人の警察、検事、予審判事に対する自白と他の証拠と一致しない点があるかと云ふと夫れもあります。

即ち

第一点は、被告人の服装の点であります。此点は諸君も聴かれて居つた如く、被告人は証第二号の着物を着、証第三号のかるさんを履き、証第一号の麦稗帽を冠つて居つたと云ふが、被害者YG幸之助は白地ではないがうす白つぼい様な筒袖の着物と、黒い様な股引の様なものをして居り、帽子を冠つて居つたか何うか覚へぬと述べて居り、多少着て居つた着物に違つた点があります。併しながら、当公判準備手続の際検証した時、

被告人に証第二、三号を身に纏はせイ点に立たし、口点から見ると証第二号の飛白の縞柄は判然しないが、然しながら其穿てるものが黒い股引の様なるさんなることは容易に認識し得られたのであります。又予審判事が検証したる際中津警察署に於て被害者YG幸之助を取調べて居るが其時被害者はMNは自分を叩きに來たとき同人が何時も冠つて居る先の尖つた麦稗帽子を冠り、紺がすりの疎い着物を着、白い様な法被を着、下には黒い股引きを穿いて居つたと述べて居り、服装の点に関する被害者の陳述は如斯多少事実と相違して居るのであります。併しながら凡そ對話者が其相手方の服装には全然無関心で如何なる着物を着、什んな風をして居つたか気が付かなかつたと云ふことは普通の場合あり得べからざる様にも考へることが出来るけれども、又一面に於て婦女子の如く特に他人の着衣や服装に迄注意を払ふ性格の男ならば格別、被害者は御覽の如く齢既に六十三歳の田舎者の老爺にして、相手方はと云ふと被害者の見た所に依れば平素知合の被告人だと云ふことであるから、被害者が全然見たことのない人であつたならば格別だが、平素顔見知りの人であつたならば其着物や服装に迄特に注意を払はないことがあるかも知れないと想像するも敢て無理な見方ではないかも知れないのであります。

第二点は、贓物即ち取つたものゝ行方の点であります。被告人は警察や検事、予審判事から強奪した物を如何にしたかと云ふて尋ねられたる処、彼の凶面の□□橋上から木曾川へ投げたと云ひ、其答は不自然だと思つた為めか検事や予審判事は命掛けでした仕事の穫物を川へ投げ捨てる筈はないと云ひ、繰返して訊問したが被告人は不相変川へ捨てたと述べ、其理由として予審判事に対し被害者は自分が叩いた為め死んだと思つたが或は蘇み返つて居りはせぬかと思ひ、KY和助の農小屋から力点に出て見ると被害者がとぼくとして□

□の方向へ帰るのを見たから之れは大変だ此様な物を持つて居つてはいかぬと思ひ捨てる
気になり川へ捨てに行つたと云ひ、被害者Y G 孝之助も強盗に叩かれ金を取られた後帰宅
する際被告人が彼の凶面の農小屋の横に立つて居るのを見たと云ひますし、当公判準備手
続の為め検証した際被告人が被害者の帰るのを見て居つたと云ふ右凶面力点に立ち、被害
者をして右凶面のヨ点を通らしめて見たる処被害者の帰り行く姿が見られたのであるから、
被害者が強盗に殴ぐられ気絶した後正気に返り□□へ帰る姿を見たと言ふ点は両者の云ふ
所一致するが、却説被告人が贓物を捨てたと云ふ川から贓物は発見されずして、発見され
た場所は彼の凶面のム点である故に被告人が川へ捨てたものを何人かが拾ひ取り彼の凶面
のム点に持つて来たものだとすれば格別だが、併し被告人は予審判事等に対しては贓物を
捨てた時の状況に付き斯様に即ち孝之助から取つたものを全部□□橋上から袋の口を披け
た俣別々に木曾川に投げ込んだ処、現金の這入つて居る鉢力鐘は一度は川中に沈んだが直
ぐ水面に浮上り他の物と共に木曾川の下流に向つて流れ初めたが、其行先は見届けなかつ
たと述べて居るのであるから拾ふものが一品を残さず川中へ捨てたものを拾ひ取ること
が出来たと云ふことも何だか不自然であるから、要するに贓品は犯人が最初から彼の凶面
のム点の所へ捨てゝあつたと見るが、或は正しき見方も知れないのである。仮りにそう
だとすると被告人が贓品を川へ捨てたと云ふ自白は結局他の証拠とは符合しないことにな
るのであります。

而して此符合しないと云ふ点は先刻も述べた通り被告人が後日警察や検事、予審判事に對
する自白を反古にし事件を迂欺無欺に仕様と云ふ考で故ら不実の申立をしてあつたものだ
と見得らるれば格別だが、然らざれば此点が最も被告の利益となるのであります。

又被告人が取つた品物を川へ捨てたと云ふ点でありますが、此点を被告人の不利益の方か
ら觀察すれば後日の弁解材料を拵へる為めと解することが出来るかも知れないが、退いて
之を利益の方面から見ると被告人は弁解の如く警察や検事、予審判事に対して身に覺へな
き自白即ち嘘の自白をした処取つた品物は仕うしたかと云はれ、何処其処に置いてあると
云へば然らば其処へ案内せよと云はれるし、焼き捨てることの出来ない金銀貨も混つて居つ
たから、せつば詰つて木曾川へ投げ捨てたと云ふたのかも知れないとも想像が出来ない訳
ではない。尚本職は右に牽連して申し置きたい点がある、即ちY G 孝之助の被害品の捨て
てあつた場所は彼の凶面のム点であつて兇行現場のト点附近から行くには凡そ五十五分
で行けるのであります。故に之を往復するには並足で一時間と五十分位要するのであるが、
若し之を駈足で往復するとせば先づ四五十分位の時間を要することは吾人の実験上想像出
来るのであります。其処で被告人が本件の様な大罪を犯したものとせばとぼくと□□町
へ帰り行く被害者の後姿を眺めてから、被告人が被害者の後を追ひつゝ果して□□町の方
へ行かなければならないム点へ贓品を捨てに行く丈心に余裕があつたであらうか、Y G 孝
之助が叩かれ金品を強奪されたのは被害者の云ふ所に依れば午後二時頃であり、被告人が
刑事等に連れに來られたのは午後六時頃であるから、其間約四時間の余裕があるから無論
凶面ム点の現場迄捨てに行く時間があることは想像さるゝのであります。併し被害者は何
時誰れに逢ひ被告人から強奪されたことを云はんにも限らないのであるから、被告人が仕
事して居た夕点の現場へ引返し何喰はぬ顔して居らうと云ふ考へであつても夫迄に被告人
が現場へ帰り付かぬ先に逮捕さるゝ危険もあらうかと思はるゝからであります。尤も被告
人が隙を見て禍根を残さない様被害者を殺害しようと思ひ、後を追掛けたるものと見れば

格別です。故に此等の点も被告の自白を判断するに付きては考慮しなければならぬ点かとも思はるるのであります。

如斯被告の自白は他の証拠と一致する点もあり、又一致しない点もあるのでありますが、被告人は自白が他の証拠と一致し居る点に付き此の様に弁解するのであります。

即ち自分は昨年一月以来開墾に従事して来たが、昨年五月三十一日身に覚えなき疑を受け警察へ引張られ尋ねられたが知らぬこと故知らぬ存ぜぬと云ふて居ると、お前が何時迄も強情を張れば勾留処分に処して置き云ふ迄調べると云はれ即決で拘留二十五日の処分に処せられた、其処で自分は仕方ないかと思ひ大変苦しんだが併し植付時期は目の前に迫つて来るし、植付出来なければ是迄の開墾も無意味になるし一面石原刑事から自白を強ひられ、草履穿の俣で横腹を蹴られ其苦痛にも堪へなかつた為め翻然として之れは無法なる警察の手を放れ、自分の信頼出来る人に事実を告白するがよいと云ふ考になり、警察官の問はるる俣に受け答して居つたのである。而して其後取調べをされた検事や予審判事に對しても自分としては信頼出来なかつたから一日も早く公判に廻はして貰ひ、公明正大なる裁きを受け様と思ひ同様の申立を繰返して居つたのであるから、自分の供述が被害者の供述や現場の様、贓物の種類点数並に如何にしてあつたかと云ふ点と一致するのは敢て不思議ではないと云ひ、其意味は警察官は被害者から兇行当時の模様や被害品が何物で如何にしてあつたかを云ふことを聞いて居り、又兇行現場を検証して被害者が殴ぐられ金を強奪された時の状況杯を知つて居るのであるから其警察官に問はるる俣受け答へしたのであるから、自分の供述が他の証拠と一致するのは当然であると云ふことに帰するのであります。

其処で被告人の右弁解が果して正当であるか否かと云ふことは、固より諸君が当然判断されなければならぬ点であります。凡そ普通常識あるものは殺人とか強盗とか或は放火とか云ふ重大なる事件が公判に付せらるる迄の順序は第一階段として警察官、第二階段として検事、第三階段として予審の各取調べを経て終りに公判に廻るものなる事は承知して居らるることと思ふ。故に普通常識あるものであつたなれば警察、検事、予審の調に於て一貫して自白したことは他に有力なる理由がない限り公判に於て縦しや其自白の取消しをして、或は其効果がないかも知れぬ位のことは想像出来なければならぬ筈とも思はるるのであるが、併し本件記録上から致しますれば先にも自白の経過を述ぶる際一言した如く被告人は警察へ拘引された翌日たる六月一日付で一定の生業なく、諸方を徘徊するものとして警察犯処罰令に依り勾留二十五日の即決処分を受けて居り、其後六月五日第一回取調べを受け更に同日第二回の取調べを受け、同月八日第三回の取調べを受け漸く第三回取調べの際本件を自白して居ることになつて居るし、又二十五日の即決が済む迄警察に其俣置かると植付時期を空過し一月以来汗水流して開墾した土地へも植付が出来なくなる事情のあつたことも想像ができるのである。然らば被告人を取調べたる中津警察署の係官が被告人に対し暴行を加へ自白を強要した事実あるか否かと云ふと、自白した第三回調の時立会した石原は温情を以て徳義の点から責め任意に自白せしめたのであると当公判廷に於て証言して居るのでありますから、仮りに此証言を信用するとせば被告人に対し乱暴な調べをしたことがないと云ふことになる。検事は被告が警察で自白した当時贓物の内容を詳細述べて居るが之れは警察で被告を誘導して事実にあつた様云はしめ様とするも警察官自身は其当時被害者を未だ取調べ居らず、従つて札の事や鐘を手拭で巻いてあつたことを誘導し得る筈はない

と云はれたが、併し警察官は六月二日付で被害者を調べて居るから警察は知つて居たものと認めることが出来ると思はれる。又警察官は犯罪当日現場を詳細に検証して居るから、現場の状況も警察官が知つて居たことは之は事実には相違ないと思ふ故に警察官が現場の様を教へようと思へば教へられるゝかとも思はるゝから、此辺の事情も克く考慮しなければならんことと思ふ。

以上の如く被告は本件の犯行を絶対否認し居るに拘はらず、被害者は当公判廷に於て諸君が聞かれて居る如く殴ぐられて金を取られたのは白昼であるのみならず、予て被告とは面識もあるのであるから自分を殴り金品を取つたものは被告に相違ないと断言して居るのであるが、或は被害者は強盗に殴ぐられ一時正気を失つた為め錯覚をして居るのではなからうか、即ち殴られ正気を失つた為め殴ぐられる直前のことを感違ひでもして居るのではなからうかと云ふ疑ひも起るのであるが此点に付鑑定人として喚問した京都帝国大学精神科の教授小南博士は当公判廷に於て今尚労働に従事出来る六十四歳のものが叩かれて昏倒（意識喪失）後意識を回復したる際に昏倒直前のことを忘れたり、又錯覚する様なことは原則としてないと云ふて居りますから、此鑑定が果して信用出来るものだとしたなれば是等の点も本件を判断するに付きては顧慮さるゝ必要あるかとも思ひます。

尚此際附言して置きたい点は被害者Y G 孝之助は検事や予審に於て殴ぐられて昏倒して居つたと云ふて居るのであります。然るに同人は公判準備手続として本職等が実地検証したる際や、当公判では叩かれて正気を失なつたが手点にある雑木（地上一尺の所で廻り三寸、丈六尺六寸）に左肩を支へ頭を下げ尻を帆立てて居つたのであつて、倒れなかつたのである。夫れは意識回復後其姿勢で居つた事が判つたと云ふて居るのであります。故に一見素

人考から致しますれば意識を喪失すれば、体は恰も死んだ様にもなり手や足の力も抜け到底立つたり、又は中腰で居らるゝ筈なく直ぐ倒れるから只今申上げた様に左肩を雑木に凭せ掛けて頭を下げ尻を帆立てゝ居らるゝ筈はないかの様に思われます。殊に当審検証の結果に依れば、Y G 孝之助が左肩を凭せ掛け居つたと云ふ手点の木は、地上一尺の個所で廻り三寸五分、丈六尺六寸で同人の両足の支持力を脱脚せしめ、左肩を凭せ掛け其身を支へしむるに雑木は弯曲し、孝之助が多少両足に於て体重を支持するにあらざれば到底凭れ掛る孝之助を支持し能はざることが認め得るらるゝのであるから、被害者Y G 孝之助が右雑木に右肩を凭せ掛け尻を帆立てて伏向になつた姿勢で居つたと云ふ陳述は嘘で、従つて同人の検事又は予審に於ける陳述とは相違して居るから其云ふことは的にならぬ。信用は出来ぬものだと思はれるゝ様にもなりますが、本日小南鑑定人の証言に依れば打撲せられ意識を喪失しても其程度の軽きものは両足の力を全然失はず被害者の云ふ様な姿勢にて凭れて居ることが出来る場合があるとのことでありますから、此の小南博士の鑑定を信じ得るならば、敢て被害者の供述は自然に反する信用の出来ないものとして強ち排斥すべきものとも限らないことかと思はれます。

以上要するに本件に於て被告人の不利の点は前に詳細説明した通り、

一、被告人の警察に於ける第三回訊問の際の自白並に検事訊問の際に於ける自白及検事の検証調書の記載と、予審に於ける被告の第一回第二回第三回の訊問調書の自白及予審判事の現場検証調書の記載、被害者Y G 孝之助の当公判に於ける証言並に物的証拠として当公判に頭はれ居る証第一二乃至二三号等であります。

一、尚申落した点があります、彼の凶面のム点に捨てゝあつたY G 孝之助が強盗から取ら

れた被害品は其全部ではなく、発見したYY福三郎の証言によると被害者YG孝之助が強奪された二拾円金貨一個及五拾銭銀貨約四拾個はなかつたのであります。其処で当然斯様な疑が起きて来るのであります。即ちYG孝之助から金品を強奪した犯人は何故立派に使える拾円札四枚、五円札三枚、壹円札四枚を捨てて行き、金貨と銀貨丈を持つて行つたのであろうかと云ふ点であります。

見方に依りましては若し犯人が被告人以外だとすれば、他の紙幣をも遠慮なく持つて行くに相違ない。然るに之を捨て、あつたのは不可解で説明が出来ない。併し犯人を仮りに被告人だとせば其不可解の点が説明が出来る。即ち被告人は予審判事に対してYG孝之助から金品を強奪した後、和助の農小屋へ帰り取つて来た品物を調べてから不図或は被害者は生返りはせぬかと云ふことが心配になり、農小屋の外へ出て見ると孝之助が中津の方へとぼくくと帰りつゝあつたから、之は大変だこの様なものを持つて居つては自分の不利益だと思ひ、捨てに行つた云々と自白して居るのであるから、此自白を信用が出来るものと仮定せば、被告人は被害者が生き返り□□へ帰つて行つた為め早晚己れが囚はれの身となることを思ひ、金貨や銀貨丈は自己が出獄する迄何処かへ埋めて置き、札は特別の装置をしなければ埋めておいても腐つて仕舞ふから駄目だと考へ、札丈捨てたのだと云ふ様に解釈をして解釈出来ないことはないかも知れませぬが、夫れは或は余りに穿ち過ぎた観察かも知れないのであります。

又一面に置きまして犯人は被告人以外のものであるが、金貨や銀貨丈持つて行き札丈持つて行かなかつたのは外でもない、即ち犯人は大罪を犯したこと故譬にも云ふ通り野のすゝきの穂の動くにも驚かされる位であるから頗る慌てゝ居り、拾円札や五円札、壹円札が状―かとも思はるゝのである。

然らば捨てゝあつた拾円札や五円札、一円札は一体如何なる風にしてあつたかと云ふと被害者YG孝之助は札を封筒へ入れてあつたか付うか覚へがないと云ひ、又之れをム点の現場で発見拾ひ取つたYY福三郎の証言に依ると、現場に落ちて居つた封筒に何か這入つて居る様であつたから中を改めて見ると拾円札四枚、五円札三枚、一円札四枚這入つて居つた。其拾つた時右封筒の口が封してあつたか否やは覚へないが、自分は封筒の仕の辺であつたか破つて在中品を改めたと云ふて居るのであります。故に若し強奪した犯人が狼狽して居り、封筒の中を改めて見なかつたなら札を普通の書類の様に思ひ捨てゝ行つたものかとも解せらるゝのであります。

被告利益の点も是又上来詳細説明したが、被害者が見た犯人の服装の点と、贓物が被告が捨てたと云ふ所から発見されず、山から発見された点等であります。

尚最後に被告の利益として特に述べて置きたい点は、本件の被害者YG孝之助が当公判に証人として出頭したSM恒一と共に、強盗に撲られ金品を取られた前日、即ち五月三十一日朝耕地へ来る途中地下足袋を履き黒い様な股引の如きものを穿ち、其上に黒っぽい様な股引と同じ様な厚司の如きものを着て手にステッキの如き棒と小さい風呂敷包を提げた三十五六歳位で、顔や背格好がよく被告に似て居り、而も被告が常に冠つて居る様な頭の先きがつんぼり高くなつて居る証第一号の様な麦稈帽子を冠つて居る男に逢ひたるに、其男は□□戸の方へ行くにはどつちへ行けばよいかと尋ね、彼の凶面の又点にて□□戸へ行く

道を教へ、被告人に似た男と立分れ被害者Y G 孝之助もS M 恒一も夫々自己の耕地へ行き仕事をなし、帰途Y G 孝之助は彼の図面ノ点に於て□山□根前へ耕地に来つゝあつた被告人及K Y 和助に出逢ひ被告人に対し、今朝逢つた男はお前の兄さんかよく似て居つたと話した事があるとY G 孝之助は当公判廷に於て云ふて居るし、被告人もK Y 和助もY G 孝之助から右様に話されたと述べて居り、又S M 水恒一も同日朝Y G 孝之助と共に耕地へ来る際、身丈五尺五六寸もあり年齢は三十五六歳位で、地下足袋と黒の小倉の様なズボンを履き黒の厚司の様なものを着、麦稗帽子を冠り手に棒を以て居る男に逢ひたる処□□戸の道を尋ねたからY G が教へ別れたが、帰途再び其男にネ点で逢ひたる処其男は□□戸にて聞いて来たが□□林の堤で魚が釣れると云ふことだが、其処へ行くにはどちらから行けばよいかと尋ねられ此の用水路を伝つて行けば行けると教へたと証言して居るのであります。而して、此検証図面に示されてある如くネ点から用水路を伝つて行けばY G 孝之助が叩かれて金品を奪はれた現場を通り、□□林の地へ行くことが出来るのであります。

其処で被告人は本件に干し斯様に弁解するのである。

即ち五月三十一日Y G 孝之助を殴り金品を強奪した男は自分ではなく、其前日S M 恒一やY G 孝之助に出逢ひ道を尋ねた男である。Y G 孝之助は其男と自分と克く似て居り、同じ様な帽子を冠つて居つたと云つて居るし、又兇行の前日私に対し今朝逢つたのはお前の兄貴か克く似て居ると尋ねられた位だから、恐らく同人は右男と自分を見違へて自分を犯人だと云ふて居るのだ、夫れに自分は曾て魚釣などしたことがないから、仮に自分が本件の強盗をするにしても全然思ふても見ない魚釣る餌の蚯蚓の問答をする筈はない。夫れにS M の証言に依れば同人及Y G 孝之助が兇行前日に逢つたと云ふ男はS M が帰りに又逢つ

た処□□林の堤で魚が釣れる様だが其処へはどれから行くかと尋ねられたと云ふて居るから、其男が兇行当日□□林の池へ釣に赴き被害者を殴り金品を取つたものかと思ふと弁解するのであります。

而してこの□□林の池で魚が釣れる為め、常に諸所から釣に行つて居ることは証人S M 恒一が当公廷に於て述べて居る処である。又兇行前日被害者が逢つたと云ふ被告に能く似た男は其日の夕方□□町へ入るのを見たときY G が証言して居るのであるから、被告に似たと云ふ男は□□町又は其附近に住んで居る人かとも想像さるゝし、一面被害者Y G 幸之助が先年大金を失つたとか、盗まれたとか云う噂があり新聞にも出たことがあるといふことはK Y が証言して居るから、或は本件被害者が常に大金を所持して人だと云ふことは同町附近では公知の事実になつて居るのではないかと考へらるゝのであります。尚証第二、三号の兇行当時被告が着て居つた衣類には昨日証調の際解した如く人血が付いて居るとの証明を得ずとの鑑定があり、又夕点を開墾するには頗る勤勉に従事するもので六時間を要すると云ふ鑑定になつて居ることも昨日証調の際解した通りであります。被告は同日午後二時四十分頃から右地域を開墾したと云ふも、警察官が被告を連れに来たのは午後六時前後頃とのこと故、開墾に干する此の鑑定が正しきものとせば時間が合はず、被告が直ちに午後二時四十分頃から開墾したとせば本件犯行をしたり、又贓品をム点へ捨てに行く時間の余裕がなかつたとも見得らるゝのであります。而して又一面開墾が事実六時間を要するものとせば、被告が同日午後二時四、五十分頃より開墾に着手したと云ふことが疑問となるのであります。

故に諸君は本職が上来述べ來つた諸他の点に注意し、証調に基き被告人の警察、検事、予

審第一、二、三回迄の自白が真実の自白であるか否や、又被害者の述べる処は間違ひないか殊に被害者は人違ひして居るのではないと言ふことを考慮し、本件被告人は起訴事実にあるが如き強盗殺人未遂罪を犯して居るか否やを判断せねばならないのであります。

仍て本職は法律の規定に従ひ陪審員諸君に対し後刻示す主問を發することゝ致します。若し諸君が本件の犯人が被告人であつて、即ち被告人は起訴事実にある如く被害者Y G 幸之助を殴り殺し其所持金を奪ふ積りでY G の頭部、其他を殴り金品在中の木綿袋等を取つたが、被害者は傷した丈に止り死ななかつたのであると云ふ事実を認めるのならば問に対し然りと答へねばならないのであります。

若し又之れと反対に本件の強盗殺人未遂罪の犯人は被告人だと認めることが出来ない場合は問に対し然らずと答へねばならぬのであります。故に諸君は之れから評議室に退き慎重に評議をせられ答申されんことを望みます。

評議をするに付きては先づ陪審長を互選し、陪審長に選ばれたものが議事整理の任に当らなければならぬのである。而して諸君は本職の問に対し必ず各自の意見を述べなければならぬのである。此評議の顛末や各自が發表したる意見は他に漏らすことは法律が禁じて居り、若し之を漏せば刑罰に処せらるゝことゝなつて居るから、此等の事柄は決して外部に漏れる筈がないのであります。故に諸君は其辺のことを懸念せず自由に各自の意見を述べて十分に評議を尽されんことを望みます。

評議の結果陪審員の意見が一致した場合は勿論其通りの答申をさるゝのであります。若し一致しない場合に然りと云ふ意見が過半数七名又は夫れ以上であれば然りと云ふ答申をなし、又然りと云ふ意見が過半数に達しない時は然らずと云ふ答申をするのであります。

然りと云ふ意見と然らずと云ふ意見とが同数、即ち六名宛である様な場合には然らずと云ふ答申をすることになるのであります。

陪審員諸君、諸君の任務の重大なること並に諸君が其任務を行ふに當つて心得ねばならぬ事柄は二十六日公判の劈頭に於て諸君に論告した通りでありますから、諸君は責任の重大なることに深く思ひを致されて誠実公正に其任務を尽されんことを望む次第であります。

所 感

被告が本件犯罪を敢行したるや否やは多少疑問なきにあらざるも、若し被告が犯人なりとせば恐らく其の動機は兇行前日被告が耕地へ赴く途中被害者と出会したる際被害者に対し、先刻俺れが此の先で出会したる人はお前の兄か頗るよく以て居つたと言はれたる為め、被告は万一仕損じても犯行を被害者が目撃したりと称する右自己に酷似せる人に塗付け得るものと思ひたる為めならむかと思惟したるも、右は単に自己の想像から得たる心証に止まるを以て、説示の違法を避くる為め此点を説示より省きたるが兎に角我陪審法の説示なるものは隔靴搔痒の憾みあるを痛感したり。

●問書・答申

主問 被告人ハ昭和三年五月三十一日午後二時頃岐阜県恵那郡

□□町字□□通称□□岩地内ニ於テY G 孝之助ヲ殺害シ

其所持金ヲ強奪セントシ棒ヲ以テ同人ヲ殴打シ因ツテ其

顔面部等数ヶ所ニ傷ヲ負ハシメ携帯セル現金百余円及郵

便貯金通帳等在中ノ木綿袋一個ヲ奪取シタルモ殺害スル

答申 然り

ニ至ラサリシヤ

昭和四年二月二十八日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長判事

梅山 實明

昭和四年二月二十八日

陪審長 高橋銈治

3 金 沢

① I M 直人・N G 員直（金沢地方裁判所放火被告事件昭和3年12月10日判決）

● 諭告案

是ヨリ被告兩名ニ対スル被告事件ノ審理ヲ始ムルニ当リ陪審員諸君ニ対シ諭告ヲ致シマス。陪審法ノ制定ニ依リ新ニ司法裁判手續ニ国民参与ノ途カ開カレタノテアリマシテ、本件公判ハ当裁判所ニ於ケル其最初ノ陪審公判テアリマス。此最初ノ公判ニ諸君ハ国民ヲ代表シテ陪審員ニ選ハレ、本日此法廷ニ列席セラル、コトニナリマシタコトハ榮譽ノ事テアルト共ニ其職責重シト云ハネハナリマセヌ。

夫ニ付キ陪審員ノ心得ヲ申上クルノテアリマスカ、其前ニ先ツ公判ノ取調カ何シテ行ハル、カト云フコトニ付テ其大略ヲ申上置キタイト思ヒマス。

公判カ開カレマスト最初檢事ヨリ被告事件ノ陳述カアリマス。是レハ被告人ノ犯シタト云フ犯罪事實ヲ述ヘルコトテアリマシテ、裁判所ニ取調ヲ求メタ事實ハ何シテアルカト云フ事ヲ法廷テ明ラカニスル為メニ必要ナ手續テアリマス。其事實ヲ公訴事實又ハ起訴事實ト云ヒマス。此公訴事實ハ公判ノ取調ノ目標トナルモノテアリマスカラ、諸君ハ之ヲ能ク頭ニ入レテ置カネハナリマセヌ。

此陳述カ済メハ其事實ニ付本職ヨリ被告人ヲ訊問シ、其弁解ヲ聴キ次テ証人ヤ其他証拠書類、証拠物ノ取調ヲ致シマス。此証拠調カ終ルト檢事弁護人ノ弁論カアリ、夫レカラ本職ヨリ陪審員諸君ニ対シ説示ヲ致シマス。此説示ト云フノハ事件ノ説明テアリマシテ、事件ニ付テノ法律上ノ論点ヤ問題トナルヘキ事實關係、之ニ対スル証拠ノ關係ヲ説明スルノテアリマシテ諸君ノ評議ノ材料トナルモノテアリマス。

之カ終ルト裁判長ヨリ陪審員ニ対シ犯罪事實カアルカナイカト云フ事ニ付問ヲ出シ之ヲ書面ニ認メテ渡シマス此書面ヲ問書ト云ヒマス。

陪審員ハ之ヲ受取り評議室ヘ退キ評議ヲ遂ケテ其結果ヲ問書ニ記載シ、再ヒ法廷ニ出テ之ヲ裁判長ニ提出セラル、ト裁判長ハ裁判所書記ニ右問書及答申ヲ朗読致サセマス。此朗読カ済メハ陪審員トシテノ任務ハ終了シテ退席セラル、コトニナルノテアリマス。

公判ノ取調カ何シテ行ハル、カト云フコトハ略御判リニナツタ事ト思ヒマス。其処テ如何ナル心得ヲ以テ公判ノ取調ニ臨ミ之ニ次テ評議セネハナラヌカト云フコトニ付注意スヘキ点ヲ申上ケマス。

諸君ノ任務ハ審理ニ立会ヒ被告人カ罪ヲ犯シタ事實カアルカ無イカヲ評議シテ裁判所ニ答申セラル、ノテアリマス。而シテ裁判所ハ諸君ノ評議ノ結果ヲ正当ト認ムレハ之ニ基キ被告ノ有罪カ無罪カヲ判断シテ裁判ヲ言渡スコトニナルノテアリマシテ、諸君ノ評議スヘキ犯罪事實ハ刑事裁判ノ基礎トナルノテアリマスカラ、諸君ハ之ノ事ヲ深ク頭ニ入レテ審理ニ注意シ、事實ノ真相ヲ誤ラヌ様評議スルコトニ努メネハナリマセヌ。而シテ第一ニ最モ御注意願ハネハナラヌコトハ諸君ノ評議判断ハ此法廷テ取調ヘタル被告人ヤ証人等ノ陳述其他此法廷ニ現ハレタル証拠ノミニ基イテ為サレネハナラヌコトテアリマス。

夫レテアリマスカラ諸君ハ此法廷ニ於テ之レカラ行ハル、取調ニ付テ十分ノ熱心ト注意ヲ以テ臨マレネハナリナリマセヌ。若シ中途他ニ心ヲ移シ被告人ヤ証人等ノ陳述ヲ聞キ洩ラサル、様ノコトカアリマス時ハ、其後ノ陳述モ了解出来ヌコトニナリマスカラ、左様ノコトナキ様注意セラレンコトヲ望ミマス。本件ハ被告人ノ訊問モ相当時間ヲ要シ証人モ多イコトテアリマスカラ、今明両日開廷ノ予定ニテ、長時間誠ニ御苦勞ノ次第テアリマスルカ職責ノ重キコトヲ考ヘラレテ、其責任ヲ尽サレンコトヲ希望致シマス。

若シ被告人ヤ証人等ノ陳述ニ付不明瞭ノ所カアツタリ又ハ不十分ト思ハル、所アツテ判断ニ差支ヘルト思ハレタナラハ、私ノ許可ヲ受ケテ此等ノ者ニ訊ネルコトカ出来ルノテアリマスカラ、左様ナ場合ハ其事ヲ申立テラレタイノテアリマス。

本件ハ金沢市ニ於ケル近頃ノ出来事テアリ新聞紙ニモ掲載セラレ自然世間ノ噂等ヲ耳ニセラレ居ラル、方モアルカモ存シマセヌカ、左様ノコトハ全ク念頭ヨリ忘レラレ、前ニモ申シタ如ク当公判ニ現ハレタ証拠ノミニヨリ判断セラレネハナリマセヌ。

又云フ迄モナキ事テアリマスルカ被告人ニ対シ好キ嫌ヒノ感情ヤ、又恐レヲ抱ク様ナ考ヲ持ツテハナリマセヌ。若シ又被告人ノ境遇ニ同情シ事実ヲ枉ケテ判断ヲ下ス如キコトカアツテハ国家ノ秩序ハ保タレマセヌカラ国家ノ正義ヲ正ス職責ノ重キヲ顧ミラレテ公平無私ノ立場ニ於テ適正ナル判断ヲセラレタイノテアリマス。

要スルニ諸君ノ評議判断ヲ煩ハスコトハ専門的ノ判断ヲ願フノテハナク、罪ヲ犯シタ事実カアルカナキカノ事実ノ判断ヲ願フ丈テアリマスカラ、十分ノ熱心ヲ以テ審理ニ注意セラレ、諸君ノ常識ニ懇ヘテ公正ナル判断ヲ下サルレハヨロシイノテ、又其判断ハ此法廷ニ現ハレタル証拠ノミヲ材料トスルコトヲ御忘レナキ様願ヒタイノテアリマス。

尚陪審員ハ評議ヲ終ル前ハ裁判長ノ許可カナケレハ評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトカ出来マセヌ。又任務ヲ済マシタ後ニ於テモ評議ノ顛末ヤ各員ノ意見若クハ其多少ノ数等ヲ漏洩スルコトハ堅ク慎マネハナリマセヌ。若シ之ニ違フトキハ処罰セラレマスカラ全ク秘密ニセラレネハナリマセヌ。

本件ハ被告人二名、証人ハ十二名取調フルコトニナツテ居リマシテ、今明両日ニ互リ開廷スル予定ニナリ居リマスカラ、其間ニ若シ十二名ノ陪審員ノ内ニ公判立会ニ差支ノ事故カ起リマシタ場合ニハ、補充陪審員ノ方ハ之ニ代ハリ評議ニ加ハルノテアリマスカラ、他ノ陪審員諸君ト同様ノ注意ヲ以テ審理ニ臨マレネハナリマセヌ。只補充陪審員ハ評議ノ際ハ評議室ニ入ルコトカ出来マセヌカラ御承知置ヲ願ヒマス。

法律ハ陪審員諸君ニ対シ公平誠実ニ其職務ヲ行フヘキコトノ宣誓ヲ為サネハナラムコトヲ命シテ居リマス。

仍テ私ハ茲ニ式ニ從ヒ宣誓書ヲ朗読致シマスカラ諸君ハ之ニ署名捺印セネハナリマセヌ。

●説示案

(公判調書ニハ「本件ハ要スルニ」以下八頁裏三行目迄ヲ掲載ス但右側ニ黒線ヲ引キタル部分ハ掲記ヲ省略セリ)

陪審員諸君

本件ニ付被告人ノ訊問、各種証拠ノ取調ヲ終リ茲ニ其結果ニ付諸君ノ評議ヲ煩ハス順序トナリマシタニ付諸君ノ御理解ヲ得テ置カネハナラヌ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実上ノ關係、之ニ対スル証拠ノ要領ニ付之ヨリ説示ヲ致シ諸君ノ評議スヘキ問題ヲ提供スルコトニ致

シマス。

本件ハ要スルニ被告兩名ハ共謀ノ上NG員直ノ住家及IM直人家族等ノ住家ヲ焼燬スル意思ヲ以テ員直方フラン室内ノフラン器ニボロニ石油ヲ注キタルモノヲ装置シ、被告人直人ハ昭和三年七月八日午前一時頃之ニ燐寸ヲ以テ放火シ且直人方住宅ニ接スル鶏小屋天井ノ菰ニ燐寸ヲ以テ放火シ、右員直方住家及直人方家族等ノ住家等ヲ焼燬シ尙附近ノND弘、IM初次、SY政七等ノ住家ニ延焼セシメタリトノ案件デアリマス。

先ツ法律上ノ論点ヨリ説明シマスルニ、
建物ニ対スル放火罪ハ建物ニ対スル放火行為アルコト及建物ヲ焼燬スル意思ヲ以テ為シタルコトヲ要スルノデアリマス。

而シテ刑法ハ犯人以外ノ人ノ住居又ハ犯人以外ノ人ノ現在スル建物ニ対スル場合ト犯人以外ノ人ノ住居セス又ハ現在サセル建物ニ対スル場合トニヨリ刑罰ヲ異ニシ、前者ハ刑重ク後者ハ其刑軽イノデアリマス。

茲ニ住居トハ住宅ニ充テ居ルコトヲ云ヒ、現在トハ住宅ニアラサルモ放火当時人カ建物内ニ居ルコト、例ヘハ倉庫ニ番人ノ居ル時ニ放火シタル場合ノ如キヲ云フノデアリマス。

ソレテ犯人以外ノ人ノ住居又ハ現在スル建物ニ対スル放火罪ハ其人ノ住居又ハ現在スル建物ナルコトヲ知り之ヲ焼ク意思ヲ以テ放火行為ヲ為シタルコトヲ要スルノデアリマス。

住宅ニ放火スルモ住宅ナルコトヲ知ラス、物置ナリト誤信シタル場合ノ如キハ人ノ住居セス又ハ現在セサル建物ニ対スル放火罪トシテ軽キ刑ニ処セラル、ノデアリマス。

本件ニ於テ員直ノ住家ハ同人単独ノ住家ニテ放火ノ時他ニ何人モ居ラサリシト云フノデアリマスカラ、所謂犯人以外ノ人ノ住居セス又ハ現在セサル建物ニ該リ、

直人方住家ハ直人ノ外其両親、兄、同居者等ノ住家ナリト云フノデアリマスカラ犯人以外ノ人ノ住居又ハ現在スル建物ニ該リ、之ニ対スル放火罪ハ重キ刑ニ処セラル、訳デ、又夫レカ為メニハ其住宅ナルコトヲ知りテ放火行為ヲ為シタルコトヲ要スルノデアリマス。

次ニ共謀トハ協議相談シテノ義ニシテ二人以上ノ者カ協議相談シテ放火罪ヲ犯ス場合ニ其内ノ一人カ放火行為ヲ実行シ他ノ者ハ協議相談ニ与リタル丈ニテ放火行為ヲ実行セサルモ、其相談ニ与リタル者ハ共同犯人トシテ其実行者ト同様ニ放火罪ヲ犯シタルモノトナルノデアリマス。又焼燬ト云フコトヲ申シマシタカ之ハ導火材料ヲ離レテ独立燃焼ノ程度ニ達シタル時ヲ云フモノニテ(例示ス)普通半焼ト云フ場合モ焼燬シタルモノトシテ放火罪ノ既遂罪トナルノデアリマス。

問題トナルヘキ事実上ノ關係ハ

本件ハ前述ノ如ク兩人共謀、兩家焼燬ノ意思ヲ以テ放火シ兩家及隣家ヲ焼燬シタリト云フニアリテ

第一、直人ハ右放火行為ヲ実行シ、員直方及IM方住家等ヲ半焼又ハ全焼シ尙隣家ニ延焼セシメタルモノナリヤ。

第二、右ハ二人共謀ニ出デタルモノナリヤ

ノ二点ニ分ツコトヲ得、依テ陪審員諸君ノ評議スヘキ問題トシテ左ノ二問題ヲ提供シマス。

第一、被告人兩名ハ共謀ノ上金沢市□□町□□町□番地NG員直ノ住家及同番地IM直人ノ家人同居者等ノ住家ヲ焼燬スル意思ヲ以テ員直方孵卵室内ノ孵卵器ニボロ切ニ石油ヲ注キタルモノヲ装置シ被告人直人ハ昭和三年七月八日午前一時頃之ニ燐寸ヲ以テ放火シ、次テ直人方住家ニ接スル鶏小屋天井菰ニ燐寸ヲ以テ放火シ右員直方及直人方住家鶏小屋等ヲ焼燬シ

尚隣家、ND弘、IM初次、SY政七方等ニ延焼セシメタルモノナリヤ。
第二、共謀ノ事実ナシトセハ被告人直人ハ単独ニテ右犯行ヲ為シタルモノナリヤ。

検事ノ公訴事実ノ陳述ニハ本件ノ放火ハ保険金騙取ノ目的云々ト云フ陳述カアリマスルカ之レハ放火ノ動機目的トナル事実ニシテ放火罪ノ構成ニハ関係アリマセヌ。唯而シ共謀放火ノ事実アリヤ否ヤヲ判断スル上ニ重要ナル関係アリテ其判断ノ材料トシテ判断ヲ煩ハサネハナラヌノテアリマス。

次ニ証拠ノ関係ヲ説明致シマスルニ

員直方IM方及隣家ヲ半焼又ハ全焼ノ事実、員直方ハ犯人以外ノ人ノ住居又ハ現在セサル建物、IM方ハ其家族同居者ノ住家ニシテND、IM、SM方カ何レモ他人ノ住家ナルコトハ被告人等モ認ムル所又検証調書証人ND弘ノ証言等ニ依リ判断出来得ヘシト思ヒマス。

又IM方ハ他人ノ住居セル住家ナルコトヲ知り之ヲ焼ク意思アリタルコトヲハ直人ノ陳述スル所ニシテ、同人ノ放火行為ヲ認ムルトスレハ其意思ヲ以テシタルモノナルコト又判断出来得ヘシト思ヒマス。

重要ナル判断点ハ

兩人共謀シテ直人カ其実行ノ任ニ当リタルモノナリヤ否ヤノ点ニアリマス。

直人ハ犯罪事実全部自白スル所ニシテ之ヲ信用スレハ、公訴事実全部認メラル。即チIMノ放火行為ハ勿論員直ノ共謀ノ事実モ認定スルコトカ出来ルノテアリマス。

而シテIMノ申立ニ依レハ放火ノ共謀ハ二段ニ分ケルコトカ出来マス。即チ七月六日晚迄ノ相談ト七日朝ヨリ晚ニ掛ケテノ相談テアリマス。六日晚迄ハ三人テ、七日朝ヨリ晚ニ掛ケテノ相談ハ外次郎ヲ除キ被告兩名丈ノ相談テアルノテアリマス。而シ第二段ノ相談ハ第一段ノ

相談ヲ受継イタ相談テアリマシテ被告兩名ヨリ見レハ互ニ離スコトノ出来ヌ一個ノ連続シタル相談テアリマシテ、只外次郎カ除外セラレ居ル丈テアリマス（此項ハ弁護人ニ於テ第一段ノ相談ト第二段ノ相談トハ全く別個独立ノモノニテ、第一段ノ相談ハ第二段ノ相談ニ依リ更新セラレ、放火ノ実行々為ト因果ノ連絡ナキモノナルカ如クニ弁論セルニヨリ陪審員ノ誤解ナキ様注意的ニ説示シタルモノナリ）

然ルニ員直ハ共謀ヲ否認シ居リマス。共謀ナリヤ否ヤカ判断ノ焦点トナルノテアリマス。之ニ付孰レノ陳述カ真実ナルヘキカ能ク考察セラレネハナリマセヌ。処テ員直モ全然知ラヌト云フノテハアリマセヌ。相談ヲ受ケタルコトハ之ヲ認ムルノテアリマス。而シ之ニ賛成セヌ忠告シ来リシニ直人等ハ決行シタルモノナリト云フノテアリマス。其被告兩人ノ陳述ノ符合セサル点ニ付孰レヲ採ルヘキカ他ノ証拠ヲモ参照シテ慎重ニ評議セラレタイノテアリマス。

其判断ノ資料トナルヘキ他ノ証拠ヲ挙示シマスレハ

先ツ六日夜七日夜員直ハ家ニ居ラサリシコトハ員直モ認ムル所テアリマス。

直人ノ申立ニ依レハ六日夜家ニ居ラサリシハ家ニ居ラヌ方カ都合カヨイ事情ヲ知ラサルTM等ヲシテ証人ニ立タシムル計画ノ下ニ家ヲ明ケタモノタト云フノテアリマス。之ニ体シ員直ハ□□ヘ家鴨ノ卵ヲ買ヒニ行ク為メ出掛ケタモノタト云フノテアリマス。

而シ員直ハ□□ニ行カス其夜□□村ノ姉ノ所ニ泊リ、翌朝帰宅シ又卵ハ買来ラサリシコト員直ノ認ムル所テアリマス。

而シテ目的ノ卵モ買ハス帰宅シタルハTMヨリ帰ルカヨイト云ハレタ為メタト申シマスカ、TMハ左様ノコトハ云ハスト証言シテ居リマス。七日夜員直ハ午後十時頃家ヲ出テYDす、

方へ行き十二時過一時前二同家ヲ出タコトハ員直ノ認ムル所テアリマス。

之レモ直人ノ云フ所テハ家ニ居ラヌ方カ都合カヨイトテ態々外出シタモノヲト云ヒ、

員直ハ前日ノ芸者ノ花代ヲ□□町へ払ヒニ行ク積リテ、又十二時過ハ安ク遊ヘル所カラY D 方テ時間ヲ待合セ居ツタモノヲト云フノテアリマス。

其処テ茲ニ考慮ヲセネハナラヌコトハ、

六日晚ハN G 篤太郎、T M 茂三郎等ノ来客カアリシコト員直モ認ムル所、夫レヲ差措キ□□町へ夜遅ク行カネハナラス程ノ場合ナリシヤ否ヤ、七日晚モ夜遅ク□□町へ支払ニ行ク必要アリシヤ、員直ハ十二時過ハ安ク遊ヘルカラナリト云フモ、夫レナレハ十二時過ニ家ヲ出レハヨキ筈十時頃家ヲ出テY D 方ニ時間ヲ待合ハセシコト、又十二時過ニ芸者買ヒニ行クト云フニ洋服ニ靴バキテ行キシトノコト。

七日昼I M ヨリセツパ詰ツタ、是非放火ヲヤラセクレト云ハレ又其日夕方ニハ孵卵器カラ出タコトニセハヨイトノ話アリシコト員直ノ認ムル所テアリ、其日ノ朝帰宅セシトキ孵卵器ノ洋灯ニ点火シアルヲ見テI M 等カ放火セントセシモノト認メタリト云フノテスカラ、七日夜I M カ放火ヲ決行スルナラントノコトハ十分察知シ得タルヘク家ヲ明ケラレヌ筈テアリマス。員直カ其云フ如ク放火ヲスルコトニ賛成セナカツタト云フナレハ斯様ノ場合何故ニ家ヲ明ケタカト云フコトテアリマス。
夫レカラ

員直所有ノ支那靴一個(衣類等在中)証第一号カ火災ノ前々日五日ニN G 外次郎方ニ持行キアリシコト、N G 外次郎ノ陳述スル所ニテ、現ニ外次郎宅ヨリ其靴カ押收セラレテ居ルノテアリマス。員直ハ外次郎方へ持行キアリシコトハ知ラサリシトノ弁解テアリマスカ、員直ノ支那靴カ火災ノ前ニ外次郎方ニ持行キアリシコトハ其認ムル所テアリマス。

火災ノ際員直方鶏小屋ノ鶏ヲ大籠ニ入レタルモノ三個許ヲ持出シ焼残リタルコト員直モ認ムル所テアリマスI M ノ申立ニ依レハ之レハ前晚員直カY D 方へ出掛ケル前兩人テ籠ニ詰メ用意シ置キタルモノナリト云ヒ、員直ハ火災ヲ知り駆付ケタ時数人ノ人ニ手伝ヒ貰ヒ籠ニ詰メテ持出シタモノト云フノテアリマスガ、火急ノ場合生キ物タル鶏ヲ籠ニ詰メルコトカ左様ニ容易ニ出来ルコトカ何ウカト云フコトモ考ヘテ見ネハナリマセヌ。

夫レカラ昨日員直ニ尋ネテ見タ通り七日昼ニ是非決行サセクレ、火元ニナリタレト云ハレタトキ承諾シナカツタト云フノテアリマスカ、夫レナレハI M 八自分ノ家丈放火スレハヨキ訳テ員直方ニ放火スル必要ハナキ様ニモ思ハル、点テアリマス。員直ノ弁解ニ依レハ両方へ放火シ員直方ヨリ延焼シタ如ク装ハントシタモノナラント云フノテアリマスカ、是等ノ点モヨク考慮ヲ加ヘラレタイノテアリマス。

又U Z 等ノ証言ニ徴シ員直カ駆付ケタトキ廊下迄モ這入り得タリシカ、又何故衣類箆筍其他ノ家財ヲ先キニ搬出セサリシヤトノコトモ考ヘテ見ネハナリマセヌ。

次ニ火災保険ノ關係ヲ觀察シマスルニ、

員直ハ昭和三年五月T K 動産火災保險会社ニ世帯道具ニ付壹千円ノ動産保險契約。

I M 直人ハ昨昭和二年春□□町へ移転後間モナクN H 動産保險会社ニ世帯道具ニ付壹千五百円ノ動産保險契約ヲ結ヒ本年五月ニ継続契約シアル処本年六月二十三日頃S D 啓次ノ取扱ニヨリ、

N H 簡易動産保險会社

員直ハ 孵卵器養鶏道具等ニ付

千五百円

世帯道具二付 千五百円
養鶏道具二付 千五百円

直人ハ 養鶏道具二付

ノ動産保険契約ヲ為シ
員直ハ七月五日ニ至リNH簡易火災保険ノ世帯道具ノ保険金千五百円ヲ五百円ニ減額シ、TK動産保険トノ重複保険ノ承認ヲ得両会社併セテ三千元、IMモ一口併セテ三千元ノ保険ニ付シアリコト被告等ノ認ムル所テアリマス。

右保険加入ニ付員直ハ相談ノ事実ヲ否認スルモ、IMノ云フ所テハ夫レハ放火ヲスルニ付相談ノ上付増ヲシタモノニテ、先方ヨリ勧誘セラレテ加入シタ如ク計画シタモノタト云フノテ、其陳述ハ曩ニ御聴キノ通りテ、外次郎モIMト同趣旨ノ証言ヲシテ居リマス。

又TK動産保険会社ノ保険料月掛金ノ集金日ナル七月五日集金人来ラサリシニ付員直ハ翌六日外次郎ヲシテ態々会社ヘ持参セシメタコト員直ノ認ムル所テアリマシテ、之レハ些細ノコトノ様テアリマスルカ、世間普通ノ状態カラ観マスレハ左様ニ急キ保険料ヲ持参スルニモ及ハヌ様ニモ思ハル、ノテアリマシテ、

放火ノ積リカアツタカラト疑ヘハ疑ヘルノテアリマス。

損害額ニ付

員直ハ焼失物価額二千五百円外ニ鶏百羽許リ焼失ト申シマスルカ、NT文四郎、NG外次郎等ノ証言テハ総テ併セテ多額ニ見積ルモ員直ノ云フ如キ多額ノ財産ハナカリシト見ユルノテアリマス。

而シテ借金数口アリ執レモ其支払ニ差迫リ居リシコト、員直モ認メテ居ル処テアリマス。

次ニIMニ付テ

同人ノ所有動産ハ総テニテ是亦千円ヲ出テス、焼失シタモノハ鶏其他ヲ併セテ四百円位ニ過キサルト被告本人ノ云フ所テアリマス。只同人ハ格別借金モナク窮乏ノ状態テハナカツタト云フノテアリマス。

又本件ノ火災カ員直方及IM方ノ二ヶ所ヨリ殆ント同時ニ出タモノナルヤ否ヤハND弘、UZ由太郎等ノ証言ニヨリ判断出来得様ト思ヒマス。

弁護人ノ弁論中当公廷ニ現出セサル予審証人調書ヲ引用論証セラレタル方カアリマシタカ、曩キニモ申シタル如ク諸君ノ判断ノ材料トナルヘキ証拠ハ当公廷ニ於テ直接取調ヘタル被告人ノ陳述、各証人ノ証言並ニ先程当職ヨリ適法ノ証拠トシテ挙示シタル証拠書類物件ニ限ルノテアリマシテ、其他ノ予審調書ノ如キハ適法ノ証拠トナラヌノテアリマスカラ此点誤解ナキ様注意セラレタイノテアリマス。

以上説示ニ依リ本件ノ証拠関係ハ御判リニナツタコト、思ヒマス。而シテ諸君ノ之レヨリ評議セラルヘキ事実上ノ問題ハ曩ニ申シタ如ク主問ヲ第一第二ノ二ツニ別チテ問題ヲ提供シマス。諸君ハ全審理ノ結果ニ基キ証拠ニ依リ適正ナル判断ヲ下サンコトヲ望ミマス。

問題ニ対スル答申ハ然リト答ヘルカ、然ラスト答ヘネハナリマセヌ。第一問ニ対シ然リト答ヘラル、場合ニハ第二問ニ付テハ評議ヲ要シマセヌ。若シ第一問ニ付然ラスト答申セラル、場合ニハ更ニ第二問ニ付評議答申セラレタイノテアリマス。

評議ハ評議室ニ於テ先ツ陪審長ヲ互選シ陪審長ニ選マレタ方ハ議事整理ノ任ニ当ラル、ノテアリマス。而シテ諸君ハ問ニ付テ必ス各自ノ意見ヲ述ヘネハナリマセヌ。評議ノ顛末ヤ各自ノ意見ナトハ他ニ漏ラスコトハ法律上禁シ居ルノテアリマシテ、若シ之ニ違ヘハ処罰セラル

、事ナリ居リ、外部ニ漏レル筈ハナイノデアリマスカラ、其辺懸念ナク自由ニ各自ノ意見ヲ述ヘ充分ニ評議ヲ尽サレンコトヲ望ミマス。

評議ノ結果陪審員全員ノ意見一致シタ場合ハ勿論其通り答申セラル、ノデアリマス。若シ一致シナイ場合ニハ然リト云フ意見カ過半数即チ七名又ハ其以上テアレハ然リト答ヘ、然リト云フ意見カ六名又ハ夫以下ノ時ハ然ラスト答申スルノデアリマシテ、然リト然ラスト同数ノ場合ハ然ラスト答申スルノデアリマス。若シ評議ニ当リ更ニ説示ヲ必要トセラル、モノアル場合ハ其旨申出ツルコトカ出来マス。

陪審員諸君ノ任務ヲ行フニ当リ心得ネハナラス事柄ハ、昨日公判開廷ノ当初ニ於テ諭告シタ通りテアリマス諸君ハ全審理ノ結果並ニ檢事弁護人ノ弁論ト当職ノ説示ヲ玩味セラレ事実ノ真相ヲ誤タス適正ナル判断ヲ下サレンコトヲ希望シマス。

夫レテハ之ヨリ問書ヲ朗読セシメ、署名捺印ノ上御渡シ致シマス。答申ハ問ノ下ニ然リトカ然ラストカ記載セラレ、陪審長署名捺印ノ上裁判長ニ提出セラレタイノデアリマス。

●問書・答申

主問第一、被告人兩名ハ共謀ノ上金沢市□□町□□番地

NG員直ノ住家及同番地IM直人ノ家人等ノ住家ヲ焼燬

スル意思ヲ以テ員直方解室内ノ解卵器ニ檻縷切ニ石油

ヲ注キタルモノヲ装置シ、被告人直人ハ昭和三年七月八

日午前一時頃之ニ燐寸ヲ以テ放火シ、次テ直人方住家ニ

接スル鶏小屋天井菰ニ燐寸ヲ以テ放火シ右員直方及直人

答申 然り

方住家鶏小屋等ヲ焼燬シ尚隣家、ND弘、IM初次、SY政七等ニ延焼セシメタルモノナリヤ

主問第二、共謀ノ事実ナシトセハ被告人直人ハ単独ニテ右犯行

ヲ為シタルモノナリヤ

昭和三年十二月八日

金沢地方裁判所刑事部

裁判長判事 谷 眞心

昭和三年十二月八日

陪審長 加藤義一郎

六 刑事判決書

名古屋控訴院管内の名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山の各地方検察庁において、陪審事件の判決書は、名古屋地方検察庁に一八件中一件(①③⑤⑦⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)、金沢地方検察庁に三件中二件(①②㉑)は保存されているが、その他の各地方検察庁には、保存されていないという。

しかし、『名古屋控訴院管内陪審説示集』(名古屋控訴院・一九三〇年二月)には、名古屋は一八件中七件(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)、岐阜は六件中二件(①②㉑)、金沢は三件中一件(①㉑)が収録されている。また、『大審院刑事判例集』には名古屋④⑪⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿事件の上告審判決、福井①事件の上告審判決、金沢①事件の上告審判決、および『法律新聞』には、名古屋地方裁判所④⑪⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿事件の上告審判決、安濃津①㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿事件の上告審判決、岐阜②㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿事件の上告審判決、

判決、福井①事件の上告審判決、金沢①事件の上告審判決が収録されている。

こゝには、上記の第一審判決、および上告審判決〔大審院刑事判例集〕には、第一審判決の事実認定も収録されているを収録した。

(注1) 裁判所に保存されていた民事判決書原本は、戦前のものは、現在は筑波の国立公文書館の移管され、それに続くものも順次、国立公文書館に移管される予定となっている。刑事判決書原本は、明治一五年までのものは、国立公文書館に移管されており、その後のものも順次、国立公文書館に移管される予定であるという。

(注2) 保存期間を経過した刑事判決書は、各地方検察庁において、多くは特別保存されている状態にある。また、岐阜における陪審裁判⑥事件(昭和10年7月16日判決)は、死刑の判決であるから、その保存期間は百年であつて〔刑事確定訴訟記録法〕別表、当然のことながら確定記録として、現在も保存されていなければならないものであるが、保存されていない。

1 名古屋

① HSG 丈(名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月1日判決)

判決

本籍 岐阜県恵那郡□□村□間□□百□□番地ノ□

住居 名古屋市中区□□町□丁目□番地 Y E 清次郎方

株式会社員

H S G 丈

明治三十五年十二月□□日生

右殺人未遂被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事増田壽彦関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付キ

陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ名古屋市中区□□町□丁目□番地 Y E 清次郎方ニ同居中其隣家ナル N J 重治ノ妹同政子(当十六年)ノ容色ニ懸想シ昭和三年五月頃艶書ヲ交換シ遂ニ相思ノ仲トナリシカ政子カ適々外出先ヨリ夜遅ク帰宅スルコトアリタル為メ嫉妬心ヨリ其貞操ヲ怪シミ、貴女ハ完全ナル不良少女ナリ復讐スヘシ等ノ手紙ヲ送リタルヲ以テ政子ハ尠カラス不快ヲ感シ且復讐ヲ恐レ、爾来被告ヲ衷心思ハサルニ至リシ折柄被告人ハ政子ニ対シ結婚ヲ申込ミタルカ拒絶セラレ、又同年八月十六日夜写真一枚ヲ与ヘラレタキ旨懇請シタルモ之亦拒絶セラレタルヨリ愈他ニ情夫アリテ自己ヲ疎外スルモノト思惟シ嫉妬憤激ノ余遂ニ政子ヲ殺害セント決意シ清次郎所有ノ小刀並ニ実弾ヲ装填セル五連発ピストルヲ携帯シテ重治方ニ至リ同日午后十時頃同家玄関ニ於テ政子ノ腹部其他数ヶ所ヲ突き刺シタルモ同人力座敷内ニ逃避シタル為メ全治迄三週間以上ヲ要スル創傷ヲ被ラシメタルニ止マリ同人ヲ殺害スルニ至ラサリシモノナリ。

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条、第二百三条ニ該当スルヲ以テ其有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ノ負担ス可キモノトス。仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月一日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事

稲田 競 印

判事

中村 主税 印

判事

熊澤 恪郎 印

②KM儀三郎（名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月12日判決）

判決

本籍 神戸市□□町□丁目□番地ノ□

住所 名古屋市南区□□町□丁目□番地

沖売商

KM儀三郎

明治十八年二月十七日生

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事増田疇彦関与陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シタル上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十月ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ノ証第一号物件ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年四月頃ヨリ名古屋市南区□□町□□番地AD末吉方同居人TJ喜市及其内縁ノ妻ST登くと親密ナル交際ヲ為シ屢々同家ニ出入スル中登くハ被告人ニ対シテ格別好意ヲ寄スルカ如キ態度ナリシヲ以テ被告人亦又其ノ好意ニ酬ヒントシテ屢々金員飲食物等ヲ与へ其ノ額數十円ニモ達シタルニ拘ラス登くノ態度ハ同年八月頃ニ至リ急変シ被告人ニ対シテ極メテ冷淡ト為リタルヲ以テ之レ畢竟右兩名カ共謀シテ被告人ヨリ金品ヲ捲上ケ居タルモノナリト信シテ憤怒シ八月十二日同家ニ赴キ登くと口論ヲ為シタル末所携ノ小刀「肥後守」（証第一号）ヲ以テ同人ニ斬付ケ其頸部其ノ他ニ治療約三週間ヲ要スル傷害ヲ与へ次テ同家ノ入口附近ニ於テ前同様小刀ヲ以テ喜市ノ顔面ニ斬付ケ治療約五日ヲ要スル傷害ヲ与へタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条第五十五条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択処断シ未決勾留日数ニ付テハ同報第二十一条ニ依リ之ヲ算入スヘク押収物件ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ全部被告人ノ負担タルヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決

昭和三年十一月十二日

名古屋地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

渡邊 久

判事

梶村 謙吾

判事

井上 俊雄

③NW辰次郎・ST武雄（名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年12月22日判決）

判決

本籍 三重県桑名郡□□村大字□江□□番地

住居 名古屋市西区□□町□□百□番地

養蛙業雇人

NW辰次郎

明治三十九年三月□□日生

本籍 東京市芝区□□下町□丁目□番地

住居 不定

無職

ST 武雄

明治四十五年三月□□日生

右兩名ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事増田疇彦関与陪審ノ評議ニ附シ其答申ヲ採択シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人辰次郎ヲ懲役五年ニ処ス

押收ニ係ル日本刀（証第三号）ハ沒收ス

訴訟費用ハ全部右被告人ノ負担トス

被告人武雄ハ無罪

理由

被告人辰次郎ハ名古屋市西区□□町□廻□千□百□□番地興業師KY庄作（当三十三年）ノ態度ニ対シテヨリ快カラス思ヒ居リタル折柄昭和三年六月二十日過頃同遊廓内徘徊中同人ヨリ「良イ服装ヲシテ居ルテハナイカソレテハ蛙飼ヒトハ見エヌ」云々ノ言ヲ放タル、ヤ屈辱ノ感ニ堪ヘ難ク遂に同年同月二十七日夜飲酒ノ末同人ヲ殺害シテ日頃ノ鬱憤ヲ霽サンコトヲ決意シ同夜十一時半頃右KY庄作方表ニ到リ顔ヲ貸シテクレトテKYヲ誘ヒ出シ同人カ一足戸外ニ踏ミ出スヤ否ヤ被告人所携ノ日本刀（証第三号）ヲ以テ矢庭ニ同人ノ頭部其他ニ数回斬リ付ケタルモKYカ身ヲ以テ逃レ危ク難ヲ避ケタルタメ同人ノ左前頭部ヨリ顛頂部ニ互リ三ヶ所左右ノ手掌其他腰部等ニ治療約三ヶ月ヲ要スル重傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人辰次郎ノ右所為ハ刑法第二百三条第九十九条ニ該当スルヲ以テ其所定刑期中有期懲役刑ヲ選択シタル上右被告人ヲ懲役五年ニ処シ押收ニ係ル証第三号日本刀一口ハ犯罪供用物件ニシテ右被告人以外ノ者ノ所有ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ沒收シ訴訟費用ニ付キテハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ全部右被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトシ

被告人武雄カ右辰次郎ノ犯行ヲ幫助シタリトノ公訴事実ハ之ヲ認メサルヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条後段陪審法第九十七条第三項ニ則リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和三年十二月二十二日

名古屋地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 渡邊 久 印
判事 梶村 謙吾 印
判事 井上 俊雄 印

④ I B 芳 (名古屋地方裁判所強盜殺人未遂被告事件昭和4年3月6日判決)

判決

本籍 山梨県中巨摩郡□□村字□□無番地
住居 名古屋市中区□□町字□田□□番地

無職 S T 薫事

I B 芳

明治四十年十二月□日生

右之者ニ対スル強盜殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事永岡外次関与ノ上審理ヲ遂ケ事
実ノ判断ヲ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役拾貳年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年八月一日以降名古屋市中区□□町字□田□□番地ニ居住シH慶煊ノ
輩下トシテ支那蕎麦行商ノ売子ヲ為シ居リタルガ同年九月下旬頃同区大池巡查派出所勤務
愛知県巡查丹羽嘉吉ト知合トナリ爾來屢々同巡查ノ同居先ナル同市南区□□町□□番地

Y G 順二方ニ立越シ同巡查ヲ訪問シタルカ右順二方ハ煙草雜貨商ニシテ母かつ (当時七十
五歳) 妻美佐尾 (当時三十歳) 及子政美ノ四人暮シニテ順二カ傍ラ保険会社ノ外交員ニシ
テ各地ニ出張不在勝ナルニ乗シ金品強奪セント企テ同年十月十日午前中二回順二方ニ到リ
其機会ヲ窺ヒタルカ偶美佐尾カ同日午後髪結ヒニ行ク旨被告人ニ告ケタルヨリ被告人ハ好
機會ナリト思惟シ同日午後一時過頃三度右順二方ニ立越シ奥六畳ノ間ニ針仕事ヲ為シ留守
居中ノ右かつノ隙ニ乗シ携帯セル「クロホルム」ヲかつニ吸嗅セシメ且両手ニテかつノ
頸部ヲ絞メテ同人ヲ昏倒セシメ店ノ間ニテ金品ヲ搜索中かつカ意識ヲ回復シ「オイオイ」
ト叫ヒタルヨリ被告人ハかつヲ絞殺シテ金品ヲ奪取セント決意シ再奥六畳ノ間ニ到リ其場
ニアリタル布切ヲ以テかつノ首ヲ絞メ人事不省ニ陥ラシメテ順二所有ノ現金約四五十錢、
M S 銀行大池支店ノ小切手用紙並ニY J ト刻セル水晶印一個ヲ強奪逃走シタルカ程ナク美
佐尾カ帰宅シかつノ首ヲ絞メラレタル布切ヲ切断シ且直ニ医師ノ治療ヲ受ケタル為メ殺害
ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ。

被告人ノ所為ハ刑法第二百四十条後段第二百四十三条ニ該当スルヲ以テ其無期懲役刑ヲ選
択シ未遂犯ナルヲ以テ同法第四十三條第六十八條第二号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期
範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十二年ニ処シ訴訟費用ノ負担ニ付キテハ刑事訴訟法第二百三十
七條条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月六日

名古屋地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 稻田 競 印
判事 熊澤 恪郎 印

④ I B 芳 (大審院強盜殺人未遂上告事件昭和4年6月24日判決)

●昭和四年(初)第五二五号

判決書

本籍 山梨県中巨摩郡□□村字□□無番地
住居 名古屋市中区□□町字□田□□番地

無職 ST 薫事

I B 芳

(明治四十年十二月□日生)

右強盜殺人未遂被告事件ニ付昭和四年三月六日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

弁護人小幡良平八木力三上告趣意書第一点原判決ハ訴訟手續ニ於テ法律ニ違反セリ陪審法第七十六条ハ証拠調終リタル後検事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシト規定セリ右ノ如ク法律カ陪審裁判ノ最モ重要トスル陪審員ノ犯罪成否ノ答申前ニ於テハ検事被告人及弁護人ニ対シ事件ニ対スル意見陳述ノ範圍ヲ犯罪ノ構成要素ノ点ニ限定シタルハ他ナシ検事又ハ弁護人カ普通刑事訴訟手續ニ於ケル論告弁論ノ如ク被告人ノ経歴性行前科ノ有無等ハ勿論親族近親者ノ経歴等迄モ引用シ

被告人ノ攻撃又ハ擁護ノ弁論ヲ為サンカ裁判ニ経験ナキ陪審員ヲシテ事実上ノ証拠ニ依リ犯罪ノ成否ヲ判断スル以前早クモ検事又ハ弁護人ノ陳述セル前記ノ如キ犯罪以外ノ事実又ハ事情ニ関スル意見ニ捉ハレ被告人ハ其ノ経歴性行悪シク犯行ノ習癖アリタル者ナルヲ以テ本件犯行モ亦当然被告人ノ所為ナラント予断シ時ニ或ハ之ト正反對ノ予断ヲ抱クカ如キコト絶無ニアラサルヘシト考慮シ陪審員ヲシテ事実ノ判断ニ迷ハサシメサランコトヲ期シ同法第七十六条ノ如キ厳格ナル規定ヲ置キタルモノナルコト蓋シ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ本件ニ付検事ハ第一回ノ意見ヲ陳述スルニ当リ其ノ冒頭ニ於テ被告ハ偽ヲ言フ性格ノ持主テアル嘘ハ泥棒ノ始マリテアルト前提シ被告人ハ自己ノ姓カ I B ナルニ拘ラス S T ト云ヒ「クロホルム」ヲ買フ時ハ医科大学二年生ナリト偽リ Y G 美佐尾ニ対シテハ自己ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ其他一件記録ニ表ハレタル被告人ノ嘘陳ヲ挙説シテ被告人ハ常ニ嘘ヲ言ヒ居ル男ナリト縷々陳述シタリ斯ル場合裁判長ハ検事ニ対シ直ニ其意見陳述ヲ阻止スヘキ権利義務ヲ有スルニ拘ラス毫モ之ヲ為サスシテ陪審員ニ聴取セシメタリ以上ノ如キ意見ノ陳述ハ被告人ノ本件犯行ノ否認モ亦虚偽ナリト判定スヘキモノナルカ如ク暗ニ聴取(陪審員ヲシテ)セラレ明カニ陪審法第七十六条ノ訴訟手續ニ違背シタルモノナルヲ以テ当然破毀セラルヘキモノト信ス公判調書ニ於テハ検事ノ意見モ単ニ其ノ要領ヲ記載サレタルニ止リ上告論旨ニ恰合スル記載ナキヲ以テ本件公判記事ノ新聞紙ヲ添付シ弁明ノ資料ト為シタリト云フニ在リ依テ原審公判調書ヲ査閲スルニ検事ハ原審公廷ニ於テ陪審法第七十六条所定ノ意見ヲ述フルニ方リ被告人ハ自己ノ姓カ I B ナルニ拘ラス S T ト云ヒ「クロホルム」ヲ買フトキハ医科大学二年生ナリト偽リ Y G 美佐尾ニ対シテハ自分ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ常ニ嘘ヲ云ヒ居ル男ナル旨陳述シタルコト明カナルモ此等ノ事実ハ

孰レモ原審公廷ニ於テ被告人若ハ証人ノ供述シタルモノニ係リ検事ハ被告人ノ公訴事實ニ
関スル供述ノ真否ヲ判断スヘキ資料トシテ斯ル陳述ヲ為シタルモノナルコト該調書ニヨリ
頗ル明確ナリ而シテ検事カ陪審法第七十六条所定ノ事實上ノ問題ニ付意見ヲ陳述スルニ方
リ此ノ如ク証拠ニ関スル陳述ヲ為スコトハ毫無モ該法条ニ違反スルモノニ非サレハ原審裁判
長カ検事ノ右陳述ヲ阻止セザリシハ洵ニ当然ノコトニ属ス其ノ他検事カ原審公廷ニ於テ所
論ノ如キ爾余ノ陳述ヲ為シタルコトハ原審公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ関スル唯一ノ証明
資料タルヘキ原審公判調書ニ依リテハ之ヲ認ムルニ由ナシサレハ原審訴訟手續ニハ所論ノ
如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

第三点刑ノ量定甚シク重キニ失ス原判決ノ認定シタル事實ニ徴スレハ被告人ハ犯行ノ当初
ニ於テハ単ニ殆ント抵抗力ナキYGかつ（其ノ当時七十五歳）ヲ一時昏倒セシメ置キ其ノ
隙ニ乗シ金品ヲ獲得セントシタルモノニシテ毫無モ殺意ヲ有セス（從テ殺害ノ用ニ供スヘキ
兇器其ノ他ノ物品ハ毫無モ携帯セザリシナリ而シテ本件ノ如キ所為ニ出テタル「クロロホル
ム」ノ吸嗅カ絶対ニ殺人ノ効ヲ奏セサルコトハ証人YG務ノ供述ニ依リテ明白ナリ）然ル
ニYGかつカ意識ヲ回復シタル為始メテ殺意ヲ生シ布切ニテ同人ノ首ヲ絞メ人事不省ニ陥
ラシメタルモノナルヲ以テ彼ノ普通行ハルル強盜殺人事件ノ夫レト比較センカ殆ント兇戲
ニ等シキ所為ニ属スト評スルモ可ナラン而シテ幸ニ余命少ナキカツノ殺人ハ未遂ニ終リ盜
罪ニ於ケル実害ト称スヘキモノ現金約四五十錢ト水晶印一個ニ過キス右ノ如キ事實ニ對シ
科スルニ懲役十二年ヲ以テス蓋何人ト雖重キニ失スル科刑タルニ違見ナカラント信ス依テ
原判決ヲ破毀シ相当御科刑アラントヲ希望スト云ヒ弁護人湯島敏助上告趣意書第三点被
告人ハ既ニ中等教育ヲ終リ第一高等学校ニ入学シタル程ノ秀才者ナリ（記録六七五頁）然

カモ犯行当時ニ於テ被告人親子ハ共ニ支那蕎麥ノ行商ヲ以テ其ノ糊口ヲ凌ク程ノ極貧状態
ニ在リ（同上第四九三頁）即チ被告人ノ現実ノ生活ハ不満ト矛盾トヲ多分ニ包蔵スルモノ
ト云フヘシ被告人カ本件ノ如キ犯行ヲ敢テシタルモノトセハソハ全ク其ノ境遇ノ窮迫ヨリ
余儀ナクサレタル突発的ノ事象ト見ルカ若ハ其ノ精神状態ニ異常ノ欠陥アルモノト為サ
ルヘカラス（此ノ点ニ関シ警察報告書ニハ精神状態ハ冷静ナリト簡單ニ記述サレタルモ原
審ニ於テハ宜シク被告人ノ精神鑑定ヲ為スヘカリシナリ）加ルニ幸ニ被害者ニ於テ致死ノ
結果ヲ生セス被害ノ金額亦頗ル輕微ナリ然ラハ原判決カ被告人ニ對シ十二年ノ長キ刑ヲ科
シタルハ刑ノ量定ニ於テモ亦著シク過当ナリト為サ、ルヘカラスト云フニ在レトモ記録ヲ
精査シ諸般ノ情状ヲ参酌スルモ原判決ノ量刑カ甚シク不当ニシテ被告人ニ對シ執行猶予ノ
言渡ヲ為スヲ相当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ヲ発見セサルカ故ニ論旨ハ孰モ其ノ理由
ナシ

弁護人湯島敏助上告趣意書第一点予審終結決定に表示サレタル本件公訴事實ノ要旨ハ「被
告人ハ予テ名古屋市南区□□町□□番地YG順二ノ不在勝ナルニ乗シ金品ヲ強取セント
企テ昭和三年十月十日留守居中ノYGかつニ對シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ且両手ニ
テ其頸部ヲ締メテ一時同人ヲ昏倒セシメ其ノ間金品ヲ搜索中ナリシ処かつノ覺醒誰何シタ
ルニヨリ茲ニ初メテ殺意ヲ生シかつノ頸部ヲ布切ニテ締メタル後現金四五十錢及外数点ノ
物件ヲ強取シタルカかつニ付テハ致死ノ結果ヲ生セザリシモノナリ」即チ被告人カ当初か
つニ對シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ其ノ頸部ヲ締メテ之ヲ昏倒セシメタル時ニ當リテ
ハかつニ對スル殺意ナカリシコトハ決定ノ文詞自体ニ徴シ明白疑ナキ処ナリ然ルニ原審裁
判長カ陪審員ニ對シ發シタル主問ニ依レハ「被告人ハ当初ヨリYGかつヲ殺害シテ金品ヲ

強奪セント企テ布切ヲ以テかつノ首ヲ締メ人事不省ニ陥ラシメ順ニ所有ノ現金四五十銭其ノ他ノ物件ヲ奪取シタルカかつヲ殺害スルニ至ラサリシ事案アリヤ（記録六六五頁）トアリテ被告人カ殺意ナクシテ為セル前段強盜ノ所為ヲ理由ナク削除シテ公訴事案ヲ要約シタルノ不法アリ強盜殺人カ其ノ罪迹ヲ蔽フ為ニセル殺人行為ト当初ヨリ殺人ノ決意ヲ以テセル強盜トハ刑法適用上ハ同法第二百四十条ニ該ル罪トシテ之ヲ同一視スルコトヲ得ンモ具體的事案トシテハ嚴平タル相違アリテ後者ヲ以テ前者ヲ覆フ能ハサルハ勿論ニシテ犯罪ノ態様ニ於テ彼此甚大ナル區別ヲ存シ且其ノ情状ニ於テ亦同様ノ差異アルモノト云ハサルヘカラス然ルニ原審裁判長カ予審ノ決定ニ表示サレタル具體的事案ヲ無視シ其ノ犯罪ノ具體的態様ヲ任意ニ更改シテ前示ノ如キ主問ヲ發シタルハ其ノ手續ニ於テ違法アルモノト云ハサルヘカラス訴訟關係人ハ主問變更ノ權利ヲ有スト雖其ノ申立ナカリシコトヲ以テ右手続ノ違法ヲ消滅スルコト能ハス況ンヤ陪審員ニ対スル主問ハ実ハ公訴事案ニ関スル裁判長ノ説示ノ要約結晶ニ外ナラサルヲ以テ主問ノ形式ニ於テ不法ナルコトハ即チ説示其ノ物ノ法律ニ違反シタルコトニ帰着スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在リ依テ予審終結決定書ヲ査閱スルニ同決定書ニハ所論ノ如キ記載アリテ其ノ趣旨ハ被告人ハかつヲ昏酔セシメ金品ヲ盜取セント企テ之カ実行ニ着手シタルモかつニ於テ意識ヲ回復シタル為其ノ目的ヲ遂クルコト能ハサリシヨリ更ニ同人ヲ絞殺シ金品ヲ奪取セント決意シ之カ実行々為ヲ為シタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト謂フニ在リテ所論ノ如ク強盜ノ罪跡ヲ蔽ハシカ為殺人ノ決意ヲ為シタリトノ趣旨ニアラサルコト右決定ノ全趣旨ニ徴シ毫モ疑ヲ容レズ然ラハかつヲ昏酔セシメテ金品ヲ盜取セントシテ遂ケサリシ行為ハ別罪ヲ構成スルコトナク後ノ行為ト共ニ單一ナル強盜殺人未遂罪ヲ構成スヘキモノナレハ本件ニ於テ公判ニ付セラレ

タル犯罪事案ハ單一ナル強盜殺人未遂罪ナリト謂ハサルヘカラス而シテ陪審法第七十九条第二項ニ依レハ裁判長カ陪審ニ対シ發スル主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成要素ニ属スル事案ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スヘキモノナレハ本件ニ於テハ單一強盜殺人未遂罪ノ構成要素ニ属スル事案ノ有無ニ付主問ヲ發スレハ足り爾余ノ附随的事案ノ如キハ陪審ノ評議ニ付スル必要ナキモノナリ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如キ主問ヲ發シ陪審ノ評議ニ付シタルハ正当ニシテ毫モ違法ノ点ナク本論旨ハ其ノ理由ナシ以上説明スルカ如クナルニヨリ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事 榎田麟二 関与

昭和四年六月二十四日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎
判事 清水 孝藏
判事 江崎定次郎
判事 矢部 克己
判事 豊水 道雲

右臈本也

昭和四年七月十五日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博 印

④ I B 芳 (大審院強盜殺人未遂上告事件昭和4年6月24日判決「大審院刑事判例集」第8卷第8号)

●強盜殺人未遂被告事件 (昭和四年(丑)第五二五号 棄却)

【上告人】被告人 I B 芳 弁護士 小幡良平・八木力三・湯島敏助

【第一審】名古屋地方裁判所

○判示事項

強盜殺人未遂事件ノ主問

○判決要旨

単一ナル強盜殺人未遂罪ノ構成事實ノ有無ニ付主問ヲ發シ陪審ノ評議ニ付シタル以上別罪ヲ構成セサル爾余ノ事實ニ関シ主問ヲ為スノ要ナキモノトス

【参照】陪審法第七十九条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原因ト為ルヘキ事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシ

刑法第二百四十条 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

同法第二百四十三条 第二百三十五条、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

○事實

第一審裁判所ハ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役十二年ニ処スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ昭和三年八月一日以降名古屋市中区□□町字□田□□番地ニ居住シH慶煊ノ輩下トシテ支那蕎麥行商ノ売子ヲ為シ居リタルカ同年九月下旬頃同区大池巡查派出所勤務愛知県巡查丹羽嘉吉ト知合トナリ爾來屢同巡查ノ同居先ナル同市南区□□町□□番地YG順二方ニ立越シ同巡查ヲ訪問シタルカ右順二方ハ煙草雜貨商ニシテ母かつ(當時七五歳)妻美佐尾(當時三十歳)及子政美ノ四人暮ニテ順二カ傍ヲ保險会社外交員ニシテ各地ニ出張不在勝ナルニ乗シ金品ヲ強奪セント企テ同年十月十日午前中二回右順二方ニ到リ其ノ機會ヲ窺ヒタルカ偶美佐尾カ同日午後髮結ヒニ行ク旨被告人ニ告ケタルヨリ被告人ハ好機會ナリト思惟シ同日午後一時過頃三度右順二方ニ立越シ奥六畳ノ間ニ針仕事ヲ為シ留守居中ノ右かつノ隙ニ乗シ携帯セル「クロホルム」ヲかつニ吸嗅セシメ且両手ニテかつノ頸部ヲ絞メテ同人ヲ昏倒セシメ店ノ間ニテ金品ヲ搜索中かつカ意識ヲ回復シ「オイオイ」ト叫ビタルヨリ被告人ハかつヲ絞殺シテ金品ヲ奪取セント決意シ再奥六畳ノ間ニ到リ其ノ場ニアリタル布切ヲ以テかつノ首ヲ絞メ人事不省ニ陥ラシメテ順二所有ノ現金約四五十錢MS銀行大池支店ノ小切手用紙並ニYJト刻セル水晶印一箇ヲ強奪逃走シタルカ程ナク美佐尾カ帰宅シかつノ首ヲ絞メラレタル布切ヲ切斷シ且直ニ医師ノ治療ヲ受ケタル為殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ被告人ノ所為ハ刑法第二百四十條後段第二百四十三條ニ該當スルヲ以テ其ノ無期懲役刑ヲ選択シ未遂犯ナルヲ以テ同法第四十三條第六十八條第二号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十二年ニ処スヘキモノトス

弁護人小幡良平八木力三上告趣意書第一点原判決ハ訴訟手続ニ於テ法律ニ違反セリ陪審法第七十六条ハ証拠調終リタル後検事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシト規定セリ右ノ如ク法律カ陪審裁判ノ最重要トスル陪審員ノ犯罪成否ノ答申前ニ於テハ検事被告人及弁護人ニ対シ事件ニ対スル意見陳述ノ範圍ヲ犯罪ノ構成要素ノ点ニ限定シタルハ他ナシ検事又ハ弁護人力普通刑事訴訟手続ニ於ケル論告弁論ノ如ク被告人ノ経歴性行前科ノ有無等ハ勿論親族近親者ノ経歴等迄モ引用シ被告人ノ攻撃又ハ擁護ノ弁論ヲ為サンカ裁判ニ經驗ナキ陪審員ヲシテ事実上ノ証拠ニ依リ犯罪ノ成否ヲ判断スル以前早クモ検事又ハ弁護人ノ陳述セル前記ノ如キ犯罪以外ノ事実又ハ事情ニ関スル意見ニ捉ハレ被告人ハ其ノ経歴性行悪シク犯行ノ習癖アリタル者ナルヲ以テ本件犯行モ亦当然被告人ノ所為ナラント予断シ時ニ或ハ之ト正反對ノ予断ヲ抱クカ如キコト絶無ニアラサルヘシト考慮シ陪審員ヲシテ事実ノ判断ニ迷ハサシメサラント期シ同法第七十六条ノ如キ厳格ナル規定ヲ置キタルモノナルコト蓋シ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ本件ニ付検事ハ第一回ノ意見ヲ陳述スルニ当リ其ノ冒頭ニ於テ被告ハ偽ヲ言フ性格ノ持主テアル嘘ハ泥棒ノ始マリテアルト前提シ被告人ハ自己ノ姓カIBナルニ拘ラスSTト云ヒ「クロロホルム」ヲ買フ時ハ医科大学二年生ナリト偽リYG美佐尾ニ対シテハ自己ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ其ノ他一件記録ニ表ハレタル被告人ノ嘘陳ヲ拳説シテ被告人ハ常ニ嘘ヲ言ヒ居ル男ナリト縷々陳述シタリ斯ル場合裁判長ハ検事ニ対シ直ニ其ノ意見陳述ヲ阻止スヘキ権利義務ヲ有スルニ拘ラス毫モ之ヲ為サシテ陪審員ニ聴取セシメタリ以上ノ如キ意見ノ陳述ハ被告人ノ本件犯行ノ否認モ亦虚偽ナリト判定スヘキモノナルカ如ク

暗ニ聴取（陪審員ヲシテ）セラレ明カニ陪審法第七十六条ノ訴訟手続ニ違背シタルモノナルヲ以テ当然破毀セラルヘキモノト信ス公判調書ニ於テハ検事ノ意見モ単ニ其ノ要領ヲ記載サレタルニ止リ上告論旨ニ恰合スル記載ナキヲ以テ本件公判記事ノ新聞紙ヲ添付シ弁明ノ資料ト為シタリト云フニ在リ○依テ原審公判調書ヲ査閱スルニ検事ハ原審公廷ニ於テ陪審法第七十六条所定ノ意見ヲ述フルニ方リ被告人ハ自己ノ姓カIBナルニ拘ラスSTト云ヒ「クロロホルム」ヲ買フトキハ医科大学二年生ナリト偽リYG美佐尾ニ対シテハ自己ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ常ニ嘘ヲ云ヒ居ル男ナル旨陳述シタルコト明カナルモ此等ノ事実ハ孰レモ原審公廷ニ於テ被告人若ハ証人ノ供述シタルモノニ係リ検事ハ被告人ノ公訴事実ニ関スル供述ノ真否ヲ判断スヘキ資料トシテ斯ル陳述ヲ為シタルモノナルコト該調書ニヨリ頗ル明確ナリ而シテ検事カ陪審法第七十六条所定ノ事実上ノ問題ニ付意見ヲ陳述スルニ方リ此ノ如ク証拠ニ関スル陳述ヲ為スコトハ毫モ該法条ニ違反スルモノニ非サレハ原審裁判長カ検事ノ右陳述ヲ阻止セサリシハ洵ニ当然ノコトニ属ス其ノ他検事カ原審公廷ニ於テ所論ノ如キ爾余ノ陳述ヲ為シタルコトハ原審公判期日ニ於ケル訴訟手続ニ関スル唯一ノ証明資料タルヘキ原審公判調書ニ依リテハ之ヲ認ムルニ由ナシサレハ原審訴訟手続ニハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二点裁判長ノ説示法律ニ違反セリ記録六七〇丁以下記載ノ説示ニ証人GT嘉七八当公廷ニ於テ昭和三年十月十日午後被告人カMS銀行大池支店ヘYG順二振出人ノ金七百三十六円ノ小切手トYJト刻ミタル水晶印ヲ持参シタルカ其ノ際被告人ノ着衣ノ後方カ綻ヒ居タリト供述セリ而シテ被告人ハ十月十日順二方ニ行キシ際ハTG信太郎ヨリ借受ケシ衣類ヲ着行キシト供述スルニ付TG信太郎ヲシテ当時被告人ニ貸与セシ単衣ヲ公判廷ニ持参セ

シメタルニ被告人ハ該単衣ヲ當時着用セリト云ヒ之ヲ檢スルニ諸君モ見ラレタル通り該単衣ノ後方ニ何等縫ヒタル事実ヲ發見セス而シテ証人TG信太郎ハ当公廷ニ於テ右単衣ヲ被告人ヨリ返還ヲ受ケタル後縫ヒタルコトナシト供述セリ故ニ若シ右被告人並証人TG信太郎ノ右供述ヲ信用スレハ証人GT嘉七ノ其ノ点ニ関スル証言ハ事実ニ符合セサルカ如シ此ノ点ハ陪審員諸君ニ御考慮ヲ願ハネハナラヌト表示シタリ以上ノ記載ニ徴シ裁判長ハ被告人カ犯行當時着用シ居タル衣類カ果シテ縫ヒ居タリシヤ否ヤノ事実ハ証人GT嘉七TG信太郎兩名ノ証言及被告人ノ供述ノ信憑力如何ノミニ依リ判断スヘキモノナルカ如ク説示シタルハ明瞭ナリ然レトモ衣類ニ破綻ノ存シタリシヤ否ヤノ事実ヲ該衣類自体ヲ検査シテ判断ノ資料即チ心証ヲ得ルコトハ檢証ニ属スルコト論ヲ俟タス從テ裁判長カ右破綻ノ存否ニ付説示ヲ為スニハ主トシテ陪審員カ直接衣類ヲ点檢シタル際ニ得タル心証カ判断ノ主ナル資料ナルコト換言スレハ檢証ノ性質ヲ説示スヘキモノナルニ拘ラス事茲ニ出テスシテ証言及被告人ノ供述ノ信憑力ノミニ依リ判断スヘキモノト説示シタルハ明カニ法律違反ノ説示ナルヲ以テ原判決ハ此ノ点ニ於テモ亦破毀ヲ免レサルモノト信ス要之檢証ノ結果得タル心証ニ依リ証言及被告人ノ供述ノ信憑力如何ヲ判断スヘク説示スヘキモノナルニ全然其ノ順次ヲ顛倒シタル違法ノ説示ヲ為シタルモノナリト云フニ在レトモ○原審公判調書ヲ査閱スルニ原審ニ於テハ所論ノ衣類ハ単ニ証拠物トシテ之カ証拠調ヲ為シタルニ止リ所論ノ如ク檢証物トシテ証拠調ヲ為シタルモノニ非サルコト明瞭ナリ然ラハ所論ハ畢竟原審ノ為シタル証拠調ニ副ハサル事項ヲ前提トシタル攻撃ニ過キササルヲ以テ本論旨ハ其ノ理由ナシ弁護人湯島敏助上告趣意書第一点ヲ審終結決定ニ表示サレタル本件公訴事実ノ要旨ハ「被告人ハ予テ名古屋市南区□□町□□番地YG順二ノ不在勝ナルニ乗シ金品ヲ強取セント

企テ昭和三年十月十日留守居中ノYGかつニ対シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ且両手ニテ其ノ頸部ヲ締メテ一時同人ヲ昏倒セシメ其ノ間金品ヲ搜索中ナリシ処かつノ覺醒誰何シタルニヨリ茲ニ初メテ殺意ヲ生シかつノ頸部ヲ布切ニテ締メタル後現金四五十錢及外数点ノ物件ヲ強収シタルカかつニ付テハ致死ノ結果ヲ生セサリシモノ」ナリ即チ被告人カ当初かつニ対シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ其ノ頸部ヲ締メテ之ヲ昏倒セシメタル時ニ当リテハかつニ対スル殺意ナカリシコトハ決定ノ文詞自体ニ徴シ明白疑ナキ処ナリ然ルニ原審裁判長カ陪審員ニ対シ發シタル主問ニ依レハ「被告人ハ当初ヨリYGかつヲ殺害シテ金品ヲ強奪セント企テ布切ヲ以テかつノ首ヲ締メ人事不省ニ陥ラシメ順二所有ノ現金四五十錢其ノ他ノ物件ヲ奪取シタルカかつヲ殺害スルニ至ラサリシ事実アリヤ」(記録六六五頁)トアリテ被告人カ殺意ナクシテ為セル前段強盜ノ所為ヲ理由ナク削除シテ公訴事実ヲ要約シタルノ不法アリ強盜殺人カ其ノ罪迹ヲ蔽フ為ニセル殺人行為ト当初ヨリ殺人ノ決意ヲ以テセル強盜トハ刑法適用上ハ同法第二百四十条ニ該ル罪トシテ之ヲ同一視スルコトヲ得ンモ具体的事実トシテハ嚴乎タル相違アリテ後者ヲ以テ前者ヲ覆フ能ハサルハ勿論ニシテ犯罪ノ態様ニ於テ彼此甚大ナル區別ヲ存シ且其ノ情状ニ於テ亦同様ノ差異アルモノト云ハサルヘカラス然ルニ原審裁判長カ予審ノ決定ニ表示サレタル具体的事実ヲ無視シ其ノ犯罪ノ具體的態様ヲ任意ニ更改シテ前示ノ如キ主問ヲ發シタルハ其ノ手續ニ於テ違法アルモノト云ハサルヘカラス訴訟關係人ハ主問變更ノ權利ヲ有スト雖其ノ申立ナカリシコトヲ以テ右手続ノ違法ヲ消滅スルコト能ハス況ンヤ陪審員ニ対スル主問ハ実ハ公訴事実ニ関スル裁判長ノ説示ノ要約結晶ニ外ナラサルヲ以テ主問ノ形式ニ於テ不法ナルコトハ即チ説示其ノ物ノ法律ニ違反シタルコトニ帰着スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在リ【要旨】○依テ予

審終結決定書ヲ査閲スルニ同決定書ニハ所論ノ如キ記載アリテ其ノ趣旨ハ被告人ハかつヲ昏酔セシメ金品ヲ盜取セント企テ之カ実行ニ着手シタルモかつニ於テ意識ヲ回復シタル為其ノ目的ヲ遂クルコト能ハサリシヨリ更ニ同人ヲ絞殺シ金品ヲ奪取セント決意シ之カ実行行為ヲ為シタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト謂フニ在リテ所論ノ如ク強盜ノ罪跡ヲ蔽ハンカ為殺人ノ決意ヲ為シタリトノ趣旨ニアラサルコト右決定ノ全趣旨ニ徴シ毫モ疑ヲ容レス然ラハかつヲ昏酔セシメテ金品ヲ盜取セントシテ遂ケサリシ行為ハ別罪ヲ構成スルコトナク後ノ行為ト共ニ單一ナル強盜殺人未遂罪ヲ構成スヘキモノナレハ本件ニ於テ公判ニ付セラレタル犯罪事實ハ単ナル強盜殺人未遂罪ナリト謂ハサルヘカラス而シテ陪審法第七十九条第二項ニ依レハ裁判長カ陪審ニ對シ發スル主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成要素ニ屬スル事實ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スヘキモノナレハ本件ニ於テハ単ニ強盜殺人未遂罪ノ構成要素ニ屬スル事實ノ有無ニ付主問ヲ發スレハ足り爾余ノ附隨的事實ノ如キハ陪審ノ評議ニ付スルキハ陪審ノ評議ニ付スル必要ナキモノナリ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如キ主問ヲ發シ陪審ノ評議ニ付シタルハ正當ニシテ毫モ違法ノ点ナク本論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二点原審裁判所ハ前項掲記ノ如ク「被告人カ当初ヨリYGかつヲ殺害シテ金品ヲ強奪セントシタルモ殺人ニ付テハ致死ノ結果ヲ遂ケサリシモノナリヤ」トノ主問ヲ發シ之ヲ肯定スル陪審員ノ答申ヲ得タル以上原審裁判所ノ事實認定ハ右答申ノ範圍ヲ超ユルヘカラサルニ拘ラス其ノ判決ニ於テハ予審終結決定ニ於ケルカ如ク「被告人ハ当初YGかつニ「クロホルム」ヲ吸嗅セシメ且両手ニテかつノ頸部ヲ締メテ之ヲ昏倒セシメ金品ヲ強取セントシテ搜索中ナル」別個ノ事實ヲ附加シテ犯罪事實ヲ認定シ之ヲ被告ニ帰責シタルハ陪審法ノ根本精神タル其ノ手續ヲ無視シタル違法アルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レト

モ○原判決判示事實中所論ノ部分ハ陪審ノ評議ニ付シテ之カ判断ヲ為スコトヲ要スル事項ニアラサルコト既ニ前点ニ於テ説明シタルカ如クニシテ此ノ如キ事實ハ単ニ犯情ニ過キサルモノナルヲ以テ量刑ノ職權ヲ有スル原審カ陪審ノ評議ニ付セスシテ之ヲ判示シタルハ毫モ違法ニアラス從テ本論旨モ亦其ノ理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)以上説明スルカ如クナルニヨリ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ

主文ノ如ク判決ス

検事槓田麟二関与

④ I B 芳 (大審院強盜殺人未遂上告事件昭和4年6月24日判決「法律新聞」昭和4年12月10日)

●陪審ト主問

陪審法第七十九条第二項ニ依レハ裁判長カ陪審ニ對シ發スル主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成要素ニ屬スル事實ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スヘキモノナレハ犯罪構成要素ニ屬スル事實ノ有無ニ付主問ヲ發スレハ足り爾余ノ附隨的事實ノ如キハ陪審ノ評議ニ付スル必要ナキモノトス

●陪審檢事ト証拠ニ関スル陳述

檢事カ陪審法第七十六条所定ノ事實上ノ問題ニ付意見ヲ陳述スルニ當リ証拠ニ関スル陳述ヲ為スコトハ毫モ違法ニ非サルヲ以テ陪審裁判長カ檢事ノ右陳述ヲ阻止セサリシハ当然ナリ

○昭和四年(㊦)第五二五号

判決

本籍 山梨県中巨摩郡□□村字□□無番地
住居 名古屋市中区□□町字□田□□番地

無職 ST黨事

IB 芳

(明治四十年十二月□日生)

右強盜殺人未遂被告事件ニ付昭和四年三月六日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】 弁護人小幡良平八木力三上告趣意書第一点原判決ハ訴訟手續ニ於テ法律ニ違反セリ陪審法第七十六条ハ証拠調終リタル後検事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシト規定セリ右ノ如ク法律力陪審裁判ノ最も重要トスル陪審員ノ犯罪成否ノ答申前ニ於テハ検事被告人及弁護人ニ対シ事件ニ対スル意見陳述ノ範圍ヲ犯罪ノ構成要素ノ点ニ限定シタルハ他ナシ検事又ハ弁護人カ普通刑事訴訟手續ニ於ケル論告弁論ノ如ク被告人ノ経歴性行前科ノ有無等ハ勿論親族近親者ノ経歴等迄モ引用シ被告人ノ攻撃又ハ擁護ノ弁論ヲ為サンカ裁判ニ經驗ナキ陪審員ヲシテ事実上ノ証拠ニ依リ犯罪ノ成否ヲ判断スル以前早クモ検事又ハ弁護人ノ陳述セル前記ノ如キ犯罪以外ノ事実又ハ事情ニ関スル意見ニ捉ハレ被告人ハ其ノ経歴性行悪シク犯行ノ習癖アリタル者ナルヲ以テ本件犯行モ亦当然被告人ノ所為ナラント予断シ時ニ或ハ之ト正反対ノ予断ヲ抱クカ如キコト絶無ニアラサルヘシト考慮シ陪審員ヲシテ事実ノ判断ニ迷ハサシメサラシ

トヲ期シ同法第七十六条ノ如キ厳格ナル規定ヲ置キタルモノナルコト蓋シ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ本件ニ付検事ハ第一回ノ意見ヲ陳述スルニ当リ其ノ冒頭ニ於テ被告ハ偽ヲ言フ性格ノ持主テアル嘘ハ泥棒ノ始マリテアルト前提シ被告人ハ自己ノ姓カIBナルニ拘ラスSTト云ヒ「クロロホルム」ヲ買フ時ハ医科大学二年生ナリト偽リYG美佐尾ニ対シテハ自己ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ其他一件記録ニ表ハレタル被告人ノ嘘陳ヲ挙説シテ被告人ハ常ニ嘘ヲ言ヒ居ル男ナリト縷々陳述シタリ斯ル場合裁判長ハ検事ニ対シ直ニ其意見陳述ヲ阻止スヘキ権利義務ヲ有スルニ拘ラス毫モ之ヲ為サシテ陪審員ニ聴取セシメタリ以上ノ如キ意見ノ陳述ハ被告人ノ本件犯行ノ否認モ亦虚偽ナリト判定スヘキモノナルカ如ク暗ニ聴取(陪審員ヲシテ)セラレ明カニ陪審法第七十六条ノ訴訟手續ニ違背シタルモノナルヲ以テ当然破壊セラルヘキモノト信ス公判調書ニ於テハ検事ノ意見モ単ニ其ノ要領ヲ記載サレタルニ止リ上告論旨ニ恰合スル記載ナキヲ以テ本件公判記事ノ新聞紙ヲ添付シ弁明ノ資料ト為シタリト云フニ在リ依テ原審公判調書ヲ査閱スルニ検事ハ原審公廷ニ於テ陪審法第七十六条所定ノ意見ヲ述フルニ方リ被告人ハ自己ノ姓カIBナルニ拘ラスSTト云ヒ「クロロホルム」ヲ買フトキハ医科大学二年生ナリト偽リYG美佐尾ニ対シテハ自分ハ熱田警察署ノ巡查ナリト申シ常ニ嘘ヲ云ヒ居ル男ナル旨陳述シタルコト明カナルモ此等ノ事実ハ孰レモ原審公廷ニ於テ被告人若ハ証人ノ供述シタルモノニ係リ検事ハ被告人ノ公訴事実ニ関スル供述ノ真否ヲ判断スヘキ資料トシテ斯ル陳述ヲ為シタルモノナルコト該調書ニヨリ頗ル明確ナリ而シテ検事力陪審法第七十六条所定ノ事実上ノ問題ニ付意見ヲ陳述スルニ方リ此ノ如ク証拠ニ関スル陳述ヲ為スコトハ毫モ該法条ニ違反スルモノニ非サレハ原審裁判長カ検事ノ右陳述ヲ阻止セザリシハ洵ニ当然ノコトニ属ス其ノ他検事力原審公廷

ニ於テ所論ノ如キ爾余ノ陳述ヲ為シタルコトハ原審公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ関スル唯一ノ証明資料タルヘキ原審公判調書ニ依リテハ之ヲ認ムルニ由ナシサレハ原審訴訟手續ニハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人湯島敏助上告趣意書第一点予審終結決定に表示サレタル本件公訴事實ノ要旨ハ「被告人ハ予テ名古屋市南区□□町□□番地YG順二ノ不在勝ナルニ乗シ金品ヲ強取セント企テ昭和三年十月十日留守居中ノYGかつニ対シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ且両手ニテ其頸部ヲ締メテ一時同人ヲ昏倒セシメ其ノ間金品ヲ搜索中ナリシ処かつノ覺醒誰何シタルニヨリ茲ニ初メテ殺意ヲ生シかつノ頸部ヲ布切ニテ締メタル後現金四五十錢及外数点ノ物件ヲ強取シタルカかつニ付テハ致死ノ結果ヲ生セサリシモノナリ」即チ被告人カ当初かつニ対シ「クロロホルム」ヲ吸嗅セシメ其ノ頸部ヲ締メテ之ヲ昏倒セシメタル時ニ当リテハかつニ対スル殺意ナカリシコトハ決定ノ文詞自体ニ徴シ明白疑ナキ処ナリ然ルニ原審裁判長カ陪審員ニ対シ發シタル主問ニ依レハ「被告人ハ当初ヨリYGかつヲ殺害シテ金品ヲ強奪セント企テ布切ヲ以テかつノ首ヲ締メ人事不省ニ陥ラシメ順二所有ノ現金四五十錢其ノ他ノ物件ヲ奪取シタルカかつヲ殺害スルニ至ラサリシ事實アリヤ」(記録六六五頁)トアリテ被告人カ殺意ナクシテ為セル前段強盜ノ所為ヲ理由ナク削除シテ公訴事實ヲ要約シタルノ不法アリ強盜殺人カ其ノ罪迹ヲ蔽フ為ニセル殺人行為ト当初ヨリ殺人ノ決意ヲ以テセル強盜トハ刑法適用上ハ同法第二百四十条ニ該ル罪トシテ之ヲ同一視スルコトヲ得ンモ具體的事実トシテハ嚴乎タル相違アリテ後者ヲ以テ前者ヲ覆フ能ハサルハ勿論ニシテ犯罪ノ態様ニ於テ彼此甚大ナル區別ヲ存シ且其ノ情状ニ於テ亦同様ノ差異アルモノト云ハサルヘカラス然ルニ原審裁判長カ予審ノ決定ニ表示サレタル具體的事実ヲ無視シ其ノ犯罪ノ具體

的態様ヲ任意ニ更改シテ前示ノ如キ主問ヲ發シタルハ其ノ手續ニ於テ違法アルモノト云ハサルヘカラス訴訟關係人ハ主問變更ノ權利ヲ有スト雖其ノ申立ナカリシコトヲ以テ右手續ノ違法ヲ消滅スルコト能ハス況ンヤ陪審員ニ対スル主問ハ実ハ公訴事實ニ関スル裁判長ノ説示ノ要約結晶ニ外ナラサルヲ以テ主問ノ形式ニ於テ不法ナルコトハ即チ説示其ノ物ノ法律ニ違反シタルコトニ帰着スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在リ依テ予審終結決定書ヲ査閱スルニ同決定書ニハ所論ノ如キ記載アリテ其ノ趣旨ハ被告人ハかつヲ昏醉セシメ金品ヲ強取セント企テ之カ実行ニ着手シタルモかつニ於テ意識ヲ回復シタル為其ノ目的ヲ遂クルコト能ハサリシヨリ更ニ同人ヲ絞殺シ金品ヲ奪取セント決意シ之カ実行々為ヲ為シタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト謂フニ在リテ所論ノ如ク強盜ノ罪跡ヲ蔽ハンカ為殺人ノ決意ヲ為シタリトノ趣旨ニアラサルコト右決定ノ全趣旨ニ徴シ毫モ疑ヲ容レス然ラハかつヲ昏醉セシメテ金品ヲ強取セントシテ遂ケサリシ行為ハ別罪ヲ構成スルコトナク後ノ行為ト共ニ單一ナル強盜殺人未遂罪ヲ構成スヘキモノナレハ本件ニ於テ公判ニ付セラレタル犯罪事實ハ單一ナル強盜殺人未遂罪ナリト謂ハサルヘカラス而シテ陪審法第七十九条第二項ニ依レハ裁判長カ陪審ニ対シ發スル主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成要素ニ属スル事實ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スヘキモノナレハ本件ニ於テハ單一強盜殺人未遂罪ノ構成要素ニ属スル事實ノ有無ニ付主問ヲ發スレハ足り爾余ノ附随的事実ノ如キハ陪審ノ評議ニ付スル必要ナキモノナリ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如キ主問ヲ發シ陪審ノ評議ニ付シタルハ正当ニシテ毫モ違法ノ点ナク本論旨ハ其ノ理由ナシ以上説明スルカ如クナルニヨリ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月二十四日、大審院第五刑事部、裁判長判事板倉松太郎、判事清水孝藏、判事江崎定次郎、判事矢部克己、判事豊水道雲

⑤ B N 仙助 (名古屋地方裁判所強盜強姦未遂被告事件昭和4年3月8日判決)

判決

本籍 愛知県海部郡□□村大字□□字□□田□□番地
住居 同上

建具職

B N 仙助

明治廿六年十一月□□日生

右強盜強姦未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事永岡外次関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

陪審費用並証人 S K 仁三郎ニ支給シタルモノヲ除キ其余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年十二月十日愛知県海部郡□□村大字□□字□□田□番地先路上及附近田圃ニ於テ酔余 I T つね(当四十七年)ニ対シ暴行ヲ加ヘテ姦淫セントシ強テ同人ニ乘リ掛リタルモ同人ニ於テ之ヲ拒ミ飽クマテ抵抗シタルタメ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ而シテ同被告人ハ昭和二年四月十四日名古屋区裁判所ニ於テ窃盜罪ニ因リ懲役八月ニ処セラレ本

件犯行前其ノ刑ノ執行ヲ了リタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第七十七条第七十九条ニ該当シ再犯ニ係ルヲ以テ同法第五十六条第五十七条第十四条ニ依リ法定ノ加重ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ量刑処断スヘク訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ其負担ヲ定ムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月八日

名古屋地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

渡邊 久 印

判事

梶村 謙吾 印

判事

古川 鍵三郎 印

⑥ O T 増治 (名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月4日判決)

判決

本籍 愛知県額田郡□□町大字□□岡□□百□□番戸

住所 同上

O T 増治

明治四十年三月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事永岡外次関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シタル上其答申ヲ採択シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ハ無罪

理 由

被告人ハ〇T兼三郎ノ二男ナルカ実兄磯五郎ハ性粗暴ニシテ飲酒ヲ好ミ毫モ家業ニ従事セサルノミナラス屢々父兼三郎ニ対シ暴行ヲ加ヘ殺害スヘキ旨放言シ同人ヲ脅迫シ居リタルカ昭和四年四月三日昼母あきカ屋外ニ於テ養鶏等ニ従事中ナリシニ拘ラス内部ヨリ表入口及雨戸ヲ閉チ掛金ヲ施シ同人ヲ困却セシメタルヨリ同日午後八時頃右事実ヲ聞知セル父兼三郎ハ磯五郎ニ対シ其不都合ヲ詰責シタルニ同人ハ却テ之ヲ怒リ兼三郎ノ頭部ヲ手ニテ殴打シ同人ノ逃クルヲ追跡シテ座敷内ニ到リ出刃包丁ヲ以テ其前額部ニ斬リ付ケ全治迄約一週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルヨリ之ヲ知リタル被告人ハ直ニ父兼三郎ヲ救助セント欲シ長約一尺六寸ノ火吹竹ヲ携ヘ其場ニ駆セ付ケ之ヲ以テ磯五郎ノ手首ヲ毆打シタルカ同人ハ更ニ被告人ニ対シ同人ヲモ殺害スヘキ旨申聞ケタルヨリ被告人ハ前記火吹竹ヲ以テ同人ノ頭部及面部ヲ乱打シタル後同人ヲ倒シタルモ被告人ハ若シ磯五郎力再ヒ起上リ来ランニハ同人ヨリ兼三郎及自己カ如何ナル危害ヲ被ムルニ至ルヤモ知ルヘカラスト思料シ、自己ノ両手ヲ以テ磯五郎ノ着衣ノ襟ヲ取り之ヲ以テ其頸部ヲ絞扼シ因テ之ヲ窒息死ニ致シタルモノナルモ其所為ハ磯五郎ノ急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ父兼三郎ノ身体生命ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタルモノナルヲ以テ刑法第三十六条第一項ニ依リ之ヲ罰セサルモノトシ陪審法第九十七条第三項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月四日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事

稻田 競

判事

中川 衛

判事

松村篤郎

⑦HD小喜久(名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和4年7月9日判決)

判 決

本籍 堺市□□町東□丁目□□□番地屋敷

住所 不 定

無 職

HD小喜久

明治三十三年八月□□日生

右之者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事永岡外次関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シタル上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但未決勾留日数中百日ヲ本刑ニ算入ス

押収物件中証第六号ノ手拭ハ之ヲ没収ス

陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ心神耗弱者ナル処昭和四年一月十六日午后四時頃一宮市大字□□字□□□畑□□

○番地被告人旧居宅ナリシ空家内奥四畳半ノ間ニ於テ予テ知合ナル名古屋市東区□□町字□□百□□番地KM事KTらい(当六十四歳)ト賭博金支払ノ事ヨリ争論シらいカ被告人ヲ毆打シタルヨリ憤激シ所携ノ手拭(証第六号)ヲらいノ頸部ニ捲キ付ケ之ヲ緊縛シテ同人ヲ窒息死ニ致シタルモノナリ
法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルトコロ心神耗弱者ナルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条ニ則リ減輕シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百日ヲ本刑ニ算入シ押収物件中証第六号ノ手拭ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人ノ所有ニ属スルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告人ノ負担スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月九日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事

稲田

競印

判事

堀内

齊印

判事

加藤

英恭印

⑧GT弘(名古屋地方裁判所放火被告事件昭和4年10月10日判決)

判決

本籍 広島県賀茂郡□□町□千□百□□番地

住居 豊橋市□□町□□番地

製糸業

GT弘

明治三十六年九月□生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事徳江治之助関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付キ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

陪審ニ関スル費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ

全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年四月頃ヨリ豊橋市□□町字□□番地SK末一ヨリ同人所有ノ同地所在ノ二階建家屋ヲ賃借シ内縁ノ妻ITはな及工女等ト共ニ之ニ居住シ製糸業ニ従事シ居リタル処昭和三年八月三日NH簡易火災保険株式会社ト右家屋内ニ在リタル自己所有ノ商品家財道具類ヲ保険ノ目的物トシテ保険金千七百円同年十月二十三日同会社ト右商品ノ目的物トシテ保険金千七百円、昭和四年四月二十六日FK火災海上保険株式会社ト右商品機械類ヲ目的物トシテ保険金千円ノ各火災保険契約ヲ締結シタルカ同年四月頃製糸機械類ヲ増設シ業務ヲ拡張シタル為メ約五百円ノ負債ヲ生シ尚其資金ニモ窮シタルヨリ右保険ノ目的物ヲ焼キ保険金ヲ騙取スル目的ヲ以テ右住宅ヲ焼燬センコトヲ企テ昭和四年四月二十九日午後七時頃右ハナ及工女等家族全部ヲ活動写真見物ノ為メ外出セシメ二階五畳ノ間ニ在リタル衣類等ニ燐寸ヲ以テ放火シ右住宅及之ニ接続セルSK末一方住宅ノ一部ヲ焼燬シタ

ルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中有期懲役刑ヲ選
択シ被告人ヲ懲役六年ニ処スヘク陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三
十七条ニ則リ被告人ノ負担トスヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十月十日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事 稲田 競 印

判事 中村 主税 印

判事 熊澤 恪郎 印

◎J N 鶴吉 (名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和5年1月28日判決)

判決

本籍 愛知県西春日井郡□□村大字□□切□百□□番地

住居 同上

農兼日雇 J N 鶴吉

明治三十六年五月□日生

右ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事徳江治之助関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ
付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但未決拘留日数百五十日ヲ本刑ニ算入ス

押収ニ係ル匕首一振(証第一号)ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年五月十日肩書居字J E寺ノ上棟式ニ招カレ飲酒シタル末同日午後五時頃
其庫裏ニ於テJ N忠七ト口論ヲ為シタルヨリ其場ニ在リタルJ N留次郎カ被告人ヲ宥メテ
連帰ラントシ同寺山門ニ差蒐ルヤ被告人カ猶余憤ヲ訴ヘテ已マサリシ為メ遂ニ留次郎ハ当
日被告人カ前記J E寺ヨリ貰ヒ受ケタル法被ニ関シ「実行組合ニ加入シ居ラス組ノ交際ス
ラ出来サルカ如キ信用ナキ者ニ絆纏ヲ着セルハ惜シカ着セテ遣リシ」旨ノ言辞ヲ弄シ多人
数ノ前ニテ被告人ヲ侮辱シタルヨリ性来短慮ノ被告人ハ茲ニ一層憤怒シ直ニ名古屋市中区
□□町□丁目J Nぎん方ヨリ予テ預ケ置キタル匕首(証第一号)ヲ受取り来リタル上同日
午後七時頃前同字□□番戸J N釜吉方ニ赴キ同家ニ居合セタル留次郎ニ対シ曩ノ失言ヲ
詰リ一二言口論ノ上突如匿シ持チタル前記匕首ヲ以テ同人ノ右側胸部ヲ突刺シ長サ約四仙
米ノ刺創ヲ負ハシメ因テ同人ヲシテ胸腔内出血ニ因ル繼發性肋膜炎ニ罹ラシメ遂ニ同月
二十三日之ヲ死ニ致シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其所定期刑範圍内ニ
於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決拘留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算
入スヘク押収ニ係ル匕首一振(証第一号)ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ
属セサルヲ以テ同法第十九条ニ従ヒ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一

項ニ則リ陪審費用ヲ除キ其他ヲ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年一月二十八日

名古屋地方裁判所刑事部

裁判長判事

稻田 競 印

判事 中村 主税 印

判事 荻本 亮逸 印

⑩ Y G 清之助 (名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和5年3月4日判決)

判決

本籍 三重県四日市市□町□千□百□□□番地

住居 名古屋市西区□町□番地 U S 事 H T 秋次郎方

雇人

Y G 清之助

明治卅九年九月□日生

右ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事徳江治之助関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役壹年六月ニ処ス

但未決拘留日数中九拾日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年四月頃ヨリ名古屋市西区□□町 N M 遊郭貸座敷 T S 楼 I G 宮吉方抱娼妓 F K 事 I D キソ (当二十年) ト馴染ヲ重ネ来リタルトコロ同人カ被告人ニ対シ厚意ヲ寄スルコト極メテ深ク日毎ニ其情ヲ加フルニ至リタルヨリ斯クテハ互ニ身ノ破滅ヲ来スコトナキヤヲ憂慮シタル余リ同年九月二十六日夜前記 T S 楼方「キソ」ノ居室ニ於テ同人ニ対シ此際一先ツ従来ノ關係ヲ断タントスルノ意ヲ告ケタルニ「キソ」ニ於テハ其真意ヲ諒解セス却テ被告人カ他ニ情婦アリテ「キソ」ヲ振り捨ツルモノ、如ク誤解シテ怨言嫉妬シ被告人カ縷々其真意ヲ陳ヘテ之ヲ慰撫スルモ更ニ肯カス狂態ヲ演シタル為メ被告人ハ其場ノ処置ニ窮シ翌二十七日午前零時過頃在リ合セノ手拭 (証第一号) ヲ以テ泣キ居ル「キソ」ノ後方ヨリ其頸部ヲ絞扼スルノ挙ニ出テ因テ同人ヲ其場ニ昏倒セシメ之カ為メ同人ヲシテ其頸部其他ニ全治迄三週間ヲ要スル皮下溢血等ノ絞傷ヲ蒙ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四條項ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ其所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役壹年六月ニ処シ尚同法第二十一條ニ則リ未決拘留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ從ヒ陪審費用ヲ除ク其他ヲ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年三月四日

名古屋地方紙唾判所刑事部

裁判長判事

稻田 競 印

判事 中村 主税 印

① I I 國光 (大審院放火上告事件昭和6年11月2日判決「大審院刑事判例集」第10卷第10号)

●放火被告事件 (昭和六年(丑)第一〇四九号 破棄差戻)
(同年十一月二日第一刑事部判決)

【上告人】 被告人 I I 國光 弁護士 山田嘉八・岡田庄作

【第一審】 名古屋地方裁判所

○判示事項

陪審事件ニ於ケル説示ト公判廷に現ハレサル証拠

○判決要旨

裁判長カ陪審ニ対シ公判準備手續ニ於ケル被告人ノ供述ノ要領ヲ説示セントセハ先ツ其ノ公判準備調書ニ付証拠調手續ヲ為スコトヲ要ス

【参照】陪審法第七十六条 証拠調終リタル後検事、被告人及弁護士ハ犯罪ノ構成要素ニ関

スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

弁護士人数アル場合ニ於テ被告人ノ為ニスル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ為スコトヲ得ス
 公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得ス
 被告人又ハ弁護士ニハ最終に陳述スル機会ヲ与フヘシ

同法第七十七条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及

問題トナルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申
 スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

同法第一百四条 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

○事實

原審裁判所ハ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役五年ニ処シ未決勾留日
 数中百日ヲ本刑ニ算入スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ昭和五年八月二十六日ヨリ同月三十日迄ノ間藪ノ乾燥人夫トシテTD國雄外一名ト
 共ニ居村大字□□字□□製糸業II政一方ニ雇ハレ同家ニ起臥シタルコトアリシカ其ノ際
 同家女工NN照美(当二十二年)ニ懸想シタルモ小心ナル被告人ハ其ノ意中ヲ打明クルヲ得
 スシテ歸宅シタルモ其ノ後鬱鬱トシテ樂マス偶々其ノ当時雇主政一ヨリ自己ニ支払ハレタル
 労銀カ他ノ二名ニ比シテ少額ナリシヨリ政一二其ノ不足ヲ訴ヘタル処同人ヨリ「人ニ依ル」
 ト拒絶セラルルヤ深ク政一ヲ恨ミ居リタル折柄

第一 同年九月九日夜居村小学校ニ開演セラレタル健康保険ノ活動写真ニハ照美モ必スヤ観
 覧ニ赴クヘシト思惟シ切ナル思慕ノ情ヲ抱キ同校ニ到リ同人ノ姿ヲ尋ネタルモ見当ラサリ
 シヨリ失望シテ同校ヲ出テ同夜九時半頃政一方前ノ路上ニ赴キ私カニ照美ノ姿ヲ求メタル
 モ之レ亦認ムルヲ得サリシヨリ茲ニ被告人ハ右政一方ニ放火シテ日頃ノ鬱憤ヲ霽ラスト共
 ニ其ノ混乱ニ乗シテ照美ヲ瞥見スル機会ヲ得ント企テ右政一方住宅ヲ焼燬スル目的ヲ以テ
 同人方工場裏ノ軒下ニ放置シアリタル長サ三尺位ノ杉皮束ノ一端ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火
 シ因テ同工場三棟全部及同住宅ノ桁欄間庇屋根等ノ一部ヲ焼燬シ

第二 其ノ後照美ト会合スルノ機会ナカリシヨリ其ノ機ヲ得ンカタメ同年十月八日午後九時
 頃前記□□字□□所在ノ右政一所有ノ新築工場ヲ焼燬センコトヲ決意シ該工場内大枿場
 ニ到リ同所ニアリタル匏屑等ニ所持ノ燐寸ヲ以テ放火シタルモ大枿機ノ土台木繋子枿棚板

等ノ一部ヲ燒燬シタルノミニシテ同工場燒燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノニシテ
以上ハ犯意繼續ニ係ルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ所為ハ刑法第八八條ニ判示第二ノ所為ハ同法第九九條第一
項第十二條ニ各該當スルトコロ以上ノ所為ト第二ノ所為トハ犯意繼續ニ係ルヲ以テ同法第
五十五條ニヨリ前者ノ刑ニ從ヒ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ
懲役五年ニ処スヘク尚刑法第二十一條ニ則リ未決勾留日數中百日ヲ右本刑ニ算入スヘキモノ
トス

尚原審裁判長ハ公判準備調書ニ付証拠調ヲ為ササリシニ拘ラス公判準備手續ニ於ケル被告人
ノ供述ヲ証拠トシテ説示シタリ

○理由

弁護人岡田庄作上告趣意書第一点原審ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「(前略) 次ニ給
料ニ関スル事ニ付テハ被告人ハ公判廷テハ不景氣ノ際テアリ一日一円十錢位シカ貰ヘヌタラ
ウト思フテ居タト申シマシタカ私力準備ノ際調ヘマシタ時ハ被告人ハTD國雄ハ自分ハ以前
ニモ一円三十錢位宛貰ツタカラオ前モ夫レ位貰ヘルカト思ツテ居タト申シテ居リマシタ(以
上六〇二丁裏) (中略) 尚以上ノ放火ニ付被告人ノ自白ニ依レハ被告人ハ煙草ニ使フマツチ
ヲ持ツテ居タノテソレテ放火シタト云フコトニナツテ居リマスカ被告人ハ公判ニハ自分ハ煙
草ヲ喫マス從テ常ニマツチハ携帯シテ居ラヌト申シテ居リマシタカ私力準備ノ際ニ調ヘ
タ時ニハ被告人ハ家テハ煙草ハ喫マヌカ外ニ行ク時ハ朝日煙草ヲ持テ行キマツチモ携帯スル
ト申述ヘテ居リマシタ」(以上六〇六丁裏) ト説示シアリテ裁判長ハ公判準備調書ニ於ケル
被告人ノ供述ヲ援用シテ説示ヲ為シ陪審員ハ此ノ説示ニ基キ評決ヲナシタルモノナルコト明

ナリ然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ右公判準備調書ハ之ヲ公判廷ニ顯出シ被告人ニ読聞ケ其
ノ意見反証ヲ求メタル事迹ノ窺知スヘキモノアルコトナシ既ニ然リトセハ原審陪審裁判ハ適
法ニ証拠調ヲ為ササル証拠ヲ評決ノ証拠ニ供シタル違法アルト共ニ陪審法第七十六條第三項
ノ規定ニ違背スルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ
【要旨】○原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ原審裁判長ハ論旨ニ指摘セルカ如ク説
示ヲ為シタル事実洵ニ明ナリ按スルニ公判ト公判準備トハ別箇ノ手續ニ属スルコト勿論ニシ
テ陪審事件ニ於テモ被告人カ公判外ナル公判準備手續ニ於テ為シタル供述ハ之ヲ証拠ニ採用
シ得ヘキ場合アルコト陪審法第七十三條以下ノ規定ニ照シ疑ナキ所ナリト雖陪審事件ノ裁判
長カ所謂第一次弁論ノ終結後陪審法第七十七條ニ準拠シ説示ヲ為スニ當リ該公判準備手續ニ
於テ被告人ノ為シタル供述ノ要領ヲ説示セントセハ其ノ弁論終結前該供述ヲ録取セル公判準
備調書ヲ一ノ書証トシテ公判廷ニ顯出セシメ之ヲ被告人ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メサルヘ
カラサルモノトス蓋シ陪審事件ニ在リテハ所謂第一次ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪
ノ構成ニ関シ法律上ノ論點及問題トナルヘキ事實並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪事實構成ノ有無
ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スルモノニシテ陪審員ハ其ノ説示ニ基キ問題ト為ルヘ
キ事實並証拠ノ關係ヲ理解シ犯罪構成事實ノ有無ヲ評決スルモノナルカ故ニ陪審員ノ列席セ
サル公判準備手續ニ於テ訊問シタル被告人ノ供述ノ如キハ公判廷ニ於テ適法ニ其ノ証拠調ノ
手續ヲ為ササル限り陪審員其ノ証拠ノ内容ヲ知ルニ由ナク從テ斯ノ如キ証拠カ裁判長ノ説示
中ニ包含スルトキハ公判廷ニ現ハレサル証拠ニ基キ陪審ノ評決ヲ見ルニ至ルヘク陪審法カ其
ノ第七十六條第三項ニ於テ公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得スト規定シタル
法ノ精神ニ背反スルニ至ルヘケレハナリ仍テ進ンテ原審公判調書ヲ精査スルニ原審公判ニ於

テハ叙上被告人カ其ノ公判準備手續ニ於テ為シタル供述殊ニ憐寸ヲ携帯セリトノ重要ナル点ヲ録取セル公判準備調書ニ付適法ニ証拠調ヲ為シタル事迹ノ見ルヘキモノナキカ故ニ所論原審裁判長ノ説示ハ法律ニ違反シタルモノナリト云ハサルヲ得ス本論旨ハ理由アリ

叙上ノ理由ニ基キ原判決ハ陪審法第七十六条第四百条第五号ニ則リ破毀ヲ免カレサルカ故ニ爾余ノ上告論旨ニ対シテハ逐一其ノ説明ヲ省略シ刑事訴訟法第四百四十七条陪審法第五百条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松井和義関与

⑪ I I 國光（大審院放火上告事件昭和6年11月2日判決「法律新聞」昭和6年12月20日）

●公判準備ニ於ケル被告人ノ供述ト陪審員ニ対スル説示

陪審事件ノ裁判長カ第一次弁論ノ終結後陪審法第七十七条ニ準拠シ説示ヲ為スニ当リ該公判準備手續ニ於テ被告人ノ為シタル供述ノ要領ヲ説示セントセハ其弁論終結前該供述ヲ録取セル公判準備調書ヲ一ノ書証トシテ公判廷ニ頭出セシメ之ヲ被告人ニ読聞ケ其ノ意思反証ヲ求メサルヘカラス

○昭和六年（れ）第一〇四九号

判 決 （新判例）

本籍並住居愛知県葉栗郡□□村大字□□字□原□□番地

農

I I 國光

（明治四十一年八月□日生）

右放火並同未遂被告事件ニ付昭和六年四月二十四日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採摺シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】原判決ヲ破毀ス事件ヲ名古屋地方裁判所ニ差戻ス

【理由】弁護人岡田庄作上告趣意書第一点原審ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ（前略）次ニ給料ニ関スル事ニ付テハ被告人ハ公判廷テハ不景氣ノ際テアリ一日一円十錢位シカ貰ヘヌタラウト思フテ居タト申シマシタカ私カ準備ノ際調ヘマシタ時ハ被告人ハTD國雄ハ自分ハ以前ニモ一円三十錢位宛貰ツタカラ才前モ夫レ位貰ヘルカト思フテ居タト申シテ居リマシタ（以上六〇二丁裏）（中略）尚以上ノ放火ニ付被告人ノ自白ニ依レハ被告人ハ煙草ニ使フマツチヲ持テ居タノテソレテ放火シタト云フコトニナツテ居リマスカ被告人ハ公判ニハ自分ハ煙草ヲ喫マス從テ常ニマツチハ携帯シテ居ラヌト申シテ居リマシタカ私カ公判準備ノ際ニ調ヘタ時ニハ被告人ハ家テハ煙草ハ喫マヌカ外ニ行ク時ハ朝日煙草ヲ持テ行キマツチモ携帯スルト申述ヘテ居リマシタ（以上六〇六丁裏）ト説示シアリテ裁判長ハ公判準備調書ニ於ケル被告人ノ供述ヲ採用シテ説示ヲ為シ陪審員ハ此説示ニ基キ評決ヲナシタルモノナルコト明ナリ然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ右公判準備調書ハ之ヲ公判廷ニ頭出シ被告人ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル事迹ノ窺知スヘキモノアルコトナシ既ニ然リトセハ原審陪審裁判ハ適法ニ証拠調ヲ為ササル証拠ヲ評決ノ証拠ニ供シタル違法アルト共ニ陪審法第七十六条第三項ノ規定ニ違背スルモノニシテ原判決ハ此点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ

【判決理由】原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ原審裁判長ハ論旨ニ指摘セルカ如ク説示ヲ為シタル事實洵ニ明ナリ按スルニ公判ト公判準備トハ別箇ノ手續ニ属スルコト勿論ニ

シテ陪審事件ニ於テモ被告人カ公判外ナル公判準備手續ニ於テ為シタル供述ハ之ヲ証拠ニ採用シ得ヘキ場合アルコト陪審法第七十三条以下ノ規定ニ照シ疑ナキ所ナリト雖陪審事件ノ裁判長カ所謂第一次弁論ノ終結後陪審法第七十七条ニ準拠シ説示ヲ為スニ当リ該公判準備手續ニ於テ被告人ノ為シタル供述ノ要領ヲ説示セントセハ其ノ弁論終結前該供述ヲ録取セル公判準備調書ヲ一ノ書証トシテ公判廷ニ顯出セシメ之ヲ被告人ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メサルヘカラサルモノトス蓋シ陪審事件ニ在リテハ所謂第一次ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事實並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪事實構成ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スルモノニシテ陪審員ハ其ノ説示ニ基キ問題ト為ルヘキ事實並証拠ノ關係ヲ理解シ犯罪構成事實ノ有無ヲ評決スルモノナルカ故ニ陪審員ノ列席セサル公判準備手續ニ於テ訊問シタル被告人ノ供述ノ如キハ公判廷ニ於テ適法ニ其ノ証拠調ノ手續ヲ為ササル限り陪審員其ノ証拠ノ内容ヲ知ルニ由ナク從テ斯ノ如キ証拠カ裁判長ノ説示中ニ包含スルトキハ公判廷ニ現ハレサル証拠ニ基キ陪審ノ評決ヲ見ルニ至ルヘク陪審法カ其ノ第七十六条第三項ニ於テ公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得スト規定シタル法ノ精神ニ背反スルニ至ルヘケレハナリ仍テ進シテ原審公判調書ヲ精査スルニ原審公判ニ於テハ叙上被告人カ其ノ公判準備手續ニ於テ為シタル供述殊ニ燐寸ヲ携帯セリトノ重要ナル点ヲ録取セル公判準備調書ニ付適法ニ証拠調ヲ為シタル事迹ノ見ルヘキモノナキカ故ニ所論原審裁判長ノ説示ハ法律ニ違反シタルモノナリト云ハサルヲ得ス本論旨ハ理由アリ、叙上ノ理由ニ基キ原判決ハ陪審法第七十六条第四百条第五号ニ則リ破毀ヲ免カレサルカ故ニ爾余ノ上告論旨ニ対シテハ逐一其ノ説明ヲ省略シ刑事訴訟法第四百四十七条陪審法第一百五号ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松井和義関与

昭和六年十一月二日、大審院第一刑事部、裁判長判事泉ニ新熊、判事日高要次郎、判事三宅正太郎、判事齋藤三郎、判事杉浦忠雄

⑭ K T 平四郎（大審院放火上告事件昭和7年7月9日）

●昭和七年（れ）第五七九号

判 決 書

本籍 名古屋市中区□□町字□原□□番地ノ□
住居 名古屋市中区□□通□丁目□□番地
置製造業

K T 平四郎

（明治十九年八月□日生）

右放火被告事件ニ付昭和七年二月二十四日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス
理 由

弁護人齋藤最上告趣意書第一点被告人 K T 平四郎ニ対スル放火被告事件ノ陪審公判ハ昭和七年二月二十三日及同二十四日名古屋地方裁判所陪審法廷ニ於テ開廷セラレ証人 I T つね及同 K T 義秀ハ七月二十四日訊問ヲ受ケタルコトハ原審弁護人宮崎巖雄ノ証明書ニヨリ明瞭ナルニ拘ハラス原審公判調書ニヨレハ前記両証人ハ同月二十三日取調ヘタル旨ノ記載アリ公判手續力適法ニ行ハレタルヤ否ヲ証スヘキ公判調書ニ斯ノ如キ重要ナル事項ニ付事實

ニ符合セサル記載アルニ於テハ其ノ他ノ公判手続モ適正ニ進行シタルヤ否不明ナルヲ以テ結局原審公判調書ニヨリテハ本件被告人ニ対スル放火事件ノ陪審公判手続力適法ニ進行シタルヤ否証明シ得サルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信ス（此ノ点訊問ヲ受ケタルITつねKT義秀ヲ以テ立証シ得ヘキハ勿論當時ノ新愛知、名古屋、名古屋毎日新聞等ノ記事ニヨルモ明瞭ナルノミナラス原審裁判所ニ照会セラルルモ恐ラクハ否定セラルルカ如キコトナカラン故ニ公判手続ノ適正ニ行ハレタルヤ否公判調書ニヨツテ証明シ得ヘク他ノ証拠ヲ以テ之ヲ左右シ得サルノ一片ノ理屈ヲ以テ右論旨ヲ排斥シ大審院ノ權威ヲ失墜セシムナランコトヲ望ム）ト云フニ在レトモ所論公判調書ニハ証人ITつね及同KY義秀カ本件二付名古屋地方裁判所陪審法廷ニ於テ訊問セラレタルハ昭和七年二月二十三日ナル旨ノ記載アルヲ以テ右記載ハ真実ノ事実ニ吻合スルモノト解スルヲ相当トスヘク論旨ハ理由ナシ

第二点原裁判所ハ七月二十四日ノ公判ニ於テ証人トシテMTすゑの、TD鉦一郎、MT商店主某ノ喚問ヲ求メタル処「裁判長ハ合議ノ上右弁護士申立ノ証拠ハ取調ノ必要ナシト認ムルノミナラス時機ニ遅レタルモノニ付却下スト宣シ」タリ然レトモ右証人中MTすゑのハ昭和六年十一月二十八日ノ公判準備期日ニ於テ弁護士ヨリ申請シタル按摩某ニ当リ又TD鉦一郎ハ前日ノ公判ニ於テ証人TD善九郎ヲ訊問セラレタル結果必要ヲ生シ又MT商店主某ハ同日証人RA隆ヲ訊問セラレタル結果同人ノ供述ノ信否ヲ確カムル必要上生シタルモノニシテ決シテ時機ニ遅レタルモノト云フヲ得ス然ルニ裁判所ハ之等ノ事実ヲ無視シテ時機ニ遅レタル証拠ナリトシ弁護士ノ申請ヲ却下シタルハ証拠ノ申出ヲ不法ニ制限シタル失当アルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審力所論証人申請ヲ却下シタルハ取調ノ必要ナシト認メタルニ帰シ而シテ証拠調ノ限度ハ原審ノ職權ニ属スル所ナルヲ以テ弁護士ノ為シタル証人喚問ノ申請ヲ却下シタレハトテ所論ノ如キ違法アルモノト云フヘカラス論旨ハ理由ナシ

第三点昭和六年十二月二十四日ノ公判準備調書ニヨレハ原裁判所ハ弁護士申請ノ証人TD梅吉ヲ公判ニ於テ訊問スルコトヲ決定シタルコトハ同調書ノ記載ニヨリ明瞭ナリ然ルニ原審公判調書ヲ検閲スルニ右TD梅吉ナルモノヲ訊問シタル形跡ノ認ムヘキモノナキヲ以テ結局原裁判所ハ自ラ決定シタルノ証拠調ノ施行ヲ遺脱シタル違法アルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ査スルニTD善九郎ナル者二人訊問セラレ居リテ（記録第六〇三丁以下及第六八七丁以下）後ノTD善九郎ト記載セラルル者力TD梅吉ノ誤記ナルコトハ同公判調書ニ依リテ容易ニ之ヲ認定シ得ルヲ以テ原判決ニハ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

第四点原審公判調書ノ記載ニヨレハ裁判長ハ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ当リ其ノ冒頭ニ於テ「此ノ際被告人カ檢舉セラレテカラ此ノ公判ニ廻サレル迄ノ取調ノ順序ヲ申上ケテ置ク方カ証拠ノ説明ヲ御聴キニナル事ニ於テ便宜タト考ヘマスカラ其ノ事ヲ一応簡單ニ御話シテ置キマス陪審員ノ諸君ノ中ニハヨク御承知ノ方モアルカト考ヘマスカ例ヘハ本件ノ様ナ火事カアツテ怪火タト云フコトニナリマスト先ツ警察官カ自分カラ進ンテ又検事ノ指揮ニヨリ現場ノ検証ヲシタリ當時ノ模様等ヲ捜査致シマシテ関係者ヤ疑アルモノヲ取調ヘマス而シテ其ノ疑ヒノアル者カ自白ヲシテモセヌテモ諸種ノ事情カラ其ノ者カ犯人テアルト見込ヲツケルト事件ヲ検事局ニ送リマス検事ハ其ノ被疑者ヲ取調ヘ又関係者ヲ取調ヘタリシタ結果其ノ者ニ全然疑カナケレハ其ノ戻返ヘシマスシ其ノ者カ犯人テアルト一応見込力付ケハ之ヲ起訴シテ裁判所ノ予審判事ニ廻シ取調ヲ請求シマス世間テハ警察官ト検事ト予審判事モ皆同シ様ニ考ヘテ居ル様テスカ予審判事ハ裁判所ノ判事テアリマス此ノ裁判所ノ予審掛ノ判事ノ手許テ被告人ハ勿論証人ヲ調ヘタリ現場ヲ検証シタリ詳細ナル取調ヲシテ其ノ者カ犯人テナイト判レハ其ノ戻帰シマスシ其ノ者カ犯人テアルト一応見込力立テハ愈々公判ニ廻スト云フ事ニナリマス」ト説示シ予審判事ヨリ公判ニ廻サレタ者ハ一応犯人ト目スヘキモノナルコトヲ告ケ陪審員ノ心証テ被告ニ不利益ニ誘導シ進ンテ裁判長ハ「昨日読上ケマシタ予審調書ト云フノハ其ノ予審判事ノ調ヘタ調書テアリ云々被告人ハ予審判事ニ対

シテハ詳細ニ本件ノ放火ノ事実ヲ自白シタルコトニナリ居リ此ノ自白ハ勿論本件ノ証拠ノ一ツテアリマスカラ若モコノ自白ヲ真実ナリトスレハ被告人ハ有罪ト云フコトニナリマス云々然ラハ被告ハ予審判事ニ対シテ何故詳細ナル自白ヲシタカト云フト被告ハ予審判事カラ無理ナ取調ヲ受ケタト申シマセヌ只前述ノ如ク警察テ酷イ取調ヲ受ケタ結果頭力変ニナツテ居ル間ニ予審判事カ其ノ警察ノ調書通り勝手ニ予審ノ調書ヲ作ツテシマツタト云フノテスカ裁判所ノ予審判事カ被告ノ云ヒモセヌコトヲ勝手ニ調書ニ書クト云フコトカアリ得ルカ怎ウカコレハ諸君ノ常識ニヨツテ御判断ヲ願フノテアリマス」ト説示シ予審判事ノ作成シタル調書ノ措信スルニ足ルコトヲ暗示シ更ニ進シテ裁判長ハ「証第二号（石油缶）ニハ二ツノ穴カアリマスカ被告人ノ予審ニ於ケル自白ニヨリマス」トコレハ証第八号ノ木捻テ明ケタトノコトテス而シテ此ノ証第八号カ証拠品トナツタ経路ニ付テハ本日証人トシテ取調ヘマシタ警察官カ申述ヘテ居リマシタカ要スルニ被告人ノ自白ニヨツテ被告人方ヘ行ツテ見タラ果シテ証第八号ノ木捻ヤ証第七号ノマツチヤ証第九号ノローソクカアツタト云フノテアリマス」ト説示シタリ然レトモ同日取調ヘタル警察官ハ奥村奥次郎、渡邊秀吉、鈴木文五郎、高田善九郎（愛知県巡査）（高田善九郎ナル者ハ証人トシテ出頭訊問ヲ受ケタルコトナキモ公判調書ニ右様記載アルヲ以テ茲ニ之ヲ掲ク）利安隆ノ五名ナルヲ以テ何人ノ供述ヲ指スヤ不明ナルノミナラス右警察官中司法主任警部補渡邊秀吉ハ被告カ自白シタコトハ八日ノ晩ニ刑事ノ報告テ知り被告人ヲ取調ヘ同夜十一時頃調書ヲ作成シタト証言シテ居リ愛知県巡査高田善九郎（斯様ナ巡査ヲ訊問シタルコトナキコト前述ノ如シ）ハ証第七号マツチ証第八証木捻証第九号西洋ローソクヲ押収シタル關係ニ付司法主任カラ本人カツバメ燐寸ト蠟燭トヲ使ツテ放火シタト云ツテ居リ石油缶ニ穴ヲ明ケタ捲廻シノ様ナモノカアルト云ツテ居ルカラ取ツテ来イト云ハレタノテ被告人ノ宅ヘ行ツテ探シテ持チ帰ツテ司法主任ニ渡シタ」ト証言シ居ルモ記録ニ四六丁ノ領置書ニヨレハ之等ノ物件ハ昭和六年七月八日ニ領置シタルコト明瞭ナルヲ以テ右領置書ノ記載ヲ信ナリトセハ右渡邊秀吉、高田

善九郎ノ証言カ事実ニ符合セサルコトナルヲ以テ此ノ点ヲモ説示セサル可カラサルニ拘ハラス原審ノ裁判長ハ右説示ヲ為ササルノミナラス其ノ他被告人ニ利益トナルヘキ証拠例ヘハ証人ITつねカ同夜（出火前）被告自宅ヨリ外出シタルコトナキ旨ノ供述並証人KT義秀ノ証言等ニ就キテハ何等ノ説示ヲ為サス而シテ陪審法第七十七条ニ所謂証拠ノ要領ヲ説示セヨトハ被告人ノ不利益トナルヘキ証拠ノミノ要領ヲ説示セヨトノ意ニアラスシテ被告人利益ノ証拠ニ就テモ其ノ要領ヲ説示セサル可カラサルハ当然ノ責務ナリト信ス然ルニ原審ノ裁判長カ前述ノ如ク陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ暗ニ証拠ノ信否ニ対シ意見ヲ表示シ且不利ナル証拠ノ要領ノミヲ説示シテ被告人利益ノ証拠ノ要領ヲ説示セサルハ前記法条ニ違背スルモノト信スルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト思料ス右刑事訴訟法第四百二十三条ニ則リ上告趣意書差出候也ト云フニ在リ仍テ按スルニ陪審法第七十七条ニ所謂裁判長ノ説示ニハ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトハ法ノ堅ク禁スル所ナリト雖公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ノ全部ヲ説示中ニ加フルノ要ナキコト及証拠カ被告人ニ有利ナリヤ否ヲ告グルモ違法ニ非サルコトニ付テハ既ニ本院判例ノ存スル所ナルヲ以テ所論ノ裁判長ノ説示ニハ所謂如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

弁護人長井伸之介上告趣意書第一、裁判長説示ノ違法（其ノ一）原裁判所ノ陪審手續ニ於テハ裁判長ハ「云々被告人ハ予審判事カラ無理ナ取調ヘテ受ケタトハ申シマセヌ只前述ノ通り警察テ酷イ取調ヘテ受ケタ結果頭力変ニナツテ居ル間ニ予審判事カ其ノ警察ノ調書通り勝手ニ予審ノ調書ヲ作ツテ了ツタト云フノテスカ裁判所ノ予審判事カ被告ノ云ヒモセヌ事ヲ勝手ニ調書ニ書クト云フ事カアリ得ルカ怎ウカコレハ諸君ノ常識ニヨツテ御判断ヲ願フノテアリマス云々」ト説示セラレタルハ即予審調書ノ記載ヲ信憑セサルハ常識ニ反スルカ故ニ被告人ノ予審判事ニ対スル自白ニ措信スヘキ事ヲ婉曲ニ教示シタルモノニ外ナラス斯ノ如キハ陪審法第七十七条但書ニ所謂証拠（予審調書ノ記載）ノ真否ニ関シ意見ヲ表示シ

タル場合ニ該当シテ違法ノモノナリ乃チ原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト確信スト云ヒ第二、裁判長説示ノ違法（其ノ二）公判調書第七百十七、八頁ニ拠レハ「云々扱テ一般ニ放火犯ニ付テハ殺人等ノ場合ト違ツテ火ヲ放ケル処ヲ見テ居タト云フ様ナ者ハ殆ントナク証拠物件ナトモ殆ント焼ケテ了ツテ残ツテ居ラヌ場合カ多イノテアリマスカラ被告人カ放火ヲセネハナラヌ丈ノ事情カアツタカ怎ウカト云フ事即放火ノ動機ノ有無ト云フ事カ重大ナ關係ヲ持ツ事ニナリマス」トテ放火罪構成事実ノ有無ハ先ツ放火ノ動機ニヨリテ推斷スヘキ事ヲ指示セラレ進ンテ(1)朝鮮人ノ借家人カ被告人ニ対シ家賃ヲ滞納シタルコト(2)被告人カ借財ノ返済ニ困リ居リタルコト(3)焼燬家屋ニ付テ保険契約ノ存シタルコトノ三点ヲ挙げ斯ノ如キ犯罪行為ソノモノトハ何等直接ノ關係ナキ事実カ宛カモ放火ヲ為ササルヲ得サリシ必然事情ナルカノ如ク訓示セラレタリ然レトモ如何ナル事情又ハ証拠ノ存否カ犯罪構成事実ノ有無ヲ判定スルニ付重大ナル關係ヲ有スルヤ或ハ輕微ナル關係ヲ有スルニ過キサルヤハ一ニ証拠ノ価値判断ニ關スル問題ニシテ陪審員ノ自由ナル心証ニ俟ツヘク裁判長説示ノ適當ナル範圍ニ屬セス然ルニ裁判長カ前記ノ如キ三個ノ動機（ソレモ間接事実）ヲ援イテ以テ放火罪ノ存立ヲ想定スヘキ唯一ノ証拠ナリト独断セラレタルハ取リモ直サス証拠価値ノ大小ニ關スル裁判所ノ私見ヲ陳述シタルモノニ異ラス即陪審法第七十七条但書ニ違背スル不当ノ説示ナリ仍テ原判決ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサル違法アリト云ヒ第三、裁判長説示ノ違法（其ノ三）更ニ公判調書第七百二十四、五頁ヲ看ルニ「云々SY方カラ買ツタ石油缶ノ石油ヲ疊機械ヲ洗ツテ汚レタ石油ノ此ノ証二号ノマシン油ノ空缶ニ入レテ置イタノヲ持ツテ行ツテ放火ニ使ツタト云フノテアリマスカラSY方カラ買ツタ缶テナイト云ヒマシテモ右ノ自白自体ニ於テハ何等矛盾ハナイノテソレ丈被告人ノ自白ハ明白ニ虚偽タトハ云ヘヌ訳テアリマセウ」トアリ然レトモ被告人ハ公判廷ニ於テ最初ヨリ予審調書ハ警察官ノ拷問調書ヲ基礎トシテ作成セラレタル出鱈目ノモノナリト極力主張シ居ルニアラスヤ然ルニ裁判長ハ所謂「明日ニ虚偽タトハ云ヘヌ訳テアリマセウ」ト説キテ反面

ヨリ被告人ノ自白ノ真実ナル旨ヲ確言セラレタルハ益々陪審員ヲシテ裁判所ノ意見ニ聽従スルノ契機ヲ与ヘラレタルモノニシテ陪審制度ノ精神ニ戻ルコト夥シキモノナリ乃チ原判決ハ孰レノ点ヨリスルモ不法説示ノ瑕瑾ヲ包蔵シ到底維持スヘカラサルモノナリト思料スト云フニ在レトモ所謂裁判長ノ説示ヲ目シテ陪審法第七十七条但書ニ違反スル不法ノモノト解スル能ハサルノミナラス犯罪ノ動機原因ニ付説示ヲ為スコトハ必シモ法ノ禁スル所ニ非サルヲ以テ所論攻撃ハ当ラス論旨ハ理由ナシ

弁護人相澤隼人伊藤勝藏上告趣意書第一点裁判長ノ説示法律ニ違反シタリ抑々陪審事件ニ在リテハ其ノ弁論終結後裁判長陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘク決シテ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルハ勿論証拠ノ組立方思索ノ方法等ヲ説キ孰レノ証拠ハ信用スヘク孰レノ供述ハ虚偽ナリト云フカ如キ暗示ヲ与ヘ反証ニ対スル価値判断ヲ為シ予断ヲ誘ヒ有罪觀ヲ暗示シ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右シ判断ノ公正ヲ誤ラシムルカ如キハ法律上断シテ許容セラレサル所ナリ然ルニ原審公判調書中裁判長説示ノ部ニ(1)一般ニ放火犯ニ付テハ殺人等ノ場合ト異リ放火スル処ヲ現認シタト云フ様ナ者ハ殆ント無ク証拠物件等モ殆ント焼失シ残存セサル場合多キカ故ニ被告人カ放火セサルヲ得サル事情アリシヤ否換言スレハ嫌疑ノ有無カ重大ナル關係ヲ持ツモノナリ此ノ点ニ付被告人カ予審判事ニ対シテ述ヘタル処ヲ見ルニ其ノ動機原因ヲ三分スルコトヲ得即第一、朝鮮人ニ家ヲ貸シ置キタルカ家賃ヲ滞リ如何ニ請求スルモ支払ハス又立退ヲ求ムルモ応セス困ツタト云フコト第二、沢山ノ借金アルカ不景氣ノ為營業上ノ収入少キト妻ノ病氣ニテ借金カ返済出来ス困ツテ居タト云フコト第三、幸ヒ其ノ鮮人ニ貸与シアル家屋ニ二千円ノ火災保険ヲ付ケテ在ツタカラ其ノ家ヲ焼ケハ保険金カ取レ借金モ返済出来ルノミナラス鮮人ノ立退問題モ自然解決カ付クト云フコトノ三ツナリ（中略）昨日証人トシテ調ヘタル朝鮮人ノ云フ所ニ依リ（中略）其ノ証言ヲ信用スレハ此ノ点ノ被告人ノ自白ハ略

裏書サレル事ニナル旨ヲ説キ証拠ノ組立方及思索ノ方法ヲ指示シ（記録七一六頁乃至七一八頁）(2)世間テハ警察官モ検事モ予審判事モ皆同シ様ニ考ヘ居ル様ナレトモ予審判事ハ裁判所ノ判事ナリ此ノ裁判所ノ予審判事ノ手許ニ於テ被告人ハ勿論証人ヲ調ヘ現場ノ検証ヲ為シ詳細ナル取調ヲ為シタル上其ノ者カ犯人テナイト判レハ其ノ俣婦シ其ノ者カ犯人テアルト一応見込カ立テハ愈々公判ニ廻ハスト云フコトニナルナリ昨日読聞ケタル予審判書ト云フノハ其ノ予審判事ノ取調ヘタル調書ナリ（中略）被告人ハ予審判事ニ対シテハ詳細ニ本件ノ放火ノ事実ヲ自白セシコトニナリ居レリ（中略）若其ノ自白ヲ真実ナリトオ認メニナレハ被告人ハ有罪ト云フコトニナルナリ（中略）警察ニ於ケル自白ハ執レニシテモ更ニ裁判所ニ送ラレタル後予審判事ニ対シ何故詳細ナル自白ヲ為シタルヤ被告人ハ予審判事ヨリ無理ナ取調ヲ受ケタトハ申サス（記録七一〇頁乃至七一四頁）只警察ニ於テ酷イ取調ヲ受ケタル結果頭カ変ニナツテ居ル間ニ予審判事ヨリ其ノ警察ノ調書通り勝手ニ予審判書ヲ作成セラレタリト云フニ在レトモ裁判所ノ予審判事カ被告ノ云ヒモセ又事トヲ勝手ニ調書ニ書クト云フコトカアリ得ルヤ否諸君ノ常識ニ依リテ判断ヲ乞フ尚予審判事（中略）ノ第二回訊問ノ際特ニ被告人ニ対シ「被告ハ真実放火セヌノテハナイカ」ト念ヲ押シタルニ拘ハラズ被告人ハ確カニ自分カ放火シタルニ相違ナキ旨申立居ルコトハ昨日読聞ケタル予審判書ノ通りナリト説キ予審判書ハ尊重信用スヘク被告人ノ弁解ハ措信シ難キモノナル旨ヲ暗示シ（記録七一五頁七一六頁）(3)被告人ノ負債アル代リニ二三百円ノ債権ヲ有スル旨ノ弁解ニ対シ近來ノ如キ景氣テ果シテ取立カ完全ニ出来ルカ忽ウカハ諸君ノ御経験ニ依リテ判ルト思フ仮ニ取立カ全部出来ルトスルモ債務カ各証人ノ云フカ如シト仮定スレハ其ノ全部ヲ消却スルニ足ラサルコトハ数字上明白ナル所ナラント説キ反証ニ対スル価値判断ヲ示シ（記録七一九頁七二〇頁）(4)尚保険金ノ問題カ出テタル序ニ申添ヘン被告人ハ以前ニモ火災保険契約ヲ為シ其ノ家カ焼ケ保険金ヲ貰ツタ事カアルト云フコトテアル旨ヲ説キ陪審員ヲシテ被告人ハ恰モ本件公訴ニ係ル保険詐欺ノ経験ヲ有スルモノナルカ如キ疑ヲ起サ

シメテ偏見又ハ予断ヲ誘ヒ（記録七二〇頁）居レリ右ハ陪審法第七七条ノ裁判長ノ為スヘキ説示ノ範圍ヲ逸脱シタルモノニシテ不法ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス果シテ然ルトセハ原判決ノ事実ノ認定ハ斯カル不法ノ説示ニ基キ為サレタル陪審ノ評決ニ因ルモノナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論(1)ノ理由ナキコトハ弁護人長井伸之介上告趣意書第二点ニ対スル説明ニ依リ又所論(2)ノ理由ナキコトハ弁護人齋藤最上告趣意書第四点ニ対スル説明ニヨリ之ヲ了解スヘク其ノ余ノ論旨ニ至リテモ裁判長ノ説示ニハ反証ニ対スル価値ヲ判断シ又ハ所論偏見又ハ予断ヲ誘ヒタル不法アルヲ見ス論旨ハ理由ナシ

第二点裁判長ノ証拠トシテ説示シタル公判準備調書並公判調書ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノトス(1)陪審事件ニ在リテハ公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セサルコト陪審法第四十条ノ規定スル所ナリ而シテ公判準備調書ニ付テハ公判調書ノ如ク刑事訴訟法第五十六条第三項乃至第五項ヲ適用セサル旨ノ規定存セサルノミナラス公判準備調書ニ記載シタル訊問及供述ノ内容ハ証拠ト為スヲ得ヘキモノナルヲ以テ他ノ公判廷以外ニ於テ作成スル調書ト同シク当然供述者ニ調書ヲ読聞カシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲読セシメ其ノ増減変更ノ申立ヲ調書ニ記載シ尚供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルノ手續ヲ履ムコトヲ要スルモノトス然ルニ本件公判準備調書ヲ閱スルニ斯カル手續ヲ履ミタル事迹ノ見ルヘキモノナク從テ無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スヲ得サルモノトス(2)公判調書ニハ公判ヲ為シタル裁判所及年月日ヲ記載スヘキモノニシテ公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スルコトヲ得ヘキモノナルコトハ刑事訴訟法ノ規定スル所ナリ然ルニ本件公判調書ヲ閱スルニ冒頭ニ昭和七年二月二十三日開廷スル旨記載シ調書ノ末尾ニハ同年二月二十四日ト記載シアリテ公判期日カ二十三日ナリヤ二十四日ナリヤ將タ弁論二日ニ且リタルモノナリヤ明ナラス仮ニ弁論二日ニ且リタルモノトセハ執レノ訴訟手續カ二十三日ノ公判期日ニ属スルヤ將タ二十四日ノ公判期日ニ属スルヤ不明ナリ畢竟本件公判調書

ハ公判ヲ為シタル年月日ノ記載ヲ欠如セル無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スヲ得ス然ラハ則チ斯カル違法ノ手續ニ依リ評決セラレタル原判決ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニ在リ仍テ按スルニ調書ノ作成ニ付陪審法ニ特別ノ規定存セサル場合ニ於テハ刑事訴訟法第五十六条ノ適用アルヘキヤ論ヲ俟タスト雖陪審ニ於ケル公判準備調書ノ作成ニ付陪審法第四十六条ノ明文存スルコト猶公判調書ノ作成ニ付刑事訴訟法第六十二条第六十三条ノ規定ノ存スルト同シテ陪審法第四十六条第一項ハ「公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ」ト規定スルカ故ニ右調書ニ付テハ一般調書ニ於ケルカ如ク裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ読聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問ヒ且供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルカ如キコトハ之ヲ行ハント欲スルモ能ハサルノ場合之アリト謂フヘク随テ此クノ如キ手續ハ之ヲ履踐スルヲ必要トセサルノ法意ナリト解スルヲ相当トスヘシ然ラハ所論第一段ハ理由ナク而シテ所論公判調書ニハ昭和七年二月二十三日及同二十四日ノ両日ニ亘リ公判開廷セラレタルコト明記シアルノミナラス其ノ記載ニ所論ノ如キ違法存在セサレハ所論第二段モ亦理由ナシ

第三点本件ハ仮ニ有罪ナリトスルモ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリ即被告人平四郎ハ尋常小学四年卒業程度ノ一置職ニシテ粒々辛苦貯財シテ貸家ヲ建設シ之ヲ朝鮮人K漢五外三名ニ賃貸シタル処右鮮人ハ家賃ヲ支払ヒ呉レス一面地代並公租公課ヲ支払ハサルヘカラサル処ヨリK漢五等ニ対シ立退ヲ請求スレトモ応セス遂ニS A会幹事ノ斡旋ヲ煩ハシタル上立退先ノ家賃迄立替ヘテ退去ヲ求ムレトモ更ニ応セス而シテ被告人ノ資産トシテハ右貸家ノ外之ナク被告人ノ置製造ニ依リテ一ヶ月僅ニ六七十円ノ収入ヲ以テ五人ノ家族ヲ養ヒ居ル状況ナルノミナラス二男金男(当十九歳)長女静子(当九歳)ハ孰レモ脳膜炎ニ罹リ他人ノ介抱ナクシテハ自由ヲ便セサル有様ナリ而シテ三男國義(当十六歳)ハ被告人ニ対スル本件發生ニ因リ中学校ヲ半途ニシテ退学スルノ余儀ナキニ至リ妻

まづハ被告人ノ収監中ニ病死シ被告人ノ立場ハ全ク憫諒スヘキモノアルニ依リ其ノ刑ヲ輕減スルヲ相当トスヘク從ツテ原審懲役五年ノ刑ハ甚シキ不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト云ハサルヘカラス仍テ此ノ点ニ於テモ亦原判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリトスト云フニ在レトモ記録ヲ査スルモ原判決ニハ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルヲ發見セス論旨ハ理曲ナシ、以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事大原昇関与

昭和七年七月九日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 中尾 芳助

判事 草野 豹一郎

判事 高瀬 幸七郎

判事 岸 達也

右臆本也

昭和七年八月二日

大審院第三刑事部

裁判所書記 長田 憲磨 印

⑭ K T 平四郎 (大審院放火上告事件昭和7年7月9日「大審院刑事判例集」第11卷第16号)

● 放火被告事件 (昭和七年七月九日第三刑事部判決 棄却)

【上告人】 被告人 K T 平四郎 弁護士 長井伸之介・相澤隼人・伊勢勝藏・齋藤最

【第一審】名古屋地方裁判所

○判示事項

陪審事件ノ公判準備調書ト刑事訴訟法第五十六條第三項乃至第五項ノ手續

○判決要旨

陪審事件ノ公判準備調書ニ付テハ刑事訴訟法第五十六條第三項乃至第五項ノ手續ヲ履踐スルコトヲ要セス

【参照】刑事訴訟法第五十六條 被告人、被疑者、証人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ

付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被告人、被疑者、証人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述
- 二 証人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ為ササルトキハ其ノ事由

調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ読聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者増減変更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

同法第六十二條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ

同法第六十三條 公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

区裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

陪審法第四十六條 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閲シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

○事 実

原審ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ左記ノ如ク事實ノ認定ヲ為シ且法律ヲ適用シテ被告人ヲ懲役五年ニ処ス未決勾留日數中百八十日ヲ本刑ニ算入ス訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

被告人ハ名古屋市中区□□町字□原□□番地ノ□地上ニ二戸建一棟及三戸建一棟ノ家屋ヲ所有シ内ニ二戸建一棟ヲK I 鈔造及K 漢五ニ他ノ一棟ヲ二名ノ朝鮮人ニ賃貸シ自己ハ同区□□町字□谷□□番地ニ借家シ疊製造業ヲ営ミ居リタル処妻まつカ數年前ヨリ肺患ニ罹リ失費少カラサリシノミナラス不景氣ノ為業態振ハスシテ遂ニ千余円ノ負債ヲ生スルニ至リ加フルニ賃借人タルK 漢五外一名ハ家賃ヲ滞納シ家屋明渡ノ請求ニモ応セザリシ為彼是焦慮シ居リタルカ偶々自己所有ノ右家屋ニ付F J 火災保險株式会社ト金二千円ノ火災保險契約ヲ締結シタルニ想到シ茲ニ浅慮ニモ右K 漢五及K I 鈔造並同人等ノ家族ノ現ニ住居ニ使用スル右二戸建一棟ノ家屋ニ放火シテ之等ヲ焼失セシメ以テ保險金ヲ得ルト共ニ右朝鮮人ヲシテ立退ノ已ムナキニ至ラシメント決意シ昭和六年七月一日深更石油在中ノ石油缶蠟燭及燐寸ヲ携帯シ右K 漢五方ニ到リ通り庭上方ノ物置内ノ藁束飽屑等ノ上ニ右石油缶ヲ置キ之ヨリ徐々ニ漏出スル石油ヲ右藁束等ニ滲透セシメ其ノ傍ノ膳箱ニ点火シタル蠟燭ヲ立テ其ノ火力時ヲ経テ右藁束等ニ燃エ移ル様作為シテ放火シ因テK 漢五及K I 鈔造並同人等ノ家族ノ現ニ住居ニ使用スル右二戸建一棟ヲ全焼セシメ且Y D 甚松方居宅ノ一部ニ延焼セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日數中百八十日ヲ右本刑ニ通算スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ陪審費用ヲ除キ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
記録ヲ查スルニ原審裁判長ハ陪審ニ対スル説示中ニ公判準備調書ノ内容ヲ証拠トシテ摘示シ而シテ該公判準備調書ニハ刑事訴訟法第五十六条ニ依リ其ノ記載ヲ被告人ニ読聞カセ又ハ之ヲ閱覽セシメタル形迹ナキコト論旨所掲ノ如シ

○主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理 由

弁護人相澤隼人伊藤勝藏上告趣意書第二点裁判長ノ証拠トシテ説示シタル公判準備調書並公判調書ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノトス(一)陪審事件ニ在リテハ公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セサルコト陪審法第四十条ノ規定スル所ナリ而シテ公判準備調書ニ付テハ公判調書ノ如ク刑事訴訟法第五十六条第三項乃至第五項ヲ適用セサル旨ノ規定存セサルノミナラス公判準備調書ニ記載シタル訊問及供述ノ内容ハ証拠ト為スコトヲ得ヘキモノナルヲ以テ他ノ公判廷以外ニ於テ作成スル調書ト同シク当然供述者ニ調書ヲ読聞カシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲読セシメ其ノ増減変更ノ申立ヲ調書ニ記載シ尚供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルノ手續ヲ履ムコトヲ要スルモノトス然ルニ本件公判準備調書ヲ閱スルニ斯カル手續ヲ履ミタル事跡ノ見ルヘキモノナク從テ無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノトス(二)公判調書ニハ公判ヲ為シタル裁判所及年月日ヲ記載スヘキモノニシテ公判期日ニ於

ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スルコトヲ得ヘキモノナルコトハ刑事訴訟法ノ規定スル所ナリ然ルニ本件公判調書ヲ閱スルニ冒頭ニ昭和七年二月二十三日開廷スル旨記載シ調書ノ末尾ニハ同年二月二十四日ト記載シアリテ公判期日カ二十三日ナリヤ二十四日ナリヤ將タ弁論ニ日ニ互リタルモノナリヤ明ナラス仮ニ弁論ニ日ニ互リタルモノトセハ孰レノ訴訟手續カ二十三日ノ公判期日ニ属スルヤ將タ二十四日ノ公判期日ニ属スルヤ不明ナリ畢竟本件公判調書ハ公判ヲ為シタル年月日ノ記載ヲ欠如セル無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スコトヲ得ス然ラハ則チ斯カル違法ノ手續ニ依リ評決セラレタル原判決ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニ在リ

【要旨】仍テ按スルニ調書ノ作成ニ付陪審法ニ特別ノ規定存セサル場合ニ於テハ刑事訴訟法第五十六条ノ適用アルヘキヤ論ヲ俟タスト雖陪審ニ於ケル公判準備調書ノ作成ニ付テハ陪審法第四十六条ノ明文存スルコト猶ホ公判調書ノ作成ニ付刑事訴訟法第六十二条第六十三条ノ規定ノ存スルト同シ而シテ陪審法第四十六条第一項ハ「公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ」ト規定スルカ故ニ右調書ニ付テハ一般調書ニ於ケルカ如ク裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ読聞カシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問ヒ且供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルカ如キコトハ之ヲ行ハントスルモ能ハサル場合之アリト謂フヘク随テ此ノ如キ手續ハ之ヲ履踐スルヲ必要トセサルノ法意ナリト解スルヲ相当トスヘシ然ラハ所論第一段ハ理由ナキモノト謂フヘク而シテ第二段ノ理由ナキコトハ弁護人齋藤最上告趣意書第一点ニ対スル説明ニ依リテ之ヲ了解スヘシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

⑭ K T 平四郎 (大審院放火上告事件昭和7年7月9日「法律新聞」昭和8年2月13日)

●陪審公判準備調書ト読聞ケ及閱覽

陪審公判準備調書ハ一般調書ニ於ケルカ如ク裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ読聞カシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問ヒ且供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルカ如キコトハ之ヲ行ハント欲スルモ能ハサルノ場合之アリト謂フヘク随テ此クノ如キ手続ハ之ヲ履踐スルヲ必要トセス

○昭和七年(れ)第五七九号

判決

本籍 名古屋市中区□□町字□原□□番地ノ□
住居 名古屋市中区□□通□丁目□□番地
置製造業

K T 平四郎

(明治十九年八月□日生)

右放火被告事件ニ付昭和七年二月二十四日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】弁護人齋藤最上告趣意書第一点被告人K T 平四郎ニ対スル放火被告事件ノ陪審公判ハ昭和七年二月二十三日及同二十四日名古屋地方裁判所陪審法廷ニ於テ開廷セラレ証人I T つね及同K T 義秀ハ七月二十四日訊問ヲ受ケタルコトハ原審弁護人宮崎巖雄ノ証明書

ニヨリ明瞭ナルニ拘ハラス原審公判調書ニヨレハ前記証人ハ同月二十三日取調ヘタル旨ノ記載アリ公判手続力適法ニ行ハレタルヤ否ヲ証スヘキ公判調書ニ斯ノ如キ重要ナル事項ニ付事実ニ符合セサル記載アルニ於テハ其ノ他ノ公判手続モ適正ニ進行シタルヤ否不明ナルヲ以テ結局原審公判調書ニヨリテハ本件被告人ニ対スル放火事件ノ陪審公判手続力適法ニ進行シタルヤ否証明シ得サルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信ス(此ノ点訊問ヲ受ケタルI T つねK T 義秀ヲ以テ立証シ得ヘキハ勿論當時ノ新愛知、名古屋、名古屋毎日新聞等ノ記事ニヨルモ明瞭ナルヲミナラス原審裁判所ニ照会セララルモ恐ラクハ否定セラルルカ如キコトナカラン故ニ公判手続ノ適正ニ行ハレタルヤ否公判調書ニヨツテ証明シ得ヘク他ノ証拠ヲ以テ之ヲ左右シ得サルノ一片ノ理屈ヲ以テ右論旨ヲ排斥シ大審院ノ權威ヲ失墜セシムナランコトヲ望ム)ト云フニ在レトモ所論公判調書ニハ証人I T つね及同K Y 義秀カ本件ニ付名古屋地方裁判所陪審法廷ニ於テ訊問セラレタルハ昭和七年二月二十三日ナル旨ノ記載アルヲ以テ右記載ハ真実ノ事実ニ吻合スルモノト解スルヲ相当トスヘク論旨ハ理由ナシ

第二点原裁判所ハ七月二十四日ノ公判ニ於テ証人トシテM T 寸多の、T D 鉦一郎、M T 商店主某ノ喚問ヲ求メタル処「裁判長ハ合議ノ上右弁護人申立ノ証拠ハ取調ノ必要ナシト認ムルヲミナラス時機ニ遅レタルモノニ付却下スト宣シ」タリ然レトモ右証人中M T 寸多のハ昭和六年十一月二十八日ノ公判準備期日ニ於テ弁護人ヨリ申請シタル按摩某ニ当リ又T D 鉦一郎ハ前日ノ公判ニ於テ証人T D 善九郎ヲ訊問セラレタル結果必要ヲ生シ又M T 商店主某ハ同日証人R A 隆ヲ訊問セラレタル結果同人ノ供述ノ信否ヲ確カムル必要上生シタルモノニシテ決シテ時機ニ遅レタルモノト云フヲ得ス然ルニ裁判所ハ之等ノ事実ヲ無視シテ時機ニ遅レタル証拠ナリトシ弁護人ノ申請ヲ却下シタルハ証拠ノ申出ヲ不法ニ制限シタル失当アルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審力所論証人申請ヲ却下シタルハ取調ノ必要ナシト認メタルニ帰シ而シテ証拠調ノ限度ハ原審ノ職權ニ属スル所ナル

ヲ以テ弁護人ノ為シタル証人喚問ノ申請ヲ却下シタレハトテ所論ノ如キ違法アルモノト云フヘカラス論旨ハ理由ナシ

第三点昭和六年十二月二十四日ノ公判準備調書ニヨレハ原裁判所ハ弁護人申請ノ証人TD梅吉ヲ公判ニ於テ訊問スルコトヲ決定シタルコトハ同調書ノ記載ニヨリ明瞭ナリ然ルニ原審公判調書ヲ検閲スルニ右TD梅吉ナルモノヲ訊問シタル形跡ノ認ムヘキモノナキヲ以テ結局原裁判所ハ自ラ決定シタルノ証人調ノ施行ヲ遺脱シタル違法アルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ査スルニTD善九郎ナル者二人訊問セラレ居リテ(記録第六〇三丁以下及第六八七丁以下)後ノTD善九郎ト記載セラルル者カTD梅吉ノ誤記ナルコトハ同公判調書ニ依リテ容易ニ之ヲ認定シ得ルヲ以テ原判決ニハ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

第四点原審公判調書ノ記載ニヨレハ裁判長ハ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ当リ其ノ冒頭ニ於テ「此ノ際被告人カ檢舉セラレテカラ此ノ公判ニ廻サレル迄ノ取調ノ順序ヲ申上ケテ置ク方カ証拠ノ説明ヲ御聴キニナル事ニ於テ便宜タト考ヘマスカラ其ノ事ヲ一応簡單ニ御話シテ置キマス陪審員ノ諸君ノ中ニハヨク御承知ノ方モアルカト考ヘマスカ例ヘハ本件ノ様ナ火事カアツテ怪火タト云フコトニナリマスト先ツ警察官カ自分カラ進ンテ又検事ノ指揮ニヨリ現場ノ検証ヲシタリ當時ノ模様等ヲ捜査致シマシテ關係者ヤ疑アルモノヲ取調ヘマス而シテ其ノ疑ヒノアル者カ自白ヲシテモセヌテモ諸種ノ事情カラ其ノ者カ犯人テアルト見込ヲケルト事件ヲ検事局ニ送リマス検事ハ其ノ被疑者ヲ取調ヘ又關係者ヲ取調ヘタリシタ結果其ノ者ニ全然疑カナケレハ其ノ戻返ヘシマスシ其ノ者カ犯人テアルト一応見込力付ケハ之ヲ起訴シテ裁判所ノ予審判事ニ廻シ取調ヲ請求シマス世間テハ警察官ト検事ト予審判事モ皆同シ様ニ考ヘテ居ル様テスカ予審判事ハ裁判所ノ判事テアリマス此ノ裁判所ノ予審判事ノ手許テ被告人ハ勿論証人ヲ調ヘタリ現場ヲ検証シタリ詳細ナル取調ヲシテ其ノ者カ犯人テナイト判レハ其ノ戻帰シマスシ其ノ者カ犯人テアルト一応見込力立テハ愈々公

判ニ廻スト云フ事ニナリマス」ト説示シ予審判事ヨリ公判ニ廻サレタ者ハ一応犯人ト目スヘキモノナルコトヲ告ケ陪審員ノ心証テ被告ニ不利益ニ誘導シ進ンテ裁判長ハ「昨日読上ケマシタ予審調書ト云フノハ其ノ予審判事ノ調ヘタ調書テアリ云々被告人ハ予審判事ニ対シテハ詳細ニ本件ノ放火ノ事実ヲ自白シタルコトニナリ居リ此ノ自白ハ勿論本件ノ証拠ノ一ツテアリマスカラ若モコノ自白ヲ真実ナリトスレハ被告人ハ有罪ト云フコトニナリマス云々然ラハ被告ハ予審判事ニ対シテ何故詳細ナル自白ヲシタカト云フト被告ハ予審判事カラ無理ナ取調ヲ受ケタト申シマセヌ只前述ノ如ク警察テ酷イ取調ヲ受ケタ結果頭力変ニナツテ居ル間ニ予審判事カ其ノ警察ノ調書通り勝手ニ予審ノ調書ヲ作ツテシマツタト云フノテスカ裁判所ノ予審判事カ被告ノ云ヒモセヌコトヲ勝手ニ調書ニ書クト云フコトカアリ得ルカ怎ウカコレハ諸君ノ常識ニヨツテ御判断ヲ願フノテアリマス」ト説示シ予審判事ノ作成シタル調書ノ措信スルニ足ルコトヲ暗示シ更ニ進ンテ裁判長ハ「証第二号(石油缶)ニハ二ツノ穴カアリマスカ被告人ノ予審ニ於ケル自白ニヨリマストコレハ証第八号ノ木捻テ明ケタトノコトテス而シテ此ノ証第八号カ証拠品トナツタ経路ニ付テハ本日証人トシテ取調ヘマシタ警察官カ申述ヘテ居リマシタカ要スルニ被告人ノ自白ニヨツテ被告人方ヘ行ツテ見タラ果シテ証第八号ノ木捻ヤ証第七号ノマツチヤ証第九号ノローソクカアツタト云フノテアリマス」ト説示シタリ然レトモ同日取調ヘタル警察官ハ奥村奥次郎、渡邊秀吉、鈴木文五郎、高田善九郎(愛知県巡査)(高田善九郎ナル者ハ証人トシテ出頭訊問ヲ受ケタルコトナキモ公判調書ニ右様記載アルヲ以テ茲ニ之ヲ掲ク)利安隆ノ五名ナルヲ以テ何人ノ供述ヲ指スヤ不明ナルノミナラス右警察官中司法主任警部補渡邊秀吉ハ被告カ自白シタコトハ八日ノ晩ニ刑事ノ報告テ知リ被告人ヲ取調ヘ同夜十一時頃調書ヲ作成シタト証言シテ居リ愛知県巡査高田善九郎(斯様ナ巡査ヲ訊問シタルコトナキコト前述ノ如シ)ハ証第七号マツチ証第八証木捻証第九号西洋ローソクヲ押収シタル關係ニ付司法主任カラ本人カツバメ燐寸ト蠟燭トヲ使ツテ放火シタト云ツテ居リ石油缶ニ穴ヲ明ケタ捲廻シノ様ナモノカ

アルト云ツテ居ルカラ取ツテ来イト云ハレタノテ被告人ノ宅へ行ツテ探シテ持チ帰ツテ司法主任ニ渡シタト証言シ居ルモ記録ニ四六丁ノ領置書ニヨレハ之等ノ物件ハ昭和六年七月八日ニ領置シタルコト明瞭ナルヲ以テ右領置書ノ記載ヲ信ナリトセハ右渡邊秀吉、高田善九郎ノ証言力事実ニ符合セサルコトナルヲ以テ此ノ点ヲモ説示セサル可カラサルニ拘ハラス原審ノ裁判長ハ右説示ヲ為ササルノミナラス其ノ他被告人ニ利益トナルヘキ証拠例ヘハ証人ITつねカ同夜(出火前)被告自宅ヨリ外出シタルコトナキ旨ノ供述並証人KT義秀ノ証言等ニ就キテハ何等ノ説示ヲ為サス而シテ陪審法第七十七条ニ所謂証拠ノ要領ヲ説示セヨトハ被告人ノ不利益トナルヘキ証拠ノミノ要領ヲ説示セヨトノ意ニアラスシテ被告人利益ノ証拠ニ就テモ其ノ要領ヲ説示セサル可カラサルハ当然ノ責務ナリト信ス然ルニ原審ノ裁判長力前述ノ如ク陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ暗ニ証拠ノ信否ニ対シ意見ヲ表示シ且不利益ナル証拠ノ要領ノミヲ説示シテ被告人利益ノ証拠ノ要領ヲ説示セサルハ前記法条ニ違背スルモノト信スルヲ以テ破壊ヲ免レサルモノト思料ス右刑事訴訟法第四百二十三条ニ則リ上告趣意書差出候也ト云フニ在リ

【判決理由】仍テ按スルニ陪審法第七十七条ニ所謂裁判長ノ説示ニハ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトハ法ノ堅ク禁スル所ナリト雖公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ノ全部ヲ説示中ニ加フルノ要ナキコト及証拠力被告人ニ有利ナリヤ否ヲ告グルモ違法ニ非サルコトニ付テハ既ニ本院判例ノ存スル所ナルヲ以テ所論ノ裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

弁護人相澤隼人伊藤勝藏上告趣意書第一点裁判長ノ説示法律ニ違反シタリ抑々陪審事件ニ在リテハ其ノ弁論終結後裁判長陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘク決シテ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ開シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルハ勿論証拠ノ組立方思索ノ方法等ヲ説キ執レノ証拠ハ信用スヘク執レノ供述ハ虚偽ナリト云フカ如キ暗示ヲ

与ヘ反証ニ対スル価値判断ヲ為シ予断ヲ誘ヒ有罪觀ヲ暗示シ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右シ判断ノ公正ヲ誤ラシムルカ如キハ法律上断シテ許容セラレサル所ナリ然ルニ原審公判調書中裁判長説示ノ部ニ(1)一般ニ放火犯ニ付テハ殺人等ノ場合ト異リ放火スル処ヲ現認シタト云フ様ナ者ハ殆ント無ク証拠物件等モ殆ント焼失シ残存セサル場合多キ力故ニ被告人カ放火セサルヲ得サル事情アリシヤ否換言スレハ嫌疑ノ有無力重大ナル關係ヲ持ツモノナリ此ノ点ニ付被告人カ予審判事ニ対シテ述ヘタル処ヲ見ルニ其ノ動機原因ヲ三分スルコトヲ得即第一、朝鮮人ニ家ヲ貸シ置キタルカ家賃ヲ滞リ如何ニ請求スルモ支払ハス又立退ヲ求ムルモ応セス困ツタト云フコト第二、沢山ノ借金アルカ不景氣ノ為營業上ノ収入少キト妻ノ病氣ニテ借金力返済出来ス困ツテ居タト云フコト第三、幸ヒ其ノ鮮人ニ貸与シアル家屋ニ二千円ノ火災保険ヲ付ケテ在ツタカラ其ノ家ヲ焼ケハ保険金力取レ借金モ返済出来ルノミナラス鮮人ノ立退問題モ自然解決カ付クト云フコトノ三ツナリ(中略)昨日証人トシテ調ヘタル朝鮮人ノ云フ所ニ依リ(中略)其ノ証言ヲ信用スレハ此ノ点ノ被告人ノ自白ハ略裏書サレル事ニナル旨ヲ説キ証拠ノ組立方及思索ノ方法ヲ指示シ(記録七一六頁乃至七一八頁)(2)世間テハ警察官モ検事モ予審判事モ皆同シ様ニ考ヘ居ル様ナレトモ予審判事ハ裁判所ノ判事ナリ此ノ裁判所ノ予審判事ノ手許ニ於テ被告人ハ勿論証人ヲ調ヘ現場ノ検証ヲ為シ詳細ナル取調ヲ為シタル上其ノ者カ犯人テナイト判レハ其ノ俣婦シ其ノ者カ犯人テナイト一応見込カ立テハ愈々公判ニ廻ハスト云フコトニナルナリ昨日読聞ケタル予審調書ト云フノハ其ノ予審判事ノ取調ヘタル調書ナリ(中略)被告人ハ予審判事ニ対シテハ詳細ニ本件ノ放火ノ事実ヲ自白セシコトニナリ居レリ(中略)若其ノ自白ヲ真実ナリト才認メニナレハ被告人ハ有罪ト云フコトニナルナリ(中略)警察ニ於ケル自白ハ執レニシテモ更ニ裁判所ニ送ラレタル後予審判事ニ対シ何故詳細ナル自白ヲ為シタルヤ被告人ハ予審判事ヨリ無理ナ取調ヲ受ケタトハ申サス(記録七一〇頁乃至七一四頁)只警察ニ於テ酷イ取調ヲ受ケタル結果頭力変ニナツテ居ル間ニ予審判事ヨリ其ノ警察ノ調書通り勝手ニ予審調書

ヲ作成セラレタリト云フニ在レトモ裁判所ノ予審判事カ被告ノ云ヒモセ又事トヲ勝手ニ調書ニ書クト云フコトカアリ得ルヤ否諸君ノ常識ニ依リテ判断ヲ乞フ尚予審判事(中略)ノ第二回訊問ノ際特ニ被告人ニ対シ「被告ハ真実放火セヌノテハナイカ」ト念ヲ押シタルニ拘ハラス被告人ハ確カニ自分カ放火シタルニ相違ナキ旨申立居ルコトハ昨日読聞ケタル予審調書ノ通りナリト説キ予審調書ハ尊重信用スヘク被告人ノ弁解ハ措信シ難キモノナル旨ヲ暗示シ(記録七一五頁七一六頁)(3)被告人ノ負債アル代リニ二百円ノ債権ヲ有スル旨ノ弁解ニ対シ近來ノ如キ景氣テ果シテ取立カ完全ニ出来ルカ忽ウカハ諸君ノ御経験ニ依リテ判断ト思フ仮ニ取立カ全部出来ルトスルモ債務カ各証人ノ云フカ如シト仮定スレハ其ノ全部ヲ消却スルニ足ラサルコトハ数字上明白ナル所ナラント説キ反証ニ対スル価値判断ヲ示シ(記録七一九頁七二〇頁)(4)尚保險金ノ問題カ出テタル序ニ申添ヘン被告人ハ以前ニモ火災保險契約ヲ為シ其ノ家カ焼ケ保險金ヲ貰ツタ事カアルト云フコトテアル旨ヲ説キ陪審員ヲシテ被告人ハ恰モ本件公訴ニ係ル保險詐欺ノ經驗ヲ有スルモノナルカ如キ疑ヲ起サシメテ偏見又ハ予断ヲ誘ヒ(記録七二〇頁)居レリ右ハ陪審法第七七条ノ裁判長ノ為スヘキ説示ノ範圍ヲ逸脱シタルモノニシテ不法ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス果シテ然ルトセハ原判決ノ事實ノ認定ハ斯カル不法ノ説示ニ基キ為サレタル陪審ノ評決ニ因ルモノナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論(1)ノ理由ナキコトハ弁護人長井伸之介上告趣意書第二点ニ対スル説明ニ依リ又所論(2)ノ理由ナキコトハ弁護人齋藤最上告趣意書第四点ニ対スル説明ニヨリ之ヲ了解スヘク其ノ余ノ論旨ニ至リテモ裁判長ノ説示ニハ反証ニ対スル価値ヲ判断シ又ハ所論偏見又ハ予断ヲ誘ヒタル不法アルヲ見ス論旨ハ理由ナシ

第二点裁判長ノ証拠トシテ説示シタル公判準備調書並公判調書ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノトス(1)陪審事件ニ在リテハ公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セサルコト陪審法第四十条ノ規定スル所ナリ而シテ公判準備調書ニ付テハ公判調書ノ如ク刑事訴訟法第五十六条第三項乃至第五項ヲ適用セサル旨ノ規定存セサルノミナラス公判準備調書ニ記載シタル訊問及供述ノ内容ハ証拠ト為スヲ得ヘキモノナルヲ以テ他ノ公判廷以外ニ於テ作成スル調書ト同シク当然供述者ニ調書ヲ読聞カシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲読セシメ其ノ増減変更ノ申立ヲ調書ニ記載シ尚供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルノ手續ヲ履ムコトヲ要スルモノトス然ルニ本件公判準備調書ヲ閱スルニ斯カル手續ヲ履ミタル事迹ノ見ルヘキモノナク從テ無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スヲ得サルモノトス(2)公判訓書ニハ公判ヲ為シタル裁判所及年月日ヲ記載スヘキモノニシテ公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スルコトヲ得ヘキモノナルコトハ刑事訴訟法ノ規定スル所ナリ然ルニ本件公判調書ヲ閱スルニ冒頭ニ昭和七年二月二十三日開廷スル旨記載シ調書ノ末尾ニハ同年二月二十四日ト記載シアリテ公判期日カ二十三日ナリヤ二十四日ナリヤ將タ弁論ニ日ニ且リタルモノナリヤ明ナラス仮ニ弁論ニ日ニ且リタルモノトセハ孰レノ訴訟手續カ二十三日ノ公判期日ニ属スルヤ將タ二十四日ノ公判期日ニ属スルヤ不明ナリ畢竟本件公判調書ハ公判ヲ為シタル年月日ノ記載ヲ欠如セル無効ノ調書ナルヲ以テ法律上証拠ト為スヲ得ス然ラハ則チ斯カル違法ノ手續ニ依リ評決セラレタル原判決ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニ在リ

【判決理由】仍テ按スルニ調書ノ作成ニ付陪審法ニ特別ノ規定存セサル場合ニ於テハ刑事訴訟法第五十六条ノ適用アルヘキヤ論ヲ俟タスト雖陪審ニ於ケル公判準備調書ノ作成ニ付陪審法第四十六条ノ明文存スルコト猶公判調書ノ作成ニ付刑事訴訟法第六十二条第六十三条ノ規定ノ存スルト同シ而シテ陪審法第四十六条第一項ハ「公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ」ト規定スルカ故ニ右調書ニ付テハ一般調書ニ於ケルカ如ク裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ読聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問ヒ且供述者ヲシテ調書ニ署名捺印セシムルカ如キコトハ之ヲ行ハント欲スルモ能ハサルノ場合之アリト謂フヘク随テ此クノ如キ手續ハ之ヲ履踐スル

ヲ必要トセサルノ法意ナリト解スルヲ相当トスヘシ然ラハ所論第一段ハ理由ナク而シテ所論公判調書ニハ昭和七年二月二十三日及同二十四日ノ兩日ニ亘リ公判開廷セラレタルコト明記シアルノミナラス其ノ記載ニ所論ノ如キ違法存在セサレハ所論第二段モ亦理由ナシ
第三点本件ハ仮ニ有罪ナリトスルモ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリ即被告人平四郎ハ尋常小学四年卒業程度ノ一疊職ニシテ粒々辛苦貯財シテ貸家ヲ建設シ之ヲ朝鮮人K漢五外三名ニ賃貸シタル処右鮮人ハ家賃ヲ支払ヒ呉レス一面地代並公租公課ヲ支払ハサルヘカラサル処ヨリK漢五等ニ対シ立退ヲ請求スレトモ応セス遂ニSA会幹事ノ斡旋ヲ煩ハシタル上立退先ノ家賃迄立替ヘテ退去ヲ求ムレトモ更ニ応セス而シテ被告人ノ資産トシテハ右貸家ノ外之ナク被告人ノ疊製造ニ依リテ一ヶ月僅ニ六七十円ノ収入ヲ以テ五人ノ家族ヲ養ヒ居ル状況ナルノミナラス二男金男(当十九歳)長女静子(当九歳)ハ孰レモ脳膜炎ニ罹リ他人ノ介抱ナクシテハ自由ヲ便セサル有様ナリ而シテ三男國義(当十六歳)ハ被告人ニ対スル本件發生ニ因リ中学校ヲ半途ニシテ退学スルノ余儀ナキニ至リ妻まつハ被告人ノ収監中ニ病死シ被告人ノ立場ハ全ク憫諒スヘキモノアルニ依リ其ノ刑ヲ輕減スルヲ相当トスヘク從ツテ原審懲役五年ノ刑ハ甚シキ不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト云ハサルヘカラス仍テ此ノ点ニ於テモ亦原判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリトスト云フニ在レトモ記録ヲ査スルモ原判決ニハ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルヲ發見セス論旨ハ理曲ナシ、以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事大原昇関与

昭和七年七月九日

大審院第三刑事部、裁判長判事中西用徳、判事中西尾芳助、判事草野豹一郎、判事高瀬幸七郎、判事岸達也

⑰ K T 佐太郎・ I I 富次郎・ S T 武雄 (名古屋地方裁判所殺人未遂被告事件昭和9年12月14日判決)

判決

本籍 名古屋市東区□□町□□番地

住居 同市西区□□町字下□□百□□番地

香具師

I I 富治郎

明治二十七年二月□日生

本籍 名古屋市西区□□町□□丁目□□番地

住居 同市同区□□町□□番地 K D 繁造方

日雇

S T 武雄

明治四十五年三月□□日生

本籍 名古屋市西区□□町字下□□五□□番地

住居 同市同区□□町□□丁目□□番地

興行師

K T 佐太郎

明治二十八年九月□日生

右被告人三名ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松藤正憲関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人 I I 富治郎ヲ懲役六年ニ処ス

被告人 S T 武雄ヲ懲役參年六月ニ処ス

被告人 K T 佐太郎ヲ懲役五年ニ処ス

但右被告人三名ニ對シ夫々未決勾留日數中貳百五拾日宛ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ全部被告人三名ノ連帶負担トス

理 由

被告人 K T 佐太郎ハ名古屋市西区□□町一帯ヲ繩張トスル博徒稻葉地一家間屋町派 N N 善助ノ乾兒ニシテ被告人 I I 富治郎同 S T 武雄ハ右 K T 佐太郎ノ乾兒又ハ若イ者トシテ同人方ニ出入シ居ルモノナル処近時右 N N 善助ハ健康勝レス其跡目相続ニ付被告人 K T 佐太郎及善助ノ乾兒ノ一人タル H N 峯吉トハ其競争者ノ地位ニ在リテ從來是力為メ相反目シ居リタルカ昭和八年十一月二十日頃 H N 峯吉ノ妹婿 O H 仙助ノ妹ニシテ予テ被告人 I I 富治郎ト情交關係ヲ結ヒ夫婦約束迄為シタル O H かつカ N N 善助ノ兄弟分ナル Y K 作藏ノ斡旋ニヨリ右 H N 峯吉ト婚約成リ同棲スルニ至リタルヨリ右跡目相続ニ関シ被告人 K T 佐太郎ニ不利ノ狀勢ヲ招致シ又被告人 I I 富治郎ニ於テハ右 Y K 作藏、O H 仙助、H N 峯吉等ニ對スル怨恨關係ヲ生スルニ至リタルヲ以テ茲ニ被告人 K T 佐太郎ハ同月二十日午後十一時過頃名古屋市西区□□町字□□前□□番地ナル當時ノ自宅ニ右 I I 富治郎、S T 武雄ヲ招集シ右 H N 峯吉、O H 仙助、Y K 作藏三名ヲ殺害センコトヲ共謀シ先ツ被告人 K T 佐太郎ハ S T 武雄ヲシテ H T 質店ヨリ日本刀二本ヲ受取ラシメ、被告人 I I 富治郎ハ右日本刀ノ中ノ一本ヲ携ヘ同月二十一日午前零時頃右 Y K 作藏ヲ同市西区□□町□□前（現在同

区□□町□□丁目ト改稱）路上ニ誘引シタル上突如右日本刀ヲ以テ同人ノ頭部其他ニ數回斬リ付ケタルモ同人力其場ヨリ逃走シタル為メ同人ニ對シ後頭部頭皮欠損創等全治約二月余ヲ要スル傷害ヲ被ラシメタルニ止リ殺害ノ目的ヲ遂ケス次テ被告人 I I 富治郎ハ右現場ヨリ直ニ前記日本刀ヲ携ヘテ其附近ニ於テ前記日本刀ノ中ノ一本ヲ携ヘテ待合セ居リタル被告人 S T 武雄ト共ニ同市西区□□町□□番地□□O H 仙助方ニ赴キ所携ノ右日本刀ヲ以テ當時熟睡中ノ H N 峯吉、O H 仙助ノ頭部等ニ斬付ケテ其場ニ昏倒セシメタルモ右 H N 峯吉ニ對シ前頭部及顔面切創等全治二ヶ月ヲ要スル傷害、右 O H 仙助ニ對シ左前頭部切創等全治約三週間余ヲ要スル傷害ヲ夫々被ラシメタルニ止リ同人等殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

而シテ右各被告人ノ所為ハ犯意繼續ニ係ルモノトス、尚被告人 S T 武雄ハ昭和六年六月十二日名古屋區裁判所ニ於テ傷害罪ニ依リ懲役十月（未決勾留日數十五日日本刑算入）ニ、被告人 K T 佐太郎ハ昭和五年二月七日名古屋地方裁判所ニ於テ傷害脅迫罪ニ依リ懲役八月ニ各処セラレ孰レモ當時其刑ノ執行ヲ終リタルモノナリ

法律ニ照スニ

被告人 I I 富治郎同 S T 武雄同 K T 佐太郎ノ右所為ハ各刑法第二百三條第百九十九條第十五條第六十條ニ該當スルヲ以テ其所定刑中孰レモ有期懲役刑ヲ選択シ被告人 S T 武雄同 K T 佐太郎ニハ夫々前示前科アルヲ以テ同法第五十六條第一項第五十七條ニ則リ累犯ノ加重ヲ為シ各其刑期範圍内ニ於テ被告人 I I 富治郎ヲ懲役六年ニ、被告人 S T 武雄ヲ懲役三年六月ニ、被告人 K T 佐太郎ヲ懲役五年ニ各処スヘク同法第二十一條ニ依リ被告人三名ニ對シ未決勾留日數中二百五十日宛ヲ右各本刑ニ算入シ陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ニ付

刑事訴訟法第二百三十七條第一項第二百三十八條ヲ適用シ全部被告人三名ヲシテ連帶負擔セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年十二月十四日

名古屋地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 北本常三郎 印

判事 大西 和夫 印

判事 松村 篤郎 印

⑱ YWちよの（名古屋地方裁判所殺人被告事件昭和14年11月10日判決）

判決

本籍 三重県一志郡□□大字□□出□番屋敷

住居 不定

無職

YWちよの

明治三十八年八月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井寛次郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

未決勾留日数中百八拾日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル腰紐一筋（証第一号）ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ十七歳ノ頃KT義春ト結婚シ十余年同棲シ四人ノ子女ヲ挙ケタルモ昭和八年頃離婚シ其ノ後暫ラク名古屋市内等ニ於テ料理屋奉公ヲ為シタル後上京シ実父新藏ノ許ニ赴キ同人力東京市城東区□□町ニ於テ経営シ居タル電解錫工業ノ手伝ヲ為シ居リタルカ其ノ間ニ右父ノ工場ニ雇ハレ居リタル自己ヨリ十余歳年少ノTI裕ニ好意ヲ寄セ同人ヲ愛撫スルコト漸ク甚シキニ至リタル為父ヨリ屢々注意ヲ受ケ同人トノ交際ヲ断テ適當ナル婿養子ヲ迎フヘキ旨慫慂セラレタルニ拘ラス更ニ之ニ耳ヲ藉サス依然裕ト接近シタル為父ノ不興ヲ招キ父トノ間ニ間隙ヲ生シ昭和十二年九月十日頃父ノ許ヲ去リ单身名古屋市内ニ来リ同市千種区□□町□□丁目□□番地ノ父所有ノ借家ニ居住スルニ至リタルカ間モナク裕モ亦被告人ヲ慕ヒテ名古屋市内ニ来リ自動車助手トナリ被告人ト一層密接ナル關係ヲ結フニ至リタル為益々父ノ怒ヲ買ヒ予テ被告人ヨリ父新藏ニ対シ被告人力将来適當ナル配偶者ヲ得テ家庭ヲ作りタル際受領スル約束ニテ預ケ置キタル金六千二百円ヲモ受領スルコト困難トナリタルニヨリ一策ヲ案シ仮装結婚ニヨリ父ヨリ右金員ヲ受領センコトヲ企テ同年十一月初頃嘗テ名古屋市内ノ料亭ニ奉公中知合トナリシ妻子アル自動車運転手YD榮ニ事情ヲ打明ケ同人ヲシテ被告人ノ婿養子トナルコトヲ承諾シタルカ如ク装ハシメ父ノ友人ナルIH増吉ヲシテ父ニ対シ右結婚ノ良縁ナルコトヲ告ケ其ノ承諾ヲ得ルニ斡旋尽力セシメ父ヲ欺キ漸ク其ノ承諾ヲ得ルヤ仮祝言ヲ挙ケ爾來昭和十三年三月頃迄前記□□町ノ宅ニ於テ同棲シ情交

關係ヲ繼續シ恰モ夫婦同様ノ生活ヲ為シ其ノ間屢々父ニ對シ家庭ヲ作りタルコトヲ口実トシテ右金六千二百円ヲ貰ヒ受ケ度キ旨懇願シタルモ臆テ父新藏ニ於テ被告人トY D 榮トノ右結婚ノ不純ナルコトヲ看破シ極度ニ憤慨シ右要求ニ応セサルノミカ從來為シ居リタル月々ノ仕送りヲモ中止スルニ至リ生活費ニモ窮スルニ至リタルカ一方同年三月頃ヨリ前記裕カ全身結核ノ為被告人方ニ引移リ療養ヲ為シ居リタルモ病勢次第ニ悪化シ入院セシメサルヘカラサルニ至リ其ノ費用等ノ調達ニ窮シ居リタル折柄名古屋市東区□□町□□番地MN事HT条三郎(当時五十九年)カ同年三、四月頃ヨリ裕ノ病氣ノ加持祈祷ノ為ト称シテ頻繁ニ被告人方ニ出入シ居リタル為条三郎ニ對シ右入院費等ノ調達ヲ依頼シタルトコロ被告人ニ對シ野心ヲ抱ケル同人ハ早速之ヲ承諾シ金策ニ奔走シ同年六月五日頃金五十円ヲ調達シテ被告人方ニ持參シ裕ニ對スル病氣見舞トシテ贈与スヘキ旨申出テ被告人ハ該金員ヲ保証金トシテ同月十五日頃漸ク裕ヲ名古屋市内KS館病院ニ入院セシムルヲ得タルカ其ノ後病院ノ支払金ノ調達ノ奔走ニ或ハ同年七月四日死亡シタル裕ノ葬儀其ノ他ノ後始末等ニ付条三郎ヲ煩ハスコト多カリシカハ裕死亡後ハ条三郎ノ態度一変シ被告人ニ對シ裕死亡ノ翌日タル五日ノ夜早くモ情交ヲ強要シ爾後執拗ニ結婚ヲ迫ルニ至リタルヨリ被告人ハ条三郎ヨリ遁レンカ為同月十一日夜裕ノ遺骨ヲ携ヘテ帰京スル裕ノ義父OT清一ト謀シ合セ密ニ上京シタルモ直ニ之ヲ知りテ上京シタル条三郎ニ所在ヲ突キ止メラレ且其ノ暴行脅迫ニ逢ヒ止ムヲ得同年七月十四日朝条三郎ニ伴ハレ東京ヲ出立シタルカ途中愛知県下蒲郡ニ下車シ某飲食店ノ離座敷ヲ借受ケ滞在シ其ノ間情交關係ヲ繼續シタルモ条三郎ハ八月四、五日頃偶々名古屋ニ赴キタル際檢挙セラレ未納罰金刑ノ執行ヲ受クルニ至リタルヲ以テ被告人ハ其ノ後ハ唯一人滞在シ同月七日頃名古屋市ニ歸リ暫ラク知人ナル同市昭和区□□町

□丁目ST仁三郎方ニ厄介ト為リ同月十八日頃漸ク前記□□町ノ宅ニ落付クニ至リシカ間モナク亡裕ノ友人ニシテ同人生存當時紹介セラレテ知合トナリタル名古屋駅構内タクシ運転手AD好治(当時二十八年)ヲ其ノ下宿先ニ訪ネ次第ニ懇意トナリ遂ニ同年九月上旬頃ヨリ情交關係ヲ結ヒ夫婦約束ヲ為シ同年十月四日夜前記自宅ニ於テAD好治ノ父及仲人IH増吉等ヲ招キ仮祝言ヲ奉ケタルトコロ八時過頃宴半ニシテ勞役場ヲ出所シタルHT条三郎カ突然闖入シ来リ威丈高トナリ「ちよのハ俺ノ家内ダ此処ハ俺ノ家ダ」等ト怒号シ一同ヲ恐怖狼狽セシメタル為被告人ハ好治トノ結婚モ破綻スルモノト極度ニ悲痛落胆シ寧ろ条三郎ヲ殺害シテ自己モ亦自殺セント思惟シ翌五日短刀ヲ用意シ遺書ヲ認メ居リタルトコロ偶々好治カ被告人宅ニ訪ネ来リ極力慰撫シタル為被告人モ一旦右決意ヲ翻ヘシ同夜ハ好治ト共ニ前記ST仁三郎方ヲ訪ネ共ニ同人方ニ一泊シタルトコロ其ノ翌六日早朝再ヒ条三郎カ右ST方ニ闖入シ来リ怒号シタル上被告人ヲ連出シ同日及翌七日ノ兩日市内各所ヲ引廻ハシ漸ク同日午後十一時三十分頃共ニ前記□□町ノ宅ニ歸リタルカ被告人ハ条三郎ニ對シ從來ノ關係ヲ清算シ好治トノ結婚ヲ叶ヘ呉レンコトヲ懇願シタルモ条三郎ハ頑トシテ之ヲ肯キ入レス之カ解決ノ為応酬相争フ中兩者ノ感情次第ニ激シ被告人ハ条三郎ヨリ暴行ヲ受ケ且条三郎カ被告人ノ財産ニモ着目シ所謂色ト欲トノ二筋途ヨリ附纏フモノナルコトヲ確知スルヤ到底条三郎ヨリ遁レテ好治トノ結婚ヲ遂クルコト至難ナリト思惟シ一層自殺シテ一切ヲ解決スルノ外ナシト思ヒ詰メ翌八日午前二時頃同家奥六畳ノ間ニ於テ對座シ居リタル条三郎ニ對シ「別レテ呉レナケレハ死ンテ仕舞フ」ト云フヤ条三郎ハ「本氣テ死ヌ氣ナラ俺カ殺シテ遣ル」ト云ヒ被告人ヨリ借受ケ使用シ居タル長サ約七尺ノ薄桃色堅絹ノ腰紐(証第一号)ヲ被告人ノ首ニ掛ケ緊縛セントシタルモ条三郎カ両手ヲ震ハシ真ニ絞付ク

ルノ勇氣ナキヲ看取スルヤ被告人ハ却テ意ヲ強ウシ咄嗟ニ殺意ヲ決シ「才前サンハヤクザノ癖ニロテ大キナコトヲ云フテモイザトナレハ度胸カナイノカ、人ヲ殺スナラ斯ウシテ殺スモノダ」ト云フヤ否ヤ糸三郎ノ油断ニ乗シ素早く自己ノ首ノ腰紐ヲ外シテ糸三郎ノ頸部ニ捲付ケ之ヲ絞付ケ因テ其ノ場ニ同人ヲ絞殺シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百八十日ヲ右本刑ニ算入シ押収ノ腰紐（証第一号）ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ被告人ノ所有ニ係ルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収シ陪審費用ヲ除キタル其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十四年十一月十日

名古屋地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 深井 正男 印

判事 岡垣 久晃 印

判事 細井 淳三 印

⑱ YWちよの（大審院殺人上告事件昭和15年3月30日判決）

●昭和十五年(刑)第九号

判決書

本籍 三重県一志郡□□大字□□出□番屋敷
住居 不定

無職

YWちよの

明治三十八年八月□日生

右殺人被告事件ニ付昭和十四年十一月十日名古屋地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

本件ヲ名古屋地方裁判所ニ差戻ス

理由

弁護人赤井幸夫、野々山藤重上告趣意書第三点ハ被告人カ警察官又ハ検事ニ対シ犯罪ヲ自白シタリト被告人ノ公判廷ニ於ケル供述ハ之ヲ採リテ以テ其ノ自白ニ係ル事實認定ノ資料ト為スヘカラサルモノトス、原審公判調書ヲ見ルニ其ノ裁判長説示ノ部ニ「仍テ本件ノ争トナツテ居ル被告人カ殺意即チ殺ス考ヲ以テHT条三郎ヲ腰紐テ絞メ殺シタカ、ドウカト云フ点ニ付キ証拠ヲ見マスルニ第一、被告人ハ当公廷ニ於テ諸君ノ御聴キノ様ニ自分ハHTヲ殺ス考ハナク自分カ自殺シ様ト思ヒHTニ頸ヲ腰紐テ絞メサシタトコロ、同人カ手力震ヘテ絞メルコトカ出来ナイノテ人ヲ殺スニハ斯様遣ルノテアルト云フテ自分ノ頸ニ巻イテアツタ腰紐ヲ輪ノ俣抜イテHTノ頸ニ其俣カケ更ニ一卷シテ紐ヲ持ツHTノ手ヲ扨ヒ除ケルト同時ニHTカ後ニ倒レテ行キ遂ニ死亡シタト述ヘテ居ルノテアリマス、此ノ被告

人ノ供述カ真実トスレハ被告人ニハ殺ス考カナカツタコトニナリマス、次ニ被告人ハ警察
検事ノ取調ヲ受ケタ際ニハ自分ハ自殺セントHTニ腰紐テ頸ヲ絞メテ貫ハントシタルモHT
Tカ手ヲブル／＼震ハシテ一向絞メナカツタノテ反対ニHTヲ絞メ殺シテ遣ラウト云フ氣
ニナリ、自分ノ頸ニ掛ケテ居タ腰紐ヲ輪ニナツタ俣外シテHTノ頭カラ同人ノ頸ニ掛ケ紐
ノ両端ヲ堅ク握ツテ人ヲ殺スニハ斯ウシテ遣ルンタト云ツテ力任セニグツト引絞メルトHT
Tハウント声ヲ出スナリ後ロニ倒レタ倒レテカラ更ニ十分間位モ押ヘ付ケテ居ルト顔ノ色
力変ツテ来タノテ大丈夫死ンタト思ヒ紐ヲ捻レタ俣放シテ自分ノ月経ノ始末ヲシタト斯様
ニ述ヘタコトハ被告人モ当公廷テ認メテ居リマス云々、諸君此ノ被告人ノ当法廷テ云ツタ
事ヲ信用スルカ警察又ハ検事ニ対シテ云ツタ事ヲ信用スルカハ一ニ諸君ノ判断ニ待タネハ
ナラヌノテアリマシテ諸君ハ後ニ説明シマス、総テノ証拠ト対照シテ諸君ノ豊富ナル常識
ニ訴ヘテ決定セラレネハナリマセヌ(中略)次ニ被告人ハ警察官及検事ノ取調ヲ受ケタ際
ニモ先程其ノ要旨ヲ申述ヘマシタ通り被告人YWハHTカ被告人ノ頸ニ掛ケテ居タ腰紐ヲ
引イタカ手ヲブル／＼震ハセテ居ルノテ被告人ハHTノ口程ニモナイ態度ニ氣力強クナリ
此際HTヲ絞メ殺シテ遣ラウト云フ氣ニナリ自分ノ頸ニ掛ケテアツタ腰紐ヲHTノ頸ニカ
ケテ引絞メタラHTカ絶命シタト斯様ニ述ヘテ居ルノテアリマシテ被告人カ警察官検事ニ
対シテ左様ニ述ヘタコトハ諸君モ既ニ才聴キノ通被告人カ当法廷ニ於テ認メテ居ルノテア
リマスカラ若シ被告人ノ此ノ警察官検事ニ対スル供述カ信用スルニ足ルモノテアルトスレ
ハ被告人ハ殺意即チ殺ス考ヲ以テHTヲ腰紐テ締メタコトニナルノテアリマス即チ法律上
殺意カアツタト云フコトニナルノテアリマスナル記載アリテ是ニ由レハ裁判長ハ陪審員
ニ対シ証拠ト為スヘカラサル被告人ノ警察官及検事ニ対スル供述ヲ事實判断ノ資料ト為ス

ヘキコトヲ説示シ因テ得タル答申ヲ基礎トシテ判決ヲ為シタル違法アルモノニシテ原判決
ハ此点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニ在リ

仍テ案スルニ司法警察官又ハ検事ノ聴取書ハ陪審法第七十四条第七十五条所定ノ場合ヲ除
キ陪審事件ノ証拠資料ト為スコトヲ得サルモノナレハ被告人カ公判廷ニ於テ判事ノ訊問ニ
対シ司法警察官又ハ検事ニ対シテハ犯罪ヲ自白シタル旨ノ供述ヲ為スモ之ヲ採テ以テ其ノ
自白ニ係ル事實認定ノ証拠資料ト為スヲ得サルモノト解セサルヘカラス而シテ記録ニ依レ
ハ本件ハ前記法条所定ノ場合ニ該当スルモノト認ムルコトヲ得サルモノトス然ルニ原審公
判調書第一四五六丁裏以下及第一四五九丁裏以下ニ依レハ原審裁判長ハ陪審ニ対シ証拠ノ
要領ヲ説示スルニ際リ論旨摘録ノ如ク説示シタルモノニシテ就中被告人ノ当廷ニ於ケル供
述ヲ信用スルカ警察又ハ検事ニ対シ供述セルコトヲ信用スルカハ一ニ諸君ノ判断ニ待タネ
ハナラヌ云々、被告人ノ此ノ警察官検事ニ対スル供述カ信用スルニ足ルモノトスレハ被告
人ハ殺意即チ殺ス考ヲ以テHTヲ腰紐テ絞メタコトニナル旨ノ説示ノ如キハ被告人ノ警察
官及検事ニ対スル供述ヲ事實判断ノ証拠資料ト為スヘキコトヲ説示シタルモノト謂ハサル
ヲ得ス、然ラハ之ニ因リテ得タル答申ヲ基礎トセル原判決ハ違法ナルヲ以テ破毀ヲ免レス
仍テ陪審法第一百四条第六号第五百条第一項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事瀧川秀雄関与

昭和十五年三月三十日

大審院第一刑事部

裁判長判事 久保田美英

判事 織田 嘉七

右臈本也

昭和十五年四月一日

大審院第一刑事部

判事 日下部義夫
判事 宮城 實
判事 十川寛之助

裁判所書記 長谷川信吉 印

2 安濃津

① K松雄（大審院殺人未遂上告事件昭和5年1月24日判決 大審院刑事判例集 第9巻第1号）

●殺人未遂被告事件（昭和四年（七）第一四〇四号 同五年一月二十四日第四刑事部判決 棄却）

【上告人】K 松雄 弁護士 小林秀樹・吉田勇之助

【第一審】安濃津地方裁判所

○判示事項

陪審事件ノ弁護士ニ対スル公判期日ノ召喚状送達ト猶予期間——公判期日指定ニ対スル異議申立

○判決要旨

- 一 陪審事件ノ弁護士ニ対スル公判期日ノ召喚状ノ送達ト公判期日トノ間ニハ七日ノ猶予期間ヲ存スルノ要ナキモノトス【要旨第一】
- 二 公判期日ノ指定ニ対スル異議申立ニ付テハ裁判ヲ為スノ要ナキモノトス【要旨第二】

【参照】陪審法第四十七条 検事、被告人及弁護士ハ公判準備期日前第四十三条第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

刑事訴訟法第三百二十条 裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ

公判期日ニハ被告人、弁護士及輔佐人ヲ召喚スヘシ

第八十四条及第九十九条ノ規定ハ弁護士及輔佐人ノ召喚ニ付之ヲ準用ス

公判期日ハ之ヲ検事ニ通知スヘシ

同法第九十九条 召喚状ハ之ヲ送達ス

同法第三百四十八条 検事、被告人又ハ弁護士ハ裁判長ノ処分ニ対シテハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ前項ノ申立ニ付決定ヲ為スヘシ

○事 実

第一審裁判所ハ本件ヲ陪審ノ評議ニ付シ左記ノ如ク事実ノ判断及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役五年ニ処シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入シ陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ被告人ハ曩ニ実父與平実兄市太郎等同居セシカ市太郎ハ動モスレハ粗暴ノ拳ニ出ツルコトアリタル為與平ハ市太郎ト同居スルヲ嫌ヒ大正七年頃其ノ所有不動産ヲ二分シ其ノ一ヲ自己名義ニ保留シ其ノ一ヲ市太郎ニ分与シテ被告人等妻子ヲ伴ヒ別居シ其ノ後ハ被告人ト市太郎トハ相反目シツツ在ル内昭和三年九月末日ニ至リ與平死亡シタルモ市太郎ハ其ノ葬儀ニモ列セサリシヨリ益被告人ハ市太郎ニ悪感ヲ懷クニ至リシカ同年十月十八日亡父ノ遺志ニ従ヒ與平名義三重県鈴鹿郡□□村大

異議申立書ヲ閱スルニ原審公判中弁護人ハ所論ノ事由ニ基キ裁判長ノ為シタル公判期日ノ指定ニ関シ異議ノ申立ヲ為シタルコト明ナリ而シテ公判中ニ於ケル裁判長ノ処分ニ対シ異議ノ申立ヲ為シ得ルコトハ刑事訴訟法第三百四十八条ノ規定スルトコロナレトモ公判期日ノ指定ノ如キハ公判ノ準備手續ニ属シ公判中ニ於ケル裁判長ノ処分ニアラサルヲ以テ之ニ対シ同条ニ依リ異議ノ申立ヲ為シ得サルノミナラス之ニ対スル異議申立ヲ許シタル規定ナキヲ以テ縦令公判廷ニ於テ斯ル申立アルモ裁判所ハ之ニ対シ必スシモ裁判ヲ為スノ要アルコトナシ然レハ原審力所論申立ニ対シ何等裁判ヲ為ササリシトテ之ヲ以テ公判ニ於テ為シタル異議ノ申立ニ付決定ヲ為ササリシ不法アリト謂フヘカラス論旨ハ其ノ理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ依リ主文ノ如ク判決ス

検事南部金夫関与

① K松雄 (大審院殺人未遂上告事件昭和5年1月24日判決「法律新聞」昭和5年4月13日)

● 陪審事件ノ弁護人ニ対スル公判期日ノ召喚状送達ト猶予期間

弁護人ニ対スル陪審公判期日ノ召喚状ノ送達ト公判期日トノ間ニハ七日ノ猶予期間ヲ存セサルヘカラサルモノニ非ス

(参照) 陪審法四七条一項 検事、被告人及弁護人ハ公判準備満期日前第四十三条第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

● 公判期日指定ノ異議ニ付テハ裁判ヲ要セス

公判期日ノ指定ハ公判ノ準備手續ニ属シ公判中ニ於ケル裁判長ノ処分ニアラサルヲ以テ之

ニ対シ刑事訴訟法第三百四十八条ニ依リ異議ノ申立ヲ為シ得サルノミナラス之ニ対スル異議申立ヲ許シタル規定ナキヲ以テ縦令公判廷ニ於テ斯ル申立アルモ裁判所ハ之ニ対シ必スシモ裁判ヲ為スノ要ナシ

○ 昭和四年(レ)第一四〇四号

判決

本籍 三重県鈴鹿郡□□村大字□野□百□□番地ノ□

住居 同県同郡同村大字□野□百□□番地ノ□

農業

K 松雄

(明治三十五年一月□日生)

右殺人未遂被告事件ニ付昭和四年十月十一日安濃津地方裁判所ニ於テ陪審ノ当答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】 弁護人小林秀樹上告趣意書第一点原審ハ不法ニ弁護人ノ弁護權ノ行使ヲ制限シタルノ不法アリ陪審法第四十七条第一項ハ……………弁護人ハ公判期日七日前迄同法第四十三条第二項ノ請求ヲ為ス事ヲ得ル旨規定シアリ換言スレハ弁護人ノ該請求權行使ハ公判期日七日前迄ニ制限セラレタル力故ニ其ノ後ハ之ヲ為スコトヲ得サルヲ以テ弁護人ニ於テ公判期日七日前迄ニ証人鑑定書類ノ集取ヲ請求センカ為慎重調査準備中ナリシ処原審ハ本件公判期日ヲ昭和四年十月十日午前九時ト指定シ其ノ召喚状ヲ弁護人ニ対シ同月五日

午後二時二十分ニ送達セラレタルヲ以テ本件ニ於テハ公判期日四日前迄ヲ存シタルノミニシテ前記陪審法第四十七条第一項末段ノ「公判期日七日前迄」ナルモノ存在セスシテ弁護人不知ノ間ニ右弁護權ノ行使ヲ喪失セシメタルハ即チ完全ナル弁護權ノ行使ヲ不法ニ制限シタルモノニシテ刑事訴訟法第四百十條第一項第十一号ニ違反セル不法アリテ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ、陪審法第四十七条第一項ノ規定アルノ故ヲ以テ弁護人ニ対スル公判期日ノ召喚狀ノ送達ト公判期日トノ間ニ七日ノ猶予期間ヲ存セサルヘカラサルモノトナスヘキニ非ス蓋シテ人ハ召喚狀ノ送達ヲ受クル前ト雖陪審法第四十七条第一項ニ定ムル請求ヲ為シ得ヘキヲ以テナリ然ラハ原審ニ於テ所論ノ如ク公判期日ヲ指定シ召喚狀ノ送達アリタレハトテ弁護權ノ行使ヲ制限シタル違法アリト為スニ足ラス論旨ハ其ノ理由ナシ

第二点弁護人ハ第一点論述ノ弁護權ノ行使ヲ不法ニ制限シタル公判期日指定ニ関シ昭和四年十月十日ノ公判期日ニ於テ書面ヲ提出シテ異議ノ申立ヲ為シタルニ拘ラス原審ハ之ニ対シ何等ノ決定ヲ為サスシテ公判ヲ終結シタルハ刑事訴訟法第四百十條第一項第十五号ニ違反セル不法アルモノト信スト云フニ在リ、仍テ原審公判調書並シテ提出ノ異議申立書ヲ閱スルニ原審公判中弁護人ハ所論ノ事由ニ基キ裁判長ノ為シタル公判期日ノ指定ニ関シ異議ノ申立ヲ為シタルコト明ナリ而シテ公判中ニ於ケル裁判長ノ処分ニ対シ異議ノ申立ヲ為シ得ルコトハ刑事訴訟法第三百四十八條ノ規定スルトコロナレトモ公判期日ノ指定ノ如キハ公判ノ準備手續ニ属シ公判中ニ於ケル裁判長ノ処分ニアラサルヲ以テ之ニ対シ同條ニ依リ異議ノ申立ヲ為シ得サルノミナラス之ニ対スル異議申立ヲ許シタル規定ナキヲ以テ縦令公判廷ニ於テ斯ル申立アルモ裁判所ハ之ニ対シ必スシモ裁判ヲ為スノ要アルコトナシ然レ

ハ原審カ所論申立ニ対シ何等裁判ヲ為ササリシトテ之ヲ以テ公判ニ於テ為シタル異議ノ申立ニ付決定ヲ為ササリシ不法アリト謂フヘカラス論旨ハ其ノ理由ナシ

第三点原審公判調書ニ依レハ被告ハ昭和四年七月三十一日公判準備取調ノ際被告ノ申立トシテ「私ハ兄ノ身体ヲ弱ラセテ遣ラウト思ツテ遣ツタノテ決シテ殺ス氣ハ有ツテ居ナカツタノテアリマス」ト記載セラレアルモ被告ハ単ニ兄ヲ弱ラセテ遣ラウト思ツテ云々ト申立タルモノニシテ兄ノ身体ヲトハ言ハス伊勢地方ニ於テハ通俗ニ困ラス事ヲ弱ラスト言ヒ困ツタ事ヲ弱ツタト言フハ一般ノ慣用語ニシテ同年十月十日ノ公判期日ニ於テ被告ハ弁護人ノ質問ニ対シ前記公判準備取調ノ際兄ノ「身体」ヲトハ申立ス井水ヲ飲用ニ堪ヘヌ様ニシテ兄ヲ困ラス為メニ遣ツタノテアルト答ヘタルヲ以テ特ニ弁護人ヨリ其ノ旨公判調書ニ記載方ヲ要求シ且ツ書面ヲ提出シテ右公判準備調書中被告ノ申立ノ中兄ノ「身体ヲ」ノ三字削除方ヲ要求シタルハ亦之レノ異議ノ申立ニ外ナラサルコト明白ナルニ拘ラス前記弁護人ノ質問ニ対スル被告ノ答弁ヲ故ラニ公判調書ニ記載セス且シテ弁護人提出ノ削除要求書ヲ記録ニ編綴セス之ニ対シ何等ノ決定ヲ為サスシテ公判ヲ終結セラレタルハ第二点ト同様ノ不法アルモノト信スト云フニ在レトモ、既ニ整理シタル公判準備調書ノ記載ハ後日ニ至リ之カ増減変更ヲ為シ得ルモノニ非サレハ裁判所ニ対シ其ノ記載中ノ文字ヲ削除センコトヲ要求スルカ如キハ寔ニ謂ナキ請求ニシテ之ヲ以テ所論ノ如キ異議ナリト目スルコト能ハス然レハ裁判所ハ固ヨリ之ニ対シ採否ノ裁判ヲ為スノ要ナキカ故ニ原裁判所カ所論弁護人ノ要求ニ対シ何等ノ裁判ヲ為ササリシハ至當ニシテ論旨ハ其ノ理由ナシ

第四点原審裁判長ハ本件説示ニ於テ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シタルノ不法アリ原審ニ於ケル裁判長ノ説示中ニ「被告人ハ当公廷ニ於テ自分テ昇承ヲ入レタ其ノ井水ヲ或ハ市太

郎ヤ其ノ家族ノ者カ飲用スルコトアルヤモ知レヌ事ハ予想シテ居ツタ（被告ノ申立ハ「今日ニシテ考フレハ或ハ市太郎ヤ其ノ家族ノ者カ飲ムカモ知レマセヌ」ト言フニ在リタルヲ曲解シテ記述セラレタルモノナルモ）ト述ヘテ居リマス誠ニ其ノ通りテ早朝暗キ時其ノ釣瓶ノ中ニ恐ルヘキ毒物ノ入ツテ居ルコトニ氣付カスシテ洗面ノ際ニテモウツカリ其ノ水ヲ飲下シ或ハ溶解セサル昇汞ノ結晶体テモロニスルヤウノ者カアリマシタナラハ其ノ結果ヤ如何ニ恐ルヘク悲ムヘキ事実ヲ惹起シタテアリマセウカ」ト述ヘ明ニ被告ノ未必故意ヲ認ムヘキ右証拠ハ其ノ通りニテ信スヘキモノナル旨意見ヲ表示シタルモノニシテ即チ陪審法第七十七條第一項但書ノ規定ニ違反セル不法アルモノト信ス以上論述ノ通り原判決ハ何レノ点ヨリ覲ルモ到底破毀ヲ免レサルモノト確信致候間相当ノ御裁判相仰度候也ト云フニ在レトモ、所論裁判長ノ説示ハ毒物昇汞ノ入レアル水ヲ嚥下シ或ハ其ノ結晶体ヲロニスル者アランニハ誠ニ恐ルヘキ事実ヲ惹起スルコトハ毒物当然ノ結果ナリトノ趣旨ヲ表明シタルニ過キスシテ被告人ノ自分カ昇汞ヲ入レタ其ノ水ヲ或ハ市太郎ヤ其ノ家族ノ者カ飲用スルコトアルヤモ知レヌ事ハ予想シテ居ツタトノ供述ハ誠ニ其ノ通り信憑スヘキモノナリトシ証憑ノ信否ニ関シ裁判長ノ意見ヲ表示シタルモノニ非ス論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人小林秀樹上告拡張趣意書第二点原審判決ニハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト信ス本件犯行ニ因リ寸毫ノ実害ヲ生セス尚且被告ハ未タ曾テ一回タモ刑壁ニ触レタル事ナク素行極メテ善良ニシテ入営中善行証書ヲ下附セラレ銃劍術賞状ヲ受ケ帰休ヲ命セラレタル（此証書類ハ公判期日提出可致候）模範的在郷軍人ナルヲ以テ之ニ對シ懲役五年ヲ科シタルハ極メテ苛酷ニ失ス本件ニ對スル法定刑ハ最低三年ノ懲役ニシテ情状酌量スル場合ニ於テハ之ヲ一年半ニ下シ得ヘク尚之ニ執行猶予ヲ与ヘ得ルコトヲ示セ

リ本件被告人ノ犯行仮リニ原審認定ノ如シトスルモ凡ソ井ニ毒物ヲ投シ以テ人ヲ殺害シタルノ实例ハ未タ曾テ存在セス殆ント不能犯ニ近キ犯行ニシテ其ノ実害絶無ト言フモ過言ニ非サルヘク況ンヤ被告ノ素行善良ナル点ニ鑑ミル時ハ減刑ノ上刑ノ執行ヲ猶予セラルルヲ相当トスヘク原判決ハ刑事訴訟法第四百十二條ニ依リ破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ、記録ヲ精査シ諸般ノ事情ヲ斟酌スルニ原判決ノ被告人ニ科シタル刑ノ量定ヲ目シ情状ニ比シ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナク論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人吉田勇之助上告趣意書第一点記録第五百十七丁以下ノ公判調書ヲ閱スルニ被告人ハ前審ニ於ケル判事ノ問ニ對シ

一、私ハ兄市太郎方ノ井戸ノ釣瓶内ニ昇汞五百瓦ヲ入レタノハ市太郎ヲ殺害スル目的テモナク又其ノ妻子ヲモ殺害スル積リテハアリマセヌカ其ノ他ノ事実ハ相違アリマセヌ其ノ様ニ昇汞ヲ入レタナラハ井戸ノ水カ飲メナクナツテ兄カ弱ルト思ヒ兄ヲ懲ラス為メ脅カシテ遣ル積リテアリマシタト答ヒ二、更ニ被告ハ兄市太郎ヲ驚カス積リテ昇汞ヲ釣瓶ノ中ヘ入レタト云フカ公判準備取調ノ際兄ノ身体ヲ弱ラセテヤロウト思ツテヤツタト申述ヘテナイカトノ判事ノ問ニ夫レハ兄ノ身体ヲ弱ラサル為メニヤツタト云フ積リテ申述ヘナカツタノテス釣瓶ノ中ヘ昇汞ヲ入レタラ兄カ困ルカラ弱ラセテヤル積リテ入レタト云フ意味ノ事ヲ申上ケタノテアリマスト答ヘ居リ被告ニ殺害ノ意思ナカリシハ実ニ明白ナルニ拘ラス前審判決カ其ノ理由中ニ此ノ点ヲ明ニセスシテ直チニ「市太郎ヲ毒殺セムコトヲ決定シ云々」ト為シ以テ被告人ニ殺害意思アリタル如クニ決定セルハ明ニ被告人ノ申立ノ内容ヲ誤認シタルモノニシテ前審判事カ被告ニ對シ被告ハ兄市太郎ヲ驚ス積リテ昇汞ヲ釣瓶ノ中ヘ入レタト云フカ公判準備取調ノ際兄ノ身体ヲ弱ラセテヤロウト思ツテヤツタト申述ヘテナイカ

ト問ヒ居ルニ徴シ其ノ誤認セルヲ推知シ得ヘク「即チ弱ラス」トハ伊勢地方所謂被告人ノ住居地方ニ於ケル俗語ニシテ同地方人カ「ドーモ弱ツタ」トカ「弱ツタコトカ出来居ツタ」トカ「ソレハ弱ツタアカン」トカ或ハ弱リ居ツタ」トカ云フハ即チ困ツタト云フコトヲ意味シ迷惑ト云フト同意義ナリ本件ニツキ案スレハ被告人ハ兄市太郎方ノ井水ヲ飲メナクシテ迷惑サシテヤロウト云フ単ナル悪戯ニ出テタルモノニシテ若シ直ニ兄市太郎ヲ毒殺スル意思ナリセハ何人ニモ直チニ発見セラレ易キ昇黍粉末ノ白色ナルモノニシテ而カモ容易ニ水溶シ難キモノヲ用ヒスシテ昇黍水若クハ他ノ発見セラレ難キモノヲ用フヘキナリ右叙述ノ如クナルヲ以テ本件被告人ノ行為カ刑法上或ハ飲料水ニ関スル罪ヲ構成スルハ格別之ヲ殺人未遂トシテ処断スルハ当ラスト云ヒ第二点本件記録ヲ通覽スルニ仮リニ前審判決ノ認ムル如ク被告人ニ殺意アリタリトスルモ前審判決ハ刑ノ量定甚シク不当ナリ前審判決ノ理由中ニモ在ル如ク被告人ノ兄市太郎ハ其ノ実父與平ト同居シ得サル程ノ粗暴アリ且ツ與平ノ葬儀ニモ列セサル不孝且ツ不徳漢ニシテ被告人カ亡父ノ未タ生存中其ノ命ニ依リ鈴鹿郡□□村大字□□ノ土地ヲ被告名義ニ所有権移転登記ヲ為シタルヲ市太郎ハ横道不法ニモ昭和三年十一月六日安濃津地方裁判所ニ就キ登記抹消請求訴訟ヲ提起シタルノミナラス人ヲ介シテ被告人方一族ヲ寸断スヘシト脅迫シタルニ因リ被告ハ當時為メニ精神ノ正則状態ヲ欠キ居リタル者ト推察セラルル仮リニ精神上ニ異常無カリシトスルモ被告人ノ行為ニ依リテハ未タ何等ノ実害ヲモ生セサルモノニシテ寧ロ被告人ノ本件行為ハ情状甚タ憫諒スヘキモノアリ右叙述ノ如クナルヲ以テ前審判決カ本件被告ヲ懲役五年ノ極刑ニ処スルハ量刑甚シク不当ナリト云フヘシ以上ノ次第ナルニ依リ前審判決ハ第一点ニ於テ理由不備ノ違法アルト共ニ重大ナル事実ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アリ第二点ニ於テ刑ノ

量定甚シク不当ナリト思料セラルヘキ顯著ナル事由アリ依テ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ、原判決ハ被告人ノ殺人未遂罪ヲ認定シ刑法第九十九条第二百三条ニ間擬シ処断シタルモノナレハ毫モ理由不備ト認ムヘキ廉ナキヲ以テ之アリト為ス論旨ハ理由ナク爾余ノ論旨亦其ノ理由ナキコトハ弁護人小林秀樹上告拡張趣意書ニ対スル説明ニ依リ了解スヘシ

以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ依リ主文ノ如ク判決ス
検事南部金夫関与

昭和五年一月二十四日、大審院第四刑事部、裁判長判事島田鐵吉、判事西郷陽、判事新保勘解人、判事齋藤三郎、判事久保久

3 岐阜

①TY安次郎（岐阜地方裁判放火被告事件昭和4年1月19日）

判決

本籍竝住居 岐阜県吉城郡□□村大字□□番地

農

TY安次郎

当二十九年

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事千葉讓祐関与判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ岐阜県吉城郡□□町丁Y久太郎ヨリ同人所有ノ同郡□□村大字□□地内ニ於ケル田一反二畝歩及畑三筆ヲ賃借シ居リタルトコロ久太郎カ昭和三年十二月頃ヨリ本籍地ナル右□□村□□ニ歸リ農業ニ従事セムト欲シ同年一月頃被告人ニ対シ該畑ノ返還方ヲ求メタルヲ以テ被告人ハ余議ナク内二筆ヲ返還シタルモ久太郎カ予定ノ如ク帰郷スルトキハ結局残余ノ田畑ヲモ返還セサルヘカヲサルニ至ルヘク斯クテハ被告家ノ收穫ヲ減シ生計ニ不安ヲ来サムコトヲ憂慮シ茲ニ久太郎カ帰郷後住宅ト為スヘキ右□□所在ノ同人所有ニ係リ現ニYG石之助ノ居住セル家屋ヲ焼燬シ其帰郷ヲ阻止セムト決意シ犯意継続ノ上

第一、同年八月二日午前二時頃該住家ヨリ約六間ヲ距リタル同家屋附続ノ納屋（木造二階建間口四間奥行三間）内ニ入り同所ニ在リタル藁ニ燐寸ヲ以テ放火シタルモ隣人等多数力駆付ケ消火ニ努力シタル為メ同納屋一棟ヲ全焼シタルニ止マリ所期ノ目的ヲ遂ケス

第二、同月二十五日午前一時頃該住家裏軒下ニ積ミアリタル養蚕用目竿、目棚等ノ下ニ有合セタル蓑、縄等ヲ置キ燐寸ヲ以テ之ニ放火シタルモ右石之助等カ発見消止メタル為メ右目竿目棚ノ一部ヲ焼燬シタルニ止マリ所期ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ニ拠リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条第百十二条第五十五条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其範圍内ニ於テ被告人ヲ主文ノ刑ニ処スヘク訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ノ部分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキ

モノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月十九日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長判事 白井清左衛門

判事 梅山 實明

判事 吉村 國作

②MN清（岐阜地方裁判強盜殺人未遂被告事件昭和4年2月28日）
判決

本籍並住居 岐阜県恵那郡□□町□□川□□千□□番地ノ□

農

水野 清

当三十二年

右強盜殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事下秀雄関与判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

押収物件中古封筒一枚（証第十二号）鋳力罐一個（証第十三号）郵便貯金通帳二冊（証第十四、十五）板、古新聞紙、手拭、布切、木綿袋（証第十六乃至二十一号）及現金五

十九円（証第二十二号）ハ被害者YG孝之助ニ還付ス
陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ予テ岐阜県恵那郡□□町字□□居住ノYG孝之助カ常ニ多額ノ現金を所持セルヲ
聞知シ居リタルトコロ昭和三年五月三十一日午後二時頃同人カ同字通称□□□地内ノ田ニ
テ労働シ居リタルヨリ茲ニ孝之助ヲ撲殺シテ其所持金ヲ強奪セント決意シ棒ヲ以テ同人ヲ
殴打シ頭部其他数ヶ所ニ創傷ヲ蒙ラシメ因ツテ同人力携帯セシ現金百円位（証第二十二号
ノ現金五十九円ヲ含ム）及郵便貯金通帳二冊（預金合計二千九百円余）等在中ノ木綿袋（証
第十二号乃至二十一号）ヲ強取シタルモ孝之助ヲ殺害スルニ至ラサリシモノナリ

以上ノ犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ニ抛リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四十条後段第二百四十三条ニ該当スルヲ以テ同条
所定刑中無期懲役刑ヲ選択シ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第二号ニ依
リ減輕ヲ為シ被告人ヲ主文ノ刑ニ処シ且未決勾留日数中百日ヲ同法第二十一条ニ依リ右本
刑ニ算入シ主文掲記ノ押収物件ハ本件贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルヲ以テ
刑事訴訟法第三百七十三条第一項ニ則リ執レモ被害者YG孝之助ニ還付スヘク陪審費用ヲ
除ク其余ノ訴訟費用ハ同法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノ
トス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月二十八日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長判事 梅山 實明

判事 下山伊三郎

判事 吉村 國作

②MN清（大審院強盜殺人未遂上告事件昭和4年6月6日「法律新聞」昭和4年11月5）

●陪審裁判長カ自己意見ヲ表示シタリヤ否ノ判断

陪審裁判長カ説示ニ際シ自己ノ意見ヲ表示シタリヤ否ヤハ其ノ説示ノ一部ノミヲ捉ヘテ容
易ニ判断スヘキモノニ非ス必ス説示ノ全体ニ亘リ虚心公正ニ之ヲ觀察シテ自己ノ意見ヲ表
示シタルモノト解スヘキヤ否ヤヲ判断スヘキモノトス

○昭和四年(れ)第四五〇号

判 決

本籍並住居 岐阜県恵那郡□□町□□川□□番地ノ□

農

水野 清

(当三十二年)

右強盜殺人未遂被告事件ニ付昭和四年二月二十八日岐阜地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採択シ
テ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

(主文) 本件上告ハ之ヲ棄却ス

(上告理由) 弁護人小林公敏上告趣意書論旨原審ニ於ケル裁判長ノ説示ハ法律ニ違反シタ
ルモノアリト信ス蓋陪審公判ニ於ケル裁判長ノ説示タルヤ其ノ重要性ニ於テ最モ重キニ居
ルコトハ言ヲ候タス陪審制度ノ実施日尚ホ浅キ今日ニ於テハ陪審員ノ法制ニ関スル知能未

タ啓発セラレス刑事裁判ニ列シテ個人ノ生命ヲ左右スルノ重大ナル責務ヲ果スヘク余リニ法の知能ニ乏シキコトハ之亦疑ナキ処ニ属ス故ニ当該制度ノ適切ナル運用ニヨリ円満ナル発達ヲ期スル上ニ於テ裁判長ハ陪審ヲ指導シ且適當ナル抑制ヲ必要トスルコト勿論ナリト雖若シ指導ト抑制ノ機宜ヲ誤ラムカ為之陪審ノ判断ニ影響ヲ及ホシ陪審員ノ自主的獨立ヲ侵害スルノ結果ヲ生スルニ至リ本制度カ司法上ニ国民ノ総意ヲ反映セシムト云フ立憲的趣意ハ滅却セラレ遂ニ陪審制度ハ国民怨府ノ的ト化シ去ルニ至ルヘシ指導ト抑制ノ衝ニ当ル裁判長ノ責重大ナリト言フヘシ然ルニ本件陪審被告事件ニ於ケル裁判長ノ説示ニ際リ其ノ指導ト抑制ノ範圍ヲ超脱シ被告人ニ対シ頗ル不利益ニ帰セシメ仍テ陪審ノ判断ニ影響ヲ与ヘタルモノアリ以下具体的ニ趣意ヲ説明スヘシ第一点犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実ノ説示ニ当リ証拠ノ信否ニ付自己ノ意見ヲ加ヘタル違法アリト信ス裁判長ハ本件ニ於テ最モ重要ナル問題トナルヘキ事実即チ被告人MN清力警察検事局及予審第三回ノ訊問迄本件犯行ヲ自白シ予審第四回以後ニ於テ自白ヲ翻シ以テ本件犯行ヲ否認シアルニ徴シ本件被告人ノ曩ニナシタル自白カ果シテ信スヘキヤ否ニ付説示ヲ為スニ当リ本職ハ可成簡單ニ説示シタイト思ヒマス云々ト而シテ説示中裁判長ハ其処テ本職ハ参考マテニ陪審員諸君カ当然考慮ヲ一二申上ケテ見ルト先ツ第一点ハ自白シタル本人ノ知能教育ヤ社会常識ノ程度弁舌ノ程度テアリマス若シ自白者カ白痴低能無学文盲ノ徒又ハ自己ノ意思ヲ充分發表シ得サル者ナル時ハ斯カル自白ハ之ヲ信スヘカラサルモノ即チ虚偽ノ自白ナル旨ヲ教ヘ嘗テ發生シタル他ノ刑事々件ヲ引例シ自白者ノ自白ヲ信スヘカラサル場合ハ白痴低能無教育者及大ノ吃音者ノナシタル自白ニ之ヲ視ル而シテ相当ノ教育ヲ受ケタルモノ弁舌ノ持主非低能者ノナシタル自白ハ信スルニ足り之等ノ者カ他日自白ヲ覆スト雖之信スヘカラサル旨ヲ力説

シ尚刑罰中最重ト観ルヘキ殺人放火ノ罪ヲ身ニ覚ヘナク申立ツル筈カナイトモ一応考ヘレハ考ヘ得ラレスコトモナイカト思ハレマスト結論シ裁判長ハ語ヲ強メテ曰ク但シ本件被告人カ陪審員諸君ノ体験セラレタル如ク極メテ弁舌ノ巧ミナル所持者テアルカラ本件被告人ノ自白カ信スヘキモノテアルトハ申シマセント附言シタルハ本件被告人カ最モ雄弁ニシテ滔々数千言敢テ徹底シタル供述ニヨリ全公判ヲ通シテ行為ヲ否認シタル事実頭腦亦明晰ナル事実普通教育ヲ完了シ爾来好読家タル事実（公判廷ノ供述及記録ニヨリ明ナリ）ニ徴シ明ニ証拠ノ信否ニ付私見ヲ容レタルモノニシテ犯罪構成事実ノ判断ニ影響ヲ与ヘタルモノト言フヘシ本件調書ヲ閱スルニ裁判長カ特ニ語氣ヲ強メテ附言シタル本件被告人ノ自白カ真実ナリトハ申シマセントノ字句カ調書ニ記載セラレサル事実ハ被告人ノ以テ遺憾トスル処ニ属スルモ仮ニ右重要点ノ記載無之ヲ以テ援用ノ效ナシトスルモ裁判長ニシテ説示ナスニ際シ苟モ本件被告人ノ特有スル弁舌教育頭腦ノ点ニ於テ恰当スルカ如キ事例ヲ挙ケ暗ニ本件被告人ノ自白ハ信スヘキモノトシテ評議ノ資ニ供スヘシト諷示スルカ如キハ之即チ証拠ノ信否ニ関シ自己ノ意見ヲ加ヘタルニ他ナラスト信スト云フニ在リ

【判決理由】原審公判調書ヲ精査スルニ裁判長ハ被告人ノ予審ニ於ケル自白カ信スヘキヤ否ヤニ関シ一般的ニ且仮定的ニ説示ヲ為シ或ハ自白シタル本人カ白痴ナルトキ低能ナルトキ無学文盲ナルトキ又ハ自白ノ意思ヲ充分發表シ得サル者ナルトキハ取調官憲力威圧又ハ誘導ヲ為ササルモ詰ラヌ考カラ嘘ノ自白ヲ為ス場合アリ或ハ本人カ相当ノ教育モアリ低能テモナク他人ヨリ事実ヲ誣ラレ様トシテモ之ヲ弁解スル丈ケノ弁舌ノ持主ナラハ放火トカ殺人ノ如キ大罪ヲ身ニ覚ナクシテ申立ツル筈カナイトモ一応考ヘレハ考ヘ得ラレヌコトモナイカト思ハレル或ハ又計画的ニ嘘ノ自白ヲ為ス者モアルカラ之等モ自白ノ価値ヲ判断

スルニハ考慮セネハナラヌ点カトモ思ハル本件被告人ノ自白カ果シテ信シ得ヘキヤ或ハ信シ得ヘカラサルヤ諸君ハ被告人ノ総テノ陳述弁解其ノ他証人ノ陳述並其ノ他ノ証拠ニ基キ諸多ノ点ヨリ考察シテ宜敷判断サレタキ旨ヲ説示シアリテ所論ノ如ク裁判長カ本件被告人ノ自白カ信スルニ足ル旨ヲ諷示シ自己ノ意見ヲ表示シタルモノト認ムヘキモノナシ故ニ論旨理由ナシ

(上告理由) 第二点(イ) 証拠ノ要領ヲ説示スルニ際シテ罪責ノ有無ニ付意見ヲ加ヘタルノ違法アリト信ス裁判長ハ陪審員ニ対スル説示中自白ノ真否ヲ決定スル標準ノ第二トシテ自白カ他ノ証拠ト一致スルヤ否ヤノ点ヲ考慮スヘシト説キ各般ノ例ヲ挙示シテ其ノ徹底ニ努メタルカ本件被告人ノ服装ハ被害者Y G考之助力兇行ヲ受ケタル当時即チ兇行直前ニ於ケル犯人ト被害者トノ間ニ蚯蚓ノ問答ヲ交シタルトキ被害者カ視タル犯人ノ服装ニ付被害者カ警察並ニ予審廷ニ於ケル供述ト昭和四年二月一日同月二日施行ノ検証及公判廷ニ於ケル供述カ異ルコトニ関シ即チ被害者ノ当初ノ服装ニ関スル供述中昭和三年六月十九日予審判事山川幸吉ノ訊問ニ対シ被害者カ同人ハ何時モ被テ居ル先ノ尖ツタ麦稈帽子ヲ被リ紺緋ノアライ着物ヲ着白イ様ナ法被ヲ着下ニハ黒イ股引ヲ穿イテ居タ云々ト供述シ昭和三年五月三十一日ノ兇行当日ノ前日タル五月三十日朝被害者Y G考之助力訴外人S M恒一ト同行中(昭和四年二月一日検証図面十点ニ於テ)ニ逢ヒタリト称スル当該男子ノ服装ノ酷似セル服装ナリシ旨ヲ供述シアルニ拘ラス昭和三年十月十二日予審判事玉井喜久市ノ訊問ニ対シテハ前掲六月十九日附山川予審判事ニ供述シタル犯人ノ服装ニ関スル部分中紺緋ノアライ着物ヲ着白イ様ナ法被ヲ着用シアリタリトノ点ヲ翻シ居ル而已ナラス昭和四年二月二十六日ノ原審公判ノ供述ニ於テモ紺緋ノ着物ヲ着用シアリシ点ヲ翻シ被害者ノ当該供述ニ於テ

矛盾ノ存スルモノアルニ対シ裁判長ハ此ノ点ニ牽連シテ一言丈ケ述ヘテ置キ度イノハ凡ソ對話者カ其ノ相手方ノ服装ニ全然無関心ナルコトハ通常ノ場合アリ得ヘカラサルカニ思料セラルモノ一面婦女女子若クハ婦女女子ニ等シカルヘキ性格ノ男子ハ格別對話者カ田舎ノ老爺(被害者Y G考之助ヲ指ス)テ而モ相手方ヲ平素熟知スル間柄ニアリテハ特ニ注意ヲ払ハサル場合アリ(換言セハ被害者ノ服装ニ関スル供述ノ矛盾ハ敢テ意ニ介スルノ要ナキ旨即チ被告ノ不利益ニ説示ス)得ルモノナルカ故此ノ点ヲモ考慮ニ置クヘキ旨ヲ説示シタリ然レトモ如斯説示ハ証拠ノ要領ヲ説クニ当リ公平ナル説示ト言フヲ得ス蓋裁判長カ被害者ノ服装ニ関スル供述ニ矛盾スル処アリト説明スルコト自体ハ少クモ被告ニ利益ナルコト言フヲ俟タサル而已ナラス矛盾アリトセハ矛盾アリト開示スレハ之レ足ル然ルニ更ニ附言シテ被害者Y G考之助カ田舎ノ老爺ナルコト平素面識ノ間柄ナルコトヲ敷衍シテ供述ヲ同人カ二三ニスルコトハ敢テ被告利益ノ証拠トハ相成ララスト教ヘ判断ノ材料ニ供スヘカラサルコトヲ暗示スルモノニシテ之レ自己ノ意見ヲ加ヘタルニ他ナラスト信ス裁判長ハ前項説示中尚本件贓品ノ行方ノ点ニ付一言申上ケテ置キマスカト冒頭シ贓品ノ現在シタル場所(原審検証調書添付図面中(ム)点)ト兇行現場(同図面中(ト)点)トノ距離ハ行程凡ソ五十五分ヲ要スル旨ヲ述ヘ往復行程約一時五十分ヲ要スル旨ニ併而駈足ノ場合ニ於ケル所要時間ヲ想像シタル後被害者Y G考之助力叩カレタルハ午後二時頃テアリ被告人カ刑事等ニ連レラレテ来タノハ午後六時頃ナルカ故勿論(ム)点ノ現場迄往復時間ノアリシコトハ想像ニ難カラサル旨ヲ説示スルハ之亦裁判長カ当初ヨリ(ト)点(兇行現場)ト(ム)点(贓品ノ場所)ヲ往復スルニ要スル時間ヲ算出シ被害者ノ受傷時刻ヨリ打算シテ充分(ト)(ム)両点間ノ往復容易ナリト説示スルカ如キハ裁判長ニ於テ当初ヨリ予断ヲ抱キツツ説示スルモノニシテ陪審

員ヲシテ裁判長ノ意図那辺ニ存スルヤヲ容易ニ付度セシメ得ヘク結局消極的ニ意見ヲ加ヘタルモノニ他ナラス(ハ)裁判長ハ陪審員ニ対スル説示中被告人ノ自白カ他ノ証拠ト一致スルヤ否ノ点ニ関スル説明ニ於テ被告人ノ一致スル所以ニ関スル弁解ヲ挙ケタル後「其処テ被告人ヲ取調ヘタル中津警察署ノ係官カ被告人ニ対シ無法ナル取調ヲ為シ自白ヲ強要シタル事実カアルカ什ウカト云フト一昨日訊問シタル石原証人カ諸君ノ御聴キ通り温情ヲ以テ任意自白セシメタモノテ自白ヲ強要シタ様ナコトハ全然ナイト証言シ居リ仮リニ其ノ証言ヲ信用スルトセハ被告人ニ対シ乱暴ナ取調ヲシタコトハナイト云ヒ得ルノテアル」ト力説ス然レトモ裁判長ニシテ本件ノ重要ナル被告人ノ自白ノ真否ヲ決スルニ付絶対公正ノ見地ニ於テ判断ノ資料ヲ与ヘントセハ仮リニ石原証人ノ証言ヲ信用シ得ルトセハ」等ノ如キ言語ヲ表示シ得ヘカラサルモノニ属ス警察官署ノ現時ニ於ケル人民ニ対スル非常識ナル行動ヲ採リ人権ヲ蹂躪スルカ如キ行動アルハ敢テ枚挙ニ違ナク坊間周知ノ事実ナル而已ナラス本件犯行ノ地ヲ管轄スル岐阜県恵那郡□□町警察署カ綱紀ノ紊乱其ノ極ニ達シ管下住民ノ人権ヲ擁護スヘキニ拘ラス人権蹂躪ノ事実続出シ今ヤ中津警察署管下住民ヨリ怨府ノ的トシテ敵視セラルルノ状態ニ存スルハ聖代ノ不祥事トシテ吾人ノ痛嘆措ク能ハサル処ニ属ス加之モ其ノ具体的事実ハ枚挙ニ違ナシト断スルニ躊躇セス如斯警察署ノ取調ニ逢ヒタル者誰人カ其ノ自白ヲ強要セラレサルモノアランヤ然ルニ裁判長カ当該取調ノ任ニ当リタル石原左馬(刑事)カ温情ニヨリ自白セシメタルモノニシテ迫害ヲ加ヘタルモノニ非ストノ供述ヲ直チニ採テ陪審員ニ説示ヲナシ之ヲ信スルトセハ之等ノ点ヲ考慮スヘシ即チ之ヲ信シテ被告人ノ自白ハ真実ナリト判断スヘシト暗示シタルモノニシテ其ノ不当タルヤ言フ俟タサル而已ナラス前掲中津警察署管内タル岐阜県恵那郡□□町ニ於テハ昭和二年中強盜殺人ノ

犯行アリ其ノ方法手段ニ於テ本件ト全然同一ナル捧ヲ以テ顔面頭部ヲ毆打シ金品ヲ強奪シタルモノニシテ加之モ右犯人ハ今日尚ホ五里霧中ニ属シ本件犯行ノ昭和三年五月三十一日当時ハ勿論其ノ手掛リサヘナキ状態ニアリ同警察署ハ茲ニ再ヒ同一手段ノ犯行ヲ管下ニ惹起シ頗ル狼狽ノ極ニアリタリシヲ以テ同日偶々被告人カ兇行現場ヨリ小丘ヲ越ヘタル地内ニ耕作シアリシヲ奇貨トシ併而被害者Y G 孝之助の錯覚的供述(五月三十日朝Y G 力(ナ)点(原審検証図面)ニテ逢ヒタル被告人ニ酷似セル男ヲ深刻ニ印シ受傷後ノ錯覚ヲナシアルコトハ小南又一郎ノ鑑定中受ケタル傷ノ軽重ニヨリアリ得ル旨ヲ答フルニヨリ無之トスル能ハス)ヲ一点矛盾ナキモノト前提シタルモノナルカ斯クノ如キ状況ニ存スル当該係官タリシ石原左馬ハ被告人ト全然相反スル地位ニアレハ自ラ取調ニ際シ迫害ヲ加ヘタリトハ供述スルモノニ非サルコトハ常識上明瞭ナル事ニ属スルニ拘ラス且前提□□町ニ於ケル同一手段ノ犯行カ行ハレ殊ニ該犯人カ未練ノ状態ニアルコトハ原審証人窪田敬一(中津署刑事)ノ供述シタル処ナルニ斯カル事実ヲ公判調書ニ記載セスシテ被告人ニ不利益ナル証人ノ供述ヲノミ採リ以テ之ヲ信スルトセハト表示シテ陪審員ノ有罪的觀念ノ構成ニ努力スル裁判長ノ説示シタルヤ之レ自己ノ意見ヲ表示シタリト結論スルニ憚ラス

(二)裁判長ハ被害者ノ供述ハ以テ信用スヘキモノナリト説カシカ為説示ノ一節ニ於テ「以上ノ如ク被告人カ本件犯行ヲ絶対ニ否認シ居ルニ拘ラス被害者ハ諸君ノ聴イテ居ラレタ通り被告ニ相違ナシト断言シテ居ルノテアリマス其処テ或ハ被害者カ強盜ニ毆ラレ一時正氣ヲ失ツタ為錯覚ヲシテ居ルノテハナカロウカト云フ疑カ起ルカモ知レヌカ此ノ点ニ付テハ小南鑑定人ハ一昨日当公判廷ニ於テ今尚労働ニ従事出来ル六十三歳ノモノカ叩カレテ正氣ヲ失ヒ後意識ヲ回復シタ際叩カルル直前ノ出来事ヲ忘レタリ又錯覚スル様ナコトハ極メテ

稀タト鑑定シテ居ルノテアルカラ此ノ鑑定カ果シテ信用出来ルトシタナレハ之等ノ点モ本件ヲ断スルニ付考慮スル必要アリ云々ト説ク裁判長カ説示ニ当リ苟モ被告ノ利益ノ方面ニ一步ヲ進メ其ノ不利益ナル証拠ヲ開示スルニ止マラス之ヲ信スルコトヲ得トセハト云フ如キ仮定の断定ヲ与フルコトハ許サルヘキモノニ非ス加之本件ノ如ク裁判長カ前述仮定の断定ヲ与フルニ止ラス証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リ事實ヲ被告ノ不利益ニ帰セシムヘク解説スルカ如キ即チ昭和四年二月二十六日原審公判廷ニ於ケル小南又一郎ノ此ノ点ニ關スル鑑定ハ裁判長ノ説明ニ所謂錯覚スル様ナ事ハ極メテ稀タト供述シタルニ非スシテ殴打力ノ強弱部位體質ノ差異ニヨリ一律ニ論スル能ハサレトモ稀ニハ意識回復後直前ノ出来事ヲ忘失シ錯覚スル様ナ事カアリ得ルノテアリマスト即チ場合ニヨリテハ錯覚ヲナシ得ルコトヲ述ヘ居ルニ拘ラス裁判長ハ故ラニ字句ヲ變更シテ被告人ノ不利益ニ説明シ尚果シテ信用シ得ルトセハト附言シテ之ニ暗示的断定ヲ与フ蓋シ我陪審制度ニ於テハ英國ノ陪審制度ニ觀ルカ如ク裁判長ノ説示ヲ詳細ニシ且被告人ノ証拠ハ信スルニ足ラス被害者ノ供述ハ信スルニ足ル之ヲ信スルトセハ被告人ハ有罪タルヲ免レス然レトモ陪審員ハ自己ノ所信ニ邁進スヘシト結論スルカ如キ説示ノ方法ハ絶対ニ禁セラレタル処ニシテ如何ナル場合ト雖証拠ノ信否罪責ノ有無ニ關シ少クモ外界ヨリ窺知シ得ル如キ行動ニ出ツヘカラサルハ当然ナリト云フヘシ固ヨリ仮定の説明方法ニヨリ法律ト事實事案ト証拠ノ連絡ヲ説明解示スルニ不可ナシト雖前掲説示ノ如ク暗ニ断定ヲ与フルカ如キモノハ其ノ違法アルヲ免レスト信ス(ホ)裁判長ハ陪審員ニ対スル説示ノ後半ニ於テ本件被告事件ノ贓品カ原審檢証函面(ム)点ヨリ発見セラレタル關係ヲ説キ証拠ニ關スル要領ヲ説明スルニ際シ「贓品ハ昨日証拠調ノ際解示シタ如ク被害品全部テハナク二十円金貨一個及五十錢銀貨約四十個ハナカツタノテ

アリマス其処テ当然起ル疑問ハ何故犯人カ札(紙幣)ヲ捨テテ行キ金貨丈ケヲ持つテ行ツタノテアロウカト云フ点テアリマス見方ニヨレハ若シ犯人カ被告人以外ノモノタトスレハ札モ持つテ行クニ相違ナイ然ラハ之ヲ捨テテ行ツタノハ不可解テ説明カ出来ナイ併シ犯人ヲ仮リニ被告タトセハ被告人ハ諸君モ聴イテ居ツタ如ク同日被害者カ中津ノ方ヘ歸リ行ク姿ヲ見タト云フノテアルカラ早晩己カ囚レノ身トナルコトヲ思ヒ金銀貨丈ケハ自己カ出獄スルマテ何処カヘ埋メテ置イテ札ハ特別ノ装置ヲシナケレハ駄目タト考ヘ札丈ケ捨テタト云フ様ニ解釈シテ此ノ疑問ヲ解決出来ナイコトハナイカモ知レヌカ夫レハ或ハ余リニ穿チ過キタ觀察カモ知レマセヌ云々ト説明シタリ之レ明ニ証拠ノ真否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示スルコトヲ得ストノ陪審法第七十七条但シ書ノ禁止的法規ニ違反シタルモノト信ス即チ裁判長カ事實關係並ニ証拠ノ要領ヲ説明スルニ當リ現存両様ノ事實ヲ摘示シ且不偏ノ範圍内ニ於ケル仮定の説示ヲナスハ敢テ不可ナシトスルモ前掲説示ノ如ク品中偶然紙幣ノミ投棄発見セラレ金銀貨ノ存在カ不明ナル怪事實ノ説明ヲ為スニ當リ若シ犯人カ被告人以外ニ存在スルトセハ紙幣モ共ニ携ヘ遁走スルニ相違ナシト断定シテ被告カ適確ニ本件犯人ナリト明言シタルモノニシテ意見ヲ表示スルノ甚シキモノト言ハサルヲ得ス単ニ贓物中偶々紙幣ノミカ発見セラレタリトノ一事ニヨリ何故ニ犯人カ被告人ナリトノ論拠ト相成ルヤ寔ニ公正ナルヘキ裁判長ノ職分ニ悖ルノ甚シキニ居ル而已ナラス真ニ擅断的暴論ニヨリ有罪意見ノ開陳ヲナシタルモノト断スルニ躊躇セス如之犯人カ被告人ナリト評議答申スヘシト言ハシカ為仮リニ犯人カ被告人タトスレハ云々ト寔ニ詳細ニ亘ル具對的ニ本件贓品ノ点ニ關スル解説ヲナシタル後夫レハ或ハ余リ穿チ過キタル觀察カモ知レヌト附言シテ裁判長自ラ罪責に關スル意見ヲ表示シ開カ不法ナルコトヲ自認シ居ルニ徴シ本件説示カ法規ニ

違反セルコト一点容疑ノ余地ヲ存セス要之本件強盜殺人未遂被告事件ハ真犯人カ他ニ存在スルニ拘ラス事実ノ判断ヲ誤リ(事実ノ誤断ニ対シテハ上告シタルモノニ非ス) 清浄一点ノ曇リナキ冤罪ニ悲哀スル被告人ハ之レ最モ公正タルヘキ裁判長ノ説示ニ前陳違法ノ点アリタルニ基因シタルモノニシテ当該具体事実ハ前各項縷述ノ如クナル而已ナラス兇行当日タル昭和三年五月三十一日午後三時頃□□町某商人カ同町ヨリ兇行現場ニ至ル道路ヲ北進スル途中原審檢証図書(ソ)点ノ方向ヨリ尖頭形ノ麦稈帽子ヲ冠リ白キ襯衣ヲ着用シ黒ノ股引ヲ穿チタル男子カ疾風ノ如ク駈ケ来タリ無言ニテ□□町ニ入り込ミタル事実アルハ□□町一般ノ噂トナリ当時掛刑事石原左馬モ此ノ事実ノミハ隠蔽スル能ハス(石原左馬証言御参照) 石原刑事モ直チニ被告人MN清ノ居宅ニ至リ家宅搜索ヲナシMN清ハ白キ襯衣ヲ着用シタルニ非サルヤヲ取調ヘタル事実(MNツルエ証言御参照)ト兇行ノ前日被告人ニ酷似シタル男子ノ服装(証人SM恒一供述) 同人カ同日夕刻□□町被害者ノ前ヲ通過シタル事実(被害者YG孝之助ノ供述ニヨリ従前ヨリYG孝之助ニ付纏ヒ居リタル者) 及YG孝之助ノ錯覚(小北博士鑑定) 等各綜合考覈スル時ニ於テ本件犯行ハ被告人ニ非サルコトヲ確信スル而已ナラス当該地方ニ於ケル一般ノ断定ハ本件犯行ハ被告ニ非サル説ニ帰着シ居ルモノニシテ本件被告事件ハ一ニ裁判長ノ不当ナル説示ニヨリ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示アリ為之闕達ナル被告人ノ前途ニ一大暗影ヲ投スルノ結果ヲ招来シタルモノナルカ故ニ茲ニ上告趣意ヲ開陳シ慎重御審理ヲ仰キ破棄ノ御判決アランコトヲ切望スル所以ナリト云フニ在リ

【判決理由】裁判長カ説示ニ際シ自己ノ意見ヲ表示シタリヤ否ヤハ其ノ説示ノ一部ノミヲ捉ヘテ容易ニ判断スヘキモノニ非ス必ス説示ノ全体ニ亘リ虚心公正ニ之ヲ觀察シテ自己ノ意見ヲ表示シタルモノト解スヘキヤ否ヤヲ判断スヘキモノトス原審公判調書ヲ精閱スルニ裁判長ハ被害者YG孝之助ノ公廷ニ於ケル証言ト被告人ノ予審第三回マテノ自白トハ一致スル点少ナカラス又之ニ反シテ一致シナイ点モアル第一ハ犯人ノ服装ノ点第二ハ贓物ノ行方ノ点ナル旨ヲ述ヘ被害者ノ犯人ノ服装ニ関スル証言カ予審ニ於テモ公判ニ於テモ相違スル点アル旨ヲ説示シ對話者カ相手方ノ服装ニ全然無関心テ如何ナル着物什シナ風テ居タカ氣ノ附カナカツタト云フ事ハ通常ノ場合アリ得ヘカラサル様ニモ考ヘルコトカ出来ル併シ又對話者カ田舎ノ老爺テ相手方ヲ平素熟知スル間柄ニアリテハ是マテ全然見タコトノナイ人ニ接スル場合ト異ナリ万一ニモ或ハ相手方ノ服装着衣ニマテ特ニ注意ヲ払ハサル場合アリ得ルモノナルカ故ニ以上二様ノ場合ヲモ考慮シナケレハナラヌト思フ旨説示シアリテ所論ノ如ク裁判長カ犯人ノ服装ニ関スル被害者ノ供述ノ矛盾ハ意ニ介スル要ナキ旨説示シ以テテ自己ノ意見ヲ表示シタルモノト解スルヲ得ス又贓品ノ現在シタル場所(ム)点ト兇行現場ノ距離ニ関シテハ被告人カ本件ノ様ナ大罪ヲ犯シタルモノトセハ中津ニ行ク被害者ノ後姿ヲ見テカラ其ノ後ヲ追ヒツツ(ム)点ニ贓品ヲ捨テテ行ク丈心ニ余裕カアツタテアラウカ両地点ヲ往復スル丈ノ時間ノアリシコトハ想像ニ難カラサルモ被害者ハ何時誰ニ遇ヒ被害事実ヲ告ケヌトモ限ラナイカラ被告人カ帰ル途中ニ逮捕サルル危険モアルカト思ハルルカラ此ノ点モ被告人ノ自白ヲ判断スルニ考慮スヘキ点カト思ハル旨説示シアリテ裁判長カ所論ノ如ク予断ヲ抱キ陪審員ヲシテ自己ノ意見ヲ忖度セシメ得ヘク意見ヲ表示シタルモノト解スルニ由ナシ又所論中中津警察署ノ係官ノ証言ニ関シテハ仮リニ其ノ証言ヲ信用スルモノトセハ被告人ニ対シ乱暴ヲ取調ヲシタコトハナイト云ヒ得ル旨説示シアリテ裁判長カ右証言ヲ信スヘシト説示シタルモノニ非ス從テ之ニ依リ被告人ノ自白ハ真実ナリト暗示シ

タルモノト解スルヲ得ス又原審公判調書ニハ極メテ稀ニハ意識回復後直前ノ出来事ヲ忘失シ錯覚スルコトアリ得ル旨ノ記載アリテ裁判長ノ説示ト同一趣旨ナルコト明ナルノミナラス裁判長ハ被害者ノ公判以後ト予審トノ供述ノ一致セサルハ自然ニ反スル嘘テ信用出来ヌトモ解セラルルカ鑑定人ノ鑑定ヲ信シ得ルナラハ敢テ被害者ノ供述ハ自然ニ反スル信用出来ナイモノトモ限ラヌ旨ノ説示記載アリテ裁判長カ所論ノ如ク違法ノ説示ヲ為シタルモノト認ムルヲ得ス又本件贓品発見関係ニ関シ裁判長ハ若シ犯人カ被告人以外ノモノトスレハトシテ所論ノ如ク仮定的説示ヲ為シタレトモ又之ニ反シ犯人ハ被告人以外ノ者テアルカ頗ル慌テ居タタメ札ハ状装ノ中ニ入レテアツタノテ普通ノ書類タト思ヒ改メシテ捨テ行ツタト解釈スルモノツノ見方テアル旨説示シアルカ故ニ所論ノ如ク被告人カ確的ニ本件犯人ナリトノ意見ヲ表示シタルモノト解スルヲ得ス要スルニ所論ハ裁判長ノ説示ノ一部ヲ捉ヘ而カモ虚心公正ノ觀察ヲ欠キ之ヲ違法ナリト判断スルモノニシテ論旨孰レモ其ノ理由ナシ又本件犯人ハ被告人以外ノモノナルニ裁判長ノ違法ノ説示ノ結果被告人ハ冤罪ニ悲哀スル旨ノ後段論旨ハ事実ニ論及スルモノニシテ前段説明スル如ク本件裁判長ノ説示ニシテ違法ナキ以上之ニ対スル説明ノ必要ナキモノトス、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与、昭和四年六月六日、大審院第五刑事部、裁判長判事板倉松太郎、判事清水孝藏、判事江崎定次郎、判事谷部克巳、判事豊水道雲

4 福井

①SG平一（大審院強盜傷害上告事件昭和5年3月10日判決「大審院刑事判例集 第9巻第3号」）

●強盜傷害被告事件（昭和五年（九）第三七号 棄却）
（同年三月十日第一刑事部判決）

【上告人】被告人 SG平一 弁護士 辻岡 尙・米田爲次

【第一審】福井地方裁判所

○判示事項

陪審員ニ対スル呼出状ノ記載事項

○判決要旨

陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時場所及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処スルコトアルヘキ旨ヲ記載スレハ足り被告人ノ氏名及被告事件ハ之ヲ記載スヘキモノニ非ス

【参照】陪審法第五十八条 陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

同法第六二条第二項 裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問フヘシ檢事、被告人及陪審員除斥ノ理由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ為スヘシ

同法第十五条 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

- 一 陪審員被害者ナルトキ
- 二 陪審員私訴当事者ナルトキ
- 三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ
- 四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ属スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ
- 五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

- 六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ
- 七 陪審員事件ニ付告発ヲ為シタルトキ
- 八 陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ
- 九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、弁護人、輔佐人又ハ私訴当事者ノ代理人ト為リタルトキ

十 陪審員事件ニ付判事、検事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

○事 実

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ左記事實ヲ認定シ刑法第二百四十条前段第六十六条第七十一条第六十八条第三号ヲ適用シ被告人ヲ懲役三年六月ニ処スル旨ノ判決ヲ為シタリ被告人ハ予テ神戸市ニ於テ買馴染ノ芸妓千彌事Y D登美子カ福井市□□町T J屋事F K種子方ニ鞍替シ其ノ後互ニ文通シ居タルカ昭和四年九月二日福井市ニ来リ同月四日右登美子外一名ノ芸妓ヲ伴ヒ福井県坂井郡□□村F T温泉場ニ到リT Y旅館ニ滞在シ同月七日午後外出シ同村□□地籍地藏堂ニ休憩中其ノ所持金力其ノ宿料並飲食代金ノ支払ニ不足セルニ思ヒ及ヒ其ノ処置ニ腐心セル折柄同郡□□村S T由松カ单身□□村方面ヨリ帰宅シツツアルニ出会シ金円ヲ強取セムコトヲ決意シ同人ヲ追掛ケ同日午後八時三十分頃同郡□□村□□地籍通称□□ノ大池堤防路上ニ於テS T由松ヲ路上ニ倒シ之ヲ押付ナカラ「金ヲ出セ出サネハ殺スゾ」ト脅シテ金七十三銭在中ノ財布一箇ヲ奪取シ其ノ際右ノ暴行ニ因リS T由松ノ左前膊外側肘関節部又ハ左膝蓋部ニ擦過傷ヲ負ハシメ尚頸部ニ其ノ運動ニ因リ疼痛ヲ感スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右ノ事實ハ陪審ノ評議ニ付シ判断シタルモノナリ

尚本件記録中ニハ陪審員徳野幸之助ニ対スル呼出状ヲ編綴シアリテ該呼出状ハ活版ヲ以テ印刷セル用紙ニ謄写刷ヲ以テ「被告人S G平一ニ対スル強盜傷害被告事件ニ付」ノ文字及日時日附ノ数字等ヲ記入セルモノナリ而シテ同人ハ病氣ノ為出頭セス呼出状ヲ返送シタルモノトス

○理 由

弁護人米田爲次上告趣意書第一点本件被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ法令ニ違反セルモノニシテ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリ即チ陪審法第七条ニ被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得サル旨ヲ規定セリ而シテ公判期日又ハ公判準備期日ニ於テ被告人カ犯罪事實ヲ自白シタル場合トハ同条ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキ云々トアレトモ公判請求書ニ記載セラレタル事實ニ限ラス又予審終結決定書ニ記載セラレタル犯罪事實ノ全部ヲ自白シタル場合ハ勿論犯罪ノ構成要素ニ関スル事實全部ヲ自白シタル場合モ亦本条ニ該当スルモノニシテ仮令刑ノ輕重ニ関スル事實或ハ犯罪ノ動機其ノ他情状ニ関スル事實等ヲ争フ場合ト雖如上ノ犯罪事實ヲ自白セルトキハ總テ本条ノ適用アルモノナリ蓋シ我国ノ陪審制度ハ陪審ノ評議ニ付スヘキ事項ハ犯罪ノ構成ニ関スル事實ノ存否ノミニシテ他ニ及ハサルヲ以テナリ從テ斯ル場合ニ之ヲ陪審ニ付スルハ著シキ法令ノ違反ナリ本件ニ付テ之ヲ見ルニ公判準備期日(第一回)ニ於テ「問「ソレカラS T由松ヲ突然押倒シ金ヲ奪ツタカ」答「其ノ時モ又私ハ金ヲ奪ルコトヲ止メテ帰ロウカト思テ二足三足□□村ノ方ヘ引返シタノテアリマシタカ切破詰ツタ事テアリマシタノテ思ヒ切ツテ突然S Tノ背後カラ私ノ右手テ同人ノ右頸部ヲ掴ミ後ヘ引ク様ニシタ処其ノ人ハグラノト仰向ニ倒レタノテ其ノ人ノ肩ヘ私ノ足ヲカケテ」金ヲ出

セ出サネハ殺スソ」ト云ツタ処STハ懷中カラ財布ヲ取出シテ是丈ケシカナイト云フテ其ノ場ヘ置イタノテ私ハソシナ事ハナイアル筈タト云ツタ処同人ハ見テ呉レト云ツタノテ私ハ其ノ人ノ懷中ヘ手ヲ入レテ……(三六八丁裏三六九丁)尚記録第三七一丁ニ於テ「……STノ肩ヲ足テ押ヘテ居タ時同人ハ足ヲバタ／＼シテ居リマシタカ別ニ起キ上ラウトシマセンテシタ」又「……STハ吃驚シテ居タ様デアリマシタ」(三七二丁)ト供述シ被害者ニ暴行ヲ加ヘ因テ財布ヲ奪ヒタル事實及該財布ニハ金七十三錢在中セル事實モ明ニ認メ(記録第三七二丁以下)之等犯罪事實ニ関スル供述ヲ同日ノ公判準備手續ノ全調書ヲ一覽スレハ被告人カ昭和四年九月四日福井県□□村FT温泉場郊外ニ於テST由松カ単身□□村方面ヨリ帰途ニアルヲ認メ同人ヨリ金円ヲ強取セント決意シ之ヲ追駆ケ同所□□ノ大池堤防上ニ於テSTノ背後ヨリ突然其ノ右頸部ニ手ヲ掛ケテ押倒シ且之ヲ押ヘテ「金ヲ出セ出サネハ殺スソ」ト脅シテ金七十三錢在中ノ財布ヲ奪取シタルコトヲ自白シ居レリ又其ノ際ST由松ニ対シ同人ノ左前膊外側肘關節左膝蓋部ノ擦過傷ヲ負ハシメタル事實ニ付テハ其ノ創傷ノ如何ナル程度ナルヤハ不明ナルモSTカ負傷セル事實ヲ認メ居リ其ノ創傷ニ就テ「STニ傷カ付イテ居ル所ヲ見ルト怎ウシテ其ノ傷カツイテアツタカ不思議テナラヌノデアリマス尤モ私ハSTノ肩ヲ押ヘテ居リマシタトキ同人ハ足ヲバタ／＼シテ居リ……」今ニナツテ考ヘテ見ルト右傷ハSTカ起上ルトキニ負フタモノト思ツテ居リマス……然ラハ其ノ傷ニ付被告ハ責任ヲ感スル訳カ「私ハ間接ニ起シタコトナリマスカラ其ノ傷ニ付テハ私モ責任ヲ感シテ居リマス」(記録三七一丁三七二丁)トアリ弁護人ノ問ニ対シテモ「若シ右傷カ其ノ時ツイタモノトスレハソレハ同人カ起キ上ルトキ出来タモノト思フノデアリマス」同様ニ陳述シ裁判長傷害ノ事實ヲ準備手續ノ取調ニ於テ前記奪取ノ際ニ負ハシメタ

ル旨ヲ被告人カ供述セル旨ヲ其ノ説示中ニ認メ居リ明ニ裁判長モ亦此ノ点ニ関シ自白アリタルヲ諒知セリ其ノ間被害者ト被告人トノ供述カ悉皆合致セスト雖(転倒傷害ノ状態ニツキ)暴行タル何等差異ナク其ノ傷害ニツキ何等異ル処ナシ明ニ犯罪事實全部ヲ自白セルコト明瞭ナリ然ルニモ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ明ニ第七条ニ違反セルモノナリ從テ原判決ハ破毀ヲ免レサルナリト云フニ在リ○按スルニ刑法第二百四十条前段ノ強盜傷人罪ハ強盜罪ト傷害罪トヲ結合シテ重キ一罪ヲ構成スル所謂結合罪ナルヲ以テ被告人カ公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ強盜傷人ノ公訴事實中強盜ノ点ノミヲ認メ傷害ノ点ヲ否認シタルトキハ陪審法第七条ニ所謂公訴事實ヲ認メタルモノト謂フコトヲ得サルヤ論ヲ俟タス本件公判準備調書及公判調書ノ記載ヲ通読スルニ被告人ハ本件公判準備及公判ノ取調ニ於テ孰レモ本件公訴事實タル強盜傷人ノ事實中単ニ強盜ノ点ノミヲ自認シタルニ過キスシテ傷害ノ点ニ付テハ之ヲ否認シタルコト明ナルヲ以テ原審カ本件ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ相当ニシテ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ

同第二点陪審法第五十八条ノ規定ニ反シ陪審員ニ対スル呼出状ニ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載スヘカラス之ニ反シテ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載シタルハ法律違反ニシテ此ノ点ニ於テモ亦原判決ハ破毀ヲ免レサルナリ陪審法第五十八条ニ於テハ陪審員ニ対スル呼出状ニハ日時場所及呼出ニ応セサル時ハ過料ニ処スルコトアルヘキ旨記載スヘシトアリテ他ノ召喚ヲ為スヘキ場合呼出状ニツキテハ刑事訴訟法第九十七条第百九十四条ノ如ク其ノ召喚状ニハ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載スヘシト云フカ如キ字句ナシ之レ他ノ一般ノ場合ニ於テハ予メ其ノ事件ニ付テ如何ナル事件ナルヤヲ予知セシメ之カ準備ヲ為サシムル要アルニ出テタルモノナルモ之ニ反シ陪審員ハ公判審理ニ立会ヒ公判ニ頭ハレタル証拠並弁論

等ニ基イテ以テ犯罪事実ヲ評議スルモノニシテ実ニ大ナル責任ヲ有シ公平無私ナラサル可カラサルナリ之ニ予メ其ノ被告事件及被告人ノ氏名ヲ知ラシムルトキハ却テ陪審ノ評議ノ公正ニ疑惑ヲ生セシムルコトアルヘキヲ以テ特ニ之等ヲ知ラシメサルモノニシテ本件ハ単ナル一ツノ注意の規定ナリト解スヘカラサルナリ是レ刑事訴訟法以外ニ本法ニ於テ特ニ種々ノ点ニ其ノ公正ヲ尊厳スヘキ規定ヲ置キ一面陪審ノ評議ヲ尊重スル旨ノ規定ヲ設ケ本法特別ノ精神ヲ貫徹セシメントセル事ハ多言ヲ要セサル処ニシテ苟モ陪審ノ評議ニ疑惑ヲ生セシムルカ如キ少シノ疑モ有ルカ如キハ絶無ナラサルヘカラス從テ被告事件及被告人氏名ノ如キハ公判手續又ハ之ト不可分ノ關係ニアル例ヘハ陪審員構成ノ手續ノ冒頭ニ於テ始メテ知ラシムヘク且此ノ時ニ於テ知ラシムルヲ本法ノ精神トスルモノナルヘク他ノ召喚ノ場合ト全然趣ヲ異ニシ其レト之トヲ同視スヘキモノニアラス既述セル如ク陪審法全般ヨリ考究スルトキハ本条ハ絶対必然的ニ遵守セサルヘカラサルモノニシテ之ニ反スルカ如キハ重大ナル法規ノ違反ナリ本件記録第四五九丁陪審員徳野幸之助ニ対スル呼出状ニ「被告人SG平一ニ対スル強盜傷害被告事件ニ付今般陪審員ニ選定相成……」トアリテ而モ如上ノ文言ハ謄写刷ニシテ之ヨリスレハ本件陪審事件ニ付選定セラレタル全員或ハ複數ノ一部ノ者ニ対シテモ同一文言ナル呼出状ヲ送達シタル事ヲ推知シ得ヘク各陪審員ニ対シ本件被告事件ニ付テノ陪審員タル事ヲ予メ諒知セシメタルモノト云フヘシ斯ル者ヲ陪審員トシテ審理ニ関与セシメタルハ実ニ我カ陪審制度ノ根本精神ヲ没却セルモノナル事前述セル如シ本法第五十八条ハ絶対ニ遵守スヘキモノタル以上断シテ違背スヘカラサルヲ以テ之ニ違反スル原判決ハ又当然ニ破毀セサルヘカラスト云フニ在リ【要旨】○按スルニ陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処セラルヘキ旨ヲ記載スヘキモ

ノナリト雖被告人ノ氏名及被告事件ノ記載ハ之ヲ為スヘキモノニ非ス蓋シ陪審員ハ所定ノ場所ニ出頭シテ陪審ノ事務ニ従事スルヲ以テ足り被告人弁護人又ハ証人鑑定人ノ如ク予メ被告人ノ氏名及被告事件ヲ知リテ之カ準備ヲ為スノ要ナク予メ之ヲ知ラシムルトキハ却テ陪審ノ評議ノ公正ニ疑惑ヲ挟ミ延イテ裁判ノ威信ヲ害スル虞アルヲ以テ刑事訴訟法第九十七条第一項第九十四条第一項ニハ被告人又ハ証人ニ対スル召喚状ニ被告人ノ氏名及被告事件ヲ記載スヘキコトヲ明規シアルニ拘ラス陪審法第五十八条ニ特ニ陪審員ニ対スル呼出状ノ要式ヲ規定シタル法意ニ鑑ミ前記ノ如ク解スルヲ妥当トスレハナリ本件記録第四五九丁ニ綴込アル陪審員徳野幸之助ニ対スル呼出状ニハ其ノ冒頭ニ「被告人SG平一ニ対スル強盜傷害被告事件ニ付云々」トアリ而モ叙上文言ハ謄写刷ノ文字ヲ以テ記入シアルニ徴スレハ本件陪審ヲ構成シタル陪審員ニ対シテモ亦之ト同一文言アル呼出状ヲ送達セラレタルコトヲ窺知スルニ難カラス果シテ然ラハ原審ハ本件陪審員ニ対シ呼出状ニ被告人ノ氏名及被告事件ヲ記載シテ送達シタルモノニシテ陪審法第五十八条ニ違背シ違法タルヤ論ヲ俟タスト雖陪審法第六十二条第二項第十五条ノ規定ニ依レハ公判ニ於テ陪審ノ構成ヲ為スニ先チ陪審員ニ除斥ノ原由アルヤ否ヲ定ムルニ当リ被告人ノ氏名及被告事件ヲ陪審員ニ告クルノ必要アルニ徴スレハ公判開廷前ニ陪審員ノ呼出ヲ為スニ際シ之ヲ告知シタレハトテ陪審ノ評議ニ付疑惑ノ挟ムヘキモノナキ本件ニ於テハ前示違法ハ原判決ニ影響ヲ及ボササルヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ス論旨ハ其ノ理由ナシ（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事三橋市太郎関与

①SG平一（大審院強盜傷害上告事件昭和5年3月10日判決「法律新聞」昭和5年6月10日）

●陪審員呼出状ニ記載スヘキ事項

陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処セラルヘキ旨ヲ記載スヘキモノナリト雖被告人ノ氏名及被告事件ノ記載ハ之ヲ為スヘキモノニ非ス

○昭和五年(レ)第三七号

判決

本籍 神戸市□□□通□丁目□□□番地ノ□
住居 同市□□□□町□百□□□番地

運送業 SG 平一

(明治三十八年十月□□日生)

右強盜傷害被告事件ニ付昭和四年十一月二十九日福井地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】弁護人辻岡尙上告趣意書本件原審裁判長ノ説示ハ法律ニ違反スルモノナリ本件原審弁護人ハ専ラ被告人ノ行為ハ恐喝罪ヲ以テ論スヘキモノナリト主張シ被告人カ被害者ニ加ヘタル暴行脅迫ハ強盜罪ヲ構成スル暴行脅迫ヲ以テ目スヘキ程度ニ達セス故ニ被告人ニ適用スルニ強盜ノ法条ヲ以テスルハ不当ニシテ恐喝罪トシテ罰スヘキモノナリト高調シタリ然ルニ原審裁判長ハ陪審員ニ陪審法第七十七条ノ説示ヲ為スニ当リ弁護人ノ論旨ヲ誤解

シ弁護人ハ唯被告人ノ脅迫行為ニ付テノミ強盜罪ノ構成要素タル脅迫ノ程度ニ達セサルコトヲ主張シタルカ如ク説示シタルノミナラス被告人カ被害者ニ暴行ヲ加ヘタル場合ニハ其ノ暴行ノ程度如何ニ拘ラス財物取得ニヨリテ必ス強盜罪ヲ構成スルカ如ク説示シテ陪審ノ評決ヲ誤ラシメタリ凡ソ強盜罪カ暴行又ハ脅迫ヲ構成要素トスルト同時ニ恐喝罪ノ恐喝カ必スシモ脅迫ノミニヨリテ成立セス暴行ニヨリテモ成立スルコトアルヘキハ一般判例字説ノ認ムルトコロナリ故ニ被告人カ暴行脅迫ニヨリテ財物ヲ取得シタル事件ニ付テハ其ノ暴行脅迫カ恐喝罪ヲ構成スル程度ニ止マルカ又ハ強盜罪ヲ構成スルノ程度ニ達スルカヲ審究セサルヘカラス之ヲ以テ原審弁護人ハ被告人カ被害者ニ暴行ヲ加ヘタルコト事實ニ相違ナシトスルモ其ノ暴行ハ強盜罪ヲ構成スル程度ニ達セス脅迫亦然ルコトヲ高調シテ陪審員評議ノ参考ニ供シタルナリ然ルニ原審裁判長ハ「弁護人ノ弁論中被告ノ行為ハ強盜罪ノ脅迫ノ程度ニ達セス恐喝又ハ夫レ以下ノ程度ノモノニ過キナイ様ナ弁論アツタ」ト説示シ続テ「恐喝トハ他人ニ対シテ若シ犯人ノ意思ニ從ハネハ危害ヲ加フヘキコトヲ告ケ恐怖セシムルモノ」ト説示シ以テ弁護人ノ弁論ヲ誤リ伝フルト共ニ恐喝ノ手段ハ加害通知ニ止マルヘク暴行ヲ加ヘ之ニヨリテ財物ヲ取得スルトキハ其ノ暴行ノ程度如何ニ拘ラス必ス強盜罪ヲ構成スルカ如キ誤解ヲ抱カシメタル之レ洵ニ不当ナリ仮令暴行ヲ加フルモ其ノ程度カ被害者ノ反抗ヲ抑制スル程度ニ達セス之ヲ手段トシテ続テ他ノ危害ヲ加ヘラルル処アルコトヲ被害者ニ思惟セシメ之ニヨリテ被害者ヲ恐怖セシムルトキハ其ノ暴行ハ恐喝ヲ構成スル暴行タルコトヲ得ス之蓋シ何人モ疑ハサル所ナルヘシ本件被告人ハ犯行當時凶器ヲ携帯セス體質頑健ナル被害者ニ対シ蒲柳ノ質タル被告人カ極メテ輕微ナル腕力ヲ加ヘタルニ過キス加フルニ被害者カ反抗ヲ抑制セラルヘキ程度ニ恐怖シタル形迹之ナキヲ以テ原審弁護人ハ

仮ニ公訴事実ノ如キ外形的ノ事実ヲ肯定スルモ被告人ノ行為ハ以テ強盜ヲ以テ目スヘカラ
スト主張シタルナリ故ニ原裁判長ハ宜シク陪審員ニ対シ恐喝罪ニモ暴行ヲ以テスル場合ア
リ唯其ノ暴行ハ強盜罪ノ暴行ト程度ノ差アルコトヲ説明シ正当ナル評決ヲ為サシメサルヘ
カラス然ルニ原裁判長ノ為ストコロ爰ニ出テス前述ノ如キ説示ヲ為シタリ其ノ不当ナルコ
ト論ヲ俟タサルナリ公判調書ニ載スルトコロノ説示ノ記載簡單ニ過キ公判当日ノ説示ヲ充
分明瞭ナラシムルコト能ハサレトモ之ヲ条理ニ照ラスモ弁護人カ本件ノ如キ事件ニ於テ暴
行ノ程度ニ付テ云為スルコトナクシテ脅迫ノ程度ニ付テノミ云為スルカ如キコトアルヘカ
ラス弁護人カ脅迫ノ程度ノ輕微ナルコトヲ主張シタルハ暴行ノ程度ノ輕微ナルコトヲ主張
シタルニ伴フモノナリ故ニ裁判長ニ於テハ恐喝罪ノ場合ニ於テモ暴行ニヨリテ財物ヲ取得
スルコトアリ從テ恐喝トハ暴行脅迫ニヨリテ被害者ヲ恐怖セシメ之ニヨリテ任意被害者ヲ
シテ財物ヲ交付セシムルモノナルコトヲ明カニスヘキハ当然ナリ然ルニ原審裁判長ハ前述
ノ如ク「恐喝トハ他人ニ対シテ若シ犯人ノ意ニ從ハネハ危害ヲ加フヘキコトヲ告ケ恐怖セ
シムルモノ」ト説示シ以テ陪審員ニ対シ被告人ノ行為ニシテ若シ暴行ヲ以テ目スヘキモノ
アルトキハ其ノ程度如何ニ拘ラス強盜ヲ以テ論スヘキモノナルカ如ク誤解セシメ被告人ノ
暴行カ恐喝罪ヲ構成スル程度ノ暴行ニ止マルカ將タ強盜罪ヲ構成スル程度ノ暴行ニ達セル
カヲ考慮セシメス被告人ノ行為中ニ暴行ヲ以テ目スヘキモノヲ包含スル以上ハ其行為ハ当
然強盜罪ヲ構成スルモノト速断セシメタルコト記録上明白ナリ元來陪審員ハ法律上ノ智識
乏シキヲ普通トス故ニ裁判長タルモノ陪審員ニ対シ説示ヲ為シ犯罪ノ構成要素ヲ説示スル
ニ当リテハ努メテ誤解ヲ招クノ虞ナカラシムル様説明セサルヘカラス而モ原審裁判長ハ恐
喝罪ノ構成要素ニ付テ前述ノ如ク「恐喝トハ他人ニ対シテ若シ犯人ノ意思ニ從ハネハ危害

ヲ加フヘキコトヲ告ケ恐怖セシムルモノ」ト云ヘルニ過キス斯ノ如キ説明ニヨリテ陪審員
ヲシテ事案カ恐喝罪ト強盜罪ト何レニ当ルカヲ判断セシメ正当ナル評決ヲ得ルコトハ極メ
テ困難ナリ果然陪審員ハ遂ニ被告人ノ行為ヲ目シテ強盜ト為スノ評決ヲ看ルニ至レリ之レ
被告人カ原審判決ニ服セサル所以ナリ之ヲ要スルニ原審裁判長ハ弁護人ノ論旨ヲ誤解シテ
陪審員ニ説示ヲ為スト共ニ「恐喝トハ他人ニ対シテ若シ犯人ノ意ニ從ハネハ危害ヲ加フヘ
キコトヲ告ケ恐怖セシムルモノ」ト説示シテ恐喝罪ノ構成要素ニ付テ陪審員ニ説明ヲ加ヘ
以テ陪審ノ評決ヲ誤ラシメタルモノニシテ其ノ説示ハ陪審法第四百四条第五号ニ所謂「裁判
長ノ説示法律ニ違反シタルトキ」ニ該当スルモノナリ乃チ原判決破毀ノ裁判ヲ求ムル所以
ナリト云フニ在レトモ、強盜罪ニアリテハ暴行又ハ脅迫ヲ以テ財物強取ノ手段ト為スニ反
シ恐喝罪ハ単ニ脅迫ヲ以テ其ノ手段ト為スニ過キスシテ暴行ハ之カ手段タルコトヲ得サル
モノナレハ原審裁判長カ陪審員ニ対シ所論ノ如ク説示シタリトテ弁護人ノ弁論ヲ誤解シ若
ハ恐喝罪ノ構成要素ニ関スル見解ヲ誤リ陪審ノ評決ヲ誤ラシメタルモノト謂フコトヲ得ス
從テ原審裁判所ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ

弁護人米田爲次上告趣意書第一点本件被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ法令ニ違反セル
モノニシテ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリ即チ陪審法第七条ニ被告人公判又ハ公判準備
ニ於ケル取調ニ於テ公訴事実ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得サル旨
ヲ規定セリ而シテ公判期日又ハ公判準備期日ニ於テ被告人カ犯罪事実ヲ自白シタル場合ト
ハ同条ニ於テ公訴事実ヲ認メタルトキ云々トアレトモ公判請求書ニ記載セラレタル事実ニ
限ラス又予審終結決定書ニ記載セラレタル犯罪事実ノ全部ヲ自白シタル場合ハ勿論犯罪ノ
構成要素ニ関スル事実全部ヲ自白シタル場合モ亦本条ニ該当スルモノニシテ仮令刑ノ輕重

二関スル事実或ハ犯罪ノ動機其ノ他情状ニ関スル事実等ヲ争フ場合ト雖如上ノ犯罪事実ヲ
自白セルトキハ総テ本条ノ適用アルモノナリ蓋シ我国ノ陪審制度ハ陪審ノ評議ニ付スヘキ
事項ハ犯罪ノ構成ニ関スル事実ノ存否ノミニシテ他ニ及ハサルヲ以テナリ從テ斯ル場合ニ
之ヲ陪審ニ付スルハ著シキ法令ノ違反ナリ本件ニ付キテ之ヲ見ルニ公判準備期日(第一回)
ニ於テ問「ソレカラST由松ヲ突然押倒シテ金ヲ奪ツタカ」答「其ノ時モ又私ハ金ヲ奪ル
コトヲ止メテ帰ロウカト思ツテ二足三足□□村ノ方ヘ引返シタノテアリマシタカ切破詰ツ
タ事テアリマシタノテ思ヒ切ツテ突然STノ背後カラ私ノ右手ヲ同人ノ右頸部ヲ掴ミ後ヘ
引ク様ニシタ処其ノ人ハグラノノト仰向ニ倒レタノテ其ノ人ノ肩ヘ私ノ足ヲカケテ「金ヲ
出セ出サネハ殺スソ」ト云ツタ処STハ懷中カラ財布ヲ取出シテ是丈ケシカナイト云ツテ
其ノ場ヘ置イタノテ私ハソノ事ハナイアル筈タト云ツタ処同人ハ見テ呉レト云ツタノテ
私ハ其ノ人ノ懷中ヘ手ヲ入レテ……(三六八丁裏三六九丁)尚記録第三七一丁ニ於テ「
……齋藤ノ肩ヲ足テ押サヘテ居タ時同人ハ足ヲバタノシテ居リマシタカ別ニ起キ上ラウ
トシマセンテシタ」又「……STハ吃驚シテ居タ様テアリマシタ」(三七二丁)ト供述シ
被害者ニ暴行ヲ加ヘ因テ財布ヲ奪ヒタル事実及該財布ニハ金七十三銭在中セル事実モ明ニ
認め(記録第三七二丁以下)之等犯罪事実ニ関スル供述ヲ同日ノ公判準備手續ノ全調書ヲ
一覽スレハ被告人カ昭和四年九月四日福井県□□村FT温泉場郊外ニ於テST由松カ單身
□□村方面ヨリ帰途ニアルヲ認め同人ヨリ金円ヲ強取セント決意シ之ヲ追駆ケ同所□□ノ
大池堤防上ニ於テSTノ背後ヨリ突然其ノ右頸部ニ手ヲ掛ケテ押倒シ且之ヲ押ヘテ「金ヲ
出セ出サネハ殺スソ」ト脅シテ金七十三銭在中ノ財布ヲ奪取シタルコトヲ自白シ居レリ又
其ノ際ST由松ニ対シ同人ノ左前膊外側肘関節左膝蓋部ノ擦過傷ヲ負ハシメタル事実ニ付

キテハ其ノ創傷ノ如何ナル程度ナルヤハ不明ナルモSTカ負傷セル事実ヲ認め居リ其ノ創
傷ニ就テ「STニ傷カ付イテ居ル所ヲ見ルト怎ウシテ其ノ傷カツイテアツタカ不思議テナ
ラヌノテアリマス尤モ私ハSTノ肩ヲ足テ押サヘテ居リマシタトキ同人ハ足ヲバタノノシ
テ居リ……」(今ニナツテ考ヘテ見ルト右傷ハSTカ起上ルトキニ負フタモノト思ツテ居
リマス)……「然ラハ其ノ傷ニ付キ被告ハ責任ヲ感スル訳カ」(私ハ間接ニ起シタコトニ
ナリマスカラ其ノ傷ニ付テハ私モ責任ヲ感シテ居リマス)(記録三七一……三七二丁)ト
アリ弁護人ノ問ニ対シテモ「若シ右傷カ其ノ時ツイタモノトスレハソレハ同人カ起キ上ル
トキ出来タモノト思フノテアリマス」同様ニ陳述シ裁判長傷害ノ事実ヲ準備手續ノ取調ニ
於テ前記奪取ノ際ニ負ハシメタル旨ヲ被告人カ供述セル旨ヲ其ノ説示中ニ認め居リ明ニ裁
判長又此ノ点ニ関シ自白アリタルヲ諒知セリ其ノ間被害者ト被告人トノ供述カ悉皆合致セ
スト雖(転倒傷害ノ状態ニツキ)暴行タル何等差異ナク其ノ傷害ニツキ何等異ル処ナシ明
ニ犯罪事実全部ヲ自白セルコト明瞭ナリ然ルニモ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ明ニ
第七条ニ違反セルモノナリ從テ原判決ハ破毀ヲ免レサルナリト云フニ在リ、按スルニ刑法
第二百四十条前段ノ強盜傷人罪ハ強盜罪ト傷害罪トヲ結合シテ重キ一罪ヲ構成スル所謂結
合罪ナルヲ以テ被告人カ公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ強盜傷人ノ公訴事実中強盜
ノ点ノミヲ認め傷害ノ点ヲ否認シタルトキハ陪審法第七条ニ所謂公訴事実ヲ認メタルモノ
ト謂フコトヲ得サルヤ論ヲ俟タス本件公判準備調書及公判調書ノ記載ヲ通読スルニ被告人
ハ本件公判準備及公判ノ取調ニ於テ孰レモ本件公訴事実タル強盜傷人ノ事実中単ニ強盜ノ
点ノミヲ自認シタルニ過キスシテ傷害ノ点ニ付テハ之ヲ否認シタルコト明カナルヲ以テ原
審カ本件ヲ陪審ノ評議ニ付シタルハ相当ニシテ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨ハ理由

ナシ

第二点陪審法第五十八條ノ規定ニ反シ陪審員ニ対スル呼出状ニ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載スヘカラス之ニ反シテ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載シタルハ法律違反ニシテ之ノ点ニ於テモ亦原判決ハ破毀ヲ免レサルナリ陪審法第五十八條ニ於テハ陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時場所及呼出ニ応セサル時ハ過料ニ処スルコトアルヘキ旨記載スヘシトアリテ他ノ召喚ヲ為スヘキ場合呼出状ニツキテハ刑事訴訟法第九十七條第九十四條ノ如ク其ノ召喚状ニハ被告事件及被告人ノ氏名ヲ記載スヘシト云フカ如キ字句ナシ特ニ記載セサルナリ之レ他ノ一般ノ場合ニ於テハ予メ其ノ事件ニ付キテ如何ナル事件ナルヤヲ予知セシメ之カ準備ヲ為サシムル要アルニ出テタルモノナルモ之ニ反シ陪審員ハ公判審理ニ立会ヒ公判ニ頭ハレタル証拠並ニ弁論等ニ基イテ以テ犯罪事實ヲ評議スルモノニシテ実ニ大ナル責任ヲ有シ公平無比ナラサル可カラサルナリ之ニ予メ其ノ被告事件及被告人ノ氏名ヲ知ラシムルトキハ却テ陪審ノ評議ノ公正ニ付疑惑ヲ生セシムルコトアルヘキヲ以テ特ニ之等ヲ知ラシメサルモノニシテ本条ハ単ナル一ツノ注意的規定ナリト解スヘカラサルナリ是レ刑事訴訟法以外ニ本法ニ於テ特ニ種々ノ点ニ其ノ公正ヲ尊嚴スヘキ規定ヲ置キ一面陪審ノ評議ヲ尊重スル旨ノ規定ヲ設ケ本法特別ノ精神ヲ貫徹セシメントセル事ハ多言ヲ要セサル処ニシテ苟クモ陪審ノ評議ニ疑惑ヲ生セシムルカ如キ少シノ疑モ有ルカ如キハ絶無ナラサルヘカラス從テ被告事件及被告人氏名ノ如キハ公判手続又ハ之ト不可分ノ關係ニアル例ヘハ陪審員構成ノ手続ノ冒頭ニ於テ始メテ知ラシムヘク且此時ニ於テ知ラシムルヲ本法ノ精神ナルヘク他ノ召喚ノ場合ト全然趣ヲ異ニシ其レト之トヲ同視スヘキモノニアラス既述セル如ク陪審法全般ヨリ考究スルトキハ本条ハ絶対必然的ニ遵守セサルヘカラサルモノニシ

テ之ニ反スルカ如キハ重大ナル法規ノ違反ナリ本件記録第四五九丁陪審員德野幸之助ニ対スル呼出状ニ「被告人SG平一ニ対スル強盜傷害被告事件ニ付今般陪審員ニ選定相成………」トアリテ而モ如上ノ文言ハ謄写刷ニシテ之ヨリスレハ本件陪審事件ニ付選定セラレタル全員或ハ複數ノ一部ノ者ニ対シテモ同一文言ナル呼出状ヲ送達シタル事ヲ推知シ得ヘク各陪審員ニ対シ本件被告事件ニ付キテ陪審員タル事ヲ予メ諒知セシメタルモノト云フヘシ斯ル者ヲ陪審員トシテ審理ニ干与セシメタルハ実ニ我カ陪審制度ノ根本精神ヲ没却セルモノナル事前述セル如シ本法第五十八條ハ絶対ニ遵守スヘキモノタル以上断シテ之カ違背スヘカラサルヲ以テ之ニ違反スル原判決ハ又当然ニ破毀セサルヘカラスト云フニ在リ、按スルニ陪審員ニ対スル呼出状ニテ出頭スヘキ日時及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処セラレルヘキ旨ヲ記載スヘキモノナリト雖被告人ノ氏名及被告事件ノ記載ハ之ヲ為スヘキモノニ非ス蓋シ陪審員ハ所定ノ場所ニ出頭シテ陪審ノ事務ニ従事スルヲ以テ足り被告人弁護人又ハ証人鑑定人ノ如ク予メ被告人ノ氏名及被告事件ヲ知リテ之カ準備ヲ為スノ要ナク予メ之ヲ知ラシムルトキハ却テ陪審ノ評議ハ公正ニ疑惑ヲ挟ミ延イテ裁判ノ威信ヲ害スル虞アルヲ以テ刑事訴訟法第九十七條第一項第九十四條第一項ニハ被告人又ハ証人ニ対スル召喚状ニ被告人ノ氏名及被告事件ヲ記載スヘキコトヲ明規シアルニ拘ラス陪審法第五十八條ニ特ニ陪審員ニ対スル呼出状ノ要式ヲ規定シタル法意ニ鑑ミ前記ノ如ク解スルヲ妥当トスレハナリ本件記録第四五九丁ニ綴込アル陪審員德野幸之助ニ対スル呼出状ニハ其ノ冒頭ニ「被告人SG平一ニ対スル強盜傷害被告事件ニ付云々」トアリ而モ叙上ノ文言ハ謄写刷ノ文字ヲ以テ記入シアルニ徴スレハ本件陪審ヲ構成シタル陪審員ニ対シテモ亦之ト同一文言アル呼出状ヲ送達セラレタルコトヲ窺知スルニ難カラス果シテ然ラハ原審ハ本件陪審員ニ対シ

呼出状ニ被告人ノ氏名及被告事件ヲ記載シテ送達シタルモノニシテ陪審法第五十八条ニ違背シ違法タルヤ論ヲ俟タスト雖陪審法第六十二条第二項及第十五条ノ規定ニ依レハ公判ニ於テ陪審ノ構成ヲ為スニ先チ陪審員ニ排斥ノ原由アルヤ否ヤヲ定ムルニ当リ被告人ノ氏名及被告事件ヲ陪審員ニ告クルノ必要アルニ徴スレハ公判開廷前陪審員ノ呼出ヲ為スニ際シ之ヲ告知シタレハトテ陪審ノ評議ニ付疑惑ノ挟ムヘキモノナキ本件ニ於テハ前示違法ハ原判決ニ影響ヲ及ボササルヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ス論旨ハ其ノ理由ナシ

第三点裁判長ノ説示法律ニ違反セルモノニシテ原判決ハ不当ノモノナリ即チ説示（記録第五九六丁中程以下）中「弁護人ノ弁論中被告人ノ行為ハ強盜罪ノ脅迫ノ程度ニ達セス恐喝又ハ夫レ以下ノ程度ノモノニ過キナイ様ナ弁論カアツタカラ一応脅迫ヲ手段トスル強盜罪ト恐喝取財罪トノ區別ニ付テ説明シテ置キマス恐喝取財罪トハ刑法第二百四十九条二人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ云々ト規定シテアルモノテ恐喝トハ他人ニ対シ若シ犯人ノ意ニ從ハネハ危害ヲ（以下五九七丁）加フヘキコトヲ告ケ恐怖セシムルモノテアルカ強盜罪ノ脅迫ハ前ニ述ヘタ……」ト記録五九八丁ニ亘リ解明シ恐喝罪ニ於ケルト強盜罪ニ於ケル差異トヲ説示サレタルモ恐喝罪ニ於ケル「行為」ニ関シテハ本罪ニ於ケル行為ハ恐喝ナリトシ恐喝ノ何タルヤニ関シテハ恐喝ハ単ニ害悪ノ告知ナリトシ他ニ及ハス然レトモ陪審法第七十六条第一項規定ニヨル弁護人ノ弁論ヲ全般ニ亘リテ其ノ趣旨ヲ摘出スレハ本件犯罪事実ハ暴行ヲ手段トセル恐喝取財罪ニ該当スル事実ナリト主張セルモノニシテ之ニ依ツテ之ヲ見レハ裁判長ハ恐喝罪ノ全般ニ亘リ法律ノ論点ヲ明ニシ具体的事実關係ニツキテ解示セサルヘカラサルナリ然レニ前記兩罪ノ關係ヲ反抗抑圧ノ点ニ止メ且本罪ニ関シテハ恐喝ヲ単ニ一部学説ノ如ク程度低キ脅迫ナリト云フカ如キ觀念ニ基クカ如ク害悪ノ

告知ノミノ点ニ止メ暴行ノ手段ニヨル場合ニ寸毫モ触レサルハ明ニ不当ナリ斯ル法律ノ論点ニ関スル説示ノ許ニ於テハ陪審員ハ害悪ノ告知ト反抗抑圧ノ程度如何ノ兩者ニテ恐喝取財罪ヲ判断シ害悪ノ告知以外ノ行為ハ総テ強盜罪トナスヘケン又記録第五九五丁「強盜罪ノ手段タル暴行トハ……以下数行」強盜傷人罪ニ付因果關係ノ説明ニ付キテ記録第六〇〇丁……六〇一丁）「第三ニ傷ハ強盜ノ行為ニ原因シテ生シタルコトハ即チ……云ハネハナラヌノテアル」トアリテ之ヲ説示冒頭ノ公訴事実ノ説明ト对照スルトキハ特ニ本件被告事件ヲ其ノ例示ニ引用シタルハ少クトモ裁判長ノ説示ハ罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示シタルモノト云ハサルヘカラス実ニ重大ナル法律違背ナリ尚公判廷ノ証拠調以外ニ証拠トシ援用シテ昭和四年十月三十日ノ公判準備調書（記録三六一丁以下）ヲモ証拠トセリ而シテ傷害ノ点ニ付キテ説示セル中殊ニ記録第六一三丁以下六一四丁「若シ被害者ノ傷カ被告人カラ倒サレル前ニアツタモノテナク（六一二丁ノ末尾ノ方以下）……被告人ノ暴行ニヨツテ生シタル傷ト云フコトニナルノテアリマス」（六一四丁）ト説示シ被告人ニ対スル罪責ニ付意見ヲ表示セリ之等前述ノ趣旨ヲ綜合スルトキハ裁判所ノナシタル説示ハ明ニ違法ノモノタルヲ免レサルモノニシテ破毀セラルヘキナリト云フニ在レトモ、裁判長ノ説示ニ関スル論旨前段ノ理由ナキコトハ前記弁護人辻岡尙ノ論旨ニ付説示シタルトコロノ如シ又原審公判調書ノ被告人ノ供述記載ト所論公判準備書ノ同被告ノ供述記載トヲ对照スルニ被告人ハ右公判準備ニ於ケル訊問ニ対シテハS T由松ニ対シ金ヲ出セ出サネハ殺スト云ヒタル旨供述シ居タルニ拘ラス公判ニ至リ其ノ供述ヲ翻シ其ノ供述ノ重要ナル部分ヲ變更シタルコト明カナルヲ以テ右公判準備調書ハ陪審法第七十三条第二号ニ依リ証拠ト為スコトヲ得ヘク尙原審公判ニ於ケル裁判長ノ所論説示ハ孰レモ問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領

ヲ説示シタルニ過キスシテ未タ以テ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト認ムルコトヲ得ス從テ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事三橋市太郎関与

昭和五年三月十日、大審院第二刑事部、裁判長判事豊島直通、判事江崎定次郎、判事鈴木秀人、判事尾佐竹猛、判事織田嘉七

5 金 沢

① I M 直人・N G 員直（金沢地方裁判所放火被告事件昭和3年12月10日判決）

判 決

本籍 石川県河北郡□□村字□□乙□□番地
住居 金沢市□□町□□番地

無職

I M 直人

明治三十七年二月□□日生

本籍 石川県河北郡□□村字□□田□□ノ□□番地
住居 金沢市□□町M K 幸作方

無職

N G 員直

明治三十六年八月□□日生

右被告人兩名ニ対スル放火被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付キ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人員直ヲ懲役十年ニ

被告人直人ヲ懲役九年ニ各処ス

右兩名ニ付キ未決拘留日数中六十日

ヲ各本刑ニ算入ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ全部

右兩名ノ連帯負担トス

理 由

被告人 I M 直人ハ昭和二年四月金沢市□□町□□番地所在 Y S 義雄所有ノ住家並ニ附属建物鶏舎二棟調理場一棟ヲ借受ケ養鶏業ヲ営ミ被告人 N G 員直ハ昭和三年一月同町同番地所在 H U 二三郎所有家屋ヲ借受ケ同ク養鶏業ヲ営ミ被告人直人ハ昭和二年五月 N H 動産火災保険株式会社ト所帯道具類ニ付キ一千五百円被告人員直ハ昭和三年五月五日 T K 動産火災保険株式会社ト所帯道具類ニ付キ一千円ノ各動産保険契約ヲ為シ居タルトコロ昭和三年六月六日頃員直方ニ於テ員直、直人及員直ノ雇人 N G 外次郎等会合ノ際互ニ余裕ナキ生活ヲ為シ居ルニ因リ保険ヲ付シ在ルヲ幸放火シテ員直方住家及直人ノ住家ニシテ其ノ両親兄弟等ノ住宅タル家屋ヲ焼燬シ保險金ヲ騙取センコトヲ謀議シ爾來數回協議ヲ遂ケ員直ハ其火元タルコトヲ引受ケ自己ハ独身者ナル故放火ノ際ハ情ヲ知ラサル親戚又ハ知友ヲ連來リ置キ後日ノ証人ニ立タシムヘク自己ノ孵卵器ヨリ失火シタル如ク為做セハ事發覺ノ虞

ナク容易ニ目的ヲ貫徹シ得ヘシト提議シ放火ノ実行行為ハ外次郎之ニ当リ被告人兩名ハ同人ニ報酬金ヲ分与スヘキコトヲ約シ員直方ニ放火セハ之ニ近接スル直人方ニモ延焼スルナランモ若シ延焼セサル模様アルトキハ更ニ直人方鶏舎ニモ放火スヘク計画シ同年六月二十三日NH簡易火災保険株式会社ト員直ハ所帯道具及營業用諸道具ニ付キ各一千五百円(但所帯道具ニ付テハ同年七月五日ニ至リ保険金ヲ五百円ニ減額シTK動産火災保険株式会社トノ重複保険承認ヲ経)直人ハ營業用諸道具ニ付キ一千五百円ノ各動産保険契約ヲ為シ放火ノ機會ヲ窺ヒ居タルトコロ同年七月六日員直方ニ同人ノ從兄NG篤太郎及員直ノ知人ナルTM茂三郎ノ兩名來合セタルヨリ被告等ハ好機會ナリトシ同夜予テ計画ノ如ク実行スヘク打合セ員直方ニ芸者ヲ聘シ篤太郎等ト共ニ一同飲酒ノ上員直ハ篤太郎等ニ宿泊ヲ勸メ自己ハ同夜九時頃商用ノ為メ富山県□□町ニ赴クト称シ外出シ同夜ハ河北郡□□村姉婿IY圓藏方ニ泊翌七日朝帰宅シタルモ外次郎ハ前夜泥酔シテ放火ノ時機ヲ失シ決行セサリシ為メ其計画ヲ遂行スルニ至ラサリシトコロ被告員直ハ飽クマテ其ノ非望ヲ達セントシ同日被告人直人ニ対シ外次郎ヲ除外シ兩名ニテ決行センコトヲ諮リ直人ノ贊同ヲ得テ茲ニ兩名共謀ノ上同月七日ノ夜十二時頃放火ヲ決行スヘク其際員直ハ殊更外出シ居リ直人ニ於テ放火ヲ実行スヘク協定シ同日夕刻兩名ハ員直方住宅内ノ孵卵室ニ積重ネアル三個ノ孵卵器ノ最下端ノ内ニ石油ヲ注キタル檻樓片ヲ装置シタル後員直ハ午後十時頃三町許リ隔リタル金沢市□□町□□町YDすず方ニ立越シ直人ノ放火スルヲ待居リタルトコロ一方直人ハ翌八日午前一時頃先ツ員直方ニ赴キ前記装置ノ檻樓片ニ携帯ノ燐寸ニテ放火シ帰宅シタルモ同夜ハ無風状態ニテ自宅ニ延焼スル模様ナカリシヨリ更ニ自宅附属鶏舎ノ天井菰ニ燐寸ニテ放火シ以テ被告人員直單獨ノ住宅ニシテ同人以外ノ者ノ現在セサル右家屋一棟被告人員直方

鶏舎、調理場各一棟及隣家SY政七方住家ヲ全焼セシメ被告人直人及其家人ノ住宅ニシテ其家人同居者等ノ現在セル家屋及隣家NT弘IM初次方住宅ヲ各半焼セシメタルモノナリ法律ニ照スニ右判示所為ハ刑法第八十条第五十五条第六十条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期限範圍内ニ於テ各被告人ニ対シ主文ノ刑ヲ量定処断スヘク尚本件審理ノ經過ニ鑑ミ刑法第二十一条ニ依リ被告二名ニ付キ未決勾留日數中主文ノ期間ヲ各本刑ニ算入シ訴訟費用ニ付キ刑事訴訟法第二百三十七条第一項第二百三十八条ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月十日

金沢地方裁判所刑事部

裁判長判事 谷 眞心 印

判事 松浦彌太郎 印

判事 土屋 爲雄 印

①IM直人・NG員直(金沢地方裁判所詐欺被告事件昭和3年12月24日判決)

判決

本籍 石川県河北郡□□村字□□乙□□番地

住居 金沢市□□町□□番地

無職

IM 直人

明治三十七年二月□□日生

本籍 石川県河北郡□□村字□□田□□町□番地
住居 金沢市□町MK幸作方

無職

NG 員直

明治三十六年八月□□日生

右被告人兩名ニ対スル詐欺被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事岩淵彰郎関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人兩名ヲ各懲役六月ニ処ス

訴訟費用ハ全部途兩名ノ負担トス

理 由

被告人直人、員直ノ兩名ハ金沢市□□町□□町□番地ニ於テ直人ハ昭和二年四月中YS義雄所有ノ家屋並ニ附属建物鶏舎二棟調理場一棟ヲ借受ケ又被告人員直ハ昭和三年一月ZHU二三郎所有ノ家屋ヲ借受ケ執レモ養鶏業ヲ営ミ直人ハ昭和二年五月NH動産火災保險株式會社ト所帯道具類ニ付キ金一千五百円、員直ハ昭和三年五月五日TK動産火災保險株式會社ト所帯道具類ニ付キ金一千円ノ各動産保險契約ヲ為シ居リシトコト被告人兩名ハ昭和三年六月六日頃以來屢會合ノ上保險ヲ付シ在ルヲ幸同人等ノ住家ニ放火シテ之ヲ焼燬シ保險金ヲ騙取センコトヲ謀議計畫シ同年六月二十三日NH簡易火災保險株式會社ト員直ハ所帯道具及營業用諸道具ニ付キ各一千五百円（但所帯道具ニ付テハ同年七月五日ニ至リ保險金ヲ五百円ニ減額シTK動産火災保險株式會社トノ重複保險承認ヲ經）直人ハ營業用諸

道具ニ付キ金一千五百円ノ各動産保險契約ヲ為シタル上同年七月八日午前一時頃員直住家及直人ノ住家等ヲ焼燬シタルハ被告人等ノ放火ニ基クモノナルニ不拘

第一、直人ハ

(イ) 同月八日肩書地住居附近ニ於テNH動産火災保險株式會社金沢支部長IN寅藏ニ対シ員直方ヨリ出火シ類焼セル旨更ニ同月十日金沢市□□町ノ同支部ニ於テ右寅藏ニ対シ金一千余円相当ノ物件ヲ焼失シタル旨各虚偽ノ事實ヲ告ケテ保險金ノ支払ヲ求メ同人ヲシテ右ノ旨誤信セシメテ欺罔シ即日保險金五百九十円ヲ交付セシメテ受取り以テ騙取ノ目的ヲ遂ケ

(ロ) 同月九日金沢市NH簡易火災保險株式會社金沢分店ニ赴キ分店長囑託IZ辰太郎ニ対シ員直方ヨリ出火シ被保險物ヲ全焼シタル旨虚偽ノ事實ヲ告ケ保險金ノ支払ヲ求メタルモ同人ニ於テ調査ノ上七百円位ナラハ支払フトテ即時支払ヒヲ為サ、リシ為メ騙取ノ目的ヲ遂ケス

第二、員直ハ

(イ) 同月八日金沢市□□町TK動産火災保險株式會社金沢支店ニ赴キ支部長DG八藏ニ対シ自宅竈ヨリ火ヲ失シ被保險物ヲ全部焼失シタル旨虚偽ノ事實ヲ告ケ保險金ノ支払ヲ求メタルモ同人ニ於テ保險金七百五十円ヲ支払フヘキモ警察署ノ出火原因調査終了後支払フトテ支払ヲ為サ、リシ為メ騙取ノ目的ヲ遂ケス

(ロ) 同月十日金沢市□□町NH簡易火災保險株式會社金沢出張所ニ赴キ社員IM由雄ニ対シ出火原因ニ付テハ絶対ニ怪シキ事ナク被保險物全部焼失シタル旨虚偽ノ事實ヲ告ケ保險金ノ支払ヲ求メタルモ同人ニ於テテクク調査ノ上支払フトテ即時保險金ヲ支払ハサリシ為メ騙

取ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ
而シテ右兩名ノ各所為ハ犯意繼續シテ為シタルモノトス
証拠ヲ案スルニ

被告人兩名カ判示借家ニ於テ養鶏業ヲ営ミ居リ判示ノ如ク各動産保険契約ヲ為シタル事實
ハ被告人兩名ニ対スル放火事件ノ第一回公判調書中（記録九〇五丁以下）同人等ノ供述ト
シテ判示同旨ノ記載ニ拠リ
被告人兩名カ其住家ニ放火シテ保険金ヲ騙取センコトヲ共謀シ判示日時判示ノ如ク被告人
等ノ住家等ヲ焼燬シタルハ被告人兩名ノ放火ニ基クモノナル事實ハ被告人兩名ニ対スル放
火事件ノ公判調書中（記録九〇九丁以下）直人ノ供述トシテ判示同旨ノ記載ニ拠リ

右判示放火後予メ計画ノ通り各自保険金ヲ騙取セント欲シ判示第一、ノ（イ）ノ直人カ判
示日時場所ニ於テNH動産火災保険株式会社金沢支部長IN寅藏ニ対シ員直方ヨリ出火シ
一千余円相当ノ物品ヲ焼失シタル旨虚偽ノ事實ヲ告ケテ保険金ノ支払ヲ請求シ同人ヨリ即
時保険金五百九十円ヲ受取りタル点ハ被告人直人ノ当公廷ニ於ケル旨ノ供述及証拠第四号
現金五百九十円ノ現在セル事實ニ拠リ認めヘク又証人IN寅藏ニ対スル予審ノ調書中（記
録五八三丁以下）同人ハ右会社ノ金沢支部長ナルトコロ昭和三年七月八日直人カNG員直
方ヨリ出火シ住宅ノ一部焼失セル旨及右類焼ニ因リ金一千余円相当ノ物品ヲ焼失シ損害ヲ
蒙リタル旨申出テタルヲ以テ之ヲ真実ト思ヒ同人ノ請求ニ応シ保険金五百九十円ヲ支払ヒ
タル旨ノ記載ニ拠レハ右寅藏ハ直人ノ右判示所為ニ因リ欺罔セラレタル結果右保険金ヲ支
払ヒタル事實ヲ証スルニ足り

判示第一、ノ（ロ）ノ直人カ判示日時場所ニ於テNH簡易火災保険株式会社金沢出張所長
嘱託IZ辰太郎ニ対シNG員直方ヨリ出火シタル為メ被保険物ヲ全焼シタル旨虚偽ノ事實
ヲ告ケ保険金ノ支払ヲ請求シタルモ同人ニ於テ判示事由ニ因リ即時保険金ノ支払ソ為サ、
リシ為メ騙取ノ目的ヲ遂ケサリシ事實ハ被告人直人ノ当公廷ニ於ケル旨ノ供述及証人I
Z辰太郎ニ対スル予審ノ調書中（記録六一五丁以下）同人ノ供述トシテ同人ハ右保険会社
金沢分店長嘱託ナルカ昭和三年七月九日被告人直人ハ同分店ニ来リNG員直方ヨリ出火シ
類焼シタルニ因リ保険金ヲ支払ハレ度キ旨請求シタルヲ以テ子細ニ調査シ七百円位ニテ折
合カ付クナラ支払フト答ヘタルモ放火ノ嫌疑ヲ生シタルヨリ保険金ヲ支払ハサリシ旨ノ記
載ニ拠リ

判示第二、（イ）ノ員直カ判示日時場所ニ赴キTK動産火災保険株式会社金沢支店長DG八
藏ニ対シ自宅竈ヨリ火ヲ失シ被保険物全部焼失シタル旨申出テ保険金ノ支払ヲ求メタルモ
判示事由ニ因リ即時支払ヲ為サ、リシ為メ騙取ノ目的ヲ遂ケサリシ事實ハ証人DG八藏ニ
対スル予審ノ調書中（記録六三七丁以下）同人ノ供述トシテ同人ハ右保険会社金沢支部ノ
主任ヲ為シ居ル者ナルトコロ昭和三年七月八日午后NG員直力会社ニ来リ自宅竈ヨリ出火
シタルモノナルモ外出不在中ノ事故故能クハ判ラヌ焼ケタ主ナ品物ハ買ツタ時ノ値段ヲ見
積ルト金一千三百円ニナル故保険金一千円ヲ支払ヒ呉レト謂ヒタルモ彼是交渉ノ未金七百
五十円ヲ支払フ事ニ協定シ保険金請求書領収書ノ用紙ヲ交付シ保険金ノ支払ハ警察ノ出火
原因調査ノ終ルヲ待ツ事トナリタルトコロ放火ノ嫌疑ヲ生シタル為其支払ヲ為サ、リシ旨
ノ記載ニ拠リ

右失火ナル旨ノ員直ノ言カ虚偽ナル事ハ前記被告人兩名ニ対スル放火事件ノ第一回公判調
書中（記録九〇九丁以下）直人ノ供述トシテ同人ト員直ト共謀シテ同人等ノ住家ニ放火シ

之ヲ燒燬セル旨ノ記載ニ拠リ

判示第二、ノ（ロ）ノ員直カ判示日時NH簡易火災保險株式会社ノ金沢分店ニテ社員IM由雄ニ対シ出火原因ニ付テハ絶対ニ怪シキ事ナク被保險物全部諸失シタル旨虚偽ノ事実ヲ告ケ保險金ノ支払ヲ要求シタルモ判示事由ニ因リ支払ヲ為サ、リシ事実ハ証人IM由雄ニ対スル予審ノ調書中（記録六二四丁以下）其供述トシテ同人ハ右保險会社金沢分店ノ社員ナルカNG員直ハ同会社ト総額二千元ノ保險契約ヲ為シ居リ昭和三年七月十日会社ニ来リ自宅カ全焼シタ事ニ付テハ出火原因モ絶対ニ怪シイ事ナク又保險金額モ超過シテ居ラヌ故保險金全部ヲ支払ツテ貰ハネハナラヌト申シタルヲ以テ同人ハ申出テノ趣旨ハ分店長ニ話シ置ク旨答ヘ置キタル旨ノ記載ニ拠リ

右出火原因ニ付キテノ員直ノ申出テカ虚偽ナル点ハ前掲被告人兩名ニ対スル放火事件ノ第一回公判調書ノ直人カ員直ト共謀シテ放火シ同人等ノ住家ヲ燒燬セル旨ノ供述記載ニ拠リ証スルニ十分ニシテ

被告人兩名ノ判示保險金騙取ノ所為カ犯意繼續シテ為サレタル点ハ判示日時近接シテ同種ノ行為ヲ反復累行シタル事蹟ニ徴シ明ナルヲ以テ

尚以上ノ証拠ヲ綜合シテ判示事実ヲ認定ス

法律に照スニ被告人直人ノ右判示（イ）ノ所為ハ刑法第二百四十六条第一項ニ（ロ）ノ所為ハ同法第二百四十六条第一項第二百五十条ニ右二所為ハ同法第五十五条ニ各該当スルヲ以テ一罪トシテ右（イ）ノ詐欺既遂ノ法条ニ依リ被告人員直ノ右判示（イ）、（ロ）ノ所為ハ刑法第二百四十六条第二百五十条第五十五条ニ各該当スルヲ以テ一罪トシテ被告人兩名ニ対シ右各法条所定期刑範圍内ニ於テ各主文ノ刑ヲ量定処断スヘク訴訟費用ハ付キ刑事訴

訟法第二百三十七条ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月二十四日

金沢地方裁判所刑事部

裁判長判事 谷 眞心 印

判事 松浦彌太郎 印

判事 土屋 爲雄 印

①NG員直（大審院放火被告事件昭和4年4月6日判決）

●昭和四年(レ)第一二三号

判決書

本籍 石川県河北郡□□村字□□田□□町□番地

住居 金沢市□町MK幸作方

無職

NG 員直

明治三十六年八月□□日生

右放火被告事件ニ付昭和三年十二月十日金沢地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ノ要旨第一点原審カ公判廷ニ於テ証人KN理作ヲ訊問シタル際後ニ訊問

セラレタル証人SD啓次方同法廷内に在廷シ居ルタルノミナラス同証人ハ裁判長ノ訊問ニ際シ予審ニ於テ申立テタル通りナリト供述シ乍ラ予審ノ申立トハ甚タ相違セル供述ヲ為シタリ之レ畢竟同証人ハ原審相被告IM直人ノ知人ナル為最モ不明確ナル供述ヲ為シタルモノニシテ右ハ法令ニ違反シ且原判決ニ影響ヲ及ホス事由ナリト云フニ在レトモ原審第二回公判廷ニ於テ裁判長ハ先ツ証人KN理作ノ訊問ヲ終リ次テ証人SD啓次ヲ入廷セシメ同証人ヲ訊問シタルコト同公判調書ノ記載ニ依リ明カナルヲ以テ其ノ訊問手續ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス從テ論旨ノ前段ハ其ノ理由ナク又論旨ノ後段ハ畢竟証人SD啓次ノ原審公判廷ニ於ケル証言ノ真否ヲ云為シ延テ事實ノ認定ヲ非難スルニ帰スルモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為シ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ明規スルトコロナルヲ以テ論旨後段モ亦結局其ノ理由ナシ

第二点被告人ハ原審公判廷ニ於ケル取調ノ最終ニ鶏ノ一件ヲ陳述セントシタルニ裁判長ハ被告人ノ弁護人ヨリ十分弁護アリタルコト故此以上申立テルニ及ハサルヘシト忠告セラレ十分ニ陳述セシメラレサリシハ違法ナリト云フニ在レトモ原審各公判調書ニ徴スルモ所論ノ如キ事實アリタルコトハ之ヲ認ムルニ由ナキノミナラス却テ原審第二回公判調書ノ記載ニ依レハ検事及弁護人カ犯罪構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ陳述シタル後又同第三回公判調書ノ記載ニ依レハ検事及弁護人カ法令及刑ニ付意見ヲ陳述シタル後孰レモ其ノ最終ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ陳述スル機会ヲ与ヘ之ニ対シ被告人ハ供述スルコトナキ旨答ヘ居ルコト明カナルヲ以テ原審公判手續ニハ所論ノ如キ違法ナク論旨理由ナシ

第三点裁判長ハ原審公判廷ニ於テ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関スル説示ヲ為スニ際シ被告人カ保険証書ヲ外出ノ際持ち居リタリト云フカ証書カ最モ新シキ故疑ハル旨説示セラレタルモTK動産保険ノ証書ハ五月二十五六日頃被告カ受取りタルモノナルノミナラス被告ノ如キ独身者カ外出ノ際大切ナル証書類ヲ持ち外出スルハ当然ナレハ右説示ハ不当ナリト云ヒ第四点裁判長ハ同説示ノ際被告人カ□□橋ヨリ半鐘ノ乱打ヲ聞キ我家ニ駆付ケ家ノ内ニ入ルコトカ出来タルカ証人UZ由太郎ノ供述ニ依ルト疑ハル旨説示セラレタルモ半鐘乱打ノ時期等ノ事實ハ証人IG松太郎等ノ供述ニ依リ明ニシテ右説示モ不当ナリト云ヒ第五点裁判長ノ前同一説示及検事ノ論告中ニ被告人カ七月六日ニTK動産保険支部ニ保険料ヲ納メタル事及他ノ支払ヲ為サスシテ保険料ヲ納メタル事ハ疑フニ足ルト論セラレタルモ毎月五日ニKN理作カ保険料ノ集金ニ来リタルニ六日ノ午後ニ至ルモ来ラス予テ料金ノ払込ハ厳格ナル取扱ト聞キ居タル故納メタル次第ニテ何等疑フニ足ラスト云ヒ第六点検事ハ原審公判廷ニ於テ被告人カ七月六日ノ夜□□町ニ種卵ヲ買ヒニ行クト称シ家ヲ出テ同町ニ行カス翌朝帰宅シタルコトハ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ被告人ハ予審廷及公判ニ於テ申立テタル如ク汽車ノ時間ナカリシ為□□町ニ行ク能ハスシテ□□地方ニテ卵ヲ買ハント思ヒ直ニ自転車ニテ□□ノ姉ノ家ニ行キ一泊シ翌朝自動車ニテ帰宅セシコトハ証人TM茂三郎NT弘ノ証言ニ依リ明カニシテ検事ノ論告ハ不当ナリト云ヒ第七点検事ハ被告人カ七日ノ夜家ヲ出テYDせず方ニ行キ居リタルコトハ甚タ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ予審及公判廷ニ於テ申立テタル如ク被告人ハ七日朝帰宅後雇人NG外次郎及IM直人ヲ追出シ外次郎等ノ動作ニ憤怒シ終日空シク暮シ夕食後酔余YDせず方ニ行キタル次第ニシテ何等疑フニ足ラサル事実ナリト云ヒ第八点検事ハ被告人カ六月初頃保険勧誘員KN理作カ

集金ニ来リタル際何処カ焼ケテモ金カ取レルカト申シタル事ハ疑フニ足ルト論告セラレタルモ被告人ニ於テ斯ル言ヲ申シタリトスルモ疑フニ足ラスト思料スト云ヒ第九点検事ハ被告人カ七月七日ノ晚九時頃ニIM直人ト兩名ニテ鶏ヲ三籠ニ入レ安全地帯ニ持ち出シアリタル点ハIM直人ノ申立ニ依リ明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ此ノ点モ被告人ノ申立ノ如ク多数ノ鶏ヲ鳴カサスニ取出スコトハ不可能ナルヲ以テ右論告ハ不当ナリト云ヒ第十点検事ハ被告カ動産保険ニ加入シタル事及加入物品ナキニ拘ラス偽リテ加入シタル事ハ証人ノ供述ニ依リ甚タ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ証人TD直人等ノ申立ハ不明確ナルノミナラス動産保険加入ハ被告人カ進ンテ加入シタルモノニ非スシテKN等ノ勸メニ依リ加入シタルモノナレハ此ノ点ノ論告モ不当ナリト云ヒ第十一点検事ハ被告人カ放火前ニNG外次郎宅ニ品物ヲ同人ニ携ヘシメテ取出シタル事実明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ被告人カ申立テタル如ク被告ノ留守中ニ外次郎カ持出シタル事ハIM直人ノ申立ニ依リ明カナレハ此ノ点モ疑フニ足ラスト云ヒ第十二点検事ハ被告人カ七月七日ノ朝帰宅シNG外次郎及IM直人カ放火ヲ実行セサル故非常ニ立腹シ外次郎ヲ再ヒ我家ニ出入スルコトヲ禁スルトテ追出シタル事ハ右兩名ノ申立ニ依リ明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ實際被告人カ放火ノ相談ヲ為シ其ノ実行ヲ兩名ニ依頼シタリトセハ兩名ヲ優遇シ決行ノ機ヲ待ツヘキカ当然ニシテ兩名ヲ追出ス如キ事ヲ為ス筈ナシ右兩名間ニハ外次郎カ実行シ能ハサレハ直人カ実行スル相談アリタルコト明カナリト云ヒ第十三点検事ハ外次郎ノ窃盜又ハ詐欺ノ最初ノ取調ハ七月十九日ニシテ被告等ノ事件ノ後ナレハ外次郎ノ陳述ハ正直ナル申立ナリ又外次郎カ放火ノ相談ニ与リタル点ハ事実ナルモ被告人カ七日ノ朝ニ至リ外次郎ニ於テ放火ヲ実行セサル故追出シタル為放火罪ヲ犯スコトヲ免

レタリト論告セラレタルモ被告人ハ同月二十日ノ午後ニ至リ放火事件ノ最初ノ取調ヲ受ケタルモノナルコトハ検事ノ調書ニ明カナリト云ヒ第十四点検事ハ被告人カ甚タ貧乏致シ居リタル故放火シタルカ如ク度々論告セラレタルモ被告人ノ事業關係ヨリ見ルモ將タ実兄ノ生活状態ヨリスルモ甚タ不当ナル論告ナリト云ヒ第十五点検事ハ被告等三名ノ身許ニ付被告人ハ最モ悪人ニシテ被告人カ放火ヲ勸メタルコトカ事実ナリト論告セラレタルモ被告人ハ斯ル悪事ヲ為ス者ニ非スト云ヒ第十六点原審法廷ニ於テ相被告IM直人ノ弁護士ハ被告人カ七日ノ晚YDせず方ヲ出テ□□町ニ行クト申シテ行キタルカ被告人ノ偽リナリ金沢全般ノ遊郭ハ十二時以後法令ニ依リ遊興ヲ禁セラレアルヲ以テ被告人ノ申立ハ甚タ不明ニシテ疑フニ十分ナリト弁論セラレタルモ十二時以後ト雖遊興セシメ居ルヲ以テ右弁論ハ不当ナリト云フニ在リ

按スルニ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ裁判長ノ説示ニ関シ陪審法第四百条第五号乃至第七号ノ如キ事由アル場合ニハ之ヲ以テ上告ノ理由ト為シ得ルコト同法条ノ明規スルトコロナリト雖同法及刑事訴訟法ヲ通覽スルモ検事若ハ原審相被告弁護士意見ノ陳述ヲ云為シ之ヲ上告ノ理由ト為スコトヲ許容シタル法規一モ存セサルヲ以テ斯ル事由ニ依リテハ上告ヲ為シ得サルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ原審第二回公判調書中裁判長ノ説示ノ部ヲ閱スルニ裁判長カ論旨第三点乃至第五点ニ掲記ノ如キ説示ヲ為シタルコトノ記載ナキヲ以テ斯ル説示ナカリシモノト認ムルノ外ナク而シテ論旨第五点乃至第十五点ハ検事ノ意見ニ付又論旨第十六点ハ原審相被告弁護士ノ意見ニ付夫々云為スルモノニシテ斯ル理由ハ冒頭説示ノ理由ニ依リ之ヲ上告ノ理由ト為シ得サルモノナルヲ以テ以上各論旨ハ孰レモ其ノ理由ナシ

弁護人小野塚久太郎上告趣意書ノ要旨ハ原判決ハ其ノ主文ニ於テ被告員直ヲ懲役十年ニ処シタルモ其ノ刑ノ量定甚シク不当ナリ即チ(一)本件放火事件ハ原審相被告タルIM直人トノ共犯ニシテ而カモ放火ヲ実行シタル者ハ直人ニシテ被告員直ニ非ス然ルニ直人ノ処刑スラ九年ナルニ同人ヨリ犯情輕キ被告員直ノ処刑懲役十年ノ失当ナルヤ明カナリ(二)被告員直ハ平常正業ニ勤勉ナリシニ拘ラス種々ノ災厄ニ因リ遂ニ困窮ニ陥リタルモノニシテ一掬ノ情ヲ酌ムヘキモノアルノミナラス曾テ何等ノ前科ナシ然ルニ原判決力是等ノ点ニ付何等斟酌セス前記ノ如ク判決シタルハ失当ナリト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ諸般ノ情状ニ照スモ原審カ被告人ヲ懲役十年ニ処シタルヲ目シテ量刑甚シク不当ナリト謂ヒ難キヲ以テ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和四年四月六日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助

判事 日高要次郎

判事 鈴木 秀人

判事 岸 達也

右臆本也

昭和四年四月十九日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬有藏 印

①NG員直(大審院放火被告事件昭和4年4月6日判決「大審院判例集」第8卷第3号)

●放火被告事件(昭和四年(刑)第一二三号 棄却)

(昭和四年四月六日第三刑事部判決)

【上告人】被告人 NG員直 弁護人 小野塚久太郎

【第一審】金沢地方裁判所

○判示事項

陪審事件ノ上告ノ理由ト原審ニ於ケル検事弁護人ノ意見

○判決要旨

陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シ原審ニ於テ検事若ハ弁護人ノ陳述セル意見ヲ非難シテ上告ノ理由ト為スコトハ之ヲ許ササルモノトス

【参照】陪審法第百三條 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得但シ事実ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此限ニ在ラス

刑事訴訟法第四百九條 上告ハ第四百十二條乃至第四百十五條ニ規定スル場合ノ外法

令ノ違反ヲ理由トスルトキニ限り之ヲ為コトヲ得

○事實

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ左記事實ヲ認定シ刑法第百八條第五十五條第六十條ヲ適用シ被告人ヲ懲役十年ニ処スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人I M直人ハ昭和二年四月金沢市□□町□□番地所在YZ義雄所有ノ住家竝ニ附属建物鶏舎二棟調理場一棟ヲ借受ケ養鶏業ヲ営ミ被告人NG員直ハ昭和三年一月同町番地所在HU二三郎所有家屋ヲ借受ケ同ク養鶏業ヲ営ミ被告人直人ハ昭和二年五月NH動産火災保険株式会社ト世帯道具類ニ付千円ノ各動産保険契約ヲ為シ居タルトコロ昭和三年六月六日頃員直方ニ於テ員直直人及員直ノ雇人NG外次郎等会合ノ際互ニ余裕ナキ生活ヲ為シ居ルニ因リ保険ヲ付シ在ルヲ幸トシ放火シテ員直方住家及直人ノ住家ニシテ其ノ両親兄等ノ住宅タル家屋ヲ焼燬シ保険金ヲ騙取センコトヲ謀議シ爾來數回協議ヲ遂ケ員直ハ其ノ火元タルコトヲ引受ケ自己ハ独身者ナル故放火ノ際ハ情ヲ知ラサル親戚又ハ知友ヲ連来リ置キ後日ノ証人ニ立タシムヘク自己ノ孵卵器ヨリ失火シタル如ク為做セハ事發覺ノ虞ナク容易ニ目的ヲ貫徹シ得ヘシト提議シ放火ノ実行行為ハ外次郎之ニ当リ被告人兩名ハ同人ニ報酬金ヲ分与スヘキコトヲ約シ員直方ニ放火セハ之ニ近接スル直人方ニモ延焼スルナランモ若シ延焼セサル模様アルトキハ更ニ直人方鶏舎ニモ放火スヘク計画シ同年六月二十三日NH簡易火災保険株式会社ト員直ハ世帯道具及營業用諸道具ニ付キ各千五百円（但世帯道具ニ付テハ同年七月五日ニ至リ保険金ヲ五百円ニ減額シTK動産火災保険株式会社トノ重複保険承認ヲ經）直人ハ營業用諸道具ニ付キ一千五百円ノ各動産保険契約ヲ為シ放火ノ機會ヲ窺ヒ居タルトコロ同年七月六日員直方ニ同人ノ從兄NG篤太郎及員直ノ知人ナルTM茂三郎ノ兩名來合ハセタルヨリ被告等ハ好機會ナリトシ同夜予テ計画ノ如ク実行スヘク打合セ員直方ニ芸者ヲ聘シ篤太郎等ト共ニ一同飲酒ノ上員直ハ篤太郎ニ宿泊ヲ勸メ自己ハ同夜九時頃商用ノ為メ富山県□□町ニ赴クト称シ外出シ同夜ハ河北郡□□村姉婿IU圓藏方ニ一

泊翌七日朝帰宅シタルモ外次郎ハ前夜泥酔シテ放火ノ時機ヲ失シ決行セザリシ為其計画ヲ遂行スルニ至ラザリシトコロ被告員直ハ飽クマテ其ノ非望ヲ達セントシ同日被告人直人ニ對シ外次郎ヲ除外シ兩名ニテ決行センコトヲ諮リ直人ノ贊同ヲ得テ茲ニ兩名共謀ノ上同月七日ノ夜十二時頃放火ヲ決行スヘク其ノ際員直ハ殊更外出シ居リ直人ニ於テ放火ヲ実行スヘク協定シ同日夕刻兩名ハ員直方住宅内ノ孵卵室ニ積重ネアル三個ノ孵卵器ノ最下端ノ内ニ石油ヲ注キタル襪褸片ヲ装置シタル後員直ハ午後十時頃三町許リ隔リタル金沢市□□町□□町YDわず方ニ立越シ直人ノ放火スルヲ待居タルトコロ一方直人ハ翌八日午前一時頃先ツ員直方ニ赴キ前記装置ノ襪褸片ニ携帯ノ燐寸ニテ放火シタルモ同夜ハ無風狀態ニテ自宅ニ延焼スル模様ナカリシヨリ更ニ自宅附属鶏舎ノ天井菰ニ燐寸ニテ放火シ以テ被告人員直単独ノ住宅ニシテ同人以外ノ者ノ現在セサル右家屋一棟被告人直人方鶏舎、調理場各一棟及隣家SY政七方住家ヲ全焼セシメ被告人直人及其家人ノ住宅ニシテ其家人同居者等ノ現在セル家屋及隣家ND弘IM初次方住宅ヲ各半焼セシメタルモノナリ

○理由

被告人上告趣意書ノ要旨第一点原審カ公判廷ニ於テ証人KN理作ヲ訊問シタル際後ニ訊問セラレタル証人SD啓次カ同法廷内ニ在廷シ居リタルノミナラス同証人ハ裁判長ノ訊問ニ際シ予審ニ於テ申立テタル通りナリト供述シ乍ラ予審ノ申立トハ甚タ相違セル供述ヲ為シタリ之レ畢竟同証人ハ原審相被告IM直人ノ知人ナル為最モ不明確ナル供述ヲ為シタルモノニシテ右ハ法令ニ違反シ且原判決ニ影響ヲ及ホス事由ナリト云フニ在レトモ○原審第二回公判廷ニ於テ裁判長ハ先ツ証人KN理作ノ訊問ヲ終リ次テ証人SD啓次ヲ入廷セシメ同証人ヲ訊問シタルコト同公判調書ノ記載ニ依リ明カナルヲ以テ其ノ訊問手續ニハ所論ノ如

キ違法アルモノニ非ス從テ論旨ノ前段ハ其ノ理由ナク又論旨ノ後段ハ畢竟証人SD啓次ノ原審公判廷ニ於ケル証言ノ真否ヲ云為シ延テ事実ノ認定ヲ非難スルニ帰スルモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事実ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為シ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ明規スルトコロナルヲ以テ論旨後段モ亦結局其ノ理由ナシ

同第二点被告人ハ原審公判廷ニ於ケル取調ノ最終ニ鶏ノ一件ヲ陳述セントシタルニ裁判長ハ被告人ノ弁護人ヨリ十分ナル弁護アリタルコト故此以上申立テルニ及ハサルヘシト忠告セラレ十分ニ陳述セシメラレサリシハ違法ナリト云フニアレトモ○原審各公判調書ニ徴スルモ所論ノ如キ事実アリタルコトハ之ヲ認ムルニ由ナキノミナラス却テ原審第二回公判調書ノ記載ニ依レハ検事及弁護人カ犯罪構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ陳述シタル後又同第三回公判調書ノ記載ニ依レハ検事及弁護人カ法令及刑ニ付意見ヲ陳述シタル後孰レモ其ノ最終ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ陳述スル機会ヲ与ヘ之ニ対シ被告人ハ供述スルコトナキ旨答へ居ルコト明カナルヲ以テ原審公判手続ニハ所論ノ如キ違法ナク論旨理由ナシ

同第三点裁判長ハ公判廷ニ於テ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関スル説示ヲ為スニ際シ被告人カ保険証書ヲ外出ノ際持ち居リタリト云フカ証書カ最モ新シキ故疑ハルル旨説示セラレタルモTK動産保険ノ証書ハ五月二十五六日頃被告カ受取りタルモノナルノミナラス被告ノ如キ独身者カ外出ノ際大切ナル書類ヲ持ち外出スルハ当然ナレハ右説示ハ不当ナリト云ヒ同第四点裁判長ハ説示ノ際被告人カ□□橋ヨリ半鐘ノ乱打ヲ聞キ我家ニ駆ケ付ケ家ノ内ニ入ルコトカ出来タルカ証人UZ由太郎ノ供述ニ依ルト疑ハルル旨説示セラレタルモ半鐘乱

打ノ時期等ノ事実ハ証人IG松太郎等ノ供述ニ依リ明ニシテ右説示モ不当ナリト云ヒ同第五点裁判長ノ前同一説示及検事ノ論告中ニ被告人カ七月六日ニTK動産保険支部ニ保険料ヲ納メタル事及他ノ支払ヲ為サスシテ保険料ヲ納メタル事ハ疑フニ足ルト論セラレタルモ毎月五日ニKN理作カ保険料ノ集金ニ来リタルニ六日ノ午後ニ至ルモ来ラス予テ料金ノ払込ハ厳格ナル取扱ト聞キ居タル故納メタル次第ニテ何等疑フニ足ラスト云ヒ同第六点検事ハ原審公判廷ニ於テ被告人カ七月六日ノ夜□□町ニ種卵ヲ買ヒニ行クト称シ家ヲ出テ同町ニ行カス翌朝帰宅シタルコトハ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ被告人ハ予審及公判ニ於テ申立テタル如ク汽車ノ時間ナカリシ為□□町ニ行ク能ハスシテ津幡地方ニテ卵ヲ買ハント思ヒ直ニ自転車ニテ津幡ノ姉ノ家ニ行キ一泊シ翌朝自動車ニテ帰宅セシコトハ証人TM茂三郎ND弘ノ証言ニ依リ明カニシテ検事ノ論告ハ不当ナリト云ヒ同第七点検事ハ被告人カ七日ノ夜家ヲ出テYDせず方ニ行キ居リタルコトハ甚タ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ予審及公判廷ニ於テ申立テタル如ク被告人ハ七日朝帰宅後雇人NG外次郎及IM直人ヲ追出シ外次郎等ノ動作ニ憤怒シ終日空シク暮シタ食後酔余YDせず方ニ行キタル次第ニシテ何等疑フニ足ラサル事実ナリト云ヒ同第八点検事ハ被告人カ六月初頃保険勧誘員KN理作カ集金ニ来リタル際何処カ焼ケテモ金カ取レルカト申シタル事ハ疑フニ足ルト論告セラレタルモ被告人ニ於テ斯ル言ヲ申シタリトスルモ疑フニ足ラスト思料スト云ヒ同第九点検事ハ被告人カ七月七日ノ晚九時頃ニIM直人ト兩名ニテ鶏ヲ三籠ニ入レ安全地帯ニ持ち出シアリタル点ハIM直人ノ申立ニ依リ明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ此ノ点モ被告人ノ申立ノ如ク多数ノ鶏ヲ鳴カサスニ取り出スコトハ不可能ナルヲ以テ右論旨ハ不当ナリト云ヒ同第十点検事ハ被告カ動産保険ニ加入シタル事及加入物

品ナキニ拘ラス偽リテ加入シタル事ハ証人ノ供述ニ依リ甚タ疑フ二十分ナリト論告セラレタルモ証人TD直人等ノ申立ハ不明確ナルノミナラス動産保険加入ハ被告人カ進シテ加入シタルモノニ非スシテKN等ノ勸メニ依リ加入シタルモノナレハ此ノ点ノ論告モ不当ナリト云ヒ』同第十一点検事ハ被告人カ放火前ニNG外次郎宅ニ品物ヲ同人ニ携ヘシメテ取出シタル事実明カナル故疑フ二十分ナリト論告セラレタルモ被告人カ申立テタル如ク被告ノ留守中ニ外次郎カ持出シタル事ハIM直人ノ申立ニ依リ明ナレハ此ノ点モ疑フニ足ラスト云ヒ』同第十二点検事ハ被告人カ七月七日ノ朝帰宅シNG外次郎及IM直人カ放火ヲ実行セサル故非常ニ立腹シ外次郎ヲ再ヒ我家ニ出入スルコトヲ禁スルトテ追出シタル事ハ右兩名ノ申立ニ依リ明カナル故疑フ二十分ナリト論告セラレタルモ實際被告人カ放火ノ相談ヲ為シ其ノ実行ヲ兩名ニ依頼シタリトセハ兩名ヲ優遇シ決行ノ機ヲ待ツヘキカ当然ニシテ兩名ヲ追出ス如キ事ヲ為ス筈ナシ右兩名間ニハ外次郎カ実行シ能ハサレハ直人カ実行スル相談アリタルコト明カナリト云ヒ』同第十三点検事ハ外次郎ノ竊盜又ハ詐欺ノ最初ノ取調ハ七月十九日ニシテ被告等ノ事件ノ後ナレハ外次郎ノ陳述ハ正直ナル申立ナリ又外次郎カ放火ノ相談ニ与リタル点ハ事実ナルモ被告人カ七日ノ朝ニ至リ外次郎ニ於テ放火ヲ実行セサル故追出シタル為放火罪ヲ犯スコトヲ免レタリト論告セラレタルモ被告人ハ同月二十日ノ午後ニ至リ放火事件ノ最初ノ取調ヲ受ケタルモノナルコトハ検事ノ調書ニ明カナリト云ヒ』同第十四点検事ハ被告人カ甚タ貧乏致シ居リタル故放火シタルカ如ク度々論告セラレタルモ被告人ノ事業關係ヨリ見ルモ将タ実兄ノ生活状態上ヨリスルモ甚タ不当ナル論告ナリト云ヒ』同第十五点検事ハ被告等三名ノ身許ニ付被告人ハ最モ悪人ニシテ被告人カ放火ヲ勸メタルコトカ事実ナリト論告セラレタルモ被告人ハ斯ル悪事ヲ為ス者ニ非スト云ヒ』同第

十六点原審法廷ニ於テ相被告IM直人ノ弁護人ハ被告人カ七日ノ晩YDせず方ヲ出テ□□町ニ行クト申シテ行キタルカ被告人ノ偽リナリ金沢全般ノ遊郭ハ十二時以後ハ法令ニ依リ遊興ヲ禁セラレアルヲ以テ被告人ノ申立ハ甚タ不明ニシテ疑フ二十分ナリト弁論セラレタルモ十二時以後ト雖遊興セシメ居ルヲ以テ右弁論ハ不当ナリト云フニ在リ○按スルニ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ裁判長ノ説示ニ関シ陪審法第四百四条第五号乃至第七号ノ如キ事由アル場合ニハ之ヲ以テ上告ノ理由ト為シ得ルコト同法条ノ明規スルトコロナリト雖同法及刑事訴訟法ヲ通覽スルモ検事若ハ原審相被告弁護人ノ意見ノ陳述ヲ云為シ之ヲ上告理由ト為スコトヲ許容シタル法規一モ存セサルヲ以テ斯ル事由ニ依リテハ上告ヲ為シ得サルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ原審第二回公判調書中裁判長ノ説示ノ部ヲ閱スルニ裁判長カ論旨第三点乃至第五点ニ掲記ノ如キ説示ヲ為シタルコトノ記載ナキヲ以テ斯ル説示ナカリシモノト認ムルノ外ナク而シテ論旨第五点乃至第十五点ハ検事ノ意見ニ付又論旨第十六点ハ原審相被告弁護人ノ意見ニ付夫々云為スルモノニシテ斯ル理由ハ冒頭説示ノ理由ニ依リ之ヲ上告ノ理由ト為シ得サルモノナルヲ以テ以上各論旨ハ孰レモ其ノ理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

①NG員直(大審院放火被告事件昭和4年4月6日判決「法律新聞」昭和4年11月5日)

●陪審ノ答申ヲ採択シテ為シタル判決ニ対スル上告

陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ裁判長ノ説示ニ関シ陪

審法第四百条第五号乃至第七号ノ如キ事由アル場合ニハ之ヲ以テ上告ノ理由ト為シ得ルコト同法条ノ明規スルトコロナリト雖同法及刑事訴訟法ヲ通覽スルモ檢事若ハ原審相被告弁護人ノ意見ノ陳述ヲ云為シ之ヲ上告ノ理由ト為スコトヲ許容シタル法規一モ存セサルヲ以テ斯ル事由ニ依リテハ上告ヲ為シ得サルモノトス

○昭和四年(初)第一二三号

判 決

本籍 石川県河北郡□□村字□□田□□番地

住居 金沢市□町MK幸作方

無職

NG 員直

(明治三十六年八月□□日生)

右放火被告事件ニ付昭和三年十二月十日金沢地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ(主文) 本件上告ハ之ヲ棄却ス

(上告理由) 被告人上告趣意書ノ要旨第一点原審カ公判廷ニ於テ証人KN理作ヲ訊問シタル際後ニ訊問セラレタル証人SD啓次カ同法廷内ニ在廷シ居リタルノミナラス同証人ハ裁判長ノ訊問ニ際シ予審ニ於テ申立テタル通りナリト供述シ乍ラ予審ノ申立トハ甚タ相違セル供述ヲ為シタリ之レ畢竟同証人ハ原審相被告IM直人ノ知人ナル為最モ不明確ナル供述ヲ為シタルモノニシテ右ハ法令ニ違反シ且原判決ニ影響ヲ及ホス事由ナリト云フニ在リ

【判決理由】原審第二回公判廷ニ於テ裁判長ハ先ツ証人KN理作ノ訊問ヲ終リ次テ証人S

D啓次ヲ入廷セシメ同証人ヲ訊問シタルコト同公判調書ノ記載ニ依リ明カナルヲ以テ其ノ訊問手續ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス從テ論旨ノ前段ハ其ノ理由ナク又論旨ノ後段ハ畢竟証人SD啓次ノ原審公判廷ニ於ケル証言ノ当否ヲ云為シ延テ事實ノ認定ヲ非難スルニ帰スルモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為シ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ明規スルトコロナルヲ以テ論旨後段モ亦結局其ノ理由ナシ

(上告理由) 第二点被告人ハ原審公判廷ニ於ケル取調ノ最終ニ鶏ノ一件ヲ陳述セントシタルニ裁判長ハ被告人ノ弁護人ヨリ十分ナル弁護アリタルコト故此以上申立テルニ及ハサルヘシト忠告セラレ十分ニ陳述セシメラレサリシハ違法ナリト云フニ在リ

【判決理由】原審各公判調書ニ徴スルモ所論ノ如キ事實アリタルコトハ之ヲ認ムルニ由ナキノミナラス却テ原審第二回公判調書ノ記載ニ依レハ檢事及弁護人カ犯罪構成要素ニ關スル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ陳述シタル後又同第三回公判調書ノ記載ニ依レハ檢事及弁護人カ法令及刑ニ付意見ヲ陳述シタル後孰レモ其ノ最終ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ陳述スル機會ヲ与ヘ之ニ対シ被告人ハ供述スルコトナキ旨答へ居ルコト明カナルヲ以テ原審公判手續ニハ所論ノ如キ違法ナク論旨理由ナシ

(上告理由) 第三点裁判長ハ公判廷ニ於テ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ關スル説示ヲ為スニ際シ被告人カ保険証書ヲ外出ノ際持チ居リタリト云フカ証書カ最モ新シキ故疑ハル旨説示セラレタルモTK動産保険ノ証書ハ五月二十五六日頃被告カ受取りタルモノナルノミナラス被告ノ如キ独身者カ外出ノ際大切ナル証書類ヲ持チ外出スルハ当然ナレハ右説示ハ不当ナリト云ヒ』第四点裁判長ハ説示ノ際被告人カ□□橋ヨリ半鐘ノ乱打ヲ聞キ我家ニ駈ケ付

ケ家ノ内ニ入ルコトカ出来タルカ証人U Z由太郎ノ供述ニ依ルト疑ハルル旨説示セラレタルモ半鐘乱打ノ時期等ノ事実ハ証人I G松太郎等ノ供述ニ依リ明ニシテ右説示モ不当ナリト云ヒ』第五点裁判長ノ前同一説示及検事ノ論告中ニ被告人カ七月六日ニT K動産保険支部ニ保険料ヲ納メタル事及他ノ支払ヲ為サシテ保険料ヲ納メタル事ハ疑フニ足ルト論セラレタルモ毎月五日ニK N理作カ保険料ノ集金ニ来リタルニ六日ノ午後ニ至ルモ来ラス予テ料金ノ払込ハ厳格ナル取扱ト聞キ居タル故納メタル次第第二テ何等疑フニ足ラスト云ヒ』第六点検事ハ原審公判廷ニ於テ被告人カ七月六日ノ夜□□町ニ種卵ヲ買ヒニ行クト称シ家ヲ出テ同町ニ行カス翌朝帰宅シタルコトハ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ被告人ハ予審及公判ニ於テ申立テタル如ク汽車ノ時間ナカリシ為□□町ニ行ク能ハスシテ津幡地方ニテ卵ヲ買ハント思ヒ直ニ自転車ニテ津幡ノ姉ノ家ニ行キ一泊シ翌朝自動車ニテ帰宅セシコトハ証人T M茂三郎N T弘ノ証言ニ依リ明カニシテ検事ノ論告ハ不当ナリト云ヒ』第七点検事ハ被告人カ七日ノ夜家ヲ出テY Dせず方ニ行キ居リタルコトハ甚タ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ予審及公判廷ニ於テ申立テタル如ク被告人ハ七日朝帰宅後雇人N G外次郎及I M直人ヲ追出シ外次郎等ノ動作ニ憤怒シ終日空シク暮シタ食後醉余Y Dせず方ニ行キタル次第第二シテ何等疑フニ足ラサル事実ナリト云ヒ』第八点検事ハ被告人カ六月初頃保険勧誘員K N理作カ集金ニ来リタル際何処カ焼ケテモ金カ取レルカト申シタル事ハ疑フニ足ルト論告セラレタルモ被告人ニ於テ斯ル言ヲ申シタリトスルモ疑フニ足ラスト思料スト云ヒ』第九点検事ハ被告人カ七月七日ノ晚九時頃ニI M直人ト兩名ニテ鶏ヲ三籠ニ入レ安全地帯ニ持ち出シアリタル点ハI M直人ノ申立ニ依リ明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ此ノ点モ被告人ノ申立ノ如ク多数ノ鶏ヲ鳴カサスニ取り出ストハ不可能ナルヲ

以テ右論旨ハ不当ナリト云ヒ』第十点検事ハ被告カ動産保険ニ加入シタル事及加入物品ナキニ拘ラス偽リテ加入シタル事ハ証人ノ供述ニ依リ甚タ疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ証人T D直人等ノ申立ハ不明確ナルノミナラス動産保険加入ハ被告人カ進ンテ加入シタルモノニ非スシテK N等ノ勧めニ依リ加入シタルモノナレハ此ノ点ノ論告モ不当ナリト云ヒ』第十一点検事ハ被告人カ放火前ニN G外次郎宅ニ品物ヲ同人ニ携ヘシメテ取出シタル事実明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ被告人カ申立テタル如ク被告ノ留守中ニ外次郎カ持出シタル事ハI M直人ノ申立ニ依リ明ナレハ此ノ点モ疑フニ足ラスト云ヒ』第十二点検事ハ被告人カ七月七日ノ朝帰宅シN G外次郎及I M直人カ放火ヲ実行セサル故非常ニ立腹シ外次郎ヲ再ヒ我家ニ出入スルコトヲ禁スルトテ追出シタル事ハ右兩名ノ申立ニ依リ明カナル故疑フニ十分ナリト論告セラレタルモ實際被告人カ放火ノ相談ヲ為シ其ノ実行ヲ兩名ニ依頼シタリトセハ兩名ヲ優遇シ決行ノ機ヲ待ツヘキカ当然ニシテ兩名ヲ追出ス如キ事ヲ為ス筈ナシ右兩名間ニハ外次郎カ実行シ能ハサレハ直人カ実行スル相談アリタルコト明カナリト云ヒ』第十三点検事ハ外次郎ノ窃盜又ハ詐欺ノ最初ノ取調ハ七月十九日ニシテ被告等ノ事件ノ後ナレハ外次郎ノ陳述ハ正直ナル申立ナリ又外次郎カ放火ノ相談ニ与リタル点ハ事実ナルモ被告人カ七日ノ朝ニ至リ外次郎ニ於テ放火ヲ実行セサル故追出シタル為放火罪ヲ犯スコトヲ免レタリト論告セラレタルモ被告人ハ同月二十日ノ午後ニ至リ放火事件ノ最初ノ取調ヲ受ケタルモノナルコトハ検事ノ調書ニ明カナリト云ヒ』第十四点検事ハ被告人カ甚タ貧乏致シ居リタル故放火シタルカ如ク度々論告セラレタルモ被告人ノ事業関係ヨリ見ルモ将タ実兄ノ生活状態上ヨリスルモ甚タ不当ナル論告ナリト云ヒ』第十五点検事ハ被告等三名ノ身許ニ付被告人ハ最モ悪人ニシテ被告人カ放火ヲ勧めタルコトカ

事實ナリト論告セラレタルモ被告人ハ斯ル悪事ヲ為ス者ニ非スト云ヒ』第十六点原審法廷ニ於テ相被告I M直人ノ弁護士ハ被告人カ七日ノ晚Y D せず方ヲ出テ□□町ニ行クト申シテ行キタルカ被告人ノ偽リナリ金沢全般ノ遊郭ハ十二時以後ハ法令ニ依リ遊興ヲ禁セラレアルヲ以テ被告人ノ申立ハ甚タ不明ニシテ疑フ二十分ナリト弁論セラレタルモ十二時以後ト雖遊興セシメ居ルヲ以テ右弁論ハ不当ナリト云フニ在リ

【判決理由】按スルニ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ裁判長ノ説示ニ関シ陪審法第百四条第五号乃至第七号ノ如キ事由アル場合ニハ之ヲ以テ上告ノ理由ト為シ得ルコト同法条ノ明規スルトコロナリト雖同法及刑事訴訟法ヲ通覽スルモ檢事若ハ原審相被告弁護士ノ意見ノ陳述ヲ云為シ之ヲ上告理由ト為スコトヲ許容シタル法規一モ存セサルヲ以テ斯ル事由ニ依リテハ上告ヲ為シ得サルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ原審第二回公判調書中裁判長ノ説示ノ部ヲ閱スルニ裁判長カ論旨第三点乃至第五点ニ掲記ノ如キ説示ヲ為シタルコトノ記載ナキヲ以テ斯ル説示ナカリシモノト認ムルノ外ナク而シテ論旨第五点乃至第十五点ハ檢事ノ意見ニ付又論旨第十六点ハ原審相被告弁護士ノ意見ニ付夫々云為スルモノニシテ斯ル理由ハ冒頭説示ノ理由ニ依リ之ヲ上告ノ理由ト為シ得サルモノナルヲ以テ以上各論旨ハ孰レモ其ノ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢宮城長五郎関与

昭和四年四月六日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助
判事 日高要次郎
判事 鈴木 秀人
判事 岸 達也

②M勝見(金沢地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年9月27日判決)

判決

本籍並住居 石川県石川郡□□村字□島□ノ□□番地

農兼牛馬商

M 勝見

明治三十年十二月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付檢事猪原敬勝関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八月ニ処ス

未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ数年前ヨリ石川郡□□町貸座敷業NB楼NB信方ノ抱芸妓幸コトOYかをるト馴染ヲ重ネ其為メ家産ヲ蕩尽スルニ至リタルモ深ク惑溺セル被告人ハ其非ヲ悟ラス偶々昭和

四年四月中其姉婿ヨリ營業資金トシテ金百五十円余ヲ貸与セラレ之レヲ入手スルヤ忽チ右□□町遊郭ニ走り同月十五日ヨリ引続キ右幸ヲ聘シ遊興シタル末同月十七日夜右NB楼ニ到リタルニ右幸ハ被告人カ執拗ニ附纏ヒ且乱暴ノ振舞ヲ為シタルヲ嫌疑シ被告人ノ座敷ニ来ラサリシヲ以テ被告人ハ立腹ノ余リ翌十八日午前零時過頃火鉢内ノ炭火ヲ二階押入内ノ蒲団ニ移シ因テ前記信所有ノ該蒲団(価格十円相当ノモノ)一枚ニ数個ノ焼穴ヲ生セシメ之ヲ損壞シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百六十一条ニ該当スルヲ以テ其懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八月ニ処シ刑法第二十一条ニ則リ未決拘留日数ノ中一部百日ヲ右本刑ニ通算シ尚訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ノ負担スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年九月二十七日

金沢地方裁判所刑事部

裁判長判事 阪口 清 印

判事 松浦彌太郎 印

判事 田中 一郎 印

七 新聞報道に見る陪審公判

1 司法省陪審宣伝並各地法況―「法律新報」による報道―

陪審法が、昭和三(一九二八)年一〇月から実施されるに当たり、法律新報社は、司法省による最後の陪審宣伝と行動を共にして、全国に特派員を派遣した。こゝでは、その特派員により報告された「司法省陪審宣伝講演並活動写真大会」の記録を収録した。

(注) こゝでは従来、各地の新聞記事を検索して、陪審法施行に先立つて行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録した。

しかし、東京控訴院管内においては、東京において展開された陪審法施行の準備から施行停止に至るまでの間の陪審法の実施状況や陪審法の改廃などに関する新聞記事は、その目録を収録するに止めた。これは、各地の準備状況については、膨大な新聞報道を検索・収集・電磁ファイル化する余裕が無かつたからである。名古屋控訴院管内でも、「司法省陪審宣伝並各地法況」を収録するに止まった。

(一) 名古屋控訴院管内 第二班 友次嶺南特派員(「法律新報」昭和3年5月5日)

名古屋控訴院管内陪審宣伝は、去月十六日岡崎市を始めとして津、四日市、名古屋、岐阜、大垣、福井、金沢、富山の順序で行はれた。各地講演会の概況は左の如くである。

△岡 崎

岡崎市に於ける講演会は、十六日午後六時から岡崎座に於て挙行された。聴衆は定刻前から詰め掛け、約二千五百人の入場があり、先づ藤村監督判事の開会の辞に次ぎ、名古屋地方裁判所判事熊澤恪郎氏は「陪審に就て」と題し、極めて平易に陪審法の概要を縷述し、

次で名古屋控訴院判事西岡國吉氏は「陪審法の精神」なる題下に我が陪審法の特色を述べ、陪審の弊害に付ては陪審員に警告を發し、多大なる興味を以て迎へられ、終りて映写に移り、午後十時散会したが、同地は旧藩主の令弟たる本多市長が永続して居る所で、県下風儀の最も嚴肅な所丈けに、聴衆は何れも人柄よく真面目で、終始極めて靜肅に傾聴したので、多大の効果を収めたものと見られた。

△津市

津市に於ける講演並に活動写真は、十七日午後六時より同市曙座に於て開会。来会者は二千五百名を算し、同座としては空前の盛況理に、先づ安濃津地方裁判所長松田孫治郎氏の開会の辞に次ぎ、岩佐監督判事は「陪審の中味」と題し、陪審法の真精神の存する所を興味を交へて力説し、次いで名古屋控訴院部長福地歙吉氏は「陪審と映画」と題し「若しも世の中に貧乏と病気がなければ、人間程面白いものはないであらう。就中病氣は誠に始末の悪いもので、之れに罹つたが最後、人間は非常に悩まされる。世の中には病氣に似た厄介なものも一つある。それは犯罪である」と極めて巧妙な比喻に出発して、生理と医術、社会と犯罪の關係を巧みに結び付け、社会保護と刑事政策の關係を詳説し、「今までは裁判官丈が社会の病氣を診察して居たが、今度は素人が診察に加はることになつたのであるが、病氣の方でも医者の手及ばなくなつたときは素人治療をする場合もあるが、素人が診察すると、例へば心臓病を肺病と誤診して薬を盛ることもある、之は最も危険なことであるが、併し常識さへあれば白を黒と云ふこともあるまいし、心臓病を肺病と誤診するやうなことはあるまい。そこで専門医と素人との診立てが一致したとき、始めて薬を盛ると云ふのが陪審である」と説き、其診立ての甚だ困難な実例としては、活動俳優デブが殺

人犯を犯して陪審員を買収した実例、ジョン・アレキサンダーの殺人事件等の悪例を引き、シカゴに於ては女人殺四十数件中有罪になつたのは只一の件丈で後は皆無罪になつた、「之はアメリカの陪審員は皆心臓病を肺病と誤診する結果である」と説き、次いで独仏の弊害方面の実例を引き、「我国の陪審員は感情、金力、権力、暴力等に絶対に捉はれぬやう」英國の範に倣ひ陪審の威力を發揮すべき旨を勸説し、証拠の取纏に付き「活動写真のフィルムを造るには、断片的のものを集めて完全な一卷とするものであるが、犯罪に於ける証拠も矢張り断片的のものを集めて一の犯罪の成否を決するものである」と、陪審員に必要な予備智識を豊富に注入し、「日本の陪審をして世界に冠たらしむることは、我が陪審員諸君の責任である」と、大なる責任感を喚起して、陪審の大意を徹底せしめた。以上二氏の講演は二時間に涉つたが、聴衆は微動だもせず聴き入り、多大の成果を収めた模様である。斯くて映画に移り、十時過散会した。

△四日市

四日市市の講演会は、十八日午後六時から曙座に於て開かれ、是又聴衆約二千の大入満員、先づ松田安濃津地方裁判所長の開会の辞に次ぎ、四日市区裁判所監督判事馬淵錦八氏は「陪審裁判の話」と題し陪審法の概要を説き、「陪審員は動もすれば感情に走るのが常であるが、之れは予め大に警戒せねばならぬ。若し感情に動かされるときは、極悪の犯人でも泣き上手や芝居の上手なものが皆無罪になつて仕舞ふ。陪審員は何も遠慮は要らぬ。陪審で決めたことは妻子にも親にも話せないのだから、被告人から怨まれるとか他人から脅迫を受けるやうなことはない。又近頃は何事も運動の世の中である、其運動には絶対に乘らぬやうに注意しなければならぬ」と、陪審員の心得べき事項を述べ、「有罪無罪の証拠が

半々にあつた場合には、裁判官も頗る惑ふ所であるが、之れは世間でもよく云ふ通り岡目八目で、こんな場合には寧ろ素人の方の見た方が余程正確である。」と、陪審員に花を持たせ、尚陪審宿舎のことに付ては「宿舎には便所もあり、浴場もあり、小使、給仕も居るから何も御不自由は掛けない」と、大に広告して喝采を博し、次いで名古屋控訴院部長福地歙吉氏は「陪審と映画」と題し、前夜津市に於けると同趣旨の講演を為し多大の感興を与へ、終りて映画に移り十時過ぎ散会。

△名古屋市

名古屋市に於ては、十九日午後六時より御園座に於て開会、同市内には約四百名の陪審員候補者が選ばれて居るが其の大部分が来会し、他の聴衆も婦人少年等は殆んど皆無で、正味三千人を收容し、緊張理に開会された。名古屋控訴院部長福地歙吉氏は開会の辞として、講師熊澤西岡両氏を紹介し、屍は語らずの映画の紹介として「此の写真の事件は、数年前名古屋控訴院で実際に取扱つたものを脚色されたもので、当地とは最も密接の関係ある事件である」と、聴衆の興味を唆り、名古屋地方裁判所判事熊澤恪郎氏は「陪審法に就て」と題し、「大正時代は各方面に於て頗る多事多端の時代であつたが、法制の上にも二大法律と称せらるゝ普通選挙法と陪審法とが帝国議會を通過し、昭和新政と共に之れが実施せらるゝことになつた」と、陪審法制定の理由及び同法の概要を述べ、尾崎行雄氏の政治読本を引用して立憲政治と陪審裁判の必要を説き「世の中では裁判官は理屈に捉れ易いか常識が欠けと居るがために陪審法を設けたと云ふものがあるが、之れは誤つた見方である。私が裁判官であるから裁判官の手前味噌を云ふ訳ではないが、今まで我国の裁判は実に厳正公平で何等情実に捉はれず、而かも温情溢るゝが如き裁判をして居るのである。此

の点に於ては、私は諸外国を巡遊して各国の裁判状況を実見した結果、我国の裁判は決して欧米諸国に比し遜色がないばかりでなく、寧ろ或点に於ては余程優れて居る所があると確信したのである」と、我裁判状況は現在及過去に於ても何等欠点がないことを述べ、「陪審制度は刑事裁判をしていやが上にも威力を高むる為めの必要から来たものであり且つ之れによつて法律の民衆化、裁判の民衆化が期待される」と、我国刑政の変遷から裁判の本質に論及し、更に陪審員に対する注意事項として「陪審制度は極めて必要な、そして最も理想的の制度ではあるが、之れには反面に於て弊害を伴ふことも勿論である。之を英、仏、独の例に見ても、独逸国民は既に陪審には落第して居る。仏国でも必ずしも評判はよくない。独り英国だけは、其の本家本元であるだけに、世界に範を垂れて居る。然るに我國民性は感情に流れ易い点に於て、仏國民によく似て居るから、此の点は仏蘭西人の弊害に陥つて居る点を参酌して、予め斯ることのないやうに覚悟せねばならぬ」と警告し、一九一四年の仏国社会民衆党主領ジョン・ジョーレーの暗殺事件に於ける、仏国陪審員の不当決議の事例を挙げ「犯人が罪を犯したか何うかと云ふことゝ情状を酌量する点とは、全然別問題であるから、陪審員は犯人が罪を犯したか何うかさへ判断すればよいので、情状を酌量すべき点と犯罪事実の有無と云ふことは、決して混同してはならない。然るに仏蘭西では常に之を混同して居る」と非難し、「我国では実施の暁に於て、斯る譏を受けぬやうに義勇奉公の精神を以て、我国の陪審をして世界に冠たらしめ、以て裁判をして一層の威信を示すことに努力せねばならぬ」と結び、次いで名古屋控訴院判事西岡吉氏は、「陪審法の精神」と題し、前講師熊澤氏と重複せぬ程度に於て法の概要を述べ、「陪審法は陪審に依て民意を反映せしむるのであるが、民意の向ふ所は種々の方面があつて、必ずしもよい方

面ばかりに向ふものとは云へない又時代の盛衰変遷に依つても各相異なる民意を表明して居る。或は誤解もあり、矛盾もあるが、判断は常に合理合法でなければならぬ。何時の時代に於ても若し判断が合理合法でなかつたならば、裁判の目的と性質に反することになる」と、国民意思と国家思想を心理学方面から論証し、「裁判の求むる国民の意思は常に合理合法なる意思である。故に国民が裁判に莅むには、常に此の覚悟を要する。此のことは有資格者は勿論、老幼男女皆此の覚悟を要する。而して、一旦陪審に莅むときは、自己の良心を欺かず、予断を抱かず、情実とか威迫に捉はれず、断々乎として自己の正当なる見解に依つて事を断ぜねばならぬ。他の意見に盲従するとか、適正ならざる判断を下すことは、陪審の墮落である。従つて裁判の不適切を招致することになる。裁判の適正ならざる国は必ず滅亡する。然らば陪審は、実に国家興亡の鍵を握るものと云ふも過言ではない。故に陪審員にして一步誤らば、斯くの如き重大なる結果を招致することを充分に覚悟せねばならぬ。然らば如何にして、我国の陪審をして光輝あらしむるかは、陪審員が正義公平の至誠を以て事に当るにあるのみ」と結論し、多大の感動を与へ、終りて映画に移り、十時半散会。

△岐阜

岐阜市に於ける陪審講演は、二十日午後六時より、同市白木町松竹座に於て開かれた。之より先き、主催者岐阜地方裁判所、同検事局、岐阜弁護士会、岐阜市役所の名義を以て、「裁判は正義を擁護し秩序を維持するものである。陪審員の公平な判断が裁判の基礎となる。陪審員の努めは正義の擁護と秩序の維持」、「正義を愛するの諸君、秩序を重んずるの諸君、この絶好の機会を逸することなく、是非々々御来場下されませ」等と説明付きで宣

伝ビラを各戸に配布されたので、所謂正義を愛する諸士諸君は定刻前から詰め掛け、同座としては未曾有の入場者あり、尚戸外には黒山を築き、空しく引揚げたるもの五六百名の多きに達した。先づ桐山岐阜弁護士会長開会の辞を述べ、岐阜地方裁判所部長梅山實明氏は「陪審制度と国民の覚悟」なる題下に、我国に陪審制度を採用した理由、裁判の本質、刑罰の目的等を詳述し、我国の裁判官は至公至平、情実に捉はれず、富貴に拘らず、威武に屈せず、上御一人の外何人にも恐るゝ所なく、唯我独尊の地位にあり、其の下す所の裁判は中外に威信を博して居るのであるが、被告人から見れば、斯る至公至平の裁判官が宣告した裁判でも有り難く思はないのが人情である。故に常識の裁判官の外に識見徳望のある陪審員が加はつて上の裁判ならば諦めが付き易いであらう」と、被告人の心理状態を解剖して陪審員の立場を明かにし、「若し陪審員にして判断の適性を誤るとか、或は情実に捉はれて故意に誤つた判断をするやうなことがあるならば、之れは我が国民の風上に置けない非国民である」と、痛烈なる警戒を与へ、次で名古屋地方裁判所部長渡邊久氏は「陪審と宿舍」と題し、裁判とは如何なるものかを闡明し、「国民は裁判所と進んで親しむべき所ではないかも知れないが、決して恐れたり敬遠する所ではない」と、裁判所と民衆の接触の必要を説き、徳川時代と今日の裁判制度とを比較して、今日の裁判制度の完美を謳歌し、勸善懲悪は国民共同生活の必要条件なるを説明し、更に我が国経済状態を詳説して、既に行き詰まれる経済界の不安を一掃するには、工業の発達を期するの外途なしと欧米工業界の実際状況を述べ、「斯る経済困難に際しては、私共の国民としての領分は、公平無私を信条とし正義の美果を以て之に報ふるの外はない」と断じ、陪審員の職責の重大なる事を明らかにし、更らに陪審員の宿舍に付て「我が陪審法では陪審員の宿舍を設けることになつ

て居るが、何が故に公判が永延いて二日以上にも亘るとき、宿舍に泊らなければならぬのであるかと云ふと、若し公判の途中で陪審員を宅に帰すと、或は人の意見を聞き、或は賄賂を取るとかして不正の評決をする虞れがあり、若し斯様のことがあるとしたならば、陪審員は刑法の流職罪に問はれては、お気の毒であるから已むを得ず宿舍を造つて其所へ泊つて頂くのである。此の制度は英国にもあるが、英国では或る特殊の場合に限つて陪審員を宿舍に泊めるのであるが、仏蘭西には宿舍の制度はない。宿舍は居心地もよく何等の不自由はないが、見方に依つては礼を厚くして檻の中へ入れると何等選ぶ所はない。然らば立法者は陪審を侮辱したのであるかと云へば決してさうではない。陪審員が事件の審理に立合つて居るときは、必ず外部からの運動や威迫があることは明かに予想されることであるから、此等の弊害を防ぐ為めには宿舍の制度は必要であるから、此点は立法者の注意の周到なることに敬意を表せねばならぬ。併しながら理想としては、宿舍は不要にならなければならぬ。私一箇の考へとしては、公判が仮令二日以上に亘つても、裁判長に誓ひを立て、陪審員は宅に帰つて貰ふやうにしたいと思ふ。そして宿舍の必要のない時代が来なければならぬと思ふ。然るに立法権に参与する為めの選挙に於ては、遺憾ながら財産方面の選挙違反が各地共絶へない。之れに依つて見ると、宿舍の制度は当分必要であると云ふの外はない」と、軽妙に陪審員の自覚を促がし、陪審員の心得べき標準として「現に行はれて居る各種の調停では、調停員は即日事件が解決せずして二日以上に亘るときでも、宿舍に泊つては居ないが、それでも何らの弊害はなく、何れも正義公平を基として、完全に任務を果して居る所を見れば、陪審員も之を標準として事に當つたならば、過ちはあるまいと思ふ」と、卑近の例を挙げて演了す。終りて映画十時半散会。

△大垣

岐阜地方裁判所に於けると同様、大垣市に於ては、四月二十一日午後六時から同市郭町日吉座に於て開会。岐阜市に於けると同様、梅山岐阜地方裁判所部長、渡邊名古屋控訴院部長の講演あり、聴衆約二千名の盛会であつた。

各地法況

○冷静で明智の名古屋人 名古屋控訴院検事長皆川治廣氏談

名古屋に来て未だ間もないので、余り深いことは判らぬが、只今直覚して居る名古屋人に対する印象をお話して見やう。先づ良い方面から云へば名古屋人は概して冷静で明智である。之れには種々の関係があらうけれども、其の根源は地の利が然らしむるものではないかと思はれる。近い話が、昨春の銀行恐慌時代に遭遇しても、名古屋では取付に遭つた銀行は一もなかつたさうである。又大正九年の欧州戦後の経済界の大動揺時代も、名古屋では破産者は一二を数へた丈で、殆んど皆無と云つてもよい位であつたさうである。大局の着眼と判断の適切とは常に不可分の関係と思ふが、名古屋人は此の大局の着眼と判断の適切を誤らず、常に冷静に事に當つて居るから、経済界の大動揺に際しても、平然として居られるものと思ふ。之れは一方には東京を望み、他方には京阪を睨んで居る地の利の致す所かも知らぬ。他方地方で屢々見るやうな、各種の団体内の内訌や紛争も大体に於て烈しくない、殊に経済界に於ては夫等の特色が最も顕著なやうに思はれる。此等の特色は、皆地勢の關係もあるだらうが、一には之れが伝統的の気風として名古屋人の長所を成して居るのではないかと思はれる。歴史上顕著な事例を見ても元龜、天正の昔に於て、當時の群雄中上杉謙信だの武田信玄を云へば、武略に於ては天下に冠絶して居たのであらう

が、互に自我の雄を争ふて何時までも喧嘩をして居たのである。之れに反して名古屋を中心とする英雄は信長にしても、秀吉にしても、或は家康にしても、互い妥協し相譲つて合同へ合同への歩調を取つて遂に大成して居る。此の方面から見れば、武略は甲州や越後には及ばなかつたかも知れぬが、此れは成功者であり、彼は敗者であつたではないか、此の両者に就て見ても大に趣きを異にした地方色を發見することが出来る。此等の地方色を通して自分の畑を見ると、事件は名古屋控訴院管内は人口に比較して、数は全国の平均率よりは遙かに低い。就中、殺伐兇暴なる犯罪は殊に尠い。但し智的犯罪には相当複雑なる案件がある。此の種の事件は東京、大阪に次ぐ程度に於て年々処理されて居る。刑事々件として現はれるものは、民度を表現するものと見てよいのであるが、当管内は特に名古屋を中心として云へば―數に於て量に於て比較的多くないと云ふことは、前にも云ふ通り、人間が冷静であるから判断力に富んで居る結果であらうと思はれる。又中部日本は一帶に産業が盛で、經濟上有利な状態にあること、及び一般に宗教殊に浄土真宗の布及して居る關係も与つて力あるものと思ふ。併し此等の視察は、唯直覺的に感じた俚の話であるから、確信は出来ないが、興味を持つ人々の研究して然るべき題材たるを失はないと思ふ。

○裁判の民衆化への第一歩 名古屋控訴院々長代理三宅正太郎氏談

三宅氏は昨年七月司法省秘書課長から名古屋控訴院に榮転し、次で立石院長が国際司法會議代表としてジュネーブに派遣されるに當つて、其の留守中院長代理として裁判事務の傍ら行政事務を執つて居る。氏は榮転以來刑事部を担当し、専心裁判事務に従事して、裁判の民衆化と裁判の改善に没頭して居るのであるが、其の審理、裁判振りには従来を破つて頗る評判がよく、弁護士界からは口を極めて激賞されて居る。左は氏が激務中僅かな

時間を割いて話された談片であるが、其の話の中にも如何に氏が裁判事務に興味を以て熱中して居るか窺はれ、且つ如何に新鮮味を名古屋法曹界に投じて居るかゞ首肯される。

私は此方に来てから、八年間遠ざかつて居た裁判事務を執ることになつて以来、非常な幸福を感じて居ます。今から考えへると、過去の八年間が如何にも無意義であつた様に後悔して居る。何と云つても裁判は一番貴い仕事です。行政事務は正しいことをしても、側から見れば不正のやうに色眼鏡で見られる弱点があるが、裁判ばかりは絶対の權威であり眞の国家事務であることを考へると、責任の重い反面に自ら興味が湧いて来て、それこそ渾身の力を裁判事務に注ぐやうになつて来ます。本省に居た時分でも、忙しい時は夜の三時、四時まで仕事はした事はあるが、此方に来てからは珍しいことでなく、而かも徹夜することが苦痛でなくして寧ろ愉快を感じることは、人生としての近來の收穫であることを感じて居ます。

最近、大森君（大審院判事）も手紙を寄越して「何となく清々しい心持になつて、非常に愉快だ」と云つて来たが、之れは全く同感です。行政事務から裁判事務に移つたときは、何人も同じ感じを持つに相違ない。今までは裁判と云ふことに付ては、第三者の立場から見て居たのであるが、實際自分が陣頭に起つてやつて見ると、如何に従來の裁判が時代から取り残されて居たかを感じざるを得ない。従來の裁判は余りに型に捉はれ過ぎて居たのではあるまいか。それを考へるときは、我が国の裁判はまだく前途があるやうに思はれる。何うかして旧來の型を破りたい。旧來の型を破つて、もつとく民衆に首肯し渴仰せしむるだけの裁判をしたい。之れが私の絶へざる念願です。陪審を眼前に控へて、尚且旧來の型で押し進むことは到底不可能の相談です。裁判官は固より、検事にしても改革しな

ければならぬ余地が充分であると確信して居る。今後の裁判は形式ではない。民衆とびつたり合つた「心」の裁判でなければならぬ。私は常に思つて居る。裁判の中心は「心」である。自由な囚はれざる心であると云ふ事を、裁判の形式は此の自由を残りに力を発揮せしむるやうに作らなければならぬ。私は法廷の総ゆる機関をして、最も自由に力を発揮させる様な和氣に満ちた法廷を現出させたいと願ふものである。そこで私は卒先して、此の気分と此の態度とを以て法廷に臨んで居るのであるが、それでも古い型に囚はれて居ると云はれ、ばそれまでであるが、尠くとも私は旧来の殻を破つた新鮮味のある裁判をすることに専心努力して居ます。幸に少壮判事坂本英雄君が、私の心事を諒解して、大に努力して呉れて居るから、着々成果を挙げ得ることを期待して居ます。唯其の努力の結果が宜しいこともあれば又悪いこともあるので、徒らに効果のみを期待するものではない。唯其の心持ちを民衆が理解して呉れ、ば充分です。斯ふした心持で法廷に臨んで居ると、日本の現在の法律なるものが国民生活と余程駆け離れて居ることを痛切に感じます。例へば刑法にしても我国の文化の程度と果して一致して居るか何うか。勿論或る特殊階級のものには法律と国民生活とが一致して居るかも知れないが、他の大部分の国民とは没交渉の条文が多い。従つて国民生活と法律とは全く一致して居ない。其の結果大部分の民衆は法律に対する理解が全然ないと云つても差支ない。刑は刑なきを期するを理想として行はれて居るのに、法律あるがために刑があるやうな感じを民衆に持たしめて居ることは、民衆と法律とを分離せしむる最大原因であらうと思はれる。例へば如何なる低級な民衆でも、人を殺せば死刑になると云ふことは知つて居るが、之れは寧ろ法律あるが為めではなくして、道徳觀念から国民の脳裡に沁み込んで居る結果である。法律は裁判官の目安に過ぎないものな

らば、現在の法律でもよいであらうが、尠くとも国民生活の準則であるとするならば、少し民度に合した、そして民衆生活とびつたり合つた法律でなければならぬと思ふ。将来、否現在でも判例刑法と云ふやうなものが必要であることを痛切に感じます。

○急に明るくなつた名古屋 名古屋弁護士会長横山桂一氏談

当地弁護士会の懸案としては、廃校となつた陸軍幼年学校と司法省所有の官舎敷地とを交換して幼年学校跡へ未決監を移転すべく、永年に涉つて裁判所と協力して、当局と交渉して居ることが先づ最大の問題であるが、之れは陸軍省も司法省も承諾して居るのであるが、大蔵省が国有財産整理規則にこだわつて容易に承諾しないので、差当り之が解決に向つて努力の必要がある。又弁護士会館の建設も、既に裁判所構内に百六十余坪の建地使用認可を得て居るので、目下特別会費を徴収して建設費を積立てつゝあるが、概算として七八万円を要するので、特別会費だけでは容易に纏まりさうもないので、特別に寄附でも募つて速成しやうと云ふ議もあるが、此の問題は会員の直接負担になることであるから、慎重審議することになつて居る。又管内六県弁護士会大会も、大正十四年に名古屋で開催して以来中絶の形になつて居るので、之れを再興すべき議が起つて居るが、主催地に督促して近く開催したいと思ふ。此の会は継続的のものとし、在野法曹の意見開陳機関たらしめたい希望である。司法官と弁護士の協議会は、通常総会の外に毎月第三土曜日に裁判所側と弁護士会の役員が会合して、各自議題を持ち寄つて協議して居るが、可決した議事は夫れ、即行して居るから、漸次事務の進捗と官民の協調が保たれ誠に都合よく行つて居る。何処でも一番の難問題は開廷時間のことであるが、当地では従前から毎開廷日に正時間開廷の事件を二三件当て入れて置いて、正時間開廷事件は厳格に開廷することになつて居る

から、他の正時間以外の事件も其の中間とか前段に開廷されるので、誠に都合よく運ばれて居る。

民衆と裁判所の接近は、何処も同じやうに其急務を叫ばれ、且つ之を實行しやうとして居るやうであるが、当地でも歴代の長官も同様の考へはあつたらしいが、何うも其の實行が伴はなかつた。然るに立石院長の着任に次ぎ、三宅部長が着任されて以来は、之れが不言実行的に実際に行はれて居ることは、誠に喜ばしいことであると、当地では一般の民衆も弁護士会も非常に喜んで居る。殊に三宅氏に至つては、裁判の上にも非常に此の方面に努力され、審理の形式も旧来の型を破つて頗る評判がよい。そのみならず、三宅氏は立石院長の代理として、民衆との接近を図る為めには、有ゆる社交界にも顔を出し、各種の講演会宴会等にも出席して、努めて民衆と裁判所との接近を図つて居る。その他、皆川検事長の如き才智兼備の君子人を迎へ、又八ヶ年の永き其の任にある吉良検事正の如き、最近赴任した渡邊所長の如き、何れも名古屋に取りては親とも恃み、師とも仰ぐやうな人のみを以て首脳部が充たされたので、名古屋は遽かに夜が明けて総てが明るくなつたやうな感じがある。

(二) 名古屋控訴院管内 第一班 黒澤松次郎特派員 (法律新報 昭和3年5月25日)

△福井概況

四月二十三日午後六時より加賀屋座で開催。雨天ではあつたが、場内立錐の余地なく、入場人員無慮三千余と注せられ、同座開場以来空前の盛況だと云ふことであつた。

先づ福井弁護士会長眞田一夫氏、開会の辞として「陪審裁判は裁判に国民が参与する制度であつて、国民が事実の認定を為すのである。従て陪審裁判は陪審員の評決が裁判の基

礎となる、故に陪審裁判は陪審員の裁判である。今日迄の裁判は専門の裁判官のみが裁判をしたのであるが、今後実施さるる陪審裁判に於ては、陪審員の参与に依つて裁判されるのである。従て陪審員の評決が間違へば、裁判が間違ふのである。故に陪審員諸君の責任は実に重大であると云はねばならぬ。於茲、福井地方裁判所、同検事局、並弁護士会共同主催の下に陪審法の趣旨、精神を一般に周知せしむる為めに、此の会を開催するに至つた次第である。幸に陪審法の趣旨精神を諒解の上、陪審裁判の成績を挙ぐることに努力せられんことを希望して止まざる次第である」云々と述べ、次で左記、福井地方裁判所長内藤諒太郎氏の「陪審員の心得」並、名古屋控訴院判事西岡國吉氏の「陪審制度に就て」の講演があり、後、「屍は語らず」の試写に移り、熱狂的歡迎理に十過時散会した。因に敦賀は二十二日、敦賀座に於て敦賀区裁判所判事竹上與三郎氏の講演並名古屋控訴院判事西岡國吉氏の講演後、「屍は語らず」の活動写真があり、却々の盛会だつた。

○陪審員の心得 福井裁判所長内藤諒太郎氏講演大要

陪審制度に就ては、陪審にかけられる事件は如何なる事件であるか、陪審員候補者は如何なる資格を要するか、陪審員は如何なる方法に依りて選定せらるるか、と云ふこと等を申上げなければならぬのであるが、私はソレ等を省略して、陪審員の心得だけをお話したい。陪審員は裁判事件の事実の判断をするのである。即ち陪審にかけられた事実が、果してあるかないかと云ふことを判断するのである。従て裁判所が有罪の判決をするには、陪審員の有罪の認定がなければならぬ。ソレがなければ裁判が出来ぬ。故に裁判所が間違つた裁判をした云ふときには、陪審員の判断が誤つて居るのである。従て陪審員の責任は頗る重大である。従て陪審員たるものは、其の責任の如何に重大なるかを、真剣味を以て吟

味しなければならぬ。

陪審員は始めより終わりまで公判に列席して、事実の審理に係る。陪審員の数は二人である。一人でも欠けてはならぬ。陪審員は事実の審理、証拠調、検事の論告、弁護人の弁論を聞き、実際の事件を見、実際の弁論を聞いて、事実の判断を為すのである。故に一言半句と雖も漏らさぬと云ふ、緊張せる覚悟を以て聞かねばならぬ。而して判断は民情、正義に考へて、事実の真相を看破しなければ、信念を得ることは余程困難である。被告人が事実を認めた事件は陪審にかからぬ。陪審にかゝるのは事実を否認して居るものに限る。従て事実の認定は却々容易でない。事実の認定に付ては、陪審員は誠心誠意を以てしなければならぬ。若し責任を忘れて判断をするやうなことがあれば、有罪を逸し無罪を罰することになる。「陪審員の心得」を細別して挙げれば大体左の如くである。

第一、公平と云ふことを念頭に置かねばならぬ。偏頗であつてはならぬ。何処までも厳正公平でなければならぬ。従て裁判に参与する以上、先づ以て公平の観念を念頭に置いてかゝらねばならぬ。偏頗、不公平は裁判には大禁物である。

第二、予断を懐いてはならぬ。如何に公平の観念があつても予断、先入主の考があつては、公平な判断は出来ぬ。公廷に於ける審理及び証拠を基礎として、判断しなければならぬ。世間の噂や、新聞記事又は警察や検事局、予審の調に依つて、判断してはならぬ。

第三、与論に迎合してはならぬ。世間が皆、有罪とするも将又無罪とするも、何処までも自己の信念に基いて判断しなければならぬ。

第四、他人の勢力に依り動かされてはならぬ。被告人が或る勢力を有する人、例へば政治上、財産上の勢力を有する人であり、又ソレ等の人と親戚、友人等の関係があるとしても、自分は国家の裁判権の一部に関与するのである、従て裁判官の一人となつたのだと云ふやうな考を持つてかゝらなければならぬ。

第五、情実に動かされてはならぬ。被告人又は被害者と親族関係があれば陪審員となることを排斥されるのであるが、恩人とか、先生であるとか云ふ関係があれば、人情として其のものの利益を計るのは無理はないが、しかし、裁判上情実に捉はれて不公平の判断をしてはならぬ。

第六、同僚の意見に雷同してはならぬ。十二人の陪審員中には優れた人、経験ある人、裁判官又は弁護士たりし人等幾らもある。然かし、之等の人の意見に雷同しては不可ぬ。自分の意見を維持しなければならぬ。陪審法に於て陪審長が最後に意見を述べることになつて居るのも、有力者の意見に左右されないやうにする為めである。裁判員は他人の意見に動かされることなく、何処までも自己の信念に従て判断しなければならぬ。

○陪審制度に就て 名古屋控訴院判事西岡國吉氏講演大要

陪審制度は我国創始の制度である。従て私自身何等の経験がありません。従て之から御話することも、私が著書、先輩等の意見並に私の従来に於ける司法上の経験に基いて御話申上げるのでありますから、其のお積りで御聞き願ひます。

陪審制度は刑事裁判に就て専門の裁判官以外に素人が与さる裁判である。国民の意思を裁判に反映する制度である。素人の陪審員が犯罪事実の有る無しと云ふことを裁判所に報告し、ソレに基いて裁判所が裁判するのである。従て陪審裁判は陪審員の裁判であり、陪審員の意見が裁判に依つて現はれるのである。之が我国陪審法の制度である。我国の憲法には「司法権は天皇の名に於て裁判之を行ふ」と規定してある、乃ち憲法規定の趣旨は、

裁判は裁判官がするものであると云ふことになつて居る。従て陪審裁判に於ても裁判所は必ずしも陪審員の判断を用ゐることを要しない。相当と認めるとき、採用すると云ふことになつて居る。之は外国と違ふ、外国では事實は陪審員が認定し、法律は裁判官が適用することになつて居る。然らば何故斯くの如く違ふのか、各種の法律は憲法の趣旨に従はなければならぬ。憲法の趣旨に従へば、裁判は裁判所がしなければならぬ。而して裁判所は、法律に依りて定められた裁判官に依りて組織せられなければならない。然るに陪審員が事實を認定すると云ふことになれば、裁判官にあらざる陪審員が裁判に参与することになり、憲法に違反する。従て陪審員は裁判するものでない。之では陪審員の地位は頗る軽いものやうに見へる。然しながら、裁判所は陪審員の答申が不当であると認めるときは採用しなくても宜いが、裁判をするには必ず陪審員の答申に基いてしなければならぬ。結局、裁判は裁判員の答申其のものでなければならぬ。茲に陪審員の重味がある。然らば、何故裁判所は陪審員の判断を採用しないことが出来るのであるかと云ふと、元來、国民の心は個人の心と共に各種の心がある。ソレが善い方に向いて居ることもあれば、悪い方に向いて居ることもある。善い心が働けば悪い心が潜み、悪い心が働けば善い心が潜むのである。裁判官は、陪審員の報告に基いて裁判を為すに當つては、陪審員の判断が国民の善い心を反映して居るか何うかと云ふことを判断した上、陪審員の報告の採否を決しなければならぬ。

元來、裁判は人の生命、身体、自由、財産、名誉を侵害するものである。而かもソレが適正のものと思はれるのは、判断が正当であるからである。従て悪い判断を排斥するのは、国民の意思即ち民意を排斥するのではない。正当なる判断を呼起す為めにするのである。

斯の如くにして裁判は至当なものとなるのである。

斯の如く陪審法が裁判に陪審員の判断を要求するのは、国民の正当なる意思を反映せしむるが為めである。而かも陪審員の意思の現はれの如何によつて、国民の意思即ち判断が善くもなれば悪くもなる。裁判を善くするも悪くするも、陪審員の判断一つに依るのである。

凡そ国家は正義を生命とするものである。国家を説明することは、正義を説明することになる。「正義は全道徳を包含し、公平を原理とし、法渡を形相とする」。法渡は吾々の社会生活を規律するものである。法渡を今の社会に當該めて見れば、道徳と法律と云ふことになる。道徳は各自の自省、自抑に成る。法律は外部から或力を加へて、各人の行動を強制するものであつて、国家の意思発動として現はれるものである。此の法律も道徳も共に正義を基礎とする。而して各個人が道徳に適ひ、法律に従ふと云ふことに依つて、正義が維持せられるのであつて、社会の秩序及び安寧が保たれるのである。道徳、法律に反して社会の秩序を乱す行動に出でたものに対して、法律の力を如実に現はすものは裁判である。斯の如き力があると云ふことを如実に示すと云ふことが、法律の運用と云ふことである。従て此の法律運用の仕事をするのも、正義を以て真髓としなければならぬ。

国家は裁判が必要である。裁判に依つて正義が維持される。裁判を受けるものは被告だけと云ふことになるけれども、被害者の方でも被告に対して刑罰が加へられらと云ふことに依つて、不正の行為を見逃さないと云ふことの満足を得るのである。裁判を受けない其他の第三者に於ても、国家が不正を見逃さないと云ふことを知り得て、法律の価値を知るのである。従て裁判の効力の及ぶ範囲は決して狭くない。裁判は斯の如く重要なものである。

るから、裁判に与さるるものの責任は重大なることは勿論、裁判に与さるるものは、充分に裁判と云ふものの意義を理解してかゝらなければならぬ。然るに従来我国民の裁判に対する理解と云ふものが浅いのみならず、裁判を理解することに努めることをしない。否、寧ろ自ら進んで裁判の門外漢たらうとするの傾向がある。警察方面の話に依れば一般国民は警察、検事局をも裁判を行ふものであるかの如く誤解して居るものが多いとのことである。乍然、裁判は裁判所の為すものであつて、警察や検事局は司法権を行使するものではない。世間、往々にして警察や検事局の人権蹂躪を以て、直に裁判所が人権蹂躪を為したるものの如く云ふものがあるが、之は全く誤りである。警察や検事局は、裁判権を行ふものでない。

元来、判断は智識の作用である。其の間道徳観念を必要としないのである。然しながら事実認定の判断には正義を必要とする。ソレは何故かと云へば、陪審員は宣誓しなければならぬ。即ち良心に従ひ公平誠実に職務を行ふことが必要である。之に反すれば、予断を抱き自己を欺くことになる。予断を抱き自己を欺くと云ふのは、証拠に依らずして事実を認定することである。裁判所に現はれた証拠に依り証明されて、始めて罪があると云ふことになるのである。然るに予断は証拠に依らずして事を断ずるのである。自己を欺くと云ふのは、即ち良心に依らずして事を断ずることを云ふのである。陪審員は証明に依つて得た判断を述べるが必要である。人の判断に雷同するのは、自己を欺くものである。之等は決して法律の求むる判断ではない。

然らば斯の如きことは、如何なる場合に起るかと云ふと、ソレは多く被告の心事に同情した場合に起る。斯の如き例は、外国に於ても屢々実例があり、非難の的となつた所である。斯の如きことは、陪審員の職務外の行為である。間違つた判断は、法律の要求する所でない。昔から、裁判の判断が正当になされない国が栄えた例はない。正義が如何にして維持されるかと云ふことに付ての観念が傷けられ、さうして其処に国家の動乱が起きたりするのである。裁判を正当にすると云ふことを、注意しなければならぬ。裁判を正当にするると云ふことは、正義を基礎とした裁判を為すことである。法律は正義を生命とするものであるから、正義を生命とする法律の現はれたる裁判も、正義を基礎としなければならぬ。裁判の真髄は正義であると云ふことを知るのには、裁判の真髄を理解することになるのである。而して裁判をして正義の上に立たしむることは、裁判をして光輝あらしむることになるのである。裁判が正義に立脚せず、正しくないときは「正義の擁護者」がなくなるのである。国家にして「正義の擁護者」がなくなれば滅亡するの外はない。陪審員諸君は、此の趣旨を体して陪審制度の美果を収め、裁判の光輝を発揚することに努力せられんことを切望に堪へぬ。

○福井管内法況一斑 福井地方裁判所長内藤諒太郎氏談

刑事は少い、殊に殺人などは極めて少い。之は宗教の関係だらうと云ふことである。民事は多い。殊に地方の事件が多い。之は商取引が多いので、財界の不況以来著しく増加した。不況が直ぐ影響する昨今、小口請求事件や、不動産競売事件、動産に対する強制執行事件などが多くなつた。

私は一昨年八月着任、前任者の方針を踏襲してやつて居る。此処は職員が少いので、私も法廷をやつて居るから、却々忙しい。

人情風俗は、殺伐なことは少しもなく、却々機敏な方である。唯、事件がスラ／＼とし

て居ない。簡単な事件でもコンガラがつて争がモツれる。何処までも徹底的に争ふと云ふ傾向がある。

小作争議は、他国のやうにゴタ／＼しない。これまでは県の小作官限りで大抵形か付いて居たが、今日では裁判所へ訴へて来るのがボツ／＼出て来た。其の結果小作争議も段々面倒になって来るらしい。目下、地主から立入禁止の請求が二件あつて、小作人からはソレに対する調停申立をして居る。ソんな次第で小作争議は追々増加の傾向がある。之は憂ふべきことだと思ふ。

陪審宣伝は、一般に対する分としては、昨年来講演をやつた。弁護士側でもやつたが、非常な盛会であつた。裁判所としても助力した。本年になつては、主として候補者に対する講演を開き、検事正、部長、其の他の判検事も皆出席して、充分宣伝に努めた積りである。候補者自身も各自責任を自覚して熱心に研究して居るから、実施に付ても憂ふべきことではないと思つて居る。此処は候補者は多くない。資格者の数は二万三千八百二十四人、候補者の数は二百四十六人である。陪審事件は三ヶ月で六件、年二十四件位の見積りで充分だと思ふ。

裁判所と弁護士との間は、極めて円満で、両者の協議会は以前からある。何事も協議してやつて居る。一昨日も懇談会をやつた許りである。毎年春秋二回懇親会を開いて打合をやる。

○檢察上より見たる福井管内法況 福井地方裁判所検事正川添安一氏談

此処は宗教の念が深いところだけに、殺人事件などは殆ど皆無と云つて宜い。之は宗教の方面から来て居ると思ふ、宗教觀念の旺盛なことは、北陸方面の通有性であるが、特に

此処は強いと思ふ。

しかし、此処は賭博が多い。春夏秋冬無いことはない。之は雪国だけに所謂「小人閑居して不善をなす」と云ふ諺通り、雪の為め炬燵などに暖まつて遊んで居る結果、自然ソんなことになるのだと思ふ。従つて累犯者はあるが、所謂博徒などと云ふやうなもの居ない。其の以外事件としては、特種のものはない、ソレが特種と云へば云へると思ふ。

私は福岡には十年も居た。モウ十年前のことであるが、彼地では殆ど毎日、人傷事件のないことはない。検事は毎日人傷事件で臨検しない日はなかつた。此地では全くソレがないのは、誠に結構である。

○所長も検事正も共に弁護士との融和強調に尽くされて居る 福井弁護士堤重恭氏談

民事も刑事も少い。一昨年頃から殊に少くなつた。年々少くなる許りだ。昨年辺りは二百二十件位しかなかつた、本年も少い。

内藤所長は民刑共に宜い。民事は控訴の一部と第一審、刑事は控訴審だけやつて居られる。刑事に付いては以前から評判が宜かつたが、実際の審理振りを見ると、民刑共に宜い。審理振りが親切で、我々の要求は大抵通して呉れられる。顔を見ると、何だか六つかしさうで、キツイ所長が来たものだと思つたが、段々噛みめめて見ると、却々親切で宜い。

川添検事正は極めて温和で、且つ公平なので皆心服して居る。中には触りが宜くて、實際はさうでないと思ふ人が多いが、却々さうでない、表も裏もない、温和な人である、実に申分がない。

知能犯事件が可なり多かつたが、今日は少くなつた。此処は羽二重が盛んで商業地であるだけ、市民は一般に機敏で利巧である。又概して贅沢な方である。

裁判所と弁護士との間は、極めて円満で一致協力して、常に司法事務の改善を図つて居る。此点に付ては、所長も検事も誠心誠意を以て尽くされて居る。

(三) 名古屋院管内法況 第二班 友次特派員 (法律新報 昭和3年5月25日)

○陪審員演習の結果は大体に於て及第 名古屋地方裁判所長渡邊一郎氏談

名古屋地方裁判所で、今年度所要の陪審員として抽籤した候補者の数は二千四百七人である。そして予定されて居る陪審事件としては、三ヶ年の平均に依つて見た所に依れば、一ヶ年法廷陪審事件三十三件、請求陪審事件二十八件を算出し得るのであるが、之は單純な予想に過ぎないから、果して幾何の事件が陪審に繋がるかは不明である。目下、陪審員候補者になつて居るものは、大別してみると、名譽として喜んで居るもの、仕事が判らぬ為め迷惑と思つて居るものが半々位のやうである。併し管内全体に亘つて一巡、候補者を集めて講演したが、其の成績は極めて良かったやうである。其の証拠には、小さな村落等で候補者が講演を聴かれなかつた所杯は、当村でも是非講演して貰ひたいと申込んで来るものが方々からある。斯ふいふ場合には、裁判所は万障を繰合はして、如何に小さい村落でも厭はず、福地、渡邊両部長に講演に行つて貰ふやうにして居る。其の講演の外、名古屋市には四百余名の陪審候補者があるので、三月二日から一八日まで、適当に日割を作つて、三組乃至四組に別ち、福地、渡邊両部長が講師として、指導の下に演習を試みた。其の方法は、正式に十二人を一組とし、講師は講演の傍ら裁判長にもなり、被告人、証人、検事、弁護人にもなつて、簡単な殺人と恐喝事件を審理して陪審の評議に附したのであるが、評議の結果は大体に於て良好で、大なる誤りとか矛盾とか云ふ風のものはない。之れは名古屋市で行つた結果であるが、郡部でも三月五日は勝川町で、六日は春日井郡津

島で同様行つて見たが、是れ亦答弁は割合に良好であつた。此の分で行けば實際陪審を開いても、大なる誤りはあるまいとの確信を得た次第である。

○検事の最も腐心するのは起訴不起訴 名古屋地方裁判所検事正吉良辰次郎氏談

名古屋地方は土地が肥沃で、産物が豊かであり、海に山に野に孰れも調和を得て居るから、昔から兵を練るにも戦争の策源地にも、最も地の利を得た所であるだけに、今日でも文化の程度、富の力は東京、大阪には及ばないが、所謂中京として、名実共に新進の發展地である。従つて事件も年々面倒なものが殖へ来ることも、争はれない事実である。一体、名古屋と云ふ所は、折々天下の耳目を衝動するやうな事件を惹起した所であるが、近年はさう大した大事件はない。併し往々全国に亘る事件が起る。之れも時に依つて犯罪の模様は違ふが、大正十四、五年頃は、銀行に関する事件が最も多かつた。又近年では銀行、会社、富豪等を脅かす小新聞雑誌社員が盛んに横行したので、銀行、会社等は煩に堪へなかつた。殊に昨年は、選挙に次で大演習があつたので、此の方の取締が付かなかつた等の關係から、益々是等小新聞雑誌社が跋扈して来たので、昨年は大英断を以て是等のもの約二十件を検挙して、大掃蕩を試みた結果、今日では斯ふした社会に迷惑を掛けるものが跡を絶つて、銀行、会社、富豪等は非常に感謝して居る。

目下当検事局は地、区を通じて、十人の検事、二人の予備検事が居るが、右のやうな事件が時々起ると、事件は年と共に面倒なものが多くなつて来たので、事務としては頗る多忙である。殊に私が検事として最も腐心して居ることは、起訴、不起訴を決定することである。検事の立場としては、何人も之を最も肝甚の仕事として居ることは勿論であるが、検事の起訴宜しきを得ざれば、仮に証拠は充分であつても、被告人は固より社会も之が為

に迷惑を被り、延ひては檢察の威信にも關係することであるから、検事の事は頗る六ヶしいものである。従つて証拠の有無よりも寧ろ社会の大局に注目して、緩厳宜しきを得ることが、檢察事務としては最も肝要なことである、と常に考へ又之を實行して居る。外から觀れば検事は、証拠さへあれば何でも彼でも起訴するものと思はれるかも知れぬが、決してさうではなく、矢張り検事の立場としても人知れぬ苦心を払つて居ることは並大抵のものではない。此の点に於ても裁判所、検事、弁護士は互に持ちつ持たれつして、司法の威信を發揮しなければならぬと常に考へて居る。

○安濃津は日本か外国か 安濃津地方裁判所検事正茂見義夫氏談

「伊勢は津でもつ、津は伊勢でもつ」といつた昔から今日に至るまで、伊勢―即ち三重県―は、総てのことが神宮に基本を發して居る。それもその筈、年々全国から伊勢に集る参宮者は実に百五十万人と称せられ、それが伊勢に落す金は莫大なものであるから、県民は概して有福であつて、県下の預金は一億円を突破して居る位である。斯様に有福であり且つ所謂神国なるが故に、住民は皆真面目で犯罪杯はないかと思はれるかも知れぬが、決してさうではない。例へば昔から参宮街道に面した所とか、現在の鉄道沿線の地方は、全国の参拝者を相手に客商売をして居る丈けに淳朴の氣風はない。何れかと云へば、輕薄の氣風が漲つて居るやうである。併し当管内は伊賀、伊勢、紀州の一部（木本）であるから、一概に郷土色を断ずる訳には行かない。伊勢の一部分が、比較的輕跳浮薄であるのに比べて、伊賀は一帶に山国であるから淳朴であるが、此の方面には又淳朴である反面に特種の犯罪がる。

伊賀の上野は有名な山国であるが、此の地方は天産に恵まれないために、自然的に産児制限の弊風が醸生され来つたやうであつたので、其の弊風を一掃する為めに、三四年前に大檢舉をしたので、今日では余程改まつたやうである。斯ふいふ工合に部分的に見るときは、管内でも各地方に依つて特殊の犯罪があるが、概して云ふときは犯罪は比較的多い所である。其の原因が何処にあるかは、未だ研究して見ないが、三重県の文化は大阪、京都より来るので、或はさうした方面から犯罪系統も来るのではあるまいかと思はれる。

尚序でながら、世人の注意を引きたいことは、此の裁判所の名称である。「安濃津」裁判所と云ふ語源は、元此の地方は安濃県を云つて、津に県庁が置かれて居たのである。其の頃此処に裁判所が設置されたので、安濃郡の津にある裁判所として、此の名称が冠せられたのである。勿論其の頃の県に因んだ官庁は何れも安濃の文字が冠せられて居たのであるが、その後県を合併して三重県と称するに至つて、県庁は固より他の官庁も一斉に「三重」となり、刑務所の如きも其の後の設置であるから三重となつて居るのに、独り裁判所丈けは旧態依然として安濃津となつて居るので、司法部以外の人は、一体安濃津なんて何処にあるのか全く知らない人が多い。私が金沢から此方に転任になつたとき、或る官庁の高官が「今度御出でになる所は、日本ですか外国ですか」と真面目に訊かれたことがある。成程私共のやうに妙だなとは思ひながら耳慣れて居る者は、何も不思議には思はないが県名でもなく地名でもない所へ、終りに「津」が付いて居るのだから、無關係の人から見れば朝鮮か、支那と早合点するのも無理はない。そればかりではない、或時司法省から至急の用件があつて、此所の検事局宛て至急親展の書面を出した所が、郵便局員が朝鮮位だらうと思つたか、其の郵便物を朝鮮に送つた、司法省では待てど暮らせど返事が来ないので、やきもきして居ると、郵便物は悠々朝鮮を廻つて十数日後に到着したことがあることも聞

いて居る。恁んな間違は今でも往々あつて寔に困つて居る。斯様な意味をなさない、而かも不便な名称を墨守する必要はないと思ふから、次の通常議會あたりに、此の地方の議員に頼んで改称の提議をしたいと思いますと思つて居る。

○目の廻はるやうな忙しさ 安濃津地方裁判所長松田孫治郎氏談

当管内は元来土地の氣風として、民心が一般に保守的である為めか、余り変つた事件はない。唯小作争議丈は、全国的の風潮として相当盛で、名古屋控訴院管内では、全国的に有名な岐阜に比して、數に於ても思想悪化の程度に於ても、優とも決して劣らぬやうな状態である。当管内で小作争議の中心地は、一志郡、飯南郡であるが、其他各地にも少しづつは起つて居る。併し昨昭和二年は、作柄が比較的良かった為めに、本年は事件となるものは余り多くはなく、一月以来の新受件は未だ十六件しかない。大正十五年は、作柄が悪かつたのと前年来の悪化思想が高調に達した為か、激増して新受件数が安濃津地方で二百一十一件、区で三百四十三件、松阪区で六百二十九件、四日市区五十二件、管内総數千二百四十六件の多きに上つたので、大部分は未解決事件として繫属して居るやうな有様である。殊に小作争議の最も多いのは、前の數字が示すやうに、松阪区裁判所の管内であるが、松阪は此の小作事件以外にも事件は頗る多く、各種の事件を合して昨年のおきは七百件に達して居るに拘らず、数年前から判事の配置がなく、開廷毎に本庁から出張して居るので、本庁の判事は頗る忙殺されて居る。殊に昨今では、激務の為め流感に罹つて死亡したものの、名古屋控訴院に榮転となつた人は既に赴任し、後任が未だ着任しないので事務はどうしても渋滞を免れない。其の上、最近では記録が四千枚もあり被告人が三十余名もある騒擾事件が開廷されることになつて居ると、私が民刑共出廷して居るので、何うにも始末が付

かぬやうな多忙の日を過して居る。此の不時の多忙は当分のことであるから、忍ぶべしとするも、松阪のやうに事件の多い所丈は、是非共判事を配置して貰ひたいと思つて居る。

陪審宣伝の方は、本年度決定の候補者千二百人を目標として、一通りは各地別に講演を終つたが、まだ之丈では實際に當つて完全を期し得るか何うかゞ疑問であるから、目下第一案、第二案、第三案までの案を作つて、考慮中であるから、それが決定次第近く新宣伝に着手したいと思つて居る。

○三宅部長は名裁判長 安濃津弁護士會長西村美樹氏談

三重県は一帶に進取の氣風がなく、保守的の所であるから、總ての方面が堅実で、従つて訴訟の如きも成るべく手控へにする傾向がある。元來が産物としても余り大したものがなく、県民の所得は農業、林業、漁業と云ふやうな、個人經營のものであるから、法律問題の如きも他府県に比して多くないのも道理である。唯思想界の方面から見ると、此所の松阪管内は水平社員が非常に多くて、水平社即ち農民団体と云つてよい位であるから、小作争議は却々盛である。又刑事事件としても、木本に於ける内鮮人の衝突事件の如き、森林労働者の騒擾事件のやうな大事件が折々勃発する。其の外刑事事件は比較的多い方である。それよりも最近頗る愉快に思つたことは、私は刑事の控訴事件で二三回名古屋に行つたが、名古屋の部長は私の先輩で三宅正太郎君である。其の以前から三宅君の良い評判を聞いて居り、同君が刑事裁判に興味を以て、大阪辺りまで研究に行つたことも聞いて居たが、斯くも熱心に真劍の裁判振りを發揮して居るとは思はなかつた。私の実見した所丈けでも、或る公判では筆跡の鑑定で鑑定人が自席で筆蹟を鑑定して居つたのを、三宅裁判長は態々壇を降りて親しく其の鑑定を實驗して居たことがある。之れなどは何でもないやう

なことではあるが、従来の裁判官には一寸見られない型である。又或る公判では、田舎出の青年がフトした出来心から窃盗を働いて一審で有罪になつて控訴した所が、其の青年は情状には酌量すべき点があるが、実家が貧乏であるから帰郷しても生活が出来ないと云ふので、執行猶予にすれば又復名古屋辺りで犯罪をする虞れがある。併し之を刑務所に拘禁するには余りに痛々しく、刑事政策にも悖るといつたやうな事件であつた。そこで三宅裁判長は自ら職業を紹介してやることとして、懇々説諭を加へて執行猶予を言渡した。勿論青年は感泣したが、其の時私の依頼者である被告人が其の状況を見て居て後で私に語つたのは「あゝ云ふ裁判長の裁判ならば、私は何んな裁判をされても喜んで服します」と云つたが、之れは素人の眼に映じた三宅裁判長の裁判振りである。同君の裁判振りは尽くさうであるか何ふかは知らぬが、公判に於ける審理が斯様に懇切で犀利であるばかりでなく、予め記録も余程精細に読んで居るものと見へ、原審で見落した事実杯はテキパキ指摘して真相を究めることに腐心して居るやうである。何れにしても三宅君のやうな名裁判長を得たことは頗る愉快である。

(四) 名古屋院管内 第二班 友次特派員 (法律新報 昭和3年6月5日)

○小作争議は双方共疲弊して来た 岐阜地方裁判所長堀確太郎氏談

研究家の参考に供することとしてやう。最近の事件としては、大正十四年は余りなかつたが、同年の末に至つて、中部日本農民組合なるものが出来て小作人を糾合して、同年十月組合より声明書を發表して、小作米の一定の減額要求を書留郵便で各地主に送付した。そして其の要求する所は頗る多額であつたが、若しそれに応じないときは小作料は収めないと云

ふので、その諾否を地主に求めた。而かも其の回答は、小作人個々に対しては組合に求め、之と同時に小作調停法なるものは、地主擁護の法律であるから絶対に第三者の調停は許さぬと云ふことまで附け加へてあつたので、十四年末の交渉は小作料不納のまゝ決裂に終つた。越へて十五年になると、中部農民組合を作つた横田英夫は同年春突然死亡したので、組合は分裂して一は大和農民組合を組織して須賀快天を会長として、中部の方は中澤辨次郎が横田の後任として対立したが、其二組合は互に「彼は左傾派だから」と他を誣ひ勢力を争つたが、而かも地主に対してのみは共同戦線を張つて対抗し、同年も前年同様の口実の下に小作料を納めなかつた。二年に亘る小作料の不納には、地主も頗る当惑した。と云ふのも、此の附近の地主は概して小地主で、五十町歩以上を有するものは三十人余丈で、他は何れも三町、五町の小地主ばかりであるから、持久戦は出来ないのである。従つて地主の中には小作人の云ひ放題に屈服したのもあるが、強硬な地主は錠米(此の地方では小作料を錠米と云ふ)請求と同時に契約解除の請求訴訟を続々裁判所に持ち込んで来た。其の訴訟の傍ら僅かではあつたが、地主側は小作人に対して立入禁止や立稲に対する仮差押を行った。此の形勢を見た小作人側は、地主の仮差押を免るゝ為め、二十町歩乃至五十町歩位同し一反歩に付き二十五円の青田売質を公正証書を以てしたのであるが、地主側は之は仮装売買であるとの理由から、片端から立入禁止、仮差押をしたのである。そこで小作人側は訴訟を遷延せしむべく有ゆる手段を執り、一方小作料は一粒も納めず、小作米を売却して其の利息を以て訴訟費用に充てる等頗る根強く対抗し、若し訴訟に敗けた暁は、執行の際大衆運動をして地主に利益を与へぬやう百方画策して居た。然るに昭和二年三月に至つて、本巢郡北方町一色村の地主は、仮差押の米の換価処分をしようとした所、

小作人側は千五百人余の大衆を集めて、之を何れも買主の形として、執達吏を脅迫して他の買人を一切競売場に入らしめない方法を探つて一俵一円乃至一円五銭の不当な競売価格を申出で、それより一步も譲らない形勢が見へたので、執達吏は警官二三十名の応援を得て、一先づ競売を中止したのであるが、その後だん／＼譲り合つて、結局一俵五円乃至七円（当時一俵十五円の市価）の値段で競売して了つたのである。又昭和二年十月には、大垣区裁判所管内川並村では、執達吏が立稲の競売をした所が、此の時も小作人側は大衆運動を起して、執達吏を脅迫して競売を妨げたのであるが、同年は非常の豊作で一反歩優に八、九十円の価格であつたが、執達吏の見積価格は五十円であつた所へ、小作人側は二十円で競落せよと強迫して止まなかつたので中止した。地主側は弁護士に研究して貰つた結果、普通の競売方法では到底駄目であるとして、民事訴訟法第五百八十五条に依る、他の方法又は他の場所に於て売却を為すべき申立をしたので、岐阜裁判所では執達吏に任意売却を許し、大垣区裁判所では入札売却を許すことにした。さうすると中央組合の中澤辨次郎が来て、川並村の前例もあるから一反歩二十円で競落せよと迫つたが、執達吏は高価の申出である場合は高価に競落しなければならぬ規定を楯に取つて、地主側に競落した。斯ふ云ふ工合で、管内では各所に斯ふした執達吏対大衆運動が演ぜられて、殆ど底止する所を知らない状態であつたが、昨年末か本年に掛けて山添村大山口方面では、小作人の家には各戸二三十人宛が寝泊りして、毎日飲み食ひしてゴロ／＼して居るので、或る時は地主の家に放火があつたり、一色村では地主が川に突き落とされたとか、物騒な噂ばかりがあるので、地主側も恐怖を感じてだん／＼組合と関係なく、昭和二年の小作料丈けは払込むことにして、大部分は解決したやうである。併し大正十四年十五年両年度の小作米は、

各地共未払いの俣である。一方小作人側では、千五百人の人が、細やかな所帯に入り込んで座食して居るので、今日では米が尽き野菜其の他の副食物も皆無となつたので、女房達は憤慨して小作争議の愚を悟り、亭主に組合の脱退を迫るものが続出して居る等、地主側も小作人側も昨今、頗る疲弊して来た様子である。此の争議中にあつて、裁判所は地主側からも小作人側からも相当攻撃せられたが、今日では双方共折れ合つて来たから、調停もずん／＼成立して居るから、此分で行けば早晚一段落を告げることゝ思つて居る。併しそれは、双方の疲弊と昨年の豊作が、争議をして漸次軟化に導いて居る為めで、今後双方が如何なる陣容を以て對抗するかに依つて岐るゝ所で、将来如何に成り行くかは固より想像の限りではない。尚今日までに裁判所に現はれた小作米の請求額は約二万石であつた。

○選挙には最も風儀の悪い所 岐阜地方裁判所検事正水田正之氏談

当管内は面積の広い点に於て、名古屋控訴院管内の筆頭であるが、その中で飛騨三郡で全管内の三分の一強をためて居り、本州で鉄道の恩恵に浴しない国は飛騨丈けであると云はれたが、最近に至つて同地方二十年來の希望が漸く達して僅かに其の入口までの開通を見たやうな、有名な山国を控へて居ると、平坦な西部地方としても、一般に頗る堅実で淳朴であるから、好景氣時代にも大に儲けたものゝない代りに、今日の不景氣時代に逢着しても、其の影響を被るものが少い所であるから、普通犯罪の如きも極めて少い方である。唯県下に於ける農民運動は二十年來の歴史を有し、人口に膾炙する所であるが、之れとても刑事事件になるものは極めて寥々たるものである。殊に神靈に恵まれて居るとまで称せらるゝ大垣市の如き各種の博士三十余名を出して居る学者の湧叢とも云はるゝ土地を控へて居るのであるから、人氣としては全国中に於ても最も平穩な方であらうと思はれる。唯

当管内は多年の弊風として伝へられて居る選挙事犯丈けは、最も辛辣であり根強く培はれて居ることは甚だ遺憾であったので、過般の総選挙でも或は違反がないかと警戒中の所、果して之れが頻々と発見したので、此の機会に之を掃蕩すべく徹底的に選挙を試みたのである。其の結果、終に七百余名の起訴者を見るに至つたのであるが、而かも之れが選挙運動開始勿々から選挙が始まつたので、私外四名の検事は、爾来約四十日間殆んど不眠不休で活動を余儀なくされ、今日では心神綿の如く勞れて居る。目下、起訴されて居るものは、政派別にすれば、政友、民政、実業同志会の三派何れも平均的に検挙されて居るが、就中多いのは実業同志会川崎助太郎氏、川瀬信一氏の派に多いやうである。違反の種類は、昨年の県会議員選挙のときは、形式犯も可なりあつたが、今度は九分通り買収の程度は五十銭乃至五円が最も多いが、山間地には五十銭、一円と云ふのが最も多い。此の五十銭位の収受を起訴するのは苛酷ではないかとの説もあるが、此の地方では一日の労働賃金僅かに三十銭を云ふのが普通であるから、此の地方の五十銭は都会の十円にも相当する価値もあり、且つ選挙界の弊風を一掃するには、起訴の必要もあらうと思ふのである。之に依つて県下の最大弊風と称せられた選挙界が廓清されたならば、独り県下の幸福ばかりではあるまいと思ふ。

○始めての法曹協議会 岐阜弁護士片桐孝之助氏談

岐阜県に於ける弁護士分布状況は、岐阜市二十三名、大垣市二名、御嵩二名、高山二名である。岐阜県の北部は有名な山国で、飛驒の如きは近年になつて始めて鉄道が其入口まで出来た——實際は飛驒の国境内には六間しか出来て居ない——位で、交通は不便、産物は乏しい所で、県下の三分の一強を占めて居るから、民刑共に事件は大したものはない。

併し思想、宗教の方面の大事件には、時々関係した事件が突発することもあり、又小作争議は昨年までは、全国でも有名な所であつた。又最近では、大垣市の浅沼銀行が閉店する等注目を引くやうな事件もあるが、概して平穩無事と云つてよろしい。当地の法曹協議会は、色々の事情でまだ一回も正式の会合を開かなかつたが、三月二十一日始めて開いたやうな次第であるが、それほど此所は裁判所と弁護士会が常に接近して居るので、取り分け協議するの必要が無かつたのである。併し最近往々、区裁判所などでは開廷時間のことなどで、裁判所と弁護士間で往々意思の疎通を欠ぐやうな傾響があるので、協議の必要も起り、且つ其の効果も期待し得ることと思ふ。

(五) 名古屋院管内 第一班 黒澤特派員 (法律新報 昭和3年6月15日)

△金沢・七尾概況

四月二十四日午後六時より、金沢県農会場に於て開会された。百万石大藩の面影は今も尚ほ人情風俗の上に偲ばれる。藩主前田公を祭れる尾山神社は、金沢市民の代表的精神、最高の理想とも見るべきである。法律制度に付ても、趣味殊に遵法的精神に富んで居るのは、因習的風習であると云つて宜しからう。入場者三千余、先づ左記金沢地方裁判所长西野文市氏「陪審員の任務の基調」並名古屋控訴院判事西岡國吉氏「陪審制度に付て」の講演(前号福井同様)後、「屍は語らず」の映写に移り、却々の盛会だつた。

七尾は四月廿五日午後六時より、同町女兒小学校に於て開会、七尾区裁判所監督判事守安富太郎氏「陪審員の心得」、名古屋控訴院判事西岡國吉氏「陪審制度に就て」の公演後、「屍は語らず」の映写があり盛会だつた。

○陪審員の任務の基調 金沢地方裁判所长西野文市氏講演大要

陪審裁判は国民をして裁判に参与せしめ、国民の意思を裁判上に反映せしむる制度である。併しながらソレは事実の認定でなく、意見を述べせしめるのである。憲法第二十四条は「日本国民は法律に定めたる裁判官の裁判を受けくるの権を奪はるることなし」と規定して居る。従て裁判は裁判官でなければ出来ぬ。陪審員は裁判を為すものではない。然しながら陪審裁判に於ては、陪審員の意見を聞かなければ裁判が出来ぬ。其処に陪審員の意味がある。意見ではあるが、反対の裁判は出来ぬ。丁度、船と碇のやうなものである。碇を降した時は、船を動かすことが出来ぬやうなものである。陪審の評決を経た事件に対しては、控訴は出来ぬ。現在では事実の認定のみに対しても控訴が出来る。此処の裁判所の事件でも、無理心中と認定された事件が、控訴で合意心中と云ふことで軽くなつた事があった。然るに陪審員の評議を経た事件に就ては、絶対に控訴を許さぬ、ソレ丈陪審員の意見が尊重されて居り、初めての裁判丈で極つて仕舞ふ。陪審員は感情に走つたり、依頼を受けて曲げた裁判をしたりしては不可ぬ。公平誠実なる判断をして貰はねばならぬ。従来我国の裁判官は、曲つた裁判はしないと云ふ信用を得て居る。然るに陪審員の曲がつた判断に依つて裁判が誤まれたときは、裁判の信用が害される。さうなれば日本人には、陪審制度を行ふ能力がないと云ふことになる。私は永い間、裁判官として人を罰して来たが、人の恨みを受けるやうなことをした覚はない。有ることを有りとし、無いことを無いとする、其処に何等人の恨みを受ける筈がない。然し乍ら有を有とし、無を無とすることも、実は決して容易のことでない。然し判断は何処までも、無は無とし有は有とせねばならぬ。其処に陪審員諸君の任務の重く且つ尊いところがある。幸に陪審員諸君は、其の任務の重く且つ尊いものであると云ふことの自覚を持つて、我国の陪審裁判の為に大なる助力を

与へられる事と思つて居る。

我國民は既に政治に關与するの權利を与へられ、法律を作るにしても議會の協賛を得なければならぬ。予算も議會の協賛を得なければならぬ。斯くの如くに立法行政の方面に於ける諸君の努力貢献は実に尠くない。今や司法の方面に於ても、國民参与の裁判が必要でとして、陪審裁判が近く実施せられることとなつた。我國民たるものは、此の新制度の実施と共に其の趣旨を了解し、其の成績を挙ぐることに心掛けねばならぬ云々。

○金沢管内法況一斑 金沢地方裁判所長 西野文市氏談

私は此処へ十五年に赴任した。金沢は百万石の城下だけに、何処となく落付いた所で気が宜い。

事件は民刑共少い。昨年の民事新受件数は第一審本訴三百十件、故障四十九件、控訴百三件、刑事第一審二十六件、控訴審四十六件、予審二十六件。区裁判所、民事千四百十五件、支払命令申請千三百三十件、刑事百八件、略式二百八十五件である。一昨年も大体同様である。

此頃、財界の不況に伴つて抵当不動産の競売事件が殖えた。ソレを妨げるのに分筆の登記をするものが多くなつた。裁判所では之に対して分筆の登記に拘らず競売して居る。しかし訴訟は性質が宜い、之は弁護士諸君のやり方が宜い結果だらうと思ふ。刑事は民事より一層少い。年々減る。

金沢は一面保守的性質のやうに見えるが、中には極端に走るものがある。或人は之を「反動」の爲めだらうと云つて居たが、私も矢張り反動作用で正反対の思想が発生するのではなからうかと思ふ。

私は佐賀、松江、高知に居たが、ソレに比すると、金沢は何うも事務的の人が多いやうに思う。私の任地は之まで裏日本許りなので、何うも私は「裏日本の男」だと云つて笑つて居る。

陪審の宣伝は、大抵皆一通りやつた。しかし、候補者を集めて講演することは未だやつて居らぬ。

此処は殺人事件が少い。松山も少いが、此処は更に少い。気候や地勢の関係で、余り気が引き立たぬセイではないかと思ふ。同じ北陸でも富山や、福井は山が皆尖つて居るが、「白山」は丸い。山川や、気候が人の氣風に影響するところが尠くない。殺人等の少いは其の為だと思ふ。

開廷は大抵九時半、尤も冬は少し遅れる、開廷時間の励行と云ふことは、屢々問題になることであるが、却々実行が六づかしい。従て「開廷の日」は、お互に辛抱し合ふ積りであれば不可ぬ。実行は「不可能」である。唯、お互に横着しなければ、宜いとせねばなるまい。

此処は弁論が余り長くされぬので、事件も進行する。弁護士諸君との間は、極めて円満で、能く融和して居る。之は「相互尊重」の結果だと思ふ。

私は判決を言渡してから、判決書の作成が遅れては済まぬと思ひ「判決作成簿」を作つて、遅れぬやうに注意して居る。

○真個の理想郷 金沢地方裁判所検事正 中村正臣氏談

此処は殺人、強盗犯などは全くない。之は宗教の影響だと思ふ。従て法定陪審の数は極めて少い。又司法事件に就ては、市民の注意を惹くやうなことがない。大事件がないから、

市民の注意を惹くやうな機会は全く起らぬ。美人殺しなど云ふ事件でもあれば、自然市民の注意を惹起するやうなことになるが、ソレがない、全く以て無事泰平、枕を高ふして眠られる、唯百万石を謳歌して居れば宜い、真個の理想郷だ、ハハハ、、、。私が群馬県に居た時、水平社の騷擾事件が起きた、何だか私が行くと事件が起る。私と事件とは何だか付きもののやうだが、何も私が事件をホヂクル訳でもなく、人権蹂躪をやるからではない。私は此の通り極めて温厚篤実の方だ。ハハハ、、、。

宗教の感化と云ふものか、この辺、北陸一体に被害者でも「運命」だと云つて万事諦めて仕舞ふ。従て犯罪と云ふものが極めて少い。之は全く宗教觀念が深い結果で結構なことである。所が急転直下選挙となると、無茶苦茶、全く別人のやうな観がある。之は昔の政治家が、百万石を永久に維持しやうとして、兵法や軍略を用ゐて、鎬を削つて敵と戦つた遺習の結果ではなからうかと思ふが、実際選挙が甘い。警察の方が却つて引かゝる。又五十銭か八十銭で買収されるものがある。此の方は実に恐ろしい。ウツカリすると、私などもアベコベに人権蹂躪で引きかゝるかも知れぬ。ハハハ、、、。

人間は素朴温順の方だ。現代思想の新しい奴に引かゝつたら、大変だが、幸ひ思想は悪化して居ないから、思想問題は先づ安心だ。唯、京阪方面の人間が頻繁にやつて来るから、京阪地方同様、風俗壞乱の時代が来やしないかと思はれ、危ふまれる。

○金沢法況概観 弁護士 乾亮氏談

此処は貧富が平均して居り、大した金持もない代り、大した貧民もない。従て小作争議や労働争議などは、全くないと云つて宜い。

近来、各府県に危険思想が流行して居るやうだが、此処は危険思想はない。実に泰平無

事である。

民事も刑事も少い。殊に殺人、傷害などの犯罪は少い。之は宗教の影響と見るべきであらう。

○西野所長の如き人格者は他にない 弁護士廣瀬嘉一氏談

西野所長は非常な人格者である。少しも官僚式なところがない。又物質的欲か殆どない。自ら持すること極めて薄く、自分のことは何処まで質素で儉約されるが、反対に人を待つに極めて厚い、下を宜くされる。従て下々まで宜い感化を与へて居る。部下の判検事、書記等を始め弁護士も、皆敬服して居る。西野所長の如き人格者は殆ど他にない。弁護士との間は、極めて円満で、所長始め裁判所の方で弁護士を尊重されるので、弁護士の方でも裁判所を尊重して居る。

○七尾管内法況一斑 (庁員同士は一家族 七尾区裁判所監督判事守安富太郎氏談
弁護士も亦内輪同様)

此処は活動写真が初めてである。昨年の夏、西野金沢地方裁判所長、司法書記官大原昇氏、大審院部長今の大審院長牧野菊之助氏等が見へられて、陪審に関する講演をされた。其の外此の地方での陪審宣伝は、昨年所長や検事正が見えて、講演を十回許り、町村役場、青年団の催で学校など借りて、能登全体に涉つてやつた。牛津などは聴衆で大変だつた。飯田では六七百名あつた。然かし、大抵は何だか分からず、面白い法律が出来たと云ふ風の考でやつて来るらしい。一般のものは、未だ能く訳が分からぬやうである。

私は大正十四年一月八日に此方へやつて来た。事件は民刑共段々増して居るが、極僅なものである。此辺も銀行休業の影響で、一般に景気が悪い。目下、此処の民事々件で、四十万円からの訴訟がある。

私は岐阜に四年居たが、二十何万円などの事件は一つしかなかつた。不景気だから競売事件が多い。十四年に五十件、十五年に七十件だつたのが、昨年昭和二年は一躍百三十件に上つた。本年もモウ五十件かになつて居るから、百五十件以上になるだらうと思ふ。其の外、大した事件や変りはない。

此処は弁護士は現在九人居る。以前は二人しか居なかつた。庁員も弁護士も少いので、庁員同士は一家族のやうであり、弁護士と裁判所の間も亦内輪見たやうなものである。春秋二回は、裁判所と弁護士と一緒に遊びに行き、春は観桜、秋は松茸狩をやる。従て互に意思疎通し、万事協調の上でやつて居る。

人間は淳朴だが、開けぬ所だけに没分曉漢が多いのか不埒なこともやる。外から人が入つて来るものが、悪智慧を付けるらしい。しかし都会のやうなことはない。割合に殴合殺人などがある。大抵一年に一回位はある。余り開けぬところだけに、多少気の荒いものも居る為めだらう。

△富山概況

四月二十六日午後六時から、惣曲輪高等小学校に於て開催された。富山は売薬「反魂胆」の本家本元だけに製薬所「廣貫堂」が「神通川の鮎」と共に名物として名高い。市中には何となく近代的のケバくしいところがあるだけに、新興気分が漲つて居る。呉羽公園の如き野趣満々たる裡にも、近代的設備のあるあたり、又進歩的意気が窺はれる。入場者三千余と注せられた。先づ富山地方裁判所長丸山敏夫氏「陪審法は本年の十月より実施されることになつて居る。陪審裁判は我国創始の制度であつて、之が実施と共に我国の裁判上に一大革新を来たすのである。而して陪審裁判は、国民が裁判に参与する制度である。陪

審員となり裁判に参与することは、国民の名譽ある重大なる権利であると同時に重大なる義務である。従て陪審員諸君は充分陪審法の趣旨精神を了解せられて、成績を挙げられることに努力せられたい」云々と、開会の辞を述べ、次で富山地方裁判所検事青山春齋氏左記「陪審員の心得」並名古屋控訴院判事西岡國吉氏「陪審制度に就て」の講演があり、後「屍は語らず」の映写に移り、熱狂的大歡迎裡に散会した。

○陪審員の心得 富山地方裁判所検事青山春齋氏講演大要

今や陪審法は近く我国にも実施されることになりましたが、陪審制度は素人が裁判に参与する制度である。従て国民は裁判に深い関係を持つことになる。国民から選出された二人のものが陪審員として法廷に列席し、被告人の訊問、証人の証言、検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示等を聴いた上、評議を為し、評議の結果を答申するのである。その答申が正しければ、裁判所はソレに基いて裁判をする、評議は陪審員の生命とも云ふべきである。此の評議をするには、公判の審理を聞いて事実の判断をしなければならぬ。事実の判断は非常に六つかしい。良心に従て事実の真相を捉へなければならぬ。ソレには感情に支配されてはならぬ。凡そ人間は感情の動物である。人相の悪いものは評判が悪い、何か物が失せると顔付の悪いものが疑はれる。絶世の美人が人殺しをしても、大抵ソレな大ソレたことはしないだらうなどと、感情に支配されて予断する、ソレは不可ぬ。冷静の頭で、正義の觀念を基礎として、誠実公平に判断しなければならぬ。決して予断を懐いたり、感情に支配されてはならぬ。而かも斯の如く国民が陪審員として裁判に参与し事実の判断を為すのは結局、国民自からが裁判することになる。陪審裁判は即ち国民裁判である。裁判は正義を具体化するものである。即ち正義の擁護者である。従て其の責任は極めて重

大である。国民たるものは、陪審員たるの責任の重大なるを自覚し、以て其の職責を尽くし、陪審法実施に就て充分成績を挙ぐることに努力しなければならぬ。云々

○富山管内法況一斑 富山地方裁判所長丸山敏夫氏談

事件は少い。民事と刑事を比較すると、民事が多くて刑事が少い。民事は毎年千件位ある。事件の割合に刑事の配置は少い。

此処の特色としては、小作権、地上権の登記の多いことである。地上権の売買価額は、地価の売買価額よりも高い。又売葉の得意先の売買の習慣がある。小作争議は極めて少い。本年は四五件あった。然かし思想問題とは関係がない。

選挙違反事件は相当あったが、予審を経たものは極めて少い。選挙違反件数は、全体で四十件、内、予審を経たもの二件であつた。殺傷事件は少しはあるが、全く少い。其の他の刑事も極めて少い。

陪審員は皆宜い。此の近在は皆能く講演を謹聴する。模擬裁判も喜んで見に来る、婦負郡の大長谷と云ふところで、陪審員の有資格者は一人も居ないところがあり、又平村と云ふところは昔「平家の落人」の住んで居たところであるが、此処は一家内に幾家族も居り、風俗習慣が総て他と異つて居る。之は現代の研究に値する面白い部落である。

管内は質朴勤勉なものが多い。一般に富んで居る。気候は余り宜い方ではないが、魚も良し、人間も温和であり、商業も相当盛んである。雪は降るが、東京などよりは風がなくて、却つて暖かい、平和で宜い。

○富山管内司法親観 富山地方裁判所検事正中島織三氏談

管内には富山、魚津、高岡、出町の四区裁判所がある。高岡区裁判所には支部が設けら

れて居り検事が二人、出町区裁判所は検事の配置がない、高岡区裁判所の次席検事が事務を取扱つて居る。富山、魚津両区裁判所には、各一人宛検事が配置されて居る。

当管内の警察署は、二十三ヶ所ある。警察官は警視三名、警部二十三名、警部補三十四名、巡查部長六十二名、巡查五百二十八名、計六百五十八名の定員である。

一、大正十二年より昭和二年に至る最近五ヶ年間に於ける検事受理件数は、大正十二年三千五百七十七件、大正十三年三千九百四十三件、大正十四年四千五百五十件、大正十五年・昭和元年四千五百五十件、昭和二年四千五百五十七件。大正十四年以来三ヶ年間は著しい増減はない。

一、犯罪の件数及其検挙歩合は、大正十二年四千四百九十八件・内検挙三千三百八十七件、大正十三年五千七百五十九件・内検挙四千五百八十二件、大正十四年七千二百八十八件・内検挙六千二百三十九件、大正十五年七千五百五十五件内・検挙六千四百九十四件。漸次好成績を挙げて居る。

一、検事受理件数に対する起訴歩合は、処分件数百に対し、大正十二年二十七件七分、大正十三年二十四件八分、大正十四年二十四件八分、大正十五年・昭和元年二十五件一分、昭和二年二十二件八分。当管内の起訴割合は最も均衡を保つて居る。

当管内は越中一ヶ国であつて、二市八郡二百三十三箇村より成つて居る。面積は二百七十六万方里ある。地形は東西に長く、南北は短い。北は、日本海に面し能登半島と相呼応して越中湾を抱き、魚類は頗る豊富である。又東西南の三方は、所謂日本アルプスの連峰立山々系を始め、山嶽重畳平地僅に全面積の四分の一を占むるに過ぎないが、所謂越中米を産し米産地として天下に名高い。又北陸七大河の内庄川神通川常願川黒部川の四大河が

あつて水流に富んで居る。近年、諸川の豊富なる水量と天与の勾配を利用して発電事業が益々盛んになり、種々の大工事が計画されつゝある。

富山市は天文元年越中の土豪水野越前守勝重、富山城を築造し、寛永十七年前田利次十万石を領して富山城に入り、爾来前田歴代の城下となつたものである。昭和元年末現住戸籍一万七千六百五十二戸、人口八万三千九百三十三人ある。

県人の性情は勤儉力行であると共に、之に伴ふ所謂堅忍不拔性を有して居る。概して率直素朴であつて、進取の気性と発展向上の精神に富み、実業家として優秀の素質を持つて居る。しかし教育、芸術趣味は概して少い。

党派心が熾烈であつて、管内各種の問題に付いても、兎角政党的に考察するかの如き傾向がないでもない。

宗教の観念が深く、殊に真宗信徒の多いことは、全国中屈指の一に数へられて居る。世間でも本願寺の納戸所と称ひ、本県現個数十四万四千七百四十九戸に対し、寺院の数は千四百六十九ヶ寺ある。従て九十八戸余で一ヶ寺を有する割合である。之で見ても如何に宗教観念が盛んであるかゞ想像される。比較的殺伐なる事件の少いのは、此の久しきに亘る宗教的感化の影響であると思ふ。

地方特種の犯罪と認め得べきものを挙げると、売薬法及講会取締規則違反の二種である。刑法犯中にはない。

(イ) 売薬法違反 売薬は米に次ぐ大工産であつて、之に従事する商人は八千六百六十人、職工数千五百五十七人及營業者千二百五十六戸の多きに及んで居る。即ち前三ヶ年間に於ける件数は、大正十四年二件二人、大正十五年・昭和元年十四件十七人、昭和二年八件八

人。罪質の多くは、方名効能等に付地方長官の免許を受けなかつたものである。

(ロ) 講会取締規則違反 頼母子講は頗る盛んである。市郡を通じ孰れの部落でも地方的慣習として之が組織を見ないところは無い。下層に於ける唯一の金融機関となつて居る。従て其の違反数も尠くない。罪質は孰れも警察官署の認可を受けないで頼母子講を組織したものである。尚ほ、講会の盛況と共に講金横領事件が相当ある。

労働争議、小作争議は稀に発生することはあるが、常に円満に解決されて大事に至らぬ。免囚保護事業としては、財団法人富山養得園がある。昭和三年四月一日現在資産高六万千六百九十四円八錢三厘であつて、郡市に八箇所支部を設け、相当成績を挙げて居る。感化事業の機関としては、富山県立樹徳学園があり、收容人員二十五名であつて、之亦相当の成績を挙げて居る。

弁護士は当地方裁判所々属弁護士会に加入して居る者三十九名であつて内、現に執務して居る者三十五名ある。在住地に依つて區別すれば、富山市二十四名、高岡市十一名、魚津町二名である。

○裁判所は親切丁寧申分がない 富山弁護士会長深井龍太郎氏談

丸山所長は恬淡活発、而かも温厚篤実で同情心に富み、万事が親切である。朝野法曹の親睦を理想とせられ、弁護士の見解を尊重される。陪審制度の宣伝に就いては、頗る熱心である。弁護士の間では誰れも彼れも尊敬して居る。

中島検事正は公平無私、論告求刑ともに穩健妥当である。吾々弁護士に対しては、公私何事も隔意なく意見を述べられ、口数は少いが虚心坦懐蟠りのない、サツパリした人で検事正として全く申し分がない。

譽田監督判事は稀に見る人格者で、忌憚なく意見は発表されるが、同情があり温味がある。弁護士に対する態度は頗る謙讓的であつて、部下が何れも心服して居る。

其他判検事、書記諸君等、皆、親切丁寧で裁判所として寔に申分がない。之は一に所長、検事正等の監督訓練の宜しきを得た結果だと思ふ。

△高岡概況

高岡は四月二十七日午後六時より、同市平米町小学校に於て開催。先づ高岡区裁判所検事加来竹次郎氏は開会の辞として、「本年は我国として画時代的の二大立法が実施せられることとなつた。即ち其の一は普選法であつて、之は既に本年二月以来実施せられて居る。他の一は即ち陪審法である。之は本年十月より実施せらるることとなつて居る。陪審裁判は国民の意思を裁判に反映せしむる制度であつて、国民が裁判に参与することとなるのである。我國民は既に國民の選良又は市町村自治に依りて立法行政に参与して居る。独り司法に参与して居らぬ。然しながら立憲国に於ては、國民が立法行政に参与すると共に、司法にも参与するのが当然である。於茲、陪審法が制定せられ、其の實施と共に國民が裁判に参与することとなつたのである。然しながら、裁判に参与する陪審員の責任は極めて重大である。従て誤解があつてはならぬ。之即ち此の会を開催する所以である。云々と述べ、次で高岡区裁判所監督判事野澤三郎氏左記「陪審に付する事件」並名古屋控訴院判事西岡國吉氏「陪審制度に就て」なる講演があり、終つて「屍は語らず」の映写に移り、喝采如湧大歓迎裡に閉会した。

○陪審に附する事件 高岡区裁判所監督判事野澤三郎氏講演大要

外国の陪審制度に依ると、民事の事件に付ても陪審が適用せられて居るところもあるが、

大部分は刑事に付てのみ行はれて居る。我国でも陪審は刑事事件に付てのみ行はれる。又刑事事件でも事件全部はかゝらぬ。刑事事件中、地方裁判所事件のみが陪審にかゝる。即ち死刑無期懲役無期禁錮に処せらるべき犯罪、例へば殺人、放火、強盗傷害、貨幣偽造罪、鉄道破壊罪に関する事件等が当然陪審に付せられる。斯様な重大なる事件は、被告人の請求がなくとも陪審にかゝる。ソレから短期三年以上の懲役又は禁錮に該る罪、例へば文書偽造罪とか傷害罪と云ふ犯罪は、被告人から請求があつた場合に陪審にかけられる。賭博罪其の他軽い犯罪は陪審にかゝらぬ。ソレから皇室、内乱に関する罪などは、絶対に陪審いかけぬ。又被告人が犯罪事実を自白した場合は、総て陪審にかけぬ。以上が陪審に付せらるゝ事件の概要である云々。

○高岡管内法況 高岡区裁判所検事加来竹次郎氏談

名古屋管内の事件で、性質の悪いのは富山だと云ふことであるが、之は呉羽を中心に西の方の事件のことを云ふので、西の方には刑事事件が多い。

殺伐な事件がない代り財産に関する事件、殊に告訴が多い、ツマラヌ事件でも直ぐ告訴をする。

高岡付近は万事経済的に出来て居る。検事局を自由法律相談所か何かのやうに思つて居るらしい。

富山県一体に仏教の盛んな所で、殺伐な事件がなかつたのであるが、近来は殺人放火等の事件も多少ある。

伏木巷は港が宜い。数千噸の汽船でも横付けに出来る、運送の便が宜いので工業が発達して居る。

2 陪審公判に関する新聞報道

名古屋は、『大阪朝日新聞名古屋版』、『名古屋新聞』、『新愛知』、安濃津は『大阪朝日新聞三部版』、『伊勢新聞』、岐阜は『大阪朝日新聞岐阜版』、『岐阜日日新聞』、福井は『大阪朝日新聞福井版』、『福井新聞』、金沢は『大阪朝日新聞金沢版』、『北國新聞』、富山は『大阪朝日新聞富山版』、『富山日報』、『富山新報』(昭和8年10月以降は『北陸日日新聞』)、高岡新聞、『北陸タイムス』、『越中新聞』などを中心として、陪審公判に関する記事などに基づいて事件の概要を紹介し、新聞記事目録を収録した。

(注)「広島・大阪控訴院管内における陪審裁判」では、陪審公判に関する新聞記事は、すべて翻刻して全文を収録した。しかし、「東京控訴院管内における陪審裁判」からは、事件の概要と新聞記事目録を掲載するに止めた。それは、検索する新聞の分量が余りにも大量であり、また収集した記事を全文翻刻する余裕が無いからである。

(一) 名古屋

① H S G 文(殺人未遂被告事件昭和3年11月1日判決、懲役6年)

○事件の概要 被告人H S G 文(株式会社員、三七)は、昭和三年五月頃より名古屋市中区□□町□丁目□番地Y E 清次郎方に同居することとなり、其東隣なる同番地N J 重治の妹政子(二六)の容色に惚れ相思の仲になったが、政子が偶々外出先より夜遅く帰つて来たのを目撃し、その貞操に疑いを持ち、貴女は完全に不良少女になったと書き送り、その後結婚を申し込んだが拒絶され、他に情夫が出来たのではないかと疑惑し嫉妬の念を抱いていた

折柄、同年八月十六日夜前記N J政子方に立越し、明日岐阜県益田郡□□町に転居するので、記念のため同人に対し同人の写真を呉れと要求したが、同人が之に応じなかったため、無念やる方無く寧ろ同人を殺害するほかはないと決意し、自宅に立戻り匕首及び実弾装填の五連発ピストルを携帯して行き同家玄関口に於て、所持の匕首を以て政子の前腹部臀部外三ヶ所へ突刺したが、同人が座敷へ逃去ったため、全治三週間を要する傷を負わせたのみで、殺害の目的を達せず逃走した。

被告人は、警察官、検事に対しては、政子を殺して自殺をしようとしたと供述していたが、予審に入って殺意を否認した。

証拠調べ終了後、検事の論告（意見陳述）、弁護人の弁論（意見陳述）、被告人の意見陳述、裁判長の説示・陪審員に対する問書の交付があった。陪審員は、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は第二次論告（意見陳述）の上懲役七年を求刑し、これに対し弁護人の第二次弁論（意見陳述）、および被告人の意見陳述があった。裁判長は合議の上、懲役六年の判決を下した。

- 1 「名古屋新聞」昭和3・11・2夕「中部日本初陪審、いよく開廷さる庁舎の附近人の山」
- 2 「新愛知」昭和3・11・2夕「名古屋で始めての陪審裁判恋した若い娘に斬つけた株式会社員」
- 3 「名古屋新聞」昭和3・11・2「峻厳な裁判長の唇から、陪審員にキツスの説明」
- 4 「新愛知」昭和3・11・2「殺意を認め懲役六年を言渡、恋人斬事件の陪審裁判」
- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和3・11・2「□□町の殺人未遂事件の陪審裁判開かる」
- 6 「大阪毎日名古屋版」昭和3・11・2「芝居の筋書のやうな砕けた検事の説明全国第三回目」

7 「大阪毎日名古屋版」昭和3・11・2「謎の事件を即決で有罪、陪審員も殺意を認む」

8 「読売新聞東京市内版」昭和3・11・2「一日で片付けた名古屋の初陪審女房殺し未遂に懲役六年」

②KM儀三郎（殺人未遂被告事件昭和3年11月12日判決、傷害・懲役10月未決勾留60日算入）

○事件の概要 被告人KM儀三郎（沖売商・四四）は、昭和二年六月頃横浜より名古屋に転住し沖売商をしていたが、昭和三年四月頃から同業であるTO嘉市（三三）と内縁の妻STとく（二八）と親しくなり、同家に入出入りするうち、同年五月半ば頃とくが病気をした際は、看病に尽くし約一三〇円貢いだが、同年八月頃には金に窮したので、とくに三円程の無心をしたが拒絶され、その後一夜酒宴を張った際、とくが船大工某とふざけているのを見て、嫉妬の焰を燃やし、肥後守のナイフを以て、とくに全治三週間、嘉市に五日間の傷害を負わせた。

被告人は、予審廷までの陳述を翻し殺意を否認した。証拠調べの後、検事、弁護人の弁論を経て、裁判長から陪審員に対して説示があり、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」につき、評議・答申を命じた。陪審員は評議の結果、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は論告の上懲役一年六月を求刑し、弁護人の弁論があった。裁判長は合議し、懲役一〇月、未決拘留六〇日算入の判決をした。

- 1 「名古屋新聞」昭和3・11・10「第二回の陪審裁判、熱田の殺人未遂事件を」
- 2 「名古屋新聞」昭和3・11・13夕「騙された男の二人斬り公判、美人局だナと憤った」

- 3 「新愛知」昭和3・11・13夕「肥後の守では人は殺せぬ、予審調書は信用出来ぬ」
- 4 「名古屋新聞」昭和3・11・13「被害者の証言は嘘ばかりだッ陪審法廷で二人斬り怒る」
- 5 「新愛知」昭和3・11・13「殺人未遂が傷害罪になる、陪審員の答申により」
- 6 「大阪朝日名古屋版」昭和3・11・13「陪審員の答申を裁判長採択す昂奮した被告法廷で大演説」

③NW辰次郎・ST武雄（殺人未遂被告事件昭和3年12月22日判決、辰次郎懲役5年・武雄無罪）

○事件の概要 被告人NW辰次郎（養蛙業雇人・二三）は、昭和三年六月二十日過頃遊廓内徘徊中、予て内心快からずと思っていたKY庄作（興行師・三三）から「良イ服装ヲシテ居ルテハナイカソレテハ蛙飼ヒトハ見エヌ」云々と侮辱されたので、昭和三年六月二十日夜飲酒の末KYを殺害して鬱憤を霽らそうと決意して、自宅から日本刀を持ち出し、途中出会った友人の被告人ST武雄（無職・二六）に対しその助勢を依頼したところ、同人も庄作に好感を持っていなかったので承諾し、両名は同夜一時半頃KY方に至り、被告人NWがKYを戸外に誘い出して、日本刀を以て同人の頭部その他に斬り付け、被告人武雄は木製ステッキを手にして被告人辰次郎に声援を与えたが、KYは難を逃れて、治療一〇〇日を要する重傷を負わせたに止まった。

被告人辰次郎は殺意を否認し、被告人武雄は無罪を主張した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、主問一「辰次郎の殺人未遂の事実」、主問二「武雄が主問一につき幫助した事実」、補問一「被告人兩名共謀の上殺人未遂の事実」、補問二「被告人兩名共謀の上傷害の事実」、「補問」三「辰次郎は共謀せずに傷害した事実」、補問四「武雄が補問三につき幫助し

た事実」につき評議・答申を命じた。陪審員は主問一に「然り」、主問二・補問一〜四に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して陪審員の答申を採択し、検事は被告人辰次郎に懲役七年を求刑し、被告人武雄に無罪を求めた。裁判長は合議の上、被告人辰次郎に懲役五年、被告人武雄に無罪を宣告した。

- 1 「名古屋新聞」昭和3・12・22夕「蛙とののしられ懲らす気で斬った、興行師斬り」
- 2 「新愛知」昭和3・12・22夕「陪審員から一言の質問なし、日本刀で切った事件」
- 3 「名古屋新聞」昭和3・12・22「被害者には恩義があります、少年極力共犯を否認」
- 4 「新愛知」昭和3・12・22「裁判所の宿所で一夜を明した陪審員、殺人未遂事件」
- 5 「名古屋新聞」昭和3・12・23夕「証人の口から聞く当時の凄惨な模様検事は兩人に殺意あり」
- 6 「名古屋新聞」昭和3・12・23「少年は手伝ったか殺す気があったか陪審員に授けた主問と補問」
- 7 「新愛知」昭和3・12・23「答申の結果殺意を認められる、主犯に五年、少年は無罪」

④IB芳（強盗殺人未遂被告事件昭和4年3月6日判決、懲役12年）

○事件の概要 被告人IB芳（二三）は、昭和三年八月支那蕎麦行商を始めたが、歩合制の行商に嫌気がさして巡查を志し、同年九月中区大池町巡查派出所を訪れ丹羽巡查から巡查志願の手続を教えられ、その後同巡查の同居先であるYG順二方を訪問したが、順二方は煙草雑貨を商い、順二は保険の外交員として不在勝ちであったので、悪心を起こし金品を強奪しようと考え、同年一〇月一〇日丹羽巡查に面会と称して順二方を訪れ、一人で針仕事をしていた順二の母かつ（七六）にクロロホルムを嗅がせ両手で頸を絞めて昏倒させ金品を探している裡に、かつが声を出したので腰巻を引き裂いた布ぎれで同女の首を絞め瀕

死の状態に陥れた後、順二所有の現金四、五〇銭および小切手用紙一枚ならびに水晶の認印一個を強奪し逃走したが、間もなく順二の妻美佐尾が帰宅して、かつの首に巻いてあった布ぎれを切り取り、医師の応急手当を受けさせたので、かつは死を免れた。

被告人は、警察署では大体犯罪事実を認めていたが、予審廷および公判準備で犯罪事実全部を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示の上、問「強盗殺人未遂の事実」について陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役一五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一二年の判決を下した。

被告人は、大審院へ上告したが、昭和四年六月二四日上告棄却された。

- 1 「新愛知」昭和4・3・5夕「二日がかりで裁かれる、強盗殺人未遂の陪審裁判」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和4・3・5「強盗殺人（未遂）事件、陪審公判に附さる」
- 3 「新愛知」昭和4・3・6夕「はつきりと殺意を否認、婆さんを殺さうとした強盗被告」
- 4 「新愛知」昭和4・3・6「悪びれもせず、微笑を浮べた被告、つぎぐに大勢の証人」
- 5 「名古屋新聞」昭和4・3・6「調査の情けを仇に、面会を求めて老婆ころし」
- 6 「大阪朝日名古屋版」昭和4・3・6「証人の言を反駁、強盗殺人未遂の陪審公判」
- 7 「新愛知」昭和4・3・7夕「強盗殺人未遂の陪審裁判：初めて陪審員が証人に質問をなす」
- 8 「名古屋新聞」昭和4・3・7「陪審員から初めて質問、支那人の茶番一席、老婆殺し」
- 9 「大阪朝日名古屋版」昭和4・3・7「老婆殺し未遂陪審公判、陪審員も殺意を認め」
- 10 「新愛知」昭和4・3・10夕「老婆殺し被告が上告」

- 11 「名古屋新聞」昭和4・6・25「強盗殺人未遂支那そば屋上告、きのふ却下」
- 12 「新愛知」昭和4・6・25「強盗殺人未遂、上告棄却」

⑤BN仙助（強盗強姦未遂被告事件昭和4年3月8日判決、強姦未遂・懲役2年）

○事件の概要 被告人BN仙助（建具職・三六）は、昭和三年一月一日午後七時頃、酒を飲んでの帰途、海部郡の野道において、折柄通行中であつたITつね（四七）に暴力を加えて姦淫し、かつ金品を強奪しようとして、つねを突然後より抱き締め、田圃内に押し倒して強姦しようとしたが、つねに鞆丸を握り締められ、更に所持金を奪取しようとしたが、つねが金銭を持ち合わせず、いずれも拒絶されてつねが逃走したので、その目的を果たさなかつた。

被告人は、警察、予審では強盗強姦未遂のいづれも自白していたが、公判では酒に酔つていて金員を要求したことは覚えていないと強盗を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、主問「強盗強姦未遂の事実」、補問「強姦未遂の事実」につき、評議・答申を命じた。陪審員は、合議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用し、検事は前科もあるので懲役三年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役二年の判決を下した。

- 1 「新愛知」昭和4・3・9夕「暴行だけ認め強盗を否認証人の証言は大体被告人に不利」
- 2 「名古屋新聞」昭和4・3・9「酔ふた酔はぬ、殴つた殴らぬ、強盗凌辱未遂の陪審」
- 3 「新愛知」昭和4・3・9「暴行未遂の事実で懲役二年陪審員の答申が裁判所の意見と一致し」
- 4 「大阪朝日名古屋版」昭和4・3・9「強盗強姦未遂陪審公判、懲役二年の判決」

⑥O T増治（殺人被告事件昭和4年7月4日判決、無罪）

○事件の概要 被告人O T増治（農・二三）には、一七歳の頃家出した放蕩者の兄磯五郎（四二）がいたが、昭和三年一〇月頃実家に戻ってきて遊び暮らしていたところ、昭和四年四月五日、母親あさが屋外で養鶏作業をしていたのに、磯五郎は家内部から出入口及び雨戸を閉じ掛金をしてして母親を締め出した。そのことを夜八時頃知った父喜三郎は、磯五郎を詰責したので、磯五郎は出刃庖丁で父の前額部に斬り付け全治一週間の傷害を与えた。そこで、被告人は、父を救助しようとして一尺六寸程の火吹き竹で磯五郎の左手を叩き出刃庖丁を奪い取ったが、磯五郎は被告人を殺害すると云うので、更に火吹き竹で磯五郎の頭部を殴り、着衣の襟を絞めて扼殺した。

被告人は、犯行後直ちに自首し、検事、予審判事に対しては殺意を認めていたが、公判において殺意を否定した。

証拠調べの後、検事の論告、弁護人の正当防衛の弁論があり、裁判長は説示して陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「正当防衛の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問「然り」、別問「然り」と答申した。裁判長は合議して、答申を採択して、無罪を言渡した。

- 1 「大阪朝日名古屋版」昭和4・7・4 「兄殺し陪審裁判、けふ開廷」
- 2 「大阪毎日東京毎日版」昭和4・7・4 「兄殺しの陪審公判、けふ開廷さる」
- 3 「名古屋新聞」昭和4・7・5夕 「無頼の兄殺し陪審公判、殺意を否認」
- 4 「新愛知」昭和4・7・5夕 「無頼の兄を殺した陪審公判開かる…殺意はなかったと被告の答へ」

- 5 「名古屋新聞」昭和4・7・5 「父を護って兄を絞めた、彼に殺意は無かった陪審長の答申」
- 6 「新愛知」昭和4・7・5 「親孝行の徳、斯の如し、実兄殺しも無罪」
- 7 「大阪朝日名古屋版」昭和4・7・5 「陪審員殺意なしと答申、被告に無罪の判決」
- 8 「大阪毎日東京毎日版」昭和4・7・5 「殺す心算でなかったと殺意を否認す兄殺しの弟」
- 9 「大阪毎日名古屋版」昭和4・7・5 「兄殺しに無罪の判決、父を救ふための行為」
- 10 「名古屋新聞」昭和4・7・6 「検察官の上告が残る問題、額田郡□□の兄殺し事件」

⑦H D小喜久（殺人被告事件昭和4年7月9日判決、傷害致死・懲役2年未決勾留100日算入）

○事件の概要 被告人H D小喜久（無職・二八）は、妾生活をしてきたものであるが、昭和四年一月一六日午後四時頃、一宮市の被告人旧居宅の空屋において、予て知り合いの名古屋市東区K Tらい（六四）に誘われて賭博をし、賭博金支払のことから論争となり、らいが被告人を殴打したので激怒し、所携の手拭いをらいの頸部に巻き付けこれを緊縛してらいを窒息死させた。

被告人は、検事には殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。

証拠調べの後、裁判長は、説示をして、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問「然り」の答申をした。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑したが、裁判長は合議の上、懲役二年・未決勾留一〇〇日の判決を言渡した。

- 1 「名古屋新聞」昭和4・7・10夕 「芝居もどきに陳述した、夏向き裁判婆殺し」

- 2 「新愛知」昭和4・7・10夕「老婆殺し女博奕打ちの陪審公判開かる夢中だったと殺意を否認」
- 3 「名古屋新聞」昭和4・7・10「殺す意思は無いとの陪審員の答申を認む、懲役二年」
- 4 「新愛知」昭和4・7・10「過失致死(注、傷害致死)と認め、老婆殺しに懲役二年」
- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和4・7・10「勝逃げは卑怯だと女同士が取ッ組あひ」
- 6 「新愛知」昭和4・7・11「恐ろしい罪も父親の放埒から、女博徒殺し：ワット泣く」
- 7 「大阪朝日名古屋版」昭和4・7・11「殺意なしの答申に懲役二年、女賭博殺人犯の判決」

⑧GT弘（放火被告事件昭和4年10月10日判決、懲役6年）

○事件の概要 被告人GT弘(製糸業・三七)は、昭和三年四月頃からSK末一所有の家屋を借受け、内縁の妻ITはなおよび四名の女工と一緒に住居し、製糸業を営んでいたが、同年八月NH簡易火災保険と前後二回に二千四百円、その他の火災保険会社と千円の火災保険契約を締結し、七百円ほどの借金の穴埋めに苦慮していたので、昭和四年四月二十九日夜家族等を活動写真館にやり、その後二階へ放火して居宅を焼燬させ保険金を詐取した。

被告人は、検事局の取調、予審廷の訊問でも第三回を除き公訴事実を認めていたが、公判に於て否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、問「放火の事実」について、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役一〇年を求刑したが、裁判長は合議の上、懲役六年の判決を下した。

1 「名古屋新聞」昭和4・10・11夕「保険金ほしさに、放火した製糸家の陪審裁判開かる」

- 2 「新愛知」昭和4・10・11夕「豊橋の放火陪審裁判、けふ開かる」
- 3 「名古屋新聞」昭和4・10・11「出火当時を語る恋女房の涙、保険金欲しさの放火陪審」
- 4 「新愛知」昭和4・10・11「放火の事実ありや、しかりとの答申、六年の判決」
- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和4・10・11「極力放火の事実を否認、鈴木弁護士熱弁を揮ふ」
- 6 「大阪毎日東京毎日版」昭和4・10・11「妻の証言被告に不利、放火の陪審公判」
- 7 「大阪朝日名古屋版・尾三版」昭和4・10・12「事実ありとの答申に懲役六年の判決」

⑨IN鶴吉（殺人被告事件昭和5年1月28日判決、傷害致死・懲役5年未決勾留150日算入）

○事件の概要 被告人IN鶴吉(二八)は、昭和四年五月一〇日、JE寺上棟式に列し、酒食の饗応を受けて酔っ払いJN忠七と口論し、これを宥めて被告を連れ出したJN留次郎(四〇)と帰宅の途中、さきの鬱憤から再び留次郎と口論し、村人の面前で罵倒されたのを恨み、名古屋市中区伯母JNぎん方に預けてあった短刀を持って引き返し、JN鎌吉方で留次郎と争っている内、一突きに右胸部を刺し、肺腑に達する傷を負わせて、同月二八日死に至らしめた。

被告は、留次郎を殺害した後、剃刀で咽喉を掻ききり自殺しようとしたが、公判において殺意を否認し、単に脅かすつもりであったという。

証拠調べの後、裁判長は説示をして、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留一五〇日の判決を言渡した。

- 1 「新愛知」昭和5・1・29夕「殺人事件の陪審公判、けふ開かる」
- 2 「名古屋新聞」昭和5・1・29「殺すつもりで刺したのでない、仲裁人を刺殺した」
- 3 「大阪朝日名古屋版」昭和5・1・29「傷害致死に五年、陪審裁判で判決言渡」
- 4 「新愛知」昭和5・1・29「傷害と認めて懲役五年を言渡、酒の上から友を殺した男」

⑩ Y G 清之助（殺人未遂被告事件昭和5年3月4日判決、傷害・懲役1年6月未決勾留90日算入）

○事件の概要 被告人 Y G 清之助（すし屋雇人・二五）は、昭和四年九月二十七日夜、馴染みの N M 遊郭 T S 楼抱え娼妓芳子事 I D きそ（二〇）を連れて、中区東本願寺東院へ参詣し、其帰途芳子から合羽を買ってくれとせがまれたが、被告は U すし方で毎月一四円の手当を貰っているのみで、小遣銭にさえ不自由している身分で、芳子に合羽を買って与えるだけの力も無く、芳子と別れるべく T S 楼へ帰ってから、芳子に別れ話を持ち出すと、芳子は他に宣い女が出来たのであろうと詰め寄ったため、傍らにあった手拭いで芳子の咽喉を締め付けたが殺人未遂に終わった。

被告人は、公判において殺意を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示をして、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年六月・未決勾留九〇日算入の判決をした。

- 1 「新愛知」昭和5・3・5夕「別れに行つて娼妓を絞めた、出前持ちの陪審裁判」
- 2 「大阪毎日名古屋版」昭和5・3・5「陪審裁判、殺意を否認す、娼妓殺し未遂犯人」
- 3 「名古屋新聞」昭和5・3・5「女を絞めて一年半、きのふ陪審で傷害罪と判決」
- 4 「新愛知」昭和5・3・5「殺害の意思なしと答申、懲役一年六ヶ月の判決」

⑪ I I 國光（放火・放火未遂被告事件昭和6年4月24日判決、懲役5年未決拘留100日算入）

○事件の概要 被告人 I I 國光（農・三三）は、昭和五年八月二十六日から五日間葉栗郡 K I 村の製糸工場 I I 政市方に臨時雇乾燥人夫として雇われ、同工場女工 N J 照美（三三）に恋慕したが想いが遂げられぬうちに五日間の仕事が終わわり、同僚の日給が一円三〇銭であるのに、被告人は日給一円の割合で合計五円しか貰えず不平で堪らなかつた、同年九月九日夜同村小学校で活動写真が催された際、照美の姿を見に出掛けたが見当たらぬことから、恋情と不満が一時に爆発して放火を思い立ち、同夜九時半頃、I I 政一方工場軒下に燐寸で放火し工場三棟と住宅の一部を焼失させ、更に同年一〇月八日新築の I I 工場に放火したが未遂に終わった。

被告人は、警察および予審では放火を自供したが、公判では放火を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示をし、問一「昭和五年九月九日放火の事実」、問二「昭和五年一〇月八日放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問一・二共に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役七年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留一〇〇日算入の判決を言渡した。

被告人は、大審院へ上告し、昭和六年一二月二日、大審院は裁判長の説示が陪審法第七六条第三項に違反する（注、公判準備調書の被告人供述を、証拠調べを行わずに説示に用いた）として破壊差戻の

判決をした。破毀差戻後は、被告人は陪審を辞退し通常公判で審理されたが、昭和昭和七年六月一日、名古屋地方裁判所は懲役五年・未決勾留四〇〇日の判決を下した。

- 1 「名古屋新聞」昭和6・4・24夕「熱い思ひの火は燃える、恋の放火事件公判」
- 2 「新愛知」昭和6・4・24夕「放火の陪審、名古屋地方裁判所で、公判開廷さる」
- 3 「大阪朝日名古屋版」昭和6・4・24「放火事件の陪審裁判、本年最初のもの」
- 4 「大阪毎日名古屋版」昭和6・4・24「犯罪事実を極力否認す工場へ放火した雇人の陪審公判開かる」
- 5 「名古屋新聞」昭和6・4・25夕「彼は彼女に恋したかせぬか、検事と弁護士が論争」
- 6 「新愛知」昭和6・4・25夕「検事の論告あくまで峻烈、放火事件陪審公判（第二日）」
- 7 「名古屋新聞」昭和6・4・25「懲役五年の判決言渡さる、草井の放火陪審続行公判」
- 8 「新愛知」昭和6・4・25「然りの答申で有罪、懲役五年を言渡され口惜しがる」
- 9 「大阪朝日名古屋版」昭和6・4・25「放火の事実ありと陪審員の答申七年の求刑に五年の判決」
- 7 「大阪毎日名古屋版」昭和6・4・25「五年の判決、放火の陪審公判」
- 8 「名古屋新聞」昭和6・12・3「名古屋で裁判した陪審判決を破毀尾張草井の放火事件」
- 9 「新愛知」昭和6・12・3「栗葉の放火事件、原判決破棄さる、陪審裁判の新判例」
- 10 「読売新聞」昭和6・12・3「陪審新判例、初の上告破毀」
- 11 「名古屋新聞」昭和7・2・24「草井の放火事件、更に公判開廷」
- 12 「新愛知」昭和7・3・5夕「放火を否認、草井の放火事件公判」
- 13 「名古屋新聞」昭和7・3・5「女の顔みたさの放火男の公判、法曹界注目目的」
- 14 「大阪毎日名古屋版」昭和7・3・5「やり直しの放火裁判、検事等実地検証」
- 15 「名古屋新聞」昭和7・6・2「陪審くづれ、愛欲の放火公判、懲役五年言渡さる」

16 「新愛知」昭和7・6・2「陪審裁判通り、放火男に五ケ年、きのふ判決言ひ渡し」

⑫TH庄六（放火被告事件昭和6年5月12日判決、無罪）

○事件の概要 被告人TH庄六（雇人・三三）は、大正一五年四月に洋家具店商ST守義方に雇はれたが、STは雇人に冷酷で、被告人らは給料を半減されたこともあり、昭和五年一月一九日中区YB町の洋家具店の焼け跡を見て、主人への復讐を思い立ち、同月二〇日午前三時頃、仕事場に燐寸で放火して、ST方工場を始め住家五棟を全焼させた。

被告人は、放火を自白していたが、被告人が逮捕された後も、ST方は四回にわたり放火が続き、被告人も予審第二回目から否認し始めた。

証拠調べの後、裁判長は説示し、問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用し、無罪を宣告した。

- 1 「名古屋新聞」昭和6・5・12夕「放火事実につき一切を否認証人に主人店員らを召喚」
- 2 「新愛知」昭和6・5・12夕「下駄の音を聞いたと犯行を否認：放火事件陪審公判」
- 3 「大阪朝日名古屋版」昭和6・5・12「犯行を否認、事実調べと証人の尋問、放火事件」
- 4 「大阪毎日名古屋版」昭和6・5・12「陪審公判、雇人の放火」
- 5 「名古屋新聞」昭和6・5・13夕「ST洋家具店の放火事件、けふ陪審員が評議」
- 6 「新愛知」昭和6・5・13夕「拷問に近い取調べ、放火事件で関係弁護士から陳述」
- 7 「名古屋新聞」昭和6・5・13「然らずの答申を正当とす、洋家具店放火事件」
- 8 「新愛知」昭和6・5・13「陪審員の答申で無罪の判決下る、被告涙を流して退廷」

- 9 「大阪朝日名古屋版」昭和6・5・13 「陪審員の答申により無罪の判決下る」
- 10 「大阪毎日名古屋版」昭和6・5・13 「陪審員から然らずと答申、雇人の放火事件」

⑬ I M金次郎（放火被告事件昭和6年6月4日判決、懲役5年未決勾留200日算入）

○事件の概要 被告人I M金次郎（農・五〇）は、居村T P村の前区長A I徳右衛門が宇共有山林を横領していたことが暴露して、字民に返還すると同時に、字民では山林を名古屋市中区I B新一に一、一三六円で売却し、その金で同村M J錠市所有の敷地に集会所を建設する計画を立てたため、徳右衛門の倅和夫（二七）が、父親が汚名を流した金で集会所を建設するのはA I家の恥辱を永久に晒すものだ、集会所の建設に反対していた折柄、被告人は和夫から金五〇円を貰う約束をして、昭和五年一月一日頃、M J方物置へ放火した外、火事お日待ちの酒が飲みたさに、昭和六年一月一日頃同村F E久次郎方物置、また昭和六年二月二日頃同村A I宮次郎方屋根裏、および昭和六年二月一日同村S Z國治郎方屋根裏の三ヶ所にも放火した。

被告人および共犯（錠市方放火）A I R和夫は、予審では放火を自白していたが、公判準備において放火を否認し、和夫は陪審公判を辞退した。

裁判長は説示して、問第一「昭和五年二月四日錠市方物置へ放火の事実」、問第二「昭和六年一月一日久次郎方物置へ放火の事実」、問第三「昭和六年二月二日宮次郎方屋根裏へ放火の事実」、問第四「昭和六年二月一日國治郎方屋根裏へ放火の事実」につき、陪審員に対して評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問第一・第三「然り」、問第二・第四「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択し、検事は懲役七年を求刑した。その後、A I和夫は、錠

市方放火について通常公判で審理され、検事は懲役三年を求刑した。

そして、裁判長は陪審判事と合議し、被告人金次郎に対し懲役五年・未決勾留二〇〇日算入、被告人和夫に対し懲役二年・未決勾留二〇〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「新愛知」昭和6・2・15 「名古屋裁判所で一年ぶりの陪審、放火を否認する二人」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和6・2・15 「放火事件の陪審公判、本年最初のもの」
- 3 「名古屋新聞」昭和6・5・26夕「酒は好きだが放火はせぬ火事お日待ちの酒のみたさの放火事件」
- 4 「新愛知」昭和6・5・26夕「放火事件の陪審公判、名古屋地方裁判所で開廷」
- 5 「名古屋新聞」昭和6・5・26 「裁判長にお尻を向ける愉快な証人傍聴席に笑ひ崩れる貴婦人達」
- 6 「大阪朝日名古屋版」昭和6・5・26 「事実調べと証人の喚問、傍聴席はお歴々で満員」
- 7 「大阪毎日名古屋版」昭和6・5・26 「放火の陪審公判共犯は陪審を辞退し分離して開廷」
- 8 「名古屋新聞」昭和6・5・27夕「旧悪暴露を恐れた反対策動だ：徳江検事の論告」
- 9 「新愛知」昭和6・5・27夕「果して放火か否か、けふ陪審裁判第二日」
- 10 「名古屋新聞」昭和6・5・27 「陪審評議の結果、放火と認むその際被告大声で泣き崩る」
- 11 「新愛知」昭和6・5・27 「子供の事を訊ねられ被告ワット泣く二回の放火だけしかりの答申」
- 12 「大阪朝日名古屋版」昭和6・5・27 「懲役七年求刑、検事の論告と弁護人の弁論」
- 13 「大阪毎日名古屋版」昭和6・5・27 「七年求刑、放火陪審公判」
- 14 「新愛知」昭和6・5・28 「予審の供述を翻し共犯の事実を否認、放火事件昨日の公判」
- 15 「新愛知」昭和6・6・2 「放火事件公判、きのふ結審A I和夫に懲役三年求刑」
- 16 「大阪毎日名古屋版」昭和6・6・2 「放火犯の求刑、陪審事件の相棒」
- 17 「名古屋新聞」昭和6・6・5夕「いづれも懲役、放火事件の両名」

- 18 「新愛知」昭和6・6・5「愛知県TP村放火事件判決」
- 19 「大阪朝日名古屋版」昭和6・6・5「放火事件の判決」
- 20 「大阪毎日名古屋版」昭和6・6・5「五年と二年、放火の判決」

⑭ K T 平四郎（放火被告事件昭和7年2月24日判決、懲役5年・未決拘留80日算入）

○事件の概要 被告人K T 平四郎（量製造業・三五）は、妻まつが肺病にかかり千余円の借金をこしらえたが、保険金欲しさと、家賃を払わぬK 漢五外二名を立退かせるため、昭和六年七月一日午後一時頃、中区THにある自己所有の住家三戸に所属する物置へ石油をかけ放火して保険金を詐取しようとした。

裁判長は、説示して、問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は合議して、答申を採択した。検事は懲役六年求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留八〇日算入の判決を下した。

被告人は、大審院へ上告したが、昭和七年七月九日上告棄却された。

- 1 「名古屋新聞」昭和7・2・24「THの放火公判、陪審法廷で犯行を否認」
- 2 「新愛知」昭和7・2・24「保険金の欲しさに放火の大罪、陪審公判で被告は否認」
- 3 「名古屋新聞」昭和7・2・25「犯罪事実を陪審員らが肯定、結局懲役五年言渡し」
- 4 「新愛知」昭和7・2・25「放火の豊屋は五年、父子が証人の刑事部長に毒づく」

⑮ S Y じょう（放火被告事件昭和8年9月27日判決、無罪）

○事件の概要 被告人S Y じょう（二九）は、内縁の夫H D 末吉（五五）と共に青物商を開業

中、名古屋市中区Y I 運輸勤務の末吉の姪ふじえの夫N W 市松と同居中、市松がすべての生活費を末吉夫妻に支出させ、一向返還する意思を見せないので、被告人じょうは一策を案じ、金銭上の悶着を起こして夫末吉と夫婦別れをしたら、すこしでも返金して呉れるだろうと、昭和七年五月一〇日末吉と相談の上、狂言別れをなし別居したが、その後末吉の心が変わったか、本気でじょうと別れそうな気配が見えたので大いに憤慨し、同月一七日夜、夫の元へ帰ったところ、末吉が不在であったのでむらくと嫉妬を起こし、夫を困らせる目的で、同家の東隣空屋の戸袋に蜜柑箱、古障子を置き、これに放火したが一部を焼いたのみで消し止められた。

被告人は、警察、検事、予審廷において、放火を自白していたが、公判準備で否認した。裁判長は説示して、問「放火の事実」について、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「新愛知」昭和8・9・26「放火女の陪審裁判、事実を絶対に否認す」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和8・9・26「放火か…否か、珍らしや陪審公判ひらき被告まづ否定」
- 3 「新愛知」昭和8・9・27「証言は被告に不利、被告人は証人の証言を一々反駁」
- 4 「大阪朝日名古屋版」昭和8・9・27「弁護士と立会検事、峻烈なる大論争たゞすゝり泣く被告」
- 5 「名古屋新聞」昭和8・9・28「無実の罪に泣く弱い女へ天の声、無罪の宣告」
- 6 「新愛知」昭和8・9・28「放火女へ無罪の判決、陪審員の答申は放火然らず」

⑯ Y N ぎん（放火被告事件昭和9年5月18日判決、無罪）

○事件の概要 被告人Y N ぎん(農・五二)は、S T 町字□の中では二人目の資産家で、子女四人はいづれも上級の学校に入れて将来を期待していたところ、昭和六年夏頃、二女かずこ(二四)が嫁入りすることになり、結婚式の日まで決まっていたが、隣家のA N 惣次郎妻つぎが陰で悪口を言ったのが原因で、折角の縁談が破談になったので、被告母子は悲嘆に暮れていた矢先、A N つぎの娘秋子(二四)が、昭和八年九月一二日S T 町K M 鐵雄の許へ嫁入りすることになり、つぎが同月一〇日、被告人に向かつて私の娘は教育も無ければ行儀作法も知らぬ陶器工女であるが良縁あつて式挙げると皮肉ったので、被告人は嫉妬心から憤懣やるかたなく、翌一日午前一時頃、つぎ方居宅裏軒下の薪置場に放火し、家屋の一部を焼失した。

被告人は、警察、検事、予審廷二回目では自白していたが、予審調三回目に否認した、公判では、自白は警察官の拷問と誘導によると供述した。

裁判長は、説示して、問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申することを命じた。陪審員は評議の上、問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「新愛知」昭和9・5・17 「欠し振に放火の陪審裁判、飽まで犯行を否認娘の縁談を妨げられた母親」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和9・5・17 「裁きの庭に立つ母が必死の抗弁、放火か否か」
- 3 「大阪毎日名古屋版」昭和9・5・17 「警察の裏面暴露、S T の放火事件陪審公判開かる」
- 4 「新愛知」昭和9・5・18 「弁護人の追及に興奮した刑事、S T 市の放火事件陪審裁判」
- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和9・5・18 「取調の三刑事に女被告が怨み言満延を興奮させた対決」
- 6 「大阪毎日名古屋版」昭和9・5・18 「検挙の刑事、苦しい証言、筋通らずじどろもどろ」

- 7 「名古屋新聞」昭和9・5・19 「然らずと答申、固唾を呑む法廷に、冷徹無罪の言渡」
- 8 「新愛知」昭和9・5・19 「放火の疑ひ晴れて、無実泣く被告陪審員の答申然らずを採択」
- 9 「大阪朝日名古屋版」昭和9・5・19 「憂ひの母に凱歌、無罪の判決下る娘故の放火嫌疑」
- 10 「大阪毎日名古屋版」昭和9・5・19 「陪審員然らずと答ふ…遂に無罪の判決」

⑰ K T 佐太郎・I I 富次郎・S T 武雄(殺人未遂被告事件昭和9年12月14日判決、佐太郎懲役6年未決勾留²⁵⁰日算入、富次郎懲役5年未決勾留²⁵⁰日算入、武雄懲役3年6月未決勾留²⁵⁰日算入)

○事件の概要 被告人K T 佐太郎(興行師・四〇)は、名古屋市西区□□町一帯を縄張とする博徒稲葉地一家問屋町派N N 善助の乾児で、被告人I I 富治郎(番具師・四二)と同S T 武雄(番具師・二三)は被告人K T 佐太郎の乾児又は若い者として同人方へ出入して居る者であるが、近時親分N N 善助は健康勝れずその跡目相続について、被告人K T 佐太郎及善助の乾児の一人であるH N 峯吉とは競争者の地位にあり、そのため相反目していたが、昭和八年一月二〇日頃、H N 峯吉の妹婿O H 仙助の妹で被告人I I 富治郎と情交関係を結び夫婦約束したO H かつが、N N 善助の兄弟分であるY K 作藏の斡旋により、右H N 峯吉と婚約し同棲するに至ったので、右跡目相続に関し被告人K T 佐太郎には不利の状勢を招致し、被告人I I 富治郎は右Y K 作藏、O H 仙助、H N 峯吉等と怨恨関係を持つに至った。そこで、被告人K T 佐太郎は、同月二十日午後一時過頃自宅に右I I 富治郎、S T 武雄を招集し、右H N 峯吉、O H 仙助、Y K 作藏の三名を殺害しようとい共謀し、先づ被告人K T 佐太郎はS T 武雄にH T 質店から日本刀二本を受取らせて、被告人I I 富治郎は右日本刀の一本を

携へ、同月二一日午前零時頃右YK作藏を同市西区路上に誘いだし、突如右日本刀で同人の頭部其他に数回斬付けたが、同人は逃走したので後頭部頭皮欠損創等全治約二月余を要する傷害を与えたに止り殺害の目的を遂げず、次で被告人II富治郎は右現場より直に前記日本刀を携えて、その附近で前記日本刀の中の一を携えて待合せていた被告人ST武雄と共に、OH仙助方に赴き所携の右日本刀を以て、当時熟睡中のHN峯吉、OH仙助の頭部等に斬付けたが、右HN峯吉に対し前頭部及顔面切創等全治二ヶ月を要する傷害、右OH仙助に対し左前頭部切創等全治約三週間余を要する傷害を夫々与えたに止り、同人等殺害の目的を遂げなかった。

被告人等は、公判準備において被告人KT佐太郎は犯行(共謀)を否認、被告人II富次郎および被告人ST武雄は殺意を否認した。

裁判長は説示をして、問「被告人等の殺人未遂の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然り」の答申をした。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は被告人佐太郎・同富次郎に懲役八年、被告人武雄に懲役四年を求刑した。裁判長は合議の上、被告人佐太郎に懲役六年未決勾留二五〇日算入、同富次郎に懲役五年未決二五〇日算入、同武雄に懲役四年未決勾留二五〇日算入の判決を下した。

- 1 「新愛知」昭和9・11・1「犯行を否認、栄生町の殺人未遂準備公判」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和9・11・1「殺人未遂か傷害か陪審公判に、縄張り争ひ」
- 3 「大阪毎日名古屋版」昭和9・11・1「陪審公判に附す、縄張り争ひからの殺人未遂事件」
- 4 「新愛知」昭和9・12・11「殺意を否認す、情痴の殴りこみ三人男、きのふ陪審裁判」
- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和9・12・11「親分を庇って殺意を否認、栄生町路上の血沫」

- 6 「新愛知」昭和9・12・12「けふ判決言渡し、三人組殺人未遂の陪審裁判」
- 7 「名古屋新聞」昭和9・12・13「殺意を認む、答申に基きKT、II八年求刑」
- 8 「新愛知」昭和9・12・13「殺人未遂の答申で、八年と四年を求刑、今曉まで陪審公判」
- 9 「大阪朝日名古屋版」昭和9・12・14「検事の論告峻烈、陪審員の答申は殺意あり」
- 10 「名古屋新聞」昭和9・12・15夕「三人に懲役刑、日本刀斬事件陪審公判言渡し」
- 11 「新愛知」昭和9・12・15夕「懲役六年の判決、□□町殺人未遂事件」
- 12 「大阪朝日名古屋版」昭和9・12・15「殺人未遂として判決下る親分の跡目相続に絡む刃傷」
- 13 「大阪毎日名古屋版」昭和9・12・15「いづれも懲役、中野親分跡目相続の殺人未遂」

⑱ YWちよの(殺人被告事件昭和14年11月10日判決、懲役8年未決勾留150日算入)

○事件の概要 被告人YWちよの(無職・三五)は、一七、八歳の頃父新藏のもとに出入りするKT義春と関係を生じて妊娠し、父の反対に拘わらず結婚し、それ以来の無軌道振り、即ちKTと離婚し料理屋を転々とし、東京に移転した父のもので、又一〇歳年下のTI裕と関係を始めて父の不興を買って、名古屋市千種区の父所有の家(本件犯行の家)に同棲、父に預けてある六千二百円を貰う為、妻子のあるYD榮とインチキ結婚をしたが、父に看破されて仕送りも中止とされ、肺病になったTI裕の療養にも困り、昭和一三年春、博徒HT榮三郎(本件被害者・当時五九)と関係し、五〇円を借りてTIをKS館病院に入れ、何かとHTの世話になり、TIが死ぬと今度はHTにつきまといわれ、逃げ廻ったが暴行脅迫を受け、TIの知人AD好治と結婚しようとしたが、仮祝言の席にHTに暴れ込まれて失敗し、昭和一三年一〇月一六日にはHTに市内の賭博仲間の間をひきずり引き回され、帰宅したの

は一二時頃であった、被告人はA Dとの結婚を許してくれと泣いて頼んだが、H Tは俺は財産が目的だ、お前を何処へもやれぬと云うので、被告人は腰紐を自分の首に巻き死のうと思つたが、H Tは俺が殺してやると絞め始めたところが、H Tはがたく震えて絞めるどころではなく、被告人が人殺しはこうするのだと云いながら、腰紐をH Tの首に二巻きしてグット絞め、紐の片方を持って居たH Tの左手を払うと後に反り返つてしまい、被告人が便所に行つて帰つてみると冷たくなつていたが、死んだ方がいいと思ひ更に絞めつけた。

被告人は、警察、検事、予審判事には殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。

裁判長は説示して、問「殺人の事実」につき、陪審員に対して評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に対し「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八年・未決勾留一八〇日算入の判決を言渡した。

被告人は上告し、昭和一五年三月三〇日、大審院は原判決を破毀・差戻（説示証拠として採用されていぬ被告の警察官検事に対する供述を用いた、陪審法第七六条第三項違反）の判決をした。被告人は、破毀差戻後、陪審裁判を辞退して通常公判で、名古屋地方裁判所において、昭和一五年七月一日、懲役六年・未決勾留一年二月算入の寛大な判決を受けた。

- 1 「大阪朝日名古屋版」昭和14・7・12 「千代野事件、十九日公判」
- 2 「大阪朝日名古屋版」昭和14・7・26 「空屋の殺人、陪審公判へ」
- 3 「大阪毎日名古屋版」昭和14・7・26 「陪審を希望、情夫殺し公判」
- 4 「新愛知」昭和14・9・23 「六年ぶりの陪審、十一月名古屋地方裁判所で」

- 5 「大阪朝日名古屋版」昭和14・9・23 「六年ぶり陪審公判に、猟奇の空屋絞殺事件」
- 6 「大阪毎日名古屋版」昭和14・9・23 「六年ぶりで陪審裁判で、豊年町の情夫殺し」
- 7 「名古屋新聞」昭和14・11・7夕 「薄化粧の千代野、依然殺意を否認賑ふ七年振りの陪審廷」
- 8 「新愛知」昭和14・11・7夕 「陪審裁判殺意を必死に抗弁奇奇な女の陳述に満延耳を傾く」
- 9 「大阪毎日中部版」昭和14・11・7夕 「殺意を否認、Y Wちよのの陪審裁判」
- 10 「名古屋新聞」昭和14・11・7 「殺せ殺さぬと口論、反対に男を二度まで絞める」
- 11 「新愛知」昭和14・11・7 「殺意を巧みに避け悪びれず陳述、空屋の殺人公判急所へ」
- 12 「大阪朝日名古屋版」昭和14・11・7 「殺意を否認しつゝ兇行顛末を詳述、千代野」
- 13 「大阪毎日中部版」昭和14・11・7 「罪を犯すまで、ちよのの陪審公判」
- 14 「名古屋新聞」昭和14・11・8夕 「公判大詰へ、愈よ陪審員答申、証言は千代野に有利」
- 15 「新愛知」昭和14・11・8夕 「井原大佐も傍聴、空屋死体事件陪審公判」
- 16 「名古屋新聞」昭和14・11・8 「千代野の殺意認む、今暁二時陪審評議決す」
- 17 「新愛知」昭和14・11・8 「暁に及ぶ陪審廷で、遂に殺意ありと認定」強行一三時間の取調
- 18 「大阪朝日名古屋版」昭和14・11・8 「瞬間的に相打ち悲愴な殺意あり…検事の論告峻烈」
- 19 「大阪毎日中部版・名古屋版」昭和14・11・8 「故意の殺人と認むちよの公判検事の論告」
- 20 「大阪毎日中部版」昭和14・11・8 「殺意ありと認定ちよの陪審裁判今払暁に及ぶ」
- 21 「名古屋新聞」昭和14・11・9夕 「千代野に懲役八年、けふ殺人として求刑」
- 22 「新愛知」昭和14・11・9夕 「ちよのに懲役八年求刑、空屋殺人公判けふも超満員」
- 23 「名古屋新聞」昭和14・11・9 「前非を悔い尼の心、あす千代野に判決」
- 24 「大阪朝日名古屋版」昭和14・11・9 「酌量減刑論、千代野事件公判」

- 25 「大阪毎日名古屋版」昭和14・11・9 「判決は十日、ちよの公判」
- 26 「大阪毎日中部版」昭和14・11・9 「情痴の殺人へ八年の求刑、泣崩れる被告ちよの」
- 27 「名古屋新聞」昭和14・11・11夕 「懲役八年の判決、千代野服罪せず殺意を認めず上告」
- 28 「新愛知」昭和14・11・11夕 「ちよのに懲役八年、けふ求刑通りに判決」
- 29 「大阪毎日中部版」昭和14・11・11 「ちよのへ懲役八年、けふ情痴の殺人に判決」
- 30 「名古屋新聞」昭和15・3・31 「千代野の陪審に誤り、大審院で原判決を破棄」
- 31 「大阪毎日名古屋版」昭和15・3・31 「原審を破毀、情夫殺し上告審」
- 32 「名古屋新聞」昭和15・6・12夕 「けふ千代野の出直し公判」
- 33 「大阪毎日名古屋版」昭和15・6・12 「情夫殺し、再審公判」
- 34 「大阪毎日名古屋版」昭和15・6・13 「殺意を否定、情夫殺し再審」
- 35 「名古屋新聞」昭和15・6・29 「ちよの八年、更新公判求刑」
- 36 「大阪毎日名古屋版」昭和15・6・29 「来月十日判決、情夫殺し結審」
- 37 「名古屋新聞」昭和15・7・11夕 「ちよの六年」
- 38 「新愛知」昭和15・7・11夕 「ちよのに六年の判決」
- 39 「大阪毎日名古屋版」昭和15・7・11 「ちよのへ懲役六年」

(二) 安濃津

① K松雄（殺人未遂被告事件昭和4年10月11日判決、懲役5年未決拘留60日算入）

○事件の概要 被告人K松雄（農・三七）は、父与平の四男で、はじめ兄市太郎らと同居していたが、市太郎が粗暴で家内に風波が絶えず、与平は田畑および山林各一町五六段歩の

ものを二分して松雄らと共に市太郎と別居した。その後兄弟はいよく、反目し、昭和三年九月父与平が死んだので、松雄はその遺志によって父の分の財産を自分の名義に登録したところ、市太郎は直に安濃津地方裁判所に右登記抹消請求訴訟を提起して、目下同裁判所で係争中であるが、いよく仲違い甚だしく、粗暴な市太郎は松雄一家を皆殺しにしてやると放言したので、これを聞いた松雄は機先を制するため、昭和四年四月二〇日、養蚕器具消毒用として買った五百グラムの昇汞を、同夜七時頃、市太郎方井戸の釣瓶に入れ、一家毒殺を図ったが、翌朝市太郎や同人の娘で鈴鹿高女三年生の一子らが発見したため、目的を達しなかった。

被告人は、警察、検事、予審廷では、殺意を認めていたが、公判準備では殺意を否定し、兄一家を弱らす積もりだったと陳述を翻し、公判では兄を脅す積もりであったと変更した。証拠調べの後、裁判長は、説示をして、主問一「市太郎に対する殺人未遂の事実」、主問二「市太郎一家に対する殺人未遂の事実」、補問「市太郎一家に対する脅迫の事実」につき、陪審員に対し評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」、主問二に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

被告人は大審院に上告したが、昭和五年一月二四日、上告棄却された。

- 1 「大阪朝日三重版」昭和4・10・11 「安濃津地方裁判所最初の陪審裁判実兄一家毒殺未遂事件」
- 2 「大阪朝日三重版」昭和4・10・12 「陪審員たちは職責を果す、答申は採択された」

② SM松榮（殺人被告事件昭和5年4月4日判決、懲役8年）

○事件の概要 被告人S M松榮（鉄筋工・三）は、昭和四年二月二日朝、三重県師範新築工事場において、鉄筋工事中の従兄弟A D熊一と請負業者S Z定吉（四八）とが仕事上で口論し、熊一が定吉にスコップで殴打されたのを見兼ねて、匕首で定吉を突き刺し即死させた。

被告人は、公判では予審廷の供述を翻し、殺意を否認した。

証拠調べの後、裁判長は、説示して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」につき、評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は、懲役一二年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日三重版」昭和5・2・26 「短刀で斬り殺した工夫の陪審裁判、三月十九日」
- 2 「大阪朝日三重版」昭和5・3・15 「殺人事件の陪審裁判延期」
- 3 「大阪朝日三重版」昭和5・4・5 「従弟殺し殺意を否認、検事は懲役十二年求刑」
- 4 「伊勢新聞」昭和5・4・5 「範校々庭の殺人犯に、懲役八ヶ年の判決昨日開かれた陪審裁判」
- 5 「大阪朝日三重版」昭和5・4・6 「殺人犯は懲役八年、判決言渡さる」

③KT久之丞・同宇三郎（放火被告事件昭和6年7月□日判決、久之丞懲役□年・宇三郎□年）

○事件の概要 被告人KT久之丞・同宇三郎は、実父房吉の借金苦を見兼ね、相談の上実家に八千円の火災保険を附し、保険金騙取の目的で、昭和六年一月二日夜、放火した。被告人等は、公判廷で強硬に予審の自白を否認した。

証拠調べの後、裁判長は、説示して、被告人等に対する問「共謀して放火した事実」につき、評議・答申を命じた。陪審員は評議の上「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は、被告人KT久之丞に懲役六年、同宇三郎に懲役四年を求刑した。（注）判決は、不明である。

- 1 「大阪朝日三重版」昭和6・5・15 「放火事件陪審裁判へ、保険金を狙った兄弟」
- 2 「大阪朝日三重版」昭和6・7・7 「陪審員が放火と認む、被告兄弟に求刑」

④A源兵衛（放火被告事件昭和13年4月11日判決、懲役7年）

○事件の概要 被告人A源兵衛（小学校小使・四六）は、数年前から飯南郡HS村第二小学校の小使として勤め、妻との仲に五人の子供があるが、昭和一二年九月から家族全部が同小使室に住居することとなり、六畳一間きりで七人の家族が居住するには狭く困っていたところ、同校に増築計画のあることを聞いたが、小使室は現状のままであることを知って落胆し、一層小使室を焼き払えば改築されるものと考え、昭和一二年一月八日夜七時頃、妻子が外出中の隙に、同室の天井板二枚をはづして、鉋屑を押込み燐寸で放火、小使室を半焼させた。

被告は、予審における自白を翻し、放火を否認した。

証拠調べの後、裁判長は、説示をして、問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然り」と答申し、裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役七年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日三重版」昭和13・4・9 「放火を否認の小使、予審の供述をひるがえす」

- 2 「伊勢新聞」昭和13・4・9 「改築されぬを恨み恐ろしや放火、□□校元小使の陪審」
- 3 「大阪朝日三重版」昭和13・4・10 「陪審員に説示、放火公判」
- 4 「伊勢新聞」昭和13・4・10 「放火陪審公判漏電説を主張、夜に入るも続行」
- 5 「伊勢新聞」昭和13・4・12 「放火の小使、七年言渡」

(三) 岐阜

①TY安次郎（放火未遂被告事件昭和4年1月19日判決、懲役5年）

○事件の概要 被告人TY安次郎（農・二八）は、吉城郡KTR村TY久次郎より田地一反、畑一反二畝歩を借りて農を営んでいたが、当時久之助は、その住家をTG石之助に貸して、六年前から同郡UK町に移住していたが、昭和三年二月KTR村に帰り農をやることになり、同年一月頃、被告人に対し土地返還を請求したので畑の一部を返したが、予定通り久次郎一家が帰れば、全部の田地を返さねばならぬとし、久次郎が帰らないようにしたいと考えたあげく、七月頃久次郎所有で現にTG石之助の居住する住家（注、石之助は、炭焼専門として山に帰る予定であった）を焼き払うことに肚を決め、昭和三年八月二日午前二時頃、同住家に放火の目的で、同住家の納屋から藁束を取り出して放火したが納屋を焼失したのみで目的を達せず、同月二五日午前一時頃、自宅から燐寸、藁束を携え同住家の裏から放火したが目的を達しなかった。

被告人は、自白していたが、予審判事の第三回取調から、自白を翻すに至った。

裁判長は、説示して問「放火未遂の事実」につき、陪審員に対し評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然り」の答申をした。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採

択した。検事は、懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日岐阜版」昭和4・1・17 「けふ開廷する最初の陪審裁判TY安次郎の放火未遂」
- 2 「大阪朝日岐阜版」昭和4・1・18 「初めての陪審裁判、正規の手続を終へいよく公開」
- 3 「大阪朝日岐阜版」昭和4・1・19 「陪審裁判の続行、証拠調終る、被告は犯行を否認」
- 4 「大阪朝日岐阜版」昭和4・1・20 「成功裡に陪審裁判終る、被告に懲役五年の判決」

②MN清（強盗殺人未遂被告事件昭和4年2月28日判決、懲役15年）

○事件の概要 被告人MN清（農・三三）は、六名の家族を抱えて家計困難のところから、恵那郡NT町YG孝之助（六四）が、常に現金、預金通帳等を持ち歩いていることを知って、昭和三年五月三一日午後、田畑からの帰り、孝之助を途に邀し、金品強奪の目的で所持の棍棒で殴打し、頭部その他数ヶ所に創傷を負わして昏倒させ、因って同人が携帯していた現金百円位、貯金通帳二冊等在中の木綿袋を強奪したが、孝之助は幸い蘇生して、被告人は逮捕された。

証拠調べの後、裁判長は説示をして、陪審員に対し問「強盗殺人未遂の事実」につき、評議・答申を命じ、陪審員は評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は合議して、答申を採択した。検事は無期懲役を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一五年の判決した。

被告人は大審院に上告したが、昭和四年六月六日、上告棄却された。

- 1 「大阪朝日岐阜版」昭和4・2・27 「第二回目の陪審公判、小南博士も証人で出廷」
- 2 「大阪朝日岐阜版」昭和4・2・28 「被告に不利の証言、強盗殺人未遂事件陪審公判」
- 3 「大阪朝日岐阜版」昭和4・3・1 「殺人未遂の陪審公判」

4 「大阪朝日岐阜版」昭和4・3・2 「無期の求刑に懲役十五年、強盗殺人未遂事件」

③ KKB重太郎（放火未遂被告事件昭和6年7月16日判決、懲役2年6月）

○事件の概要 KKB重太郎（六六）は、情婦である羽島郡□□村ADはま（四九）の変心を憤り、女の家放火したが、目的を遂げなかった。

被告人は、予審の自白は、警察官の拷問によるとして供述を翻した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、問「放火未遂の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年六月の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日岐阜版」昭和6・7・14 「放火事件の陪審公判、けふ開廷さる」
- 2 「大阪朝日岐阜版」昭和6・7・15 「笠松署で拷問されて自白、予審廷の供述を覆す」
- 3 「大阪朝日岐阜版」昭和6・7・16 「証人調べ終る、放火事件の陪審公判」
- 4 「大阪朝日岐阜版」昭和6・7・17 「愈よ陪審員の答申に移る、傍聴席は早朝から満員」
- 5 「名古屋新聞」昭和6・7・17 「MKの放火犯、懲役二年半、三日に亘る陪審裁判で」
- 6 「新愛知」昭和6・7・17 「懲役二年半の判決、岐阜の放火陪審公判」
- 7 「大阪朝日岐阜版」昭和6・7・18 「陪審員の答申放火未遂と認定、懲役二年六月を言渡」

④ KTHひで（放火被告事件昭和8年4月14日決定、更新）

○事件の概要 被告人KTHひで（五六）は、保険金目的の放火につき陪審に付され、裁判

長の主問に対し、陪審員は「然らず」と答申したが、裁判長が答申を採択せず、再陪審となった。

1 「大阪朝日岐阜版」昭和8・4・14 「犯行を否認、□□町の放火事件公判」

⑤ KTHひで（放火被告事件昭和8年6月26日判決、懲役8年未決勾留200日算入）

○事件の概要 被告人KTHひで（五六）は、再陪審において、主問「保険金目的の放火の事実」につき、陪審員が然りと答申した。検事の求刑、懲役八年について、裁判長は懲役八年・未決勾留二〇〇日の判決をした。

- 1 「大阪朝日岐阜版」昭和8・6・22 「七十日ぶりで再陪審公判、□□町の放火被告事件」
- 2 「大阪朝日岐阜版」昭和8・6・25 「愈よ有罪と認定、懲役八年（求刑）幾多波瀾を生んだ」
- 3 「大阪朝日岐阜版」昭和8・6・27 「放火陪審裁判、懲役八年言渡」

⑥ OU源作・同てる（強盗殺人及強盗殺人幫助昭和10年7月16日判決、源作死刑・てる懲役5年）

○事件の概要 被告人OU源作（荷馬車挽き・五四）は、飼馬料に窮して、昭和八年一〇月五日午後一時過ぎ、恵那郡MN村雑貨商UD紋作方に侵入し、就寝中の紋作の妻（五八）のとを起こして金を出せと脅迫したが、のちに「お前は源作じゃないか」と凶星を指されたので、殺意を生じ携えたマセ棒を振り翳して、のどの顔面、頭部を滅多打ちにした揚げ句、頭部、手足を針金その他で締め付け絞殺し、現金六円余、反物数十反、酒、缶詰などの金品を奪い、被告人OUてる（被告人源作妻・五二）は、灯を掲げてこれを幫助した。

被告人源作は、否認を続けたが、被告人てるは警察で自白した。

証拠調べの後、裁判長は、説示して、問「被告人源作に対する強盗殺人の事実」、問「被告人てるに対する強盗殺人幫助の事実」につき、陪審員に対して、評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問のいづれに対しても「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、被告人源作に対し死刑、被告人てるに対し懲役五年を求刑した。裁判長は合議の上、求刑通り被告人源作に対し死刑、被告人てるに対し懲役五年の判決を言渡した。

被告人等は大審院に上告し、昭和一〇年一月一九日破毀移送（名古屋地方裁判所）の判決（注、説示で被告人らに有利な証拠を挙げなかった）があつた。破毀移送後は、名古屋地方裁判所において、被告人等らは陪審公判を辞退し、通常公判で審理され、昭和十一年二月二八日、第一審の名古屋地裁において、被告人源作は強盗殺人・無期懲役、被告人てるは住居侵入強盗幫助・懲役二年執行猶予三年の判決を受けた。被告人等は無罪を主張して名古屋控訴院に控訴したが、昭和十三年八月一日、被告人源作は死刑、被告人てるは懲役二年執行猶予三年の判決を受けた。更に、被告人等は無罪を主張して上告したが、被告人源作は昭和十三年一月二二日名古屋拘留所において病死し、公訴棄却となつた。被告人てるについては、昭和十三年一月二五日、上告審判決があり、控訴審判決が確定した。

- 1 「大阪朝日岐阜版」昭和10・6・29 「東濃の針金強盗、三年ぶりの審理、七月十日から」
- 2 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・10 「東濃の針金強盗事件、けふ公判開廷、三年ぶりに」
- 3 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・11 「夫婦揃つて兇行を否認、強盗殺人事件公判」
- 4 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・12 「拷問は絶対ない、青山岩村署司法主任取調べ状況を述べ」

- 5 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・13 「証拠をあげて犯行を認む針金強盗公判で田部検事」
- 6 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・14 「針金強盗殺人犯人に死刑、深夜検事の痛烈な論告」
- 7 「大阪朝日岐阜版」昭和10・7・17 「検事の求刑通り死刑の判決、針金強盗殺人犯人」
- 8 「東京日日」昭和10・11・20夕 「陪審やり直し、大審院が判決、岐阜の人妻殺し」
- 9 「国民新聞」昭和10・11・20夕 「説示抜きが判り、陪審やり直し、岐阜県の人妻殺し」
- 10 「名古屋新聞」昭和10・11・20 「不当な陪審判決に大審院の針チクリ…名古屋へ差戻さる」
- 11 「新愛知」昭和10・11・20 「新判例下る岐阜県□□村の棍棒殺人事件大審院より差戻さる」
- 12 「大阪朝日岐阜版」昭和10・11・20 「原判決破棄さる、理由は有利な反証を無視」
- 13 「大阪朝日岐阜版・三河版」昭和11・5・16 「重大な鍵となる四つの鑑定恵那の殺人事件公判」
- 14 「名古屋新聞」昭和11・5・16 「兇行はいつ？殺された女の胃の内容を検査針金強盗」
- 15 「大阪朝日岐阜版・三河版」昭和11・6・30 「マッチの軸を鑑定、夫婦共謀の強盗殺人事件」
- 16 「名古屋新聞」昭和11・9・11 「放火犯人Xを発く一本のマッチ…名高工の青木教授」
- 17 「名古屋新聞」昭和11・11・11 「針金強盗小南博士の鑑定で殺した時刻狂ふきのふ蒔直し公判」
- 18 「新愛知」昭和11・11・11 「遣り直し裁判でも夫婦一切を否認す、東濃の針金強盗」
- 19 「名古屋新聞」昭和11・12・25 「判決はあす、どうなる殺人針金強盗」
- 20 「名古屋新聞」昭和11・12・29夕 「てるは執行猶予、源作は無期懲役…針金強盗殺人事件の判決」
- 21 「新愛知」昭和11・12・29夕 「針金強盗へ無期懲役、妻は懲役二年（執行猶予）の判決」
- 22 「名古屋新聞」昭和12・6・8 「針金強盗拵へあげた犯罪、弁護に痛論す証人喚問など要求」
- 23 「名古屋新聞」昭和12・7・4 「針金強盗、けふから実地検証」
- 24 「名古屋新聞」昭和13・5・6 「けふ控訴審判決、注目の針金強盗夫婦」

- 25 「新愛知」昭和13・5・6 「けふ論告求刑、針金強盗殺人の夫婦へ」
- 26 「名古屋新聞」昭和13・5・7夕 「針金強盗に極刑、源作は死刑、妻てるは懲役五年」
- 27 「新愛知」昭和13・5・7夕 「控訴審で却つて死刑、針金強盗に求刑」
- 28 「岐阜日日」昭和13・5・7 「再び死刑へ、検事の論告は痛烈、東濃針金強盗殺人事件」
- 29 「名古屋新聞」昭和13・5・7 「針金強盗来月十五日判決」
- 30 「岐阜日日」昭和13・5・8夕 「死の求刑に対し弁護士は無罪主張、判決言渡は来月十日」
- 31 「岐阜日日」昭和13・6・30 「有罪か無罪か針金強盗事件、きのふ判決を延期」
- 32 「名古屋新聞」昭和13・6・30 「無罪を固執、東濃針金強盗判決延期」
- 33 「岐阜日日」昭和13・8・2夕 「東濃の針金強盗、OU源作死刑、妻テルは執行猶予」
- 34 「名古屋新聞」昭和13・8・2夕 「源作に死刑針金強盗公判妻は恩典、直ちに上告」
- 35 「名古屋新聞」昭和13・8・2 「これ程惨酷な犯行はない東濃針金強盗に梅山裁判長が痛論」
- 36 「名古屋新聞」昭和13・10・22夕 「永久に謎針金強盗事件主人公のOU源作死亡」
- 37 「岐阜日日」昭和13・10・22 「東濃針金強盗犯人、OU源作勾留所で二十日夜病死」
- 38 「大阪毎日」昭和13・10・22 「針金強盗殺人、被疑者病死」
- 39 「岐阜日日」昭和13・11・26 「針金強盗事件終局、女房の判決確定」

(四) 福井

① S G 平一（強盗傷人被告事件昭和4年11月28日判決、懲役3年6月）

○事件の概要 被告人S G 平一（運送業・二五）は、予て神戸市において買馴染の芸妓千彌事Y D 登美子が福井市丁字屋事U K 種子方に鞍替えし、その後文通していたが、昭和四年九

月二日福井市に来て、同月四日登美子外一名の芸妓を伴い坂井郡船津温泉に到り、T Y 旅館に滞在し、同月七日午後外出し地藏堂に休憩中、その所持金が宿料、飲食代金の支払いに不足すると思ひその処置に腐心していたところ、折柄S T 由松に出会し、金員を強取しようと思ひ、追いかけて同人を倒し、脅して金七三銭在中の財布一個を奪取し、その際右暴行により左前膊部外側関節部などに擦過傷を逐わせるなどした。

被告人は、公判において、強盗ではなく恐喝であると主張し、かつ、傷害の事実を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、問一「強盗の事実」、問二「強盗の際に傷害を与へた事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問一・二のいずれも「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年六月の判決を言渡した。

被告人は大審院に上告したが、昭和五年三月一〇日、上告棄却された。

- 1 「福井新聞」昭和4・11・28夕 「一般傍聴人は六十人を限り：明日―福井で始る陪審公判」
- 2 「大阪朝日福井版」昭和4・11・28 「陪審公判―けふ皮切り、傍聴者六十名に制限」
- 3 「福井新聞」昭和4・11・29夕 「福井地方裁判所初めての、今日開かれた陪審裁判」
- 4 「福井新聞」昭和4・11・29 「芦原追剝の陪審公判夕刊続き：証人調べと証拠調べに四時半まで」
- 5 「大阪朝日福井版」昭和4・11・29 「県下ではじめての陪審公判、陪審員の顔ぶれ」
- 6 「福井新聞」昭和4・11・30夕 「最初の試験としては充二分の成功：内藤裁判長満足げに語る」
- 7 「大阪朝日福井版」昭和4・11・30 「陪審公判：蘆原街道の追剝事件：いづれも然り」

- 8 「福井新聞」昭和5・3・13夕「蘆原の追剥、上告棄却さる、原審通り懲役三年半」
- 9 「大阪朝日福井版」昭和5・3・14「SGの強盗傷人、上告棄却さる」

②WN作右衛門（放火及放火未遂被告事件昭和5年10月11日判決、懲役6年）

○事件の概要（予審終結決定） 被告人WN作右衛門（農・二八）は、其妻WNなついが被告人に嫁する前、被告人居区村AK三右衛門と私通し、被告人に嫁したる後も引続き同人との間に情交関係ありとの風評ありて、被告人に好意を有せざる様思ふせる折柄、自己の所有財産が区内第一位にして、AK三右衛門所有財産の約倍額なるに拘らず、自己が区民間に人望なきに反し、AK三右衛門所が昭和四年村会議員に当選し、昭和五年更に区長及び信用組合幹事に推薦せられ、名誉職の殆ど全部を独占し益々区民の人望を博するより、同人を嫉妬の余り同人の住家を焼燬して、そのうつ憤を晴らさんことを決意し、第一、昭和五年三月十日午前一時頃、同人並同人家族の現住せる被告人居区第十四号十九番地所在木造カヤ葺平屋建本家一棟瓦葺下屋廊下等、この建坪四十四坪余りを焼燬する目的を以て、右本家北側軒下に接着して設置し在りたる雪垣のカヤの根方に燐寸小箱十個入大袋一個を立掛、更にこれに点火せる線香二本を差込みたる燐寸小箱一個を立掛けて、放置し帰宅したるも、線香を差込みたる小箱燐寸の硫黄が燃焼したるのみにて、消火したるため右住家焼燬の目的を達せず、第二、同月十五日午後八時過頃、更に前記雪垣の地上四、五尺のカヤ中に、点火せる線香二本を差込みたる燐寸小箱一個を挿入し置きしたため、該燐寸より発火し、火は漸次該雪垣より漸次本家に燃移り、遂に同人並同人家族の現住せる前記本家一

棟下屋廊下等を全焼するに至らしめたるものなり。

被告人は、公判準備期日において、警察の取調が苛酷を極めたため自白したと、犯行を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、問一「昭和五年三月十日の放火未遂の事実」、問二「同年同月一五日の放火の事実」につき、陪審員の評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問一・二のいづれも「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役六年の判決を下した。

被告人は上告した（結果は不明）。

- 1 「福井新聞」昭和5・9・12「陪審に附せられる放火犯の結審書被告は根底から罪状を否認」
- 2 「大阪朝日福井版」昭和5・9・12「二回目の陪審公判、妻の前情夫の家へ放火」
- 3 「福井新聞」昭和5・10・11夕「第二回目の陪審公判、けふ開廷した放火の裁き」
- 4 「福井新聞」昭和5・10・11「放火事件陪審公判：被告テンデ犯行を認めず」
- 5 「大阪朝日福井版」昭和5・10・11「徹頭徹尾犯行を否認、嫉妬から放火した」
- 6 「福井新聞」昭和5・10・12夕「警察側の証言は、孰れも被告に不利：陪審公判の第二日目」
- 7 「福井新聞」昭和5・10・12「被告の否認は何等の反証も無い：立会検事深刻に意見開陳」
- 8 「大阪朝日福井版」昭和5・10・12「放火事件陪審公判、二日目」
- 9 「福井新聞」昭和5・10・13「陪審員の評決は然りと答申、懲役六年の判決言渡」
- 10 「福井新聞」昭和5・10・14夕「陪審判決に不服で上告、謎の放火事件」
- 11 「大阪朝日福井版」昭和5・10・14「放火犯WNに懲役六年、陪審公判終る」

③NH仁太郎（放火被告事件昭和7年3月24日判決、無罪）

○事件の概要（公訴事実） 被告人NH仁太郎（三）は指物職にして、数年前より妻子と共に□町東□番に居住し、タンス、ガラス戸等の製造をなしゐるものなるところ、昭和六年五月廿九日午前八時頃より同日午後五時頃迄、自宅裏に於て焚き火をなし、味噌製造のため豆を蒸したるが、その際薪の火勢を強むるため、屢々燃焼中の薪をカマド前にて打合せ、之がためその火の粉が乾燥せる鉋屑、薪、ワラ等の存在せる二階に飛入りたるを認め、其火気に因り火災を生ずべき虞れあることを予見したるに拘はらず、当時右家屋並に動産物にはNH動産火災保険会社と保険金一千円の火災保険契約を締結しあるを奇貨とし、該火災により右保険金を得んことを思ひ、前記二階に飛散したる火の粉に対し何ら消火の処置をなさずそのまゝ放置し、よつて同夜十二時頃、右居宅二階および隣家MT徹吉並MN久六方各住宅の一部を焼燬するに至らしめたるものなり。

被告人は、警察、検事、予審の取調べでは放火を自白していたが、公判では警察官による拷問で虚偽の自白をしたと主張し、失火も否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示し、主問「放火の事実」、補問「失火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問・補問ともに「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪の判決をした。

1 「福井新聞」昭和7・3・23夕「謎の放火で三度目の陪審裁判、あす福井地方裁判所」
2 「福井新聞」昭和7・3・24夕「陪審員の判断は有罪か無罪？興味ある謎の放火事件」

3 「福井新聞」昭和7・3・24「刑事に殴ぐられ虚偽の事実を述べた徹頭徹尾犯意を否認」

4 「大阪朝日福井版」昭和7・3・24「まさか火事になると思つてはゐなかつた」

5 「福井新聞」昭和7・3・25夕「仁太郎の否認陪審員の悩みは深い：陪審裁判第二日目」

6 「福井新聞」昭和7・3・25「検事、弁護人の一騎打、NHの放火陪審裁判」

7 「福井新聞」昭和7・3・26夕「謎の放火事件は無罪の答申」

8 「大阪朝日福井版」昭和7・3・26「答申を採択し無罪の判決、□町放火事件」

④SI利右衛門（放火被告事件昭和11年11月21日判決、懲役6年未決勾留¹⁶⁰日算入）

○事件の概要（公訴事実） 被告人SI利右衛門（農・五九）は、相次ぐ娘の婚姻その他で失費が嵩り、傾いた家財を挽回すべく、かねて自己家屋に附しておいた、火災保険金七千円の詐取を企て、昭和十年十月十四日午後四時頃、家人不在中を狙ひ、湯殿物置の枯松葉の束の中に、点火せる線香数本を挿入し程経て発火し、遂に住宅一棟を全焼せしめたものである。

被告人は、警察、検事、予審では自白していたが、公判では失火であると公訴事実を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示をし、問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年の求刑をし、裁判長は合議の上、懲役六年・未決勾留一六〇日の判決を言渡した。

- 1 「福井新聞」昭和11・11・21夕「保険金騙取を企てた放火陪審公判、四年振りの陪審」
- 2 「福井新聞」昭和11・11・21「風呂を沸かした火の不始末：自白は誘導訊問だと強弁」
- 3 「大阪朝日福井版」昭和11・11・21「珍しや陪審公判、放火を否認する被告」
- 4 「福井新聞」昭和11・11・22夕「今晩午前三時に至り陪審員は然りの答申、放火陪審」
- 5 「大阪朝日福井版」昭和11・11・22「待望の答申は放火陪審公判前後実に十五時間」

⑤HYさと（放火未遂被告事件昭和12年12月12日決定、更新）

○事件の概要（公訴事実） 被告人HYさと（四九）は、八百屋業を営み、昭和五年前夫定吉の死亡後、引続いて営業を行ひ得意先を廻つてをったが、手不足を感じるころより、昭和一年七月、四女たか子に養子を迎えたが、予期に反して収入増加せざるのみならず、二人の夫婦仲は良く自分をおろそかにするものと邪推し、心中平かならざりしところ、昭和二年二月一日、「襟が足る足らぬ」ところから、たか子と口論、被告人さとは日頃の不満を爆発し、むしろ自己所有にかゝる現在居住の住居を焼いて、大阪又は名古屋方面に転住し別居せんと考え、同夜九時頃、居宅二階物置に赴き、打直綿を一掴みむしり取り、所持の燐寸で点火したる上樵茸箱中へ投入したため、火は箱より燃えだし接着せる置床の根太に燃え移らんとしたが、通行中のHM四郎が発見、消し止めたものである。

被告人は、予審では放火を認めていたが、公判においては、死亡した情夫が放火したと主張した。

証拠調べの後、裁判長は説示をし、問「放火未遂の事実」につき、陪審員に評議・答申

を命じた。陪審員は、陪審員は評議の上、「然らず」と答申した。しかし、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審となった。

- 1 「福井新聞」昭和12・7・17夕「第五回目の陪審裁判」
- 2 「大阪朝日福井版」昭和12・7・17「事実認否で愈よ陪審裁判女八百屋の放火未遂事件」
- 3 「福井新聞」昭和12・9・2夕「実地検証」
- 4 「福井新聞」昭和12・9・29夕「放火の陪審公判来月に延期」
- 5 「福井新聞」昭和12・10・22夕「放火未遂の陪審裁判、来月廿四日延期」
- 6 「福井新聞」昭和12・12・10夕「放火の陪審裁判、十日午前九時から開廷」
- 7 「福井新聞」昭和12・12・11夕「供述全部を否認、然りか然らずか婦人傍聴人で…一杯」
- 8 「福井新聞」昭和12・12・11「死んだ情夫に放火の罪を転嫁、徹頭徹尾否認」
- 9 「福井新聞」昭和12・12・12夕「娘は母を庇ひ、検事放火と論断：陪審公判二日に亘る」
- 10 「福井新聞」昭和12・12・12「陪審の答申却下…不日再審理に決定」

⑥HYさと（放火未遂被告事件昭和13年2月8日判決、懲役2年・執行猶予3年）

○事件の概要 被告人HY（青物商・五〇）さととは、前回同様、亡き情夫YD政の放火であると主張した。しかし、陪審員は問「放火未遂の事実」に対して「然り」の答申をした。検事は懲役二年六月の求刑をしたが、裁判長は懲役二年・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日福井版」昭和13・1・26「放火再陪審、来月七日開廷」
- 2 「福井新聞」昭和13・2・8夕「覚えがないと否認の一手で押す新しいコンビで裁かれた」

- 3 「福井新聞」昭和13・2・8 「出火発見の運転手や被告の娘を調る放火再陪審の証人」
- 4 「大阪朝日福井版」昭和13・2・8 「泣き喚き否認、放火の再陪審」
- 5 「福井新聞」昭和13・2・9 「前審と反対に最後の切札然り、今暁：答申採択」
- 6 「大阪朝日福井版」昭和13・2・9 「放火陪審公判、きのふ執行猶予の判決」

(五) 金 沢

① I M直人・N G員直（放火被告事件昭和3年12月10日判決、直人懲役9年未決拘留60日算入、員直懲役10年未決拘留60日算入）

○事件の概要 被告人N G員直（二八）及び相被告人I M直人（三五）は、隣り合つて養鶏業を営み、N D外次郎は被告人員直方で養鶏の手伝人として雇われていたもので、何れも不景気のため貧乏暮らしをしていた、昭和三年六月被告人員直と同直人の兩名は、自宅に動産火災保険を付し、放火して右保険金を詐取しようとして企て、右三人相談の上、七月六日夜決行の予定であつたが、外次郎の手違いから目的を達せず、このため外次郎は解雇されて仲間から除外された、翌七日夜被告人員直と同直人兩名は改めて相談し被告人直人が放火の役を引受け、まず最初被告人員直方に放火し、続いて自宅に放火し、もつて両家を焼き附近民家の一部を焼いた。

証拠調べの後、裁判長は説示して、問一「被告人兩名共謀して放火した事実、問二「被告人直人単独の放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問一に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は被告人直人に懲役一

〇年、被告人員直に懲役一年を求刑した。裁判長は合議の上、被告人員直に懲役一〇年未決勾留六〇日算入、被告人直人に懲役九年未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

被告人員直は大審院に上告したが、昭和四年四月六日、上告棄却された。

- 1 「大阪朝日石川富山版」昭和3・12・7 「傍聴券を出す陪審裁判」
- 2 「北国新聞」昭和3・12・8夕 「北陸で最初の陪審、記録すべき公判開かる、共謀して」
- 3 「大阪朝日石川富山版」昭和3・12・8 「北陸地方最初の陪審公判開かる、保険金詐取の」
- 4 「北国新聞」昭和3・12・8 「事件の真相を掴む、見事な陪審員の質問相被告極力犯行を否認」
- 5 「北国新聞」昭和3・12・9夕 「陪審員法廷に馴れ気易げに質問を発す証言は悉く中川へ不利」
- 6 「大阪朝日石川富山版」昭和3・12・9 「陪審続行公判、証人調べで陪審員の勉強真相を掴む」
- 7 「北国新聞」昭和3・12・9 「共謀なりやの問書に然りと陪審員から答申」
- 8 「北国新聞」昭和3・12・11夕 「北陸最初の陪審判決、懲役十年と九年、中川重く」
- 9 「大阪朝日石川富山版」昭和3・12・11 「陪審公判終了、放火事件判決、中川は懲役十年」
- 10 「北国新聞」昭和3・12・11 「初陪審裁判を終へて、熱誠で注意ぶかく適正な…答申」
- 11 「東京朝日」昭和4・3・17 「陪審裁判上に新例の上告、二罪ある場合の手續に…疑義」
- 12 「北国新聞」昭和4・4・7 「□□町放火の上告棄却さる、昨日大審院で」

② M勝見（放火未遂被告事件昭和4年9月27日判決、器物損壊・懲役8月未決勾留100日算入）

○事件の概要 被告人M勝見（農兼牛馬商・三三）は、大正一五年三月頃、N B樓事N B信方抱芸妓幸事O Tかほる（二五）に惑溺し、約五六千円の家産を蕩尽し遂に仏壇までも人手に

渡した、昭和三年暮れ頃から楼主および幸が、被告人が遊興費に窮したのを知って、被告人を疎んじるようになったので心中平かならず、昭和四年四月一五日遊興費を工面して、同夜から一七日まで引続き料理店貸座敷等から幸を聘して遊興し、一七日夜九時頃一旦幸をN B楼に帰したが、一刻も幸と離れがたく、一一時頃にN B楼に赴いたところ、偶々幸が遊客T N清作に聘せられて座敷に入るを見て、無断で清作の部屋に入って動かぬので、幸は「頼んだわけでもないのに何しに来たのか」といったので、幸が自分に愛想をつかしたかと憤り、同楼二階押入内に火を放って鬱憤を霽らそうと、一八日午前零時頃、火鉢内の炭火を押入内にある幸使用の蒲団に投げ入れ、そのまま同楼を立ち出たため、炭火は蒲団に燃え移ったが、二時頃にいたり家人が発見し、消し止めたので放火の目的を達しなかった。

被告人は、放火の意思を認めていたが、予審半ばにこれを翻し、家まで焼く気は無かったと言出した。

証拠調べの後、裁判長は説示をして、主問「放火未遂の事実」、補問一「蒲団を焼燬する意思で放火し公共の危険を生じた事実」、補問二「蒲団を損壊した事実」につき、評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問「然らず」、補問一「然らず」、補問二「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八月を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八月未決勾留百日の判決を言渡した。

- 1 「北国新聞」昭和4・9・28夕「家を焼く気か冗談か、鬱憤晴しに放火した…未練男」
- 2 「北国新聞」昭和4・9・28「炭火一つでも家は焼ける、放火の意志ありと見る(検事)」
- 3 「大阪朝日石川富出版」昭和4・9・29「放火犯人に八ヶ月の判決、陪審員の答申を採択」

③KB龍・同新一(放火被告事件昭和10年9月5日、無罪)

○事件の概要(公訴事実) 被告人KB龍(機業・四〇)は、昭和二年以来、金沢市□□町□番丁□□番地の□、二、□□番地および□□番地に、住宅一棟、機業工場三棟、寄宿舎一棟を所有し、機業を経営し来りたるもの、被告人KB新一(職工・三三)は、被告人龍の甥にして昭和四年四月頃より龍に職工として雇はれ、同じく職工として雇はれたる其両親並に妹と共に多大の恩恵を受けて来たものであるが、龍は右機業経営の当初、工場等の買受並に営業資金の過半を他の融通に仰いだため、其後業績上がらず、昭和五年六、七月頃には事業の経営殆ど不能の状況に立至ったので、金沢市□□町□丁目IU久作外数名に懇願し、右機業工場を形式上合資会社組織となし、出資金名義を以て同人等から二、三千円の融通を受け事業を継続する内、昭和九年九月頃から財界変動の影響を受け事業不振等のため、同年末には又々旧債七万九千円余の弁済資金は固より、原料の買入及び其他の支払資金にも窮し、昭和五年六、七月頃の苦境再現の恐れあるに至り、苦慮の結果工場等を買払ひ負債整理をなし、郷里兵庫県佐用郡□□町で、新たに機業を経営せんと欲し、昭和九年十一月中、同県同郡□□町小学校旧校舎を賃料年五百円で借受け、同郡□□村□□YM堅二を共同経営者の一人に加へ同人から二千五百円の出資を受け、差当り力織機十台を据付け、なほ数十台の力織機の製作注文をなし機業経営の準備を整へ、一方金沢市に於ける住宅工場等を売却処分せんとした主意の如くならず、折柄右住宅工場、寄宿舎の建物、力織機、其附属機械及び仕掛原料、此の時価二万千円位に就き、予てKD火災保険株式会社との間に、保険金額二万八千円の、TK海上火災保険株式会社に二万円の火災保険契約を締結し

であるのを奇貨とし、寧ろ右住宅工場、寄宿舎、諸機械及び仕掛原料を焼燬し、右保険金を得て負債を整理するに如らずと決意し、昭和十年一月卅日頃の夜、甥の新一を右住宅に招き、工場の経営困難の事情へ懇え右計画を打明け、自己に代りて工場に放火して呉れと依頼して此を教唆し、新一は同年二月二日龍の教唆により工場に放火して焼燬すべく決意し龍の宅で其旨を龍に伝へ、同月十六日夜龍は新一を自宅に招き、同月下旬頃放火を実行すべき事を促し、同月二十五日昼間附近のKD製函工場の出火あり、二人は此れに刺激され同夜決行せんと欲し、同日午後共に西端第三工場二階に赴き、其西北隅に近き個所に在りたる木箱の崩れ、機械類の木造部分の崩れ等の堆積と、同二階より一段高くなり北に隣れる娯楽室に登る階段の東側附近とに、翌日午前三時頃を期して機械用マシン油を使用し放火すべき事を協議決定し、新一は廿六日午前三時過、寄宿舎階下の男工部屋から起き出で、マッチ一個、新聞紙四、五枚を準備して、東端の第二工場階下モートル脇に赴き、同所に在ったマシン油約三分の二在中の一斗入油缶を携へて第三工場二階に登り、炭俵に糸屑、紙屑等を詰たものを、南の壁際から娯楽室への階段の東側、即ち東北隅から南西に一間程離れた処へ運び、前記木箱の崩れ等の堆積中に新聞紙を押し込み、木箱の崩れ及び炭俵にマシン油全部を振りかけ、マッチで先づ木箱の崩れに、次に炭俵に火を放ち、因つて第二工場一棟、此に隣る龍及び其妻子二名及び男子職工五名の居住する住宅一棟並に新一外三名の男工と十八名の女工の居住する寄宿舎一棟、力織機廿数台、仕掛原料等を焼燬したものである。

被告人新一は、警察・検事・予審の取調べにおいて再三自白と否認を繰り返し、被告人龍は、検事に一度だけ教唆を認めていたが、公判では被告人新一は警察の拷問で自白したと陳述し、被告人龍も、自分の言うことは一つも取り上げてくれないので、教唆を認めれば聞いてくれると思ひ認めたのであると陳述し、完全に教唆を否認した。

証拠調べの後、裁判長は、説示して、被告人新一に対する主問一「放火の事実」、被告人龍に対する主問二「放火教唆の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問一・二のいづれについても「然らず」と答申した。裁判長は、陪審判事と合議して、答申を採択し、被告人兩名に無罪を言渡した。

- 1 「大阪朝日石川版」昭和10・8・8 「保険金詐取公判日取り決定す」
- 2 「北国新聞」昭和10・9・3夕 「□□町放火陪審公判まづ甥の新一が公訴事実をはね返す」
- 3 「北国新聞」昭和10・9・3 「□□町放火公判、龍も口を口を極めて放火の教唆も嘘だ」
- 4 「大阪朝日石川版」昭和10・9・3 「被告は徹頭徹尾犯罪事実を否認、放火事件陪審公判」
- 5 「北国新聞」昭和10・9・4夕 「混雑の火事場を見た、龍の昂奮、落胆の姿：第二日」
- 6 「北国新聞」昭和10・9・4 「陪審員の答申は何？ けふ疑問符放火の判決二日に亘る審理」
- 7 「大阪朝日石川版」昭和10・9・4 「証言は被告に有利、奇怪と興味に包まれた放火事件」
- 8 「北国新聞」昭和10・9・5夕 「陪審裁判に嵐を孕む、弁護士側の抗議！ 予審調書引用の謎れ」
- 9 「北国新聞」昭和10・9・5 「大詰に来た放火陪審自白の真実性を論証して放火と断定、検事は：大論告」
- 10 「大阪朝日石川版」昭和10・9・5 「有罪？無罪？答申に多大の興味、傍聴席は：超満員」
- 11 「北国新聞」昭和10・9・5号外 「陪審員の答申然らず、裁判長裁判長採択して、無罪」
- 12 「北国新聞」昭和10・9・6 「きのふKB叔父・甥積放放火の嫌疑晴れて、鉄扉を押開いて帰る」
- 13 「大阪朝日石川版」昭和10・9・6 「両被告感極まりサメくくと泣く、無罪の判決」
- 14 「大阪朝日石川版」昭和10・9・7 「突然の釈放命令に飛立つ思ひの二人」

(六) 富山

① E J たか (殺人被告事件昭和7年9月29日判決、無罪)

○事件の概要 被告人E J たか(無職・二七)は、予て夫の婦負郡S S 村E J 長太郎が小作争議に係り富山刑務所に収容された留守中に、長太郎の弟小太郎と密通していたが、昭和六年一月二十九日午前一〇時頃、婦負郡HN村□田□千□□番地の実家NT状太郎方に於いて、不義の男児を分娩したところ、同男児が小太郎に極似していたので、家庭の紛議を恐れ、該男児を殺害しようと決意し、同日午後三時頃右状太郎居宅六畳の間に於いて、手指を以て右男児の前頭部を扼し、窒息死に至らしめた。

被告人は、警察署でした自白は拷問によると、予審において否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、被告人に対する問「男児殺害の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問つきに「然らず」と答申し、裁判長は合議の上答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「高岡新聞」昭和7・9・20「県下最初の陪審公判、日取決定す」
- 2 「大阪朝日富山版」昭和7・9・20「男児殺し陪審公判、廿八、九日」
- 3 「富山新報」昭和7・9・27夕「明後日富山で、陪審裁判の皮切り事件は千里の男児殺し」
- 4 「北陸タイムス」昭和7・9・27夕「男児殺し陪審公判、二十八日富山地方で」
- 5 「大阪朝日富山版」昭和7・9・27「富山県最初の陪審裁判、廿八、九両日にわたり」
- 6 「富山日報」昭和7・9・28夕「千里の男児殺しいよくけふ初陪審、傍聴は三〇名」
- 7 「富山新報」昭和7・9・28夕「初陪審、傍聴券発行」

- 8 「高岡新聞」昭和7・9・28夕「本県最初の陪審裁判、否認を続ける男児殺し」
- 9 「大阪朝日富山版」昭和7・9・28「県最初の陪審、男児殺し公判、被告犯行を否認す」
- 10 「富山日報」昭和7・9・29夕「初陪審男児殺し愈々けふ公判開廷最初の自白を予審で悉く否認」
- 11 「富山新報」昭和7・9・29夕「法布かれて十年、富山最初の陪審公判俄然興味を呼んで朝早く」
- 12 「北陸タイムス」昭和7・9・29夕「本県最初の陪審公判、けふ厳かに開廷被告は男児殺し」
- 13 「高岡新聞」昭和7・9・29夕「明滅する疑問符、男児殺しを裁くけふ富山地方廷で」
- 14 「富山日報」昭和7・9・29「初の陪審裁判 第一日続行…口を揃へて否認医師と産婆の証言は不利」
- 15 「富山新報」昭和7・9・29「男児殺事件陪審公判引続き証人訊問に入る医師連は不利の証言」
- 16 「高岡新聞」昭和7・9・29「男児殺し陪審裁判、被告妻のために夫が有利な証言」
- 17 「越中新聞」昭和7・9・29「罪の報ひの男児を殺した女の公判…殺した事実を飽くまで否認」
- 18 「富山新報」昭和7・9・30夕「男児殺し陪審裁判続行死亡時間を中心にする疑点発見」
- 19 「北陸タイムス」昭和7・9・30夕「男児殺し陪審続行公判証人の不利の証言に被告起つて反駁」
- 20 「高岡新聞」昭和7・9・30夕「男児殺し陪審裁判(第二日)恨めしい声で被告人たか証人をキメつける」
- 21 「富山日報」昭和7・9・30「陪審員然らずと答申、無罪の判決言渡!」
- 22 「富山新報」昭和7・9・30「興味を呼んだ初陪審、果然無罪の判決言渡」
- 23 「北陸タイムス」昭和7・9・30「男児殺事件陪審続行公判深井、小林両弁護士が交々無罪を主張」
- 24 「高岡新聞」昭和7・9・30「たか子の罪晴れる、ころしたのではないに飛び上つて喜ぶ」
- 25 「越中新聞」昭和7・9・30「調書と相違する男児の死亡時間…証拠不十分で男児殺しは無罪」
- 26 「大阪朝日富山版」昭和7・9・30「証人や証拠調べで殺害は明か、森検事正平易に論告」

②OY爲治（放火被告事件昭和8年6月23日判決、懲役8年）

○事件の概要 被告人爲治（四四）は、昭和三年頃本籍地福井県から富山県新川郡□□村に転住し、ND厚信外二名共有の同村の木造瓦葺七軒長屋の西方より二軒目を借受け、薪炭商を営んでいたが、最初の中は業務上の信用を得るため木炭買入代金その他の支払を励行してきたが、昭和六年頃より営業不振に陥り債務も次第に増加し、昭和七年一二月までに木炭製造業AK九郎右衛門外十数名に対する木炭買代金約三百円その他を合して三百八十五円の借財を生じ、月僅か六円の家賃さえ半歳余り滞らせ、昭和七年末から昭和八年春までの冬季間の生計費調達に困窮した結果、悪意を起こして前記長屋を焼燬して、そのドサクサに金品を失ったことに藉口して、債権者の同情に訴え右木炭代金等の支払猶予を受けようと決意して、昭和七年一月二〇日午前一時頃、同長屋の東方に接続するSS工業会社所有木造二階建空屋の物置にあつた鮑屑に放火し、同棟ならびに同七軒長屋の全部を焼失させた。

被告人は、予審廷で放火の事実を自白していたが、公判では否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、被告人に対する問「放火の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、問つきに然りと答申した。裁判長は、陪審判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一〇年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八年の判決を言渡した。

- 1 「富山新報」昭和8・6・21夕「放火事件は陪審裁判、二十二日から富山地方法廷で」
- 2 「北陸タイムス」昭和8・6・21夕「泊の放火陪審裁判、廿二、三開廷」
- 3 「大阪朝日富山版」昭和8・6・21「放火事件を陪審に附す、被告頑強に犯行否認」

- 4 「富山日報」昭和8・6・22夕「第二回陪審公判、あす陪審員を抽籤する」
- 5 「北陸タイムス」昭和8・6・22夕「放火陪審公判、最初証人調べ」
- 6 「富山新報」昭和8・6・22「たった一言、然り然らず、放火事件けふ陪審裁判」
- 7 「富山日報」昭和8・6・23夕「宇奈月放火事件、けふ陪審で…公判起訴事実を悉く否定」
- 8 「富山新報」昭和8・6・23夕「声震はせて放火を否認満廷緊張理に、宇奈月放火事件陪審裁判」
- 9 「北陸タイムス」昭和8・6・23夕「然り？然らず？いづれを採る？宇奈月の放火陪審公判」
- 10 「高岡新聞」昭和8・6・23夕「けふの法廷風景、宇奈月の放火魔、法廷で全然否認」
- 11 「富山日報」昭和8・6・23「有利な証言は、被告の妻だけ：放火事件陪審裁判」
- 12 「富山新報」昭和8・6・23「答申は謎！十三名の証人調べ終る」
- 13 「高岡新聞」昭和8・6・23「警官以外は証言被告に有利、宇奈月公判続報」
- 14 「越中新聞」昭和8・6・23「陪審裁判で□□村の放火公判、犯人事実を否認し」
- 15 「読売富山版」昭和8・6・23「依然犯行否定、宇奈月放火事件」
- 16 「富山日報」昭和8・6・24夕「然りか然らずか、けふ陪審員答申午前の七人の証言被告に有利」
- 17 「富山新報」昭和8・6・24夕「炭焼ばかりでとんでもない答弁、放火陪審事件裁判」
- 18 「富山日報」昭和8・6・24「起訴事実は違ふと、放火を飽く迄否認第二回陪審裁判続報」
- 19 「北陸タイムス」昭和8・6・24「陪審員の評議、然りかそれとも然らずか宇奈月放火陪審」
- 20 「高岡新聞」昭和8・6・24「証拠物件中二三点否認、放火続行公判」
- 21 「大阪朝日富山版」昭和8・6・24「証人の供述被告に有利、放火事件陪審公判」
- 22 「富山日報」昭和8・6・25夕「緊張の法廷を衝いた然りの声…懲役十年求刑され次いで八年宣告」
- 23 「富山新報」昭和8・6・25夕「電撃の如く然り、放火魔に懲役八年被告悄然と立ちすくみ」

- 24 「北陸タイムス」昭和8・6・25夕「然りの答申に、満廷はざわめく陪審員の面上サツと紅潮」
- 25 「高岡新聞」昭和8・6・25夕「厳然宣告された然り！の答申：放火犯人懲役八年判決」
- 26 「越中新聞」昭和8・6・25「陪審員放火を認め懲役八年の判決！被告法廷に色を失ふ」
- 27 「読売富山版」昭和8・6・25「OY有罪と決し、懲役八年を宣告、第二回陪審裁判終る」
- 28 「大阪朝日富山版」昭和8・6・25「答申は然り、放火事件八年の判決、陪審公判」
- 29 「高岡新聞」昭和8・6・27「放火犯服罪」

③HT善一郎（放火被告事件昭和12年1月27日判決、懲役8年未決勾留³⁶⁰日算入）

○事件の概要 被告人HT善一郎（洋服仕立職・五五）は営業不振のため借財が嵩み困窮していたところ、かねて被告人所有にかゝる商品家具等価格約六百円を目的とした金二千五百円の保険契約をNH動産火災保険株式会社と締結しているのを奇貨として、保険金詐取の目的で北隣であるサツポロビヤホールに放火し、自宅に延焼したように装うと決意し、ビヤホールの外囲い亜鉛板に近接して瓦斯鉛管を引込んであるところから、昭和一〇年一月五日午後三時頃から同七時頃までの間、鉄槌と仕立用の目貫を使用し、ビヤホールの亜鉛板に指頭大の穴を二個穿ち、さらに右瓦斯管にナイフを以て同大の穴を一個穿つた上、翌六日午前一時頃右瓦斯管の穴より亜鉛板の穴に向かって瓦斯を放出させマッチをもって瓦斯に放火したため、火はビヤホールの根太、木摺、柱、天井におよんで順次焼燬して、被告人の店舗に延焼し、独立燃焼を継続するに至った。

被告人は、公判では警察の拷問のために自白したと、放火を否認した。

証拠調べの後、裁判長は説示して、被告人に対する主問「放火の事実」、補問「放火未遂

の事実」につき、陪審員に評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問につき然りと答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八年未決勾留三六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「富山日報」昭和12・1・26夕「有罪？無罪？西町の放火事件本県で第三回目の陪審裁判開廷」
- 2 「北陸日日」昭和12・1・26夕「放火事件の陪審、疑問は保険金に生活苦を物語る法廷の被告」
- 3 「北陸タイムス」昭和12・1・26夕「陪審裁判開く（第一日目）西町の放火を真つ向から否認」
- 4 「富山日報」昭和12・1・26「陪審裁判のHT、裁判長に喰つてかゝる漏電だらうと放火否認」
- 5 「北陸日日」昭和12・1・26「放火公判ガス管を繞つて裁判長と応酬、強制的自白と逃げ」
- 6 「北陸タイムス」昭和12・1・26「事実の審理に曖昧なる態度、急所衝かれる被告」
- 7 「読売富山版」昭和12・1・26「否認一点張り拷問で虚偽の自白と逃げるビヤホール放火事件公判」
- 8 「大阪朝日富山版」昭和12・1・26「珍しや陪審公判、徹頭徹尾犯行を否認する被告」
- 9 「富山日報」昭和12・1・27夕「妻と婿だけが被告に有利な証言他の数十人の証言は皆不利」
- 10 「北陸日日」昭和12・1・27夕「重点はトタン板の穴、証言被告に不利：緊張する陪審員諸公」
- 11 「高岡新聞」昭和12・1・27夕「被告タジ／＼証言は何れも不利富山の放火事件陪審裁判」
- 12 「富山日報」昭和12・1・27「一人だけが漏電説、証人が様々の立場から不利な証言」
- 13 「北陸日日」昭和12・1・27「証人訊問終り愈よ運命を決するけふ：漏電説完全に覆へる」
- 14 「北陸タイムス」昭和12・1・27「巷の達人達は、交々述べる、西町放火陪審公判」
- 15 「読売富山版」昭和12・1・27「放火事件公判証人等いづれも被告に不利の証言流石家族は有利に」
- 16 「大阪朝日富山版」昭和12・1・27「不利な証言続く、さすがに妻子のみは漏電説」
- 17 「富山日報」昭和12・1・28夕「西町の放火一転し放火未遂の新解釈既遂だと平野検事が反駁」

- 18 「北陸タイムス」昭和12・1・28夕 「陪審裁判の結果被告に有利に転開?…放火は未遂となる模様」
- 19 「高岡新聞」昭和12・1・28夕 「然りか否か富山の放火事件に注目される陪審員の答申」
- 20 「富山日報」昭和12・1・28 「陪審員然りと答申、遂に懲役八年の判決」
- 21 「北陸日日」昭和12・1・28 「大詰を前にして公判愈よ緊張…求刑通り八年判決を言渡」
- 22 「北陸タイムス」昭和12・1・28 「陪審員曇りなき鏡…然りと答申放火は既遂と認む」
- 23 「読売富山版」昭和12・1・28 「陪審員然りと答申、求刑通り八年判決」
- 24 「高岡新聞」昭和12・1・29夕 「懲役八年、富山の放火陪審」
- 25 「越中新聞」昭和12・1・29 「陪審員ら評議の上然りの答申をなす保険金詐欺の放火事件公判」
- 26 「大阪朝日富山版」昭和12・1・29 「三年の疑問とけ、懲役八年を宣告、怪火事件」
- 27 「北陸日日」昭和12・2・2 「愛児の死を秘め法廷へ証人に…陪審公判にこの美談」
- 28 「北陸タイムス」昭和12・2・2 「愛児の死を秘して法廷に立った証人陪審公判に此の美談」

八 陪審公判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された名古屋控訴院検事長皆川治廣、名古屋控訴院長立石謙輔、名古屋地方裁判所部長渡邊久、および名古屋地方裁判所部長稲田競の感想、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民事に対する法曹の声」の中、名古屋、岐阜、金沢、富山の弁護士達の感想を収録した。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 名古屋

(一) 判検事の感想

①名古屋控訴院検事長皆川治廣 「陪審裁判是なりや非なりや」

陪審裁判はか非かの問題を、一年間の経験を以て論定することは、先づ第一に資料が不十分であると言はなければならぬ。併ながら、元来陪審制度存在の理は、因つて以て善き裁判が得られると云ふことよりも、今一層深遠なる意義を有するものであつて、一言に之を要せば、権力の民衆化に依る国民素質の充実、延ひては民族の向上発展が期待し得られると云ふ点にあると思料する。随つて、箇々の案件に対する是非を以て、制度の得失を俄に論定すべきではないこと勿論である。換言すれば、箇々の案件に付いては、多少の不満足があつても、上記本来の眼目とする所の事が達成し得られる希望の存する以上、忍んで時の至るを待つべきでもあらう。

然る処、名古屋控訴院管内に於ける陪審裁判にありては、箇々の案件の処理に付いても、大体に於て自分としては満足すべき好果を挙げ得て居ると信じて居る。たとい、多少の物た

らなさがありたりとしても、それは朝野法曹の修養と努力を以て優に補ひ得べきものであつて、此制度の救ふべからざる欠点なりとは見度くない。未だ実施後僅かに一年間である。関係者に不馴の点もあり得ることである。今後十分に官民共に誠意謹慎事に当るならば、恐らくは遺憾なき裁判を得ると共に、其第一義たる官民同治の実を挙げ、国運の伸展に資するの効果は人の想像以上に大なるものあるべしと為し、自分として此一年間の経過により、早くも已に大なる期待を前途に描き、少からざる鼓舞をさへ感ずるものである。

制度の改善乃至運用の巧拙等に付いては、今後に尚ほ考慮計画すべきものありとすと雖も、今日の談話の外に置く、但しぼんやりながら上に記した意味合に於て、自分は陪審裁判が今一層広き範囲に適用せられんことを希望するものでもある。

②名古屋控訴院長立石謙輔「感想」

名古屋控訴院管内では、陪審事件が今日迄、名古屋地方裁判所に八件、岐阜地方裁判所に二件、金沢地方裁判所に一件ありしのみで、未だ左程沢山の事件がないから、陪審の實際に付いての取留めた感想と云ふものはありませぬが、大体に於て成績は良好であると言へる。裁判官も陪審員も頗る熱心に緊張して其衝に當つて居ると云ふことは、特筆大書すべきことであると思ふ、陪審に付せられたる事件中、全然無罪になつたのは唯一件である。是は長男が親を殺さうとしたのを、弟が親を救うために兄を締殺した。此事件に於ては正当防衛の答申があつて、裁判所もこれを探採して無罪になつた。之も事情から考へれば、敢て不当な判決ではないやうに思はれる。其他は殺人で起訴せられたるものが、傷害罪となりたるもの二三あり、其以外は略々公訴事実通りに判決されて居る。殊に、岐阜地方裁判所に於ける放火事件、金沢地方裁判所に於ける放火事件、此二つの事件も相当難件であつたけれども、矢張

り陪審は有罪の答申をした。兎に角、陪審に付せられる事件の数は我々の予想を裏切つて余程少いと云ふことは、単に名古屋控訴院管内のみならず全国的にも其様に思はれる。之には色々の原因があると思ふけれども、窮極する所従来の官僚裁判に対する民衆一般の信用があつたと云ふことを、裏書するものであるやうに思はれる。深く調査した訳ではないけれども、刑事被告人の多くは其郷党の人達に有罪無罪を極められるよりは、裁判官に依つて極められることを望んで居るやうに見へる。加之其地方の人の即ち陪審員の前で、自分の為したる悪事に付いて陳述することを避けたい気分を持つて居るやうであると思ふことも、一の見通す可らざる点ではなからうかと思ふ。其事は自分が十数年前予審判事として職を執つて居つた時に、刑事被告人の数名の者から、公判に於ける審理をせずに予審から直ぐ既決囚に廻して貰ふことは出来ないかと言ふて頼まれたことが数回ある。其事と想合はせると、我國の民衆の悪事に対する心理、或意味に於ける廉恥心と云ふものが、陪審を避けると云ふ傾向になつて現はれて居るのであらうかとも思はれる。将来此陪審事件が殖へるか減るか云ふやうなことに付ては、殆んど自分共には見当が付かぬと云ふても宜しいが、自分の率直なる希望を告白すれば、陪審裁判は出来る丈け少い方が結構であると思ふ。

③名古屋地方裁判所部長渡邊久「感想」

顧れば約二十年前のことになる、自分等が試補として裁判所に奉職し、始めて刑事事件の判決起案を命ぜられたるとき、其記録を通読して抑も之が有罪なりや否やと色々考へた末、恐る恐る消極の意見を吐露したやうなことがある。試補指導の任にある老練なる判事は、微笑を湛えなから事件の有罪なることに付き多少の説明を与へて、消極意見を排斥し有罪の起案を命じたこともあつた。

引続き司法部に奉職すること約二十年、所謂老練なる判事たり得べき年限を奉職したのであるが、陪審員に対する説示を為す際及び陪審員より答申を聴く場合に於て、上述のやうな記憶の湧起するを禁ずることが出来ない。そこで、第一に証拠の蒐集と説示とに付き格段の努力を払ふ必要の存することを思ふ。第二に陪審法実施以来陪審を経たる約百件の事案中、陪審員の答申を不当なりとして再陪審に付したるもの僅に数件に過ぎざる現状に徴するとき、裁判に経験なきもの、認定常に必ずしも失当なりと謂ふを得ず、寧ろ社会の実情に照し正鴻を得たるもの多きにあらざるやを思ふのである。第三に陪審制度の眞の成績如何は、今後の展開に俟つこととするも、従来の成績にして上述の如しとせば、裁判官が事実の認定を為すに當つては、普通事件に於ても其事件が陪審の評議に付せられたる場合の結果を想像し、之れを省察するの必要があるではなからうか。第四に陪審制度の実施前ならば、殺人未遂として予審終結決定の与へらるべく考へらるゝ事件に付き、陪審制度実施後は傷害罪として終結決定を為す傾向の生じたりとせば、夫は歓迎すべき傾向なりや否等を考ふるのである。

④名古屋地方裁判所部長稲田競「感想」

陪審制度運用に關し最重要なものは、説示であることは勿論であるが、裁判長の最苦心するものも亦説示である。公判廷に於て同一事実につき、甲証人は被告人に利益の証言を為し、乙証人は被告人に不利益の供述をする、検事は有罪たること一点の疑なしと論断し、弁護人は無罪たること極めて明白であると論証する。素人たる陪審員の頭脳は混乱し取捨に迷はざるを得ない。此の錯綜せる陪審員の頭脳を整頓し、法律智識を補充し適正なる評決に導くものは、裁判長の説示である。英国の様に裁判長が証拠の信否罪責の有無に關し、自己の意見を發表することは我国法の禁ずる所であるから、左様のことに直接間接暗示を問はず絶体に来れないことは勿論であるが、然し此禁止規定を厳守するに急なるため又上告論点を作らんことを恐るゝの余り、単に公判廷で取調べたる結果を漫然繰返すのみでは、説示本末の目的を達したるものとは云へない。元來法第七十七条の但書は、陪審員の自由独立を害することを恐れ設けられたる規定であるから、其自主的判斷を害せない程度に於て、陪審員を指導啓発して公平適正なる答申を為す様に導かねばならぬと思ふ。

今日迄全国で取扱はれた多数の陪審事件中、更新せられた事件は僅々二、三件であるから、陪審員の答申は概ね正当であつたに相違ないが、然し其内殺人殺人未遂事件で陪審員が殺意を否定して傷害又は傷害致死事件となつたものが随分多数あつた様に思ふ。此等も殺意に關する証拠十分でなく疑しい事件であつたと思ふが、若し其内一件でも殺意の証拠十分であるのに陪審員が之れを否定したものがあつたならば、夫れは殺意に關する説示が十分でなく陪審員を善導し得なかつた結果ではなからうかと思ふ。

殺意は被告人の心裡状態であつて、被告人が否認した場合には、吾人常職として裁判を為す者にあつても、其認定に困難を感じるのであるから、素人たる陪審員は尚更と思ふ。從て殺意に關する説示は特に注意し、法律問題としては殺意の有無と罪責の關係、殺意殊に未必の故意に關する点等を詳述し、証拠説明としては被告人、証人の供述、使用したる兇器、被害の部位程度、現場の模様、犯罪の原因、犯行後被告人の行動等に付き、利益不利益の点を懇切鄭重に委曲説明して、陪審員を適正なる答申に善導せねばならぬ。殺意のみを否認する陪審に付き、陪審員が殺意を否定しても、傷害又は傷害致死罪になるからと云ふて、其説示を等閑に附するが如きことあつては由々しき大事であると思ふ。

(二) 弁護士感想

① 新井太吉

一、陪審員は、未だ裁判の智識に於て不足の感あり。

② 山田茂三

一、無用の長物の感有り。

③ 不破清警

一、模倣の技術は、下等なるものが下等なるものに結婚して、下等なる子を生めるに比すべきである。プラトンのこの言を借りて本項の感想に当つ。

④ 磯部醇

一、陪審法は全然失敗と認めます。代ふるに、老練の人士を参審せしむるの新制度を以てしたい。

⑤ 若山資雄

一、(注、二の新民事訴訟法の実施について回答したのみである。)

⑥ 長屋潤

一、あれ程永年の努力と期待とを裏切つて、陪審法を案外の不評判だ。立案者はいふだらう、制度が悪るいのでないと、又日本の裁判官の信用の厚い証拠だ。然し、吾々在野法曹は、調停法に抱く疑問と同じく、素人を連れて来て判断させる、斯う云ふ制度を問題視する。

⑦ 金子榮次郎

一、成績は良くない、今から考へると無用の長物であつたと思ふ。而し、折角やりかけたことであるから、何とか之を改良して、一の立派な制度にしたいと思ひます。

⑧ 堤幸一

一、陪審法施行せられて三年、何故にあれだけ鳴物入にて宣伝せられたる陪審法が、被告人に歓迎せられざるかに付、私は一二回の経験より、左の如き感想を懐いて居ります。

1、我国の陪審法は、国民の与論に出でたるに非ずして、官製の売物なること。

2、事実審理は控訴を許さず一回勝負にて、不利益の判決を受けたる場合は確定の早きこと、請求陪審に付ては多額の費用供託を要すること。

3、陪審員の評議に附する前、裁判長の説示は被告人の為に不利益なること。

4、陪審員の質低級にして、心許なきこと。

2 岐 阜

(一) 弁護士感想

① 村瀬熊吉

一、陪審事件僅少、寧ろ廃止すべきものと感想を有す。

② 野村溪一

一、専門家が記録を丹念に反復調査するもの、容易に事実関係を了解する能はざるに、僅か一日、二日の調査の立会により、直に事実の真相を看取し得となす現代制度は、根本的に間違ひ居るものにして、危険はより甚しきは無く、陪審の振はざる所以実にはにあり

と想ふ。

3 金 沢

(一) 弁護士感想

① 豊島武夫

一、司法省立案に係る最近の法律には「ロクナモノ」なし。陪審法は其一なり。陪審の本精神を骨抜きしたる、現行の欺瞞的陪審法の如きは、よろしく廃止するに如かず。司法当局は、如何に弁護せんとするも、施行の不成績は何よりの実証にあらざるや。

4 富 山

(一) 弁護士感想

① 佐久間松次郎

一、富山地方裁判所に於ては、未だ陪審事件は一件もなし。蓋し、県民一般が陪審制度を信頼せざる為なり。陪審裁判は、色々の欠点ありて、寧ろ被告人の権利を伸張することを得ざるが如き嫌あり。

九 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

名古屋控訴院管内における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 陪審公判一覽表」に掲載した通りである。

ここでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』(第1巻～第5巻)、『司法大観』(昭和32年・昭和42年)、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』(日本弁護士協会録事法曹論号外)、『日本弁護士大観』(昭和37年)、『全国弁護士大観』(昭和52年)、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース（ごさくデータベース）」、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サーチ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』(昭和22年5月3日以降)は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴が相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているため、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』(昭和27年3月まで)は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないのが欠点である。

(注) 閲歴を調査するのに用いた資料の主なものは、次の通りである。

① 『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年一月)。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻～第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)。(以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する)

② 『大衆人事録』第14版(北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道奥羽関東中部篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)

- ③『人物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ（日外アソシエーツ、二〇〇五年二月・二〇〇六年一月）。（以下、「人物故大年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する）
- ④『日本法曹界人物事典』第1巻〜第5巻（ゆまに書房・一九九五年八月）には、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九二二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。（以下、「人物事典」Ⅰ〜Ⅴと表記する）
- ⑤『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。（以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する）
- ⑥『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年二月）。（以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する）
- ⑦『全国弁護士大観』（法曹公論社・一九七七年六月）、『全国弁護士大観』別冊追録（法曹公論社・一九七八年一〇月）。（以下、「全国弁護士大観」昭和52年・昭和53年と表記する）
- ⑧『司法沿革誌』（法曹会・一九三九年一〇月）
- ⑨『続司法沿革誌』（法曹会・一九六三年三月）
- ⑩『法務沿革誌』第1巻〜第8巻（法曹会、一九六七年三月・一九七四年一〇月・一九七九年五月・一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月）。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑪『裁判所沿革誌』第1巻〜第6巻（法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑫『法曹会雑誌』（法曹会・一九二七年一月〜一九四四年三月）所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄（注、脱落が多い）
- ⑬『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版（日本図書センター・一九九〇年一月）
- ⑭『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄
- ⑮『自由と正義』（日本弁護士連合会発行）所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ⑯『日本弁護士名簿』明治32年〜昭和16年「欠号、明治34年・大正11年・大正12年」、『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵、『日本全国弁護士名簿』昭和8年〜昭和12年（『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵）、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年（大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵）
- ⑰『日本弁護士総覧』第1巻・第2巻・合本（東京法曹会、一九一一年八月・一九一一年二月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）
- ⑱『現代弁護士大観』（丸萬商店・一九三二年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）
- ⑲名古屋弁護士会会史編纂特別委員会編『名古屋弁護士会史』戦前編（名古屋弁護士会・一九九三年二月）
- ⑳会史編集委員会編『弁護士制度百年記念 岐阜県弁護士会の歩み』、岐阜県弁護士会・一九八一年四月
- ㉑創立百周年記念事業実行委員会編『岐阜県弁護士会の歩み 創立百周年記念』、岐阜県弁護士会・一九九四年三月
- ㉒金沢弁護士会百年史出版部会編『金沢弁護士会百年史』、金沢弁護士会・一九九六年三月

1 名古屋

(一) 判事の閲歴

① 稲田 競

●明治一六年一二月一〇日生、三重県名賀郡種生村、明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四二年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、明治四五年四月京都地方裁判所予備判事、大正元年一月長崎地方裁判所判事、大正六年九月長崎区裁判所判事、大正九年七月長崎控訴院判事、大正一一年三月宮崎地方裁判所部長、大正一二年四月長崎控訴院判事、大正一三年三月公証人懲戒委員、大正一三年四月長崎地方裁判所部長、大正一四

年四月長崎控訴院部長、昭和二年三月欧米各国へ出張、昭和三年七月名古屋地方裁判所部長、昭和五年六月名古屋控訴院部長、昭和七年三月大審院判事（人物事典Ⅰ～Ⅳ）、昭和十四年三月一六日死亡（官報 昭和14・3・31）

●「稻田競」（『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）

②熊澤恪郎

●明治二八年一月二九日生、四日市市中町↓川原町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月名古屋地方裁判所予備判事、大正一二年六月安濃津地方裁判所予備判事、大正一二年八月名古屋地方裁判所予備判事、大正一三年一月名古屋地方裁判所判事、大正一三年五月退職、大正一三年五月英独ニ於ケル労働争議調停ノ実況調査囑託、大正一三年五月渡欧出発、大正一四年九月帰朝、大正一五年二月名古屋区裁判所判事（人物事典Ⅱ～Ⅳ）、昭和一三年一月一五日死亡（官報 昭和13・1・28）

●熊澤恪郎「刑事責任に関する研究」（『司法研究』報告書第12輯4、司法省調査部・一九三四年一〇月）

③中村主税

●明治二四年七月一日生、愛知県額田郡岩津村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年一月司法官試補・広島地方裁判所詰、大正九年一〇月広島地方裁判所予備判事、大正九年一二月高松地方裁判所判事、大正一四年七月堺区裁判所判事、昭和二年五月大阪区裁判所判事、昭和三年七月名古屋区裁判所判事、昭和一〇年七月半田区裁判所判事、昭和一一年一〇月名古屋地方裁判所判事、昭和一二年一二月一宮区裁判所判事（人物事

典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一七年五月金沢区裁判所監督兼金沢地方裁判所判事（官報 昭和17・6・3）、豊橋区裁判所兼名古屋地方裁判所豊橋支部長判事…、昭和二二年一月七尾区裁判所監督兼金沢地方裁判所七尾支部長判事（官報 昭和22・1・21）、昭和二二年一月金沢地方裁判所七尾支部判事（官報 昭和23・1・24号外）、昭和二三年一〇月金沢地方裁判所七尾支部長（官報 昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼金沢家庭裁判所七尾支部判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二九年二月津地方裁判所四日市支部長兼津家庭裁判所四日市支部長兼四日市簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報 昭和29・3・11）、昭和三一年五月免兼官（官報 昭和31・6・1）、昭和三二年七月定年退官（官報 昭和32・7・12）、昭和三二年八月弁護士登録・三重（官報 昭和32・9・11）、昭和五〇年一月一〇日登録取消・死亡（官報 昭和50・3・3）

④渡邊久

●明治一五年一二月一日生、三重県鈴鹿郡庄野村、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四五年四月東京地方裁判所予備判事、大正元年一月大阪地方裁判所判事、大正二年五月東京区裁判所判事、大正二年一二月東京地方裁判所判事、大正五年五月静岡地方裁判所判事、大正七年七月東京控訴院判事、大正九年一二月名古屋地方裁判所部長、大正一三年四月欧米各国へ出張、昭和四年一二月名古屋控訴院部長、昭和五年六月大審院判事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一八年一月退職（官報 昭和18・1・26）、昭和二一年五月弁護士登録・第二東京（官報 昭和21・6・26）、昭和二三年三月登録取消（官報 昭和23・4・27）、昭和二三年三月三崎簡易裁判所判事（官報 昭和23・4・16）、昭和二七年一二月簡裁判事定年退官（法窓風雲録 昭和41年）、昭和二八年一月弁護士登録・横浜（官報 昭和28・2・14）、昭和四三年一二月一〇日登録取消・死亡（官報 昭和44・1・28）

●「渡邊久」〔《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年二月〕、「渡邊久」〔野村正男『法窓風雲録』上、朝日新聞社・一九六六年一月〕

●豊水道雲・渡邊久「英国ニ於ケル刑事陪審裁判ノ実況調査復命書」〔《陪審制度視察報告書集》司法資料第85号、司法省大臣官房調査課・一九二六年五月〕、渡邊久『陪審制度の話』〔三重県人パンフレット・第1輯、在名三重県人会事務所・一九二七年二月〕

⑤ 梶村謙吾

●明治三一年四月六日生、京都市下京区中堂寺壬生川町、大正八年七月立命館大学法律科卒業、大正九年一二月判事検事登用試験及第、大正九年一二月司法官試験・長崎地方裁判所詰、大正一〇年一〇月東京地方裁判所詰、大正一一年八月安濃津地方裁判所判事、大正一四年九月名古屋地方裁判所判事、大正一五年一月名古屋区裁判所判事、昭和四年七月名古屋地方裁判所判事、昭和八年九月名古屋控訴院判事、昭和一二年一〇月東京控訴院判事〔《人物事典》ⅡⅤ〕、昭和一六年五月東京控訴院部長・退職〔《官報》昭和16・5・22Ⅴ23〕、昭和一六年六月弁護士登録・東京〔《官報》昭和16・7・16〕、昭和三一年一月登録取消〔《官報》昭和31・2・11〕

⑥ 井上俊雄

●明治二九年一月九日生、京都市上京区川端通丸太町南入東竹屋町、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正一二年一二月大阪地方裁判所予備判事、大正一三年一二月奈良地方裁判所判事、大正一五年六月盛岡地方裁判所判事、昭和三年七月名古屋区裁判所判事〔《人物事典》ⅡⅤ〕、昭和一三年九月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事〔《官報》昭和13・9・19〕、…名古屋控訴院判事…、昭和一八年四月安濃津地方裁判所部長〔《官報》昭和18・4・30〕、昭和二〇年五月名古屋地方裁判所部長〔《官報》

昭和20・5・14〕、昭和二二年一月大阪高等裁判所判事〔《官報》昭和23・1・24号外〕、昭和二四年九月依願免本官〔《官報》昭和24・9・24〕、昭和二五年五月弁護士登録・名古屋〔《官報》昭和25・6・9〕、昭和三二年八月登録換・京都〔《官報》昭和32・9・11〕、昭和三八年一〇月二日登録取消・死亡〔《官報》昭和38・11・15〕

●「井上俊雄」〔《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年二月〕、「井上俊雄」〔《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑦ 松村篤郎

●明治三六年二月一日生、静岡県小笠郡掛川町、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試験・名古屋地方裁判所詰、昭和三年一二月名古屋地方裁判所予備判事、昭和四年九月富山地方裁判所判事、昭和六年八月岐阜地方裁判所判事、昭和七年一〇月名古屋区裁判所判事〔《人物事典》ⅢⅤⅣ〕、昭和一一年六月二一日名古屋地方裁判所部長・死亡〔《官報》昭和11・6・24、昭和11・7・3〕

⑧ 古川鍵三郎

●明治一六年三月一三日生、名古屋市中区小林町、大正三年七月日本大学政治科卒業、大正四年四月日本大学法律科卒業、大正一二年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一二年三月司法官試験・名古屋地方裁判所詰、大正一三年一二月名古屋地方裁判所予備判事、大正一五年八月福井地方裁判所判事、昭和二年二月名古屋地方裁判所判事〔《人物事典》ⅢⅤⅣ〕、昭和一八年三月名古屋地方裁判所部長・退職〔《官報》昭和18・3・15Ⅴ16〕、昭和一九年四月弁護士登録・名古屋〔《官報》昭和19・5・12〕、昭和四一年一二月二一日登録取消・死亡〔《官報》昭和42・3・17〕

⑨ 中川衛

● 明治三四年一月一日生、岡山県吉備郡総社町↓東京都、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和四年四月名古屋区裁判所判事（人物事典Ⅲ・Ⅴ）、昭和五年九月退職、昭和六年七月弁護士登録・第二東京、昭和一四年三月登録取消、昭和一四年三月福岡地方裁判所判事、昭和一四年四月兼福岡少年審判所少年審判官、昭和一五年五月名古屋少年審判所少年審判官、昭和一八年四月東京少年審判所少年審判官、昭和二一年七月長野少年審判所長、昭和二三年一二月長野家庭裁判所判事、昭和二四年一〇月東京家庭裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和三三年九月福岡家庭裁判所判事（官報 昭和33・9・26）、昭和三三年一二月東京家庭裁判所判事（官報 昭和33・12・27）、昭和三五年一月東京家庭裁判所判事事務総括者（官報 昭和35・1・7）、昭和三六年六月金沢家庭裁判所長（官報 昭和36・6・19）、昭和三九年四月広島家庭裁判所長（官報 昭和39・4・18）、昭和四〇年一〇月東京高等裁判所判事・依願免本官（官報 昭和40・10・14、昭和40・10・20）、昭和四四年一二月弁護士登録・第二東京（官報 昭和45・1・28）、平成三年一〇月五日登録取消・死亡（官報 平成3・11・20）

⑩ 堀内齊

● 明治三〇年九月二九日生、名古屋市東区平田町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一二月名古屋地方裁判所判事、大正一五年一月名古屋区裁判所判事、大正一五年二月岡崎区裁判所判事、大正一五年一二月名古屋地方裁判所判事、昭和一

二年七月名古屋控訴院判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一五年六月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事、昭和一六年六月岐阜地方裁判所部長、昭和一八年二月名古屋控訴院判事、昭和一八年一二月名古屋地方裁判所部長、昭和二〇年九月名古屋控訴院判事、昭和二〇年一二月名古屋地方裁判所部長、昭和二二年五月名古屋地方裁判所判事、昭和二四年四月名古屋高等裁判所判事、昭和二六年二月退官、昭和二六年二月公証人・名古屋（司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和四二年九月退職公証人（官報 昭和42・10・24）

● 「堀内齊」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑪ 加藤英恭

● 明治二二年三月一日生、埼玉県入間郡高麗村、大正一〇年七月中央大学法律科卒業、大正一二年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一二年三月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一三年一二月名古屋地方裁判所予備判事、昭和一四年七月安濃津地方裁判所予備判事、大正一五年八月富山地方裁判所判事、大正一五年一〇月富山区裁判所判事、昭和三年四月名古屋区裁判所判事、昭和六年八月岡崎区裁判所判事、昭和七年四月名古屋地方裁判所判事、昭和一二年一〇月岡崎区裁判所判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一七年六月岐阜地方裁判所兼岐阜区裁判所判事予審掛（官報 昭和17・6・5）、昭和二〇年八月名古屋控訴院部長・退職（官報 昭和20・8・28）、昭和二〇年一二月弁護士登録・浦和（官報 昭和20・12）、昭和二二年一二月登録取消（官報 昭和23・4・23）、昭和二二年一二月川越簡易裁判所兼浦和地方裁判所川越支部判事（官報 昭和23・1・23、昭和23・2・18）、昭和二三年一二月免本官・判事專任（官報 昭和23・12・4）、昭和二四年一月兼浦和家庭裁判所川越支部判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二六年四月川越簡易裁判所判事（官報 昭和26・4・10、昭和26・4・25）、昭和二七年五月浦

和
地方裁判所川越支部長兼浦和家庭裁判所川越支部長〔官報〕昭和27・5・30）、昭和二十九年三月免本官・判事專任〔官報〕昭和29・3・8）、昭和二十九年三月川越簡易裁判所判事〔官報〕昭和29・3・15）、昭和三十一年五月飯能簡易裁判所判事〔官報〕昭和30・5・16）、昭和三十四年三月簡裁判事定年退官〔官報〕昭和34・3・14）、昭和三十四年四月弁護士登録・埼玉〔官報〕昭和34・5・20）、昭和五十一年四月登録取消〔官報〕昭和51・6・28）

●「加藤英恭」〔《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑫ 荻本亮逸

●明治三十三年三月二四日生、愛知県中島郡明治村、大正十一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正十一年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正十二年二月東京地方裁判所予備判事、大正十三年五月名古屋地方裁判所判事、昭和九年一月名古屋控訴院判事、昭和十二年七月名古屋地方裁判所部長、昭和十三年九月名古屋控訴院判事〔人物事典ⅠⅤⅤ〕、：名古屋地方裁判所部長、昭和十八年二月岐阜地方裁判所部長〔官報〕昭和18・2・23）、：名古屋控訴院判事、昭和二十年九月名古屋地方裁判所部長〔官報〕昭和20・9・13）、昭和二十一年一月名古屋区裁判所監督判事〔官報〕昭和22・1・10）、昭和二十二年一月名古屋高等裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24）、昭和二十六年一月依願免本官〔官報〕昭和26・10・16）、昭和二十六年一月公証人・名古屋〔日本公証制度沿革史〕昭和43年）、昭和二十八年一月二九日死亡〔官報〕昭和28・12・17）

⑬ 日下一郎

●明治十八年三月一七日生、仙台市北四番町、明治四十五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正三年一月東京地方裁判所予備判事、大正四年三月下関区裁判所判事、大正五年八月水戸区裁判所判事、大正六年九月水戸

地方裁判所判事、大正八年六月下妻区裁判所判事、大正十一年九月土浦区裁判所判事、大正十二年五月横浜地方裁判所判事、大正十四年六月函館地方裁判所部長、昭和二年八月名古屋区裁判所判事、昭和三年七月名古屋控訴院判事、昭和五年六月名古屋地方裁判所部長、昭和七年一月岡崎区裁判所監督判事、昭和十一年二月名古屋控訴院部長、昭和十一年七月名古屋区裁判所監督判事、昭和十二年四月青森地方裁判所長〔人物事典ⅠⅤⅤ〕、昭和十五年二月金沢地方裁判所長〔官報〕昭和15・2・6）、昭和十六年四月千葉地方裁判所長〔官報〕昭和16・5・3）、昭和二十二年九月大審院部長・退職〔官報〕昭和20・9・12、昭和20・10・16）、昭和二十二年七月弁護士登録・千葉〔官報〕昭和21・9・26）、昭和三十八年一月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和38・2・20）

●「日下一郎」〔《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑭ 佐々木義朗

●明治二五年四月八日生、静岡県駿東郡清水村、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正九年三月東京地方裁判所予備判事、大正九年四月熊本地方裁判所判事、大正十一年一月名古屋地方裁判所判事、大正十二年八月安濃津地方裁判所判事、大正十五年七月名古屋区裁判所判事〔人物事典Ⅱ・Ⅲ〕、昭和四年四月名古屋控訴院判事〔官報〕昭和4・4・6）、昭和七年一月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事〔官報〕昭和7・1・21）、昭和七年四月一五人死亡〔官報〕昭和7・4・22）

⑮ 石谷三郎

●明治三十八年七月七日生、富山市諏訪川原、昭和三年三月早稲田大学法学部卒業、昭和三年一月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、昭和五

年一二月名古屋地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月福井地方裁判所判事、昭和九年一月岐阜地方裁判所判事、昭和一〇年六月名古屋区裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和一七年五月福井地方裁判所判事、昭和一八年四月名古屋控訴院判事、昭和二一年一〇月名古屋地方裁判所判事、昭和二二年一二月福井地方裁判所判事、昭和二四年一月兼福井家庭裁判所判事（官報）昭和24・2・3）、昭和二四年三月福井地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和24・4・15）、昭和二六年三月名古屋高等裁判所判事、昭和三〇年五月名古屋高等裁判所金沢支部判事、昭和三二年一月名古屋高等裁判所金沢支部判事事務総括者（官報）昭和32・1・4）、昭和三二年八月札幌高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和32・9・3）、昭和三五年六月名古屋高等裁判所判事事務総括者（官報）昭和35・6・30）、昭和三八年一月福井地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和41・10・17）、昭和四二年一月任期終了退官（官報）昭和42・11・16）、昭和四二年一月公証人・名古屋（官報）昭和42・11・17）、昭和五〇年七月八日依願免公証人（官報）昭和50・7・10）、昭和五〇年九月弁護士登録・名古屋（官報）昭和50・11・8）、平成八年六月一四日登録取消・死亡（官報）平成8・8・8）

⑩北本常三郎

●明治一六年二月一〇日生、大阪市東区山下町、明治三七年七月関西法律学校卒業、明治三八年一〇月判事検事登用試験及第、明治三八年一月司法官試補・東京地方裁判所判事、明治四〇年一月岐阜地方裁判所判事、明治四三年三月名古屋区裁判所判事、大正六年九月岡崎区裁判所判事、大正七年五月名古屋控訴院判事、大正九年一二月名古屋地方裁判所判事、大正一五年一二月名古屋地方裁判所部長、昭和四年七月名古屋控訴院判事、昭和

和七年九月名古屋地方裁判所部長、昭和九年一二月札幌控訴院部長、昭和一二二年三月鳥取地方裁判所長、昭和一二二年一月大審院判事（人物事典Ⅰ・Ⅴ）、昭和一五年七月二八日死亡（官報）昭和15・8・10）

⑪大西和夫

●明治三六年二月一九日生、三重県飯南郡粥見村、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一四年五月司法官試補・大阪地方裁判所判事、昭和二年三月名古屋地方裁判所予備判事、昭和三年八月福岡地方裁判所久留米支部判事、昭和四年七月豊橋区裁判所判事、昭和五年七月名古屋地方裁判所判事、昭和一二一年一〇月京都区裁判所判事（人物事典Ⅲ・Ⅴ）、昭和一六年五月大阪区裁判所兼大阪地方裁判所判事（官報）昭和16・5・19）、昭和一六年一二月大阪控訴院判事（官報）昭和17・7・1）、昭和一九年一二月東京控訴院判事（官報）昭和19・12・5）、昭和二〇年四月奈良地方裁判所判事予審掛（官報）昭和20・4・21）、昭和二二年四月大阪地方裁判所部長兼大阪区裁判所判事、昭和二一年七月大阪控訴院判事、昭和二二年五月大阪高等裁判所判事、昭和二三年三月退職、昭和二三年五月弁護士登録・大阪、昭和二六年一二月登録取消、昭和二六年一二月大阪高等裁判所判事、昭和三二年一月大阪地方裁判所兼大阪簡易裁判所判事、昭和三四年一月大阪高等裁判所判事、昭和三四年九月松山地方裁判所長兼松山家庭裁判所長、昭和三八年一月大津地方裁判所長兼大津家庭裁判所長（司法大観）昭和32年・昭和42年）、昭和四三年一月定年退官（官報）昭和43・2・20）、昭和四三年一月川崎簡易裁判所判事（官報）昭和43・2・22・23）、昭和四五年五月藤沢簡易裁判所判事（官報）昭和45・5・15）、昭和四六年七月藤沢簡易裁判所司法行政事務管掌者（官報）昭和46・7・24）、昭和四八年二月簡裁判事定年退官（官報）昭和48・2・20）、

⑮ 深井正男

●明治二七年一月一六日生、豊橋市中八町、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試験・名古屋地方裁判所詰、大正八年三月名古屋地方裁判所予備判事、大正八年三月名古屋地方裁判所判事、大正一五年二月岐阜地方裁判所判事、昭和三年一月名古屋地方裁判所判事、昭和四年七月富山地方裁判所部長、昭和七年四月名古屋控訴院判事、昭和一二年四月名古屋地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ、Ⅴ）、昭和一六年一月名古屋控訴院判事、昭和一七年五月名古屋控訴院部長、昭和二〇年七月大審院判事、昭和二二年一月名古屋高等裁判所判事、昭和二七年一〇月秋田地方裁判所長兼秋田家庭裁判所長、昭和二九年三月名古屋地方裁判所長（『司法大観』昭和32年）、昭和三四年一月定年退官（『官報』昭和34・1・19）、昭和三四年二月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和34・3・12）、昭和五五年二月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和55・4・19）

●「深井正男」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑯ 岡垣久晃

●明治三八年七月三〇日生、京都府加佐郡河守上村、昭和三年三月法政大学法文学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和五年一月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月安濃津地方裁判所判事、昭和九年五月名古屋区裁判所判事（『人物事典』Ⅴ）、昭和一六年一月金沢地方裁判所判事、昭和一七年八月名古屋控訴院判事、昭和二〇年五月名古屋地方裁判所判事、昭和二二年一月名古屋高等裁判所判事、昭和二三年二月退職、昭和二三年三月弁護士登録・京都、昭和二四年七月登録取消、昭和二四年七月京都地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和三六年

八月大阪高等裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和36・8・12）、昭和四二年二月和歌山地方裁判所長兼和歌山家庭裁判所長（『官報』昭和42・2・18）、昭和四四年一月大阪高等裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和44・1・13）、昭和四五年七月定年退官（『官報』昭和45・7・31）、昭和四五年九月弁護士登録・京都（『官報』昭和45・12・3）、平成四年一月三〇日登録取消・死亡（『官報』平成5・1・22）

●岡垣久晃「支那事变下に於ける労働運動」（『思想研究資料』特輯第八十七号、司法省刑事局・一九四一年五月。後に、岡垣久晃『支那事变下に於ける労働運動』社会問題研究会編・社会問題資料叢書第1輯・思想研究資料（特輯）、東洋文化社・一九七一年一月に収録）

⑰ 細井淳三

●明治四一年七月三一日生、愛知県碧海郡安城町、昭和九年三月中央大学法学部卒業、昭和一〇年一月高等試験司法科合格、昭和一〇年一月弁護士登録・東京、昭和一一年五月登録取消、昭和一一年五月司法官試験・仙台地方裁判所詰、昭和一二年一月仙台地方裁判所予備判事、昭和一三年四月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所予備判事、昭和一三年名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事、昭和一七年六月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部判事、昭和二年四月伊那区裁判所判事、昭和二年二月浜松区裁判所兼静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和二年一月前橋地方裁判所兼前橋簡易裁判所判事、昭和二四年一月兼前橋家庭裁判所判事、昭和三二年一月前橋地方裁判所兼前橋家庭裁判所判事、昭和三八年八月前橋家庭裁判所兼前橋地方裁判所判事、昭和三九年八月長野地方裁判所飯田支部長兼長野家庭裁判所飯田支部長兼飯田簡易裁判所判事司法行政事務管理掌者（『人物事典』Ⅴ、『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四三年四月長野家庭裁判所兼長野地方裁判

所兼長野簡易裁判所判事（「官報」昭和43・4・3）、昭和四五年四月長野地方裁判所兼長野簡易裁判所判事（「官報」昭和45・4・3）、昭和四六年一月長野地方裁判所判事事務総括者（「官報」昭和46・1・5）、昭和四六年四月前橋地方裁判所太田支部長兼前橋家庭裁判所太田支部長兼太田簡易裁判所判事司法行政事務管掌者（「官報」昭和46・4・2、昭和46・4・5）、昭和四八年一月依願免本官並兼官（「官報」昭和48・1・11）、昭和四八年二月弁護士登録・群馬（「官報」昭和48・3・30）、昭和五九年一〇月二八日登録取消・死亡（「官報」昭和59・12・11）

（二） 検事の閲歴

① 増田 嘯彦

● 明治一四年一二月二日生、岐阜県武儀郡関町、明治三六年七月和仏法律学校卒業、明治三七年一二月判事検事登用試験及第、明治三七年一二月司法官試補・鳥取地方裁判所詰、明治三九年一二月鳥取地方裁判所予備検事、明治四〇年四月益田区裁判所検事、明治四〇年一〇月玉島区裁判所検事、明治四一年八月松山区裁判所検事、明治四二年八月今市区裁判所検事、明治四二年一月三次区裁判所検事、大正二年五月西条区裁判所検事、大正三年八月松山区裁判所検事、大正四年七年松江地方裁判所検事、大正五年一月金沢地方裁判所検事、大正六年一二月富山地方裁判所検事、大正一一年七月名古屋区裁判所検事、大正一五年九月名古屋地方裁判所検事、昭和二年一月刑事局事務嘱託、昭和三年右嘱託ヲ解ク、昭和四年一月名古屋控訴院検事、昭和四年九月宮崎地方裁判所検事正、昭和七年三月高松地方裁判所検事正、昭和一四年四月福島地方裁判所検事正、昭和一四年七月金沢地方裁判所検事正（「人物事典」IⅴV）、昭和一八年三月大審院検事・退職（「官報」昭和18・3・23〔24〕、昭和

和一九年五月弁護士登録・金沢（「官報」昭和19・6・16）、昭和三七年一〇月三日登録取消・死亡（「官報」昭和37・11・12）

● 「増田 嘯彦」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

② 餅原 惟光

● 明治三一年一月一二日、鹿児島県始良郡蒲生村、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一三年六月名古屋地方裁判所予備検事、大正一四年八月岐阜区裁判所検事、昭和三年七月名古屋区裁判所検事（「人物事典」Ⅲ）、昭和七年一〇月東京区裁判所兼東京地方裁判所検事（「官報」昭和7・10・19）、昭和九年一二月二一日死亡（「官報」昭和10・1・8日）。（注）餅原検事は、大蔵省疑獄事件の捜査応援に当たったが、その疲労から乾性肋膜炎を發し療養中、肺炎を併發して死亡した（「朝日新聞」昭和9・12・23夕、昭和11・7・12夕）。

● 餅原 惟光「耕地整理と之に牽連する犯罪」（『司法研究』第一五輯・報告集一、司法省調査課・一九三二年三月）

③ 長岡 外次

● 明治一〇年五月二日生、金沢市木ノ神保七番町、明治三五年七月東京法学院卒業、明治三七年一二月判事検事登用試験及第、昭和三七年一月司法官試補・金沢地方裁判所詰、昭和三九年一二月室蘭区裁判所検事、明治四〇年一〇月札幌地方裁判所検事、明治四一年六月富山区裁判所検事、明治四四年五月高岡区裁判所検事、明治四五年七月名古屋地方裁判所検事、大正二年五月山田区裁判所検事、大正四年五月徳島地方裁判所検事、大正九年一〇月福井地方裁判所検事、大正一二年四月富山地方裁判所検事、大正一四年五月富山巡查講習会講師嘱託、大正一五年九月名古屋区裁判所検事（「人物事典」IⅴⅢ）、昭和四年二月

名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所検事（官報）昭和4・2・7）、昭和四年九月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事（官報）昭和4・9・19）、昭和七年三月大審院検事・退職（官報）昭和7・4・1）、昭和七年四月弁護士登録・名古屋（官報）昭和7・5・3）、昭和二五年一月一五日登録取消・死亡（官報）昭和25・2・10）

●「長岡外次」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

④ 徳江治之助

●明治一九年二月二日生、群馬県佐波郡多和田、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正二年五月浦和地方裁判所予備検事、大正二年一月名古屋地方裁判所検事、大正四年五月七尾区裁判所検事、大正六年六月安濃津区裁判所検事、大正八年六月山田区裁判所検事、大正一二年四月名古屋区裁判所検事、大正一三年八月名古屋地方裁判所検事、大正一五年九月岡崎区裁判所検事、昭和三年六月名古屋控訴院検事、昭和四年九月名古屋地方裁判所検事、昭和七年四月名古屋控訴院検事、昭和一〇年一月鳥取地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一一年六月大審院検事（官報）昭和11・6・30）、昭和一二年一月千葉地方裁判所検事正（官報）昭和12・12・22）、昭和一五年一月福岡地方裁判所検事正（官報）昭和15・1・12）、昭和一六年五月名古屋地方裁判所検事正（官報）昭和16・5・14）、昭和一九年九月横浜地方裁判所検事正（官報）昭和19・10・2）、昭和二〇年四月大審院検事（官報）昭和20・4・17）、昭和二一年二月退職（官報）昭和21・2・22）、昭和二一年四月弁護士登録・名古屋（官報）昭和21・5・25）、昭和三六年二月一四日登録取消・死亡（官報）昭和37・2・19）

●「徳江治之助」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）、「徳江治之助」『大衆人事録』北海道・

奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑤ 松藤正憲

●明治二三年三月一七日生、福岡県山門郡大和村、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正六年一〇月千葉地方裁判所予備検事、大正六年一月福島地方裁判所予備検事、大正六年一二月青森地方裁判所検事、大正七年一二月気仙沼区裁判所検事、大正八年六月一関区裁判所検事、大正九年一〇月大分地方裁判所検事、大正一一年一月長崎区裁判所検事、大正一二年一月裁判所書記登用試験委員、大正一五年四月長崎税関学芸講習会所講師ヲ嘱託（長崎税関）、大正一五年八月左記事項ノ調査研究ヲ命ス・入会権ニ就テ、昭和三年七月長崎地方裁判所検事、昭和七年四月名古屋控訴院検事、昭和七年七月名古屋地方裁判所検事、昭和一二年九月宮城控訴院検事、昭和一三年六月大審院検事、昭和一三年一月山形地方裁判所検事正（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年一〇月松山地方裁判所検事正（官報）昭和16・11・4）、昭和一八年五月鳥取地方裁判所検事正（官報）昭和18・5・11）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報）昭和21・2・22）、昭和二一年五月弁護士登録・福岡（官報）昭和21・6・26）、昭和二七年六月登録取消（官報）昭和27・7・5）、昭和二七年六月福岡地方裁判所八女支部兼福岡家庭裁判所八女支部兼八女簡易裁判所判事（官報）昭和27・6・17、昭和27・7・4）

●松藤正憲「刑事涉外事件の取扱に関する事項」『司法研究』第二輯・報告集二、司法省調査課・一九二六年二月）、「松藤正憲」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）、「松藤正憲」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月）

⑥ 川井寛次郎

●明治三一年六月二五日生、盛岡市加賀野↓秋田市保戸野仲町、大正一二年三月東京帝國大学法学部卒業、大正一二年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備検事、大正一五年六月浦和地方裁判所予備検事、大正一五年十一月千葉地方裁判所予備検事、昭和二年四月大分区裁判所検事、昭和四年八月甲府区裁判所検事、昭和六年四月前橋区裁判所検事、昭和七年四月東京区裁判所検事、昭和一二年一〇月名古屋地方裁判所検事（『人物事典』Ⅲ、Ⅴ）、昭和一五年四月甲府地方裁判所検事、昭和一六年六月横浜地方裁判所検事、昭和一九年六月宇都宮地方裁判所検事、昭和二一年三月東京控訴院検事、昭和二一年七月札幌控訴院検事、昭和二二年八月函館地方検察庁検事正、昭和二四年五月新潟地方検察庁検事正、昭和二七年一二月千葉地方検察庁検事正、昭和二八年一二月最高検察庁検事、昭和三二年一月退職（『官報』昭和32・2・2）、昭和三二年二月公証人・東京（『官報』昭和32・2・2）、昭和四三年六月退職公証人（『官報』昭和43・7・6）、昭和四三年六月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和43・7・27）、昭和六三年一月一〇日登録取消・死亡（『官報』昭和63・2・10）

(三) 弁護士の履歴

①松岡光雄

●「出身地」岐阜、「事務所」名古屋市中区東二葉町二〇、「電話」東四一八六（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正一二年三月東京帝國大学法学部卒業（『官報』大正12・5・14）、大正一二年五月弁護士登録・東京（『官報』大正12・5・17）、大正一四年一〇月登録換・名古屋（『官報』大正14・11・10）、昭和一一年一〇月登録換・岐阜（『官報』昭和11・4・10）、昭和一五年二月二二日死亡（『岐阜県弁護士

会の歩み』昭和56年）、昭和一五年一月登録取消・死亡（『官報』昭和15・12・9）

②高田保一

●「出身地」愛知、「事務所」名古屋市中区老松町一ノ一七、「電話」東六三〇三（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正一四年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年四月弁護士登録・名古屋（『官報』大正15・5・6）、昭和二一年六月登録取消（『官報』昭和21・8・13）

③川淵千藏

●明治一四年五月七日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」高知、「事務所」名古屋市中区南鍛冶屋町五ノ一ノ三、「電話」中五六九（『日本弁護士名簿』昭和3年）、明治四一年七月東京帝國大学法科大学卒業（『官報』明治41・7・14）、明治四一年七月司法官試補・浦和地方裁判所詰（『官報』明治41・7・31）、明治四三年八月東京地方裁判所予備検事（『官報』昭和43・8・9）、明治四三年一月名古屋区裁判所兼名古屋地方裁判所検事（『官報』昭和43・11・21）、大正元年一〇月福井区裁判所兼福井地方裁判所検事（『官報』大正元・10・25）、大正二年五月名古屋地方裁判所検事（『官報』大正2・5・30）、大正二年九月看守長任用試験委員（『官報』大正2・9・23）、大正三年六月退職（『官報』大正3・6・3）、大正三年六月弁護士登録・名古屋（『官報』大正3・6・19）、大正八年四月名古屋弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正8年）、昭和一六年一〇月登録換・第一東京（『官報』昭和16・11・12）、昭和一七年九月登録取消・死亡（『官報』昭和17・10・19）

●「川淵千藏」〔馬場守次『名古屋百紳士』、名古屋百紳士発行所・一九一七年二月〕、「川淵千藏君」〔富谷益藏『愛知県人士録』博進社・一九二〇年七月〕、「川淵千藏」〔馬場守次『続名古屋新百人物』珊瑚社・一九二二年一月〕、「弁護士川淵千藏君」〔『中京名鑑』、名古屋毎日新聞社・一九二八年二月〕、「弁護士川淵千藏君」〔『中京名鑑』、名古屋毎日新聞社・一九三六年九月〕、「川淵千藏」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月〕

④馬場小八

●明治二五年一〇月二五日生、「出身地」栃木〔人物事典〕Ⅰ、「事務所」名古屋市東区下堅杉町二ノ一三、「電話」東一一八〇〔日本弁護士名簿〕昭和3年)、明治四〇年六月明治大学卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四四年七月名古屋地方裁判所予備検事、明治四四年一二月和歌山区裁判所検事、大正三年六月山鹿区裁判書検事、大正三年一月竹田区裁判所検事、大正四年五月敦賀区裁判所検事〔人物事典〕Ⅰ)、大正七年七月名古屋区裁判所兼名古屋地方裁判所検事〔官報〕大正7・7・2)、大正一〇年三月退職〔官報〕大正10・3・15)、大正一〇年三月弁護士登録・名古屋〔官報〕大正10・4・7)、昭和六年七月登録取消・死亡〔官報〕昭和6・8・22)

●「弁護士馬場小八」〔『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九二八年二月〕

⑤小幡良平

●明治一二年一〇月二七日生、「出身地」新潟、「事務所」名古屋市東区長塚町六ノ一五、「電話」東四九八八〔日本弁護士名簿〕昭和4年)、明治三五年七月東京法学院卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第、大正六年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正八年七月東京地方裁判所予備検事、大正八年九月東京地方裁判所検事、大正九年一二月熊谷区裁判所検事、大正一〇年七月新潟地方裁判所検事〔人物事典〕Ⅱ)、大正一〇年八月兼新潟区裁判所検事〔官報〕大正10・8・23)、大正一二年四月安濃津地方裁判所兼安濃津区裁判所検事〔官報〕大正12・4・27)、大正一三年八月岐阜区裁判所兼岐阜地方裁判所検事〔官報〕大正13・8・7)、大正一五年五月名古屋区裁判所兼名古屋地方裁判所検事〔官報〕大正15・5・19)、昭和三年一月七尾区裁判所検事兼金沢地方裁判所七尾支部検事〔官報〕昭和3・1・17)、昭和三年六月名古屋地方裁

判所検事・退職〔官報〕昭和3・6・13)、昭和三年七月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和3・7・14)、昭和九年一月登録取消・死亡〔官報〕昭和9・2・7)

●「弁護士小幡良平君」〔『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九二八年二月〕

⑥渡邊萬作

●「出身地」長野、「事務所」名古屋市東区大津町三ノ一〇〔日本弁護士名簿〕昭和4年)、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業〔官報〕大正8・7・12)、大正一一年二月弁護士登録・名古屋〔官報〕大正11・3・3)、大正一一年四月登録換・大阪〔官報〕大正11・4・27)、昭和三年八月登録換・名古屋〔官報〕昭和3・9・14)、昭和四年八月登録換・長野〔官報〕昭和4・9・3)、昭和一〇年九月登録換・東京〔官報〕昭和10・10・2)、昭和二一年七月登録換・長野〔官報〕昭和21・9・26)、昭和三六年一月二一日登録取消・死亡〔官報〕昭和36・2・15)

⑦岡本實太郎

●明治一四年六月二五日〔第六九回衆議院議員名簿〕昭和11年)、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区武石町二ノ一四、「電話」東六一〇〇〔日本弁護士名簿〕昭和4年)、明治三六年七月明治法律学校卒業〔衆議院議員名鑑〕平成2年)、明治三六年一二月判事検事登用試験及第〔官報〕明治36・12・7)、明治三六年一二月司法官試補・岐阜地方裁判所詰〔官報〕明治36・12・25)、明治三七年五月依願免司法官試補〔官報〕明治37・5・16)、…煙草専売局勤務…、大正一〇年九月弁護士登録・東京〔官報〕大正10・9・22)、大正一一年一〇月登録換・名古屋〔官報〕大正11・10・26)、大正一三年五月衆議院議員当選六回当選・民政党、昭和六年四月登録取消〔官報〕昭和6・5・16)、昭和七年一月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和7・2・3)、昭和七年四月登録換・東京〔官報〕昭和7・5・3)、昭和二四年六月登録取消〔官報〕昭和24・11・5)、昭和二七年四月三〇日死亡〔衆議院議員名鑑〕平成2年)

●「岡本實太郎」『戦時下の政局を繞る人々・昭和政治家評論』角屋謹一・一九三八年一〇年）、「岡本實太郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「岡本實太郎」『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑧岡本照吉

●明治二〇年一月生（中京名鑑 昭和11年）、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区石町二ノ一四、「電話」東六一〇〇（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正八年七月明治大学卒業（中京名鑑 昭和3年）、大正九年一二月弁護士試験及第（官報 大正9・12・14）、大正一〇年一月弁護士登録・東京（官報 大正10・1・18）、大正一一年三月登録換・名古屋（官報 大正11・3・9）、昭和四年四月名古屋弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和4年）、昭和二八年一月一日登録取消・死亡（官報 昭和28・2・14）

●「弁護士試験九年度及第者岡本照吉」『高等試験口述問答集』第一輯、受験界社・一九二五年一〇月）、「弁護士岡本照吉君」『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九二八年二月）、「弁護士岡本照吉君」『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九三六年九月）

⑨平山文次

●明治二六年二月一七日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」愛知、「事務所」一宮市七間町二二、「電話」一宮二八三（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一〇年三月法政大学卒業（全国弁護士大観 昭和52年）、大正一〇年九月弁護士試験及第（官報 大正10・9・30）、大正一〇年一〇月弁護士登録・東京（官報 大正10・10・20）、大正一四年三月登録換・名古屋（官報 大正14・4・8）、昭和六年一二月一〇日登録取消・死亡（官報 昭和60・12・15）

●「平山文次」『全国弁護士大鑑』法曹公論社・一九七七年六月）

⑩鈴木五六

●明治一六年一月二一日生（愛知県市町村人士録 昭和4年）、「出身地」愛知、「事務所」豊橋市中八丁乙一〇ノ七、「電話」豊橋一五六（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治三六年七月東京法学院卒業（衆議院議員名鑑 平成2年）、明治三七年一月判事検事登用試験及第（官報 明治37・11・26）、明治三七年一二月司法官試験補・名古屋地方裁判所詰（官報 明治37・12・26）、明治三八年一月依願免司法官試験補（官報 明治38・1・23）、明治三八年二月弁護士登録・名古屋（官報 明治38・2・14）、昭和三年二月衆議院議員当選・政友会、昭和七年一月二七日死亡（衆議院議員名鑑 平成2年）、昭和七年一二月登録取消・死亡（官報 昭和7・12・9）

●「鈴木五六氏」〔長瀬知親』愛知県市町村人士録』愛知県市町村人士録編纂所・一九二九年一月）、「鈴木五六」『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑪浦野光義

●明治三五年九月生（中京名鑑 昭和7年）、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区森下町四五、「電話」東六九五四（日本弁護士名簿 昭和5年）、大正一二年三月日本大学法律科卒業（中京名鑑 昭和7年）、大正一五年弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（官報 大正15・12・21）、昭和二年二月弁護士登録・名古屋（官報 昭和2・2・5）、昭和一二年一月登録取消（官報 昭和12・12・11）、昭和二年一月弁護士登録・名古屋（官報 昭和21・12・19）

●「弁護士・弁理士浦野光義君」『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九三二年六月）

⑫星野國治郎

●明治三一年一〇月一八日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区武平町二ノ九、「電話」東五四九（日本弁護士名簿 昭和5年）、大正一〇年三月中央大学法科

卒業（全国弁護士大観 昭和52年）、大正一一年九月弁護士試験及第〔官報〕大正11・9・30）、大正一一年一〇月弁護士登録・名古屋〔官報〕大正11・11・1）、昭和九年四月名古屋弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和9年）、昭和五三年六月二日登録取消・死亡〔官報〕昭和53・7・15）

● 「弁護士星野國治郎君」〔中京名鑑〕名古屋毎日新聞社・一九二八年二月、「星野國治郎」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「星野國治郎」〔全国弁護士名鑑〕、法書公論社・一九七七年六月）

⑬坂野憲治

● 明治一五年二月一五日生（愛知県人士録 大正3年）、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区水筒先町四ノ八、「電話」東三〇七八（日本弁護士名簿 昭和6年）、明治四一年一二月京都帝国大学法科大学卒業〔官報 明治42・7・19〕、明治四二年一月弁護士登録・名古屋〔官報 明治42・2・1〕、大正一五年三月名古屋弁護士会長（日本弁護士名簿 大正15年）、昭和一八年一月登録取消・死亡〔官報 昭和18・12・14〕

● 「坂野憲治君」〔小澤有隣編『愛知県紳士録』、内外新聞雜誌縦覧所・一九四四年六月〕、「弁護士坂野憲治君」〔中京名士録』、名古屋毎日新聞社・一九二〇年八月〕、「弁護士坂野憲治君」〔中京名鑑』、名古屋毎日新聞社・一九二八年二月）

⑭堤幸一

● 「出身地」佐賀、「事務所」名古屋市東区長堤町三ノ一三、「電話」東六〇九三（日本弁護士名簿 昭和6年）、…中京法律学校…、大正一一年三月弁護士試験及第〔官報 大正11・3・27〕、大正一一年六月弁護士登録・名古屋〔官報 大正11・6・22〕、昭和四六年四月五日登録取消・死亡〔官報 昭和46・6・7〕

● 「弁護士堤幸一君」〔中京名鑑』、名古屋毎日新聞社・一九二八年二月）

⑮長尾信

● 明治二四年五月二日生、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区武平町二ノ一六、「電話」東五五三四（日本弁護士名簿 昭和6年）、…裁判所書記…、大正一一年三月弁護士試験及第〔官報 大正11・3・27〕、大正一一年五月弁護士登録・名古屋〔官報 大正11・5・23〕、昭和一〇年六月登録取消〔官報 昭和10・7・3〕、昭和一〇年六月一関区裁判所判事、昭和一四年九月米沢区裁判所判事（人物事典）Ⅳ・Ⅴ）、昭和一四一一月山形地方裁判所判事〔官報 昭和14・12・2〕、昭和一八年六月八戸区裁判所兼青森地方裁判所八戸支部判事〔官報 昭和18・6・23〕、…福島地方裁判所部長判事〔司法職員録 昭和21年〕…、昭和二二年一月福島地方裁判所判事〔官報 昭和23・1・24号外〕、昭和二四年一月兼福島家庭裁判所判事〔官報 昭和24・2・3〕、昭和二八年二月福島地方裁判所判事部事務総括者〔官報 昭和28・3・7〕、昭和二九年一二月金沢地方裁判所長〔官報 昭和29・12・29〕、昭和三一年五月定年退官〔官報 昭和31・5・7〕、昭和三一年六月弁護士登録・名古屋〔官報 昭和31・7・12〕、昭和四四年一月二三日登録取消・死亡〔官報 昭和45・1・28〕

● 「弁護士長尾信君」〔中京名鑑』、名古屋毎日新聞社・一九二八年二月）

⑯高山平次郎

● 明治三〇年一〇月五日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」山形、「事務所」東京市赤坂区溜池町二、「電話」赤坂一六九二（日本弁護士名簿 昭和6年）、大正一二年三月中央大学法科卒業、大正一二年二月弁護士試験及第〔官報 大正12・2・27〕、大正一二年三月弁護士登録・東京〔官報 大正12・3・24〕、昭和三一年四月東京弁護士会副会長（全国弁護士大観 昭和52年）、平成三年六月一三日登録取消・死亡〔官報 平成3・7・12〕

● 「高山平次郎」〔日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、「高山平次郎」〔全国弁護士大鑑』、法

⑰堀部先之助

●「出身地」愛知、「事務所」名古屋市南区熱田須賀町一、「電話」南一六二六（『日本弁護士名簿』昭和6年）、…日本大学…、大正一二年二月判事検事登用試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年三月司法官試験補・東京地方裁判所詰（『官報』大正12・4・4）、大正一四年三月浦和地方裁判所予備判事（『官報』大正14・3・28、大正14・4・2）、大正一四年五月依願免本官（『官報』大正14・5・7）、大正一四年五月弁護士登録・名古屋（『官報』大正14・6・8）、昭和四七年二月一六日登録取消・死亡（『官報』昭和47・4・3）

●「弁護士堀部先之助君」〔『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九二八年二月〕、「親子弁護士の弁護士先之助」〔『自由と正義』第4巻第9号、一九五三年九月〕

⑱齋藤最

●明治一七年二月二七日生（愛知県人士録『大正9年』）、「出身地」富山、「事務所」名古屋市東区南外堀町一〇ノ三、「電話」東四六二八（『日本弁護士名簿』昭和7年）、明治四一年七月日本大学法律科卒業（『中京現代人物評伝』昭和9年）、明治四一年一二月判事検事登用試験及第（『官報』明治41・12・3）、明治四一年一二月司法官試験補・高知地方裁判所詰（『官報』明治41・12・28）、明治四四年七月高知地方裁判所予備検事（『官報』明治44・7・15、明治44・7・17）、明治四四年八月姫路区裁判所検事（『官報』明治45・4・11）、大正二年五月脇町区裁判所兼徳島地方裁判所検事（『官報』大正2・5・30）、大正三年三月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所検事（『官報』大正3・3・17）、…退職…、大正三年一月弁護士登録・名古屋（『官報』大正3・11・20）、大正八年四月名古屋弁護士会副会長（『中京現代人物評伝』昭和9年）、

大正一四年四月名古屋弁護士会会長（『日本弁護士名簿』大正14年）、昭和一三年四月登録取消・死亡（『官報』昭和13・5・16）

●「齋藤最君」〔富谷益藏『愛知県人士録』博進社・一九二〇年七月〕、「弁護士齋藤最君」〔『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九三六年九月〕、「齋藤最」〔『中京現代人物評伝』2、早川文書事務所・一九三四年一〇月〕

⑲宮崎巖雄

●明治三〇年一〇月三〇日生（『全国弁護士大観』昭和52年）、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区東片端町三ノ二の一、「電話」東六二七二（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正一二年三月日本大学法科卒業（『中京名鑑』昭和7年）、大正一〇年九月判事試験及第（『官報』大正10・9・30）、大正一〇年一月弁護士登録・東京（『官報』大正10・11・18）、大正一五年一月登録換・名古屋（『官報』大正15・2・15）、昭和二四年九月登録取消（『官報』昭和24・10・8）、昭和二四年九月名古屋高等検察庁金沢支部検事（『官報』昭和24・10・5）、昭和二五年五月名古屋地方検察庁岡崎支部検事（『官報』昭和25・5・8）、昭和二五年七月依願免本官（『官報』昭和25・8・5）、昭和二五年八月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和25・9・7）、昭和五二年二月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和52・3・28）

●「弁護士宮崎巖雄君」〔『中京名鑑』名古屋毎日新聞社・一九三二年六月〕、「宮崎巖雄」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「宮崎巖雄」〔『全国弁護士大鑑』法曹公論社・一九七七年六月〕

⑳和田本寄太郎

●明治一七年五月一〇日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」広島、「事務所」名古屋市鶴重町二ノ一八、「電話」東八二（『日本弁護士名簿』昭和8年）、大正八年三月明治大学法科卒業（『大衆人事録』昭和18年）、大正一二年二月判事試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年三月判事登録・名古屋（『官報』大正12・4・17）、昭和八年四月名古屋弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和8年）、昭

和三七年四月九日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・5・12

●「弁護士和田本寄太郎君」〔中京名鑑〕名古屋毎日新聞社・一九二八年二月、「和田本寄太郎」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

㉑重長直次

●明治二五年生〔中京名鑑〕昭和3年、「出身地」山口、「事務所」名古屋市西区西菊井町六ノ一、「電話」西四八一六〔日本弁護士名簿〕昭和8年、…日本大学〔中京名鑑〕昭和3年…、大正一一年三月弁護士試験及第〔官報〕大正11・3・27）、大正一一年四月弁護士登録・東京〔官報〕大正11・4・28）、昭和二年四月登録換・名古屋〔官報〕昭和2・4・19）、昭和一四年一月登録取消・死亡〔官報〕昭和14・2・14）

●「重長直次」〔中京名鑑〕名古屋毎日新聞・一九二八年二月

㉒相澤隼人

●明治一二年一月一九日生〔大衆人事録〕昭和18年、「出身地」新潟、「事務所」名古屋市東区撞木町一ノ一八、「電話」東七一八〔日本弁護士名簿〕昭和9年）、明治四〇年四月日本大学法科卒業、大正五年一月判事検事登用試験及第、大正五年二月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正七年七月名古屋地方裁判所予備判事、大正七年八月名古屋地方裁判所判事、大正八年六月安濃津地方裁判所判事、大正一一年五月岐阜地方裁判所判事、大正一三年一二月名古屋控訴院判事、大正一五年一二月名古屋地方裁判所判事〔人物事典〕Ⅱ〇〇Ⅲ）、昭和七年三月名古屋地方裁判所部長・退職〔官報〕昭和7・4・2）、昭和七年四月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和7・5・3）、昭和三年四月二十八日登録取消・死亡〔官報〕昭和23・5・28）

●「弁護士相澤隼人君」〔中京名鑑〕名古屋毎日新聞社・一九三三年六月、「弁護士相澤隼人君」〔中京名鑑〕名

古屋毎日新聞社・一九三六年九月、「相澤隼人」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

㉓友松千代一

●「出身地」愛知、「事務所」名古屋市中区西日置町出先一八、「電話」西一一八八〔日本弁護士名簿〕昭和9年）、昭和六年一月高等試験司法科合格〔官報〕昭和6・11・13）、昭和七年一月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和7・2・3）、昭和二七年一月六日登録取消・死亡〔官報〕昭和27・3・10）

㉔野々山藤重

●明治二一年五月一九日生〔大衆人事録〕昭和18年、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区富沢町二ノ六、「電話」東三二五二一〔日本弁護士名簿〕昭和14年）、大正一〇年九月弁護士試験及第〔官報〕大正10・9・30）、大正一〇年一月弁護士登録・東京〔官報〕大正10・11・8）、大正一一年一月登録換・名古屋〔官報〕大正11・11・18）、昭和七年四月名古屋弁護士会副会長〔日本弁護士名簿〕昭和7年）、昭和一六年名古屋弁護士会長〔日本弁護士名簿〕昭和16年）、昭和二二年一〇月登録取消〔官報〕昭和23・1・19）、昭和二二年一月金沢地方裁判所長、昭和二三年三月兼金沢家事審判所判事、昭和二三年一〇月兼金沢家事審判所長、昭和二四年一月兼金沢家庭裁判所長、昭和二四年七月津地方裁判所長兼津家庭裁判所長、昭和二七年一〇月依願免本官、昭和二七年一月公証人・名古屋〔司法大観〕昭和32年）、昭和三三年五月依願免公証人〔官報〕昭和33・5・22）、昭和三年六月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和33・7・16）、昭和三四年一二月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・1・19）

●「弁護士野々山藤重君」〔中京名鑑〕名古屋毎日新聞社・一九二八年二月、「弁護士野々山藤重君」〔中京

名鑑』名古屋毎日新聞社・一九三六年九月)、「野々山藤重」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

㊥ 拂善市

● 明治一五年六月二九日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」熊本、「事務所」名古屋市東区東片端町三ノ一〇「電話」東四四八〇(『日本弁護士名簿』昭和14年)、明治四三年七月明治法律学校卒業、：領事館勤務：、大正一五年一二月弁護士試験(大正二年法律五二号)合格(『官報』大正15・12・21)、昭和二年一月弁護士登録・名古屋(『官報』昭和2・2・5)、昭和二八年四月一二日登録取消・死亡(『官報』昭和28・5・9)

● 「拂善市」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

㊦ 長谷川正明

● 明治三七年八月七日生(『全国弁護士大鑑』昭和52年)、「出身地」愛知、「事務所」名古屋市東区石町三ノ二四、「電話」東二三七三(『日本弁護士名簿』昭和14年)、大正一二年三月中京法律学校卒業(『全国弁護士大鑑』昭和52年)、昭和五年一月弁護士試験(大正二年法律五二号)合格(『官報』昭和5・11・12)、昭和五年一二月弁護士登録・名古屋(『官報』昭和6・1・20)、昭和五五年一二月一八日登録取消・死亡(『官報』昭和56・2・17)

● 「長谷川正明」(『全国弁護士大鑑』法曹公論社・一九七七年六月)

2 安濃津

(一) 判事の閲歴

① 松田孫治郎(水戸参照)

● 明治一四年四月二四日生、福岡県早良郡鳥飼村、明治三三年七月和仏法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・佐賀区裁判所詰、明治三六年七月佐賀地方裁判所判事、明治三九年一月飫肥区裁判所判事、明治四〇年七月武雄区裁判所判事、明治四一年七月佐賀地方裁判所判事、明治四四年七月那覇地方裁判所部長、大正二年五月小倉区裁判所判事、大正三年一月長崎控訴院判事、大正六年九月函館控訴院判事、大正八年六月長崎控訴院判事、大正九年七月長崎地方裁判所部長、大正一一年一月長崎控訴院部長、大正一一年一二月公証人懲戒委員、文官普通懲戒委員、大正一四年三月徳島地方裁判所長、昭和二年六月安濃津地方裁判所長、昭和四年一月水戸地方裁判所長、昭和一〇年九月広島地方裁判所長、昭和一二年一二月長野地方裁判所長(『人物事典』I-V)、昭和一八年三月大審院検事・退職(『官報』昭和18・3・27、昭和18・3・29)、昭和一二年一月弁護士登録・福岡(『官報』昭和21・12・19)

● 「松田孫治郎」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

② 薄井大介

● 明治二四年一月二二日生、長野県北安曇郡池田町、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正六年三月依願免司法官試補、大正六年一月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正七年三月浦和地方裁判所詰、大正七年一月浦和地方裁判所予備判事、大正八年一月仙台地方裁判所判事、大正一二年八月名古屋地方裁判所判事、大正一五年二月名古屋控訴院判事、昭和四年七月安濃津地方裁判所部長、昭和一〇年一二月名古屋地方裁判所部長、昭和一二年四月名古屋控訴院判事、昭和一二年一〇月東京控訴院部長(『人物事典』II-V)、昭和一五年四月名古屋控訴院部長、昭和一

六年七月奈良地方裁判所長、昭和二年二月宇都宮地方裁判所長、昭和二四年九月名古屋高等裁判所判事、昭和二六年二月依願免本官〔官報〕昭和24・2・20、昭和二六年二月公証人名古屋（日本公証制度沿革史）昭和43年、昭和三六年一月依願免公証人〔官報〕昭和36・1・25

③多田常太郎（高知参照）

●明治五年九月三日生、長崎県下県郡嚴原中村町、明治二五年七月東京法学院卒業、明治二六年一月代言人試験及第〔官報〕明治26・1・31、明治二六年一月代言免許・東京（日本弁護士史一二四頁）、明治二六年五月弁護士登録・大阪〔官報〕明治26・6・2、明治三〇年七月登録取消〔官報〕明治30・7・20、明治三〇年七月田辺区裁判所判事、明治三二年七月大阪区裁判所判事、明治三七年九月大阪地方裁判所部長、明治三八年一月長崎控訴院判事、明治四〇年七月大阪地方裁判所判事、大正二年五月京都府裁判所監督判事、大正一二年四月山口地方裁判所長、大正一五年七月高知地方裁判所長〔人物事典〕Ⅱ・Ⅲ、昭和四年一月安濃津地方裁判所長〔官報〕昭和4・11・25、昭和八年一〇月名古屋地方裁判所長〔官報〕昭和8・10・20、昭和一〇年九月裁判所構成法第七四條ノ二退職〔官報〕昭和10・9・11、昭和一五年一〇月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和15・11・15、昭和二四年三月登録取消〔官報〕昭和24・4・20

●野村正男「多田常太郎」『法窓風雲録』上、朝日新聞社・一九六六年一月

④戸塚濱造

●明治二三年一二月一二日生、長野県北佐久郡岩村田村、大正五年九月中央大学専門部卒業、大正一二年二月判検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一二年三月司法官試験補・名古屋地方裁判所判事、大正一三年一二月名古屋地方裁判所予備判事、大正一四年七月金沢地方裁判所予備判事、大正一五年八月福井地方裁判所判事、昭和四年七月安濃津地方裁

判所判事、昭和七年四月金沢地方裁判所判事、昭和一〇年三月敦賀区裁判所判事、昭和一四年四月富山区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ・Ⅴ、昭和二二年三月名古屋控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・3・19、昭和二二年四月弁護士登録・富山〔官報〕昭和21・5・25、昭和四九年四月三〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和49・7・3

●「戸塚濱造」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

⑤牛山要

●明治三三年一〇月一六日生、名古屋市東区西二葉町、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一四年五月司法官試験補・東京地方裁判所判事、昭和二年三月東京地方裁判所予備判事、昭和二年五月前橋地方裁判所予備判事、昭和二年一二月名古屋地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月安濃津地方裁判所判事、昭和五年九月名古屋区裁判所判事、昭和六年四月水戸地方裁判所判事、昭和七年一〇月東京区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ・Ⅴ、昭和一〇年五月兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事、昭和一五年一二月宇都宮地方裁判所部長、昭和一七年一二月東京民事地方裁判所判事、昭和一八年四月東京控訴院判事、昭和二二年三月横浜地方裁判所部長、昭和二四年五月東京高等裁判所判事〔司法大観〕昭和32年、昭和二九年一月東京高等裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和29・11・9、昭和三二年一月水戸地方裁判所長兼水戸家庭裁判所長〔官報〕昭和32・11・16、昭和三五年五月東京高等裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和35・5・6、昭和四〇年一〇月定年退官〔官報〕昭和40・10・16、昭和四〇年一〇月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和40・11・20、昭和五五年一二月八日登録取消・死亡〔官報〕昭和55・12・22

●「牛山要」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「牛山要」『全国弁護士

●牛山要・安岡満彦共編『民法判例総攬相続・全』（帝国判例法規出版社・一九五二年三月）

⑥松嶋政一

●明治二三年五月一二日生、石川県羽咋郡堀松村、大正五年七月京都帝国大学卒業、大正五年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正八年三月大阪地方裁判所予備判事、大正八年三月函館地方裁判所判事、大正九年一月岩内区裁判所判事、大正一一年七月福井地方裁判所判事、大正一二年八月金沢地方裁判所判事、大正一五年一月二月福井地方裁判所判事、昭和五年一月二月金沢地方裁判所判事、昭和一〇年一月二月安濃津地方裁判所部長、昭和一四年八月岐阜地方裁判所部長（人物事典ⅡⅤ）、昭和一五年五月名古屋地方裁判所判事予審掛（官報「昭和15・5・8」、昭和二〇年五月名古屋地方裁判所部長（官報「昭和20・5・14」、昭和二〇年八月大審院判事・退職（官報「昭和20・9・1」）

●「松嶋政一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

⑦橘川喜三次

●明治一二年四月一三日生、香川県綾歌郡端岡村、明治三九年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三九年七月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四一年八月前橋地方裁判所判事、明治四三年一月二月東京区裁判所判事、大正三年八月古川区裁判所判事、大正三年一月二月米沢区裁判所判事、大正五年五月山形地方裁判所判事、大正六年九月郡山区裁判所判事、大正八年六月福島地方裁判所部長、大正九年一〇月名古屋控訴院判事、大正一二年四月奈良地方裁判所部長、大正一五年一月京都地方裁判所部長、昭和五年七月広島控訴院部長、昭和七年三月函館地方裁判所長、昭和九年九月大津地方裁判所長、昭和一一年八月

金沢地方裁判所長、昭和一二年一〇月安濃津地方裁判所長（人物事典ⅠⅤ）、昭和一五年七月退職（官報「昭和15・7・8」、昭和一五年七月公証人・神戸（官報「昭和15・7・9」、昭和一八年四月免公証人（日本公証制度沿革史）昭和43年）

●「橘川喜三次」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月

（二）検事の履歴

①高橋久衛（新潟参照）

●明治一六年二月八日生、千葉県君津郡馬来田村、明治四〇年七月政法大学卒業、明治四二年一月判事検事登用試験及第、明治四二年一月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正元年一月横浜地方裁判所予備判事、大正二年六月横浜地方裁判所判事、大正五年一月長野区裁判所判事、大正七年七月長野区裁判所検事、大正八年一月東京区裁判所検事、大正一〇年一月福岡区裁判所検事、大正一三年八月前橋区裁判所検事、大正一三年一月前橋地方裁判所検事、昭和四年二月安濃津地方裁判所検事、昭和八年四月横浜区裁判所検事、昭和九年一月新潟地方裁判所検事、昭和一一年八月釧路地方裁判所検事正、昭和一二年一〇月富山地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅤ）、昭和一四年一月高知地方裁判所検事正（官報「昭和14・12・16」、昭和一八年九月大審院検事・退職（官報「昭和18・9・30、昭和18・10・2」、昭和一九年一月弁護士登録・高知（官報「昭和19・11・15」、昭和三六年二月登録換・第二東京（官報「昭和36・3・16」、昭和四〇年四月登録取消（官報「昭和40・5・20」）

●「高橋久衛」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

②水田正之

●明治一〇年一月二日生、佐賀県小城郡南山村、明治三四年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・熊本地方裁判所詰、明治三八年四月福岡区裁判所検事、明治四〇年一二月小倉区裁判所検事、明治四四年二月佐世保区裁判所検事、明治四五年六月前橋区裁判所検事、大正二年五月東京控訴院検事、大正五年七月宮城控訴院検事、大正七年七月仙台区裁判所検事、大正七年一月岐阜地方裁判所検事、大正一二年四月名古屋控訴院検事、大正一二年五月公証人懲戒予備委員、大正一四年一月青森地方裁判所検事正、昭和二年七月岐阜地方裁判所検事正、昭和四年一月安濃津地方裁判所検事正、昭和七年一月宇都宮地方裁判所検事正、昭和九年七月静岡地方裁判所検事正、昭和十一年一二月福岡地方裁判所検事正（『人物事典』I-V）、昭和十五年一月退職（『官報』昭和15・1・8）、…：昭和二十三年七月弁護士登録・福岡（『官報』昭和23・10・4）、昭和三八年七月二日登録取消・死亡（『官報』昭和30・8・10）

③立川俊夫

●明治二九年二月一五日生、新潟県北蒲原郡安田村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月青森地方裁判所検事、大正一二年四月五所川原区裁判所検事、大正一三年一〇月青森地方裁判所検事、昭和二年五月石巻区裁判所検事、昭和二年一月盛岡区裁判所検事、昭和五年八月古川区裁判所検事、昭和七年四月青森地方裁判所検事、昭和一〇年一月福井地方裁判所検事、昭和一〇年七月安濃津区裁判所検事、昭和一二年六月安濃津地方裁判所検事（『人物事典』II-V）、昭和一四年一二月平区裁判所検事、昭和一六年八月山形地方裁判所検事（『司法大観』昭和32年）、昭和二十二年三月大審院検事・退職（『官報』昭和21・4・2号外）、

昭和二十二年五月弁護士登録・山形（『官報』昭和21・6・26）、昭和二十三年四月登録取消（『官報』昭和23・6・17）、昭和二十三年四月山形地方裁判所兼山形簡易裁判所判事（『官報』昭和23・4・20、昭和23・5・17）、昭和二十四年一月兼山形家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二十五年五月山形家庭裁判所兼山形地方裁判所判事（『官報』昭和25・6・15）、昭和二十九年九月山形家庭裁判所裁判所米沢支部兼山形地方裁判所米沢支部判事（『官報』昭和29・9・7）、昭和三十三年四月兼米沢簡易裁判所判事（『官報』昭和33・4・17（18））、昭和三十六年二月越谷簡易裁判所判事（『官報』昭和36・2・17（18））、昭和四十一年二月簡裁判事定年退官（『官報』昭和41・2・16）、昭和四十一年三月弁護士登録・埼玉（『官報』昭和41・4・18）、昭和四十三年七月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和44・1・7）

●「立川俊夫」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

(三) 弁護士の閲歴

①小林秀樹

●明治五年一月一二日生、「出身地」三重、「事務所」津市丸ノ内南町、「電話」津八六七（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治三二年七月明治法律学校卒業、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・安濃津地方裁判所詰、明治三八年九月佐世保区裁判所判事、明治三九年一〇月安濃津区裁判所判事、明治四〇年六月名古屋地方裁判所判事、明治四二年五月名古屋区裁判所検事、明治四三年四月安濃津区裁判所検事、明治四四年一〇月木本区裁判所検事、大正二年五月高山区裁判所検事、大正四年二月台湾総督府法院檢察官・台北地方法院檢察官、大正五年六月台南地方法院檢察官、大正一〇年五月釧路地方裁判所検事、大正一〇年一月真岡区裁判所検事（『人物事典』II）、大正一五年八月中

村区裁判所兼高知地方裁判所検事〔官報〕大正15・8・4)、昭和三年七月大阪控訴院検事・退職〔官報〕昭和3・7・28、昭和3・8・1)、昭和三年八月弁護士登録・安濃津〔官報〕昭和3・9・14)、昭和九年四月安濃津弁護士会副会長〔日本弁護士名簿〕昭和9年)、昭和三十一年一月二三日登録取消・死亡〔官報〕昭和31・11・12)

②西村美樹

●明治二十二年二月二〇日生、「出身地」宮崎、「事務所」津市南堀端、「電話」津五三二一(日本弁護士名簿)昭和5年)、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四五年七月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正三年四月東京地方裁判所予備判事、大正三年七月安濃津地方裁判所判事(人物辞典I)、大正六年六月退職〔官報〕大正6・6・4)、大正六年六月弁護士登録・安濃津〔官報〕大正6・6・20)、昭和三年四月安濃津弁護士会長〔日本弁護士名簿〕昭和3年)、昭和五〇年八月一九日登録取消・死亡〔官報〕昭和50・11・8)

③長井源

●明治二十七年八月一三日生(第六九回衆議院議員名簿)昭和11年)、「出身地」三重、「事務所」松阪市殿町、「電話」松阪〇三三九(日本弁護士名簿)昭和13年)、大正一二年三月明治大学法科大学卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格〔官報〕大正15・12・21)、昭和二年一月弁護士登録・安濃津〔官報〕昭和2・2・10)、昭和十一年二月衆議院議員当選当選3回・民政党、昭和一四年四月三重弁護士会長〔日本弁護士名簿〕昭和14年)、昭和二十七年一〇月衆議院議員当選当選2回・自由民主党、昭和四一年九月一九日登録取消・死亡〔官報〕昭和41・11・22)

●「長井源」(小林市松編『新松阪市人物』一、南勢新聞社・一九三三年八月)、「長井源」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)、「長井源」(廣新二『日本政治史に残る 三重県選出国會議員』廣新二・一九八五年九月)、「長井源」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「長井源」(日外アソシエーツ編『三重県 人物・人材情報リスト 二〇一七』大高利夫・二〇一六年一月)

3 岐阜

(一)判事の閲歴

①白井清左衛門

●明治十二年一月二一日生、新潟県佐渡郡河崎村、明治三四年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、昭和三五年一月弁護士試験及第、明治三五年一月司法官試験補・長岡区裁判所詰、明治三八年四月平区裁判所判事、明治三九年五月福島地方裁判所判事、明治三九年九月盛岡地方裁判所判事、明治四〇年六月八戸区裁判所判事、明治四一年六月横手区裁判所判事、明治四四年六月仙台地方裁判所判事、明治四五年二月秋田地方裁判所判事、大正四年五月秋田地方裁判所部長、大正四年八月裁判所書記登用試験委員長、大正七年七月宮城控訴院判事、大正一四年三月宮城控訴院部長、大正一五年七月松江地方裁判所長、昭和三年七月岐阜地方裁判所長、昭和七年五月仙台地方裁判所長(人物事典I-V)、昭和一二年五月岡山地方裁判所長〔官報〕昭和12・5・18)、昭和一四年一月長崎地方裁判所長〔官報〕昭和14・1・18)、昭和一六年四月退職〔官報〕昭和16・4・28)

●「白井清左衛門」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「白井清左衛門」(『長崎を訪れた人々』昭和篇、葦書房・一九九五年三月)

②梅山實明

●明治一六年四月九日生、奈良県吉野郡天川村、明治三十七年七月明治法律学校卒業、明

治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試験・京都地方裁判所詰、明治四四年七月京都地方裁判所予備判事、明治四四年一〇月富山地方裁判所判事、大正二年九月名古屋地方裁判所判事、大正三年四月豊橋区裁判所判事、大正五年一二月上野区裁判所判事、大正六年一二月名古屋区裁判所判事、大正八年一二月岐阜地方裁判所判事、大正一一年一二月名古屋控訴院判事、大正一三年一二月岐阜地方裁判所部長、昭和四年七月名古屋地方裁判所部長、昭和一一年七月名古屋控訴院部長（『人物事典』155）、昭和一五年四月岐阜地方裁判所長（『官報』昭和15・4・16）、昭和一八年九月退職（『官報』昭和18・9・14）、昭和一八年一〇月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和18・11・15）、昭和四二年八月一五日登録取消・死亡（『官報』昭和44・1・7）

●「梅山實明」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

③吉村國作

●明治三〇年一月二五日生、石川県鹿島郡七尾町、大正一二年三月明治大学法科卒業、大正一四年一月高等試験司法科合格、弁護士試験（大正二年法律第五号）合格、大正一四年三月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正一五年一月岐阜地方裁判所予備判事、昭和三年八月岐阜地方裁判所判事、昭和五年七月金沢地方裁判所判事、昭和一〇年四月岐阜地方裁判所判事、昭和一二年一〇月名古屋地方裁判所判事（『人物事典』115）、昭和一四年一二月名古屋控訴院判事、昭和一六年六月富山地方裁判所部長、昭和一八年二月名古屋尾地方裁判所部長、昭和一八年一二月名古屋控訴院判事、昭和二〇年七月岐阜地方裁判所部長、昭和二二年一月名古屋高等裁判所判事、昭和二三年五月名古屋高等裁判所金沢支部判事、昭和二七年一〇月名古屋高等裁判所金沢支部長、昭和二九年七月松江地方裁判所長兼松江家庭裁判所長、昭和三一年八月名古屋高等裁判所判事、昭和三四年一月名古屋地方裁判所長、昭和三七年六月依願免本官、昭和三七年六月公証人・金沢（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四二年一月依願免公証人（『官報』昭和42・11・29）

④下山伊三郎

●昭和一四年六月一九日生、静岡市西深草町、明治四〇年七月立命館大学法科卒業、大正九年一二月判事検事登用試験及第、大正九年一二月司法官試験・静岡地方裁判所詰、大正一〇年一〇月東京地方裁判所詰、大正一一年八月名古屋地方裁判所判事、大正一一年一月福井地方裁判所判事、大正一五年七月岐阜地方裁判所判事、昭和四年三月名古屋地方裁判所判事、昭和七年半田区裁判所判事、昭和一〇年三月岐阜地方裁判所判事、昭和一三年九月岐阜地方裁判所部長（『人物事典』115）、昭和一六年六月岐阜区裁判所監督兼岐阜地方裁判所判事（『官報』昭和16・7・3）、昭和一七年七月名古屋控訴院部長・退職（『官報』昭和17・7・22）、昭和一七年七月公証人・名古屋（『官報』昭和17・7・24）、昭和二〇年三月依願免公証人（『官報』昭和20・4・5）、昭和二〇年六月弁護士登録・岐阜（『官報』昭和20・7・12）、昭和二二年三月登録取消（『官報』昭和22・5・1）、昭和二六年八月弁護士登録・大阪（『官報』昭和26・9・7）、昭和三八年七月登録取消（『官報』昭和38・8・23）

●「下山伊三郎」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月〕

⑤戸田常次郎

●明治一一年五月一〇日生、石川県石川郡蔵山村、明治三七年法政大学卒業、明治三九年一二月判事検事登用試験及第、明治三九年一二月司法官試験・富山地方裁判所詰、明治四一年八月京都地方裁判所判事、明治四四年一〇月徳島地方裁判所判事、大正二年九月金

沢地方裁判所判事、大正三年一〇月福井地方裁判所判事、大正五年一月岡崎区裁判所判事、大正九年一〇月高岡区裁判所判事、大正一二年一月富山区裁判所判事、大正一三年八月富山地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ、Ⅲ）、昭和四年七月岐阜地方裁判所部長（『官報』昭和4・7・5）、昭和七年三月名古屋控訴院部長・退職（『官報』昭和7・3・17、昭和7・3・19）、昭和七年三月公証人・名古屋（『官報』昭和7・3・22）、昭和一八年一〇月依願免公証人（『官報』昭和18・11・2）

⑥ 白井茂

●明治一三年五月一九日生、愛知県宝飯郡睦美村↓豊川町、明治三五年七月明治法律学校卒業、明治三六年一月文官高等試験合格、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治三八年九月函館地方裁判所判事、明治三九年一二月長野地方裁判所判事、明治四〇年二月上田区裁判所判事、明治四一年三月宇都宮地方裁判所判事、明治四二年六月東京区裁判所判事、大正二年五月東京控訴院判事、大正六年三月静岡地方裁判所部長、大正一〇年一月名古屋控訴院判事、大正一一年一二月名古屋地方裁判所部長、大正一三年二月名古屋控訴院判事、大正一三年四月公証人懲戒委員、大正一四年二月名古屋控訴院部長、昭和三年六月秋田地方裁判所長、昭和七年五月岐阜地方裁判所長、昭和一一年二月新潟地方裁判所長（『人物事典』Ⅰ、Ⅴ）、昭和一四年四月千葉地方裁判所長（『官報』昭和14・4・5）、昭和一六年四月大審院判事・退職（『官報』昭和16・4・30、昭和16・5・3）、昭和一六年一月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和16・12・16）、昭和二三年四月登録換・千葉（『官報』昭和23・5・28）、昭和四二年一月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和43・2・24）

⑦ 余郷現貞

●明治九年一〇月九日生、愛知県海東郡永和村、明治三九年七月京都帝国大学法学部卒業、明治三九年七月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、明治四一年四月福岡区裁判所検事、昭和四二年五月岡崎区裁判所判事、明治四五年三月名古屋地方裁判所判事、大正六年二月金沢地方裁判所判事、大正一〇年七月大垣区裁判所判事、大正一二年四月名古屋控訴院判事、昭和三年七月高岡区裁判所監督判事、昭和七年四月岐阜地方裁判所部長（『人物事典』Ⅰ、Ⅴ）、昭和一二年四月名古屋控訴院部長・退職（『官報』昭和11・4・17）、昭和一一年四月公証人・名古屋（『官報』昭和11・4・18）、昭和二〇年九月依願免公証人（『官報』昭和20・9・21）

●「余郷現貞」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑧ 松浦彌太郎

●明治三二年一月一〇日生、鳥取県東伯郡倉吉町、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年三月大阪地方裁判所予備判事、大正一四年七月山口地方裁判所下関支部予備判事、大正一五年一二月金沢地方裁判所判事、昭和五年七月岐阜地方裁判所判事、昭和九年八月名古屋地方裁判所判事、昭和一三年九月富山地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ、Ⅴ）、昭和一七年二月安濃津地方裁判所四日市支部兼四日市区裁判所判事（『官報』昭和17・2・25）、昭和一七年一二月安濃津地方裁判所兼安濃津区裁判所判事（『官報』昭和17・12・24）、：岐阜区裁判所監督判事、昭和二二年一二月八幡簡易裁判所兼岐阜簡易裁判所判事兼岐阜地方裁判所八幡支部判事（『官報』昭和22・11・26、昭和23・1・24号外）、昭和二三年六月岐阜簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和23・6・19）、昭和二三年一〇月津地方裁判所宇治山田支部兼宇治山田簡易裁判所判事（『官報』昭和23・10・20）、昭和二三年一〇月兼宇治山田家事審判所判事（『官報』昭和23・11・6）、昭和二四年一月津地方裁判所

宇治山田支部兼津家庭裁判所宇治山田支部判事〔官報〕昭和24・2・3〕、昭和三二年一月任期終了〔官報〕昭和33・2・6〕、昭和三三年七月弁護士登録・三重〔官報〕昭和33・8・16〕、昭和四五年五月一六日登録取消・死亡〔官報〕昭和45・7・3〕

⑨小久保峯雄

●明治二六年五月一日生、三重県志摩郡神島村、大正一三年三月立命館大学法律科卒業、大正一五年一月高等試験行政科合格、昭和二年一月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四年一月東京地方裁判所予備判事、昭和四年一月名古屋地方裁判所予備判事、昭和六年八月富山地方裁判所判事、昭和七年一月岐阜地方裁判所判事、昭和九年五月四日市区裁判所判事、昭和一〇年二月山田区裁判所判事、昭和十一年一月岡崎区裁判所判事〔人物事典〕ⅢⅤ〕、昭和十五年一月関東法院判官・関東高等法院覆審部判官兼高等法院上告部判官兼地方法院判官〔官報〕昭和15・11・13〕、〔満州人事録〕昭和18年〕

●「小久保峯雄」〔満洲紳士録〕満蒙資料協会・一九四三年二月〕

(二) 検事の閲歴

①千葉讓祐

●明治二一年五月二六日生、岩手県気仙郡立根村、大正三年一月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年二月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正六年四月岡崎区裁判所予備判事、大正六年九月岡崎区裁判所判事、大正八年七月半田区裁判所判事、大正一〇年七月輪島区裁判所判事、大正一一年四月一ノ宮区裁判所判事、大正一三年三月名古屋区裁判所判事

事、大正一四年七月大垣区裁判所判事、昭和二年四月四日市区裁判所判事、昭和二年一月二月岐阜地方裁判所判事〔人物事典〕ⅠⅢ〕、昭和四年二月福井地方裁判所兼福井区裁判所判事〔官報〕昭和4・2・9〕、昭和六年五月一九日死亡〔官報〕昭和6・6・1〕

②下秀雄

●明治二六年八月二四日生、米沢市門東町、大正七年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正八年七月京都地方裁判所詰、大正九年三月京都地方裁判所予備判事、大正九年四月札幌地方裁判所判事、大正一〇年一月旭川地方裁判所判事、大正一二年四月石巻区裁判所判事、大正一三年一月仙台地方裁判所判事、大正一四年四月名古屋区裁判所判事、昭和二年四月大垣区裁判所判事、昭和三年七月岐阜区裁判所判事〔人物事典〕ⅡⅢ〕、昭和四年一月名古屋地方裁判所兼名古屋控訴院検事事務取扱、昭和六年七月名古屋控訴院判事、昭和八年六月台湾高等法院檢察官、昭和十二年一月台湾地方法院次席檢察官、昭和十三年六月台湾高等法院次席檢察官、昭和十八年三月台中地方檢察官長、昭和二〇年七月台湾高等法院檢察官長、昭和二十二年五月勅令退官、昭和二十一年九月大審院判事、昭和二十二年八月最高檢察官判事、昭和二十三年九月盛岡地方檢察官判事、昭和二十六年一月退官、昭和二十六年一月公証人・東京〔司法大観〕昭和32年〕、昭和二十八年八月依願免公証人〔官報〕昭和38・8・27〕、昭和二十八年一月弁護士登録・東京〔官報〕昭和39・1・18〕、昭和五十一年三月登録取消〔官報〕昭和51・4・27〕

●下秀雄「詐欺罪の研究」〔司法研究〕報告書第二二輯四、司法省調査部・一九三四年一月〕、「下秀雄」〔台湾人士鑑〕台湾新民報社・一九三七年九月、後に、『台湾人名辞典』日本図書センター・一九八九年五月に収録〕

③北岡淳

●明治二六年五月二七日生、弘前市元長町、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一〇年四月秋田地方裁判所検事、大正一三年八月兼任典獄、大正一四年六月免兼官、大正一四年七月神戸区裁判所検事、昭和二年八月岐阜区裁判所検事、昭和六年一二月札幌地方裁判所検事、昭和九年五月函館地方裁判所検事、昭和一〇年六月玉島区裁判所検事、昭和一一年三月岡山区裁判所検事、昭和一二年一月仙台地方裁判所検事、昭和一三年一月宮城控訴院検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年一月福島地方裁判所兼福島区裁判所検事（官報 昭和16・1・10）、昭和一六年八月若松区裁判所兼福島地方裁判所検事（官報 昭和16・8・30）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（官報 昭和21・4・2号外）、昭和二十一年五月弁護士登録・福島（官報 昭和21・6・26）、昭和二十五年九月二三日登録取消・死亡（官報 昭和25・11・9）

●「北岡淳」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

④佐藤適

●明治一二年三月三日生、佐賀県小城郡牛津村、明治四〇年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四〇年九月司法官試補・長崎地方裁判所詰、明治四二年六月小倉区裁判所検事、明治四三年三月東京区裁判所検事、大正二年五月前橋区裁判所検事、大正三年六月横浜地方裁判所検事、大正三年一月依願免本官（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、大正八年四月弁護士登録・東京（官報 大正8・5・5）、大正一一年七月登録取消（官報 大正11・7・28）、大正一一年七月新川区裁判所検事、大正一三年一月東京地方裁判所検事、大正一五年七月八王子区裁判所検事、昭和二年一二月仙台地方裁判所検事、昭和四年一二月宮城控訴院検事、昭和四年一〇月小樽区裁判所検事、昭和五年八月函館地方裁判所検事、昭和七年四月岐阜地方裁判所検事、

昭和九年一〇月栃木区裁判所検事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和一一年九月東京控訴院検事・退職（官報 昭和11・9・26、昭和11・9・28）、昭和一一年一〇月公証人・安濃津（日本公証制度沿革史 昭和43年）、昭和二〇年四月依願免公証人（官報 昭和20・4・21）

●「佐藤適」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月）

⑤田部顯穂

●明治二四年五月二三日生、松江市北堀、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年五月千葉地方裁判所詰、大正一〇年四月千葉地方裁判所予備判事、大正一〇年八月大分地方裁判所判事、大正一二年五月水戸地方裁判所土浦支部検事、大正一三年五月水戸地方裁判所検事、大正一五年一月室蘭区裁判所検事、大正一五年七月小樽区裁判所検事、昭和三年七月旭川地方裁判所検事、昭和八年九月札幌控訴院検事、昭和九年一〇月岐阜地方裁判所検事、昭和一一年一月名古屋控訴院検事、昭和一二年九月名古屋地方裁判所検事、昭和一四年七月東京控訴院検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年一〇月山形地方裁判所検事正（昭和 16・11・4）、昭和一八年八月甲府地方裁判所検事正（官報 昭和18・9・1）、昭和二十一年二月宇都宮地方裁判所検事正（官報 昭和21・2・22）、昭和二十二年一〇月浦和地方裁判所検事正（官報 昭和22・10・14）、昭和二十四年五月依願免本官（官報 昭和24・5・23）、昭和二十四年七月公証人・東京（司法大観 昭和32年）、昭和三十六年五月依願免公証人（官報 昭和36・5・26）

●田部顯穂「北海道に於ける農村の事情並に農民運動」〔司法研究〕第一四輯・報告集五、司法省調査課・一九三三年三月）、「田部顯穂」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

(三) 弁護士の履歴

① 野村溪一

● 「出身地」岐阜、「事務所」岐阜市秋津町、「電話」岐阜一〇四四（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正三年一月弁護士試験及第（「官報」大正3・12・3）、大正三年一月弁護士登録・岐阜（「官報」大正3・12・29）、大正一三年四月岐阜弁護士会副会長（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和四年四月岐阜弁護士会会長（「日本弁護士名簿」昭和4年）、昭和八年八月一三日死亡（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和八年八月登録取消（「官報」昭和8・10・3）

● 「弁護士野村溪一君」（大橋彌一編『濃飛人物と事業』、大橋彌一・一九一六年三月）

② 小森公敏

（旧名、鍼次郎）

● 「出身地」岐阜、「事務所」岐阜県可児郡豊岡町大字永瀬（「日本弁護士名簿」昭和4年）、大正一二年二月弁護士試験及第（「官報」大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・大阪（「官報」大正12・3・29）、大正一五年一月登録換・岐阜（「官報」大正15・11・30）、昭和六年九月登録換・大阪（「官報」昭和6・10・2）、昭和一一年三月登録換・岐阜（「官報」昭和11・4・10）、昭和二〇年四月一三日登録取消・死亡（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）

③ 平岩忠次郎

● 「出身地」岐阜、「事務所」岐阜市三番町四、「電話」岐阜一七九三（「日本弁護士名簿」昭和6年）、大正一三年一月弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（「官報」大正13・12・11）、大正一四年二月弁護士登録・岐阜（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和四年四月岐阜弁護士会副会長（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和一四年・昭和二一年各四月岐阜弁護士会会長（「日本弁護士沿革史」昭和34年）、昭和四九年二月二日登録取消・死亡（「官報」昭和49・4・11）。（注）官報には、大正一四年二月一三日弁護士登録・

横浜（「官報」大正14・2・28）とあるが、大正一四年「日本弁護士名簿」には見えず、また横浜から岐阜への登録換は官報には見えな

い。

④ 田中草也

● 「弁護士平岩忠次郎君」（古瀬鮎香編『岐阜県名士録』、岐阜県名士録編纂協会・一九五三年二月）

● 「出身地」岐阜、「事務所」岐阜市佐久間町三七、「電話」岐阜五四六（「日本弁護士名簿」昭和8年）、明治四二年日本大学卒業（「大衆人事録」昭和18年）、明治四三年一月判事検事登用試験及第（「官報」明治43・12・6）、明治四三年一月司法官試験・岐阜地方裁判所詰（「官報」明治43・12・27）、大正二年三月岐阜地方裁判所予備判事（「官報」大正2・3・7・8）、大正二年一月熊本地方裁判所判事（「官報」大正2・10・11）、大正三年一月退職（「官報」大正3・10・15）、大正三年一月弁護士登録・岐阜（「官報」大正3・11・10）、大正一二年四月岐阜弁護士会副会長（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和三年四月岐阜弁護士会会長（「日本弁護士名簿」昭和3年）、昭和一四年二月登録取消・死亡（「官報」昭和14・3・13）

● 「弁護士田中草也君」（大橋彌一編『濃飛人物と事業』、大橋彌一・一九一六年三月）、「田中草也」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑤ 中山武雄

● 「出身地」東京、「事務所」岐阜市下太田町榮方、「電話」岐阜二二八四（「日本弁護士名簿」昭和8年）、昭和六年一月高等試験司法科合格（「官報」昭和6・11・13）、昭和七年六月弁護士登録・東京（「官報」昭和7・6・20）、昭和八年二月登録換・岐阜（「官報」昭和8・2・16）、昭和一二年・昭和一六年・昭和一八年各四月岐阜弁護士会副会長（「日本弁護士名簿」昭和12年・16年・18年）、昭和二八年四月岐阜弁護士会会長（「日本弁護士沿革史」昭和34年）、昭和三八年一月五日登録取消・死亡（「官報」

⑥ 大道寺慶男

● 明治五年五月二二日生（岐阜弁護士会の歩み）昭和56年、「出身地」三重県、「事務所」岐阜市住吉町一五、「電話」岐阜一二〇六（日本弁護士名簿）昭和10年）、明治三〇年七月日本法律学校卒業（岐阜弁護士会の歩み）昭和56年）、明治三十一年一月判事検事登用試験及第（官報）昭和31・11・14）、明治三十一年一月司法官試補・岐阜区裁判所詰（官報）明治31・12・8（9）、明治三十二年七月御嵩区裁判所詰（明治32・7・29）、明治三十三年二月依願免司法官試補（官報）明治33・2・16）、明治三十三年三月弁護士登録・名古屋（官報）明治33・3・20）、明治四十二年一月登録換・岐阜（官報）明治42・11・15）、大正九年五月衆議院議員当選政友本党（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和七年・昭和十一年各四月岐阜弁護士会長（日本弁護士名簿）昭和7年・昭和11年）、昭和十四年四月岐阜弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和14年）、昭和三十七年二月二二日登録取消・死亡（官報）昭和37・3・19、昭和37・4・10）

● 「弁護士大道寺慶男君」（大橋彌一編『濃飛人物と事業』大橋彌一・一九一六年三月）、「大道寺慶男氏」（『濃飛の誇り』岐阜日日新聞社・一九三三年二月）、「弁護士大道寺慶男君」（鈴木善作編『地方発達史と其の人物』岐阜県の巻、郷土研究社・一九三七年一月）、「大道寺慶男」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、S O生「訪問記第22回大道寺慶男氏」（『自由と正義』第2巻9号、一九五一年九月）、「弁護士大道寺慶男君」（古瀬帖香編『岐阜県名士録』岐阜県名士録編纂協会・一九五三年二月）、「大道寺慶男先生」（『岐阜県弁護士会の歩み』弁護士制度百年記念、岐阜県弁護士会・一九八一年四月）、「大道寺慶男」（『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

● 大道寺慶男『小作調停法大意』（大道寺慶男・一九二四年二月）、大道寺慶男『陪審制度に就て』（大道寺慶男・一九二六年四月）、大道寺慶男「陪審法の再施行を望む」（『自由と正義』第5巻第3号、一九五四年

三月）

4 福井

(一) 判事の閲歴

① 内藤諒太郎（高松参照）

● 明治七年二月二日生、福島県石城郡平町、明治三十三年七月東京法学院卒業、明治三十三年一月判事検事登用試験及第、明治三十三年一月司法官試補・仙台区裁判所詰、明治三十五年七月山形区裁判所判事、明治四〇年二月仙台地方裁判所判事、明治四一年二月福島区裁判所監督判事、明治四一年六月仙台区裁判所判事、明治四四年二月平区裁判所監督判事、明治四五年二月宮城控訴院判事、大正七年七月文官普通懲戒委員、大正十一年一月〇月札幌控訴院部長、大正十一年一月〇月公証人懲戒委員、文官普通懲戒委員、大正十四年二月青森地方裁判所長、大正十五年七月福井地方裁判所長（『人物事典Ⅰ〜Ⅲ』）、昭和六年九月高松地方裁判所長（『官報』昭和6・9・10）、昭和八年一月大審院検事・退職（『官報』昭和8・11・25）、昭和八年一月月公証人・東京（『官報』昭和8・11・29）、昭和二〇年五月依願免公証人（『官報』昭和20・5・17）

② 志水貞元

● 明治六年一月六日生、浜松市元城↓東京市深川区富川町、明治三十四年二月弁護士試験及第、明治三十五年二月弁護士登録・新潟（『官報』明治35・2・12）、明治四一年二月登録取消（『官報』明治41・2・20）、明治四一年二月大田原区裁判所判事、明治四二年六月宇都宮区裁判所判事、明治四三年八月大田原区裁判所判事、大正二年五月宇都宮区裁判所判事、大正四年一月宇都宮地方裁判所判事、大正四年一月宇都宮区裁判所判事、大正六年九月水戸区裁判所判事、大正一〇年四月上諏訪区裁判所判事、大正一二年四月四日市区裁判所判事、大正一三

年一二月名古屋地方裁判所判事、昭和三年一月岐阜地方裁判所判事、昭和四年七月福井地方裁判所部長、昭和六年一月岡崎区裁判所監督判事、昭和七年一〇月大審院判事・退職、昭和七年一〇月公証人・東京（『人物事典』134）、昭和一九年八月依願免公証人（『官報』昭和19・8・17）

③ 別所大

● 明治二〇年四月一日生、東京市小石川区小日向水道町↓三重県三重郡菰野村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年二月司法官司法・名古屋地方裁判所詰、昭和五年一〇月名古屋地方裁判所予備検事、昭和六年四月朝鮮総督府判事・光州地方法院判事、昭和七年五月朝鮮総督府検事・光州地方法院検事、昭和九年七月飯塚区裁判所判事、大正一二年八月鹿児島地方裁判所判事、大正一三年一二月大島区裁判所判事、大正一五年一二月熊本地方裁判所判事、昭和三年一〇月福井地方裁判所判事、昭和六年一月福井地方裁判所部長、昭和八年五月名古屋控訴院判事、昭和八年九月退職、昭和九年一〇月魚津区裁判所判事（『人物事典』134）、昭和一一年一二月富山地方裁判所部長・退職（『官報』昭和11・12・8～9）、昭和一三年九月弁護士登録・京都（『官報』昭和13・10・10）、昭和一三年一〇月登録取消（『官報』昭和13・11・16）、昭和一五年五月弁護士登録・京都（『官報』昭和15・6・12）、昭和二三年八月登録取消（『官報』昭和23・10・15）

● 「別所大」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月

④ 長井運平

● 明治一四年四月八日生、大阪市南区南錦屋町、明治四〇年一二月法政大学法律科卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第、大正六年一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、

大正九年三月大阪地方裁判所予備判事、大正九年五月安濃津地方裁判所判事、大正一二年四月木本区裁判所判事、大正一三年八月松阪区裁判所判事、大正一三年一二月山田区裁判所判事、昭和二年一二月岐阜地方裁判所御嶽支部判事、昭和五年三月四日市区裁判所判事、昭和六年一二月福井地方裁判所判事、昭和七年四月福井区裁判所判事（『人物事典』II34）、昭和一一年一二月七尾区裁判所判事兼金沢地方裁判所七尾支部長（『官報』昭和11・12・29）、昭和一三年一月金沢地方裁判所判事・退職（『官報』昭和13・1・22）、昭和一三年一月公証人・福井（『官報』昭和13・1・25）、昭和一九年二月死亡（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

● 「長井運平」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

⑤ 星野武雄

（山口参照）

● 明治三二年一月二九日生、愛知県宝飯郡形原村、大正九年九月任稅務署屬、大正一二年七月高等試験予備試験合格、大正一二年一二月高等試験司法科及大正一二年法律第五二号試験合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備検事、昭和二年五月広島区裁判所検事、昭和三年七月松山区裁判所検事、昭和三年一〇月津山区裁判所判事、昭和五年九月山口地方裁判所判事、昭和六年一月福井地方裁判所判事、昭和一二年三月岐阜地方裁判所判事（『人物事典』III34）、昭和一七年六月名古屋区裁判所判事（『官報』昭和17・6・5）、昭和一七年六月名古屋控訴院判事（『官報』昭和17・6・30）、昭和一八年一二月福井地方裁判所部長（『官報』昭和18・12・27）、昭和一九年一月兼福井区裁判所判事（『官報』昭和19・1・28）、昭和一九年一二月京都市地方裁判所判事予審掛（『官報』昭和19・11・15）、昭和二〇年二月兼京都府裁判所判事・免予審掛（『官報』昭和20・3・3）、昭和二一年二月大阪控訴院部長・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二二年一月弁護士登録・岐阜（『官報』昭和22・2・28）、昭

和二年五月八日死亡（「岐阜弁護士会の歩み」平成6年）、昭和二年五月登録取消・死亡（「官報」昭和23・6・18）

●「星野武雄」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

●星野武雄『福井管内織物業の変遷と其法律的考察』（司法資料・第一号、名古屋控訴院・一九三四年二月）、星野武雄「不正金融と之に關聯する犯罪の研究」（『司法研究報告書集』第一八輯六、司法省調査課・一九三四年三月）

⑥ 松浦欣

●明治二二年四月一四日生、岡山県吉備郡足守町、大正四年二月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・新潟地方裁判所詰、大正六年一〇月新潟地方裁判所予備判事、大正六年一二月鹿児島地方裁判所判事、大正九年一〇月名古屋地方裁判所判事、大正一三年七月一宮区裁判所判事、昭和二年八月名古屋区裁判所判事、昭和五年六月金沢地方裁判所判事、昭和七年四月金沢区裁判所判事、昭和一〇年一月福井地方裁判所部長、昭和一三年九月名古屋地方裁判所部長、昭和一四年八月名古屋控訴院判事（「人物事典」Ⅱ）、岡山地区裁判所兼名古屋地方裁判所岡崎支部長判事、昭和一六年一二月名古屋控訴院部長（「官報」昭和16・12・26）、昭和二〇年四月福島地方裁判所長（「官報」昭和20・4・30）、昭和二四年一月兼福島家庭裁判所長（「官報」昭和24・2・3）、昭和二五年一〇月仙台地方裁判所長（「官報」昭和25・10・7）、昭和二八年五月依願免本官（「官報」昭和28・5・27）、昭和二八年五月公証人・東京（「官報」昭和28・5・27）、昭和二九年七月七日死亡（「官報」昭和29・10・19）

●「松浦欣」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑦ 山崎菊太郎

●明治二八年一月五日生、富山市清水町、大正四年七月早稻田大学法律科卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一〇年一二月弘前地方裁判所判事、大正一二年四月七尾区裁判所判事、大正一五年七月金沢区裁判所判事、昭和三年一二月名古屋区裁判所判事、昭和一〇年一二月名古屋控訴院判事、昭和一二一年一〇月福井地方裁判所部長、昭和一四年七月安濃津地方裁判所部長（「人物事典」Ⅱ）、昭和一六年六月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事（「官報」昭和16・7・3）、高岡区裁判所監督判事兼富山地方裁判所高岡支部長予審掛（「官報」昭和19・1・28）、昭和二一年一二月豊岡区裁判所監督判事兼名古屋地方裁判所豊橋支部長（「官報」昭和22・1・21）、昭和二二年一二月名古屋地方裁判所豊橋支部長兼豊橋簡易裁判所判事（「官報」昭和23・1・24）、兼豊橋家事審判所判事、昭和二三年六月豊橋簡易裁判所判事司法事務掌理者（「官報」昭和23・6・19）、昭和二四年一月兼名古屋家庭裁判所豊橋支部判事（「官報」昭和24・2・3）、昭和二四年六月一三日勳三等に叙し瑞宝章を授ける（「官報」昭和24・7・19）、昭和二四年七月一日特旨を以て位一級追陞せらる。故判事従四位山崎菊太郎（「官報」昭和24・7・6）。（注）山崎菊太郎は、昭和二四年六月一三日死亡したと思われる。

⑧ 渡邊一男

●明治四五年三月一七日生、埼玉県北埼玉郡忍町、昭和九年一二月高等試験司法科合格、昭和一〇年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和一〇年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和一一年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和一二一年九月福井地方裁判所判事、昭和一四年八月岐阜地方裁判所判事（「人物事典」Ⅳ、Ⅴ）、昭和一四年一二月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所判事（「官報」昭和14・12・29）、昭和二二年一二月依願免本官（「官報」昭和22・11・7）、昭和

二二年一月弁護士登録・東京〔官報〕昭和23・1・20

●「渡邊一男」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月〕、「渡邊一男」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・九七七年六月〕

◎伊佐早信

●明治一七年六月二日生、米沢市林泉寺町、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・水戸地方裁判所詰、明治四五年四月水戸地方裁判所予備判事、大正二年六月大津地方裁判所判事、大正四年六月大阪区裁判所判事、大正六年九月奈良地方裁判所判事、大正七年七月奈良区裁判所判事、大正九年一月仙台地方裁判所判事、大正一二年四月仙台地方裁判所部長、昭和七年四月宮城控訴院判事、昭和八年二月下関区裁判所監督判事、昭和一一年九月福井地方裁判所長、昭和一四年四月函館地方裁判所長〔人物事典ⅠⅴⅤ〕、昭和一五年九月宇都宮地方裁判所長〔官報〕昭和15・9・17、昭和一九年一月大審院部長・退職〔官報〕昭和20・1・4、昭和二〇年一月弁護士登録・山形〔官報〕昭和20・12・12、昭和五四年三月五日登録取消・死亡〔自由と正義〕昭和54・6・1

●「伊佐早信」〔『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月〕、「伊佐早信」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「伊佐早信」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕

◎大森戒三

●明治二五年一〇月一五日生、広島県賀茂郡寺西村、大正九年一月日本大学専門部法律科卒業、大正一二年一二月高等試験司法科合格、昭和一三年三月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一四年一月横浜地方裁判所予備判事、大正一五年一月二月釧路地方裁判所網走支部判事、昭和三年一月岩内区裁判所判事、昭和五年五月七尾区裁判所判事、昭和五

年一二月富山地方裁判所判事、昭和七年一二月高岡区裁判所判事、昭和一〇年一月福井地方裁判所判事〔人物事典ⅢⅴⅤ〕、昭和一六年七月南洋庁ポナヘ地方法院兼高等法院判事・南洋庁ポナヘ地方法院長〔官報〕昭和16・7・21。〔注〕『司法部職員録』昭和19年1月1日現在に登載。『司法部職員録』昭和21年9月1日、および『司法部職員録』昭和23年10月1日現在には登載なし。

●「大森戒三」〔『大衆人事録』外地、海外篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月〕

●大森戒三「加賀藩の農政一般と富山県下に於ける特殊」〔『司法資料』第二卷、名古屋控訴院・一九三二年一月〕

◎森文治

●明治四三年一月一〇日生、大阪市東区東雲町、昭和七年五月高等試験予備試験合格、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年六月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和一〇年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和一一年一二月福井地方裁判所判事、昭和一三年四月岐阜地方裁判所判事〔人物事典ⅣⅴⅤ〕、昭和一六年六月名古屋区裁判所兼名古屋地方裁判所判事、昭和一七年九月退職、昭和一七年一〇月満洲国哈爾濱高等法院兼地方法院審判官、昭和一八年二月哈爾濱区法院監督審判官、昭和二三年七月横浜地方裁判所判事補〔司法大観〕昭和32年・昭和42年、昭和二四年一月横浜地方裁判所判事〔官報〕昭和24・1・27、昭和24・2・11、昭和三四年八月横浜地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和34・8・21、昭和四二年五月横浜地方裁判所川崎支部長兼横浜家庭裁判所川崎支部長兼川崎簡易裁判所判事司法事務掌理者〔官報〕昭和42・5・2、昭和42・5・4、昭和四四年一〇月東京地方裁判所八王子支部長兼東京家庭裁判所八王子支部長〔官報〕昭和44・10・20、昭和四七年四月兼八王子簡易裁判所判事司法事務管掌者〔官報〕昭和47・4・17、昭和四七年五月宇都宮家庭裁判所長〔官報〕昭和47・5・17、昭和五

○年一月定年退官（『官報』昭和50・1・14）、昭和五〇年二月弁護士登録・横浜（『官報』昭和50・3・26）、平成一〇年八月登録取消（『官報』平成10・9・16）

●「森文治」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

（二）検事の閲歴

①松野嘉七

●明治一三年一月二日生、岐阜県本巢郡穂積村、明治三五年七月和仏法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・福井地方裁判所詰、明治三八年四月松本区裁判所検事、明治四一年八月延岡区裁判所検事、明治四二年五月宮崎地方裁判所検事、明治四五年七月高岡区裁判所検事、大正二年二月神戸区裁判所検事、大正四年八月大阪地方裁判所検事、大正七年七月千葉県裁判所検事、大正八年六月盛岡地方裁判所検事、大正一〇年一〇月青森地方裁判所検事、大正一二年八月小樽区裁判所検事、大正一四年一〇月小倉区裁判所検事、大正一五年九月釧路地方裁判所検事正、昭和三年七月旭川地方裁判所検事正、昭和四年二月福井地方裁判所検事正、昭和七年一月熊本地方裁判所検事正、昭和一一年四月仙台地方裁判所検事正、昭和一一年二月静岡地方裁判所検事正、昭和一四年九月名古屋地方裁判所検事正（『人物事典Ⅰ』5）、昭和一六年五月大審院検事・退職（『官報』昭和16・5・14）、昭和一六年九月公証人・東京（『官報』昭和16・9・2）、昭和二〇年六月依願免公証人（『官報』昭和20・7・9）、昭和二一年四月弁護士登録・名古屋（『官報』昭和21・5・25）、昭和三〇年四月二日登録取消・死亡（『官報』昭和30・5・18）

●「松野嘉七」『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月）

②原康治郎

●明治一六年三月一日生、石川県江沼郡大聖寺町、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正二年七月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正四年一〇月神戸地方裁判所予備検事、大正五年一月大阪区裁判所検事、大正五年三月和歌山区裁判所検事、大正六年一〇月須崎区裁判所検事、大正九年一二月高知区裁判所検事、大正一〇年一〇月神戸区裁判所検事、大正一一年七月網走区裁判所検事、大正一二年一〇月札幌控訴院検事、大正一三年五月公証人懲戒予備委員、大正一四年一〇月函館地方裁判所検事、昭和五年八月福井地方裁判所検事、昭和一〇年一月名古屋控訴院検事、昭和一一年一月岡崎区裁判所検事、昭和一三年三月樺太地方裁判所検事正、昭和一三年一二月松江地方裁判所検事正（『人物事典Ⅱ』5）、昭和一五年一二月一六日死亡（『官報』昭和15・12・28）

●「原康治郎」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月）、「原康治郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満州・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月）

③兼松正勝

●明治二七年九月二四日生、名古屋市東区水筒先町、大正一〇年四月東京大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備検事、大正一二年五月富山地方裁判所検事、大正一四年七月安濃津区裁判所検事、昭和二年八月名古屋区裁判所検事、昭和四年六月福井区裁判所検事、昭和七年二月一ノ宮区裁判所検事、昭和一〇年七月福井地方裁判所検事、昭和一三年三月高岡区裁判所検事、昭和一四年七月豊橋区裁判所検事（『人物事典Ⅱ』5）、昭和一六年五月金沢地方裁判所兼金沢区裁判所検事（『官報』昭和16・5・19）、昭和一六年六月兼保護観察所輔導官・金沢保護観察所長（『官報』昭和16・6・4）5）、昭和一九年七月名古屋控訴院検事（『官報』

昭和19・7・15)、昭和二二年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・3・19)、昭和二一年四月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和21・5・25)、昭和三四年九月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和34・10・14)

●「兼松正勝」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

④井上馨

●明治三〇年一〇月三日生、福岡県筑紫郡御笠村、大正一一年六月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年三月大阪地方裁判所予備検事、大正一四年七月鹿児島地方裁判所予備検事、大正一五年一月金沢区裁判所検事、昭和五年八月岡崎区裁判所検事、昭和七年一二月半田区裁判所検事、昭和八年七月名古屋区裁判所検事、昭和九年五月名古屋地方裁判所検事、昭和一〇年一二月福井区裁判所検事、昭和一二一年一〇月東京区裁判所検事〔人物事典Ⅲ〕V)、昭和一五年一月東京地方裁判所検事、昭和一六年一〇月横浜地方裁判所検事、昭和一八年九月千葉地方裁判所次席検事、昭和一九年九月東京控訴院検事、昭和二二年二月富山地方裁判所検事、昭和二一年七月静岡地方裁判所検事正、昭和二二年八月山口地方検察庁検事正、昭和二四年五月熊本地方検察庁検事正、昭和二七年一二月浦和地方検察庁検事正、昭和三一年一〇月退職、昭和三一年一〇月公証人・横浜〔司法大観〕昭和32年)、昭和四二年一〇月依願免公証人〔官報〕昭和42・10・9)、昭和四二年一〇月弁護士登録・横浜〔官報〕昭和42・11・21)、平成四年一月一三日登録取消・死亡〔官報〕平成4・2・14)

●「井上馨」〔『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月〕、「井上馨」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑤小澤八十

●明治一四年一〇月五日生、長野県上伊那郡川島村、明治四〇年七月日本大学卒業、明治四三年一二月判事検事登用試験及第、明治四三年一二月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正二年三月長野地方裁判所予備判事、大正二年五月仙台地方裁判所予備検事、大正二年九月仙台区裁判所検事、大正四年四月登米区裁判所検事、大正六年九月山形区裁判所検事、大正六年九月新庄区裁判所検事、大正七年七月山形区裁判所検事、大正八年五月山形地方裁判所検事、大正九年三月古川区裁判所検事、大正九年七月仙台地方裁判所検事、大正九年十一月仙台区裁判所検事、大正一一年七月水戸地方裁判所検事、大正一三年一月岡山区裁判所検事、昭和二年五月岡山区地方裁判所検事、昭和六年一〇月広島地方裁判所検事、昭和七年一月広島控訴院検事、昭和一一年六月福井地方裁判所検事正〔人物事典Ⅰ〕V)、昭和一四年一月一日死亡〔官報〕昭和14・11・1)

●「小澤八十」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満州・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月〕。

(三) 弁護士の閲歴

①辻岡尙

●明治一二年六月二一日生(福井県人之精華)昭和9年)、「出身地」福井、「事務所」福井市佐佳枝下町一〇五、「電話」福井四五五(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治四一年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治41・12・3)、明治四二年二月弁護士登録・福井〔官報〕明治42・2・13)、大正元年一二月登録取消〔官報〕大正元・12・20)、大正四年一月弁護士登録・福井〔官報〕大正4・1・20)、大正七年・昭和六年各四月福井弁護士会長〔日本弁護士名簿〕大正7年・昭和6年)、昭和二三年六月一七日

登録取消・死亡〔官報〕昭和23・6・17)

●「弁護士辻岡尙氏」(青柳仙之助編『北信人士録』第一卷、北信人士録編集部・一九二七年二月)、「弁護士辻岡尙氏」(青柳仙之助編『北信人士録』北信時報社・一九三四年五月)、「辻岡尙氏」(『行幸記念 福井県人之精華』若越県友社・一九三四年二月)、「弁護士辻岡尙氏」(青柳仙之助編『人士選録』北信時報社・一九三六年一月)

② 辻岡質

●明治二五年二月二日生(大衆人事録)昭和18年)、「出身地」福井、「事務所」福井市佐佳枝下町一〇五、「電話」福井四五五(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業(官報)大正6・7・13)、大正七年一月弁護士登録・福井(官報)大正7・11・18)、昭和一四年・昭和二三年各四月福井弁護士会長(日本弁護士沿革史)昭和34年)、昭和四二年二月七日登録取消・死亡(官報)昭和42・3・17)

●「辻岡質」(大衆人事録)北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

③ 堤重恭 (旧名、三次郎)

●明治一〇年一月二五日生(大衆人事録)昭和18年)、「出身地」石川、「事務所」福井市宝永上町五六、「電話」福井一六九(日本弁護士名簿)昭和5年)、明治三二年七月中央大学卒業(大衆人事録)昭和18年)、明治三四年一月弁護士試験及第(官報)明治34・12・20)、明治三五年九月弁護士登録・福井(官報)明治35・9・16)、大正五年・昭和五年各四月福井弁護士会長(日本弁護士名簿)大正5年・昭和5年)、昭和一五年四月福井弁護士会副会長(日本弁護士名簿)昭和15年)、昭和一七年・昭和三一年各四月福井弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和17年、「日本弁護士沿革史」昭和34年)、昭和一九年二月二〇日死亡(越前俳諧提要)昭和39年)、昭和一九年二月登録取消・死亡(官報)昭和19・3・18)

●「弁護士堤重恭氏」(青柳仙之助編『北信人士録』北信人士録編集部・一九二七年二月)、「堤重恭」(大衆人事録)

北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「芹村堤重恭」(石川銀栄子編『越前俳諧提要』福井県郷土誌懇談会・福井県立図書館共刊)

④ 金井博

●「出身地」新潟、「事務所」福井市宝永上町五六、「電話」福井一六九(日本弁護士名簿)昭和5年)、昭和三年一〇月高等試験司法科合格(官報)昭和3・10・30)、昭和四年一月弁護士登録・福井(官報)昭和4・1・28)、昭和一四年・昭和二七年各四月福井弁護士会長(日本弁護士沿革史)昭和34年)、昭和四七年二月九日登録取消・死亡(官報)昭和47・4・3)

⑤ 下牧長次郎

●「出身地」福井、「事務所」福井市宝永上町四八、「電話」福井一二五(日本弁護士名簿)昭和7年)、明治三五年一月判事検事登用試験及第(官報)明治35・11・13)、明治三五年一月司法官試補・山形地方裁判所詰(官報)明治35・12・2)、明治三八年五月富山区裁判所兼富山地方裁判所検事(官報)明治38・5・1)、明治四一年六月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所検事(官報)明治41・6・20)、御嵩区裁判所検事、明治四二年一月豊橋区裁判所検事(官報)明治42・11・24)、明治四五年七月岐阜地方裁判所検事(官報)明治45・7・11)、大正四年七月名古屋区裁判所兼名古屋区裁判所検事(官報)大正4・7・6)、大正五年一〇月退職(官報)大正5・10・11)、大正五年一〇月弁護士登録・福井(官報)大正5・11・6)、大正六年・昭和三年各四月福井弁護士会長(日本弁護士名簿)大正6年・昭和3年)、昭和八年一月登録取消・死亡(官報)昭和9・2・7)

⑥ 大橋茹

●明治三三年三月一八日生(全国弁護士大観)昭和52年)、「出身地」福井、「事務所」福井市豊島上町一〇六、「電話」福井三八四(日本弁護士名簿)昭和11年)、大正一二年三月京都帝国大学法学

部卒業（官報）大正12・5・26）、…大阪第百銀行勤務…、大正一四年五月弁護士登録・福井（官報）大正14・6・8）、昭和一三年・昭和二五年・昭和三八年各四月福井弁護士会長（「日本弁護士名簿」昭和13年、「全国弁護士大観」昭和52年）、平成六年一月二三日登録取消・死亡（官報）平成6・3・16）

●「弁護士 大橋茹氏」（青柳仙之助編『北信人士録』、北信時報社・一九三四年五月）、「弁護士 大橋茹氏」（青柳仙之助編『人士選録』、北信時報社・一九三六年一月）、「大橋茹」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「大橋茹」（『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

●大橋茹「更生保護史の人びと34藤井濱次郎」（『更生保護』第27巻第6号、一九七六年六月）、大橋茹「連載・我が思い出の弁論・第三十二回ピタゴラスの定理」（『自由と正義』第33巻21号、一九八二年二月）

⑦ 藤井剛士

●明治三二年二月七日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」福井、「事務所」福井市佐佳枝下町一〇七、「電話」福井〇二二（日本弁護士名簿 昭和13年）、大正一二年三月京都帝国大学法学部卒業（官報）大正12・5・26）、大正一二年五月弁護士登録・福井（官報）大正12・5・30）、昭和六年四月福井弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和6年）、昭和一二年・昭和二四年・昭和三七年各四月福井弁護士会長（全国弁護士大観 昭和52年）、昭和五三年三月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和53・4・12）

●「藤井剛士」（『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）、「藤井剛士」（『新修福井市史 市制80年福井市政史』Ⅱ、福井市・一九七六年九月）

5 金沢

（一） 判事の履歴

① 谷眞心

●明治一一年一二月二日生、名古屋市中区流川町、明治三三年七月東京法学院卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・安濃津地方裁判所詰、明治三八年四月鶴岡区裁判所判事、明治三八年九月富山地方裁判所判事、明治三九年一〇月福井地方裁判所判事、明治四〇年一〇月高岡区裁判所判事、明治四二年五月四日市区裁判所判事、明治四三年四月安濃津地方裁判所判事、大正三年四月名古屋地方裁判所判事、大正六年一二月木本区裁判所判事、大正八年六月山田区裁判所判事、大正一〇年七月名古屋控訴院判事、大正一二年五月公証人懲戒予備委員、大正一三年八月金沢地方裁判所部長（『人物事典』1～Ⅱ）、昭和四年七月名古屋地方裁判所部長（官報）昭和4・7・5）、昭和一〇年一月大審院判事・退職（官報）昭和10・1・23）、昭和一〇年一月弁護士登録・名古屋（官報）昭和10・2・7）、昭和二二年一〇月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和22・12・5）

●「谷眞心」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

② 松浦彌太郎（岐阜参照）

③ 土屋爲雄

●明治二八年六月二〇日生、静岡県田方郡小室村、大正九年七月中央大学法律科卒業、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一四年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和二年八月七尾区裁判所判事、昭和三年七月金沢区裁判所判事、昭和六年一二月福井地方裁判所判事、昭和一一年六月岡崎区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一七年八月山田区裁判所兼安濃津地方裁判所山田支部判事（官報）昭和17・8・19）、昭和一九年一月名古屋控訴院部長・退職（官報）昭和19・1・28～29）、昭和一九年三

月弁護士登録・静岡〔官報〕昭和19・4・27、昭和二六年二月登録取消〔官報〕昭和26・3・8〕

④阪口清

●明治一〇年五月七日生、大阪府泉南郡岸和田町、明治三五年九月関西法律学校卒業、明治三八年十一月判事検事登用試験及第、明治三八年十一月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四〇年八月金沢地方裁判所詰、明治四四年一〇月名古屋区裁判所判事、大正二年五月高岡区裁判所判事、大正三年七月富山地方裁判所判事、大正五年五月敦賀区裁判所判事、大正六年九月安濃津区裁判所判事、大正一一年二月福井地方裁判所部長、大正一五年七月名古屋地方裁判所部長、昭和三年六月名古屋控訴院判事、昭和三年六月公証人懲戒委員、昭和四年七月金沢地方裁判所部長、昭和七年四月名古屋控訴院部長、昭和八年五月那覇地方裁判所長、昭和一〇年二月宮崎地方裁判所長〔人物事典Ⅰ〕、昭和一四年一月退職〔官報〕昭和14・11・25〕

⑤田中一郎

●明治三三年二月一日生、山口県吉備郡小郡町、大正一五年三月日本大学法律科卒業、大正一五年六月任裁判所書記兼司法属・大臣官房調査課勤務、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、昭和三年一〇月名古屋地方裁判所岡崎支部予備判事、昭和三年一二月金沢地方裁判所予備判事、昭和四年六月金沢地方裁判所判事、昭和五年七月安濃津地方裁判所判事、昭和七年一〇月名古屋区裁判所判事、昭和一三年九月名古屋地方裁判所判事〔人物事典Ⅲ〕、昭和一八年一二月岡崎区裁判所兼名古屋地方裁判所岡崎支部判事〔官報〕昭和18・12・27、…岐阜地方裁判所部長〔司法部職員録〕昭和21年〕、昭和二二年一月名古屋地方裁判所判事〔官報〕昭和22・11・26、昭和24・1・24、昭和二三

年二月名古屋簡易裁判所判事〔官報〕昭和23・2・25、昭和23・2・28、昭和二三年五月免本官・判事專任〔官報〕昭和23・5・28、昭和二三年一〇月名古屋家事審判所長〔官報〕昭和23・10・20、昭和二四年一月兼名古屋家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3、昭和二四年七月依願免本官〔官報〕昭和24・7・20、昭和二四年八月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和24・10・4、昭和五六年六月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和56・9・11〕

●「田中一郎」〔全国弁護士大観〕、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑥六鹿貢

●明治二三年一〇月二一日生、愛知県中島郡稲沢町、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正五年一〇月名古屋地方裁判所詰、大正七年二月名古屋地方裁判所予備検事、大正七年七月鹿兒島地方裁判所検事、大正八年六月佐賀地方裁判所判事、大正九年七月唐津区裁判所判事、大正一〇年七月中津区裁判所判事、大正一二年七月飯塚区裁判所判事、大正一四年一二月上野区裁判所判事、大正一五年一二月富山地方裁判所判事、昭和三年一二月岐阜地方裁判所判事、昭和一〇年三月金沢地方裁判所部長〔人物事典Ⅲ〕、昭和一六年六月安濃津地方裁判所部長〔官報〕昭和16・7・3、昭和一六年一二月岡崎区裁判所判事兼名古屋地方裁判所岡崎支部長〔官報〕昭和16・12・26、昭和二二年三月大審院部長・退職〔官報〕昭和21・3・19、昭和二二年六月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和21・8・13、昭和三一年六月一〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和31・7・12〕

●「六鹿貢」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑦柴原八一

●明治三八年九月六日生、広島県御調郡河内村、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、

昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和五年一月札幌地方裁判所予備判事、昭和六年八月釧路地方裁判所判事、昭和六年一月札幌区裁判所判事、昭和九年五月金沢地方裁判所判事、昭和十一年六月安濃津地方裁判所判事、昭和十三年一月名古屋地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和二十年七月名古屋控訴院判事、昭和二十一年二月岐阜地方裁判所部長、昭和二十二年一月兼岐阜簡易裁判所判事、昭和二十二年五月岐阜地方裁判所判事、昭和二十二年十一月広島高等裁判所判事、昭和二十三年一月広島高等裁判所岡山支部判事、昭和二十七年二月広島地方裁判所判事、昭和三十一年四月広島高等裁判所判事、昭和三十五年一月広島高等裁判所岡山支部長、昭和三十九年一月釧路地方裁判所長兼釧路家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四十二年九月岡山家庭裁判所長（『官報』昭和42・9・22）、昭和四十五年九月定年退職（『官報』昭和45・9・8）、昭和四十五年二月弁護士登録・広島（『官報』昭和46・1・23）、平成元年九月一日登録取消・死亡（『官報』昭和元・11・10）

●「柴原八一」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

⑧ 鈴木文五郎

●明治二七年五月七日生、山形県東村山郡寺津村、大正六年七月明治大学法科卒業、大正一二年二月判事検事登用試験及第、弁護士試験及第、大正一二年三月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一三年一月札幌地方裁判所予備判事、大正一五年八月青森地方裁判所判事、大正一五年一月函館区裁判所判事、昭和三年五月網走区裁判所判事、昭和六年六月旭川地方裁判所判事、昭和七年五月高山区裁判所判事、昭和七年九月御嵩区裁判所判事、昭和九年三月輪島区裁判所判事、昭和一〇年四月金沢地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅳ）、

昭和十一年一月名古屋区裁判所兼名古屋地方裁判所判事（『官報』昭和11・12・9）、昭和十一年八月名古屋地方裁判所部長・退職（『官報』昭和19・8・23）、昭和十一年八月公証人・名古屋（『官報』昭和19・8・23）、昭和二十六年五月三日死亡（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

(二) 検事の閲歴

① 岩淵彰郎（新潟参照）

●明治一七年二月二日生、栃木県河内郡豊郷村↓東京市淀橋区西大久保、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正二年五月名古屋地方裁判所予備検事、大正二年一月輪島区裁判所検事、大正三年六月金沢区裁判所検事、大正六年九月名古屋区裁判所検事、大正七年六月看守長任用試験委員、大正一〇年一月東京区裁判所検事、大正十一年一月退職、大正十一年一月弁護士登録・東京（『官報』大正11・12・11）、大正一二年五月弁護士登録取消（『官報』大正12・6・5）、大正一二年六月半田区裁判所検事、大正一三年一月岡崎区裁判所検事、大正一五年九月富山地方裁判所検事、昭和二年一月金沢地方裁判所検事、昭和四年八月新潟地方裁判所検事、昭和六年七月東京控訴院検事、昭和九年八月姫路区裁判所検事、昭和十一年四月宮崎地方裁判所検事正、昭和十二年六月高知地方裁判所検事正（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和十四年一月長崎地方裁判所検事正（『官報』昭和14・12・16）、昭和十六年五月福岡地方裁判所検事正（『官報』昭和16・5・14）、昭和十七年一月広島地方裁判所検事正（『官報』昭和17・12・29）、昭和十九年三月大審院検事・退職（『官報』昭和19・3・24～25）、昭和十九年六月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和19・7・24）、昭和十九年一月登録換・宇都宮（『官報』昭和20・1・12）、昭和三十一年三月登録取消（『官報』昭和31

・4・10)、昭和三二年六月二一日死亡(『人物物故大年表』日本人編Ⅱ・平成18年)

●「岩淵彰郎」(『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月)、「岩淵彰郎」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月。注、「岩淵彰郎」を「岩瀨彰郎」と誤っている)。

②猪股敬勝(東京参照)

●明治二〇年九月二八日生、愛媛県北宇和郡宇和島町↓宇和島市丸の内、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正五年六月静岡地方裁判所予備検事、大正五年十一月山口地方裁判所検事、大正八年六月下関区裁判所検事、大正九年一〇月大分地方裁判所検事、大正一三年一月佐賀地方裁判所検事、大正一三年二月東京地方裁判所検事、昭和四年八月金沢地方裁判所検事、昭和九年一〇月長崎控訴院検事(『人物事典』IⅤ)、昭和一一年一二月富山地方裁判所検事正(『官報』昭和11・12・28)、昭和一二年一〇月退職(『官報』昭和12・10・26)、昭和一三年三月一八日死亡(『東京朝日』昭和13・3・30)

●「猪原敬勝」(『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月)、「猪原敬勝」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満州・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月)

③佐藤貞藏

●明治一六年二月八日生、福岡県浮羽郡江南村、明治四一年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四三年八月和歌山地方裁判所予備判事、明治四四年二月盛岡地方裁判所検事、大正二年五月盛岡区裁判所検事、大正三年四月札幌区裁判所検事、大正三年四月退職、大正三年一月弁護士登録・富山、大正一二年一二月登録取消(『官報』大正12・12・19)、大正一二年一月宮崎区裁判所検事、大正一四年七月那覇地方裁判所検事、昭和二年一〇月川内区裁判所検事、昭和三年七月小倉区裁判所

検事、昭和五年九月樺太地方裁判所検事、昭和七年一二月豊橋区裁判所検事、昭和九年一〇月金沢地方裁判所検事、昭和一〇年一二月高岡区裁判所検事(『人物事典』ⅢⅤ)、昭和一六年一二月富山地方裁判所兼富山区裁判所検事(『官報』昭和16・12・27)、昭和一八年二月名古屋控訴院検事・退職(『官報』昭和18・2・16Ⅴ17)、昭和一八年三月弁護士登録・富山(『官報』昭和18・4・19)、昭和二一年五月登録換・福岡(『官報』昭和21・6・26)、昭和二五年三月四日登録取消・死亡(『官報』昭和25・4・6)

●「佐藤貞藏」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

(三) 弁護士の閲歴

①堀勝介

●明治二四年一月一〇日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」石川、「事務所」金沢市味噌蔵町裏丁二五、「電話」金沢二四九〇(『日本弁護士名簿』昭和4年)、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業(『官報』大正6・7・13)、…大阪商船勤務…、大正一〇年五月司法官試補・福岡地方裁判所詰(『官報』大正10・6・6)、大正一一年三月東京地方裁判所詰(『官報』大正11・3・23)、大正一二年三月東京地方裁判所予備検事(『官報』大正12・3・5、大正12・3・7)、大正一二年五月新潟区裁判所検事(『官報』大正12・5・16)、大正一三年三月下妻区裁判所兼水戸地方裁判所検事(『官報』大正13・3・28)、大正一三年六月退職(『官報』大正13・6・17)、大正一三年七月弁護士登録・金沢(『官報』大正13・7・12)、昭和一四年三月登録取消・死亡(『官報』昭和14・4・14)

●「堀勝介氏」(『西野十陸』『昭和北陸名鑑』、北陸名鑑出版部・一九二八年九月)、「堀勝介」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満州・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月)

②豊島武夫

●明治二七年三月一三日生（全国弁護士大観「昭和52年」）、「出身地」石川、「事務所」金沢市玄番町二番丁二〇、「電話」金沢二九〇四（日本弁護士名簿「昭和4年」、大正一二年一二月弁護士試験（大正一二年法律五二号）合格（官報）大正13・1・7）、大正一二年三月弁護士登録・金沢（官報）大正13・4・18）、昭和一二年四月金沢弁護士会長（日本弁護士名簿「昭和12年」、昭和一四年一二月登録取消（官報）昭和14・12・13）、昭和一四年一二月徳島地方裁判所兼徳島区裁判所判事（官報）昭和14・11・16）、昭和一六年三月川島区裁判所兼徳島地方裁判所判事（官報）昭和16・3・28）、昭和一七年一〇月宮津区裁判所兼京都地方裁判所宮津支部判事（官報）昭和17・10・5）、昭和二一年二月京都地方裁判所部長（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二一年五月弁護士登録・京都（官報）昭和21・6・26）、昭和二一年一二月登録換・大阪（官報）昭和22・1・20）、昭和二二年六月登録換・金沢（官報）昭和22・7・28）、昭和二九年三月登録取消（官報）昭和29・4・14）、……昭和三九年四月弁護士登録・名古屋（官報）昭和39・5・19）、昭和三九年九月登録換・金沢（官報）昭和39・10・17）、平成四年六月三日登録取消・死亡（官報）平成4・10・14）

●「豊島武夫」《全国弁護士大観》、法曹公論社・一九七七年六月）、中村三次「法曹一元を實行された豊島武夫先生」《金沢弁護士会百年史》、金沢弁護士会・一九九六年三月）

●豊島武夫『裁判所へ国民宣言』（豊島武夫・一九六五年一月）

③重山徳好

●明治三四年二月九日生、「出身地」石川、「事務所」金沢市味噌蔵町下中丁九〇、「電話」金沢一四八七（日本弁護士名簿「昭和4年」、大正四年七月日本大学法科卒業（大衆人事録「昭和18年」、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年四月弁護士登録・東京（官報）

大正12・4・26）、大正一三年三月登録換・札幌（官報）大正13・3・14）、大正一四年四月登録換・東京（官報）大正14・5・20）、昭和二年一月登録換・金沢（官報）昭和2・2・10）、昭和七年・昭和八年各四月金沢弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和7年・8年」、昭和一五年・昭和一六年各四月金沢弁護士会長（日本弁護士名簿「昭和15年・16年」、昭和二八年・昭和二九年各四月金沢弁護士会長（日本弁護士名簿「昭和28年・29年」、昭和四六年四月二二日登録取消・死亡（官報）昭和46・6・28）

●「重山徳好氏」（西野十陸『昭和北陸名鑑』、北陸名鑑出版部・一九二八年九月）、「重山徳好」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、山越茂「重山徳好先生の思い出」（『金沢弁護士会百年史』、金沢弁護士会・一九九六年三月）

④北山八郎

●明治二八年一月一日生（昭和北陸名鑑「昭和3年」）、「出身地」石川、「事務所」金沢市大手町三、「電話」金沢三六八〇（日本弁護士名簿「昭和4年」、……早稲田大学卒業（全国弁護士大観「昭和52年」、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・金沢（官報）大正12・4・6）、昭和一一年四月金沢弁護士会長（日本弁護士名簿「昭和11年」、昭和五三年八月一六日登録取消・死亡（官報）昭和53・10・26）

●「北山八郎氏」（西野十陸『昭和北陸名鑑』、北陸名鑑出版部・一九二八年九月）、「北山八郎氏」（塚田凡堂編著『先哲の遺逸話』、北日本社・一九三五年一月）、林武夫「北山八郎先生の思い出」（『金沢弁護士会百年史』、金沢弁護士会・一九九六年三月）

⑤廣瀬嘉一

●明治四四年九月生（大衆人事録「昭和18年」）、「出身地」石川、「事務所」金沢市仙石町一八、「電話」金沢七五二二（日本弁護士名簿「昭和4年」、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官

報」明治44・7・13）、大正二年一月弁護士登録・金沢（官報）大正2・11・29）、大正一四年・大正一五年各四月金沢弁護士会長（日本弁護士名簿）大正14年・15年）、昭和一二年一二月登録取消（官報）昭和13・1・18）、……昭和二二年一月弁護士登録・金沢（官報）昭和22・2・28）、昭和三八年九月二三日登録取消（官報）昭和38・10・11）

●「廣瀬嘉一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑥今島廉藏

●明治三〇年三月三日生、「出身地」鳥取、「事務所」金沢市九人橋下通七ノ一、「電話」金沢三五六七（日本弁護士名簿）昭和10年）、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一三年六月函館地方裁判所予備検事、大正一四年一二月七尾区裁判所検事（人物事典ⅡⅤⅢ）、昭和三年一二月金沢区裁判所兼金沢地方裁判所検事（官報）昭和4・1・4）、昭和五年一〇月退職（官報）昭和5・10・3）、昭和五年一〇月弁護士登録・金沢（官報）昭和5・11・11）、昭和二年四月金沢弁護士会長（日本弁護士沿革史）昭和34年）、昭和二三年三月登録取消（官報）昭和23・4・27）、昭和二五年一〇月弁護士登録（官報）昭和25・11・9）、昭和四九年八月三〇日登録取消・死亡（官報）昭和49・10・28）

●「今島廉藏」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

6 富山

（一）判事の閲歴

①細谷朝次

●明治一〇年九月一〇日生、東京市浅草区児島町↓本郷区新花町、明治三四年七月東京

帝国大学法科大学卒業、明治三四年七月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治三六年二月宇都宮区裁判所判事、明治三六年一月東京区裁判所判事、明治三八年四月東京地方裁判所判事、明治四四年五月宇都宮地方裁判所判事、大正二年五月栃木区裁判所判事、大正六年九月静岡区裁判所監督判事、大正一〇年五月木更津区裁判所監督判事、大正一二年四月東京控訴院判事、大正一二年一〇月長野地方裁判所部長、大正一四年八月横浜地方裁判所部長、大正一五年七月函館区裁判所監督判事、昭和三年七月函館地方裁判所部長、昭和三年九月富山地方裁判所長、昭和八年二月甲府地方裁判所長（人物事典ⅠⅤⅣ）、昭和一二年一〇月退職（官報）昭和12・10・5）

●「細谷朝次」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）

②島宗一永

●明治二一年一月一日生、新潟県三島郡日越村、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正七年四月宇都宮地方裁判所予備判事、大正七年七月福井地方裁判所判事、大正八年六月名古屋地方裁判所判事、大正一一年一二月安濃津地方裁判所判事、昭和三年四月名古屋控訴院判事、昭和四年五月名古屋地方裁判所判事、昭和七年四月富山地方裁判所部長、昭和一一年四月岐阜地方裁判所部長、昭和一四年八月名古屋地方裁判所部長（人物事典ⅡⅤⅤ）、昭和一八年四月大審院判事・退職（官報）昭和18・4・13Ⅴ14）

●「島宗一永」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）、「島宗一永」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

③小久保峯雄（岐阜参照）

④ 高橋嘉平

● 明治三八年一月二五日生、千葉県山武郡東金町、大正一五年三月中央大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科卒業、昭和四年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和五年一二月福島地方裁判所若松支部予備判事、昭和六年六月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月富山地方裁判所判事、昭和一〇年九月安濃津地方裁判所判事、昭和一二年四月名古屋地方裁判所判事（人物事典Ⅳ～Ⅴ）、昭和一九年五月金沢地方裁判所判事、昭和二一年三月名古屋地方裁判所兼名古屋区裁判所判事、昭和二三年二月名古屋地方裁判所兼名古屋簡易裁判所判事（官報 昭和23・2・25）、昭和二四年三月名古屋地方裁判所判事事務総括者（官報 昭和24・4・15）、昭和二五年一二月免兼名古屋簡易裁判所判事（官報 昭和25・12・29）、昭和二七年一月名古屋高等裁判所判事、昭和三二年一月名古屋地方裁判所判事、昭和三三年一月名古屋地方裁判所判事事務総括者（官報 昭和33・1・4）、昭和三六年六月富山地方裁判所長兼富山家庭裁判所長、昭和三九年七月名古屋高等裁判所判事事務総括者（官報 昭和39・7・14）、昭和四一年一二月岡山地方裁判所長（司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和四五年一二月定年退官（官報 昭和45・12・26）

⑤ 瀧川重郎

● 明治三四年七月一二日生、滋賀県甲賀郡油日村、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月陸軍砲兵少尉、昭和四年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和五年一二月金沢地方裁判所七尾支部予備判事、昭和七年一二月富山地方裁判所判事、昭和一〇年三月安濃津地方裁判所判事、昭和一二一年七月名古屋地方裁判所判事（人物事典Ⅳ～Ⅴ）、昭和一九年六月富山地方裁判所兼富山区裁判所判事、

昭和二一年三月福井地方裁判所兼福井区裁判所判事、昭和二二年一月福井地方裁判所判事、昭和二四年一月兼福井家庭裁判所判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二八年二月名古屋地方裁判所判事（官報 昭和32年）、昭和三二年一月名古屋高等裁判所判事（官報 昭和32・11・16）、昭和三三年一月名古屋高等裁判所判事事務総括者（官報 昭和33・1・2）、昭和三四年六月依願免本官（官報 昭和34・6・30）、昭和三四年六月公証人・名古屋（官報 昭和34・7・2）、昭和四六年七月公退職証人（官報 昭和46・7・29）、昭和四六年八月弁護士登録・名古屋（官報 昭和46・9・30）、昭和五七年一月一七年登録取消・死亡（官報 昭和57・3・11）

● 「瀧川重郎」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑥ 小室薫

● 明治二七年九月四日生、愛知県丹羽郡扶桑村、大正六年七月明治大学法律科卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第、弁護士試験及第、大正六年一二月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正八年七月札幌地方裁判所判事、大正一〇年七月函館地方裁判所判事、大正一三年八月裁判所書記登用試験委員長、大正一四年七月金沢地方裁判所判事、昭和五年一二月岐阜地方裁判所判事、昭和一一年四月富山地方裁判所部長（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年六月金沢地方裁判所部長（官報 昭和16・7・3）、昭和二〇年五月安濃津地方裁判所部長（官報 昭和20・5・14）、昭和二一年三月大審院判事・退職（官報 昭和21・3・19）、昭和二一年五月弁護士登録・金沢（官報 昭和21・6・26）、昭和三五年一二月二五日生登録取消・死亡（官報 昭和36・1・27）

● 「小室薫」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑦ 高野誠三

●明治二〇年二月一〇日生、茨城県久慈郡太田町、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年七月司法属監獄局勤務、大正七年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正九年三月千葉地方裁判所予備判事、大正九年四月長野地方裁判所判事、大正一〇年五月大館区裁判所判事、大正一五年一二月酒田区裁判所判事、昭和五年八月高岡区裁判所判事、昭和九年四月富山地方裁判所判事、昭和一二年九月高山区裁判所監督判事（『人物事典』ⅢⅤ）、昭和一九年六月敦賀区裁判所判事（『官報』昭和19・6・10）、昭和二一年三月名古屋控訴院部長・退職（『官報』昭和21・3・26）、昭和二二年九月弁護士登録・福井（『官報』昭和21・19・30）、昭和三三年八月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和33・9・9）

⑧中林利一

●明治三五年一月二日生、豊橋市松葉町、大正一四年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和六年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和七年七月釧路地方裁判所判事、昭和八年七月岩内区裁判所判事、昭和一〇年二月札幌地方裁判所判事、昭和一〇年九月富山地方裁判所判事、昭和一二年三月安濃津地方裁判所四日市支部判事、昭和一四年五月安濃津地方裁判所判事（『人物事典』ⅣⅤ）、昭和一七年四月名古屋少年審判所少年審判官、昭和二一年金沢少年審判所少年審判官、昭和二三年一二月金沢地方裁判所判事、昭和二四年一月金沢地方裁判所兼金沢家庭裁判所判事（『司法大観』昭和32）、昭和二四年一月名古屋地方裁判所兼名古屋家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和三三年一二月名古屋家庭裁判所判事（『官報』昭和33・12・26Ⅴ27）、昭和三八年五月依願免本官（『官報』昭和38・5・4）、昭和三八年五月公証人・名古屋（『官報』昭和38・5・20）、昭和三九年五月三一日死亡（『官報』昭和39・6・15）

(二) 検事の閲歴

①森勇

●明治九年一月三日生、岐阜県羽島郡中屋村、明治三三年七月明治法律学校卒業、明治三五年一一月判事検事登用試験及第、明治三五年一一月司法官試補・金沢地方裁判所詰、明治三八年四月高松区裁判所検事、明治四〇年七月大津区裁判所検事、明治四三年七月大阪地方裁判所検事、大正二年五月大津地方裁判所検事、大正五年七月広島区裁判所検事、大正七年七月山口地方裁判所検事、大正一一年一二月呉区裁判所検事、大正一三年一二月広島地方裁判所検事、昭和二年五月広島控訴院検事、昭和二年六月公証人懲戒委員、昭和三年五月那覇地方裁判所検事正、昭和六年七月富山地方裁判所検事正、昭和八年七月奈良地方裁判所検事正（『人物事典』ⅠⅣ）、昭和一二年六月金沢地方裁判所検事正（『官報』昭和12・6・30）、昭和一四年七月大審院検事・退職（『官報』昭和14・7・20）、昭和一五年三月金沢市長当選、昭和一九年二月金沢市長任期満了、昭和三三年一〇月死亡（『日本の歴代市長』第2巻、昭和59年）

●「森勇」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「森勇」〔『日本の歴代市長』

第2巻、歴代知事編纂会・一九八四年一月）

②平野丹治

●明治二四年七月八日生、愛知県宝飯郡三谷町、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年五月函館地方裁判所検事、大正一〇年一二月小樽区裁判所検事、大正一四年七月岩見沢区裁判所検事、大正一五年五月安濃津地方裁判所検事、昭和四年一〇月岐阜区裁判所検事、

昭和六年七月大垣区裁判所検事、昭和九年一二月岐阜区裁判所検事、昭和一〇年七月富山地方裁判所検事（『人物事典』Ⅱ（V））、昭和一四年一二月福井地方裁判所兼福井区裁判所検事（『官報』昭和14・12・29）、昭和一五年一二月名古屋控訴院検事（『官報』昭和15・12・27）、昭和一八年三月安濃津地方裁判所兼安濃津区裁判所検事（『官報』昭和18・4・1）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（『官報』昭和21・3・19）、昭和二十一年六月弁護士登録・三重（『官報』昭和21・8・13）、昭和二十八年四月三日登録取消・死亡（『官報』昭和28・5・9）

●「平野丹治」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

③池永博

●明治三二年四月一六日生、三重県阿山郡上野町、大正一二年七月高等試験予備試験合格、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一五年一月神戸地方裁判所予備検事、昭和三年二月名古屋区裁判所検事、昭和五年八月岐阜区裁判所検事、昭和六年七月富山区裁判所検事、昭和九年一月御嵩区裁判所検事、昭和十一年七月金沢区裁判所検事、昭和一三年三月高岡区裁判所検事、昭和一四年七月豊橋区裁判所検事（『人物事典』Ⅲ（V））、昭和一七年大垣区裁判所検事、昭和一九年一二月旭川地方裁判所検事、昭和二十四年一月福岡高等検察庁検事、昭和二十四年五月福岡地方検察庁小倉支部長、名古屋地方検察庁岡崎支部長、昭和二十九年七月退職（『官報』昭和29・8・20）、昭和二十九年一〇月公証人・浦和（『司法大観』昭和32年）、昭和四四年四月依願免公証人（『官報』昭和44・4・21）、昭和四四年五月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和44・7・1）、昭和四七年一二月一三日登録取消・死亡（『官報』昭和47・2・1）

(三) 弁護士の履歴

①深井龍太郎

●明治二五年一二月二日生（『全国弁護士大鑑』昭和52年）、「出身地」富山、「事務所」富山市桜木町、「電話」富山三二六（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正六年三月京都帝国大学法学部卒業（『官報』大正6・7・19）、大正六年八月弁護士登録・東京（『官報』大正6・8・24）、大正九年一〇月登録換・富山（『官報』大正9・10・18）、大正一五年・昭和二年・昭和一六年・昭和一七年・昭和二十七年・昭和二十八年各四月富山弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正15年・昭和2年、『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和四〇年度中途富山県弁護士会長（『富山県弁護士会の歩み』昭和52年）、昭和四一年・昭和四七年各四月富山県弁護士会長（『全国弁護士大鑑』昭和52年）、昭和五四年九月七日登録取消・死亡（『官報』昭和54・10・23）

●「深井龍太郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「深井龍太郎」『全国弁護士大鑑』法曹公論社・一九七七年六月）、「深井龍太郎」（富山県議会編『富山県議会史』第四卷、富山県議会議務局・一九八一年）

●深井龍太郎 「回想・随想親子二代にわたって」『富山県弁護士会の歩み』富山県弁護士会・一九七七年三月）

②小林宗信

●明治二四年一〇月二一日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」富山、「事務所」富山市西田地方町、「電話」富山五一二（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・富山（『官報』大正12・3・31）、昭和五年・昭和二十一年各四月富山弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和5年、『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和三〇年一月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和30・2・11）

●「小林宗信君」(『富山県知名人物大鑑』第一輯、富山県知名人物発行所・一九二八年四月)、「小林宗信氏」(『越中人物誌』、越中人物誌刊行会・一九四一年一月)、「小林宗信」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)

一〇 おわりに

本資料集は、増田が企画編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野、居石、林の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覽表」、「三 刑事統計年報から見た陪審裁判」、「七 新聞報道に見る陪審公判」、「九 陪審公判を担当した判検事・弁護士の間歴」、「一〇 おわりに」は、増田が執筆し電磁ファイル化した。なお、「四・五・六」の資料紹介の前書・注も、増田が執筆した。

「三 刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の刑事統計年報は、横山妙子の協力により収集した。

「四 予審終結決定・諭告・弁論」、および「五 諭告・説示・問書」は、資料『名古屋控訴院管内陪審説示集』に収録されたものから、紺谷・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。

「六 刑事判決書」は、増田が各地方検察庁に閲覧謄写申請をし、名古屋地方検察庁分は増田と紺谷がデジタルカメラで撮影し両名が分担して電磁ファイルを作成し、金沢地方検察庁分は増田が撮影して電磁ファイルを作成した。また、『名古屋控訴院管内陪審説示集』に収録された一〇件の判決は、紺谷・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。更に、『大審院刑事判例集』および『法律新聞』に記載された大審院判決は、紺谷・矢野・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。

「七 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、増田・横山が、国会図書館において検索・収集した。その他、増田が福井・金沢・富山県立図書館で地方紙の記事を検索・収集した。

「八 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」の資料は、増田が調査・準備した。その内、矢野が「判検事の感想」の電磁ファイルを作成し、増田が「弁護士の感想」の電磁ファイルを作成した。

「九 陪審公判を担当した判検事弁護士の間歴」の資料は、増田が官報・法曹大鑑・司法大観などの資料により調査・収集した。弁護士の間歴資料の一部については、増田・紺谷が名古屋市舞鶴中央図書館、三重県立図書館で、増田が岐阜・福井・石川・富山県立図書館で、地方版の紳士録などにより検索・収集した。そして、これらの資料を用いて、増田が電磁ファイルを作成した。